

自己点検評価報告書 2007

獨協大学の現状と課題

- 新たな自己改革のために -



獨 協 大 学

序章

獨協大学学長 梶山 皓

獨協大学は、建学の理念である「学問を通じての人間形成の場」をめざして日々努力を積み重ねてきた。自己点検・評価活動に取り組んできていることもその一環である。

本学が自己点検・評価報告書を刊行するのは1997年の第一回以来、今回で三回目である。自己点検・評価活動は、1991年に大学設置基準が改正され、点検・評価が大学の「努力義務」となったことに始まる。本学は、これを受けて直ちに「自己評価検討委員会」を発足させ、自己評価の在り方および具体的方策の検討を開始した。そして翌92年には自己点検・評価を立案・運営する組織として「自己点検運営委員会」を、さらに同委員会のもとに「点検実施委員会」に組織して活動を本格化した。1994年4月には、学則を改正し、「自ら点検および評価を行い、その結果を公表する」(第1条の2)ことを定めた。

1997年には『自己点検・評価報告書1997 獨協大学の現状と課題 新たな自己改革のために』を刊行し、大学基準協会に初めての相互評価を申請した。これにたいして翌98年4月に同協会より、大学基準に適合しているとの認定を得ることができた。

1999年には大学設置基準が改正され、自己点検・評価が「努力義務」から「実施義務」になったことを受けて、新たに「獨協大学自己点検および評価に関する規程」を制定して、5年毎に自己点検・評価を実施することとした。この規程に基づき、2002年に『自己点検・評価報告書2002 獨協大学の現状と課題 新たな自己改革のために』を刊行した。

こうした実績と経験を踏まえて、2006年4月に今後の点検評価活動の一層の充実を期して、「獨協大学自己点検および評価に関する規程」を改正し、自己点検・評価の統轄機関として自己点検運営委員会をおき、その下に実施組織として学科長を委員の中心とする点検・評価企画委員会とFD推進委員会をおくことになった。さらに、認証評価の準備・実施・報告を行う認証評価委員会も設置した。同時に、これら委員会の事務担当組織として「自己点検・評価室」を設置した。

以上のような制度が確立される中で、今回の報告書は作成された。まず、報告書の原案作成の分担につき、認証評価委員会で審議を重ね、各学部学科、各大学院研究科、部局での原案執筆者を決定した。つぎに、自己点検・評価室が主催して、原案執筆者に対して執筆要領についての説明会を開催した。

こうして分担執筆に取り組み、完成した原案は、各学部学科、各大学院研究科、部局で認証評価委員が中心になって、学部長、学科長、研究科委員長、各部局の長(委員長、部・課長)と協議を重ね草案を作成した。草案は各学部教授会、各研究科委員会、各部局の委員会に提出され、ここで審議、承認されたものを自己点検・評価室が集約し、全体の統一、重複個所の調整を認証評価委員と協議しつつ行い、報告書案を作成した。

報告書案は、自己点検運営委員会、部局長会の審議、承認を経て、全専任教職員の縦覧に付された後、全学教授会に提出され、審議、承認をうるにいたった。

以上のごとく、報告書の作成は一部の役職者によってではなく、自己点検・評価のための学内組織を挙げて取り組まれた。その結果、本学が抱えている現状と問題点を本学に働くすべての専任教職員の共通認識とすることが出来たと考えている。

大学をとりまく環境が厳しさを増す中で、ともすれば「大学の生き残りをかけた改革」といった消極的な、受け身の改革になりがちであるが、本学にあっては、より積極的に本学のおかれている現状を冷徹に見つめ、建学の理念を本学の将来に生かすべく、展望を持った積極的改革に邁進すべき時を迎えていると考えている。

2007年度には、大学草創期以来初めての新学部が発足する。そして同時に図書館等情報機能と新時代の教室機能を兼ね備えた天野貞祐記念館も竣工し、グラウンドも一新される運びとなる。さらに引き続いて社会的要請に見合った新たな学科の増設、研究機能を増させるべく地域社会と連携した複数の研究所の設立などが具体化されつつある。現状に満足することなく、時代の要請に耳を傾け、未来に向かって建学の理念を開花させる施策を打ち出すことが求められている。

本報告書は、相互評価を受けるべく大学基準協会に提出することを主たる目的として作成したものであるが、全教職員が、7年後の次回の報告書を作成するスタート台に立った意気込みで本報告書を読まれることを希望している。

終わりにあたり、本報告書の作成のために、多大な労力を惜しまなかった認証評価委員、自己点検・評価室のみなさんをはじめ、多くの教職員のみなさんに御礼申し上げます。

目 次

(目次をクリックすると該当ページに移動します)

【第1章】

大学・学部等の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標

大学院研究科の使命および目的・教育目標

概要および目標 1

【理念・目的等】

001：大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性（A群）

002：大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性（A群）

【理念・目的等の検証】

003：大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況（C群）

004：大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況（C群）

【健全性・モラル等】

005：大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等の策定状況（C群）

大学	3
外国語学部	8
ドイツ語学科	11
英語学科	15
フランス語学科	19
言語文化学科	22
経済学部（経済学科・経営学科）	26
法学部（法律学科・国際関係法学科）	29

006：大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性（A群）

007：大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況（B群）

大学院	33
法学研究科（法律学専攻）	33
外国語学研究所	35
ドイツ語学専攻	36
英語学専攻	37
フランス語学専攻	39
日本語教育専攻	40
経済学研究所（経済・経営情報専攻）	42
法科大学院（法務研究科法曹実務専攻）	44

【第2章】

教育研究組織

概要および目標	46
---------------	----

【教育研究組織】

008：当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性（A群）

【教育研究組織の検証】

009：当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況（C群）

大学	48
外国語学部	49
ドイツ語学科	50
英語学科	51
フランス語学科	52
言語文化学科	53
経済学部（経済学科・経営学科）	55
法学部（法律学科・国際関係法学科）	57
大学院	61
法学研究科（法律学専攻）	61
外国語学研究科	62
ドイツ語学専攻	63
英語学専攻	64
フランス語学専攻	65
日本語教育専攻	66
経済学研究科（経済・経営情報専攻）	67
法科大学院（法務研究科法曹実務専攻）	69

【第3章】

学士課程の教育内容・方法等

修士課程・博士課程の教育内容・方法等

概要および目標・・ 71

【(1) 教育課程等 学部・学科等の教育課程】

- 010: 学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連 (A群)
- 011: 学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性 (A群)
- 012: 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ (A群)
- 013: 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性 (B群)
- 014: 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性 (B群)
- 015: 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性 (B群)
- 016: 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性 (B群)
- 017: 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況 (B群)
- 018: グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけ (C群)
- 019: 起業家的能力を涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教育課程上の位置づけ (C群)
- 020: 学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況 (C群)

【(1) 教育課程等 カリキュラムにおける高・大の接続】

- 021: 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況 (A群)

【(1) 教育課程等 カリキュラムと国家試験】

- 022: 国家試験につながるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率 (C群)

【(1) 教育課程等 医学系のカリキュラムにおける臨床実習】

- 023: 医学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性 (B群)

【(1) 教育課程等 インターンシップ、ボランティア】

- 024: インターン・シップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性 (C群)
- 025: ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性 (C群)

【(1) 教育課程等 履修科目の区分】

- 026: カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性 (B群)

【(1) 教育課程等 授業形態と単位の関係】

- 027: 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性 (A群)

【(1) 教育課程等 単位互換、単位認定等】

- 028: 国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性 (B群)

029：大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあつては、実施している単位認定方法の適切性（B群）
030：卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合（B群）
031：海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ（C群）
032：発展途上国に対する教育支援を行っている場合における、そうした支援の適切性（C群）
【（1）教育課程等 開設授業科目における専・兼比率等】
033：全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合（B群）
034：兼任教員等の教育課程への関与の状況（B群）
【（1）教育課程等 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】
035：社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮（C群）
【（1）教育課程等 生涯学習への対応】
036：生涯学習への対応とそのため措置の適切性、妥当性（B群）
【（1）教育課程等 正課外教育】
037：正課外教育の充実度（C群）

大学	74
外国語学部	87
ドイツ語学科	93
英語学科	112
フランス語学科	126
言語文化学科	139
経済学部（経済学科・経営学科）	151
法学部（法律学科・国際関係法学科）	172

【（2）教育方法等 教育効果の測定】
038：教育上の効果を測定するための方法の適切性（B群）
039：教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況（B群）
040：教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況（B群）
041：卒業生の進路状況（B群）
042：教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況（C群）
043：教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況（C群）
044：教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況（C群）
045：国際的、国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況（C群）
【（2）教育方法等 厳格な成績評価の仕組み】
046：履修科目登録の上限設定とその運用の適切性（A群）
047：成績評価法、成績評価基準の適切性（A群）
048：厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況（B群）
049：各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性（B群）
050：学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況（C群）
【（2）教育方法等 履修指導】
051：学生に対する履修指導の適切性（A群）
052：オフィスアワーの制度化の状況（B群）

053：留年者に対する教育上の配慮措置の適切性（B群）
054：学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況（C群）
055：科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性（C群）
【(2) 教育方法等 教育改善への組織的な取り組み】
056：学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性（A群）
057：シラバスの作成と活用状況（A群）
058：学生による授業評価の活用状況（A群）
059：FD活動に対する組織的取り組み状況の適切性（B群）
060：FDの継続的实施を図る方途の適切性（C群）
061：学生満足度調査の導入状況（C群）
062：卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況（C群）
063：雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組みの導入状況（C群）
064：教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性（C群）
【(2) 教育方法等 授業形態と授業方法の関係】
065：授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性（B群）
066：マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性（B群）
067：「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性（B群）
【(2) 教育方法等 3年卒業の特例】
068：4年未満で卒業を認めている大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性（C群）

大学	186
外国語学部	191
ドイツ語学科	195
英語学科	207
フランス語学科	219
言語文化学科	227
経済学部（経済学科・経営学科）	232
法学部（法律学科・国際関係法学科）	244

【(3) 国内外における教育研究交流】
069：国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性（B群）
070：国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（B群）
071：外国人教員の受け入れ体制の整備状況（C群）
072：教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性（C群）

大学	257
外国語学部	260
ドイツ語学科	262
英語学科	263
フランス語学科	266
言語文化学科	267

経済学部（経済学科・経営学科）	268
法学部（法律学科・国際関係法学科）	269

【(4) 通信制大学等】

073: 通信制の大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性とそのため条件整備の適切性 (A群)

大学（全学部・全学科）	273
-------------	-----

【(1) 教育課程等 大学院研究科の教育課程】

074: 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連 (A群)

075: 「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性 (B群)

076: 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性 (B群)

077: 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係 (A群)

078: 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係 (A群)

079: 博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性 (A群)

080: 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性 (A群)

081: 創造的な教育プロジェクトの推進状況 (C群)

【(1) 教育課程等 単位互換、単位認定等】

082: 国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性 (B群)

【(1) 教育課程等 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

083: 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮 (A群)

【(1) 教育課程等 生涯学習への対応】

084: 社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況 (C群)

【(1) 教育課程等 専門大学院のカリキュラム】

085: カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合 (A群)

086: 高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況 (A群)

087: 高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性 (A群)

088: 高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定 (A群)

089: 学外での経験・活動等を単位認定する際の、認定単位の適切性 (C群)

【(1) 教育課程等 独立大学院等の教育課程】

090: 学部に基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性 (C群)

【(1) 教育課程等 連合大学院の教育課程】

091: 連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方策の適切性 (B群)

092: 複数の異なる大学の大学院課程からなる連合大学院における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性 (C群)

【(1) 教育課程等 「連携大学院」の教育課程】

093：研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系的・一貫性を確保するための方途の適切性（B群）
【(1)教育課程等 研究指導等】
094：教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性（A群）
095：学生に対する履修指導の適切性（A群）
096：指導教員による個別的な研究指導の充実度（B群）
097：複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化（C群）
098：教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性（C群）
099：研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策（C群）
100：才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況（C群）
【(1)教育課程等 医学系大学院の教育・研究指導】
101：医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度（B群）
102：医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性（B群）
【(1)教育課程等 「連携大学院」における研究指導等】
103：「連携大学院」における、体系的な研究指導等を確保するための方途の適切性（C群）

大学院	274
法学研究科（法律学専攻）	275
外国語学研究科	281
ドイツ語学専攻	287
英語学専攻	298
フランス語学専攻	303
日本語教育専攻	310
経済学研究科（経済・経営情報専攻）	317
法科大学院（法務研究科法曹実務専攻）	326

【(2)教育方法等 教育効果の測定】
104：教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性（B群）
105：修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況（C群）
106：大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況（C群）
【(2)教育方法等 成績評価法】
107：学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性（B群）
【(2)教育方法等 教育・研究指導の改善】
108：教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況（A群）
109：シラバスの適切性（A群）
110：学生による授業評価の導入状況（B群）
111：学生満足度調査の導入状況（C群）
112：卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況（C群）
113：高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況（C群）

大学院	339
法学研究科（法律学専攻）	339
外国語学研究科	341
ドイツ語学専攻	343
英語学専攻	346
フランス語学専攻	349
日本語教育専攻	351
経済学研究科（経済・経営情報専攻）	354
法科大学院（法務研究科法曹実務専攻）	357

【(3) 国内外における教育・研究交流】

- 114：国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況（B群）
 115：国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（B群）
 116：国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況（C群）
 117：外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性（C群）
 118：教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性（C群）
 119：国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性（C群）

大学院	361
法学研究科（法律学専攻）	361
外国語学研究科	363
ドイツ語学専攻	365
英語学専攻	366
フランス語学専攻	367
日本語教育専攻	368
経済学研究科（経済・経営情報専攻）	369
法科大学院（法務研究科法曹実務専攻）	370

【(4) 学位授与・課程修了の認定 学位授与】

- 120：修士 博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性（A群）
 121：学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性（B群）
 122：修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性（C群）
 123：学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況（C群）
 124：留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性（C群）

【(4) 学位授与・課程修了の認定 課程修了の認定】

- 125：標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性（B群）

大学院	372
法学研究科（法律学専攻）	372
外国語学研究科	374
ドイツ語学専攻	376

英語学専攻	378
フランス語学専攻	379
日本語教育専攻	380
経済学研究科（経済・経営情報専攻）	382
法科大学院（法務研究科法曹実務専攻）	384

【(5) 通信制大学院】

126：通信制大学院における、教育研究指導方法・単位認定・学位授与の適切性とそのため条件整備の適切性
(A群)

大学院（全研究科・全専攻）	386
法科大学院（法務研究科法曹実務専攻）	386

【第4章】

学生の受け入れ

概要および目標 387

【学生募集方法、入学者選抜方法】

127：大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性（A群）

【入学者受け入れ方針等】

128：入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係（A群）

129：入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係（B群）

130：学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係（C群）

【入学者選抜の仕組み】

131：入学者選抜試験実施体制の適切性（B群）

132：入学者選抜基準の透明性（B群）

133：入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況（C群）

【入学者選抜方法の検証】

134：各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況（B群）

135：入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況（C群）

【アドミッションズ・オフィス入試】

136：アドミッションズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性（C群）

【「飛び入学」】

137：「飛び入学」を実施している大学・学部における、そうした制度の運用の適切性（C群）

【入学者選抜における高・大の連携】

138：推薦入学における、高等学校との関係の適切性（C群）

139：入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ（C群）

140：高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性（C群）

【夜間学部等への社会人の受け入れ】

141：夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況（C群）

【科目等履修生・聴講生等】

142：科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性（C群）

【外国人留学生の受け入れ】

143：留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性（C群）

【定員管理】

144：学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性（A群）

145：定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況（A群）

146：定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況（B群）	
147：恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性（C群）	
【編入学者、退学者】	
148：退学者の状況と退学理由の把握状況（A群）	
149：編入学生及び転科・転部学生の状況（C群）	

大学	389
外国語学部	399
ドイツ語学科	402
英語学科	411
フランス語学科	417
言語文化学科	423
経済学部（経済学科・経営学科）	427
法学部（法律学科・国際関係法学科）	434

【学生募集方法、入学者選抜方法】	
150：大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性（A群）	
【学内推薦制度】	
151：成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性（B群）	
【門戸開放】	
152：他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況（A群）	
【飛び入学】	
153：「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性（B群）	
【社会人の受け入れ】	
154：社会人学生の受け入れ状況（B群）	
【科目等履修生、研究生等】	
155：科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性（C群）	
【外国人留学生の受け入れ】	
156：外国人留学生の受け入れ状況（C群）	
157：留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性（C群）	
【定員管理】	
158：収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性（A群）	

大学院	440
法学研究科（法律学専攻）	441
外国語学研究科	445
ドイツ語学専攻	447

英語学専攻	449
フランス語学専攻	451
日本語教育専攻	453
経済学研究科（経済・経営情報専攻）	456
法科大学院（法務研究科法曹実務専攻）	464

【第5章】

教員組織

概要および目標	469
---------------	-----

【教員組織】

- 159：学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性（A群）
- 160：主要な授業科目への専任教員の配置状況（A群）
- 161：教員組織における専任、兼任の比率の適切性（A群）
- 162：教員組織の年齢構成の適切性（A群）
- 163：教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性（B群）
- 164：教員組織における社会人の受け入れ状況（C群）
- 165：教員組織における外国人研究者の受け入れ状況（C群）
- 166：教員組織における女性教員の占める割合（C群）

【教育研究支援職員】

- 167：実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性（A群）
- 168：教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性（A群）
- 169：ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性（C群）

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

- 170：教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性（A群）
- 171：教員選考基準と手続の明確化（B群）
- 172：教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性（B群）
- 173：任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況（C群）

【教育研究活動の評価】

- 174：教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性（B群）
- 175：教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性（B群）

【大学と併設短期大学（部）との関係】

- 176：大学と併設短期大学（部）における各々固有の人員配置の適切性（B群）
- 177：併設短期大学（部）との人的交流の状況とその適切性（C群）

大学	471
外国語学部	477
ドイツ語学科	481
英語学科	485
フランス語学科	491
言語文化学科	496
経済学部（経済学科・経営学科）	501
法学部（法律学科・国際関係法学科）	509

【教員組織】	
178：大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性（A群）	
179：任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況（C群）	
【研究支援職員】	
180：研究支援職員の充実度（B群）	
181：「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性（B群）	
182：高度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承していくための方途の導入状況（C群）	
183：ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性（C群）	
【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】	
184：大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性（A群）	
185：「連携大学院」や併任教員を擁する国立大学院における教員の任用基準の明確化とその運用の適切性（C群）	
【教育・研究活動の評価】	
186：教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性（B群）	
187：教員の研究活動の活性化合いを評価する方法の確立状況（C群）	
188：教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況（C群）	
【大学院と他の教育研究組織・機関等との関係】	
189：学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性（B群）	

大学院	514
法学研究科（法律学専攻）	514
外国語学研究科	517
ドイツ語学専攻	519
英語学専攻	521
フランス語学専攻	522
日本語教育専攻	524
経済学研究科（経済・経営情報専攻）	525
法科大学院（法務研究科法曹実務専攻）	528

【第6章】

研究活動と研究環境

概要および目標 534

【(1) 研究活動 研究活動】

- 190,211：論文等研究成果の発表状況（A群）
- 191,212：国内外の学会での活動状況（C群）
- 192,213：当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況（C群）
- 193,214：研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況（C群）

【(1) 研究活動 研究における国際連携】

- 194,215：国際的な共同研究への参加状況（C群）
- 195,216：海外研究拠点の設置状況（C群）

【(1) 研究活動 教育研究組織単位間の研究上の連携】

- 196,217：附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係（A群）
- 197,218：大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係（C群）

【(2) 研究環境 経常的な研究条件の整備】

- 198,219：個人研究費、研究旅費の額の適切性（A群）
- 199,220：教員個室等の教員研究室の整備状況（A群）
- 200,221：教員の研究時間を確保させる方途の適切性（A群）
- 201,222：研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性（A群）
- 202,223：共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性（B群）

【(2) 研究環境 競争的な研究環境創出のための措置】

- 203,224：科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況（C群）
- 204,225：学内に確立されているデュアルサポートシステム（基盤(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性（C群）
- 205,226：流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況（C群）
- 206,227：いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性（C群）

【(2) 研究環境 研究上の成果の公表、発信・受信等】

- 207,228：研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性（C群）
- 208,229：国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況（C群）

【(2) 研究環境 倫理面からの研究条件の整備】

- 209,230：倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内の規制システムの適切性（C群）
- 210,231：医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性（C群）

大学 536

 外国語学部 545

 ドイツ語学科 549

英語学科	554
フランス語学科	557
言語文化学科	562
経済学部（経済学科・経営学科）	565
法学部（法律学科・国際関係法学科）	573
大学院	580
法学研究科（法律学専攻）	582
外国語学研究科	584
ドイツ語学専攻	588
英語学専攻	589
フランス語学専攻	591
日本語教育専攻	592
経済学研究科（経済・経営情報専攻）	593
法科大学院（法務研究科法曹実務専攻）	596

【第7章】

施設・設備等

概要および目標 603

【施設・設備等の整備】

232：大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性（A群）

233：教育の用に供する情報処理機器などの配備状況（B群）

234：社会へ開放される施設・設備の整備状況（C群）

235：記念施設・保存建物の保存・活用の状況（C群）

【キャンパス・アメニティ等】

236：キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況（B群）

237：「学生のための生活の場」の整備状況（B群）

238：大学周辺の「環境」への配慮の状況（B群）

【利用上の配慮】

239：施設・設備面における障害者への配慮の状況（A群）

240：各施設の利用時間に対する配慮の状況（C群）

241：キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況（C群）

【組織・管理体制】

242：施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況（B群）

243：施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況（B群）

大学 605

【(1) 施設・設備 施設設備等】

244：大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性（A群）

245：大学院専用の施設・設備の整備状況（B群）

246：大学院学生用実習室等の整備状況（C群）

【(1) 施設・設備 先端的な設備・装置】

247：先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性（C群）

248：先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附属研究所等との連携関係の適切性（C群）

【(1) 施設・設備 独立研究科の施設・設備等】

249：独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性（C群）

【(1) 施設・設備 夜間大学院などの施設・設備等】

250：夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性（C群）

【(1) 施設・設備 本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等】

251：本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性（C群）

【(1) 施設・設備 維持・管理体制】

252：施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況（A群）

253：実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況（B群）

【(2) 情報インフラ】

254：学術資料の記録・保管のための配慮の適切性（B群）

255：国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性（B群）

256：コンテンツ（文書、画像、データベース等のネットワークを流通する情報資源）やアプリケーション・ソフト（個々の応用目的をもったコンピュータソフトウェア）の大学・大学院間の効率的な相互利用を図るための各種データベースのナビゲーション機能の充実度（C群）

257：資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター（例えば、保存図書館など）の整備状況や電子化の状況（C群）

大学院	618
法科大学院	621

【第8章】

図書館および図書・電子媒体等

概要および目標	628
---------------	-----

【図書、図書館の整備】

258：図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性（A群）

259：図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性（A群）

260：学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性（A群）

261：図書館の地域への開放の状況（A群）

【学術情報へのアクセス】

262：学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況（B群）

大学	630
----------	-----

法科大学院	639
-------------	-----

【第9章】

社会貢献

概要および目標	642
---------------	-----

【社会への貢献】

- 263：社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度（B群）
- 264：公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況（B群）
- 265：教育研究上の成果の市民への還元状況（B群）
- 266：ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性（C群）
- 267：地方自治体等の政策形成への寄与の状況（C群）
- 268：大学附属病院の地域医療機関としての貢献度（C群）

【企業等との連携】

- 269：企業と連携して社会人向けの教育プログラムを運用している大学・学部における、そうした教育プログラムの内容とその運用の適切性（C群）
- 270：寄附講座の開設状況（C群）
- 271：大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策（C群）
- 272：企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況（C群）
- 273：特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況（C群）
- 274：産学連携に伴う倫理綱領の整備とその実践状況（C群）

大学	644
外国語学部	651
ドイツ語学科	653
英語学科	656
フランス語学科	662
言語文化学科	663
経済学部（経済学科・経営学科）	665
法学部（法律学科・国際関係法学科）	674

【社会への貢献】

- 275：研究成果の社会への還元状況（B群）
- 276：地方自治体等の政策形成への寄与の状況（C群）

【企業等との連携】

- 277：寄附講座、寄附研究部門の開設状況（C群）
- 278：大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策（C群）
- 279：企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況（C群）
- 280：奨学寄附金の受け入れ状況（C群）

【特許・技術移転】

281：特許の取得状況（C群）
282：工業所有権の取得状況（C群）
283：特許料収入の研究費への還元状況の適切性（C群）
284：特許取得を「研究業績」として認定する学内的措置の適切性（C群）
285：TLOの設立と運用の状況（C群）
286：TLO・リエゾンオフィス等の整備状況（C群）
287：技術移転等を支援する体制（相談業務、手続業務など）の整備状況（C群）
【産学連携と倫理規定等】
288：「産学連携に伴う利害関係の衝突」に備えた産学連携にかかるルールの明確化の状況（C群）
289：発明取扱い規程、著作権規程等、知的資産に関わる権利規程の明文化の状況（C群）

大学院	679
法学研究科（法律学専攻）	679
外国語学研究科	681
ドイツ語学専攻	682
英語学専攻	683
フランス語学専攻	684
日本語教育専攻	685
経済学研究科（経済・経営情報専攻）	686
法科大学院（法務研究科法曹実務専攻）	687

【第10章】

学生生活

学生生活への配慮

概要および目標 690

【学生への経済的支援】

290：奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性（A群）

291：各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性（C群）

大学 692

【生活相談等】

292：学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性（A群）

293：ハラスメント防止のための措置の適切性（A群）

294：生活相談担当部署の活動上の有効性（B群）

295：生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況（C群）

296：学内の生活相談機関と地域医療機関等との連携関係の状況（C群）

297：不登校の学生への対応状況（C群）

298：学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況（C群）

299：セクシュアル・ハラスメント防止への対応（C群）

大学 700

【就職指導】

300：学生の進路選択に関わる指導の適切性（A群）

301：就職担当部署の活動上の有効性（B群）

302：就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況（C群）

303：学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性（C群）

304：就職活動の早期化に対する対応（C群）

305：就職統計データの整備と活用の状況（C群）

大学 712

【課外活動】

306：学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性（A群）

307：学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度（C群）

308：資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性（C群）

309：学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況（C群）

大学 728

【学生への経済的支援】	
310：奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性（A群）	
311：各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方途の適切性（C群）	
【学生の研究活動への支援】	
312：学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性（C群）	
313：学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性（C群）	
【生活相談等】	
314：学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性（A群）	
315：ハラスメント防止のための措置の適切性（A群）	
【就職指導等】	
316：学生の進路選択に関わる指導の適切性（A群）	

大学院	737
法科大学院	739

【第11章】

管理運営

概要および目標	745
---------------	-----

【教授会】

- 317：教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性（A群）
- 318：学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性（B群）
- 319：学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性（B群）

【学長、学部長の権限と選任手続】

- 320：学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性（A群）
- 321：学長権限の内容とその行使の適切性（B群）
- 322：学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性（B群）
- 323：学部長権限の内容とその行使の適切性（B群）
- 324：学長補佐体制の構成と活動の適切性（C群）
- 325：個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件の整備状況（C群）

【意思決定】

- 326：大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性（B群）

【評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関】

- 327：評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性（B群）

【教学組織と学校法人理事会との関係】

- 328：教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性（A群）

【管理運営への学外有識者の関与】

- 329：国立大学における運営諮問会議の開設状況とその運用の適切性（C群）
- 330：公・私立大学の管理運営に対する学外有識者の関与の状況（C群）

大学	747
外国語学部	751
経済学部	754
法学部	757

【大学院の管理運営体制】

- 331：大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性（A群）
- 332：大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性（B群）
- 333：大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性（B群）

大学院	763
法学研究科	764

外国語学研究科.....	766
経済学研究科.....	767
法科大学院.....	769

【第12章】

財務

概要および目標 772

【教育研究と財政】

- 334：教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の充実度（B群）
- 335：中・長期的な財政計画と総合将来計画（もしくは中・長期の教育研究計画）との関連性、適切性（B群）
- 336：教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための仕組みの導入状況（C群）

【外部資金等】

- 337：文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）の受け入れ状況と件数・額の適切性（B群）

【予算編成】

- 338：予算編成過程における執行機関と審議機関の役割の明確化（C群）

【予算の配分と執行】

- 339：予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性（B群）
- 340：予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況（C群）

【財務監査】

- 341：アカウントビリティの履行状況を検証するシステムの導入状況（B群）
- 342：監査システムとその運用の適切性（B群）

【私立大学財政の財務比率】

- 343：消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性（A群）

大学 774

【第13章】

事務組織

概要および目標 787

【事務組織と教学組織との関係】

344：事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況（A群）

345：大学運営における、事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性（B群）

【事務組織の役割】

346：教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性（B群）

347：学内の予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性（B群）

348：学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性（B群）

349：国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況（B群）

350：大学運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況（B群）

【事務組織の機能強化のための取り組み】

351：事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性（C群）

352：教学上のアドミニストレータ養成への配慮の状況（C群）

【事務組織と学校法人理事会との関係】

353：事務組織と学校法人理事会との関係の適切性（C群）

大学 789

【なし】

354：大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性（B群）

355：大学院に関わる予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性（B群）

356：大学院運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況（B群）

357：大学院の教育研究を支える独立の事務局体制の整備状況（C群）

大学院 799

法科大学院 800

【第14章】

自己点検・評価

概要および目標 804

【自己点検・評価】

358：自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性（A群）

359：自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況（C群）

【自己点検・評価と改善・改革システムの連結】

360：自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性（A群）

【自己点検・評価に対する学外者による検証】

361：自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性（B群）

362：外部評価を行う際の、外部評価者の選任手続の適切性（C群）

363：外部評価者による外部評価の適切性（C群）

364：外部評価と自己点検・評価との関係（C群）

【大学に対する社会的評価等】

365：大学・学部の社会的評価の検証状況（C群）

366：他大学にはない特色や「活力」の検証状況（C群）

【大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応】

367：文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応（A群）

大学 806

【自己点検・評価】

368：自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性（A群）

369：自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性（A群）

【自己点検・評価に対する学外者による検証】

370：自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性（B群）

371：学外の専門的研究者等による評価の適切性（C群）

大学院 814

法科大学院 814

【第15章】

情報公開・説明責任

概要および目標 818

【財政公開】

372：財政公開の状況とその内容・方法の適切性（A群）

【自己点検・評価】

373：自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性（A群）

374：外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性（B群）

大学 820

【自己点検・評価】

375：自己点検・評価結果や外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性（A群）

大学院 823

法科大学院 823

結 章 824

報告書の構成について

現状の説明

各項目について、本学の現状を中心に記述した。

点検・評価、長所と問題点

各項目について、本学自らが点検・評価した結果、および、それによって明らかになった長所・問題点を中心に記述した。

なお、現状を述べるにとどまる事項、長所や問題点が特に見当たらない事項については記述を省略した。

将来の改善・改革へ向けた方策

各項目について、本学が取り得る将来への改善・改革への方策を記述した。

なお、長所・問題点等は存在するものの、具体的な方策に至っていないものは記述を省略した。

【第1章】

大学・学部等の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標
大学院研究科の使命および目的・教育目標

概要および目標

本学は、1964年に設立されて以来、創立者であり初代学長である天野貞祐による建学の理念、「大学は学問を通じての人間形成の場である」を掲げて教育と研究に励んできた。また、本学学則は、本学の使命と目的を「人間形成」とともに「外国語教育を重視して今後の複雑な国内および国際情勢に対処できる実践的な独立の人格を育成することを目的とする」(学則第1条)と定めている。

本学は、この使命と目的に沿って人材養成に努めてきた。外国語教育は、外国語学部はもとより、経済学部、法学部においても入学時に TOEIC®の試験を課すなど全学的に重視してきた。さらに、本学は日本の近代化を象徴するごとく、欧米重視の、独、英、仏語を中心に語学教育を行ってきたが、アジア・太平洋諸国との文化・経済交流が進展する時代にあって、中国語、韓国語、スペイン語などの語学教育の必要性を自覚し、2007年度から国際教養学部言語文化学科を設立し、これら言語を中心に新たな時代に向けた語学教育を施す体制を創り上げた。

外国語学部においては、語学教育にあたって、その語圏の歴史・文化・政治・社会などの教育が不可欠であることも自覚してきた。単に言葉の重視に留まらない「広い教養と深い専門性」が求められている。各学科においては、言語とともに言語を通じて歴史・文化・社会などを学べる科目を設けている。

また、「学問を通じての人間形成の場」である本学は、「広い教養」教育を目指すとともに、「今後の複雑な国内および国際情勢に対処できる」人材育成のために専門性を重視してきた。学生に対し教養教育を施す今日的必要性を痛感しつつ、激変する社会に知的思慮深さを持って対応する人材育成には専門性が同時に求められる。本学のいずれの学部学科でもその双方を実現することの困難さに直面しながら、それぞれの分野で改革を進めてきた。

2004年度に専門職大学院として法科大学院を設立し、法学部は法的素養を持った一般社会人を養成することを教育目標とした。経済学部においては、伝統的な学問体系に基礎をおきつつ、現代的要請に応えるべく、国際・環境・都市経済・情報などの専門領域を拡張してきた。外国語学部においても、各学科で、ドイツでの研修(インターンシップ)の単位化、E-Learningの導入、在日外国人のための日本語講座など現代的要請に応えたカリキュラム改革を行い、あるいは行いつつある。

こうした学部学科での人材養成の現状は、大学広報誌『ヴィッセンシャフト』、大学のホームページ、パンフレットなどを通じて周知してきた。しかし、この数年、学部・学科が

すすめてきた独自の教育内容を広く社会に周知するために、学部・学科が独自にホームページを開設する方向に向かいつつある。外国語学部の各学科はすでに開設しており、経済学部、国際教養学部(2007年4月開設)においても開設を計画している。

また、本学の40周年を記念して建設中の「天野貞祐記念館」に「獨協歴史ギャラリー」を開設し、大学のみならず学園の理念・歴史を解説・展示することになっている。

以上のごとく、それぞれの学部学科で、本学の使命と目的を達成すべく、変革の時代を自覚しつつ、新たな改善・改革に取り組んでいる。

本章における自己点検・評価の目標

- ・本学の使命と目的である「学問を通じての人間形成」および「外国語教育を重視して今後の複雑な国内および国際情勢に対処できる実践的な独立の人格を育成することを目的とする」(学則第1条)に基づいた教育研究活動を行う。
- ・各学部・学科が教育目標を設定し、特色・魅力のある教育、地域・社会からのニーズに対応できる教育を実践する。
- ・本学の使命と目的についてホームページや大学パンフレットを通じて社会に周知させるとともに、各学部・学科、大学院等で独自にホームページ、パンフレット等を作成し学部・学科の使命と教育目標を周知する。また、天野貞祐記念館に「獨協歴史ギャラリー」を開設し、本学園ならびに大学の理念、歴史に関する資料・博物等を展示する。

大学

現状の説明

001

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、本学は、1964年の開学以来「大学は学問を通じての人間形成の場である」という、初代学長天野貞祐の言葉を建学の理念として堅持している。学則の第1条においては、「社会の要求する学術の理論および応用を研究、教授することによって人間を形成し、あわせて獨協学園の伝統である外国語教育を重視して今後の複雑な国内および国際情勢に対処できる実践的な独立の人格を育成することを目的とする。」と謳っている。これは、いまから40数年以前の言葉であるが、普遍の教育理念として、また大学の目的として確固たるものとなっている。

さらに、本学の前身である獨逸学協会学校（明治16、1883年設置）は、その設立目的として海外（特にドイツ）の進んだ文化、学術、法制度などを日本に紹介、導入するための窓口としての役割を担った経緯がある。120有余年の伝統を踏まえ、本学に課せられた国際人養成、教養人養成の教育方針は、全学に浸透している。

少子化により大学の経営環境は厳しくなり、国立大学の法人化によって私学との競争も始まりつつある。しかし激動の時代は、同時に飛躍のチャンスでもある。このような時代であるからこそ、天野貞祐の建学の精神「大学は学問を通じての人間形成の場である」という原点に立ち返り、それを21世紀の社会に実現すべきであると考え。本学の建学理念を真摯に問い直し、学部・学科の構成、学生資質やニーズ、キャンパス特性など現下の個性と資産を積極的に評価、活用し、獨協大学の個性を見極め、長所を伸ばすことでこの難局を乗り切っていくことができると思量する。

本学の特長とは、学祖の建学精神の尊重、語学教育の重視、少人数教育、そして近年は地域社会への貢献である。さらに学風に影響を与えているその他の要因として、女子学生の比率が高いことが挙げられる。外からの借り物ではなく、独自の発展原理を抽出して実行に移すことが基本である。本学の建学理念から鑑みて、教養教育を重視するのは当然であり、今後も本学の特色として強化しなければならない。しかし大学の専門・職業教育に対する社会の期待も高まっており、専門教育、職業教育、高度職業専門教育へのポートフォリオも必要であると考え。

現在、学内の学部、学科、コース、講座相互の切磋琢磨と、社会的ニーズに即した魅力ある新学部・新学科の設置が提唱され、各学部などにおける真剣な議論と検討により、新しい動きが芽生えている。2007年度には、1967年以来40年ぶりとなる新学部、国際教養学部ができる見通しとなった（平成18年9月4日文部科学省設置届出認可）。

また、2つの社会科学系の研究所を設置し、地域との連携に貢献できる研究活動の拠点となる大学をめざしていく。

さらにこの後、法学部では新学科設置構想がまとまっており、その準備にはいって行く。

外国語学部、経済学部においても、それぞれの改革案が協議されている。

002

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性について、本学は、学生に対しては受験ガイド、大学案内、シラバス、ホームページなどを通じて、周知徹底を図っている。すでに、本学には「語学の獨協」という呼称が社会に定着しており、外国語学部のみならず、経済学部、法学部の学生もその国際性を意識している。また、正門正面には、建学の理念を刻んだ石碑があり、学生たちのみならず入構者の目に触れるようになっている。

さらに、全学共通カリキュラムにおいては、「獨協学」の講座を設け、学生に獨逸学協会学校や獨協学園の歴史と明治以降の社会を関連づけながら、現代社会に生きる私たちの「今」を考えさせる教育を行っている。学内には創立者天野貞祐の記念室を設け、学生をはじめ一般公開をして、本学の教育の基盤となっている天野貞祐の教育学、哲学をわかりやすく開示している。この施設は、2007年に新設する天野貞祐記念館に「獨協歴史ギャラリー」として移設、より充実したものとなることを計画している。

各学部等においては、受験ガイド、大学案内、シラバス、ホームページなどを通じてそれぞれの学問分野や専攻領域の特性を明確にし、その中でいかなる人材を育成しようとするのかを具体的に明示している。

2005年度には、「日本におけるドイツ年」が行われたが、本学ではこの国家行事に協賛し、さまざまな行事を開催した。併せてこれを機会に獨協の歴史が明治初期にドイツ文化の導入を目的として創設されたという経緯を、学内外に周知することを目的として、「ドッキョウのドはドイツのド」をキャッチフレーズとする広報を展開した。獨協の名称が獨逸学協会に由来していることを知らなかった学生も多く、このキャンペーンは効果的であったと考えている。

003

大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況について、本学には現在、大学の理念・目的を検証するための機関として、総合企画部が所管する。自己点検関連の各委員会および入試、教務などの委員会においても、その議論の中で常に意識され、実質的に検証されている。

004

大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況について、本学は、創設者の建学の理念を不変、普遍のものとして今後も維持していく。しかしながら、大学が社会の中でその立場を変質させつつあることから、この理念の解釈については、その時代、時代で創立者の考えとは異なることもあると考える。すなわち、本学が誕生した40数年前は、大学は高校の次にある教育課程であったが、現在は、社会人や外国人の受け入れ、非正規課程であるオープンカレッジ（公開講座）の開講や、図書館施設などの地域開放など、広く社会貢献が求められるようになっている。ここにおいて、本学の

建学の理念「大学は学問を通じての人間形成の場である」はただ、青少年に向けられた言葉ではなく、社会全般へのメッセージと位置づけることが出来よう。

005

大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等の策定状況について、本学は教職員に対し、就業規則第3章服務規律において守るべき規範を示している。また、学生には学則第49条において懲戒事項を定め、学生生活上モラルを堅持することを求めている。あわせて、キャンパス内外の諸問題に対しては、学生委員会、キャンパス人権委員会、個人情報保護委員会といった委員会を設け常時対応しているほか、万一社会的な事例が発生した場合は、危機管理委員会、懲戒委員会を招集し対処している。

キャンパス人権委員会では、毎年リーフレット「キャンパスセクシュアルハラスメント相談ガイド」を発行し学内で配布し、特に新入学生については、入学式後のオリエンテーション期間内に全員に対しセクハラに関するガイダンスを行っている。

点検・評価、長所と問題点

001

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、本学の建学の理念は、先に述べたように普遍性があることから、同一法人の構成校である獨協医科大学、姫路獨協大学とも、その建学の理念として同一に「大学は学問を通じての人間形成の場である」を用いている。これにより、獨協イズムを徹底し、獨協グループとしての存在を示しているという利点はあるが、反面、獨協大学固有の独自色が薄らぐとの印象もある。

2007年度に本学は、外国語学部言語文化学科を国際教養学部言語文化学科として組織改編する。この学部は、本学の建学の理念と目的を端的に具現化しており、教養ある国際人の育成の期待がこめられている。

002

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性について、本学は、開学以来、外国語教育が充実しているとの社会的評価を得ており、これについては、学生にも認識されている。各地の高等学校、予備校などにおいてもこの点は周知されているが、名古屋以西には、本学の知名度は低い。さらに本学の建学の理念については、必ずしも周知されているとは言い難い。

最近、各地の高等学校や予備校に出向いて、大学の紹介をする機会が多くなっているが、そこにおいて大学を紹介する際、建学の理念を解説することはない。入試のシステムや、教育上の特色、習得できるキャリアなどが話しの主体となっている。

003

大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況について、大学は、

常に理念・目的・教育目標についての検証を進めていかなければならないが、多様化するニーズと競争的な経営環境の変化の時代に、大学の考えが一枚岩でまとまるということは困難である。創設者の建学の理念の解釈や理解、教養教育と専門教育に対する重点のおき方など教員一人一人の考え方は必ずしも一致するというものではない。特に最近、創成期から勤務していたベテランの教職員が定年を迎えつつあり、新しい教職員がそれまでとは異なる考え方や経験を持って本学に来られている。当然こうした入れ替えは組織の活性化にとって必要なことであるが、学内の考え方も必然的に多様化せざるをえない。

獨協大学の進むべき方向にしても、全学を一つとして自主的にこれを点検評価するのは難しいといえる。自己点検評価の過程で、大学、各学部、学科においてこうした点の検証をおこなっている。また、学部、学科におけるそれぞれの改革に関する委員会において、大学の建学の理念を基盤としつつ、それぞれの現状の分析と将来計画、広報戦略などを検討している。しかしながら、特に理念・目的・教育目標といった事項にしばった検証の仕組みはない。また、全学的にそれを調整するようになってはいない。万一、大学の理念にそぐわない改革案が提案された場合は、部局長会、全学教授会といった場で協議、調整することになる。

なお、本学は伝統的に全学の専任教員による全学教授会を開催し、大学方針や新規事業、組織改革などについて話し合い、承認する仕組みとなっている(第 11 章「管理運営」を参照)。

004

大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況について、確かに本学の理念・目的は確固たる不変の考え方として堅持するが、その解釈、範囲などは時に変化していく柔軟性も必要であると考えている。

今後、本学は国際教養学部を引き続き、新たに社会科学系の研究機関や、新学科設立の準備を進めている。これらは、当然従前からの理念・目的を継承しつつも、今日の大学と地域社会との連携の重要性を鑑みて、地域におけるアカデミックリーダーとしての大学の役割を十分に果たしうる構想となっていると思量する。

将来の改善・改革に向けた方策

001

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、普遍的ではある本学の建学の理念・目的もまた、社会の変化、時代の要請などを受けその解釈や目標を柔軟に変化させていかなければならないと考えている。

例えば、本学が目指す「国際人」養成についていえば、開学当時の日本では、日本という小さな島国から世界に出て活躍することが国際人と考えられていた。しかし、今日の日本は、経済的に GNP 世界第 2 位の地位にあり、政治的にも主要な位置を占めるなど、けっして「小さな島国」ではなくなっている。しかも日本に流入してくる外国人の数は増加の一途をたどっている。特に本学がある埼玉県東部から群馬県東部、栃木県の地域には、多

くの外国人就労者がおり、その日本における生活が様々に国内の「国際」環境を変化させている。こうした「内なる国際性」に対して、本学の教育も対応しつつ、カリキュラムの改定や学部、学科の組織変更に取り組んでいる。また、「人間形成」につながる教養教育の考え方にしても、大学全体を一つの教養大学を志向した時代もあったが、それは、本学の教育の目的があいまいになりかねないとして、現在は、現学長のリーダーシップによりそれぞれの専門教育ごとに明確な目標を掲げ、そこに向かって基礎となる幅広い教育カリキュラムを用意することとして各学部、学科および全学共通カリキュラムの改革、見直しを推進させている。

各学部ごとの改革検討は、徐々にその成果を結実させつつある。2006年度の外国語学部英語学科のカリキュラム全面改定、2007年度の国際教養学部設置や社会科学系研究所の設立、さらにその先には、法学部は学科再編計画を具体化しており、外国語学部では学部内の改革の検討に入っている。

002

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性について、本学は、マスコミへのアピールが不足しているといわれ、特に関東圏を離れると知名度が低い。これまでも、地方都市での広告宣伝などを単発で行っていたが、継続性がなく「獨協大学」という名称も認知されてこなかった。まして、本学の理念・目的となると周知されていないであろう。しかしながら、教育関係者や国際的な企業等では、本学は外国語に強い学生を社会に送り出しているとの評価を確立している。

現学長は、この評価に対して充分応えられる学生の教育を学内に求めるとともに、まず、地元で評価される大学として確固たる地位を築くことを当面の目標としている。地道な努力の積み重ねとなるが、結局、本学の知名度と評価を上げる早道と考えている。

しかしながら、この情報化の時代にこうした地道な取り組みをしていることを、どうアピールするか、社会に認知してもらうかは難しい問題である。メディアやホームページ等を活用しつつ、実は、卒業生や在学生のご父母などの口コミこそ最も有効な手段なのかもしれない。

003

大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況について、現在のところ自己点検評価における検証に拠っている。学外者などによる検証システムの導入には至っていない。

自己点検の一環として行っている在学生による授業評価や環境改善アンケートなどの結果は、直接ではないが、大学の教育目標などを検証する貴重な意見聴取となっている。また、インターネットホームページからは、本学への意見、要望を常時受け付けている。

004

大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況について、確かに本学の理念・目的は確固たる不変の考え方として堅持するが、その解釈、範囲

などは時に変化していく柔軟性が必要であると考えている。

今後、国際教養学部を引き続き、新たに社会科学系の研究機関や、新学科設立の準備を進めている。これらは、当然従前からの理念・目的を継承しつつも、今日の大学と地域社会との連携の重要性を鑑みて、地域におけるアカデミックリーダーとしての大学の役割を十分に果たしうる構想となっている。

外国語学部

外国語学部は各学科の独立性・自治性が高く、そのため各学科により現状等が若干異なるため、ここでは外国語学部各学科で共通する事項を中心に述べる。なお、詳細等については外国語学部の各学科の項を参照されたい。

現状の説明

001

大学・学部等の理念・目的・教育目標については、外国語学部でも建学の理念である「大学は学問を通じての人間形成の場である」を共有している。また、学則第1条にも定められた外国語教育の重視という教育目標を実現すべくドイツ語学科、英語学科、フランス語学科、言語文化学科の4学科が自学科の語学教育のみではなく、全学の語学教育を担っている。建学以来の伝統である教養教育、各学科の外国語教育とその目的言語と言語圏に関連した専門教育を通じて、若者を精神的に鍛える（「学問を通じての人間形成」）という理念・目的・教育目標は、建学以来40数年を経過したが、決して時代遅れではなく、今日の国際化が進んだ世界において、ますます適切性を増していると考ええる。

なお、2007年度より、言語文化学科が拡充・独立して国際教養学部言語文化学科が設置されるが、新学部の教養教育をより重視した国際人を育成しようとする理念・目的・教育目標は、上記の伝統を継承しつつも、専門教育をやや重視する傾向にある独・英・仏3学科とは異なる選択肢を提供することになり、十分意義のあることであり適切と考える。

002

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性について、従来、入試部の広報誌『ヴィッセンシャフト』をはじめとした入試広報、オープンキャンパス(入試説明会)、総合企画部のインターネットを含む広報活動、イベント企画、教務課の入学時ガイダンスなどで行われてきており、有効性を発揮してきた。特筆すべきは2005年度末から外国語学部広報戦略委員会を学部を設置し、外国語学部独自の広報戦略を検討しており、2006年度には、この委員会により、独・英・仏学科の独立したパンフレットと言語文化学科の新学部設置広報目的のパンフレットを作成した。またフランス語学科の学科公式ホームページ公開に刺激され、他学科も独自のホームページ公開の準備を開始している。

003

大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況については、全学の自己点検運営委員会による「学生による授業評価アンケート」の実施があげられる。外国語学部独自の試みとしては、2005年度に拡大将来構想検討委員会主導で外国語学部新入生全員を対象として新入生の意識、満足度などを調査するためのアンケート調査を実施し、国際教養学部設置の判断材料とした。

004

大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況について、外国語学部としては、2005年度に言語文化学科独立後の外国語学部のあり方について検討する新外国語学部構想検討委員会を設置し、「来るべき外国語学部に向けて」の答申を作成してもらった。現在、その答申内容の具体化・実現に向けて外国語学部新構想準備委員会を設置し検討作業が進んでいる。2006年10月に同委員会から答申が提出され、国際教養学部の教養教育と対極にある実学教育を重視した新学科設置構想が浮上しつつある状況である。

005

大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等の策定状況については、全学の委員会、専門部会などで検討されており、外国語学部独自の活動は行っていない。また、これについて外国語学部独自で検討する必要はないと考えている。

点検・評価、長所と問題点

001

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性については、前述したとおり、国際化、異文化理解、多文化共生などの必要性が増している現代社会に十分相応しいものとする。問題点としては、理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的が必ずしも十分に浸透、達成されていないことで、これらをさらに浸透させ、実現していくことであろう。

002

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性については、前述したとおり、学部でもいくつかの新たな試みがなされており、各学科のパンフレットやホームページ作成で各学科間の競争意識が働き、学部、学科の活性化につながっていることは評価できる。問題点としては、これらの試みの有効性についての検証が難しいこと、また、本学外国語学部の特徴であるが、各学科が外国語学部教授会に準ずる独自の学科教授会を持つため各学科の独立性が高く、学部全体としての共通目標・方法設定などのコンセンサスをとるのに時間がかかること、ときには困難になることがあげられる。

003

大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況については、全学および各学科の項を参照されたい。前述した外国語学部新入生対象のアンケート調査については、外部委託して実施したが、アンケートの回答を課せられた学生の負担やアンケート結果の有効性について批判的な意見もあった。

004

大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況については、外国語学部全体としては、前述したとおりアドホックな委員会などを設置して対応している。各学科の独立性が高いためコンセンサスを得るのに多大な時間、議論を要することが問題と言え、問題と言えよう。ただし、いったんコンセンサスを得られれば、国際教養学部への学生定員委譲にみられたように、各学科の協力を得やすくなるなどの利点もある。

将来の改善・改革に向けた方策

001

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性については、前述した基本理念・目的・教育目標そのものは、外国語学部としては見直しの必要はないと考えるが、それに伴う人材養成等の目的が必ずしも十分に浸透、達成されていない状況を改善・改革するために、各学科がカリキュラム改革などに精力的に取り組んでいる。

002

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性については、これからも必要に応じて、学科長連絡会や学部教授会での協議、アドホックな委員会設置などの手段を通じて、検討・検証していきたい。

003

大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況については、全学の自己点検運営委員会による「学生による授業評価アンケート」の実施だけではなく、外国語学部独自の自己点検作業が望まれる。基本的には、各教員による自由記述を主体としたアンケート調査の実施などが考えられるが、アンケートを回答する学生の負担、集計する教職員の負担、アンケートの有効性とこの種のアンケートを実施すること自体への疑問・批判（例：学生の問題意識や解決能力の受動化、自主的な批判精神を損なう恐れ、など）授業時間に実施した場合の授業時間の確保などを考えると、制度化して実施するまでに至っていない。なお、本学はイメージ・スキャナーを利用したアンケート調査集計システムを開発しており、自主的にこのシステムを利用して授業改善に役立てている教員もいる。

ドイツ語学科

現状の説明

001

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、ドイツ語学科は次の2点を学科教育の主要な柱として位置づけ、その充実に努めてきた。

第1の柱は、獨協大学建学以来の主目標として現在も全学的規模で重視されている外国語教育の充実である。ドイツ語教育を主要な目標とする本学科では、当然のことながら、ドイツ語を第一外国語として選択した学習者のドイツ語運用能力の発展を主要な教育目標に設定している。この目的達成に向けて、本学科ではネイティブ教員と日本人教員の協同作業にもとづく「総合ドイツ語」など、学習者の視点を意識した新しい手法を使いながら教育効果を図っている。また、旧来の文法科目にあたる「基礎ドイツ語 Ⅰ」、「基礎ドイツ語 Ⅱ」では、統一教材、統一進度、統一試験を実現するため、担当者による専門の担当者会議を設け、相互に助言を行いながらチームとして問題点の確認と改善に努めている。

しかしながら、本学科は単なる語学教育機関としての役割を担おうとしているのではない。本学科が学科教育の第2の柱として重視するのは、ドイツ語圏（ドイツ連邦共和国、オーストリア共和国、スイス連邦共和国など）の文化、社会、政治的特性を十分に理解するための専門知識を身につけた国際的視野に立つ人材の育成である。この目的にそって、本学科では「言語・文学」、「思想・芸術」、「歴史・社会」など、様々な専門分野の専任教員（内、特任2名）24名と兼任教員30名が、多様な専門科目（講義、専門講読、専門演習）を提供している。さらに、1998年からは、基礎科目と専門科目の橋渡しをするために、1～2学期生向けに「ドイツ語圏入門」を必修科目として導入し、1年かけて「ドイツ語圏」の基礎知識を提供している。3・4学期生向けには、プレゼンテーション能力の開発を目的として、2001年から「基礎演習」が必修科目として導入されている。

002

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性について、本学科のカリキュラムや特色、就職状況、留学やインターンシップを含む多様な国際交流の状況などは、本学入試部が作成している『ヴィッセンシャフト』に掲載されている。

また、『ヴィッセンシャフト』掲載記事のうち、ドイツ語学科の教育目標やカリキュラムについては、同じ内容が入試部作成の本学ホームページに掲載されて広報活動の一環を担っている。

これに加えて、メディア媒体による広報活動を強化する目的で、2006年7月には英語学科、フランス語学科と同様に、ドイツ語学科教員独自の編集・執筆による学科紹介パンフレット（10ページ）を作成し、上記の媒体とは異なる視点、つまり本学科がここ数年来力を傾注している国際交流分野での現状を高校生向けに紹介した。具体的な紹介事項としては、「ドイツ語圏におけるインターンシップ・プログラム」、「学術協定締結校の拡大と交換

留学の可能性の増大」、各種短期留学・研修「春季ドイツ語・ドイツ体験コース」、「夏期ドイツ語短期留学（於：デュースブルク＝エッセン大学）」などがある。

メディア広報以外に本学科が近年重視しているのが、本学で開催される年数回のオープンキャンパスと、教員による高校訪問（模擬授業含む）である。

本来の意味での広報活動ではないが、特筆すべきものとして、本学科が広報活動とドイツ語の普及を目的として毎年7月末に開催している「全国高校生ドイツ語スピーチコンテスト」をあげることができる。2006年の第8回大会には過去最高の250名を超すエントリーがあったが、これをみても、このコンテストの意義と、本学科のドイツ語教育機関としての認識が、着実に全国のドイツ語教科を持つ高校を中心に浸透しつつあることが理解されよう。

003

大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況について、ドイツ語学科では他学部・他学科とならんで、「学生による授業評価アンケート」を実施し、各自の責任において授業全般の改善の可能性を追求している。

本学科の主要目的である効果的なドイツ語教育を実現するために、本学科は各ドイツ語科目の授業進行を円滑にするためコーディネーター・システムを導入している。例えば、「総合ドイツ語」には日本人教員2名、ネイティブ教員2名がコーディネーターとして配置され、授業進度、教材の適合性、統一口答試験の内容の適否を検証するため、科目担当教員全員と定期的に話し合いを持っている。このシステムは、その他のドイツ語科目「基礎ドイツ語・」、「基礎ドイツ語・」にも援用され、科目担当者は基本的にチームの一員として授業の進行にあたり、統一教材、統一学期末テスト、統一成績評価を実施している。

また、2年生の必須科目である「基礎演習」では、年度末に担当教員が集まり、その年に設定した春学期共通テーマの適否や、議論への学生の参加状況、課題レポートの評価などについて意見を交換し、問題点の共有に努めている。

その他、散発的な試みではあるが、「日独大学教育比較」をテーマにしたゼミが、そこで活発な議論をもとに、学生によるユニークな授業改善のための提言を集め、その成果を2005年度に冊子として発行し、学科教員全員に配布した例もある。

004

大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況について、本学科は2004年度から「ドイツ語圏におけるインターンシップ」を他大学に先駆けて実施してきた。本学科は、このプログラムをこれまでの留学中心の海外派遣の枠を一步踏み越えた新しい形態と考え、入念な準備の上に継続している。このプログラムに参加する学生は、ドイツ・オーストリアの現地企業や団体（日系企業は含まず）での研修を通じて、現場で必要とされる実用的なドイツ語を学習し、職場での同僚との交流を通じてドイツ文化を体験することができ、将来の職業・職場選択の可能性を広げるいい機会となっている。

005

大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等の策定状況については、外国語学部の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

001

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性については、昨今の各種ドイツ語検定試験（ドイツ語技能検定試験2級・3級、ゲーテ・インスティトゥート主催のZD試験[ドイツ語基礎力統一試験]）合格者数の増加や、ドイツ語圏への留学者数、ドイツで実施しているインターンシップ参加希望者数の増加傾向をみる限り、概ね所期の目的を達成していると言える。

しかしながら近年の日本社会の英語重視傾向を背景にして、本学科の学生のなかにも英語志向が高まっている現状を考えると、いままで以上に英語教育の充実にも力を注ぐ必要性が出てきている。

その一方で、ドイツ語科目にも選択の幅を持たせて、さらにドイツ語力をアップさせたいと願う学生の多様な希望に応えられるシステムの構築も必要である。現行のカリキュラムでは、ドイツ語既習者や帰国学生など、入学前からすでに高いドイツ語運用能力を具えている学生には既習者クラスを用意して対応しているが、彼らの能力差も大きいため、こうした複雑な希望のすべてに応えきれない面もある。

以上の理由から、今まで以上に学生の多様なニーズに応えられる新しいカリキュラムの導入が急務となりつつある。

002

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性については、ドイツ語学科では、学科の教育理念・目的・教育目標等を広く社会に周知することの重要性を認識し、多様な手法を使用して実践に移している。

しかしながら、いまだ思ったほどの十分な効果を得られていない広報分野もある。とくに、本学科が最大の弱点として認識しているのが、インターネットを通じての広報活動分野である。昨今のネット技術の革新により、情報伝達手段としてのウェブサイトの重要性は改めて述べるまでもない。確かに、すでに獨協大学入試広報のページにドイツ語学科の基本情報は掲載されてはいるものの、残念ながらインパクトに乏しくまた情報量も決定的に少ない。本年度からフランス語学科は独自に学科サイトの開発に取り組み、現在、大きな成果をあげている。ドイツ語学科もこれを模範に、独自の情報伝達の可能性を探る必要がある。

003

大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況については以下の通りである。学生の意見を吸収する上で、「学生による授業評価アンケート」は手段としては

効果的であるものの、回収率が他学科同様に低い（20%台）のが最大の問題点である。郵送以外の回収方法を考え、回収率のアップを図ることが急務である。

一方、コーディネーターを中心とするチーム協働制の導入は、現在のところ基本的に円滑に機能しているが、教員間、あるいは教員・学生間の意見交換の機会をこれまで以上に増やし、きめの細かい教育に今まで以上に気を配る必要がある。

004

大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況に関しては、本学科が実施する「ドイツ語圏におけるインターンシップ」に参加した学生は2004年に7名、2005年に9名、2006年に9名である。参加学生の受け入れ先は、ドイツ系、オーストリア系の企業・団体であり、具体的には教育関連機関、大手ホテル、情報関連企業、市立博物館、大手書店、大手電力企業本部、大手陶磁器メーカー、幼稚園、児童養護施設、弁護士事務所、ワイン醸造業業者など多岐にわたっている。プログラム後、参加学生のドイツ語運用能力はもとより、人的な成長ぶりも顕著であり、プログラム終了後にまとめられた報告集をみても参加者の満足度は概ね良好である。本学科は、「机上の学問」とどまらず、社会との実際の関わりの中かで実施されるこの新しいタイプの教育スタイルを今後も発展的に継続していくつもりである。

問題点としては、現行カリキュラムにおいてはこのプログラムを学科の単位として認定することができないことである。参加学生に対しては、成績表の備考欄にプログラム参加の事実を記載しているが、この方法は単位化を希望する学生の要望とはいささか乖離している。プログラム規模の拡大とあわせ、単位化を導入することが目下の課題である。また、現在、準備講習として出発前に3～4回のミーティングを実施し、さらにプログラム開発の協力機関であるACS (Auslandgesellschaft Corporate Service)で、約1週間半の準備研修を行っているが、未知の文化圏で行われるインターンシップであることから、これまでに以上に事前準備に傾注する必要もある。

将来の改善・改革に向けた方策

001

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性については、前述の現状認識に立ち、昨年度より「ドイツ語学科将来構想委員会」を中心に新カリキュラムの作成に着手し、その基本方針については2006年7月の学科教授会でも承認を得ている。2009年4月に導入予定の新カリキュラムでは、1～4学期で基本となるドイツ語科目をしっかりと学ぶことが前提となるが、従前のカリキュラムとはいささか異なり、学生は5学期以降より柔軟に自分のカリキュラムを作り上げることが可能となる。例えば、学生によっては、卒業に必要であったドイツ語科目の一部に替えて英語科目を、全学共通カリキュラムおよび英語学科科目の中から随意履修できるようにする予定である。あくまで任意に基づく制度であるが、事実上の「ドイツ語・英語並習化」の実現と呼ぶことができよう。

その他にも、新カリキュラムでは、これまでのカリキュラムでは単位化できなかったドイツ語圏でのインターンシップ・プログラム（事前講習会を含め8週間）を卒業単位に換算できるようにする、専門講読と講義を融合させた新しいタイプの専門科目を設置する、「総合ドイツ語」と「基礎ドイツ語」の融合による学習効果のアップなど、多くの新機軸を盛り込む予定である。また、ドイツを取り巻く国際環境の急激な変化を見ると、EU（ヨーロッパ連合）の専門家を新たにスタッフに加えることも必要であるとの認識から、2006年4月よりその方向での専任教員人事を進めている。

002

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性については、2006年度に学科内に、専任教員5名から成る「ドイツ語学科ホームページ作成委員会」を正式に立ち上げ、現在、学科独自のHPの作成準備に取りかかっている。目標としては、情報センター教育支援室のバックアップを受けながら2007年度中に学科のHPを完成させ、ドイツ語学科教員、学生間の速やかな情報共有を実現するとともに、これまで以上に強力により効果的な広報活動を展開するつもりでいる。

003

大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況については、まず、「学生による授業評価アンケート」の回収率アップに向けて、本学科では、2006年7月に実施される春学期アンケートの、学生からの自由記述式評価に対し専任教員は自分の判断によって自由に回答を出し、これらを教務課窓口近くで公開することを決定した。

また、2006年春学期より、個々の教員の判断によって、必要に応じて学期中に学生と授業についての意見交換を実施することを、学科として改めて確認した。

004

大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況については、インターンシップ・プログラムの単位化課題を解決するために、2009年4月導入予定の新カリキュラムにおいて、夏期インターンシップへの参加が決まっている学生や、将来的に参加する意志をもつ学生を対象に、演習形式の授業を行う予定である。これにより、「ドイツ語圏におけるインターンシップ・プログラム」の単位化とあわせ、参加学生の準備を充実させることが可能となる。

英語学科

現状の説明

001

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、本学科では、(1)様々な場面で自由にコミュニケーションできる英語運用能力を身につけ

させること、(2) 専門的な内容を深く学ぶことを通してものの見かたや考え方を習得させるとともに、それらについて英語で議論・発信できる力を養うこと、の2点を教育目標としている。これは、グローバル化が進行し、国際共通語としての英語の重要度が高まるなかで、実践的な英語運用能力と各種専門分野の知識の両方を兼ね備えた人材の養成が社会において希求されているとの認識に基づく。

002

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性について、本学科では上記の教育目標をまずはカリキュラムに的確に反映させ、学生が自覚的に2つの目標を追求する学習プログラムを構築できるよう配慮している。また、本学科独自のホームページ、パンフレット、ガイダンスなど種々の手段や機会を利用して本学科の教育目標を日常的にアピールし、その周知徹底を図っている。

003

大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況について、本学科では、2004年に各分野の担当委員からなる将来構想検討委員会を学科長の諮問機関として設立し、教育目標の検証・見直しを含めた学科のグランドデザインについて検討・提案を行ってきた。この他にも英語基礎科目に関わるカリキュラムの具体的な検証と改善を担う組織として、英語教育検討委員会の役割も大きい。

004

大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況について、本学科では、コミュニケーション・ツールの世界標準としての地位を強めている英語の社会的ニーズに鑑み、英語の使用が拡大している分野、例えばツーリズムやビジネスコミュニケーションなどに関するカリキュラムの強化を検討している。また、中学校・高等学校における英語教育の見直し、および小学校への英語教育の導入が進められている現状を踏まえて、同分野の人材育成によりいっそう力を入れることも検討中である。

005

大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等の策定状況については、外国語学部の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

001

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、本学科では、2006年にカリキュラムの大幅な改訂を行い、教育目標に沿って教育プログラムの強化・充実を図った。特に、英語のスキルアップを目指す必修科目の増加、身近なテーマについて英語で講義を聞き、英語で議論するLecture Workshopの設置、社会的ニーズ

が高い専門分野における新科目の設置（例えば、「国際ツーリズム論」「国際NGO・ボランティア論」）などが新カリキュラムの特徴としてあげられる。

今回のカリキュラム改革のほかに、英語のスキルアップのために、数年前からコンピュータを利用したE-learningを本格的に導入し、キャンパス以外でも学生が時間や場所にとらわれずに自由に英語学習を行える環境を整えた。さらに、英語の習熟度別クラス編成を徹底させたことも英語のスキルアップに貢献している。これらの改革の成果は、1年次に年2回、それ以後も最低年1回課しているTOEIC®のスコアアップに顕著に表れている。

一方、専門分野の学習のために、幅広い分野にまたがる4つのコース（言語コミュニケーション、文学コミュニケーション、異文化コミュニケーション、国際コミュニケーション）を用意し、多様な価値観や指向性を持つ学生のニーズに応える体制をとっている点も本学科の長所といえる。各コースでは、入門的概論科目から専門性の高い講義科目、少人数制に基づく英語専門講読、演習（ゼミナール）そして卒論指導に至るまで、各専門分野の学習のために必要な科目が体系的に配置されており、効率的かつ奥行き深い学習をサポートしている。また、4つのコースに分かれた約40名の専任教員が担当する演習には、各教員の研究テーマに基づく多彩なテーマが用意されており、幅広い選択肢を学生に提供している。演習を中心に数多く設置される少人数クラスでは、プレゼンテーション、ディスカッション、ディベートなどが積極的に取り入れられ、専門知識の着実な習得のみならず、自己表現や集団内での議論のスキルアップも図られている。

これらの諸点は英語学科の長所であり、実際にも、このような学習過程を経た卒業生はそれらを生かして国内外の様々な分野で活躍している。

とはいえ、以下のような問題に対してさらなる検討と新たな対応が求められていることも確かである。

TOEIC®のスコア・アップに目覚ましい成果が見られる反面、専門的な英語文献を的確に理解・咀嚼する、理論的な文章を英語で組み立てるといった能力はむしろ低下傾向にある。大学入学までの英語経験の多様化、入試方法の多元化、入学者の全般的な英語能力の低下などを背景に、本学科の学生間に英語力の格差が広がっている。

学生のコース志望とコースごとの教員の人的配置の間に差があり、少人数クラスなどにおいて学生の志望に沿った許容定員を確保できない場合がある。

4つのコースを設けてかなり幅広く専門分野をカバーする体制をとっているが、社会の変動や多様化に歩調を合わせるように学生のニーズはさらにその範囲を越えて拡大している。

学生の実践・実務指向は強まっており、それに対応する科目の不足が目立つ。

002

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性について、本学科では、前述した周知方法のほかに、新入生に学科の教育目標を周知・理解させるプログラムを用意してきた。この点に関して、学生の理解は一定水準に達していると評価できる。ただし、より具体的なカリキュラム内容、各科目の特性、制度的な改革・改編の内容およ

びその主旨に関する情報といった点については、周知徹底が行き届かない面もしばしば見受けられ、改善の必要が認識されている。

003

大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況について、本学科では、将来構想検討委員会が柔軟かつ開かれた協議体として多くの問題を取り扱い、現状のチェックと将来に向けた改善策を検討する場として機能してきた。また、同委員会内に設置された新学科検討小委員会では、新たな専門分野を備えた新学科、学部共通カリキュラム、もしくは新コースの設置などをも視野に入れて検討を行っている。この他に、英語教育検討委員会も時間割作成委員などと緊密に協力しながら、基礎教育に関わるカリキュラムの具体的な検証を行っており、現行カリキュラムの的確な運営および改善に成果をあげてきた。ただし、教員が各種委員としてそれぞれに多くの役割を担い、また多くの会議に出席しなければならない状況下において、たとえ教育目標の検証・評価・見直し・改善という根本的かつ重要な協議であろうと、それを一定の頻度と多くの参加者を維持しながら継続的に行っていくのは容易ではない。これら重要度の高い協議のために教員の時間とエネルギーをいかに確保できるかが重要な課題となっている。

004

大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況について、本学科では、2006年のカリキュラム改訂を含め、めまぐるしく変化する社会のニーズに対応すべく教育課程の改革を行ってきた。教育の本質を常に見定めながらも、社会の急速な変化、とりわけグローバル化の影響や社会におけるニーズの変化・多様化を的確に受け止め、コース、カリキュラム、およびその他の教育プログラムのあり方について常に検討し、柔軟に対応していく必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

001

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、本学科では、2006年にカリキュラム改正を行った。当面は新カリキュラムの定着と微調整に力を注ぐことになる。しかし、前述した問題点に対する対応策の検討と実施を同時に進める必要がある。特に現時点で改善・改革が求められている部分は、学生の英語力に合わせた柔軟な教育プログラムの開発、コース選択や科目履修に関する学生の志望と学科が提供するコース・科目配置やクラスの許容人数との間のギャップの調整、新たな社会のニーズや学生の指向を取り込んだコースや科目群の設置、などである。これらを早急に検討し、次なるカリキュラム改革に向けて具体策を用意すべく取り組みがなされている。

002

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性について、本学科で

は、現在、ホームページ作成の専門業者に委託して学科独自のホームページのリニューアル作業を実施している。本学科の教育目標を在学生および将来本学科の学生となる可能性がある高校生に対してより具体的かつ理解しやすい方法で伝えられるよう、またホームページを通して学生間および学生・教員間のコミュニケーションが促進されるよう、さらに工夫していく方針である。また、入学したての新生に対して、なるべく早い時点で学科の教育目標を理解させ、それを実現するための具体的な方法を自ら考えさせる機会をさらに拡充していく方法も検討されている。

003

大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況について、本学科では、教育目標と教育プログラムとの整合性をチェックし、さらに改善・改革策を検討するための重要な協議に教員がより多くの時間とエネルギーを割けるよう、教員に課せられているルーティーンワークの軽減、重複する業務の統合、役割分担の明確化による会議数の削減などについて検討・提言を行っている。

004

大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況について、本学科では将来構想委員会および同委員会内の小委員会である新学科検討委員会において、社会の変化やニーズの多様化に対応したカリキュラムの改革、新たなコースや科目群の設置などについて具体的な検討が行われている。

フランス語学科

現状の説明

001

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、前回 2002 年の自己点検評価報告書を見ると、「国際的な視野を備えた教養人の育成」が教育目標として掲げられている。こうした理念や目標は、フランス語学科の場合にも依然として有効であると考えられる。すなわち「国際的な視野を備えた教養人の育成」という教育目標をフランス語学科に即しているなら、フランスを一つの参照項にして、日本を相対化し、ひいては日仏を越えた普遍的な視野を獲得することであるといえる。それはまた既存の思考の枠組みから自己を解放し、自由な精神を獲得することでもある。そこからグローバル化し、複雑化する現代にあって、社会的想像力を身につけ、世界に創造的に関わることのできる人材を育てることが、本学科の人材養成の目的である。

002

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性について、他学科と同様、フランス語学科の場合にも大学広報用パンフレット『ヴィッセンシャフト』や大学

公式ホームページを通じて学科理念や教育目標の周知に努めている。また 2006 年度には外国語学部の 3 学科が協力してそれぞれ独自のリーフレットやパンフレットを作成した。さらに 2006 年 3 月末からはフランス語学科で学科ホームページを開設し、学科教員による独自の運営をおこなっている。

003

大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況については、他学科と同様、フランス語学科でも全学の点検評価企画委員会および FD 推進委員会に委員を出して参加している。また全学的に実施される授業評価アンケートについては、学科長が中心になって、その都度、結果を検討するようにしている。また学科内に学科将来構想に関する作業部会を設け、学科理念や教育目標の検討を行うとともに、2008 年度導入を目標に新カリキュラムの策定作業にあたっている。

004

大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況については、上述のようにフランス語学科では現在、学科内に設けた学科将来構想に関する作業部会で新カリキュラムの策定作業を進めており、そのなかで時代の要請や学生の関心の変化に対応した新コース設置なども含めた具体的な検討が行われている。

005

大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等の策定状況については、外国語学部の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

001

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、フランス語学科の場合、前述のようにフランスについて学び、フランスを参照項とすることで「国際的な視野を備えた教養人」を育成することが、学科の教育目標といえる。その際、アメリカの圧倒的な影響下にある日本においては、フランスを参照項とすること自体に意味がある。また少子化により大学間の競争が激化するなかで、分かりやすい目標や結果を求めて実学的な教育に向かう傾向も一部に見られるが、本学科の基本は外国語教育も含めて高度な教養教育にこそあるのであり、学生たちにとって最高レベルの教養教育を施すことが本学科の社会的使命である。今後はこうした考えにもとづき、実際にそれを実現するためのカリキュラムの整備が課題になる。

002

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性について、大学広報用パンフレットはページ数の割当も十分あり、学科紹介として重要な機能を果たしている。

しかしその一方で内容がやや画一的になりがちな面もあり、この点では学科で運営するホームページが学科の特色を出しやすい。またホームページはその特性上、社会に広く発信できるというメリットもある。ただしホームページへのアクセス数を維持するためには定期的に内容を更新し、魅力的なコンテンツを提供し続けることが必要であり、そのためには学科の専任教員の協力ならびに情報センターなど大学関連部局の協力が必要である。

003

大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況については、前述のように様々な取り組みを行ってきた。とりわけ 2005 年度から 2006 年度にかけて、新カリキュラムの策定作業が進んでおり、2006 年度からは少人数クラス制の導入や、フランス語の基礎科目の見直しなど、具体的な成果もあがっている。授業評価アンケートについては全学的に回収率が低いことが問題であり、この点でフランス語学科も例外ではなく、今後の対応が必要である。また前述のように全学の FD 推進委員会が設置され、フランス語学科からも委員を出しているが、FD という観点からの本格的な取り組みは、学科内では今後の課題といえる。今後も引き続き新カリキュラムの策定・実施を中心に、作業を進める必要がある。また授業の具体的な改善に向けて授業担当者を対象にしたアンケートの実施など、学科独自の取り組みも検討課題となろう。

004

大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況については、2008 年度導入を目標に進めている新カリキュラムにおいて、「フランス語圏事情」のような新科目や、「フランス現代社会」のような新コースの設置が検討されているなど、新カリキュラム策定作業を中心に適切な見直しを行っている。

将来の改善・改革に向けた方策

001

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、本学科では現在、2008 年度実施を目標に新カリキュラムを策定中で、そのなかで学科の教育目標である高度な教養教育を実現するための具体的なカリキュラム整備を進める。

002

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性について、今後は引き続きパンフレット等の紙媒体による学科紹介に努めると同時に、学科ホームページの内容を拡充する必要がある。学科ホームページの運営組織の点検や、学生ボランティアを募集してホームページの運営・企画に参加させる試みなども検討すべきである。

言語文化学科

現状の説明

001

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、言語文化学科は 1999 年度に設置された。その理念と目的は、日本がこれから国際社会の中で真のパートナーとして役割を果たして行くために不可欠な人材の育成に置き、教育目標は実際の 2 外国語の運用能力と高度情報化社会に対応できる基礎的能力の習得を基本とするカリキュラムの中で、国際的な活躍の場に対応できる知識と姿勢の獲得を実現することにある。2003 年度のカリキュラム一部改訂を経てもそれは変わらない。

002

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性について、学科設置の理念と目的を学生に周知し理解してもらい、教育目標を実現しようとする学科教員の取り組みは、所属学生に対するきめ細かな指導をもたらした。それはカリキュラム上には見えない部分で、クラス担任の指導、各教員の教室外での学生との交流の時間をできるだけ設けること、入学時の学科帰属意識の涵養や大学における学習へのインセンティブを高めるための新入生歓迎合宿の成功と維持、その他の学科主催行事（新入生歓迎会・留学生歓迎会・球技大会）の実施などとして表れた。その一環として学科学生スタッフ集団の育成を初年度から実施し、学科行事の運営に主体的に関わらせることで自律的主体的な行動態度を養うこともできた。その中で留学生との交流も生まれている。教科内での取り組み以外でのこのような学生に対する指導・育成の時間を有効かつ頻繁に実施しているのが本学科の特徴である。

そのような状況であるから、学科の教員同士も常に交流する機会があり、学科の理念・目的・教育目標等の教員への周知に関しては、懸念がない。また兼任教員に対しては、特に外国語教育担当教員が分野別に集まる機会を年度末もしくは年度当初等に設け、教育の方向性などを確認する場としている。

003

大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況について、標記に関して学科として特に制度的に実施しているものはない。ただ、専任教員同士の交流が盛んであり、担当の学生に対する指導情報の交換などは学科共同研究室を場として頻繁に行われており、その場で常に学科の理念・目的・教育目標の検討と成果の検証が行われ、今後の方策の模索がなされている。何よりも頻繁に開催される学科教授会の場で活発に討論されることも多く、現在の時点では学科の理念・目的・教育目標を検証する仕組みとして、学科教授会も有効に機能していると言えよう。また、学生の自発的な行為として学科教育に対するアンケートなどもしばしば実施されており、学科長へ集約されている。

004

大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況について、外国語学部言語文化学科設置(1999年度)当初の理念・目的・教育目標等は、現今の日本を取り巻く国際情勢に応じて立てられたものである。現今の国際情勢は基本的に当時と変化はなく、諸状況からは我々の理念・目的・教育目標がより強く求められていると考える。それは、基本的には2007年度に外国語学部から独立して設置される国際教養学部言語文化学科に引き継がれることになる。

005

大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等の策定状況については、外国語学部の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

001

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、本学科の理念・目的・教育目標は、ますますグローバル化が進む社会において色褪せていない。

学科設置以来、優秀な学生の入学を毎年維持できたことや、学科所属教員の熱心な指導により、第一回卒業生以来、国内の運輸・流通・航空・旅行・商社・ホテル・製造・IT関連等の各業種における国際業務に携わる日本人卒業生、出身本国に戻って日系企業に勤務しあるいは日本国内の日系企業に就職して国際業務に携わる留学生、海外における日本語教員、国内外の大学院進学者、海外における日本政府系機関従事者など、当初の予想を上回る卒業生を社会に送り出すことができた。

しかし、後にくわしく触れるがカリキュラム上の問題点、教員組織上の問題点などにより、当初の理念・目的・教育目標を満たさない点も見られた。特に前述した理念・目的を達成するためには、基礎教育・外国語教育修得の後に設定された専門科目の数の少なさ、分野の狭さ、専門性の不足などにおいて学生の間からも要望が出され、現今の国際情勢に対応するためにも教育目標の高度化が求められるところである。

002

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性について、前述したような取り組みは学科における教職員と学生との一体感、学科の自意識、卒業生の帰属意識を産み出し、第1回卒業生からの好調な進路選択状況、卒業生に対する社会の高い評価を産み出した。このような取り組みの有効性を結果として示したと考える。

しかし、教室と教員個人研究室以外にそのような場と時間を設ける施設は少なく、現在は学科共同研究室が汎用的に使用されている。本来教員の共同研究室であるべき施設を、結果的に学生と共用することで接触の時間が増えるなど良い面もあるが、反面熱心に指導すればするほど手狭になり、共同研究室としての本来の使用に影響を与えていることは否

めない。

003

大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況について、前述したような、学科全体の雰囲気として、実質的には常に学科の理念・目的・教育目標についての検証と評価、方策の模索がなされている状況は、本学科にとっては大変好ましいと考えている。2007年度より新学部として独立するという方向も、そのような日常的な実践から生まれてきたものである。

しかし、そのような状況であるから、学科教授会以外の場では、その取り組みは教職員各自の時間的余裕に左右され、また共同研究室に所属教員が満遍なく訪れるという状況にはなっていない。また、学科教育をかなりの割合で依存している兼任教員がそのような検討検証の場に参加する必要もあると考える。

004

大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況について、進展する国際社会に対応すべく策定され、新学部を引き継がれる現学科の理念・目的・教育目標等は基本的には見直す必要はないと考えている。しかし、獨協大学が所在する草加市においても国際化・多文化化・多言語化が急速に進展しており、学科としては日本の外だけでなく、地域社会との関わりの中でも理念・目的・教育目標等を実現する必要がある。むろんそれは教職員・学生が積極的に地域社会と関わって行動することで可能になるのは言うまでもない。そして、それはすでに、以下のような成果として表れている。

草加市との協力のもと本学エクステンションセンターに本学科教員がコーディネートする無料日本語講座が設けられている。

草加市が開催する国際交流フェスティバルに学科学生が参加している。

日本で働くスペイン語圏出身の日系人子弟を招いて講演会を開催し学生との交流を図った。

韓国東亜大学大学院国際関係専攻学生との交流会実施。

草加市の町並み調査・放置自転車調査などの事業に本学科必修科目の「ボランティア論」履修学生が参加。

大学周囲の美化整備事業に本学科学生がボランティアとして参加。

草加市消防局との連携で救急救命士資格取得講座を開催。

このような状況の実現は学科の長所として維持・発展しなければならない。

しいて問題点を挙げれば、教員・学生共にこれ以上の社会参画の余力をなかなか持てないことである。従って学外へ進出してよりいっそう社会との関わりの中で理念・目的・教育目標等の実現を図る方策を考えなければならない。

将来の改善・改革に向けた方策

001

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、前述の問題点を踏まえ、2007年4月に、外国語学部言語文化学科は国際教養学部言語文化学科として外国語学部から独立することになった。独立の趣旨とあらたに設定された教育研究上の理念・目的は以下の通りである。

外国語学部言語文化学科としての理念・目的は変えずに、本学の基本理念である「人間を形成する」という意味での本質的な「教養」として科目群を充実させ、複数外国語と諸地域の文化の習得を基本とした国際的な教養を身につける学部として発展拡充させる。欧米偏重の姿勢を改め環太平洋地域の言語・文化・社会を重視し教育・研究を進めるという方向性をさらに明確にする。

日本近代が蓄積した「知」の蓄積を、「知」の普遍性の中で検証しつつ新しい時代の「教養」として再構成し教育することで、国際社会で積極的に発信しうる市民を形成する。

これらを実現するために、外国語学習の強化、さらに幅広く国際的な教養を獲得するための12の専門科目群（総計196科目）の開設などの方策を講じ、柔軟なコミュニケーション能力を持ち国際社会に貢献する人材を育成するという教育目標を掲げた。2010年度の完成年度末には十分に成果を上げるべく準備を整えている。

002

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性について、現在のような学科教員の取り組みは新学部学科として独立しても、より強力に推進したいと考えるが、そのためには将来、現在の学科共同研究室に代わる学生・教職員一体となって使用できる広場（アゴラ）のようなスペースを持ちたいと考えている。大学の施設・設備の整備計画と連動して実現すべく協議していきたい。

003

大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況について、現在の長所を生かしつつ、将来への改善に向かうには、やはり専任・兼任教職員がいつでも訪れ活発に討論をすることができる場と、その雰囲気作りが必要になるだろう。大学の施設・設備の整備計画と連動して実現すべく協議していきたい。それと同時に、2007年度に独立し、2010年度に完成年度を迎える国際教養学部言語文化学科としての理念・目的・教育目標の検証に関しては、2008年度中には検証と改善のための委員会を組織し、その提言を元にして2010年度中には改革案を提示し、2011年度以降の改革を実施したいと考える。

004

大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況につい

て、2007 年に外国語学部から独立して国際教養学部言語文化学科となるにあたって、より拡充したカリキュラムの専門教育（選択教養科目群）の中には、新たに韓国研究科目群・多言語間交流研究科目群・多文化共生研究科目群・国際交流研究科目群など、現今の国際社会環境の中で求められている喫緊の問題意識を扱う部門が設置される。学生収容定員の増加とも相まって、より国際社会・地域社会との関わりを意識し、実際に社会参画を果たして学科の理念・目的・教育目標等の実現と検証を図ることが期待される。

経済学部（経済学科・経営学科）

現状の説明

001

【大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性】

経済学部は、本学学則第 1 条の理念に基づき、日本社会の国際化、情報化、多様化などに適応する豊かな教養と経済学・経営学の専門知識を備え、外国語の能力を身につけた、優れた社会人の育成を目的としている。今日の複雑に発達した経済社会の諸現象は、往々にして従来の知的枠組みに収まりにくく、既存の価値観を揺さぶり、しばしば不安をかきたてるものである。われわれの教育は、卒業生がそのような社会に身をおいたとき、大学で修めた専門の見地から日常生起する問題に透徹した視点を持ちえるようなものでありたい。また、その知識が、豊かな歴史認識、国際的視野、自然観、倫理観など、幅広い現代的な教養に裏付けられたものでありたい。そのような教育理念を基礎に、経済学部は、経済、経営、会計、情報分野の専門知識のバランスのとれた体系的な修得を重視するとともに、近年の学生実態や就職事情の変化に鑑み、学生の精神衛生面でのケア、就職活動の支援にも独自に力を入れている。専門性と人格的魅力を備えた人材養成を通じて、大学の社会的使命を適切に果たしたいと考える。

002

【大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性】

経済学部の教育理念、目標は、大学・学部説明会やオープンキャンパス、入試案内、ホームページ、全学共通カリキュラムでの自校史講座「獨協学」の設定、天野記念室の常時開室、経済学部独自の広報誌『Network 経済』などによって周知をはかっている。

003

【大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況】

経済学部の理念・目的・教育目標のあり方については、各時期におけるカリキュラム改定作業に際して、学部教授会をはじめ、カリキュラム委員会、将来計画検討委員会などにおいて検証するシステムをとっている。経済学部の教学制度の歴史は、1964 年の設立から 1993 年までの 30 年間におよぶ旧カリキュラムの時期とそれ以降に大別されるが、この 10 数年間は、旧カリキュラムのもつ積極面を継承し、問題点を克服すべく努力を重ねてきた。

そうした発展は、全学および学部教授会、各種関連委員会において集团的に教育理念と目標を検証する努力から生まれたものである。また現在、教学目标に照らした成果を、「学生による授業評価アンケート」、GPA、コース履修率、TOEIC®スコアなどの指標によって検証する試みも進められている。

004

【大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況】

経済学部は、本学の伝統的な教育理念を継承しつつも、教育目標の具体化にあたっては、つねにその内容を時代と社会ニーズに応じて再定義し、教科内容の改革に反映させてきた。カリキュラムにおいては、この間、伝統的な学問体系に基礎をおきつつも、今日の経済・経営事情の変化に合わせ、国際、環境、都市経済、情報、ビジネスなどの専門領域を拡張してきた。また大学所在地である草加市など地元・近隣自治体とも連携した共同研究に取り組んできた。

005

【大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等の策定状況】

上記について、現状において本学部として報告する事項はないが、特に問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

001

【大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性】

幅広い教養と経済学・経営学の基本的内容をバランスよく学習するとともに、外国語の修得を重視するという目標は、社会生活の高度化と国際化がすすむ今日、ますますその意義を増しつつあるといえるであろう。その意味において、教育目標の設定自体は適切であるといえる。しかし現代的な教養とは何か、専門性のあり方はどうあるべきかなどの問題をより深く掘り下げ、さらにそれらを教科体系に反映させることはわれわれにとって依然として大きな課題である。大事なことは、現代の社会・人文・自然諸科学の成果にたって、身に付けるべき教養の内容を明らかにし、専門の学問内容をそれら学問の普遍的な方法に照らして吟味することであり、個々の教員が学生とともにそのことを考えることである。それらを踏まえた上で、学生の基礎学力の低下や学問的な関心の希薄化については、現代人として必要な教養の幅や、学問的な関心のあり方、持ち方などを具体的に指し示す丁寧な教育が課題となっている。

002

【大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性】

学部レベルの理念・目的・教育内容を通常の方法で受験生に伝えることは容易ではなく、

周知の方法が十分であったとはいえない。通常は、受験生は偏差値中心の受験指導の中から参考程度に大学の教学理念を目にする程度かもしれない。オープンキャンパスなどでも受験生や父母に伝える内容を吟味し、学部の魅力を手短かに知らせる努力が必要であり、学部広報誌『Network 経済』なども配布や活用を工夫すべきであった。なお、全学総合講座として開設された自校史教育としての「獨協学」などは、大学・学部の教育理念、目標、百数十年に及ぶ本学の前史と創立者・天野貞祐の思想をとらえ直し、理解を広げる方法として一定の効果があった。

003

【大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況】

従来のカリキュラムが大きく改定される際には、学部教授会をはじめ、カリキュラム委員会、将来計画検討委員会などにおいて、大学と学部の教学理念の原点に立ち返って、学部教学の意義と目標が検証されてきた。そうした作業がきっかけとなり、教学理念の現代的な解釈と具体化が進んだことは評価できるであろう。その都度、新たに入ってきたものも含め、多くの教員が改めて建学の理念と目標を学び、その教育実践の糧を得たことは重要な意味があり、今後とも学部改革、カリキュラム改定など、折に触れて、大学と学部の理念・目的・教育目標を集团的に検討する場を設けたい。

004

【大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況】

経済分野にせよ、経営分野にせよ、その学問内容は数十年で大きく変化し、それに応じて学部の理念や目的も調整していく必要がある。これまで本学部では、国際・環境・都市経済、情報やビジネスといった分野を加え、科目体系を社会的、現代的ニーズに合致したものにすべく拡充してきた。また地域や周辺自治体との共同という面においても、環境や都市づくりなどのテーマに取り組んできた。これらの取り組みは社会との関わりの中で、教育目的、内容を見直したものとして評価できるであろう。しかし、社会が卒業生に対して求めている内容も徐々に変化しつつあり、専門性や基礎学力という点だけでなく、人格的な総合力やより高い語学力などが求められる傾向により有効に対応して行くという点などについて、今後取り組むべき問題が残されている。

将来の改善・改革に向けた方策

001

【大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性】

経済学部の教育理念は、つねに経済学および経営学の学問的到達と社会生活の変化に応じて再検討される必要がある。現在行われているカリキュラム改革の議論を通じて、教学理念と目標の再検討を行い、改めて現代的な教養と専門の内容とそれに基づく教育目標について議論したい。そのためには、いうまでもなく、まずもって個々の教員が新しい学問的到達点を踏まえ、教授する能力を維持する不断の修養を怠らず、学ぶべき内容を指し示

し、その現代的意義を語れなければならない。また現代に必要な教養とは何か、社会生活に必要な語学水準はどの程度かなど、基本的な内容から議論を進めたい。また、今日の学生の精神的な不安定性に着目したケアや就職指導も重要であり、そのような分野についても検討を行い、対策を講じたい。

002

【大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性】

学部説明会やオープンキャンパスなどの機会に行う説明内容を吟味し、学部の特色と魅力が端的に伝わるようにする。また『Network 経済』の配布と活用法を再検討するとともに、学部独自のホームページを開設し、学部独自に情報を発信することを検討する。さらに2007年開設予定の「獨協歴史ギャラリー」で教学理念の周知に努める。それら媒体での情報伝達のあり方を再検討し、獨協大学経済学部の特質や独自性を伝える不断の努力が必要だろう。

003

【大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況】

現在のカリキュラム改定のための議論を契機に、各種関連委員会および学部教授会等で大学・学部の理念・目的・教育目標を検証するための議論を行う。具体的には、各学科のカリキュラム体系の有効性や問題点を話し合い、履修制度、科目配置、導入教育や進路指導の妥当性、改善点を議論したい。

004

【大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況】

教学理念・目的と同様、現在のカリキュラム改定の議論に合わせて、各種関連委員会および学部教授会等で見なおしのための議論を行いたい。具体的には、各学科の教学の重点、設置科目の妥当性などについて議論したい。

法学部（法律学科・国際関係法学科）

現状の説明

001

法学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、本学は、初代学長天野貞祐による「大学は学問を通じての人間形成の場である」を建学の理念としている。この意味するところは、教養教育と専門教育の総合した全人的教育を大学教育の目的とすることであった。法学部は1966年に設立されたが、この大学の理念を学部教育として受け止めつつも、時代のニーズに適合する法学部のあり方を模索しつづけてきた。

専門学部としての法学部の理念は、第一義的には法や政治を素材に社会の規範や構造を

学ぶことにある。社会は法を中心とした多様な規範によって成り立っており、規範の運用をおこなうのは最終的には政治であるから、法と政治を学ぶことは社会の仕組みそのものを学ぶことにほかならないからである。

法学部の目的つまり教育目標は、「法学および政治学の専門的素養を身につけた社会人の養成」ということになる。本学に限らず、わが国の法学部は、今までも狭義の法律家や政治家の養成を直接の目的としてきたわけではなかった。社会人としてどのような進路に進もうとも、法や政治で社会が成立している以上、その素養を身に付けさせることだけでも、法学部の存在理由は十分にあるからである。

法学部の教育内容は、教養教育と専門教育で構成されているが、それは本学の建学の理念と法学部としての専門教育の理念を融合させたものである。すなわち、学生の要望を踏まえながら、外国語を含む幅広い教養教育と体系的な専門教育を4年間の教育期間をつうじておこなっている。

法律学科ならびに国際関係法学科における理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、上記の点では、法律学科と国際関係法学科のあいだに大きな相違はない。

卒業後の進路としては、法律学科の場合は、主として法曹などの法律専門家、国家公務員・地方公務員、一般企業人等の人材養成を目的としている。国際関係法学科の場合は、主として国際感覚を身につけた法律専門家、公務員、企業人等の人材養成を目的としている。

002

法学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性について、その理念・目的・教育目標等は、当然ながらカリキュラムにおいて表明されている。

学生に対しては、履修の手引及びガイダンス等の履修指導によってカリキュラムの周知が図られている。教員においては、カリキュラムの不断の見直しの過程で、そのつど再確認されている。

003

法学部の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況については、法学部内に常設の将来構想検討委員会を設けて、カリキュラムの不断の見直しをつうじて、理念・目的・教育目標等の検証をおこなっている。

004

法学部の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況について、2004年度より法科大学院制度が発足し、本学も専門職大学院としての法務研究科を設置した。新司法試験は法科大学院の修了者のみに受験資格を与えることになったために、法曹の養成は、法学部にとって直接の教育目標ではなくなった。

実態としては、これまでも法学部の教育目標は法学的素養をもつ一般社会人の養成であったともいえるが、しかし法科大学院制度によって、法学部の教育目標から名実ともに法

曹養成の機能が失われることは、法学部の存在意義そのものに関わる重大な問題である。現在のところ、司法書士その他の法律専門職をめざすもの、法的知識の養成および法的素養をもった一般社会人の養成をその教育目標としている。

他方、学生の学力低下が指摘されて久しい。本法学部の場合、今のところ深刻な問題にはなっていないが、それでも基礎的な教養の欠如と専門教育の目標とのあいだには相当のギャップが認められる。

005

大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等の策定状況について、現状において本学部として報告する事項はないが、特に問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

001

法学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、一般に、法学部における教育目標は、法曹・公務員・企業人・国際人の養成というきわめて広範なものであり、本学部もこれに即した教育をおこなっている。

2004年度より専門職大学院としての法科大学院制度が発足することにより、教育における法学部と法科大学院の役割分担および接続の問題について、一定の結論を出さねばならない時期にきている。

002

法学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性について、新入生のみならず2年生以上に対しても、学年始めのオリエンテーション期間においてカリキュラムの説明をおこなっているため、法学部の理念・目的・教育目標等の周知の機会は十分に設けられている。

学生の関心は単位の取り方のみに向かいがちであるので、理念・目的・教育目標等についての説明が十分に浸透していないきらいもある。

003

法学部の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況について、将来構想検討委員会での検討結果は、必要に応じて法学部教授会に諮られているので、理念・目的・教育目標等を検証する仕組みとしては妥当である。

004

法学部の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況について、社会的評価は、端的には受験生の評価として現れる。この意味では、本法学部への評価は決して悪くはない。それは少子化の急速な進展にもかかわらず、今のところ一定の受験生

を確保していることに明らかである。

しかし、この状況が数年以内に急激に悪化する兆候も随所に認められる。より魅力的な学部への改革のために残された時間はないとの共通の認識が必要である。

将来の改善・改革に向けた方策

001

法学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、学生の進路希望状況や法科大学院の動向などを勘案しながら、法学部教育の理念等について、解決すべき問題の共有化を図る。

また、法律学科については法科大学院の動向を見極めながら、法律学科の教育目標等を「法学的・政治学的素養を身につけた社会人の養成」として、あらためて確認し、国際関係法学科については、法律学科および新学科（仮称・総合政策学科）との関連で、国際関係法学科固有の教育目標等につき、あらためて確認する。

002

法学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性について、カリキュラム内容の周知や確認という点では、とくに問題はない。

カリキュラムの前提としての、法学部の理念・目的・教育目標等については、学生や社会のニーズ、法科大学院の動向等との関連で、今後とも見直しや確認の作業を継続していく必要がある。

003

法学部の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況について、学生や社会のニーズへの対応や学部・学科の再編にともないカリキュラムの見直しは必至であるが、そうした機会を捉えて、カリキュラムの技術的な手直しに留まることなく、法学部の理念や教育目標そのものの修正や確認を今後とも継続的にこなう必要がある。

004

法学部の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況について、2008年度を目処に法学部に新学科を増設することが、全学的にも承認されている。これに関連して、地域総合研究所の設置も決定されている。研究所の活動や新学科を加えた3学科制度の中で、法曹養成のみを使命とする法学部ではなく、地域社会の中に貢献できる法学部教育を検討実践していく。

大学院

現状の説明

006、007

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性、大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況については、各研究科・専攻単位で扱っている。詳細は、それぞれの項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

法学研究科（法律学専攻）

現状の説明

006

法学研究科（法律学専攻）の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、法学研究科は、法学および政治学の高度の学識を備えた専門的職業人の養成と、法学および政治学の専門的研究者の養成を目的として、2年課程の博士前期課程および3年課程の博士後期課程を設置している。

人材養成について、法科大学院設置後、法曹養成の役割は法科大学院に委ねられたので、専門的職業人の養成という目的について、法曹以外の修士号を有する教員、公務員養成などに広げて考えている。

007

法学研究科（法律学専攻）の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況について、法学研究科における「人材養成等の目的の達成状況」については、学位授与状況として説明する。

2001年度から2005年度の5年間で、修士の学位は計26名に授与した。博士（課程）の学位は計2名、博士（論文）は計2名に授与した（資料集表7・大学院における学位授与状況）。このうち、いわゆる論文博士の2名は、いずれも本学法学研究科の出身ですでに大学の専任教員となっている者であり、課程博士の2名もその後教育研究職に就いている。

点検・評価、長所と問題点

006

法学研究科（法律学専攻）の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、法科大学院制度が発足したことにより、従来の大学院法学研究科との役割分担の明確化が急務となっている。

高度専門職業人の養成に関しては、法科大学院の役割は当面は法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）の養成に限定されているものの、現実には法務研究科を修了して法務博士の学位を取得しながら大量の司法試験不合格者が出るのが予測されるので、彼らの相当部分が、司法書士や行政書士や公務員等々に進路変更することが予想される。彼らの教育を法科大学院が引きつづき担うべきか、それとも法学研究科の博士後期課程で引き取るべきかという大きな問題がある。

研究者養成に関しても、少なくとも実定法の研究者を志望する者は、学士課程を修了したのち、法科大学院を経由して法務博士の学位と法曹の資格を取得したうえで、なお研究者養成コースに残ることが標準的な学歴ということになるだろう。この場合の受け皿は、法科大学院であるべきか、法学研究科の博士後期課程であるべきかという問題もある。

また、公共政策大学院の登場により、政治学の分野でも同様の現象が進展する可能性は高い。

いずれにしても、不確定要素が多すぎ、これは全国の法学部や法学研究科に共通する大問題でもあるので、一研究科においてなしうる対処の範囲を大きく超える。しばらくのあいだは、法学研究科が空洞化することは避けられないとの覚悟こそ、必要である。

007

法学研究科（法律学専攻）の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況について、小規模の研究科ではあるが、厳格な審査を経て、着実に学位を授与している。人材養成の責務も十分に達成している。

将来の改善・改革に向けた方策

006

法学研究科（法律学専攻）の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、法学研究科の教育目標等は、法学・政治学系の高度専門職業人の養成と、研究者の養成にあった。しかしながら法科大学院制度が発足したことによって、法曹の養成はもっぱら法科大学院が担うことになった。さらに、法曹以外の専門職養成の機能を法科大学院が担うことも予想される。

法科大学院との関係でも、研究者志望の学生に前期課程段階の研究能力を修得させた上での法科大学院進学であるとか、学部からひとまず前期課程で学力アップを計った上での法科大学院進学など弾力的に考える必要がある。

法学研究科では、社会人再教育を含めて教員、公務員などの研究的能力を必要とする職

業分野での専門的職業人の養成を積極的に展開するために1年制コースの設置も検討している。

外国語学研究科

外国語学研究科は各専攻の独立性・自治性が高く、そのため各専攻により現状等が若干異なるため、ここでは外国語学研究科で共通する事項を中心に述べる。なお、詳細等については外国語学研究科の各専攻の項を参照されたい。

現状の説明

006

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、「学術の理論および応用を教授・研究し、精深な学識と研究能力を養い、また高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、もって文化の進展に寄与する」という理念の下に、外国語学研究科では、高度な理論的研究と幅広い知的修練を経て専門的知識を社会に貢献できる人材の養成を目標としているが、並行して高度な専門知識を実践につなげる外国語教師の養成も目指している。

007

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況について、外国語学研究科では、1986年にドイツ語学専攻ならびに英語学専攻の修士課程が開設されて以来、1990年にはそれらの博士課程、さらにフランス語学専攻の修士課程が増設され、修士課程は博士前期課程に改められるなど、各研究課程の履修内容は充実し、多様な専門知識を習得した人材の育成を図ってきた。さらに2003年には英語教育専修コース、2005年には日本語教育専攻（1年制）が開設され、主に現職の教員を中心とする社会人の語学教育の研鑽を目的とするコースでは、専門的な理論的背景に基づいた高度な教授法の習得が可能となっている。

点検・評価、長所と問題点

006

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、本研究科の特徴は、学部の基盤に基づいて、多様な専門分野での研究が可能なことにある。専攻ごとに目的・教育目標に基づいた人材養成が図られているが、不十分と思われる部分については、各専攻の担当教員が構成する専攻委員会で検討されている。

007

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況について、大学院

開設以来、研究科の理念・目的にかなった人材を養成してきたが、なお不十分と思われる部分については、各専攻の担当教員が構成する専攻委員会で検討されている。

将来の改善・改革に向けた方策

006、007

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性、大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況については、随時各専攻で改善・改革に向けた方策が検討されている。

ドイツ語学専攻

現状の説明

006

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、ドイツ語学専攻はドイツ語学、ドイツ文学、ドイツ文化の部門を中心として幅広い理論的基礎から高度な学識と研究能力を養いつつ、同時に高度の専門性とその能力を備え、国際社会で通用する有能な研究者、あるいは国際的な実務を担当する人材を育成することを目的として設立された。現在はさらに獨協大学の特色とするドイツ語教育部門においても有能な人材を世に送り出すことを目的としてドイツ語教育と外国語教育に関して他大学院に見られない研究のできる専攻部門をおいている。

007

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況について、ドイツ語学専攻では筑波大学、早稲田大学、岩手医科大学、などで専任教員として研究職・教育職に携わる人材を送り出す一方、高等学校教員、大学非常勤教員など優秀な人材養成を行ってきた。

点検・評価、長所と問題点

006

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、ドイツ語学専攻では、理念・目的等については相当程度の目標を達成しているが、近年のドイツ語教育の状況から残念ながら、研究職をはじめとする高度な技能が必ずしも修了後に活かされていない状況を考えると、今後3年間を目処にドイツ語教育部門での内容の充実と通訳者、翻訳者、あるいはジャーナリズム関係等で活躍できる場を大学院の側で整える必要がある。

007

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況について、ドイツ語学専攻では大学の教員を始め、研究者としての人材を送り出しているが、必ずしも研究者等にこだわらず、高等学校等における教員やジャーナリズム分野で活躍する人材育成に努力しなければならない。

将来の改善・改革に向けた方策

006

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、ドイツ語学専攻では、今後3年間を目処に特にドイツ語教育部門、ドイツ語圏地域研究部門を中心に充実した研究、教育内容を整えるべく教員の適正配置などを念頭において教員の新規任用を含めて改善努力をする。

007

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況について、ドイツ語学専攻では本学のドイツ語教育の伝統の上に立ち、研究者であり、同時に高度な学識と専門能力を備えたドイツ語教員や通訳、翻訳者を養成すべく項目 006 で記したように、今後3年間を目処に専門科目の配置状況を見直し、さらに充実させる必要がある。

英語学専攻

現状の説明

006

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、本専攻は大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第3条第1項、同第4条第1項に基づいて、1986年に修士課程が開設された後、1990年に博士課程を増設するに当たり、課程を博士前期課程と博士後期課程と改めた。

博士前期課程では、英語学・英米文学・英語圏文化、コミュニケーション論、国際関係論、英語教育の各分野のそれぞれにおいて該博な知識と対象を深くほりさげ分析する研究方法を身につけることにより、専攻研究を自主的に判断し、これを再編成しうる能力を養成すること、さらに英語圏の言語・文化・社会に関する多様な専門知識を身につけた有為な人材を養成し、社会に貢献することを目的とする。

2003年度より「現職英語教員」及び「将来英語教員を目指す社会人」のための英語教育専修コースが設置された。教育公務員特例法（大学院就学休業制度）および各種休職制度を利用して修学しようとする現職教員を対象として設置されている。そのみならず、これから英語教員を目指す社会人に対しても広く門戸を広げている。

博士後期課程では、前期課程で修得した各専門分野（英語学、言語学、英米文学・文化コミュニケーション論、国際関係論）をさらに高度な研究へと向上させ、独自の理論構築を図ると共に研究者として自立できる能力を養成することを目的とする。

さらに人類の過去・現在を大きく視野に入れ、人間精神の生み出した文化の諸相 言語・文学・国際関係・コミュニケーションを主として言語資料を通して普遍と個別の面から具体的かつ精密に追求することを目標とする。そのような目標を追求する中で、教員も大学院生も研究者としての連帯意識をもち、率直な討論を通して科学的批判精神、洞察力、判断力を養い、高度な研究を行う専門家としての広く豊かな学識と、一人の人間としても社会に貢献できる力量を併せ持つ人間の育成をはかる。

007

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況について、現在 139 名の前期課程修了者を送り出し、いずれも教育界〔中学校教員、高校教員〕および実業界で活躍している。また、博士前期課程に 2001 年度より英語教育分野を新規開講するとともに、さらに主として現職英語教員の再教育に対する要望に応じて、懸案の修業年限 1 年で学位の取得が可能となる履修形態を提供する英語教育専修コースも 2003 年に設置された。これにより英語教育分野が本大学院英語学専攻の特色の一つとなっている。後期課程の修了者は満期退学者を含めて 26 名、そのうちで後期課程を修了し、博士号の学位を取得したのは 8 名で、ほとんどが研究者として大学教員やその他の専門機関での研究職に就いている。

点検・評価、長所と問題点

006

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、本大学院英語学専攻の目的および教育目標とそれに伴う人材養成の適切性については、博士前期課程の英語教育分野および社会人再教育の英語教育専修コース（1 年制）のいずれにおいても積極的に社会人を受け入れているのは高く評価できる。その開講している授業の多様性と教授陣の配置は、博士後期課程の担当教員が定年などによりやや不在している以外、概ね適切である。

しかし、人材育成については、博士前期課程において中学・高校の教員を目指す大学院生が多くなっており、文部科学省の新たな小学校への英語教育の導入という方針を踏まえて児童英語教育への要望が高まってくることは必至であり、それに対応できる人材・環境の確保が喫緊の急務となるであろうと考えている。

007

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況について、前述のことから高等教育機関としての人材養成の目的は適切である。

しかしながら、教員が全精力を傾けて育成した修了生の就職状況は必ずしも良好なもの

とはいえない。今後高度な研究者への道を切り開くべく更なる努力が求められる。

将来の改善・改革に向けた方策

006

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、教育内容の見直しやカリキュラムのあり方をより実用に即したものに改善する必要がある。英語学専攻では英語教育分野へ対応できる教員をもっと活用し、他に先駆けて授業方法の導入と研究のあり方を改善するべく努める。また、今後は大学院英語学専攻の目的・教育目標を実際に検証する仕組みを導入することも必要である。特に修了生の就職状況を多角的に検証し、更なる可能性を模索するべく努める。

007

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況について、まず学生の質的向上、すなわち学力の向上を目指さなくてはならないであろう。このために大学院生にも TOEIC®や TOEFL®などの受験を義務付けると同時に、学力がある一定の水準に達するまで自学自習を求めることが必要である。そのためには学部で行なっている外国語教育研究所の受験システムの利用を検討したい。

さらに他大学の大学院生との積極的な交流や研究活動、さらに他大学大学院の授業に、あるいは学会活動に自発的に参加することによって人間的な関わりを広げ、ひいては自己の啓発と就職への道を切り開く努力をする必要がある。

フランス語学専攻

現状の説明

006

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、フランス語学専攻では、本学の建学の理念である「国際的な視野を備えた教養人の養成」を理念と目標にしている。このためフランス語学科と同様、語学・文学にとどまらない芸術・文化の広い分野においてフランス語圏についての研究をおこない、日仏を相対化してみることでより普遍的な視野を獲得し、世界に創造的に貢献できる人材を養成するべく努力している。

007

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況について、フランス語学専攻では、後に述べるように、フランス語圏に関する人文科学・社会科学・自然科学のさまざまな分野の専門家を出来るだけ専任教員として揃え、かつ院生も各分野を専攻するもの同士が影響し合い、切磋琢磨することで上記目的を達成するように図っている。

またもちろんフランス人教員も参加し、語学能力の向上のみならず発想の重層性を追求している。

点検・評価、長所と問題点

006

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、フランス語学専攻では、フランス語圏に関する複数の分野の専門家が常時教育・研究に協力し合うことで、教員・院生ともに学際的な方向に向かうことが出来る。

007

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況について、フランス語学専攻では、目的達成のため教授法研究にも力を入れている。単なる教員養成だけでなく、どの分野においても学生からの質問や反応が新しいテーマの開拓につながると考えているからである。

将来の改善・改革に向けた方策

006

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、フランス語学専攻では、国際教養という基本は守りつつ教育者養成に一層の力を入れる必要があると考える。

007

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況について、フランス語学専攻では、既に全国180校以上に広がった高校でのフランス語教育に対処するため、教授法のスタッフの充実を計る予定で、3年後を目途に専任だけで3名とする予定である。

日本語教育専攻

現状の説明

006

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、日本語教育専攻修士課程は日本語教育の現場に即した高度な技術と知識および研究能力と教材開発能力をそなえた日本語教員の養成 実践的・体系的な日本語教授法の開発と訓練、という目的のもとに設置された。

対象者は主として日本語学校・企業等で日本語教育に従事した者、大学・専門学校で日本語教育の基礎を学んだ者である。修了後、より高度な実践力を持つ教員として現場に送

り返す、または、送り出すことを目的とする。

そのため、理論上の素養を深めるだけの第二言語習得論、現代日本語論（文法・語彙・意味）、外国語教育法の授業を行い、実践的教育分野として以下の科目群の教育に重点をおく。

学習者の言語習得プロセスの研究。

「評価・測定」及び統計処理の演習。

CALL 教材の開発およびコンピュータを利用した言語教育活動。

「授業分析」理論・実践を含むアクション・リサーチ。 技能別教材開発と指導法の研究。

さらに、教員のコミュニケーション能力向上のため以下の科目をおく。

異文化間コミュニケーション演習。

スクール・カウンセリング。

日本語言語生活研究。

日本語スピーチクリニック演習。

このように、本専攻は現職日本語教員及び将来日本語教員を目指す社会人に対し門戸を広げるものである。

007

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況について、日本語教育専攻の2005年度修了第一期生7名のうち、4名が現在日本語教員として日本語学校等で勤務し、1名が大学のティーチング・アシスタントとして働いている。残る2名は外国人留学生であり、現在さらに日本語能力を向上させるため勉学中である。

点検・評価、長所と問題点

006

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、項目006「現状の説明」で記した全ての分野で知識・実践的能力を向上させることは、一年間という短期間ではおのずと限界がある。そのため、日本語教育専攻では大学院生自身が選択した分野で、専門を特化させ、それを深めるよう指導することにより、その短期間という不利な条件を乗り越えるよう努められている。

本専攻は開設当初より、現職の日本語教員を積極的に受け入れ、再教育を行い、教育の現場へ送り出していることは特記に値しよう。開講授業科目の多様性と教員の配置は適切と思われる。

007

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況について、日本語教育専攻の2005年度修了生のうち4名が日本語教員として勤務中である。しかし、それはもとの勤めを続行しているものである。新しい職場の開拓がなされる必要が痛感される。

将来の改善・改革に向けた方策

006

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、発足2年目とはいえ、日本語教育専攻の目的・教育目標を検証する方策を作り上げる必要がある。特に修了生の教育の現場での適格性を検証し、後に発表する論文の質などを把握していくことは重要である。

007

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況について、日本語教員の新たな職場を開拓するためには、より多くの日本語教育機関との交流が望まれる。

また、大学院生の学力向上を目指すためにも、他大学との積極的交流、あるいは、学会活動への自発的参加をすすめる必要がある。このような人間的交流の場の拡大は自己啓発と進学、就職の道の拡大につながると期待される。

経済学研究科（経済・経営情報専攻）

現状の説明

006

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、経済学研究科は、経済・経営・情報の分野において、総合的、専門的、または学際的な教育・研究を行い、経済・経営・情報の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材を養成することを目的としている。

21世紀に入って今後も従来にまして社会が複雑で見通しがたい発展を遂げることは確実である。このことを念頭において、当研究科では学生の健全な人格形成、ならびに一人ひとりの能力と個性を尊重する専門教育を実践する。経済・経営の国際化、情報化、多様化および専門化などに迅速に対応する力を養うとともに、世界的・国際的な視野から柔軟で多角的な発想力と判断力の育成に力を注いでいる。応用経済・地域経済と経営・情報科学の二つを核とし、これらの柱を、理論や歴史、財政、統計、会計などの充実した伝統的諸領域の科目群が支えている。

007

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況について、かつて

は税理士資格取得希望者の受験科目免除を目的とした入学・在籍者が多かったが、免除規定が変わり、免除科目が少なくなったことに伴って、本来の、上述の理念・目的・目標に則した入学者、在籍者の割合が増えて来つつある。

点検・評価、長所と問題点

006

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、従来から、経済学研究科諸改革の前提として、当研究科の理念・目的に基づく教育目標は、研究者養成に徹するか、高度な職業人の育成に徹するか、または「二本立て」で行くか、様々な論議が行われてきた。この点についての明確な結論が出されたわけではないが、ここ数年の実際の経過を見ると、博士前期課程については、社会人教育の実施、外国人留学生の育成、情報・会計等の高度職業人育成等の取り組み過程で、研究者養成のみでなく高度な職業人の育成をもめざすという「二本立て」の教育目標が追求されてきたと考えられる。他方、より高度の専門性を求める大学院生のニーズに応えるために博士後期課程も備えて主として研究者養成を教育目標として追求している。つまり、博士前期課程では、高度な職業人育成と研究者養成との「二本立て」、博士後期課程では研究者養成という教育目標を事実上採用しており、それに見合う教育組織としては「二階建て」「お神楽式」（後述、項目 078「現状の説明」参照）で対応している。

このような理念・目的に基づく教育目標は、高度な職業人育成と研究者養成を同時に追求するという点で長所でもあるが、実際の教育課程では諸困難を伴う（第3章を参照）。

007

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況について、どのような目的にそった人材養成を行い、それがどれだけ達成できたかという点検は不十分であり、今後意識的に行っていくことが重要である。

将来の改善・改革に向けた方策

006

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、前述の長所と問題点は、今後の大学院のあり方を問うものであり、すべての改革の起点になるものと思われる。社会のニーズの多様化、多くの階層からの要請・応募に対応するべく、研究科委員会内に改革委員会を設けて検討を進めている。

007

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況について、より理念・目的に沿った魅力ある大学院づくりに取り組むため、改革委員会等で検討していく。

法科大学院

(法務研究科法曹実務専攻)

現状の説明

006

大学院法務研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、本研究科は、本学で唯一の専門職大学院（いわゆる法科大学院）であり、法曹実務専攻の1専攻のみが設置されている。司法制度改革審議会は、「法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度」の整備をうたい、「その中核を成すものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院」を位置づけたが、本研究科の理念・目的・教育目標も、司法制度改革のなかで追求された「法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクール」であることを通して、法曹の養成に寄与することにある。

とりわけ、本研究科は、本学の立地条件と本学をとりまく地域社会の要請をふまえて「地域密着型法曹（ホームロイヤー）の養成」を掲げ、いくつかの点で他の法科大学院には見られない工夫と試みを実施してきている。それを一言でいえば、「地域社会との連携」ということができるが、大学（本研究科）と地元弁護士会、地元自治体との間に緊密な連携を築き、地域のなかで法律家を育てる試みを実践していることである。この点は、他の法科大学院に比べて、非常にユニークな取り組みとなっており、「地域に開かれた大学」の実践例の一つとして高く評価できると考えている。

007

大学院法務研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況については、本研究科は2004年度に設置されたものであり、今年度が完成年度に当たっているため、いまだ目標の達成状況について実績はない。法曹養成に特化した専門職大学院としての成否は、はじめて修了生を出した後の、来年の新司法試験に十分な数の合格者を出すことができるかどうかにかかっているが、併せて地域に貢献できる質の高い法曹をどれだけ育てることができるかが重要な指標となると考えている。

点検・評価、長所と問題点

006

大学院法務研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、本研究科は、1学年当たりの学生定員が50名であり、現在、実際の在籍学生数は3学年合わせて137名（2006年10月1日現在、1年50名、2年46名、3年41名）という小規模な法科大学院であるが、小規模のメリットを生かし、少人数教育によるきめ細かな

指導を行うよう努めている。

在学生にも受験志望者にも「地域密着型法曹の養成」という本研究科の理念・目的・教育目標は次第に浸透してきていると評価しているが、専任教員数が、研究者教員 10 名、実務家教員 6 名と限られているため、とりわけ専任の研究者教員の教育上およびその他運営上の負担がきわめて大きく、十分にきめ細かな指導の徹底という点では、いまだ課題を残している。

007

大学院法務研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況について、将来の改善・改革の方向としては、多様な背景と優れた資質をもつ学生の受け入れ、十分な理論および実務教育の提供、それを支えるスタッフ（教員、T A・アドバイザーおよび事務スタッフ）の充実、施設面での整備など多くの課題があると認識しており、具体的な改善計画に着手しているところである。

また、大学内の規程上、本研究科にかかわる事項についていまだ未整備の部分があるが、それを早急に整備し、位置づけを明確にしていく必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

006

大学院法務研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、本研究科は、2004 年度に設置されたものであり、今年度が完成年度に当たっている。3 年間の経験をふまえてカリキュラムの編成について改善・改革に取り組みつつあり、また、教育条件を少しでも改善すべく人事面でも大学の理解を得て専任教員の増員に向けて人事選考手続に着手しており、現状を少しでも改善できるよう努力を重ねている。

また、講義科目については 60 名以下、演習科目については 25 名程度を目安としてクラス編成を行っており、少人数教育の実現という点では一定の水準を充たしていると評価しているが、施設面とりわけ専用教室が狭隘なことから、施設面での充実・改善が喫緊の課題としてあり、来年度に向けて、現在、施設改修計画に取り組んでいるところである。

【第2章】

教育研究組織

概要および目標

本学は、3学部、3大学院研究科と法科大学院によって構成されている。学部は外国語学部、経済学部、法学部からなり、2007年度に国際教養学部が新設され4学部となる。

外国語学部には、ドイツ語学科、英語学科、フランス語学科、言語文化学科がある。言語文化学科は、2007年度から国際教養学部言語文化学科となる。経済学部には経済学科と経営学科が、法学部には法律学科と国際関係法学科があり、全学で8学科を擁する。

外国語学部の4学科は、教育研究上からも独立性が高く、各学科が外国語学部教授会の下に学科教授会を組織している。経済学部、法学部は、任意で学科会議が持たれる以外は学部教授会によって意思決定がなされている。全学にかかわる議題に関しては、全学教授会があり、定例会が隔月に開催される。

大学院は、法学研究科に法律学専攻、外国語学研究科にドイツ語学、英語学、フランス語学、日本語教育の各専攻、経済学研究科に経済・経営情報専攻がある。また、英語学専攻には、英語教育専修コースが、経済・経営情報専攻には、情報専修コースが置かれている。さらに専門職大学院の法科大学院が設置されている。

各研究科は意思決定機関としてそれぞれ研究科委員会を、法科大学院は法務研究科教授会を組織している。全学的には、学長を委員長とし、各研究科の代表等からなる大学院委員会が組織されている。現状では、教育研究組織として組織上の問題点はない。外国人教員が多いことが組織構成上の特徴である。

教員の構成については、教育研究分野の多様化と高度化が進行する中で改革を続けてきている。外国語学部では、欧米言語のネイティブ教員を採用してきたが、言語の多様化の中でアジア言語のネイティブ教員の必要性（言語文化学科）さらには社会科学系（フランス語学科）あるいは環境学（ドイツ語学科）など、学問そのものの、あるいは学生の関心の多様化に応える（英語学科、経済学部）教員構成が必要になっている。

大学院においても多様化が進み、社会人向けの専修コース（経済学研究科）や、主として高校以下の教員の再教育向けの専修コース（英語学専攻）日本語教員養成のための1年制の日本語教育専攻をつくってきたが、今後も多様化に向けての取り組みを続ける必要がある。

また、教育研究の高度化に見合った教員組織を創り上げて行くために法科大学院を設立したが、法学部の教育も専門職業人の育成という目的は依然として避けられないが、その一方で法分野の多様化により特別法を専攻する教員の採用も要請されよう。

教員組織の改善・改革は、全学の合意なくして、あるいは一朝にして出来るものではな

いだけに、社会の要請、学生の関心に耳を傾け、よりよい教育研究組織を創り上げてゆく努力を怠りなく続けて行く必要がある。

本章における自己点検・評価の目標

- ・ 本学の理念、目的、教育目標が実現されるよう、各学部・学科、大学院、研究所が、教育研究分野の多様化、高度化に適切に対応できる意思決定機関を設けた教育研究組織とする。

大学

現状の説明

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、本学が現在設置しているのは、外国語学部ドイツ語学科、英語学科、フランス語学科、言語文化学科、経済学部経済学科、経営学科、法学部に法律学科、国際関係法学科の3学部8学科である。なお、2007年4月1日より、外国語学部言語文化学科を改組独立し、国際教養学部言語文化学科(平成18(2006)年9月5日届出受理公示)とし、これにより、4学部8学科の体制となる。

大学院は各学部・学科にそれぞれ設置し、これは博士課程として前期(修士)、後期(博士)の両課程を有している。外国語学研究科にドイツ語学専攻、英語学専攻、フランス語学専攻、日本語教育専攻を置き、経済学研究科に経済・経営情報専攻、法学研究科に法律学専攻を置く。ただし、2005年度に言語文化学科を基礎として新設した日本語教育専修課程は、1年制の修士課程である。

これとは別に、専門職大学院として2004年度に法科大学院を設置している。

全学的な研究所として本学は1981年に「外国語教育研究所」ならびに「情報センター」を設置した。本学は開学以来、「外国語教育」と「情報教育」に積極的に取り組んできており、これらの研究組織はそれを具体化する際に非常に大きな役割を果たしてきている。これらの研究施設については、第6章の項目196を参照されたいが、その活動状況については概ね適切であるといえる。研究所としては、これ以降設立の機会が無かったが、現在、新たに社会科学系の研究所として環境共生研究所と地域総合研究所の設立を計画し、2007年春の開設を目指し準備を進めている。

学部を基礎とする大学院研究科および既存の2つの研究所は、独自の人事権を有していない。このため、教員の採用、昇任に関する人事は各学部教授会と法科大学院教授会に委ねられ、大学としての調整および決定は、学長を委員長とする教員人事委員会の議を経て、全学教授会の承認事項となっている。

009

当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況については、学部・学科単位で扱われている。詳細は、それぞれの項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

外国語学部

外国語学部は各学科の独立性・自治性が高く、そのため各学科により現状等が若干異なるため、ここでは外国語学部各学科で共通する事項を中心に述べる。なお、詳細については外国語学部の各学科の項を参照されたい。

現状の説明

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、外国語学部は1964年の開学時にはドイツ語学科と英語学科を、1967年にはフランス語学科を設置し、主に欧米に着目した教育・研究活動を行ってきた。1999年には、近年急速に進むグローバル化をにらみ、欧米だけでなくアジアや中南米地域にも対応し、また日本自身も国際化に対応しなければならないという観点から、言語文化学科を設置し、現在に至っている。なお、言語文化学科については、これを発展・拡大させる目的で、2007年度より「国際教養学部」として独立させる。国際教養学部は複数外国語と諸地域の文化の修得を基本とした国際的な教養を身につける学部として、外国語学部とは少し違った組織として歩んでいくこととなる。

いずれの学科においても、外国語教育という点に関しては、少人数クラスの授業やネイティブ教員による授業などにより、外国語運用能力を養成すべく密度の濃い教育が展開されている。また、専門教育に関しては、各学科において特色あるカリキュラムが本学の教育理念・目的と時代のニーズに応じる形で打ち出され、展開されている。

009

当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況について、外国語学部としてそのような仕組みは導入していないが、学科によっては導入しているところもある。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

ドイツ語学科

現状の説明

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性については、本学科はドイツ語学科としては日本最大級の教員スタッフ 55 名(専任 22 名、特任 2 名、客員(外国語学部所属) 1 名、兼任 30 名)を抱え、その内のネイティブ教員 17 名(専任 5 名、客員(外国語学部所属) 1 名、兼任 11 名)がドイツ語教育の中心となっている。ドイツ語圏の諸分野に関する専門教育では「言語・文学」、「思想・芸術」、「歴史・社会」の 3 分野に分かれ、分野ごとに「概論」「各論」「講読」「演習」を開講している。学生の定員は 1 学年 140 名である(2007 年度からは、新学部へ 10 名移譲して 130 名)。

009

当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況については、本学科では学科内に「将来構想委員会」を設置して、学科の現状と問題点を随時議論している。

点検・評価、長所と問題点

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性については、本学科では従来「思想・芸術」の分野を専門とする教員が少なく、文学や言語学を専門とする教員が一部を担当せざるをえない状況となっていたが、近年音楽と美術の専門家を補充した。今後は地理や環境問題に対応できるスタッフの配置が課題である。社会のニーズを考慮に入れて学生の英語力の強化にも配慮する必要がある。

009

当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況については、本学科が学科内に設置した「将来構想委員会」の開催の機会が、委員の多忙により少なくなっているのが問題である。

将来の改善・改革に向けた方策

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性については、本学科では不足している専門分野の教員の補充に取り組んでいる。本学科の学生の英語力の強化については、2009 年度導入予定の新カリキュラムとの関連で、教員人事の面でも検討していく予定である。

英語学科

現状の説明

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、本学科には、2006年度段階で43名の専任教員が所属しており、そのうちの37名が英語学科の担当教員であり、残りの6名が全学共通カリキュラムの英語担当教員である。このなかには外国人教員（英語のネイティブ・スピーカー）5名が含まれている。この他に66名の兼任教員（非常勤講師）が授業を提供している。また、すべての専任教員（全学カリキュラム担当の特任教員を除く）は、4つの専門コースのいずれかの担当者となっている。一方、本学科の学生の定員は2006年度現在325名であるが、新学部設置に伴い、2007年度からは320名となる。

009

当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況について、現状において本学科に該当する事項はないが、特に問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、本学科は学科別に見ると最大の専任教員を抱えているものの、外国語教育のなかで圧倒的に開講コマ数の多い英語教育を担当する学科としては、それでもなお十分な教員数が確保できているとはいえない。そのことは兼任教員（非常勤講師）の採用数に顕著に表れている。しかし、限られたマンパワーにもかかわらず、本学科は入試状況をはじめ社会的に高い評価を受けてきたといえよう。ただし、財政的な制約により教員数に限界があるなかで、さらにきめ細かい教育を施すためには、無駄のない科目構成や教員配置を目指すとともに、質の高い授業を提供できる教員（特に兼任教員）の確保も重要な課題となろう。

専門教育の部分では4つのコースを設けて学生の多様な関心や専門教育に対するニーズに伝えてきた。この点は外国語を中心に教える他大学の同種の学部・学科のなかでもユニークであり、本学科の大きな長所といえよう。ただし、社会の動きや時代の変化に反応して移り変わる学生の関心やニーズに比べて、教員側の専門分野やコースごとの教員配置は必ずしも弾力的とはいえない。この間のギャップがあまり拡大しないよう配慮することが必要であろう。

将来の改善・改革に向けた方策

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、教務委員、時間割委員、英語教育検討委員などが中心となって、無駄のない科目およびコマ数の設定、教員の効率的な配置、英語基礎科目担当者向けの授業ガイドラインの作成など、限られたマンパワーのなかで教育内容の質的向上を図る取り組みが行われている。また、学生の多様化する関心やニーズに答えるため、オムニバス形式の授業を開講、実務経験者の兼任教員（非常勤講師）としての採用などの改革を行ってきたが、さらに実践・実務指向の強い新たな科目群の設置、資格取得をサポートするための講座（セミナー）形式の授業の設置などが検討されている。

フランス語学科

現状の説明

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、資料集表 19 に見られるようにフランス語学科の専任教員数は 17 名で、内ネイティブ教員は 2 名である。また兼任教員は 30 名で、内ネイティブ教員は 12 名である。また表 14 に見られるように入学定員は 100 名であるが、国際教養学部の設置に伴う学生定員枠の移譲により、2007 年度からフランス語学科の入学定員は 95 名になる。

009

当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況については、第 1 章でも述べたように、フランス語学科では学科内に学科将来構想に関する作業部会を設けて新カリキュラムの策定作業を進めており、その際、カリキュラム改訂にともなう授業内容の見直しと並んで、授業担当者の配置などについても検討をおこなっている。

点検・評価、長所と問題点

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、本学科は教員数と学生数の規模においてフランス語の専門学科としては国内でも最大級である。フランス語学やフランス語教育を専門とする教員を多く擁し、また 14 名のネイティブスピーカーが授業を担当することで、フランス語教育研究組織として充実した内容となっている。他方でフランスの政治から文学・芸術にいたる様々な分野を専攻する専任教員がおり、語学と並んで学科の教育課程のもう一つの柱であるフランスおよびフランス語圏の文化や社会に関する専門教育においても幅広いテーマの授業を提供

することができる。ただし教員の専攻分野については人文科学系の教員に比して、社会科学系の教員が少ないなどの問題もあり、カリキュラムの検討と合わせて教員採用の際に調整することが課題となる。

009

当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況については、前述のようにカリキュラム改訂作業のなかで、たとえばフランス語基礎科目におけるネイティブ教員による授業数を増やすなど、具体的な検討をおこなっている。また今後、専任教員の退職にともなう補充人事が予想されるなかで、どのような専攻分野の教員を採用するかといった検討もおこなっている。さらに学科理念、教育目標、カリキュラム内容などを見直すなかで、教員の配置や人事に関しても適切に検討を進める必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、専任教員の退職に伴う補充人事が2011年までに予想されており、その際にカリキュラム内容の検討とあわせて教員の専攻分野の調整を図ることが課題となる。

言語文化学科

現状の説明

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、本学科に属する専任教員は29名である。現在の学科学生収容定員410名に比して、対学生比率は非常に高い。しかし、学科専門教育科目中の必修科目に対する専兼比率は15パーセント台と、50パーセント台から100パーセントに至る他学科に比して異常に低い(資料集表3参照)。全開設科目に対する比率でも約35%と他学科と比して非常に低い。これは必修科目のうち開設科目数が多い英語教育科目を担当する専任教員がいないこと、所属教員が全学共通教育に関わる比率が非常に高いこと、によって生じた現象である。特に教職課程・全学共通カリキュラムカテゴリー 担当の教員(合計5名)は本学科の教育に、現状ではほとんど直接的には関与していない。その他の教員に関しても、外国語教育を担当している教員以外は、担当科目の半分以上が全学共通カリキュラムおよびその他の全学共通教育に関わっており、学科の教育に科目担当として関与する割合は非常に低いのである。その上で学科の理念・目的・教育目標等の実現のために、教科外での学生との関わり・交流に多く時間を割き、指導の実を上げていることは第1章で述べたとおりである。担当科目の中での教育においては全学の学生を相手にする割合が非常に大きく、教育組織としては非常にアンバランスな状態だと言わざるを得ない。

また、本学科は英語を軸とする2外国語の実用的運用能力を習得することが教育目標の一つとなっているが、前述の如く英語教育担当の専任教員がいない状態が続いている。発足当初から英語学科に教員派遣などの依頼をし、教育内容については発言できない状態が続いていた。2005年度からは教育内容については本学科のコントロール下に移行したが、ほとんどの英語教員について英語学科所属教員に依存する態勢は変わっていない。

研究組織の面から見ると、本学科に所属する教員の専門分野は非常に多岐にわたっており、それぞれの専攻における研究および研究予算の獲得は各自の裁量に委ねられている。各教員個人は各々の分野で顕著な業績を上げているが、研究組織としての本学科はほとんど機能していないと言って良い。学科としての研究予算もほとんど与えられていない。また、 Semester制の実施などによる校務が増え、教員が研究に割ける時間の余裕も減っている。分野の近接する教員が共同で研究をする事例は多々存在するが、本来であれば多分野にわたる専攻を統合して新たに複数の、学際的かつ多様な研究分野を形作る可能性を秘めている。

009

当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況について、学科として特に制度的に実施しているものはない。各自の教育・研究に対する取り組みの状況を、日常頻繁に行っている学科内の交流の席で確認し、学科紀要掲載の業績報告、また日頃の研究状況・情報を相互認識し、また学科長が得られる情報に従って職責として検証しているのみであり、学科が教育研究組織としての妥当性があるか否かを検証する内部的・外部的仕組みは、学科としては導入していない。

点検・評価、長所と問題点

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、本学科所属の教員の専攻が幅広い分野に亘っていることが、幅広い専門科目を用意できることにつながり、学科の理念を実現するための様々な専門分野を用意できる可能性があることは長所となる。しかし、実際は全学共通教育に力をそがれており、学科の教育を考える際には人材を使い切れていない憾みが残る。

また英語教育担当の専任教員が所属していないことは、学科の教育目標の実現に対して無責任と糾弾されても致し方ない状態だと考える。

研究活動は、現状は所属教員個人々々にまかされ、多大な可能性を秘めつつも、組織としては機能していないに等しい。研究組織としては適切・妥当とは言えない。

009

当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況について、所属教員が普段から相互に認識・検証を行っている点は、学科としての潜在的な教育・研究力があると判断でき、その点では学科内は活性化していると言えるが、組織として客観的に検証・評

価する仕組みを、大学全体で行う授業評価アンケートと学科紀要上への業績報告以外に持っていない状況は、将来的に学科の活力を維持・向上させることを考えると問題である。

将来の改善・改革に向けた方策

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、前述の問題点は学科発足当初から抱えていたもので、現在までに根本的な解決を見ていない。そこで、2007年度独立して設置される国際教養学部言語文化学科では、

学科所属教員が学科の理念・目的・教育目標等に合致した専門科目を用意し、それを全学共通教育に提供するという形で開設科目全体の専兼比率を上げることとした。兼任教員に依頼する科目を含めると結果的に12の専門教育科目群と200近くの科目を用意できる。

定年等教員の退職に当たってうまく分野のやりくりをし、計画的人事を進めることで、3人の英語教育担当専任教員を採用する予定。加えて韓国語教育担当教員も2人採用する予定。外国語教育における専任教員担当科目数が増え、外国語教育全体に対する教育的責任を果たす態勢を整える。

という教員配置と人事を行い、完成年度の翌年には現在の専任教員数と同じ人数で実現することとした。その上新任教員の各専攻分野は多岐に亘っており、新学科の教育内容を強化する方向となった。2010年の完成年度に向けて、学科の理念・目的・教育目標の実現のためにカリキュラムの完全な実現を図って行く。

新学部学科が研究組織としての妥当性を高めるためには、広い分野に亘る新たな複数の研究目標の設定と、それを実現させるための予算・時間の捻出が必要である。具体的には研究費の獲得、学科と直結する研究組織（大学院研究科・研究所・学科内研究会等）の設置等の実現に向けての努力を図らなければならない。

009

当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況については、まず、学科内での自己点検・評価を恒常的に行う組織を作る必要がある。

経済学部（経済学科・経営学科）

現状の説明

008

【当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切

性、妥当性】

経済学部は、経済学科、経営学科の2学科を擁し、専任教員は56名（経済26名、経営30名）、うち教授36名（経済16名、経営20名）、助教授15名（経済8名、経営7名）、専任講師5名（経済2名、経営3名）である。学部に教授会をおき、経済学部長、経済学科長、経営学科長、教務主任、教務委員の5名で学部執行部を構成している。学部長は任期2年で学部教授会にて選出される。学部内に人事委員会、カリキュラム委員会、入試制度改革委員会、自己点検小委員会、入試制度検討委員会、将来計画検討委員会、学部図書選定委員会、研究会事務局、経済学会委員会、同事業計画運営委員会、同総合講座委員会、同ネットワーク経済編集委員会、紀要委員会、親睦会委員を置き、学部の民主的、集团的運営に努めている。

教育課程としては、経済学科に「経済理論コース」、「総合政策コース」、「国際経済コース」の3コース、経営学科に「マネジメントコース」、「ビジネスコース」、「会計コース」、「情報コース」の4コースを設置している。教育上のポイントとしては、経済学・経営学の体系的基礎を網羅したカリキュラム体系、「基礎演習」・専門「演習」・「卒業研究」と4年間をつうじた少人数専門教育、外国人教師による少人数英語教育、両学科が1つの学部にある融合のメリットを生かした学際的履修などを打ち出してきた。研究活動としては、紀要『獨協経済』の発行、学部研究会の定期開催、「専任教員研究領域と業績」の刊行などを行っている。

009

【当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況】

経済学部は、全学の自己点検運営委員会による授業評価、科目開設状況などの点検を行うとともに、学部内に自己点検小委員会を設置し、FD(ファカルティ・ディベロップメント)活動として、授業内容の改善、教授方法の改善、研究活動の促進をはかっている。

点検・評価、長所と問題点

008

【当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性】

経済学部は、豊かな教養と専門性、高い外国語能力を身につけた社会人を育成するという学部設立以来の理念と目標にしたがって努力をつづけてきた。この数年間、国際化や情報化、社会生活の多様化など、現代的な内容をカリキュラムに盛り込み、語学教育環境の抜本的改善などにも取り組んできた。また自己点検小委員会などFD活動を学部独自に取り組む組織機構も整備されてきた。このように経済学部の教育研究活動の内容充実を実現できたことは、ある意味でこうした教育研究の組織面での機能の有効性によるところが大きい。とはいえ、教育研究内容について、現代的教養の具体的内容や専門導入教育のあり方など検討課題が少なからず存在し、教員の継続的なFD活動も今後の課題である。

009

【当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況】

学部自己点検小委員会の設置は、学部 FD 活動促進のための重要な一步であるが、それによる学部の研究活動の促進、授業内容の改善、教授方法の改善は今後の課題である。

将来の改善・改革に向けた方策

008

【当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性】

経済学部の組織機構の改善の課題は、第 1 に、現在の学部教授会、各種委員会を中心にした集团的、民主的な意思形成のプロセスをより機能化することである。そのためには、学部教授会で課題を明示し、各委員会を定期的開催し、その課題についてじっくり時間をかけて議論し、教員集団全体の英知を結集することである。第 2 に、学部の教学課題の明確化のために、学問状況の変化、大学を取り巻く社会状況、学部教学に関わるさまざまな指標を各委員会がそれぞれよく分析し、自由に問題提起できる環境を作りたい。制度はあるが会議での発言は不活発というのでは、停滞は不可避である。自由で自己分析的な雰囲気こそ、学部の教育研究活動の促進にとって不可欠な要素である。また、教学改善の方向性に足並みをそろえる際に、教育と研究の自由が保障されねばならない。

009

【当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況】

経済学部の教学・研究活動状況を客観的な指標によってモニタリングし、全学の自己点検運営委員会だけでなく、学部自己点検小委員会においてもその内容や進捗について議論する。

法学部（法律学科・国際関係法学科）

現状の説明

008

法学部の教育研究組織としての適切性、妥当性について、現状は以下の通りである。

教育組織としての法学部

法学部は、1967 年度の開設以来、「法律学科」を擁するのみであったが、これを改組して 1999 年度から新たに「国際関係法学科」を設置し、2 学科体制で今日にいたっている。

また、2008 年度より、既存の両学科を改組し、第 3 の学科として「総合政策学科（仮称）」を増設することが、すでに学内的に承認されている。

法学部卒業生の進路は多様であるが、「法律専門職」「公務員」「企業人」「国際関係専門

職」に大別される。新設予定の総合政策学科（仮称）は、このうちとくに地方公務員の養成をめざすものである。

研究組織としての法学部

法学部所属の専任教員全員で「法学会」を構成し、これを研究活動の母体としている。法学会の紀要として『獨協法学』を年3回発行し、研究発表の媒体としている。

（法律学科・国際関係法学科）

学科の教育研究組織としての適切性、妥当性について、本学の場合、教授会は法学部として一本化しており、法律学科教授会または国際関係法学科教授会のような運営組織が存在するわけではない。必要に応じて、各学科教員会議のような非公式の会議が開かれるのみである。法学部所属の教員は、専任・非常勤を問わず、すべていずれかの学科に振り分けられている。これらはカリキュラム運営上の観念的な組織としては存在するが、教育面でも研究面でも学科としての実体はきわめて弱い。

009

法学部の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況について、教育研究組織の妥当性については、法務研究科（法科大学院）の設立や総合政策学科（仮称）の増設に関連して検討したように、その都度、学部内に検討のための委員会を設け、その答申を受けて教授会で承認している。

（法律学科・国際関係法学科）

学科の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況について、法律学科ならびに国際関係法学科は、独立した教育研究組織としてはほとんど機能していない。今のところ両学科間の利害の対立もなく、法学部としての一体性を優先させることのほうに意義を見出してきたからである。

点検・評価、長所と問題点

008

法学部の教育研究組織としての適切性、妥当性について、長所と問題点は以下の通りである。

教育組織としての法学部

組織的視点から法学部を見た場合、2学科体制を採る一方で、両学科の開設科目は互いに他学科所属の学生に対しても開かれている。このことにより、学生の多様な要望に対応することが可能になり、現に学生の満足度も高い。

3学科体制になった場合にも学科間の相互乗り入れを継続する予定であるので、学生の勉学意欲や多様な需要に対して、従来以上に応えることが可能となる。

しかしながら、法学部の教育目的・目標を中長期的に捉え返すならば、社会人としての一般常識的な法学・政治学教育に重点を置きつつ、かつ専門職業人としての人材育成にも力をそそぐことが不可避になるだろう。このことは、2004年度に専門職大学院としての法務研究科（法科大学院）を設置したことにより顕在化した。

研究組織としての法学部

法務研究科の設置に伴い、同研究科所属の教員を特別会員として承認した。このことにより、本学の法学・政治学系の教員は、ほぼ全員が法学会に組織されている。

この反面、教育組織としては法学部と法務研究科は別組織であるにもかかわらず、研究組織としてはなお未分化の側面を残すことになった。

本学の場合、教育組織としては、法学部と法務研究科を当初より分離したので、それぞれの学生に対する教育責任は明確である。

だが、研究組織としてみると、法学部と法学会・大学院法学研究科・専門職大学院法務研究科との相互関係は、以前にもまして複雑になった。

（法律学科・国際関係法学科）

学科の教育研究組織としての適切性、妥当性について、法律学科ならびに国際関係法学科が独立組織としての実体をほとんど有さないことは、必ずしも否定的に評価されるべきではない。

両学科のカリキュラムは互いに開放されているので、運営の円滑さからすれば、法学部としての一体性が優先される必要がある。

とはいえ、将来的に学部改編が現実化した場合、3学科間に解決しなければならない問題が生じてくる可能性もある。

009

法学部の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況について、教育研究組織の妥当性の検証については、必要に応じて検討委員会の答申および教授会の承認を経ており、民主的な手続を踏まえている。

民主的な手続ではあるが、そのためには検証に時間がかかり、組織そのものの抜本的改編には結びつきにくい面もある。

（法律学科・国際関係法学科）

学科の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況について、法律学科ならびに国際関係法学科としての独立性を追求してこなかったことにより、法学部としての一体性が保持されている。学部としての意思決定も容易である。

学部再編や新学科増設の際、3学科間に解決しなければならない問題が生じてくる可能性もあり、学部全体の意思決定のためにも、学科固有の意思を明確化する必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

大学院

現状の説明

008、009

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性、当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況については、研究科・専攻単位で扱っている。詳細は、それぞれの項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

法学研究科（法律学専攻）

現状の説明

008

法学研究科（法律学専攻）の教育研究組織としての適切性、妥当性について、法学研究科専任の教員はならず、法学部所属の専任教員のうち大学院担当資格を認められた者が大部分の授業科目を兼担しているため、法学部教授会から独立した法学研究科教授会のような組織は存在しない。

授業科目担当者からなる「法学研究科委員会」を組織して、研究科の教育および研究に関する事項の意思決定と運営をおこなっている。

法学研究科においては、慣例として法学部長が法学研究科委員長を兼任し、研究科委員会を主宰している。

009

法学研究科（法律学専攻）の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況について、法学研究科は実質的に法学部付設の組織であるが、このことにより特段の問題は生じていない。

本学では法学研究科と法務研究科（法科大学院）とは別個の組織であるので、たとえば研究者養成と法曹養成の関係に伴う複雑な組織的問題も生じていない。

点検・評価、長所と問題点

008

法学研究科（法律学専攻）の教育研究組織としての適切性、妥当性について、法学研究科委員会では、法学部所属教員で研究科の授業科目を担当していない者のオブザーヴァーとしての出席を認めているので、学部と大学院の問題を共有化でき、意思の疎通が容易になっている。

ただし、とくに教員人事や学生の身分に関わる重要事項についての意思決定に際しては、授業科目担当者の資格を有さない者には投票権を認めず、研究科委員会としての組織的自律性を保持している。

実質的に法学研究科委員会と法学部教授会の一体性が強いために、研究科固有の問題について十分な議論が尽くせない側面がある。

将来の改善・改革に向けた方策

008

法学研究科（法律学専攻）の教育研究組織としての適切性、妥当性について、法学研究科委員会は、現状では実質的に法学部教授会と一体であるが、運営面においてとくに問題は生じていない。

外国語学研究科

外国語学研究科は各専攻の独立性・自治性が高く、そのため各専攻により現状等が若干異なるため、ここでは外国語学研究科各専攻で共通する事項を中心に述べる。なお、詳細については外国語学研究科の各専攻の項を参照されたい。

現状の説明

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、本研究科は学部に基づき置く形で、ドイツ語学、英語学、フランス語学、日本語教育という4つの専攻を備えている。

そのため本研究科は、学部に所属する豊富な教員スタッフを研究科にも登用することが可能となっており、各専攻では多種多様な専門領域について熱心な研究活動が展開されている。

009

当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況について、現状において本研究科として該当する事項はないが、特に問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

ドイツ語学専攻

現状の説明

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、ドイツ語学専攻では専任教員 10 人に加え非常勤教員 2 名特任教員 2 名が教育・研究に当たっている。専攻分野はドイツ語、ドイツ文学に限らず、ドイツ語教育、歴史、社会、政治、経済など多岐に亘っており、幅広い分野にわたって高度な教育研究がなされるような体勢をとっている。

009

当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況について、現状において本専攻として該当する事項はないが、特に問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、ドイツ語学専攻には、ドイツ語学部門、ドイツ文学、ドイツ文化部門があるが、2006 年度に「ドイツ語教育研究」「ドイツ語教育演習」が開設され、2007 年にはドイツ語教育部門が設置される予定であり、本学のドイツ語教育に関する伝統がさらに大学院で実践されることとなり、これから学生の獲得に向けて期待できる部門となるであろう。ドイツ文化部門では歴史、社会が中心となっており、その他の部門の充実が図られなければならない。

将来の改善・改革に向けた方策

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、ドイツ語学専攻では今後 3 年間を目処に、多様な専門分野に亘った

教員の新規任用などを図り、歴史、社会研究の部門で、経済、美術、音楽などより広い分野の充実に努力する。

英語学専攻

現状の説明

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、英語学専攻は現在、専任 18 名、兼任（非常勤）3 名の担当教員を有し、英語学、英米文学、英語文化、コミュニケーション論、国際関係論、英語教育の各分野に関して活発な研究・教育活動を展開している。それを可能にしている本専攻は、現状では教育研究組織として適切であり、その目的に沿うものとしては妥当といえる。しかし近年急速に多様化が進む社会状況の中で教育研究組織の柔軟な対応が求められていることも確かである。

009

当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況について、現状において本専攻として報告する事項はないが、特に問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、本専攻では更なる人材養成と目標の達成への新たな教育研究組織を検証する仕組みの導入が必要であるとともに、教育研究が支障なく実行できるようになお一層の人的・物的環境を整えることが必要となっている。

英語学専攻の開設以来、その基本的な目的や目標は大きく変わるものではないが、時代とともに教育・研究指導の方法も少人数教育という特殊性や双方向的授業形態も実質的であるかどうかをも問題検証する必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、外国語学研究科は博士前期課程では現在ドイツ語学専攻、英語学専攻並びに社会人再教育のための英語教育専修コース、フランス語学専攻、さらに日本語教育の修士課程があり、将来はこれらの多様な専攻に新たな共同研究がなされる磁場を醸成していくことが、更なる改革に向けた方策となるであろう。

フランス語学専攻

現状の説明

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、フランス語学専攻では、専任教員 17 名のうち 10 名が大学院科目を担当しており、また、兼任教員 30 名のうち 4 名が大学院科目を担当している。内ネイティブ教員はそれぞれ 1 名である。また資料集表 18 に見られるように入学定員は博士前期課程 3 名、博士後期課程は 1 名である。2006 年度 5 月 1 日現在の在籍者数は前期・後期それぞれ 2 名である。

009

当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況について、現状において本専攻として報告する事項はないが、特に問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、フランス語学専攻では、スタッフの人数としては国内最大級であり、専攻分野のバリエーションも多く、語学と並んで歴史・社会・文化の広いテーマの授業や研究指導を提供できる。ただし社会科学系が比較的少なく、新しい柱として力を入れている教授法専攻教員の多くがまだ大学院を担当していないなどの問題点があり、カリキュラムの改正と合わせて教員採用時などにも配慮する必要がある。なお院生の人数は収容定員を下回っており、早急に対策を打つ必要があるが、この点は後述する。

将来の改善・改革に向けた方策

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、フランス語学専攻では、専任教員の退職に伴う人事が 2011 年までに予想されており、その際にカリキュラム内容とあわせて検討するほか、現在大学院を担当していない教員にも大学院科目を担当してもらい、専攻分野の調整を図るとともに学生のリクルートを進めることが課題となる。

日本語教育専攻

現状の説明

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性・妥当性について、日本語教育専攻の教育研究組織は、本学の外国語学部言語文化学科に基礎を置く形で、専任7名、兼任（非常勤）2名を有し、現職の日本語教師および将来日本語教育に従事することを目指す人達に対する教育研究指導を行っている。これについて、現状では本来の目的に沿って機能していると考えられるが、急速に多様化・専門化が進められる日本語研究および日本語教育の実務に対して、組織の拡大と柔軟な対応が求められていることは構成員一同強く認識するところである。

009

当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況について、現状において本専攻として報告する事項はないが、特に問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性・妥当性について、急速に多様化・専門化が進められてきている日本語研究・日本語教育実務の中で、本専攻には、日本語教育およびその隣接領域を主専攻としている専任教員が4名しかいないことは問題点として指摘される。ただし、専攻発足直後なので、教員はその責を全うせんと鋭意努力を傾注し、その熱気が長所となり、その点高く評価されよう。しかし、そのような努力は長期に渡って保たれるものではない。早晩、人員の拡大が考えられなければならない。

将来の改善・改革に向けた方策

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性・妥当性について、現状の説明および点検・評価、長所と問題点の所で指摘した通り、日本語教育専攻においては、日本語教育およびその隣接領域を主専攻としている専任教員が4名しかおらず、人員の不足が痛感される。将来、4名の専門分野と、日本語教育をとりまく現状とをよくみきわめ、新たな人材の登用の必要性を考えなければならないであろう。

経済学研究科

経済学研究科には、博士前期課程及び博士後期課程のそれぞれに経済・経営情報専攻の1専攻だけが設置されている。したがって、以下の記述は、断りなき限り、経済学研究科の経済・経営情報専攻についての記述である。

なお、経済・経営情報専攻（博士前期課程）内には、情報専修コースが設置されているので、必要な場合には経済・経営情報専攻情報専修コースとして別記する。

現状の説明

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、博士前期課程を担当する教員は専任（常勤）38名、兼任（非常勤）7名であり、専任教員は経済学部専任教員のうちから教授32名、助教授6名が担当している。前期担当専任の教授中10名が後期課程をも担当している。

1専攻で経済学・経営学（会計学を含む）・情報科学という広い分野を教育する上で、一応便宜的に授業科目を理論経済学・経済史・経済政策・財政学・国際経済学・経営学・会計学・統計学・情報の「部門」に区分けしているが、入学試験選択科目の区分などの利用にとどまっている。

（情報専修コース）

国の政策等によりITの強化、充実化が求められ、2002年度から中学校における「情報とコンピュータ」が必修となり、2003年度からは高等学校において「情報」教科が新設され必修となった。本コースは、このように情報教育が初等・中等教育において制度的に整備されたことに伴い、高度情報通信ネットワーク社会に向けた人材の育成を図るため、社会人向けに設置したものであり、その教育目的は以下の通りである。

コンピュータおよびネットワークの仕組みとそれに係わるデータベース、マルチメディアについての理論を研究し、実際にそれらを駆使して最新の情報技術を習得する。

実践的な能力を養うため、データを用いて「実習・演習」型の講義によるデータ自体を的確に読みこなし、統計的に処理できる能力を習得する。

システム全体の理論を習得し、さらに教職に必要な教育工学についての理論を習得する。

009

当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況について、従来から自己点検評価を実施しており、その一環として教育研究組織の妥当性も点検しているが、本年度はさらに経済学研究科委員会内に改革委員会を設置して、点検評価の実施とともに改革を検討している。なお、これについて現在まで特に問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、前述のような広範な教育分野を1専攻で担うのは、総合性というメリットはあるが、専門性という点ではやはり問題をかかえている。

(情報専修コース)

本コースの長所と問題点は、以下の点である。

(1) 長所

人材育成：「情報」の教職免許状取得者および取得予定者を対象に高度な情報技術の手法を習得させ、統計的な分析手法を用いたレポートや専門書を的確に読みこなし応用できる能力を身につけさせ、データに裏付けられた「研究・分析レポート」の作成ができる人材の育成を図る。

標準修業年限1年で修士の学位(経済学)取得が可能である。

すでに教職についている者、大学卒業時に教員免許状を取得している者は「高等学校教諭専修免許状」を取得できる。

(2) 問題点

問題点としては、いまだ履修者が出ていないことである。これは次のような事情によるものと思われる。

本制度は、中学・高校における「情報」教育教員が教員の休職制度を使って1年間大学院で研究するものであるが、「情報」教育教員の採用は始まったばかりで人数が少なく(しかも「情報」専任教員は少ないと聞く)休職して大学院で学ぶ余裕は現状では殆どないことである(この点同時に開設された英語教育専修コースと異なる)。

新設当時、英語教育専修コースとセットで申請して開設しないと機会を逸するおそれがあった開設したものなので、すぐに履修者(本コース受験者)が現れるとは予期していなかった面もあって、広く本制度を周知する努力に欠けたことである。

将来の改善・改革に向けた方策

008

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性について、今後の課題として、前述の問題点の改善のための方策を経済学研究科委員会内に設置している改革委員会などで検討していく。

(情報専修コース)

前述したような中学・高校側の事情もいずれ好転すると思われるので、今後期待した

い。同時に経済学研究科としては、本コースの存在と長所が広く知られるように、広報等に取り組む必要がある。具体策は検討中であるが、大学院ホームページなどインターネットでの広報のほかに、近隣高校へのパンフレット（英語教育専修コースとセットの「博士前期課程1年コース」のパンフレットが用意されている）の配布などが考えられる。

法科大学院 （法務研究科法曹実務専攻）

現状の説明

008

大学院法務研究科の組織の教育研究組織としての適切性、妥当性については、本研究科は、学部基礎を置かないいわゆる独立研究科として設置されており、その意思決定機関として、本研究科内に法務研究科教授会が置かれている。法務研究科教授会の構成員は、専任の研究者教員10名、実務家特任教員2名、実務家見なし専任教員1名、実務家客員教員3名である。そして、法務研究科教授会の下に、主として教学を担当し、主任教授が委員長を務める教務委員会、主として学生事項を担当する学生委員会が置かれ、役割を分担している。また、入試事項を担当する入試委員会を設置し、入学者選抜方法の点検と評価、改善に当たってきている。

その他、教授会メンバー全員で構成する本研究科独自の自己点検・評価委員会を設置し、本研究科の管理運営のあり方等について見直しをする体制をとるとともに、教授会メンバー全員によって構成するFD委員会を組織し、定期的に会合を開いて教育内容・教育方法等の教学の改善・改革に取り組む体制を作っている。

さらに、教学の充実という観点から、地元草加市や越谷市、埼玉弁護士会、東京弁護士会（渋谷パブリック法律事務所、北千住パブリック法律事務所）、協力関係にあるNPO等との緊密な連携を構築し、協力をあおいでている。

009

大学院法務研究科の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況については、法務研究科長を委員長とし全教授会メンバーによって構成される自己点検・評価委員会を設置して、自己点検・評価活動を行うとともに、教育研究組織の妥当性を検証している。

また、自己点検・評価委員会は、教員相互の授業評価活動、学生による授業評価活動を柱とする本研究科独自のFD活動を、原則として毎月1回、定期的で開催している。平成19年度には、法科大学院の認証評価機関である日本弁護士連合会法務研究財団の第三者評価を受けることが決定している。その認証評価の機会を通して、本研究科の教育研究組織についても点検・評価を行い、その妥当性を検証するとともに、問題点を改善していくこととしている。

点検・評価、長所と問題点

008

大学院法務研究科の組織の教育研究組織としての適切性、妥当性については、前述のように、本研究科内の組織、外部組織との連携体制のいずれの点においても、本研究科の教育研究組織は、本研究科が設置の目的に掲げる「地域密着型法曹の養成」に資するものであり、かつ、地域社会の要請に十分に応えようとするもので、きわめて適切かつ妥当であると評価できる。地域貢献に努めていきたい。

009

大学院法務研究科の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況については、本研究科では、すでに自己点検・評価のための諸規程の整備を終えており、FD 委員会を定期的開催し、自己点検・評価を行ってきている。日本弁護士連合会法務研究財団の第三者評価は、法科大学院における自己改善・自己改革の支援を目指すものと位置づけられているので、その客観的な認証評価の結果を受けて、さらに継続して本研究科の教育研究組織の点検・評価を行い、改善・改革を進めていく予定である。

将来の改善・改革に向けた方策

008

大学院法務研究科の組織の教育研究組織としての適切性、妥当性については、前述のような課題を十分に担うためには、人的・物的資源の拡充が必要不可欠であるが、本学の将来構想とも関わらせながら、人的資源の拡充、施設の条件の整備、そして、教育研究組織の改善・改革に向けて、大学全体の理解が得られるよう、努力していきたい。

009

大学院法務研究科の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況については、すでに昨年、日本弁護士連合会法務研究財団の「トライアル評価」を受けているが、一定の積極的評価をいただいている。そこで指摘されたことをふまえて、本研究科の教育研究組織の、人事面での拡充、組織面での改善に取り組んでいるところである。

【第3章】

学士課程の教育内容・方法等

修士課程・博士課程の教育内容・方法等

概要および目標

本学は、学校教育法第52条ならびに大学設置基準第19条に定める幅広い教養の教授と専門的学芸の教授のために全学的に次のようなカリキュラムを組んでいる。

まず、幅広い教養を教授するために「新しい教養主義」を掲げて、全学共通授業科目として全学共通カリキュラムを組んでいる。全学共通授業科目は全学総合科目群と外国語科目群に分かれている。全学総合科目群は、全学総合講座、概論科目、各論科目、実習・実践科目、体育科目の5つに分類されている。外国語科目群は英語科目、英語以外の外国語科目、古典語科目の3つに分類されている。

なかでも、全学総合講座は、専任教員がコーディネーターとなって、学内ばかりでなく、学外の研究者、ジャーナリスト、公務員、企業家などを招いて「幅広い教養」「総合的判断力」「豊かな人間性」を教授できる工夫をしている。

これら全学共通授業科目の運営にあたっては、教務部長を委員長とし、各学科の教務委員などを委員とする全学共通カリキュラム運営委員会が組織され、その任にあっている。

また、1, 2年次の学生に対して、後期中等教育から高等教育へ円滑に移行できるように、各学科とも「入門」「基礎」といった名称で少人数制の授業を開設している。さらに、学科基礎科目群等において各学科にふさわしい基礎教育を行っている。

専門科目群内容は、学部学科によって異なるが、各学部学科に対応した専門科目を体系的に教授している。こうしたカリキュラムを学生が体系的に学習できるように、進級のための履修要件を各学科で設けている。フランス語学科では1年と2年終了時に、ドイツ語学科、言語文化学科、経済学科、経営学科、法律学科、国際関係法学科は2年終了時に、それぞれ履修科目要件は異なるが、進学要件を定めている。

専門・教養・外国語科目の配分は、各学科によって異なるが、卒業に必要な単位総数は各学科とも128単位である。

国内の大学との単位互換については、放送大学との協定により本学が認めた授業科目のなかから30単位以内を、埼玉県立大学、日本工業大学、文教大学との間で締結されている埼玉県東部地区大学単位互換協定により20単位以内を「他大学等で修得した単位認定細則」に基づき認定している。

国外の大学との単位互換については、以下の留学制度に基づいて行っている。留学には本学と協定のある外国の大学への留学（交換留学）と本学が認定した外国の大学への留学（認定留学）があり、それぞれに1年を限度として3ヶ月以上を長期留学、3ヶ月未満を

短期留学としている。留学には、学科によって異なるが既習得単位数を要件としている。単位互換については、長期留学は 32 単位、短期留学は 8 単位を、それぞれ限度として国際交流委員会の審議を経て、教授会が認定する。

また、大学以外の教育施設等での学修としてはインターンシップ制度があり、第 2 学年以上の学生が事前もしくは事後の指導を受けることを条件に夏季休業期間中に実施することができ、教務委員会の議を経て教授会が 2 単位を限度に認定している。また、本学と高等学校との提携協定によるプログラムに参加し本学に入学した者に、10 単位を限度とした単位認定を行っている。

語学については、実用英語技能検定、TOEIC®、TOEFL®（英語）など、ドイツ語技能検定、ZD（ドイツ語）など、実用フランス語技能検定、DELTA（フランス語）などのスコアまたは合格した級に応じて 2 ～ 8 単位を認定している。

教育上の効果の測定に関しては、7 月と 1 月に全学で試験期間を設定しているほか、各教員の判断で小テスト、面接などを行っている。また、効果の測定のためには、少人数の教育が望ましいとの判断から基礎科目や演習科目で少人数教育を行っている。語学教育に関しては、学年はじめと終わりに統一試験を実施する方法、全クラスが同一テキストを用いて同一試験を行う方法等が工夫されている。成績評価は、AA, A, B, C（以上合格）F（不合格）で、各教員の判断により行っている。

科目履修にあたっては、毎年春学期始めに教務委員が中心となり各学年毎にガイダンスを実施している。授業科目の内容については、全学共通カリキュラム、学部学科ごとにシラバスを冊子で発行して全学生に配布しているほか、大学のホームページでも公開している。履修科目の上限設定を行い、各年次の学生の質を検証するために進級要件を設定しているが、学部学科によりその条件は異なっている。

春・秋学期終了後にそれぞれ授業評価アンケートを全学で行い、学生からの回答結果を各教員に示し、学生の評価に対して教員が回答できる制度を設けている。学生からの回答率は高いとは言えず、今後の検討課題である。アンケートは、学部学科または各教員によっても任意に行われている。また、毎年、教育環境改善アンケートを実施し、大学のサービス、施設などへの学生の満足度を検証できるようにしている。

英語学科ではオフィスアワーを制度化している。他学科で設けている教員もいるが全学の制度とはなっていない。シラバスの活用、教育指導方法の改善などは、全学的には取り組まれていないが、FD の一環としてすすめたいと考えている。FD 推進委員会が 2006 年度に発足したが、全学画一的ではなく、各学科の特色と教員の自発性を生かし、よりよい改革改善に努める必要がある。

大学院は、3 研究科と法科大学院が設置されており、3 研究科には、5 専攻に博士前期・後期課程が、1 専攻に修士課程が置かれ、専攻・課程に見合った教育が行われている。

国内の大学院研究科との単位互換については、英米文学・英語学分野で、駒沢大学、鶴見大学と 10 単位を限度に、フランス語学専攻では、青山学院大学他 6 大学と 10 単位を限度にそれぞれ互換協定が結ばれている。単位認定は所属大学院で行う。

社会人に対応した教育課程の編成は行われていないが、日本語教育専攻では時間割編成での配慮を行い、英語学専攻では、社会人再教育のための専修コースを設けている。社会人の受け入れは、どの専攻も必要性を認識しており、今後の検討課題である。

本章における自己点検・評価の目標

(学部)

- ・「全学共通授業科目」が、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するという目標を実現するよう、カリキュラム内容の点検・改善に取り組む。
- ・外国語教育を推進し、実践的な語学運用能力を備えた学生の育成を図るべく、カリキュラムにおける語学教育の点検・改善の実施、ならびに TOEIC®など語学試験の活用に取り組む。
- ・専門教育において、教育理念・目標とともに学生・社会のニーズに鑑みながら、開設科目や履修上限の設定など、カリキュラムの点検・改善に取り組む。
- ・学生による授業評価制度を全ての授業において実施し、それにより授業方法の改善を促す取り組みを実施する。また、GPA(Grade Point Average)や TOEIC®スコアなど客観的指標に基づき、教育方法の改善に取り組む。
- ・国際交流を推進し、協定校との関係強化を図り、学生の留学制度を充実させる。

(大学院)

- ・大学院、法科大学院の教育目標が達成されるよう、十分な履修指導のもとに効率的な授業を開講し、適切な研究指導、論文指導が行われるよう教育内容を整備する。
- ・大学院教育のあり方を再確認し、優れた研究者、専門家の育成、および社会人再教育を視野に入れた取り組みを行う。

(1) 教育課程等

大学

現状の説明

010、011

学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連、学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性については、学部・学科単位で定めている。詳細は各学部・学科での記述を参照されたい。

012

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけについて、本学は 1964 年に創立され、初代学長天野貞祐は「学問を通じての人間形成」という建学の理念を表すこの言葉を提唱した。これは天野が、戦前はカント哲学者として大学教育を担い、戦後は学制改革、文部大臣さらには中央教育審議会会長の要職を通して、ドイツ教養主義の流れを汲む基礎教育、教養教育の実践による教養豊かな国際人の育成を目的としたところによるものである。

開学以来、本学の教養教育は「教養部」によって担われてきたが、1994 年の大学設置基準の大綱化を受けた大規模なカリキュラム改正に伴い、教養教育の担当を教養課程センターとして改組、1997 年には教養課程センターを廃止して教養・基礎教育は各学部学科の教育課程に委ねることとした。

2000 年 6 月、桑原学長（当時）は「『新しい』教養主義」を標榜し、「本学の建学の理念としていかなる大学像を志向すべきかに関する答申」を受けることを目的として、21 世紀委員会を設置した。この委員会から学部の教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育について、つぎのような 3 つの位置づけに関する答申がなされた。

1 つめは「中等教育の補完的位置付け」である。大学入学前の初・中等教育の質的变化に伴い、特定分野での基礎的知識、技能の習得が十分になされていない場合に対応するための基礎学力の養成を目的としている。特に重要となるのは、大学での学修への参加の方法を修得させることであり、そのために教育的指導が行き渡る少人数の演習・講義を設け、ノートの取り方、レポートの書き方、教室内でのコミュニケーションの取り方を含めた教授をしている。これは、大学における学生の理解を助け、ひいては勉学意欲を喚起するものである。

2 つめは「学部学科の課程教育への動機惹起としての位置付け」である。これは、明確な志望、学修目標、将来像を持たずに入学した学生も多いことから、漠然とした「外国語」「経済」「法律」といった学修イメージしか有さない新生生に対するいわば初期段階での動

機付け教育である。したがって、専門内容の全般的説明を行う科目も用意されることになる。

3つめは「大学生活への導入教育としての位置づけ」である。上記2つの位置付けを超えて、この「導入教育」は、より広汎に学生生活を送る際の素養を身につけさせる教育の端緒でなければならないとしている。学内モラルに始まる学生生活全般の説明に始まり、入学後の早い段階から将来像を構想させるようなキャリアデザインの考え方で網羅する必要がある。また、学内での諸活動を通して社会性を育成させ、人格形成の最終段階として社会人となるための架橋として大学生活の中でのキャリアアップの基礎力育成としても位置づけられるものである。

この答申を受けて、2001年に「全学共通カリキュラム策定委員会」を設置することとなり、2003年度より答申の内容を反映したカリキュラムである全学共通授業科目の運用を開始した。

013

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性については、学部・学科単位で判断されている。詳細は各学部・学科での記述を参照されたい。

014

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性について、平成14年2月21日付で公表された中央教育審議会の『新しい時代における教養教育の在り方について（答申）』（以下「教養教育答申」という。）』では、現代社会における「教養教育」の重要性に鑑み、人格形成のそれぞれの段階で教養教育の必要性が指摘され、特に大学教育では「新しい体系による教養教育のカリキュラムづくり」として外国語によるコミュニケーション能力の養成、学際的テーマの設定と複数教員による授業展開、さらにきめ細かな授業のための措置を取ることを求めている。

本学は、初代学長天野貞祐の教育理念に基づき、教養豊かな国際人の育成を建学の理念として創設された大学である。そのため、開学当初より、一般教育科目は、人文・社会・自然の各分野から幅広く履修できるものとし、一般教育科目履修の中心には、「哲学」を配置し、全学部学生に必修科目とした。さらに外国語科目は、第1外国語は実用レベルで、第2外国語も一般的能力の修得を目標にし、本学入学後は教養部に在籍しその2年間に所属学部学科に関係なく第1外国語、第2外国語合計で24単位の履修を課した。

1991年の大学設置基準大綱化以降、本学では専門課程のカリキュラムの改正にあたり、1994年に教養部を教養課程センターに変更し、さらに1997年には同センターを廃止したため、その後改めて教養教育のあり方について検討することとなった。その検討機関として、「全学共通カリキュラム策定委員会」を設置し、本学の建学の理念を現代社会で求められる新たな教養教育として体系的に構築すべく、冒頭で述べた「教養教育答申」の趣旨を十分に踏まえた上で全学を挙げて議論検討をおこなった結果、2003年度より「全学共通授業

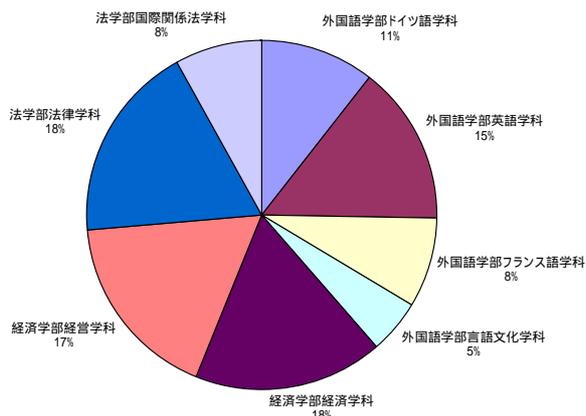
科目」として実施することとなったのである。

この「全学共通授業科目」では、「全学総合科目」において、原則として学部・学科の区別なく科目を自由に受講ができ、専門領域の違いによってセグメント化されない学際的で各専門領域に共通性を有する教養教育の重要性から、学部の壁を越えた横断的、重層的な科目群を用意し、多様でありながら奥行き深い科目を体系的に配置（カテゴリー～の体系）し、これを修得させることによって、21世紀の人材として必要となる「問題探求能力」等を培うことを目的としている。「教養教育答申」での指摘のとおり、学際的な授業を複数の教員で担当するような新しい形態の授業として、カテゴリーの科目群は、「総合講座」という科目名称のもとに担当教員がコーディネーターとなって、学内外から研究者や実務家を招いて現代的な課題に取り組んでいる。これと併せて「全学共通授業科目」の「外国語科目（「英語科目」と「英語以外の外国語科目」）」では、本学の伝統である実務に供することができる外国語能力の修得を目指し、特に英語教育においては新入生全員にTOEIC®試験を課してその成績をもとに習熟度別クラスでの授業を展開、さらに英語以外の外国語教育では、古典語を含む13言語の履修が可能なカリキュラムを用意し、国際人として通用する外国語能力の修得をその教育目標としている。

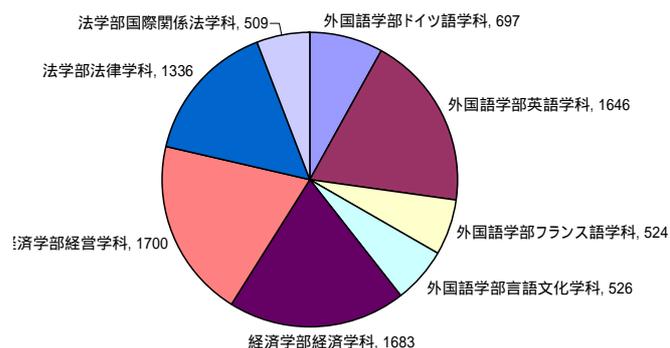
「全学共通授業科目」を担当する教員は、ここに所属する教員だけに留まらず、各学部学科に所属する専門課程の教育を担当する教員も参加、担当しているところに大きな特色がある。従来のように教養教育を担当するのは教養部に所属する教員に限るだけの教育体制から現代の知識社会における研究分野の広がりや進化に対応するためには、様々な専門課程の教育を担当する教員も本学の教養教育に参画することによってより豊かな教養教育を実現している。これは、本学が文科系総合大学として展開している各学部学科が同じキャンパスに所在し、学生も4年間同一のキャンパスで学ぶことができるという、いわば「オール・イン・キャンパス」としての機能による本学の利点を最大限に活用しているものである。その結果、1学期で完結する各科目群を重層的に配置していることもあり、学生はその教養教育における志向・関心に応じて、その分野毎における積み重ねの学修も可能とさせている。

また、「全学共通授業科目」は、時代に即応して科目内容等を見直すことができるよう柔軟にカリキュラム編成されており、毎年各授業科目のうち、その時々アップデートな課題やトピックスをテーマとした授業が展開できるように「副題（サブタイトル）」を変更することにより、激変する現代社会動向を反映させ、それに対する学問的示唆に満ちた授業展開が可能となっている。特に、全学部生が2単位の必修科目として配置している「全学総合講座」は、時代背景や社会あるいは学生のニーズなどに合った「副題（サブタイトル）」をその都度考慮し、また、一人の担当教員がコーディネーターとなり、このコーディネーターを中心にして毎回各界で活躍する第一線で活躍される外部講師を中心に、それぞれの専門分野について講義を担当するチームティーチングが行われている。コーディネーターを固定することによってその科目の系統性・体系性も保障されている。

学科別受講割合



学科別在籍者数(2006/5/1)



上記の通り、学科別の受講割合は在籍者の割合とほぼ相似形になる。「全学共通授業科目」が特定学部・学科に偏ることなく、広く受講されていることが読み取れる。

015

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性については、学部・学科単位で判断されている。詳細は各学部・学科での記述を参照されたい。

016

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性について、本学の2006年度の全学部学科の開設科目数は、つぎの表のとおりである。開設科目数は、春学期と秋学期とを併せて5,087コマとなる。このうち、本学の教養教育として展開している「全学共通授業科目」は、「学則別表 - 1 全学総合科目」の340コマと「学則別表 - 2 外国語科目」の774コマに該当する。本学の教養教育に供する科目数の割合は、本学の開設科目総数のおよそ22%となり、本学の教育課程におけるこの「全学共通授業科目」の比重が決して小さくないことが見て取れるであろう。

上記については現在まで順調に推移しており、特に問題等は生じていない。なお、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教育科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性については、各学部学科のカリキュラム編成等によるため、記述を各学部・学科の項に譲る。

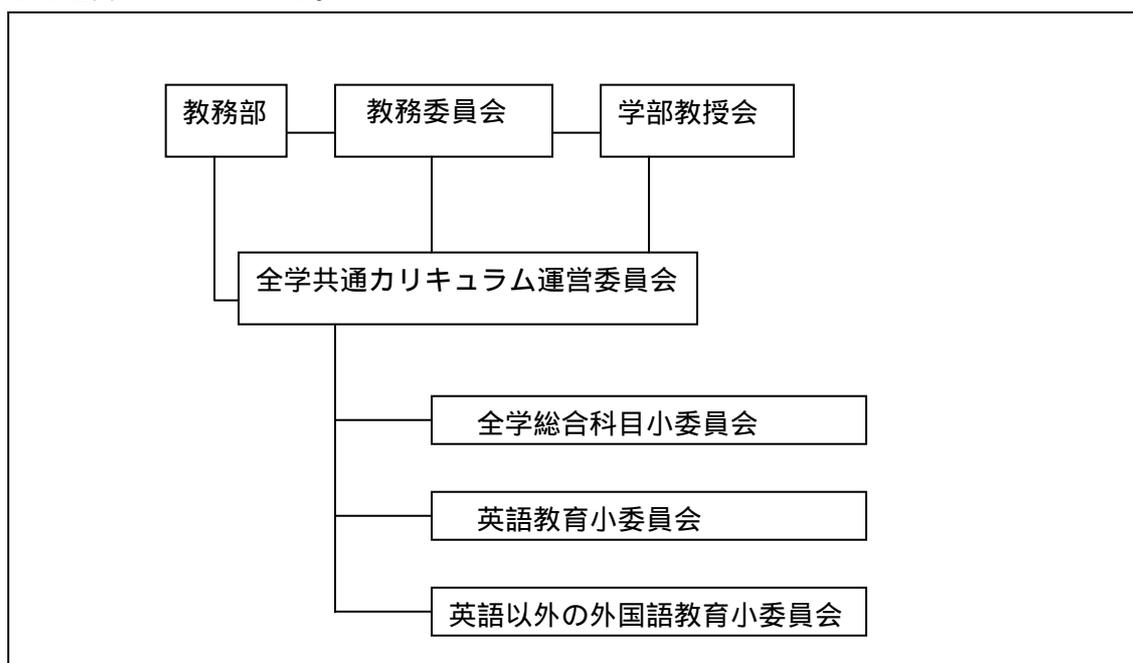
2006年度開設授業科目数一覧

学則別表	学科	開講コマ数
- 1	ドイツ語学科	367
- 2	英語学科	644

- 3	フランス語学科	268
- 4	言語文化学科	435
- 5	外国語学部共通科目	44
- 1	経済学科	723
- 2	経営学科	753
- 1	法律学科	251
- 2	国際関係法学科	246
- 1	全学総合科目	340
- 2	外国語科目	774
- 1	教職課程授業科目	82
- 2	各学部共通科目	24
- 3	教科又は教職に関する科目	12
- 1	司書課程授業科目	21
- 2	司書教諭科目	6
外国人用	言語文化学科	97
	全学部学科総計	5087

017

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況については、本学では下記のとおり、教務部長を長とする「全学共通カリキュラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）」を設置し、「全学総合科目」、「外国語科目」として「英語科目」と「英語以外の外国語科目」の三分野について、人事、予算、カリキュラム編成等をその任務として運営にあたっている。



この運営委員会には、図のとおり前述の三分野に対応した三つの小委員会（全学総合科目小委員会、全学共通カリキュラム英語教育小委員会、全学共通カリキュラム英語以外の外国語教育小委員会）が設けられ、それぞれの分野毎に人事、カリキュラム、予算等の具体的な検討を行ない、その結果を運営委員会に上程しそこで審議、決議された事項は、さらに教務委員会に提案もしくは報告がなされる。また、必要に応じて教務委員会を通じて各学部教授会に諮られることとなる。運営委員会および各小委員会のメンバーは、学部学科より選出された科目担当教員であり、各事務局で担当する職員による合議体であるが、この合議体によって、各学部学科との意見・要望の交換・調整が行われている。「全学共通授業科目」を専ら担当する教員の人事については、その研究分野が近接する学部学科より人事案件を発議し、各小委員会、運営委員会で審議した上教務委員会に諮られることとなる。

本学では、基礎教育・教養教育を専ら担当する教員だけに限らず、学部学科の専門課程を担当する教員も担当している。文科系総合大学として、全学部学科、4年間移動することなく学生生活を過ごすことができるいわば「オール・イン・キャンパス」の大学としての利点を最大限に引き出した制度となっている。担当教員の所属が全学部・学科に及ぶため、上記の体制で全学的な調整と円滑な運営を目指している。

「全学総合科目」以外の「英語科目」や「英語以外の外国語科目」についても、教養部やその後編成された教養課程センターの時代には、特定の学部（外国語学部）の担当教員には専門課程の担当とは別に基礎教育・教養教育を担わなければならない多大な負担となっていた。しかし運営委員会の発足により全学共通の「英語科目」、「英語以外の外国語科目」の実施は、主に「全学共通カリキュラム」に所属する教員により担当することとなり、その分業体制が確立された。この結果、外国語担当の教員を持たない経済学部・法学部が自らの学部の外国語（英語）教育の目的と内容を自由に検討・確定することも可能となった。

018

グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけについて、本学では、「教養教育」の重視として「全学共通授業科目」を設置し、その教育方針である「21世紀の実社会に貢献しうる国際人の育成」のために、「報告・プレゼンテーション技術の修得」、「外国語の修得」、「問題の発見・解決」に重点を置いた科目配置がなされている。

「外国語科目」では、「21世紀の実社会に貢献しうる国際人」にとっての基本技能と位置づけられており、英語をはじめとした12の外国語（ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、朝鮮語、タイ語、アラビア語、現代ヘブライ語）および2つの古典語（古典ギリシア語、ラテン語）が全学共通授業科目として用意されており、全学部生が受講できるよう配慮されている。このように、従来は学部ごとに個別に行われていた外国語基礎教育を全学で共通して行うことにより、その実効性をあげることに成功している。

特に、英語科目の充実は「国際人の育成」にとって急務である。高等学校からの上手な

橋渡し、英語を学ぶ大学生として身に付けなければならない基本スキルの訓練に加えて、就職につながる実用英語にも配慮したプログラム作りが行われている。そのため、1年生、2年生の全学共通カリキュラム英語受験者（各 1700 名弱）にプレイメントテストとして TOEIC®試験を実施し、この点数をもとにクラス編成を行い、習熟度に応じた効率の良い授業内容で学習効果を高めている。

「全学総合科目」では、従来の人文・社会・自然科学といった構成をなすものではなく、グローバルな視野に立ち、新たな枠組みにおいて開設されており、時代の課題を「発見」し、初期においては受験知識を生活・社会知へと転換すること、4年間を通じては専門で得た知識を現実世界へ応用し、より実践的知識を習得し続けることを目的としている。全学総合科目はカテゴリー から および語学科目より構成される。カテゴリー から のそれぞれの特徴、位置づけは下記のとおりである。

カテゴリー ： チームティーチングによる総合講座。問題意識を喚起する。

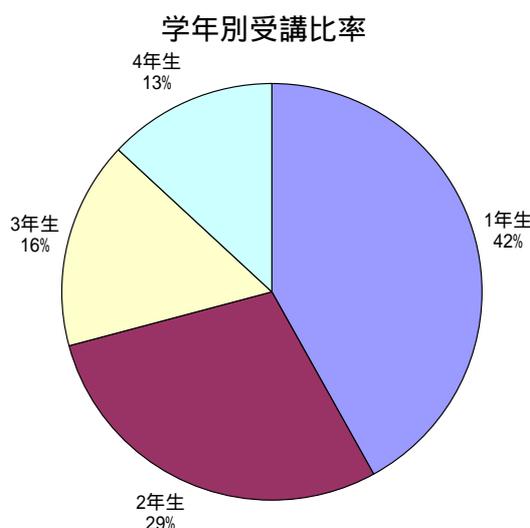
カテゴリー ： 基礎を養う。科目名は旧態然としているが毎年副題を考えてカテゴリー 同様に時代や社会の変化を反映させた講義展開を行う。

カテゴリー ： 知識を深める。問題を発見し解決していくための授業科目。

カテゴリー ： 体験的に学ぶ（実技・実習）、フィールドワークや実験などの実技実習を含み問題発見・解決を行う。

カテゴリー ： スポーツ・レクリエーション

このような「教養教育」の展開は、学部学生の所属する学部学科のカリキュラムの中で、原則として1年生から4年生までに間に、必要な時期に必要な科目を履修することができるようなシステムとなっている。学生自身が専攻する専門課程の教育の中で、「全学共通総合科目」を履修することによって専門分野の視点をさらに広げるグローバルな視点による学修が可能となり教養教育と専門教育双方が補完しあうことにより、より充実した教育課程となっている。



従来型の教養科目は低学年（1、2年生）に受講が集中していた。全学共通授業科目で

は科目内容や構成を充実させることにより、1、2年生のみならず、高学年においても継続的に受講されている。

019

起業家的能力を涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教育課程上の位置づけについては、学部・学科単位で判断され、位置づけられている。詳細は各学部・学科での記述を参照されたい。

020

学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況については、全学共通授業科目のうちの全学総合科目群中に、「健康科学」「スポーツ・レクリエーション学」「スポーツ・レクリエーション」を置いて、「学生の心身の健康の保持・増進」に配慮しており、概ね適切であると判断している。その他、第10章（学生生活）の項目292もあわせて参照されたい。

021

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況について、大学進学率が50%を超えていわゆる大学のマス化からユニバーサルアクセス化の段階に進んできた近年、本学では後期中等教育から大学教育へ円滑に移行することは喫緊の重要な課題であると認識している。平成11年12月16日付け中央教育審議会での『初等中等教育と高等教育との接続の改善について』による答申では、初等中等教育での「自ら学び、自ら考える力」を基礎とした教養豊かな倫理観の養成と課題探求能力の育成を重視しなければならないとの指摘があった。

そのため、学部学科における専門教育はもちろんのこと、導入教育の重要性に鑑みて2003年より基礎教育や一般教養教育の分野のカリキュラム改革を行い、全学を挙げて取り組んできた。

そのひとつが、本学の教養教育である「全学共通カリキュラム」として設置している「全学総合科目」カテゴリーの科目群の存在であり、特にその中で「獨協学」と「キャンパスライフと仕事」の科目を掲げることができる。「獨協学」という科目では、学生が大学入学後大学の授業にいち早くスムーズに取り組めるように、自ら入学した大学の建学の精神や歴史的経緯を学ぶことによって、学生が後期中等教育から高等教育への教育的ステップを上がったのだという自覚を促しその移行を容易にしようとするねらいがある。また、後者の「キャンパスライフと仕事」という科目では、大学教育が人格形成の最終段階として社会人となるための準備教育期間でもあるという視点から、後期中等教育から大学教育へ移行する際に必要なこの社会人となるための準備教育として入学後の学生生活を通して学生自らのキャリアを磨くための動機付け的な要素を有する導入教育として位置づけている。

さらにこの「全学共通カリキュラム」として設置している「外国語科目」のうち、「英語科目」では、学生の後期中等教育までの英語能力を基礎学力として大学での外国語教育を通して国際人の育成という本学の建学の精神の発露たる実用英語の修得を目的とした英語

能力のスキルアップをおこなうために、4月上旬に新入生全員に対してTOEIC®試験を課し、その成績に従って習熟度別クラスで英語科目の授業を展開している。1年終了時には再度TOEIC®試験を受験させることによってその英語能力の進捗状況、学習深度を自ら評価、確認できるように実施している。

022

国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率については、学部・学科単位で述べる。詳細は各学部・学科の記述を参照されたい。

023

医学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性については、現状において本学に該当するものはなく、問題等は生じていない。

024

インターン・シップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性について、本学では2年生以上の学生に対し、夏季休業期間を利用して2週間以上の期間に渡るものを「インターンシップ」として認めている。これについては、全学総合科目群中の「現代社会() (インターンシップ)」を履修し、事前・事後指導を受けることを条件に、単位認定している。なお、インターンシップの実施状況については第10章、項目301を参照されたい。

025

ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性については、言語文化学科の開設科目「ボランティア論」がある。この科目は言語文化学科所属でない学生も、他学部・他学科履修という形で履修することができ、一部の学部・学科の学生を除いては、取得した単位は卒業所要単位として認められる。詳細は言語文化学科の項を参照されたい。

026

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性について、カリキュラム編成権は学部・学科にある。詳細は各学部・学科の記述を参照されたい。

027

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性については、学部・学科ごとに判断されている。詳細は各学部・学科の記述を参照されたい。

028

国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の

適切性について、本学では学則第 100 条に「特別聴講生」に関する条項を定め、その運用については「特別聴講生に関する細則」に基づき「埼玉県東部地区大学単位互換協定」制度を設けて行っている。

本学では、2003 年度に 3 大学（獨協大学・文教大学・日本工業大学）間との「埼玉県東部地区大学単位互換協定」を結び、その後、2006 年度に埼玉県立大学が新たに加わり、4 大学間の単位互換協定を結んだ。

協定の趣旨に沿い、学生は各大学の定めるところにより、各大学が指定する授業科目を選択履修し、単位を修得することができる。修得単位は 20 単位を上限に卒業単位として認定される。

この他大学との単位互換制度は、学生に自らの意思によって他大学の授業を履修できる機会を与える制度であり、学生の学習意欲に応じた能力開発にも資するものとなっていると考えられる。

2003 年度から 2005 年度までの間、3 大学間で約 100 名の学生がこの制度を利用し単位の修得をしているが、単位互換制度への各大学の体制も学生の意識もまだ「導入期」の段階にあることから、今後さらなる推進について検討する必要がある。学生にとってより有効な制度として継続していくためには、学生ニーズの把握と教育効果の検証、そしてそれらに基づく施策へのフィードバックをより一層進め、学生たちの選択の幅と活動エリアを広げ、相互の交流が盛んになるように検討する必要がある。

029

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性について、単位認定は基本的に学部・学科によって行われている。詳細は各学部・学科の記述を参照されたい。

ただし、全学的な制度として、本学では学則第 100 条に「特別聴講生」に関する条項を定め、その運用については「特別聴講生に関する細則」に基づき「高大連携協定」制度を設けて行っている。

本学では、2003 年度から「獨協大学と高等学校との提携に関する協定書」ならびに、その運用については同協定書第 4 条に基づくプログラムにより修得した単位の認定に関する細則（暫定）に基づき、特別聴講生の受入れを開始した。現在、埼玉県内の高校をはじめ近隣の高校合わせて 18 の高校と協定を結んでいる。

協定の趣旨ならびに単位認定に関する細則に沿い、本学の学生と同様に学部授業を履修し、定期試験やレポート提出が課せられ、合格者には単位が認定される。認定単位の上限は 10 単位まで。また、この高大連携プログラムの認定単位は、高校生が本学に入学した際には、本学の卒業単位として申請することができる。

高校側からは、高校生が大学の授業を履修することは、卒業後の進路を決める上で役立っているとの前向きな意見が多い。また、本学では 2003 年度から半期完結制を導入したため、高校生のニーズにより対応しやすくなったことが考えられる。今後は、高校生が受講しやすい学習環境作りの機会を捉え授業提供をさらに活発化させていく必要があると考える。

卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合について、その割合は学部・学科単位で定められている。詳細は各学部・学科の記述を参照されたい。

海外の大学との学生交流協定の締結状況について、締結に基づく学生の交流状況は次表のとおりとなっている。海外の大学との協定は、各言語に対応する外国語学部各学科が推進し、全学部の学生の交流を促進する目的で原則として大学間で締結している。また、イリノイ大学（アメリカ）、復旦大学（中国）、安陽大学（中国）のように、交換協定を締結しているものの、現在、学生の交流が実施されていない大学もある。

カリキュラム上の位置付けについて、長期留学（6ヶ月～1年）の場合は、留学で修得した単位の32単位までを卒業要件として認定している。短期留学（夏期・春期外国語研修）の場合は、8単位まで原則として卒業要件外の科目の単位として認定している。なお、単位認定の条件等については各学部・学科の項を参照されたい。

協定校との学生交流状況一覧

	大学名	長期派遣	長期受入れ	夏期外国語研修派遣	協定締結年度
ドイツ語圏	デュースブルク=エッセン大学	19	28	131	1984年
	ミュンスター大学	2			2004年
	マールブルク大学	2	4		2004年
	ウィーン大学	3			2003年
	ブレーメン専門単科大学				2006年
英語圏	エセックス大学	16	3		1983年
	カーディフ大学	6	7	6	1999年
	アラバマ大学	5			1993年
	ウィスコンシン大学 スティーヴンスポイント校	14	5	177	2002年
	ヨーク大学	8	2	91	1997年
	ウーロンゴン大学	5		152	1995年
	サンシャインコースト大学		1		2004年
フランス語圏	西部カトリック大学	12		35	1996年
韓国語圏	テグ・カトリック大学				2003年 2006年交流開始
	インハ大学				2005年

数字は、2001年度～2005年度の過去5年間の実績
 長期派遣は1年間の派遣
 長期受け入れは半年～1年間の受け入れ

032

発展途上国に対する教育支援を行っている場合における、そうした支援の適切性について、現状において本学に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

033

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合について、担当教員の配置は学部・学科単位で行われている。詳細は各学部・学科の記述を参照されたい。

034

兼任教員等の教育課程への関与の状況について、兼任教員（非常勤講師）の配置は学部・学科単位で行われている。詳細は各学部・学科の記述を参照されたい。

035

社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮については、学部・学科単位でその配慮を検討している。詳細は各学部・学科の記述を参照されたい。

036

生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性について、本学ではエクステンションセンターが中心となり、生涯学習に対応している。現在は、大学を取り巻く環境の変化、例えば 18 歳人口の急減（社会人に対する関心が増大）、経済・雇用環境の変化（転職や職場内での昇進等のためのキャリアアップ）、若年者フリーター、ニート問題（就業のためのスキルアップ）、団塊世代の大量定年問題（定年後の生きがいづくり、再就職のためのスキルアップ）への対応を意識しながら、諸活動に取り組んでいる。

具体的には、社会人を対象とした草加市との共催によるオープンカレッジ講座・草加市民自治講座・NPO 志縁塾講座や足立区との共催による獨協大学公開講座を開催している。また、そうか市民大学や、やしお市民大学への講師派遣も行っている。

037

正課外教育の充実度について、本学では以下のような正課外教育が行われている。

外国語教育研究所では、学生向けに TOEFL®、TOEIC®・仏検（2 級）独検（2 級）英語リスニング大特訓、英語通訳ガイド、中国語検定、スペイン語検定の 9 種類の受験準備講座や模擬試験を行い、毎年 330 余名の学生が受講している。TOEFL®講座は、2000 年度から、ネイティブ講師による総合的な英語力の向上が図れるようベルリッツ・ジャパン（株）に外部委託している。このほか、夏季英会話集中講座・夏季 TOEFL®CBT 講座等も開催している。なお、2006 年 9 月からはエクステンションセンターが行っていたオープンスクール講座の運営が外国語教育研究所に移管される。オープンスクールとは、学生の語学力を向上させるため、学外で実績ある外国語学校の授業を本学で行うものであり、授業終了後わざわざ都心の語学学校まで行かずに済むようにしたものである。ドイツ語についてはゲ

ーテ・インスティテュートに3コース、英語についてはサイマルに4コースとベルリッツに3コース、フランス語についてはアテネ・フランセに3コースを委託している。このほか学生の学習能力の向上を目指して、各種試験 TOEIC®公開テスト(年6回実施)、TOEIC®IP、TOEFL®ITP、TestDaF等の受験申し込みを行っている。2001年度からはネイティブ講師とのチャットルームを開始した。開設したのは、ドイツ語、英語、フランス語、スペイン語、中国語の5クラスで、各言語とも週1回または2回、昼休みまたは4時限終了後に開かれる。ネイティブと会話することで、学生本人の語学力の増進とコミュニケーション力を付けることを目的としている。全学の学生を対象にしていることから、各学科から参加者がある。英会話の授業時間だけでは物足りないという学生や、もっと会話力を伸ばしたいという学生、たとえばドイツ語やフランス語に関心があり学習している学生でも、ドイツ語学科やフランス語学科ではないためネイティブと十分話す機会がない等の理由から参加する学生が多く、毎回好評である。2006年度春学期の利用者は延べ人数で716名となっている。

また、エクステンションセンターではキャリア・ディベロップメント講座として「公務員試験対策講座」「法学入門講座」「検定簿記講座」「情報処理講座」「日本語教育能力検定対策講座」「秘書技能検定試験対策講座」「販売士検定試験2級対策講座」を開講している。

点検・評価、長所と問題点

031

海外の大学との学生交流協定の締結状況については、友好的に推移しており問題は生じていない。このことが協定締結によって留学を希望する学生やその父母に安心感を与えている。留学生の安全に配慮がされており、このことは大きな長所といえる。言語文化学科の必修言語である中国語とスペイン語の文化圏の大学との学生交換留学が実現していないことは問題点である(スペイン語圏は協定校なし)。さらなる協定校の拡大が期待されているが、海外の大学との協定は学部学科の必要によって締結してきており、また、大学全体としても協定大学の地域、規模など具体的な方針が未だ定まっていない。このことは今後の検討課題である。

特に、アジア地域および中南米地域における学生の交換交流協定については、学生の自己開拓による留学(=認定留学)を支援する方向もあるが、学生の留学指標を示すという点で、早期に協定締結が望まれる。また、潜在的に留学希望が多いにも拘らず、実際の留学に結びつかないという原因のひとつに留学費用の問題があり、協定校と授業料等の負担軽減についての話し合いを進めることが望まれる。協定校の拡大の方針については、学部学科と連携しつつ長期方針と計画をもち推進する。

036

生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性について、本学の取り組みは概ね適切かつ妥当であると認識しているが、今後は「地域や社会のニーズの的確な把握」「地域の生涯学習機関との連携強化」「公開講座に取り組む教職員の適切な評価」「社会人に対す

る講義方法の開発」などに取り組む必要性を認識している。

037

正課外教育の充実度について、外国語教育研究所が毎年外国語学習を援助する講座を定期的に提供してきたことは評価している。しかし、講座によっては、開設当初は多くの受講生を集めたものが、その後しだいに減少するといった講座もある。これらについては十分なPR活動や学生ニーズあるいは正規授業と学習との連携したプログラムを再構築するなどの工夫をしていかなければいけないという点を認識している。

また、エクステンションセンターのキャリア・ディベロップメントについて、7講座の平均定員充足率は58%であり、決して満足できる数字ではない。受講生が少ない理由としては講座の時間が授業終了後や土曜日であること、学内の他のセクションの講座やクラブ活動と重なること、などが挙げられる。今後、開講時間や情報伝達方法の再検討が必要であること認識している。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

外国語学部

外国語学部は各学科の独立性・自治性が高く、そのため各学科により現状等が若干異なるため、ここでは外国語学部各学科で共通する事項を中心に述べる。なお、詳細については外国語学部の各学科の項を参照されたい。

現状の説明

010

学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連について、外国語学部の理念と目的は、4つの学科それぞれにおける各外国語教育と、それをふまえた上での各言語圏に関わる専門諸分野の教育を中心とする。これは外国語という知的能力の養成のうえに、教養と判断力の基礎となる専門の学芸を学び、豊かな人間性を涵養するものである。

011

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性について、外国語学部は、各学科の特性に応じて多様なカリキュラムの在り方を保持しつつ、基本的には、基礎的な各外国語科目とその延長にある応用的な語学科目を基盤に置き、そのうえに立って各学科の専門科目を置くことで、全体がひとつの構造をもつように組み立ててある点で共通する。

012

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけについて、外国語学部としては、学科ごとの外国語教育を基礎教育の中心的な一つと位置づけるとともに、とくに倫理性を培う教育として、学部全体として積極的にその一翼を担っている全学共通カリキュラムの各科目、なかでも本学の建学の精神を教える「獨協学」などをふくむ「全学総合講座」を位置づけ、必修科目としている。これについては、基礎教育としての外国語教育の位置づけとその成果には一定の成果があると考えられる。

013

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性について、外国語学部として共通する枠組みは、基礎的な語学教育の上に、学科ごとに大学レベルの外国語学の諸科目が配置されるとともに、ドイツ語学科では「言語・文学、思想・芸術、歴史・社会」の 3 分野、英語学科では「言語、文学、異文化、国際関係」の 4 分野、フランス語学科では「語学・文学、文化・社会」の 2 分野、言語文化学科では「日本研究、日本語教育研究、情報・コミュニケーション研究、地域研究」の 4 分野の専門科目群が配置され、さらにこれに各演習科目が組み合わされている点である。これらによって、語学に基づくコミュニケーション能力を備え、かつその内容を支える能力を備えた人材を養成するための専門教育を構成している。

014

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性については、外国語学部全体の教育がそれを担っているとともに、全学共通カリキュラム科目を、学科ごとに 24 単位から 32 単位を必修とすることによって保たれている。詳細については大学の項目 014 を参照されたい。

015

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性については、外国語学部として、外国語能力育成のために、学科ごとに相当の措置を講じている。とくに各語学における実用的な能力の育成のために、ネイティブ教員の配置や海外研修などを組み合わせたカリキュラムを、各学科の特性に応じて作成している。また各学科が専攻とする外国語だけでなく、もう 1 つの外国語の履修を積極的に設計することにより、国際化する社会に適応すべき人材を育成する外国語能力の養成が可能になっている。上記については順調に推移しており、現在まで特に問題等は生じていない。

016

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性については、学科単位で判断がな

されている。

017

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況について、学科ごとの外国語基礎教育については、とくに1年次を中心として各学科にクラス・アドバイザーを設けるなどして実践している。なお各外国語の語学教育の実施・運営については各学科の項を参照されたい。さらに全学共通カリキュラムとしての基礎教育については、全学の委員会に委員を送り積極的に参加するとともに、全学の外国語科目について、当該の外国語を専門とする学科の教員がその実施・運営にあっている。

018

グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけについて、外国語学部としては、とくにグローバル化時代に対応させたコミュニケーション能力涵養のための教育を各学科の基礎および専門的な教育の中心の一つと位置づけている。上記については適切であると判断しており、また、現在まで特に問題等は生じていない。

019

起業家的能力を涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教育課程上の位置づけについては、外国語学部としては、現在そのような教育は実践していないが、現在まで特に問題等は生じていない。

020

学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況については、全学的に取り組まれている。詳細は大学の項を参照されたい。

021

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況については、学科ごとに入門期用の教育科目の設定とレベル分けなどによる外国語教育を実施し、きめ細やかに対応している。

022

国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率については、外国語学部として特筆すべきそのようなカリキュラムを持っていないが、現在まで特に問題等は生じていない。

023

医学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性について、現状にお

いて外国語学部に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

024

インターン・シップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性について、外国語学部のなかでは、ドイツ語学科が積極的に導入している。なお、全学としての取り組みは大学の項を参照されたい。

025

ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性については、外国語学部では、言語文化学科開設科目「ボランティア論」のなかで、ボランティア活動が行われている。

026

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性については、学科単位で判断がなされている。

027

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性については、週1回90分の授業を1学期で1単位とする科目と2単位とする科目を中心とする。これについては妥当であると判断しており、現在まで特に問題等は生じていない。

028

国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性については、全学的な取り組みの中で判断されている。詳細は大学の項を参照されたい。

029

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性について、外国語学部では各学科で承認されたものについて、入学前の既修得単位の認定のほか、短期語学研修の成果および語学の資格試験成績に応じた単位の認定を行っている。

030

卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合については、学科ごとに異なっている。

031

海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけについて、学

生交流協定の締結状況については大学の項を参照されたい。カリキュラム上の位置づけについて、留学先で取得した単位は、卒業所要単位として振替または換算を行い、単位認定している。具体的には、教員と教務課による事前の指導のほか、各学科の教務委員および教科担当者と演習指導教員らによる確認を経て、実際の授業時間数に応じた単位の換算、単位認定を行っている。また協定を結んでいない大学での留学学修による単位についても、同様の方法による単位認定を行っている。こうした認定によって、国外での留学による学修期間を含めて4年間での卒業を可能にしている。外国語学部では各学科に関連した協定校との学生交流を積極的に推進している。

032

発展途上国に対する教育支援を行っている場合における、そうした支援の適切性については、外国語学部として、現在、特筆すべきそのような教育支援は行っていないが、現在まで特に問題等は生じていない。

033、034

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合および兼任教員等の教育課程への関与の状況については、教員の配置は学科ごとに行っている。外国語学部の特性としては、少人数の外国語教育、ネイティブによる外国語教育を行うために、兼任教員等への依存がやや高めとなっているが、これについて現在まで特に問題等は生じていない。

035

社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮について、外国語学部としては、社会人学生に対する特別の教育課程編成上の配慮は行っていないが、帰国生徒と外国人留学生に対しては、外国語科目および一般教養的科目に、日本語を含む他の外国語履修での代替、日本事情科目での代替といった科目履修の特例を設けて対応している。さらに言語文化学科においては、外国人留学生に対する特別の日本語教育プログラムが用意されており、多様な日本語能力の留学生に対応することができる。この点については適切に配慮されており、現在まで特に問題等は生じていない。

036

生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性については、全学的に取り組みの中で対応している。詳細は大学の項を参照されたい。

037

正課外教育の充実度について、まず、外国語学部の特性である外国語教育と関連する正課外教育として、外国語教育研究所におけるものがあげられる。その詳細は大学の項にゆずるが、外国語学部の各教員は、この研究所で提供される正課外教育に積極的に関与し、またその利用を学生に適切に指導している。これについて特に問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

010

学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連について、外国語学部は全体として、学部の目標の一つであるコミュニケーションのための外国語教育には、「知的能力」の養成という点で、一定の成果を評価することができる。またその上に立った「専門の学芸の教授と人間性の涵養」についても、獨協大学の建学理念である「学問を通じての人間形成」を実現するための多様な専門教育を各学科で準備していることは評価できる。問題点としては、各言語および各専門科目に対する学生の関心・要求の不均衡があげられる。

011

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性については、外国語学部としては、各学科における外国語教育カリキュラムとその上に立つ専門教育カリキュラムを、多様性を保持しつつ体系的に構造をもたせていると考える。

013

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性については、外国語学部として、単に外国語の能力があるというのではなく、その言語圏に関わる専門諸分野の能力を養成するという点で、相当多様な専門教育分野を各学科で設定していることは評価に値すると考える。

017

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況について、学科ごとの基礎教育に関しては、各学科の項を参照されたい。全学共通カリキュラムとしての基礎教育については、全学の当該委員会に委員を送って実施・運営の責を担っているが、その体制が十分であるとは言えない。

021

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況について、学科ごとの入門期用の教育は、全体として一定の成果を挙げていると評価できるが、なお改善の余地がある。また後期中等教育から高等教育への導入教育は、オリエンテーションの充実もふくめて、問題を残していると考えられる。

これらについて、学科ごとの入門期用の教育は改善に向けて継続的な努力を各学科で行うとともに、後期中等教育から高等教育への導入教育は、オリエンテーションの充実もふくめて、学部・学科間での検討課題の一つとしたい。

024

インターン・シップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性については、外国語学部としては、ドイツ語学科における実施例が一定の成果を挙げていると評価する。他学科も含めた拡大の可否が問題となる。

025

ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性については、外国語学部としては、言語文化学科における実施例が一定の成果を挙げていると評価する。他学科も含めた拡大の可否が問題となる。

将来の改善・改革に向けた方策

010

学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連について、外国語学部は、2007年度より言語文化学科を国際教養学部として独立させ、コミュニケーションのための実践的な外国語教育と、その上に立った教養のための教育の多様化・複線化を図った。さらに学部内に学部の将来について検討する委員会を設置し、言語文化学科独立後の3学科間の横断的な教育や新しい学科の設立などを視野に入れて、継続的な調査・検討を行っている。

011

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性について、外国語学部としては、学科ごとのカリキュラム改善のほかに、学部内に学部の将来について検討する委員会を設置し、学科間の横断的な教育や新しい学科の設立を視野に入れて継続的な調査・検討を行っている。

017

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況について、外国語学部としては、学科ごとに学科内部の基礎教育体制の改善へ向けて継続的に努力するとともに、全学の組織である全学共通カリキュラム検討部会で改善・改革作業を行っている。

ドイツ語学科

現状の説明

010

学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連について、ドイツ語学科の教育理念・目的である「ドイツ語の運

用能力の養成とドイツ語圏の諸分野に関する専門教育」を達成するために必要な授業科目を開設し体系的に教育課程を編成している。例えばドイツ語教育の中心である「総合ドイツ語」は、同一教材、同一進度で授業が行われ、各学期末には口頭試験が統一的に実施される。ドイツ語圏に関する専門教育も、1・2学期の「ドイツ語圏入門」にはじまり、3・4学期の基礎演習を経て、5・6学期（場合によっては、7・8学期も）の専門演習へと導いて研究対象を次第に絞り込むように指導している。

011

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性について、ドイツ語による国際的なコミュニケーション能力の養成、ドイツ語圏の諸分野に関する、研究・発信の両面に重点を置く知の技術の形成を教育目標に掲げる本学科のカリキュラムは、下に示す通りである。従来の独文科との差異化を図り、「言語・文学」に偏重せず、「思想・芸術」、「歴史・社会」の3つの分野を学ぶ「総合的なドイツ学」を構想している。

A 学科基礎科目

学科教育の基礎としてドイツ語教育の充実が図られている。

(1) きめ細やかな指導を目指して

2001年度からの現行カリキュラムでは、社会と学生のニーズであるコミュニケーション能力の養成を目指し、1・2学期で週6コマ(12単位)、3・4学期で週5コマ(10単位)の授業を、基本的に25名程度のクラスで行っている。

3学期以降は、科目ごとに、前の学期の成績をもとにした習熟度別クラスを作り、きめ細かい指導を行うようになっている。

(2) 総合的ドイツ語力の向上

1・2学期では「総合ドイツ語 Ⅰ」(ネイティブ教員2コマ、日本人教員1コマ)でドイツ語の総合的な能力を養成し、「基礎ドイツ語 Ⅰ」(専任日本人教員2コマ)では基礎的文法能力を身につける。さらに「LL」(1コマ)で発音・聴解を強化し、計6コマで読解・文法に偏らない、発信にも重点を置いたドイツ語力の土台固めを行っている。

3・4学期では「総合ドイツ語 Ⅱ」(ネイティブ教員2コマ、日本人教員[場合によっては、ネイティブ教員]1コマ)、読解力と作文力の向上をはかる「基礎ドイツ語 Ⅱ」(専任日本人教員2コマ)の計5コマにより、ドイツ語のコミュニケーション能力の向上を目指している。

(3) 専門教育に連動した基礎教育の充実

専門教育の体系性をより強化するため、学科基礎科目として1・2学期は「ドイツ語圏入門」(週1コマ)、3・4学期は1クラス25名程度での「基礎演習」を必修としている。これによりドイツ語圏に関する幅広い知識を修得し、知の技術を修得することを目標にし

ている。具体的には、グループおよび個人での調査や発表、ディスカッションなどの訓練を行うとともに、レポート執筆の技術を身につける。

(4) 既習クラス

1～4学期においては「既習クラス」を設け、より高度な語学能力の育成に努めている。

B 学科共通科目

ドイツ語運用能力をより幅広いものとするために、次のような科目が用意されている。

1～4学期と連動した、より高度なドイツ語運用能力の育成：「総合ドイツ語」(5・6学期必修、習熟度別クラス編成)、「上級ドイツ語(時事・会話・作文)」
 実践的言語能力の育成：「通訳特殊演習」
 歴史的言語知識の展開：「中世ドイツ語」

C 学科専門科目

「総合的ドイツ学」の構想のもとに、「言語・文学」「思想・芸術」「歴史・社会」の3つの分野(類)を設定し、類ごとに「概論」「各論」「講読」「演習」の科目を設けて指導を行っている。学生には一つの類を専攻させた上で、他の類の科目もあわせて履修させている。

これは、特定の領域に対する問題意識を深めさせ、同時に幅広い学問関連のなかで問題を見つめる能力の養成を目指しているからである。

1～4学期においては、「ドイツ語圏入門」「基礎演習」の履修と同時に、3つの類における「概論」(1学期より履修可)、「各論」(3学期より履修可)の履修を通して専門教育への導入を図る。

主専攻を、5学期以降の「専門演習」科目が置かれている部門とし、「各論」「講読」に必修枠を設けて、より高度な専門的知識の修得を目指す。

「専門演習」は5・6学期のみが必修であり、7・8学期は選択必修である。

「卒業論文」(8単位)は選択ではあるが、「卒論指導」を1コマ設置しきめ細やかな指導を行うとともに、中間報告会、論文提出後の口頭試問を行っている。

D その他

英語については、全学共通カリキュラム導入とともに、全学共通科目として履修されている。

ドイツ語検定試験については、「ドイツ語技能検定試験」1級・2級、ゲーテ・インスティトゥートのZD(ドイツ語基礎力統一試験)以上、オーストリアのドイツ語検定ÖSDのZD以上、およびデュースブルク=エッセン大学への夏期ドイツ語短期研修が単位認定の対象となっている。

英語科目でも同様の単位認定制度が設けられ、学生の学習意欲により多様な形で答えられるようになっている。

012

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけについては、外国語学部生として望ましい基礎的教養と各学科専門外の高度な知識の修得のために、学部共通科目が設けられている。また全学共通授業科目の履修により、幅広い教養を身につけることを目指している。全学共通授業科目についての詳細は、大学の項を参照されたい。

013

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性について、本学科の現状は以下の通りである。

ドイツ語学科の教育目標は、国際的なコミュニケーション能力の養成、研究・発信の両面に重点を置く知の技術の形成である。特に国際コミュニケーション能力の養成については、ドイツ語の運用能力を 3 年間一貫してネイティブ教員主導で育成する「総合ドイツ語」があり、1991 年以降 15 年にわたり成果を挙げており、本学科には欠かせないプログラムになっている。

また、語学を習得する過程で必須の、ドイツ語圏ならびにヨーロッパの文化や社会、歴史などを総体的に学習できる環境にも配慮がなされている。現行カリキュラムの「言語・文学」、「思想・芸術」、「歴史・社会」の三つの部門（類）には、それぞれ 1 学期から履修できる概論科目が置かれている。また、「ドイツ語圏入門」は専門の異なった教員が交替で導入的講義を行うオムニバス形式を採用し、学生がドイツ語圏に関する必要知識を習得することを目指す。これらの科目は、「ドイツ語を用いて何を学習するべきか」を意識させるとともに、5 学期以降の専門演習の決定と専攻の類を決定するための情報を提供する機会ともなっている。

学科基礎科目にある基礎演習は 3 学期から履修できるもので、講義科目などによる教育成果を学生一人一人のレベルで確認できるよう約 25 名程度の少人数で行われる。学生には学期ごとに一度は発表する機会が与えられ、テーマ選択と調査、そして発表と議論というプレゼンテーション能力の育成が図られる。

入学時から集中的にドイツ語能力を養成し、また講義科目と基礎演習によりドイツ語圏に関する知識を広めた後、5～8 学期に更に専門的な能力を深化させるカリキュラムが置かれている。5 学期以降に履修できる科目として、学科共通科目と学科専門科目がある。まず学科共通科目について、「総合ドイツ語 V・VI」はこれまで 4 学期間学んできた総合ドイツ語の延長であるが、この最後の 2 学期間はネイティブ教員のみが担当する週 2 時間授業になる。これは、学生のドイツ語運用能力の自主性を重視するためであるが、その際にも達成度別クラス編成が行われ、学生の学習達成度に柔軟に対応している。「上級ドイツ語」は、「総合ドイツ語」や「基礎ドイツ語」によって培われたドイツ語能力を更に研鑽することを目的としている。内容は「作文」「会話」「時事」に分けてあり、主としてネイティブ教員が授業を担当している。「総合ドイツ語」で統一した教材を扱うのとは違い、「上級ドイツ語」では各教員が自由に教材を選び、個性的な教育が実践されている。

その他の学科共通科目として、「通訳特殊演習」のような実践的言語能力の更なる育成を

目指す科目、また歴史的言語知識を展開するための「中世ドイツ語」などの選択科目を用意し、専門的能力と知識をさらに深めたい学生を受け入れている。

次に学科専門科目については、「専門講読」は類ごとに複数コマ配置され、担当した教員が類に即したテーマでテキストを選び、主としてドイツ語の読解能力を向上させることを目的にしている。読解能力の養成と言っても、単にドイツ語を日本語に訳することだけに限定することなく、たとえばテキストを通じての議論、あるいはニュースなどの時事的テキストであれば翻訳しホームページに記載する試みなど、教員と受講者との共同作業を重視し枠組みに縛られない教育が可能である。

「専門演習」については3・4学期の学生に用意された「基礎演習」で培われた発表能力を基礎に、テーマを先にも挙げた3つの類（「言語・文学」「思想・芸術」「歴史・社会」）に基づいて絞り、専任教員がそれぞれ担当する演習において専門的に特化した具体的テーマを発表する場である。演習の規模は5～8学期生併せて15人程度であり、少人数教育の利点として教員の密な指導が期待できる。

本学科は、初歩的な導入から知識の深化へと連なる本学科教育プロセスの最終到達点としての「卒業論文」を重視している。論文執筆希望学生は、週に1時間の「卒論指導」を受講することが義務づけられ、資料の収集の仕方や論文の執筆方法を指導される。また、研究の途中経過を中間発表として授業時間中に発表することも課せられる。論文提出後にも、研究成果を確認するために卒業論文の主査・副査による口頭試問が行われる。

以上見てきたように、本学科の基礎的科目と専門科目との有機的な連なりは、学校教育法52条の理念に対応するものである。専門的知識の習得は、本学科の各教員が学生を個別に指導することを厭わない姿勢に支えられていることを、ここで付言しておきたい。

014

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養および総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性に関して現状説明をすると、2003年度に全学共通カリキュラムが導入されて以降は、本学科の一般教養的授業科目は主としてこの全学共通カリキュラムの授業科目として学生に提供されている。全学共通カリキュラムについての詳細は、大学の項を参照されたい。

015

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性について、本学科の現状は以下のようなものである。

外国語学部の1学科として本学科は、国際化への対応と外国語能力の育成には十分に配慮している。ドイツ語のカリキュラムについては、「総合ドイツ語」を筆頭に、「聞く・話す・読む・書く」総合的語学能力を高めるための充実した取り組みを行っており、本学科で養成されたドイツ語能力を活用する場である海外での語学研修（ゲーテ・インスティテュートでの春季ドイツ語・ドイツ体験コースとデュースブルク＝エッセン大学の夏期ドイツ語短期留学）及びドイツ語圏の大学で取得した単位を本学での単位として認定する制度

が設けてある。ちなみに、2005 年度の単位認定の実績は、ゲーテ・インスティトゥート春季ドイツ語・ドイツ体験コース 17 件、デュースブルク＝エッセン大学夏期ドイツ語短期留学 25 件、また、交換留学（デュースブルク＝エッセン大学）4 件、その他に認定留学では 10 件を数える。

本学科では第一外国語をドイツ語とし、第二外国語に英語を必修としている。本学科も現代社会の国際化のニーズに対応するために、実践的英語教育の重要性は認識している。現状では、必修単位数として 10 単位の履修を学生の履修計画に委ねている。本学科の英語教育は全学共通カリキュラムによって運営されているが、英語のクラスについても TOEIC® 試験の成績によるクラス分けにより学生の能力に見合ったクラス編成を実現しており、ドイツ語学科の学生でも意欲さえあれば英語力は十分に身につく状況は整っている。

016

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位数に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性について、本学科の現状を説明すると、ドイツ語学科内の教育課程の授業科目の総卒業単位数 128 単位中専門教育的授業科目は 94 単位（内訳は、学科基礎科目 30 単位、学科共通科目及び学科専門科目 64 単位）、外国語科目（第二外国語：英語）は 10 単位、また一般教養的科目（全学共通カリキュラム・カテゴリーⅠ～Ⅴ、および英語以外の外国語科目と古典語科目）は 24 単位である。専門教育的授業科目中の、学科共通科目及び学科専門科目の内 24 単位分は選択科目の単位であり、これを一般教養的科目の単位で埋めてもよいことになっている（よって、一般教養的科目の上限取得単位数は 48 単位になる）。また一般教養的科目の選択科目の 4 単位は外国語科目（第二外国語：英語）に数えることができる（よって、第二外国語：英語の上限取得単位数は 14 単位になる）。

017

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況について現状説明をすると、以下のような実施・運営状況になっている。学科の基礎教育については、基礎ドイツ語Ⅰ～Ⅳが 25 名程度のクラス編成で、週 2 時間同一の本学科専任教員がクラスを担当している。この教員がクラス・アドバイザーを兼ね、クラスの学生の相談窓口になっている。また、基礎ドイツ語Ⅰ・Ⅱ（1・2 学期）のクラス・アドバイザーから 1 名、基礎ドイツ語Ⅲ・Ⅳ（3・4 学期）のクラス・アドバイザーから 1 名がコーディネーターとして選ばれ（クラス・アドバイザー同士の互選の結果、学科教授会で承認）、それぞれが担当者会議を組織して、統一教材の発注と各クラスの進度の把握、また学期ごとの統一期末試験問題の作成の責任を負っている。

総合ドイツ語Ⅰ～Ⅵについては、ネイティブ教員 2 名と日本人教員 2 名によるコーディネーター（本学科教授会で本学科専任教員から任命）が、他の科目担当者と連絡を取りながら、教材の手配や口頭試験の準備、また教員同士のミーティングを開催するなどの責務を果たしている。また、LL の授業についても、本学科専任教員が 1 名コーディネーターとして、外国語教育研究所と連絡を取って運営に当たっている。基礎演習もすべて本学専任

教員が担当するが、これについても担当者同士の互選でコーディネーターが選ばれ、学科教授会での承認を経た上で、科目担当者会議を組織し運営を担うようになっている。

ドイツ語圏入門についてはコーディネーターとそれを補助するサブ・コーディネーターの2名による運営である。引き継ぎを円滑にするためにサブ・コーディネーターが次年度コーディネーターを行うというようなシステムになっている。この任命についても本学科教授会で行う。

一般教養科目については全学共通カリキュラムに委ねており、こちらについては大学の項を参照されたい。

018

グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけについては、本学科の教養教育のなかに上記の要素をできる限り取り入れようと努力を続けている。

グローバル化時代に対応し、コミュニケーション能力の涵養を旨とする具体的な教育として、本学科は教室で得た知識をさらに発展させる体験学習の導入を近年重視している。そうしたものの中には、すでに度々言及した「ドイツ語圏におけるインターンシップ・プログラム」の他、ドイツ語学習歴1年の学生を対象とした「春季ドイツ語・ドイツ文化体験コース（ホームステイ付き）」や、学術交流協定校のひとつであるデュースブルク＝エッセン大学での「夏期ドイツ語短期留学（ホームステイ付き）」などがある。

一方、本学科は国際交流センターと協力して、ここ数年、積極的に学術協定校を新たに開拓している。その目的は、ドイツ語圏の名門大学との協定を拡大させることを通じて、学生に交換留学生として長期滞在の道を広げることである。こうした目的にそって、本学科は、国際交流センターに対し、ミュンスター大学（2004年協定締結）、ウィーン大学（2003年協定締結）、マールブルク大学（2005年協定締結）を新規パートナーとして推薦し、協定締結後はすみやかに学生の派遣を開始している。さらに2006年7月には、将来のインターンシップ・プログラム充実化の一環として経済系のブレーメン専門単科大学との間に新規の協定が締結されている。これで、ドイツ語学科が国際交流センターと協力してパートナーシップを結んだのは、1984年締結のデュースブルク大学（現、デュースブルク＝エッセン大学）を含めて計5大学である。

019

起業家的能力を涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教育課程上の位置づけについて、現状において本学科として報告する事項はなく、特に問題等は生じていない。

020

学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

021

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況について、ドイツ語学科では、1・2学期において「ドイツ語圏入門」というオムニバス形式の授業を設けて、ドイツ語圏に関する基礎的な知識を習得させ、かつレポートの基本的なリテラシーを伝授することを目指している。また、1学期から「ドイツ語学概論」、「ドイツ文学概論」、「ドイツ文化史概論」、「ドイツ史概論」といった概論科目を履修させることで、学生のより高度な関心に応えるようにしている。さらに3・4学期では、「基礎演習」を実施し、ここで自主的な研究調査、発表、本格的な論文執筆などの基本的な方法を学び、専門的な学問研究への移行を確実なものとするように目指している。

1・2学期で週6コマ、3・4学期で5コマあるドイツ語の授業は、高等学校までの外国語の授業とは異なり、集中的に速い進度で授業が展開され、学生は大きなとまどいを覚えることになる。ドイツ語学科では、クラスを25名前後とすることで、きめこまやかな指導を行い、いわゆる「おちこぼれ」が少なくなるように配慮している。また、3・4学期からは達成度別クラス編成を実施することで、より効果的な指導が行われている。

022、023

国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率、医学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性については、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

024

インターン・シップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性については、現在、学科として独自にドイツ語圏におけるインターンシップ・プログラムを実施している。ドイツ語学科では、2002年度よりキャリアセンター（旧就職部）の協力を得て、在ドイツ連邦共和国の日系企業やドイツ企業でのインターンシップへの参加を学生に呼びかけ、参加者を出してきた。2003年度からは、ドイツ連邦共和国ドルトムント市に拠点を置くコンサルタント会社と提携し、事前講習会を含む企業研修を開催、2006年度からは、参加学生がさらに有意義に実習期間を過ごせるよう講習内容および期間を充実させてきた。このプログラムにより、高度なドイツ語運用能力および専門知識を有する学生が、将来外資系企業あるいは海外での就職に有益な経験と知識を獲得できることを目標としている。なお、全学としての取り組みは、大学の項を参照されたい。

025

ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は大学の項を参照されたい。

026

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分と適切性、妥当性については、ドイツ語学科では全体として必修52～56単位、選択必修44～48単位、選択28単位となっている。

る（5学期以降に選択する「類」によって異なる）。新しい外国語を習得しなければならないという制約から、必然的に必修単位数は多くならざるを得ない。

学期別に見ると各類に共通する必修科目は、1～4学期では「基礎ドイツ語（Ⅰ）」、「総合ドイツ語（Ⅰ）」、「ドイツ語（LL）」の計22単位のドイツ語科目、さらに「ドイツ語圏入門」「基礎演習」計8単位が必修である。5・6学期には「総合ドイツ語（Ⅱ）」計4単位および「専門演習」計4単位が必修となっている。さらには、全学共通科目で、カテゴリーⅠの4単位及び英語が卒業までに10単位必修となっている。

027

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性について、現状は次の通りである。講義や演習などの科目は、90分の授業に対して教室外における2時間の学修がなされるとして、各学期2単位となる。外国語については、90分の授業に対して1時間の学修がなされるとして、各学期1単位となる。

「卒業論文」は、論文執筆と並行して「卒論指導」の授業を7・8学期に受講し、かつ中間発表および提出後の口頭試問をふくめて通年で8単位としている。

028

国内外の大学等と単位互換方法の適切性については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は大学の項を参照されたい。

029

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位の単位認定方法の適切性について、現状は次の通りである。

ドイツ語学科では、ドイツ語と英語について大学以外の教育施設等における学修を単位認定している。ドイツ語については、「ドイツ語技能検定試験1級・2級」、ゲーテ・インスティトゥートのZD（ドイツ語基礎力統一試験）以上、オーストリアのドイツ語検定ÖSDのZD以上について8単位を上限として認定している。英語については、実用英語技能検定準1級以上、TOEFL®、TOEIC®について8単位を上限として認定している。

入学前または入学後に修得した他大学での単位認定については、次のように認定されている。

認定の種類	認定単位
再入学者	原則としてすべて認める
1学期入学者	20単位まで
3学期編入者	44単位まで
5学期編入者	90単位まで
学士入学者	卒業要件を満たさない範囲で、すでに修得した単位を認定
長期留学	32単位まで
短期留学	8単位まで

単位互換協定に基づく 2005 年度の単位認定状況は、7名の学生に対して、専門科目について計 50 単位が認定された（1人平均 7 単位）。

他大学等で修得した単位の認定について、2005 年度は 113 名の学生に対し、計 468 単位を認定した（1人あたり 4.1 単位）。内訳は、大学・短大・高専等について専門科目 120 単位、専門以外 64 単位、その他の機関については専門科目 216 単位、専門以外 68 単位が認定されている。

030

卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合について、現状は次の通りである。

学科による認定数	70 単位以上
内訳 必修	38 単位
選択必修	32 単位
選択	上限 24 単位
学部共通科目による認定数	上限 20 単位
内訳 必修	なし
選択	上限 20 単位
全学共通授業科目による認定数	上限 38 単位
内訳 英語必修	10 単位
英語選択	4 単位
全学共通授業科目必修	4 単位
全学共通授業科目選択必修	16 単位
全学共通授業科目選択	4 単位

031

海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけについて、現状は次の通りである。

ドイツ語圏では、ドイツにおいてデュースブルク=エッセン大学(1984 年)、ミュンスター大学(2004 年)、マールブルク大学(2005 年)、ブレーメン専門単科大学(2006 年)の 4 大学と、オーストリアにおいてウィーン大学(2003 年)の 1 大学、計 5 大学との協定が締結されている。

2006 年度に協定したブレーメン専門単科大学を除き、2005 年度の交換協定に基づく 4 大学への学生派遣数は 11 名である。長期留学については 5 学期以降の留学を推奨しており、実際もそうである。また短期留学として、デュースブルク=エッセン大学への夏期ドイツ語研修が単位認定の対象となっている。

カリキュラム上の位置づけとして、留学によって取得した単位は本学科の学科専門科目に対応するものについてのみ振替、換算を経て単位認定を行っている。認定にあたって本

学科では、取得した単位が留学先大学での一般学生を対象とした（外国人留学生対象でない）授業への聴講を主な対象としたものかどうか、履修状況の資料などを教務委員がチェックすることにより行っている。

なお協定を結んでいないドイツ語圏の大学に留学した学生については、「認定留学」という枠組みで単位認定を行っている。認定手続きについては協定に基づく留学の場合と同じである。これらについては適切に実施されており、現在まで特に問題等は生じていない。

032

発展途上国に対する教育支援を行っている場合における、そうした支援の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

033、034

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合、および、兼任教員等の教育課程への関与の状況について、現状は次の通りである。

本年度の兼任教員の数は30名であり、内11名がネイティブ教員である。開設授業科目における専兼比率は資料集表3からも見て取れるように、必修・選択必修科目における兼任教員の比率がほぼ50%と高くなっている。この主たる要因として、必修・選択必修科目の多くが語学科目であり、これらの科目をネイティブ教員が担当する比重が高いことが挙げられる。

035

社会人学生、外国人留学生、帰国学生に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮については、本学科では、主に帰国学生に対する配慮を行っている。

資料集表16にあるように社会人学生に関しては、現在の教育課程編成においては、本来の意味での社会人学生を十分に指導できないという理由から積極的な受け入れは行っていない。外国人留学生については、現在韓国と中国（内モンゴル地区）からの2名の外国人留学生が在籍している。この2名に関しては、入学以前に日本語学習歴があり、日本語については特に大きな問題は発生していない。本学科でドイツ語を学習しようという外国人留学生はこれまでほとんどみられなかったため、特別な教育課程編成上、教育指導上の配慮は行わずに、個別に教育指導を行う対応をしている。帰国学生については、海外から帰国後直接入学してきた学生の在籍はないが、長期間海外に滞在し、短期間日本の教育機関に在籍した学生は毎年一定数入学している。このため既習クラスを開設し、ネイティブ教員がクラス・アドバイザーを担当している。既習クラスでは、別教材を使用し、習得レベルに応じて上級クラスを履修させる等、個別に教育指導を行うなどの配慮をしている。

036、037

生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性、正課外教育の充実度については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

010

学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連について、本学科ではドイツ語学科の教育理念に基づいてドイツ語教育の充実したカリキュラムを編成しているが、学生の英語志向の高まりもあって、最近ドイツ語の習得に意欲を失う学生が増えてきたのは問題である。

011

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系的性について、点検・評価、長所と問題点は以下の通りである。

2002 年の自己点検報告書において、指摘された問題点およびそれを受けた方策として挙げられたのは以下の点であった。

3 学期以降のドイツ語の授業でクラス内のレベル差が拡大しており、上位科目の履修条件を設定して履修制限を行う。

専門科目を専任教員だけでまかない切れず兼任教員に依存している状況があるなか、ドイツ語教育および専門教育の充実のために、十分な教員任用計画を策定する。

コーディネーターにより召集される科目ごとの担当者会議において、担当者間のより緊密な連携を図る。

クラスの少人数化によりクラス数を増やしたが、開講コマ数調整のために 3・4 学期 LL を廃止した。必要に応じてカリキュラムの再検討を行う。

特定の科目へ学生が集中することを防ぐために、履修制限を設けたり開設時限を調節したりする。

入学時の成績・受験形態、入学後の成績などを統計的に処理し、学科教育のより効果的な展開を図る。

このうち

については、上位科目の履修条件を科目ごとに設定し、また 3 学期以降「総合ドイツ語 ~ 」および「基礎ドイツ語 ~ 」において習熟度別クラス編成を行うことにより、かなりの程度改善された。

については、新任採用については専門分野のバランスを採りながら長期的な観点から行うことが出来た。しかし専任・兼任のバランスを考慮して引き続き検討していく必要がある。

については、コーディネーターにより召集される科目ごとの担当者会議で、担当者間の連携が緊密に取られた。

については、クラスサイズの縮小により個別的な指導が可能となり、教員・学生間のコミュニケーションがより緊密になった。

については、科目により履修人数を制限するなどの調整を行い、緩和された。

については、十分な分析を行えておらず、引き続き今後の課題である。

012

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけについては、学部共通科目と
ならび、2004年度より全学共通カリキュラムの履修体制を整備することにより、専門を超
えた幅広い教養を身につけるためのカリキュラム上の措置を講じてきたので、特に問題等
はない。

013

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の
理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性について、本学科に関して
の長所と問題点は以下のようなものである。現状説明で見てきたように本学科のカリキュ
ラムはドイツ語の運用能力の育成と並んで、語学力を活かして何を学ぶかという具体的
な目的設定を重視している点が長所である。しかし、そのようにして培った語学運用能力を
実際社会でどのように活用するのかについては、現行のカリキュラムではまだ十分に対処
できていない。本学科の教育の文字通りの「成果」を実社会における卒業生の活躍に見出
すことができるようにカリキュラムの更なる改善が望まれる。

また三つの類についても、縦割りの専門化からさらに柔軟に科目を取れるようなカリキ
ュラム改善が望まれる。必修・選択必修の枠に縛られると、時間割や履修計画などで学生
の不利が生じるからである。

014

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養および総合的判断力を培い、豊か
な人間性を涵養」するための配慮の適切性に関して問題点を挙げれば、本学科の開設科目
と全学共通カリキュラムの連携がほとんど見られない点が挙げられるだろう。われわれが
目指す「総合的ドイツ学」という理念にしても、一般教養的な知識の広がりが欠けてはな
らない以上問題である。

今後は、学科専門科目群の概論科目と一般教養科目の棲み分け（内容重複を避け、教育
効果を上げるため）及びそれを前提にした連携を試みることを第一歩とすべきであろう。
また、項目024に掲げてある本学科のインターンシップと全学共通カリキュラムで開講さ
れているインターンシップの事前・事後指導の連携は発展する余地が十分にあるので学科
で検討していきたい。

015

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進
展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性について、本学科の
長所と問題点は以下のようなものである。長所は外国語を習得するためにカリキュラム及
びカリキュラムを運用する制度が整備されていることである。しかし問題点は、国際化に
対応するために語学力を習得させる目標が高いゆえに、一部学生にとっては授業の負担が

過多になっていることである。1・2学期生を例にしてみると、本学科ドイツ語基礎科目で週6時間、それに加えて英語は週2時間クラス指定してあり、語学必修科目だけで計週8時間になる。初めのうちから集中的に語学を勉強させるという方針は学習意欲の高い学生には効果的ではあるが、しかしそうではない学生にとっては負担の過多ゆえに授業について行けず、ますます語学を学習する意欲が落ちる。特に、語学科目の習得程度はテストなどの結果として客観的に現れるものなので、学生のモラル（大学生活全般に関わる「やる気」も含め）の低下につながるおそれもある。

016

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性について、その問題点を挙げれば、1・2学期生の段階から履修しなければならない必修語学科目（学科基礎科目）があるので、大学4年間を通して1～4学期の負担が多すぎる点である。特に一般教養科目について、その性質上1～4学期には履修しておいた方が望ましいが、かえってそのことにより余裕を持った授業履修計画を崩す可能性がある。

017

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況について、長所と問題点を報告すると、まず長所として学科基礎科目の運営システムが各教員の協力体制のおかげで大変有効に機能している。授業開始時のガイダンスから学期末試験、成績評価まで、学生の指導体制は教員同士の連携の成果もあってシステムの機能上は問題ない。しかし、ここまで授業体制が確立し十分に機能してしまうと、割り当てるべき人手が不足し教員（特に専任教員）の負担増が問題になってくる。本学科専任教員が基礎科目を担当するのが常態化している状況は、負担増による授業の質の低下を招くおそれがある。現在の本学科専任教員主体の運営から、今後は全学共通カリキュラム英語のように、特任教員制度を活用して運営を委ねる（勿論、運営の成果を監督するのを学科が怠ることがあってはならない）必要があるだろう。

018

グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけについて、現在、本学科がドイツ語圏で実施している各種の海外派遣プログラムは、生きたドイツ語教育として、グローバル化時代にふさわしい人材育成に資するものと考えられる。先に述べた各種短期派遣プログラムでの経験を糧に、さらに長期留学をめざす学生も多く、本学科は短期派遣と長期派遣の組み合わせをこれまで以上に重視する。あわせて、本学科は、こうした学生のチャレンジを下支えするドイツ語コミュニケーション教育科目の充実にもつとめているが、とりわけキーとなる「総合ドイツ語」をより整備して、学生のドイツ語コミュニケーション能力の発展をめざす。

021

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況について、学生の基礎的知識の縮小傾向のなかで、ドイツ学に関する基礎的な情報を伝達し、専門的な研究への土台作りを目指す現在のあり方は、おおむね成功していると評価できる。特に「ドイツ語圏入門」と「基礎演習」を通してのレポートや論文執筆の指導は、きめ細かく行われており、5学期以降の専門教育をより円滑に行うことが可能になったと評価されている。

ドイツ語教育では、少人数クラスにして個々の学生に目を配ることができても、「おちこぼれ」の学生はどうしても生じてしまう。こうした学生のモチベーションの向上をどのように図るべきかを検討する必要がある。

024

インターン・シップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性については、インターンシップ・プログラムの過去の受け入れ先企業から高い評価を得られており、これはドイツ国内におけるインターンシップ協賛企業の数が昨年度の実績から増加しているということからも窺い知れる。学生の認知度に関しても毎年10名近い希望者を集めていることから、この種のプログラムを必要としている学生には十分にアピール出来ているものと考えられる。

問題点としては、このプログラムの立ち上げ当初は、ドイツ語学科教員と関わりのある企業を個人のつながりで開拓していたものが、その後コンサルタント会社中心に実施されるようになったため、連絡体制が複数存在し、一元管理が困難になってきたことが挙げられる。さらに実際にプログラムを修了した学生が、必ずしもインターンシップを活かした就職が出来ていない点が挙げられる。

今後は、コンサルタント会社にプログラムを一本化し、プログラム自体も本年度を基本とした形で固定化することによって体制をシンプルにすることが考えられる。さらに学生の就職に関しては、追跡調査を実施し、インターンシップを生かし切れなかった理由がどこにあるのかという情報分析を行い、日本国内および海外の企業にも積極的な宣伝活動を行うなどのプログラム実施後の支援体制が必要であろう。

026

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分と適切性、妥当性について、ドイツ語を土台とした専門教育の実施には、ドイツ語教育の充実が不可欠であり、現行のカリキュラムは十分に機能していると考えられる。とはいえ、特に1・2学期の間は、必修科目の負担が大きく、学生の自主的な学習意欲に答えきれていない点が問題点としてあげられる。

027

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性について、講義科目・演習科目などにおける単位数は、教室内及び教室外で

の学修を考慮すれば、妥当なものとして評価できる。2001年度カリキュラムで導入され、2004年度からはじまった卒業論文を8単位とする制度も、現在までのところ適切なものとして評価される。

029、030

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位の単位認定方法の適切性、卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合については、運用上の問題はこれまで特に見られない。

031

海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけについては、学生の多様な関心に対応した選択可能性を広げるために、ドイツ語圏の大学との交流協定をさらに推し進める必要がある。これについては、今後も引き続き交流協定締結を進めていくとともに、すでに協定が締結されている大学については内容の充実を図っていく。

033、034

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合、および、兼任教員等の教育課程への関与の状況について、長所と問題点は次の通りである。

必修・選択必修科目における兼任教員の比率が高いのは、学科基礎科目の語学科目の約半数（本年度ドイツ語基礎科目 77 コマ中 33 コマ）がネイティブ教員の担当する科目だからである。語学科目をネイティブ教員が担当することによる学習効果は高いと認められる。また専門科目においても語学力向上のためにはネイティブ教員が必要不可欠であり、これを専任のネイティブ教員だけでまかなうことは大変困難である。このためネイティブ兼任教員でこれを補うことは避けられない。問題点としてあげられるのは、日本人兼任教員の数である。いわゆる大綱化以前は、各学部で第二外国語が選択必修として開設されていたが、大綱化以降多くの第二外国語が選択科目になり、開設コマ数が激減しているにもかかわらず、日本人兼任教員数の適正化が出来ていない。このため、第二外国語科目担当以外にも学科開設科目を兼任教員が担当せざるを得ず、兼任教員の比率が不必要に上がってしまう要因になっている。

035

社会人学生、外国人留学生、帰国学生に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮について、特に社会人学生および外国人留学生に対する配慮に関しては、該当する学生数が少ないこともあり、教務関連委員とクラス・アドバイザーによる個別の指導が適している。帰国学生に関しては、学科の特色の一つでもあり、入学前にドイツ語を習得してきた学生の受け皿としての現行の既習クラスの開設は継続する必要がある。しかしここでの問題点は、一概に帰国学生といっても様々な背景を有しており、ドイツ語の習得レベルにもかなり大きな差があることである。これらの学生を既習クラスとして一つにまとめることには弊害があるが、現在のような個別の対応でも多様な帰国学生の要望を満たすことは困難に

なっている。

将来の改善・改革に向けた方策

010

学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連については、本学科ではドイツ語の必修科目の一部を選択必修科目に変更し、英語科目で埋めることができるようにカリキュラムの改革に取り組んでいる。

011

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性について、改善・改革への方策を以下の通り述べる。

現在のカリキュラムに関する大きな問題点として、以下のような点があげられる。

学生の要求の多様化（ドイツ語・英語の高度な運用能力、留学、インターンシップなど）

学生の学力レベルの格差拡大（5学期以降でついていけない学生）

学期制への対応の必要

新入生へのアピール（「全入時代」への受験生対策）

実学の養成、外国語学部新学科構想との関連

これに対して、2009年度実施を目指し、現在学科の新カリキュラム策定作業を行っている。基本方向は以下である。

ドイツ語科目（必修部分）と演習科目（ドイツ語圏入門、基礎演習、専門演習）を二つの柱とする。

ドイツ語（必修部分）の充実。「総合ドイツ語」と「基礎ドイツ語」を関連付ける新しい文法テキストを作成する。

ドイツ語選択必修科目、選択科目を拡充させる。

英語履修の可能性を広げる（特に上級英語）。

類を廃止し、学生の多様な要求に対応した柔軟なカリキュラムを作る。

012

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけについては、引き続き学部共通科目、全学共通カリキュラムの充実を図ることが求められる。2007年度より外国語学部が新しくなり、2009年度よりドイツ語学科でも新しいカリキュラムを実施する方向で検討しているが、学部共通科目・全学共通カリキュラムとの関係を踏まえて、基礎教育を構想していくことが必要である。

013

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性について、本学科の改善のための取り組みは以下のようなものである。本学科では 2005 年からすでに学科長の指名により選ばれた教員による将来構想委員会で検討がなされている。新カリキュラムでは本学科の理念はそのままに、語学教育のプログラムについては学生の要望に柔軟に対処できるようなものに変更し（選択必修科目の幅を広げ、授業科目を多様にする等）、またインターンシップの学科科目への導入及びドイツ語圏での就職も考慮したビジネス・ドイツ語科目などにより更に実業面に対応できるようにするなどのカリキュラムの改善を図る。また、類ごとの縦割りにについても、この新カリキュラムでは改善したい。このカリキュラムは 2009 年度の導入を目標にしている。

015

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性について、本学科の改善の取り組みは、上で指摘した問題点を意識してカリキュラム変更を 2009 年度までに行う。変更の結果、学生の外国語の履修要件の選択肢を更に広げる。つまり、ドイツ語の必修科目を一部選択必修化し、弱点を克服するための科目や特に能力をのばしたい科目を用意し、学生に選択を委ねるなど改善策を検討し準備している。また英語が国際語として社会的ニーズがある以上、これもカリキュラムを改善し英語の必修単位を増やすなど対処する。これについては全学共通カリキュラムの英語担当と綿密に連携しなくてはならない。英語カリキュラムの改善についても、2009 年度の新カリキュラム導入時には果たす計画である。

016

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性について、本学科の改善の取り組みは、上に指摘した問題点を考慮してカリキュラムを変更（2009 年度実施）することである。学生が履修計画を柔軟に立てられるようにすることにより、負担感を軽減させ学生にやる気を起こさせる。上述した 1～4 学期の負担が多いというアンバランスを解決することによって、大学の授業を 4 年間効率よく受講できるようにする。そのために一般教養科目（全学共通カリキュラム）のあり方についても、学部内の現 4 学科とも協議を経て 2009 年度までに改善する。

018

グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけについては、2009 年 4 月に導入される予定の新カリキュラムでインターンシップ関連の特殊演習を導入し、プログラムに必要な予備知識とあわせ、日独の企業倫理など、

倫理性教育などについても十分な手当をしたい。同じく、新カリキュラムには、「留学準備特殊演習」も新たに導入される予定であり、長期留学者向けのプログラムを提供したい。

021

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況について、知の技法を伝達するための「ドイツ語圏入門」と「基礎演習」の組み合わせは、これまである程度の効果を発揮してきたが、2009年度から導入予定の新カリキュラムでは、「ドイツ語圏入門」を1学期の、「基礎演習」を2～4学期の3学期間履修とすることで、さらに効果的なものとするをを目指す。

026

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分と適切性、妥当性に関する改善点・改革に向けた方策については、学生の多様化する学習指向に対応するために、2009年度に導入が予定される新カリキュラムでは、ドイツ語の授業を新たに編成しなおして、「聞く・話す・読む・書く」外国語運用能力をより効果的かつ総合的に高める科目を設定する予定である。また、類の設定によって生じていた選択必修の制約を、類を外すことで、より自由な履修を可能とする方針である。

027

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性について、将来に向けた方策としては、2009年度で導入予定の新カリキュラムでは、単位数をふくめた総合的な見直しが行われる予定である。

030

卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合については、学科の認定単位の枠を維持しながら、学生の自発的な学習意欲を刺激することも必要となっている。2009年度4月からの導入に向けて現在検討中の新カリキュラムでは、学科の教育領域を明確にしながら、同時に柔軟なこうしたバランスを考慮していきたい。

033、034

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合、および、兼任教員等の教育課程への関与の状況について、その改善・改革案として、一昨年度より日本人兼任教員採用に際して、科目限定で公募をし、面接の際に授業計画を聞くなどして語学科目に限定した兼任教員人事を行っている。これにより専任教員が語学科目以外の必修・選択必修科目をより多く担当できるような体制を順次整えていく計画である。

035

社会人学生、外国人留学生、帰国学生に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮、特に社会人学生および外国人留学生に関する配慮については、社会的な要求が高まっている

背景を考えると教育課程編成を見直すことにより対応が取れるような体制を作ることが望まれる。外国人学生については、今後アジアからの留学生が増加した場合には、日本語と他の外国語も同時に習得しようという学生が増える可能性もある。また既習クラスに関しても、クラスを細分化し、習得レベルの差を緩和するか、カリキュラム自体を柔軟なものに変更し、ますます多様化する入学生に対応する必要がある。このため 2009 年度から新カリキュラムを導入すべく、現在検討中である。

英語学科

現状の説明

010

学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連について、本学科はコミュニケーションの必要性がより一層高まる世界情勢に対応した英語教育が求められていることを認識し、その理念・目的の実現のための教育課程改革に向けて努力している。現在の英語学科の教育課程は、前回の自己点検時に実施した問題分析と方策に基づき、また、複雑化する世界情勢に応じた社会のニーズおよび多様化する学生のニーズを積極的に取り入れる努力をしつつ、改正されたものである。その基本理念は、高度な英語による言語運用能力を身に付けさせると共に、言語、文学、異文化、国際関係の 4 つの学問領域における専門知識を学生の希望・ニーズに応じて教授しつつ専門知識をコミュニケーションの実践で応用させることにより、他者との関係において発揮される教養豊かな人間性を涵養し、多様化・複雑化する国際社会で賢明な判断のできる能力と主体性を培うことである。

011

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性については、語学力と専門知識およびコミュニケーションにおける判断力をバランスよく身に付けるために、特徴ある教育課程の実現を目標とし、具体的な努力を行っている。具体的には、この教育課程は、以下の 7 つの特徴によって体系化されたものである。

1 年次から 4 年次まで基礎科目から専門科目まで一貫して英語が体系的に学修できるようにしている。

前述の 4 つの学問領域をコース制とし、コース選択の 2 年次から卒業の 4 年次まで、各分野の専門知識の効率的かつ充実した学修が可能である。また全てのコースの名称に「コミュニケーション」という文言を入れ、専門知識の単なる伝授に止めず、それを意見が飛び交うコミュニケーションの場で活かすためのものとして位置づけている。

専門領域の学修を 2 年次からできるよう各コースの概論科目を 1 年次に集中させる形で設けてきたが、これが学生の語学学修の負担になっているという学生からの意見や教育

的配慮に基づき、2006年度のカリキュラムより新たに「入門科目」として概論科目の履修単位数を半減させ、入学初年度の語学学修の充実化と専門領域の入門教育の効率化を実現している。

語学学修の充実化をさらに促進させるため、学生の自律的学修をカリキュラムとして実現させている。特に2006年度のカリキュラムより、学科基礎科目の中に「E-learning I・II」を設置し、専任教員管理の下で学生に自身のPCをネット接続させて自主的かつ習熟度別に英語学修させることを可能にした。

必修科目を最小限に止め、選択必修科目を中心に幅広く履修できる特徴を前回の自己点検時から継承し、学生の多様なニーズに効果的に対応できるようにしている。

入学時の学生の英語力が多層化している現状に鑑み、基礎科目における英語のクラスを習熟度別に分類・配置することで、英語のより効果的な学修が可能となっている。特に2006年度に導入されたカリキュラムでは、入学者全体を入学時に受験させるTOEIC®のスコアによってA、B、Cの3グループに分けた上でさらに少人数のクラス編成を行うことで、習熟度別学修の効果的教育がこれまで以上に可能となっている。

2003年度より全学的に導入された学期完結型の履修制度（いわゆるセメスター制）によって、外国（特に英語圏）の大学への留学計画を立て易くすると同時に、所与の学期で単位取得ができなかった場合に次年度まで待たずに次学期に同一科目の履修ができる可能性を高めている。

012

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけについて、英語学科に入学する学生は、既に英語運用能力が上級レベルに達しているというわけではなく、むしろそのようなレベルに到達することを目標にしている学生の方が多い。従ってまずは、大学の英語専攻の学生として最低限のレベル以上に高めることを基礎教育の目的の1つとしている。その手段として、前回の自己点検時以降のカリキュラムに「ベーシック・カレッジ・グラマー」を新設した。

それと同時に、基礎科目の概論・入門科目を通じて言葉に関する基礎的な知識を学修あるいは問い直しながら、言葉と社会・文化との関係を多角的に認識させ始めることで、国境横断的なコミュニケーションに倫理的に参加する動機形成ができればと考えている。また、いわゆる英語帝国主義に陥ることなく常に英語を相対化できるよう、英語以外の言語も学ぶことが大切であると考え。こうした考えに基づき、2003年度以降の英語学科では、全学共通授業科目における一定の教養科目および第二外国語科目の履修を必修にしている。前回の自己点検時に「アジアに対する関心が世界的に高まる中で中国語などを新たに加えることを検討中である」と述べたが、2003年度のカリキュラムから、それまでのドイツ語・フランス語・スペイン語に加えて中国語も第二外国語に加えることを実現した。つまり、英語学修以外の基礎教育と倫理性を培う科目を部分的に全学共通授業科目に委ねているのが現状である。一方、学科独自のカリキュラムの専門科目や演習の多くにおいて、国内および世界各国の多様な視点や事情・立場を理論的に学びながら、複眼的思考を身につける教育が行われているが、これらも多元性重視の倫理観を培う科目として位置づけられよう。

013

「専攻に係わる専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性について、英語学科の専門教育については、(1) 英語運用技能と発話内容の両面の教育を主眼とした学科共通科目群の科目および(2) 学科専門科目群の諸科目と演習科目を設置・開講しており、大学レベルの英語を専攻する学生にとって適切な専門教育を施す手段となっている。特に学科共通科目の「英語専門講読」や学科専門科目においては、英語学科の 4 つの学問領域(言語、文学、異文化、国際関係)に関連した科目を比較的バランスよく開設している。

014

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性について、2003 年度より導入されたカリキュラムにおける、全学共通授業科目として開設された一般教養的科目のうち 4 単位を必修科目、16 単位を選択必修科目として履修させることによって配慮してきた。また学科独自のカリキュラムにおいては、4 つの専門領域・コースでの学修を基礎づける 1 年次の必修科目である概論・入門科目が、一般教養的教育の一端を担っていると考えられる。

015

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性について、知識としての英語から教養に裏打ちされた実用英語へと教育目標を転換し、それをカリキュラムに反映させることで、現状の社会的ニーズに対応しようとしている。具体的には、英語を母語とする教員を中心に英語のみで行う授業の充実化によって、英語圏出身者と英語で直にコミュニケーションのできる時空間を多く設けるに至っている。また国際コミュニケーションの手段としての英語力を試す TOEIC®の受験を 1 年次から 3 年次まで学科として必修にすることで、国際化に対応した英語力の向上努力を行っている。さらに第二外国語の履修を引き続き必修としつつ、2003 年度より中国語を選択肢に加えたことにより、国際化への対応をより充実した形で行っている。

016

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性について、英語学科では卒業所要総単位は 128 単位で、基礎科目のレベル毎及び専門コースごとに必要単位数が異なるが、2006 年度からの新カリキュラムにおいては学科基礎科目が 28~30 単位、学科共通科目が 20 単位、学科専門科目が 20~22 単位、演習が 8 単位、選択科目が 16~20 単位、全学共通授業科目については、必修・選択合わせて 32 単位という構成になっている。また 2005 年度までのカリキュラムでは順に学科基礎科目 28 単位、学科共通科目 20 単位、学科専門科目 20~24 単位、演習 8 単位、選択科目 16~20 単位、全学共通授業科目 32 単位である。必

修科目の量的配分としては専門教育的授業科目、一般教養的授業科目、外国語科目の比率が約6：8：7と相互にバランスよく配分されており、学科共通科目及び学科選択科目については学生が個別の興味関心と専門性に合わせて履修できるようになっている。

017

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況について、英語学科では基礎教育は英語学科カリキュラム内の学科基礎科目が、教養教育としては全学共通授業科目が設けられている。全学共通授業科目については、大学の項を参照されたい。

018

グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育について、英語学科はグローバル化時代に対応した人材の育成、及びコミュニケーション能力の養成を学科の目標としている。特に英語コミュニケーション能力の養成のための教育に関しては、1・2年次の基礎科目においてレベルごとにクラス編成を行いながら、「Reading Strategies」、「Comprehensive English」、「Writing Strategies/Paragraph Writing/Basic Essay Writing」などの必修科目を配置し、英語の4技能をバランスよく養成することを目指している。また語学運用能力だけではなく、専門性との関連性をもたせグローバル化時代に対応するために新しく「Lecture Workshop」(1年次学生に適したテーマに関して英語での講義とタスク学修をおこなう)、「E-learning」といった科目も2006年度より開設された。2年次以上の共通科目においても「Academic Writing」、「Communicative English」、「Public Speaking」、「Discussion」、「Debate」、「英語専門講読」などを配置し、より高度な英語運用力を修得することを目指している。これらの科目はすべて少人数制のクラス編成が徹底されており、きめ細かく丁寧な指導ができるように配慮されている。

019

起業家的能力を涵養するための教育について、英語学科では特に行っていないが、現在まで特に問題等は生じていない。

020

学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況について、1年次、2年次の学生に対しては「Reading Strategies」担当教員であるクラス・アドバイザーが、3年次、4年次に関しては演習の担当教員が学生の相談にあたっている。その他、全学的な配慮については、大学の項を参照されたい。

021

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況について、学校法人を同じくする中等教育機関(獨協高校、獨協埼玉高校)については、必要に応じてそこに属する教員と英語学科の教員代表者が一同に会して話し合う機会がもた

れている。その話し合いの結果、それらの高校との関係においては、英語学科への入学予定者に対する TOEIC®の学習指導が行われるようになった。

また 1 年次基礎必修科目として担当している「Reading Strategies」は導入教育の一部として位置づけられ、担当教員であるクラス・アドバイザーにより春学期中にクラスオリエンテーションが授業外で複数回行われている。

022、023

国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率、医学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性については、本学科に該当する事項はなく、特に問題等は生じていない。

024

インターン・シップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性について、全学的な取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

025

ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性について、現状において本学科に該当する事項はないが、他学科履修として、言語文化学科が開設している「ボランティア論」を履修し、単位を取得することはできる。

026

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性について、英語学科では卒業所要総単位は 128 単位であるが、学科科目における卒業に必要な単位は 1 年次基礎科目のレベル及び 2 年次からの専門コースごとに異なり、2006 年度からの新カリキュラムにおいては必修・選択必修で 76～80 単位、選択 16～20 単位となった。科目群別に見ると、学科基礎科目における必修科目が 28～30 単位、学科共通科目における必修科目は 12 単位、選択必修科目が 8 単位、学科専門科目における必修科目が 2～8 単位、必修選択科目が 12～20 単位、選択科目が 16～20 単位、演習が必修で 8 単位である。

027

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、単位計算方法の妥当性について、英語学科では授業科目の履修形態は大きく語学スキル科目と講義科目・専門科目に分けられる。語学スキル科目は少人数で行われ、そのうち基礎科目は週 1 回 1 時限 90 分の授業で 1 学期 1 単位、共通科目は同様の形態で 2 単位を認定する。講義科目は主に 1 年次基礎科目のうちの「入門」科目で、教員による講義形態で展開される。同じく週 1 回 1 時限 90 分の授業で 1 学期 2 単位が認定される。専門科目の多くは演習形態で行われ、教員の指導のもと学生の主体的な調査や発表、質疑を中心に行われている。週 1 回 1 時限 90 分の授業で 1 学期 2 単位が認定される。

028

国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

029

大学以外の教育施設等での学修による既修得単位認定については、まず全学レベルで行なわれている獨協大学と高等学校との提携に関する高大連携プログラムによる単位認定が挙げられるが、学科独自の取り組みではないためここでは取り上げない。

入学前に修得した他大学（外国の大学を含む）及び短期大学の単位の英語学科における認定は、1学期入学者は20単位まで、3学期編入学者は42単位まで（その内1年次配当の学科基礎科目英語8単位を既に修得したものとみなし一括認定する）、5学期編入学者は88単位まで（その内1年次・2年次配当の学科基礎科目英語10単位を既に修得したものとみなし一括認定する）認定できる。また、再入学者は既に修得した単位すべて認定、学士入学者は卒業要件を満たさない範囲で認定することができる。

入学後に修得する他大学（外国の大学を含む）の単位、及び大学以外の教育施設における学修（英語資格検定試験等）も学科では以下のように単位認定している。長期留学による単位は32単位まで、短期留学による単位は8単位まで認めている。また実用英語技能検定、TOEFL®、TOEIC®などの資格・点数は学科選択科目として8単位まで、英語以外の外国語に関する資格も4単位まで学科選択科目として認定される。

030

卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合について、前項目で上げた自大学以外で修得した単位認定は上限があわせて60単位までである。

また、卒業に必要な128単位の内、選択科目の16単位までは外国語学部の他学科科目または他学部の科目あるいは教職課程授業科目で代用できる。但し、他学部の科目は8単位以内とし、教職課程授業科目は英語科教科教育法の4単位までである。

031

海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけについては、英語運用能力の向上、専門知識の獲得、異文化理解の涵養、心身の発達等の見地から、学生に1年間の交換・認定留学を積極的に奨励し、単位互換を行っている。

かねてより演習指導教員の指導のもと、学生が海外の高等教育機関で取得した単位を所定の計算式に従い、換算・単位認定できるようになっている。32単位を上限として本学の取得単位として認定することで、原則として4年間で卒業することができる。なお、協定の締結状況については、大学の項を参照されたい。

032

発展途上国に対する教育支援を行っている場合における、そうした支援の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

033、034

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合、兼任教員等の教育課程への関与の状況について、英語学科では専任教員が43名、兼任教員が66名である。英語学科が開設している科目は基礎科目・共通科目・専門科目・演習があるが、演習は専任教員のみが担当している。兼任教員の多くは基礎科目及び共通科目の英語スキル関連科目を担当している。

基礎科目の内、2年次でのコース選択の導入として開設される「入門」科目はすべて専任教員が担当している。また英語スキル関連科目の内、1年次の必修科目「Reading Strategies I/II」は必ず専任教員が担当しクラス・アドバイザーとなる。同じく2年次の必修科目「Reading Strategies III/IV (旧カリでは英語専門講読入門)」も専任教員が担当しクラス・アドバイザーとなっている。また1年次必修科目「Lecture Workshop」は4人の教員が1つのクラスを担当するため、コーディネーター的役割を果たすために各グループには必ず専任教員が配置されている。これらを含んだ英語スキル関連科目(入門科目以外の学科基礎科目)の専任と兼任の担当比率は約1対1である。

学科共通科目の「英語専門講読」は、講読を通して英語の各分野についての理解を深め、3・4年次における専門的勉強につなげる役割をもっているため専任教員の担当率が高く、約2対1である。この科目については、以前はもっと専任教員の担当比率が高かったが、学生からの英語でこの授業も受けたいという要望に答え、専門分野を持つ英語母語話者の兼任教員の担当数を増やしたという経緯がある。それ以外の学科共通科目は英語の高度運用能力を高めるための科目が多いため、専任教員と兼任教員の比率は約1対4である。兼任教員の内、英語母語話者対日本人教員の比率は約2対1であり、英語母語話者である兼任教員の比率が比較的高い。

専門科目に関して、資料集表3にあるように、2年次に選択するコース別に見ると、どのコースにおいても必修科目は専任教員の担当比率が高く、選択必修科目では兼任教員への依存が多少高くなる。これは様々な専門分野を担当できる質の高い教員を確保するためにはやむをえないところであろう。

035

社会人学生、外国人留学生、帰国学生に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮については、1・2年次学生に対してはクラス・アドバイザー、3・4年次学生に対しては演習指導教員が中心となって各学生の指導および支援を行っている。指導を必要とする学生は個々の事情が異なることから、これらの学生への教育指導に関する具体的目標や評価基準は設定されていないが、必要に応じて学内の関係部署と緊密な連携をとりつつ丁寧に教育支援を行うことに重点を置いている。

036、037

生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性、正課外教育の充実度について、本学科に報告する事項はない。全学的な取り組みの中で扱っている。詳細は大学の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

010

学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連について、コミュニケーション重視の英語教育への転換は、2002 年度以降の数度にわたるカリキュラム改訂によって、スムーズに進んでおり、今後も状況の変化とそれに伴う必要に応じてカリキュラムを改訂していく方針である。

大学としての専門性と人間性の涵養については、学生の希望するコースに分かれて専門教育を受け、また 3、4 年次に演習などを通じて、単なる個人のスキルの養成ではなく、他者との関係におけるコミュニケーションの中で専門知識を用いることを可能にしているコースおよび演習の制度であり、英語学科の教育課程の理念的長所でもある。

問題を挙げるとすれば、現状で述べたことが機能的にまだ不十分であるということであろう。例えば、高度な英語運用能力の到達は、入学時にある程度の高い英語力を持っている学生に開かれたものであり、それ以外の多くの学生が高度の英語運用能力を身につけて卒業していくというレベルには達していない。また、専門教育についても、希望するコースに偏重が見られる。特に異文化および国際関係の学問領域は偏重的に多くの学生を抱えている一方で、その領域の教員数は他のコースと類似しており、教員と担当学生数との比率において、コース間で不均衡が生じている。

011

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性について、カリキュラムとして自律的語学学修を促進したり、習熟度別のクラス編成に基づいた語学教育を増強したりすることによって、学生の英語力が入学時以降向上するようになった点はある程度評価できよう。(例えば、2005 年度の第 1 学年の入学時 TOEIC®平均スコア 571 点が、秋学期終了時には 597 点にまで伸びている。)ただし、前回の自己点検時に学科が掲げた「高度な」英語運用能力の養成という点では、引き続き改善の努力が必要であろう。

大学教育としての専門教育についても、前回の自己点検時の状況よりも改善されているものと思われる。例えば、2002 年度までの 3 コースを 4 コースに増やしたが、これは、学生のニーズが「国際コミュニケーション・コース」に偏重していたため、学生のニーズを積極的に取り入れるという前回提示された方策に従って、これをコミュニケーション学に基づいた「異文化コミュニケーション・コース」と国際関係論に基づいた「国際コミュニケーション・コース」に二分した。このことにより、各コースの所属学生人数が分散され、これまで以上に効率的・効果的な専門教育を施せるようになったと言えよう。ただし、それでもなお、これら 2 コースへの所属希望者数が他の 2 コースを大幅に上回っており、問題として考慮する意味はありそうである。例えば、2006 年度の第 2～4 学年のコース所属比率は、国際 43%、異文化 39%、言語 10%、文学 9%となっており、改善の努力が不要とは言えない。

012

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけについて、基礎教育としての第二外国語学修や概論・入門科目および教養科目は、個人のスキルアップに偏りがちな語学教育を大学という学問の場でバランスよく支える働きをしており、この関係性については一定の評価ができればよい。ただし、英語を中心に学びたいと考えている学生にとって、それ以外の科目がその障害と映ることもある。これは、英語という語学訓練が幅広い教養と倫理性に裏打ちされない限りあまり意味をなさないという認識が欠けている証左であり、問題である。また、例えば教養科目などで伝授される内容が英語専攻・英語学修といかに関連してくるのかが不明瞭な教育システムである可能性も指摘できよう。(2002年度より英語学科では教員講話や新生オリエンテーションという形で、英語専攻の新生向けに知や学修一般との関係性について講じているが、単発的なものであり、決して十分とは言えない。)

013

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性について、多くの専門科目は英語や英語圏と関連した内容となっているが、内容的に英語や英語圏に関するものでなくても、主要文献を英語で読んだり、英語での講義に参加したりするものもあり、英語教育と専門領域の学修が密接に関連した形で行われている点が評価できる。問題があるとすれば、演習(ゼミ)と専門領域の学修との関連性・一貫性が不明瞭である点であろう。まず、所属するコースの専門領域とは全く別の演習に様々な理由で所属している学生が多くいるという現状をどのように捉えるかであろう。そして、演習テーマがいくつかの専門領域に偏ることなくバランスよく開講されていることは長所でもあるが、考え方によっては、専門領域への学生のニーズがバランスよく分散していないため、開講テーマの多様性のバランスはかえって問題であるとも言える。つまり、「専門の学芸」というものが、希望する専門領域のコースに所属し且つその専門領域と一貫したテーマの演習で研鑽を積むことで初めて可能となるという解釈に立つのであれば、現在のシステムは問題として立ち上がるであろう。従って、この問題に関する議論が今後必要となる。

014

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性について、総合的な判断力や豊かな人間性がどの程度培われているのかは不明であるが、少なくとも学科独自に提供できない一般教養的知識の多くを全学共通授業科目での学修を通じて学んでいることは確かである。問題があるとすれば、そうした一般教養的知識が英語専攻の学生にとって果たして有用なものなのかどうかという判断であるが、この点に関しては学科としての議論が進んでおらず、これ自体を問題とすべきかもしれない。

015

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性について、英語を母語とする教員から英語を学びたいと考える学生は多く、その点において、現在の教員配置は評価できる。しかしその一方で、ネイティブ・スピーカーの授業の中には、相互の意思疎通度が低いためか、内容的に希薄なものもあるという学生からの意見も少なくない。

国際コミュニケーションの手段としての英語力を試すというのが TOEIC®の趣旨であるが、それは「客観的な」4技能の試験であり、国際化する複雑で多様な社会に「主体的に」参加するための英語力を測定するものではない。また、コミュニケーションに不可欠な倫理性や公共性を測定するものでもない。従って、TOEIC®でのスコアアップが支配的な価値になりうることは問題となろう。

016

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性について、英語学科の特徴としては、学科基礎科目と共通科目において英語の運用能力を養うようなカリキュラム構成になっていることである。英語文献を的確に読み込み、英語で考えをまとめ、口頭や論文で表現していく力を養成することを重視している。同時に学科基礎科目の中に開設されている各4コースの入門科目と共通科目における「英語専門講読」で専門性を深めて学科専門科目へとつなげていくことにある。これらが学科開設科目の量的配分に反映されている。特に大きな問題点は無く、適切な配分と認識している。

017

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況について、基礎科目に関しては英語スキル科目及び各4コースにおける入門科目が開設され、学科の専任教員が主に担当していることから、学生の4年間の勉学全体を見据えた運営が行えている。全学共通授業科目に関しては全学共通委員会が運営しているが、英語学科の教員は委員になっていないため、学科との利害調整が難しくなる場面はありえる。

018

グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけについて、これらの科目はすべて少人数制のクラス編成が徹底されており、きめ細かく丁寧な指導ができるように配慮されている。また新カリキュラムでは従来の2レベルから3レベルに区分することによってよりレベルに適したクラス編成が行われるようになった。しかし、特に1年次の学生はこれら必修基礎科目の数が非常に多く、学生個々の自由に任せて授業を選択することができなくなっている。

ところで、そもそもグローバル化する世界状況に参加しようとする学生の倫理的コミュニケーション能力とは、単にその言語が用いられる社会が要求する言語行動規範に応じた

言語パフォーマンスの能力だけを指すものではないはずである。こうした社会状況に参加するためのコミュニケーションとは、より複雑な状況、多様な価値観が交渉しあう磁場における賢慮ある判断に基づいた主体的な参加行為である。つまり同質性を前提とした社会言語行動を超越したものである。このような状況においては、例えば、事実や意見の表現力だけでなく、自身の意見形成を条件づけるもの自体への理解や、事実解釈の多様化およびそこから導き出される意見の多元化に対応するための豊かな知識と判断力、複眼的思考、異質な他者への関心、主体性を涵養する教育が、大学レベルの英語を専攻する学生の教育には求められる。こうした倫理的視点を反映した形での教育方法やカリキュラムの改善も学科としては必要となろう。

020

学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況について、学科の専任教員全員がこのように関わることによって学生の心身の健康の保持に貢献していると考えられる。ただし、これはあくまで教員の専門外であったり、理解を超える症状であったりする場合もあるため、どこまでが指導教員が助言すべき範疇を示す線引きが難しい。

021

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況について、クラス・アドバイザーによるクラスオリエンテーションは高等教育への移行に関する心構えについては一定の効果を上げているが、実際に高等教育で必要となるアカデミック・スタディスキルの導入教育についてはさらに充実させる必要がある。

026

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性について、量的配分は1年次基礎科目のレベル及び2年次からの専門コースごとに異なるが、全体的に2年次以上の学生の選択の余地は高く、反対に1年次は必修科目が多いため自由選択度が低い。専門科目における必修・選択の区分は各専門コースに任されており、コースごとに学生の主体的な学修意欲を高める工夫をこらしている。

027

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、単位計算方法の妥当性について、大学全体が Semester 制に移行したのに伴い、英語学科でも学期ごとに単位を認定するようになった。2005年度までは1学期と2学期は学期ごとの単位認定にもかかわらず同一科目を履修するように指導していたが、2006年度より一部の科目を除き、学期ごとに履修登録できるように改善したため、在学中に留学する学生や、休学から復学する学生にとっても不利益とならなくなった。共通科目における語学関連科目は、スキル科目ではあるが、内容が高度で学生の十分な予習復習と主体的な授業への参加が求められるため、講義科目と同様に2単位の認定となっている。また2006年度に導入された基礎科目内の新科目「Lecture Workshop」は英語運用能力を養成するための科目ではあるが、英語での講義と

英語による学生主体のタスクで授業運営を行うため、講義科目と同様に 2 単位を認定している。このように本学科の特性を考慮した現在の単位計算方法はおおむね妥当であるといえよう。

029

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあつては、実施している単位認定方法の適切性について、大学以外の教育施設等での学修による既修得単位認定については、英語学科における 2005 年度単位認定者数は 374 名で、その内大学・短大・高専等における既修得単位の認定単位総数は専門科目が 420 単位、専門以外の科目が 11 単位、その他の教育施設等における既修得単位の認定単位総数は専門科目が 1224 単位、専門以外の科目は 0 単位であった。つまり、学生一人当たりの平均認定単位数は 4.4 単位であり、卒業所要単位数が 128 単位であることを鑑みると、この程度の認定単位数は適切であると判断される。

030

卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合について、本学以外で修得した単位を本学の単位として認定する場合、その単位数が卒業要件総単位数（128 単位）の中に占める割合は上限が 60 単位であり、実際の平均認定単位数は 4.4 単位である。また他学部・他学科で修得する単位も 16 単位までしか認定しておらず、選択科目としての認定である。従って、本学科の学生に専門的勉学に専念する場を与えており適切な程度であると判断される。

031

海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけについて、英語圏に関しては、過去 5 年間で協定校（8 大学）へ計 53 名の交換留学生、その他の非協定校へ計 26 名の認定留学生を送り出している。また、1 ヶ月間の海外短期語学研修として年間約 70 名、短期認定留学（2003 年度より開始）として年間約 10 名の本学科学生を英語圏に派遣している。しかしながら、学部課程で 1 年間の海外留学を全ての学生に義務付けるプログラムを持つ大学が国内外で増えている中では、本学科の学生の海外留学者数は必ずしも多いとはいえない状況である。一方、英語圏の協定校から本学へ留学に来ている学生は過去 5 年間で計 18 名いるが、全員日本語課程の科目のみを履修するために、英語圏の学生との接触を求めているであろう本学科の学生と共に学びあう環境が整っていない。更に、英語で講義を行う準英語圏および非英語圏の大学への留学も大変意義深いと考えられるが、そのような留学体制はまだ整えられていない。

033、034

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合、兼任教員等の教育課程への関与の状況について、全開設授業科目における専任教員と兼任教員の担当比率はおおよそ約 60%と 40%で専任教員の割合がやや高く、開設授業の半数以上は専任教員が担当している。

本学科が英語学科であり、兼任教員に依存することで、英語スキル関連科目など1クラスの人数を低く抑える必要があることを考えると許容範囲であると判断される。

また、基礎科目の内「入門」科目と「Reading Strategies」は必ず専任教員が担当してそれぞれの学問への導入と学生指導にあっている。特に1年次の中等教育から高等教育への移行・導入は大切であり、評価できる。一方、演習科目は必ず専任教員が担当し、多くの専門科目と「英語専門講読」も専任教員が多く担当することによって専門性を高める指導を行なっている。このように学生への教育を4年間に渡り責任をもって指導している点が評価できる。

一方、半数以下とはいえ兼任教員が担当するコマ数は多く、特に英語スキル関連科目についてはその運営に当たる専任教員が少数であり兼任教員依存率が高いことが問題点である。

035

社会人学生、外国人留学生、帰国学生に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮については、本学科での在籍状況は、社会人学生0名、外国人留学生2名、帰国学生2名である。クラス・アドバイザーと演習指導教員に加えて、特に外国人留学生については、本学の国際交流センターと連携を取りながら指導にあっている。

将来の改善・改革に向けた方策

010

学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連について、今後改善すべきことは次の2点である。

高度な英語運用能力の養成がより多くの学生にとって可能なものとなるような科目内容および教育方法へと転換すべく、カリキュラムの改訂を行うべきであろう。

専門知識や人間性の涵養に関しては、学生と教員がより直接的にコミュニケーションできるような授業環境の改善に向けて、開講授業数や担当教員の配置、コースおよび専門領域の魅力の伝え方などにおける現状の方策を見直すべく努力する。

011

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性について、まずは高度な英語運用能力をより多くの学生が身につけられるようなカリキュラムの改訂を具体的にを行うことを継続する。同時に、専門領域の教育をより親密な環境で行えるよう、専門科目における教員と学生数の比率を改善すべく調整努力を継続する。

また、専門領域の教育と高度な英語力養成の教育との関連性については、ある程度うまく連動していると思われるが、専門知識が英語で理解されているかという疑問は残る。従って英語学科は、英語は英語（スキル）、知識は知識（内容）、という二分法的認識が学

生の中に拡大しないよう、高度な語学教育と専門領域の教育および倫理的人間性の涵養が有機的に絡み合ったカリキュラムおよび意味空間をいかに実現させるために努力する。

012

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけについて、まずは英語を専攻する学生にとっての基礎教育の重要性を理解させるための方策を練るべきである。次に、英語という言葉をも身につける努力において学修対象としての英語以外の基礎知識・倫理観の養成が同時に必要であることを認識する機会を増やすことも視野に入れるべきである。また、基礎教養や倫理観の育成の大部分を全学共通授業科目に委ねてしまっていることから、そこでどのような教育が行われているかについて英語学科として把握していない可能性もある。従って、英語学科の学生が現在、実際にどのような内容の基礎教育を受けているかを把握し分析・評価することが急務である。倫理とは、道徳と異なり、単に社会規範や社会人として共同体の常識を身につけることではない。むしろ刻々と変化する社会状況、常に新しい状況、同質性を前提としない共生社会の中で、異質な他者に関心を持ち、判断材料をうまく収集し行為を選択し、時にはその選択肢を自ら新たに作り上げるという思考までも含む。そうした倫理的・公共的認識は、言葉を学ぶ学生にとって、非常に重要な基礎となろう。英語学科は、このような問い掛けに応答する形で引き続き、その教育課程改善のために努力する。

013

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性について、語学教育だけでなく専門教育も教員のきめ細かい指導が必要であるが、専門科目にはクラスサイズ上の問題から、そのような指導が困難な状況にある授業も少なくない。従って、この問題を解決するための対策を具体的に進める必要がある。

演習と専門領域・コースとの関連性・一貫性についても、学生のニーズや学科の理念・方針を十分に踏まえた上で、再検討する。

015

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性について、ネイティブ・スピーカーの有効活用を継続しつつ、とかくスキル中心で希薄になりがちな内容をより濃いものにするための方策が必要である。これについては、学科内に設置された「英語教育検討委員会」が作成し担当教員に配布する「ガイドライン」の改訂を通じて解決できるであろう。また、こうした「ガイドライン」によって問題が尚も解消されない場合のフィードバックの方策についても具体化すべきである。

TOEIC®団体受験の義務づけについては、学生にとっても語学教員にとっても、あくまで目安という考えに基づいて、今後も継続実施することが重要であるが、そのスコアアップの努力を奨励しつつも、高スコア取得を目標にすべきだという価値観については常に脱中

心化しておく必要がある。つまり TOEIC®の得点アップを学科の中心目的とするのではないという共通認識を維持すべきである。しかし、同時に大学レベルの英語専攻者として、現状の平均スコアが十分に高いとは言えず、スコアを向上させる方策も引き続き練るべきである。そのためには、現在の基礎科目での英語教育のさらなる改善と TOEIC®などでのスコアの向上が連動するような方策は何かという問いを、カリキュラム改訂を行う際には常に持つようにする。

フランス語学科

現状の説明

010

学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連について、第 1 章でも述べたように本学科は国際的な視野を備えた教養人の育成を目標とし、そのための具体的な教育の柱としてフランス語教育と、フランスおよびフランス語圏の文化や社会に関する専門教育を実施している。まずフランス語教育に関していえば、学科基礎科目として 1、2 年次に基礎フランス語を学んだあと、さらに 3、4 年次には学科共通科目として開設されている様々なフランス語科目を履修することで、より高度なフランス語運用能力を身につけられるようになっている。またフランス語と並んで英語を学ぶこともでき、とりわけ 1、2 年次には英語を必修科目に設定している。他方、専門教育に関していえば、フランスとフランス語圏に関する様々な分野の学科専門科目を開設している。これらの科目は「フランスの語学・文学」に関するものを類とし、「フランスの文化・社会」に関するものを類として、学生は 3 年次進級の段階でどちらかの類を選択して学修する。なおこの他にも 3、4 年次には全員必修の演習科目が各教員の専門に応じて開設されており、少人数制によるきめ細かな指導を通じて、総合的な思考力や表現力の育成を図っている。なお 2003 年度からスタートした全学共通カリキュラムについては後述する。

011

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性について、フランス語学科では前述のように国際的な視野を備えた教養人の育成を目標に、具体的にはフランス語教育と、フランスおよびフランス語圏の文化や社会に関する専門教育とを実施しているが、その際、開設される授業科目を「学科基礎科目」、「学科共通科目」、「学科専門科目」の 3 つの科目群に分け、全体がひとつの構造をなすよう設計している。まず「学科基礎科目」として 1、2 年次に基礎フランス語科目を置いているが、これが全体の土台作りに当たる部分で、その上に立って「学科専門科目」として「フランス語学・文学」や「フランス文化・社会」の専門教育がおこなわれる。さらに 1、2 年次の基礎フランス語につづき、3、4 年次には「学科共通科目」として様々なフランス語科目を設け、フランス語のより高度な運用能力を身につけることを目指している。な

お、3、4年次には学科専門科目とは別に全学生必修の演習があり、少人数制によるきめ細かな指導により総合的な思考力や表現力の育成を図っている。

012

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけについて、前述のようにフランス語学科では「学科基礎科目」として1、2年次に基礎フランス語教育を行い、また専門的な学修への入門として「フランス文学概論」と「フランス文化社会概論」の2科目を1年次より履修するよう指導している。一方、全学的なものとしては全学共通カリキュラムにおける全学共通授業科目を通じて、基礎教育、倫理性を養う教育を実践している。この科目はフランス語学科の学生も履修することになっている。全学共通カリキュラムについては、大学の項を参照されたい。

013

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性について、前述のようにフランス語学科では国際的な視野を備えた教養人の育成を目標に、フランス語教育と同時に、フランスおよびフランス語圏の文化や社会に関する専門教育を実施している。より具体的には学科専門科目を「フランス語学・文学」と「フランス文化・社会」の二つの類に分け、学生は3年に進級する段階でどちらかの類を選択して履修する。またこれと並んで3、4年次には全員必修の演習があり、少人数制による指導を通じて総合的な思考力や表現力の育成を図っている。

014

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性について、フランス語学科では「幅広い教養」や「総合的な判断力」の育成は学科全体の教育目標でもあり、その意味では学科の全授業科目がそうした目標のために開設されているといってもよい。また、本学では2003年度より全学共通カリキュラムが導入され、全学的な運営委員会も発足してフランス語学科もこれに参加している。全学共通カリキュラムは「全学総合科目」と「外国語科目」からなり、とりわけ前者においては専門分野の枠を越えた総合的な思考力と幅広い教養を養うことを目標に、1、2年次に限定せずに4年間かけて履修するよう設計されている。フランス語学科でも34単位(フランス語既習者の場合には36単位)を全学共通カリキュラムにあて、学生に履修させている。また学科から授業担当者も出して運営に当たっている。

015

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性について、フランス語学科の場合、1、2年次の「学科基礎科目」、また3年次の「学科共通科目」の履修を通じて、基礎からある程度まで高度なフランス語の運用能力が身につくようなフランス語学

習プログラムを設けている。その際、とりわけ「学科基礎科目」においては、フランスで開発された *méthode* と呼ばれる総合学習用教材を統一教材として使用し、総合、LL、会話などの科目が連携して授業を進める方式をとっている。また会話の授業を中心にネイティブ教員を配置し、初歩の段階から生きたフランス語が学べるように配慮している。さらにカリキュラム以外にもフランス語学習のための様々な支援を行っている。たとえば Web 用文法練習問題 *MarchéOpus* や、*Didier Accord* 日本語版の開発を行い、学生がこれらのコンピュータープログラムに自由にアクセスしてインターネット上でフランス語を自習できるようにしている。あるいは昼休みや放課後にフランス人教員とおしゃべりしながら会話を学べるチャットルームも開設している。またアテネ・フランセと提携し、大学が受講料を補助することによって、学内で比較的安価で受講できる課外授業の提供や、実用フランス語技能検定試験に向けた学科独自の対策講座も行っている。さらに 2006 年度には、国際標準のフランス語能力検定試験 TCF の導入と、そのための準備講習会も実施した。

016

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性について、フランス語学科の場合、卒業に必要な総単位数 128 単位のうち、フランス語と英語の外国語科目では 34 単位を必修としている。また専門教育的授業科目では、学科専門科目、学科共通科目、演習の 3 つの科目からあわせて 類で 44 単位、 類で 48 単位を必修または選択必修としている。さらに一般教養的授業科目に相当するものとして、全学共通カリキュラムに 24 単位をあてている。なお残る単位（ 類で 26 単位、 類で 22 単位）については、学生が様々な科目群から自由に選択して履修することとしている。

017

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況について、フランス語学科ではまず学科基礎科目のフランス語教育において統一教材を用いた授業をおこなっている。これは基礎フランス語の科目群のうち、「総合」、「会話」、「LL」の授業で同じ教材を使用し、3 つの授業が連携して学習を進めるというものである。そのためクラス毎に複数の担当教員のあいだで連絡調整を図ることが不可欠になるが、この点は「連絡ノート」を用いた進捗の確認や、教務委員会を中心にした調整がおこなわれている。また 1 年次の入門科目として開設されている「フランス文化社会概論」においても、複数の担当者によるリレー式の授業形式をとるために調整が必要になるが、ここではコーディネーターを 1 名たて、担当者間の連絡から試験の実施や評価判定まで責任を持つことで運営している。他方で教養教育としての全学共通カリキュラムについては、フランス語学科でも総合科目に学科専任教員が担当者として参加しており、またとりわけ外国語科目においては、第 2 外国語としてのフランス語教育に関して学科で教科書の選定やプログラムの策定を行い、また専門委員会に学科から委員を出すことで運営を担っている。

018

グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけについては、フランス人教員とのコミュニケーションを通じて、学生たちが日仏の言語やその背景にある習慣や文化、思想の違い等を認識し、それによって自国への理解を深め、さらに自己発見できることを目指している。そのために一年次からネイティブ教員による授業を必修科目として置き、初歩の段階からフランス語によるコミュニケーション能力を養成し、また同時に日仏の相互理解を深めるための教育を実践している。ネイティブ教員による授業は、基礎語学の授業にとどまらず、3・4年に進級してからも、基礎語学の上位科目にあたる必修の「総合フランス語」や、学科共通科目として設置している「フランス語会話」や「フランス語文章表現法」でも行われており、学生は希望に応じて複数コマの履修が可能になっている。さらにフランスに関するより広い知識の習得を目指して、フランスの地理・歴史・思想・政治・経済・文学・演劇・音楽・美術など、語学、文学、文化社会の各分野について、授業担当者の専門を活かした多彩な授業が行われている。また全学共通カリキュラムにフランス語学科から提供している「EUとフランス」など、フランスに留まらず広くEUを扱った講義科目も開講されている。なお、全学的な取り組みについては、大学の項を参照されたい。

019

起業家的能力を涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教育課程上の位置づけについて、本学科として報告する事項はないが、現在まで特に問題等は生じていない。

020

学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況については、全学的な取り組みの中で扱っている。詳細は大学の項を参照されたい。

021

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況について、フランス語学科では、基礎フランス語については大半の学生が未修者であることから、その点に配慮した学習プログラムを設けている。また専門教育については1年次より「フランス文学概論」と「フランス文化社会概論」の2科目を開設し、2年次以降に始まる専門科目への入門授業をおこなっている。さらに全学共通カリキュラムにおいて、情報検索、論文・レポートの書き方、口頭発表の仕方など、いわゆるアカデミック・スキルに関する授業が開設されており、フランス語学科の学生も履修することができる。詳細は大学の項を参照されたい。

022、023

国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・

合格率、医学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性については、本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

024

インターン・シップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性については、全学的な取り組みの中で扱っている。詳細は大学の項を参照されたい。

025

ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性について、現状において本学科に該当する事項はないが、他学科履修として、言語文化学科が開設している「ボランティア論」を履修し、単位を取得することはできる。

026

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性について、フランス語学科の場合には、卒業に必要な 128 単位のうち、必修は 50 単位、選択必修は 類で 48 単位、 類で 52 単位である。また選択は 類で 30 単位、 類で 26 単位である。なお必修 50 単位の内訳は、フランス語（学科共通科目 4 単位分を含む）と英語の外国語科目が 38 単位、演習が 8 単位、全学共通カリキュラムの全学総合講座が 4 単位である。

027

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性について、他学科と同様にフランス語学科の場合にも、外国語科目では半期 1 単位（通年 2 単位）、専門科目では半期 2 単位（通年 4 単位）で単位計算をおこなっている。また卒業論文には 4 単位を与えている。

028

国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は大学の項を参照されたい。

029

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性について、フランス語学科では大学以外の教育施設等での学習として、フランス語および英語の各種検定試験による資格を単位認定している。すなわちフランス語については、実用フランス語技能検定の 1 級（12 単位認定）、準 1 級（8 単位認定）、2 級（4 単位認定）、準 2 級（2 単位）、および DELF（A1、A2、B1、B2）と DALF（C1、C2）をそれぞれの段階に応じて 2 単位から 12 単位まで単位認定している。また英語に関しては、実用英語技能検定 1 級（8 単位認定）、準 1 級（4 単位認定）、および TOEFL®と TOEIC®の各スコアにより 4 単位または 8 単位を単位認定している。このほか入学前の既修得単位については、他大学または短期大学を卒業または退学して獨協大学

フランス語学科に入学した場合、入学年次により 20 単位から 84 単位までをそれぞれ進級要件を満たさない範囲で単位認定している。また学士入学者についても同様に、卒業要件を満たさない範囲で修得した単位を認定することができる。

030

卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合について、フランス語学科の場合、卒業に必要な選択科目（Ⅰ類は 26 単位、Ⅱ類は 22 単位）のうち、20 単位までは他学部・他学科および教職課程授業科目の単位をもって代用できる。ただし他学部科目の単位は 8 単位以内（教職課程授業科目の 4 単位を含む）である。

031

海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけについて、フランス語学科の場合にはフランスのアンジェにある西部カトリック大学と交換留学の協定を結び、毎年本学から 4 名ほどの学生を交換留学生として送り出している。またこのほかにもフランスのブルゴーニュ大学で開催される夏期語学研修があり、希望者を学内で募集し、フランス語学科の教員が同行して参加している。さらに西部カトリック大学で開かれる夏期語学研修に参加する学生もいて、ブルゴーニュ大学の研修とあわせると、毎年 25 名ほどになる。なおこれらの留学については、長期で 32 単位、短期で 8 単位をそれぞれ上限として単位認定がおこなわれる。

032

発展途上国に対する教育支援を行っている場合における、そうした支援の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

033

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合について、資料集表 3 に見られるように、フランス語学科では外国語科目を中心とする必修科目において、専任教員の担当する割合は 51.76% である。また専門科目を中心とする選択必修における割合は 70% 以上となっている。

034

兼任教員等の教育課程への関与の状況について、資料集表 3 に見られるように、フランス語学科では外国語科目を中心とする必修科目において、兼任教員の割合は 48.24% である。また専門科目を中心とする選択必修では 20% から 26% である。外国語教育の実施においては、教育経験の豊富な優秀な兼任教員、とりわけネイティブ教員の存在が不可欠である。また専門教育においても、たとえば「フランスの音楽」のように専任教員ではカバーできない分野で兼任教員が重要な役割を果たしている。

社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮について、まず社会人学生については、若年学生層の啓発を図るとともに大学を生涯教育の場として開放することを目的に、十分な勉学意欲と問題意識を持った社会人を一般入試とは異なる選考方法のもとに受け入れている。しかし、入学後はカリキュラムや卒業要件について社会人学生向けに特別な制度はなく、原則として一般学生と同じカリキュラムに沿って履修し、規定の卒業要件を満たして卒業することになる。次に外国人留学生についてであるが、第一外国語はフランス語（未修者は 24 単位、既修者は 22 単位）を、第二外国語は日本語（10 単位）を履修する。通常、一般学生が第二外国語として履修している外国語は第三外国語として履修することが可能である。また外国人学生は、日本事情に関する科目（日本の歴史・文化に関する科目）として「日本事情 a, b」各 2 単位も併せて履修することになっている。最後に帰国生徒については、フランス語圏の国や地域からの帰国生徒の場合には、入学後すでにフランス語の学習経験を持つ学生向けに設けられている「既修者クラス」で、未修者クラスに比べてより進んだ内容の授業（22 単位）を履修する。また英語圏など、フランス語圏以外の国からの帰国生徒については、第一外国語としてフランス語を履修し（24 単位）、第二外国語として英語（10 単位）を履修する。なお、帰国生徒も「日本事情 a, b」各 2 単位を併せて履修する。

036、037

生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性、正課外教育の充実度について、本学科として報告する事項はない。これについては、全学的な取り組みの中で扱っており、詳細は大学の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

010

学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連について、前回 2002 年の自己点検評価報告書では 2003 年度を目標に学科カリキュラムの見直しを行うことが予告されていた。これについて述べると、現状で述べた二つの教育の柱のうち、フランス語教育に関しては、2005 年度に改革案を策定し、2006 年度より実施している。具体的には 1、2 年次の基礎フランス語のクラスを 1 つ増設することにより 1 クラスあたりの学生数を 25 名程度とする少人数教育の実現であり、あわせて基礎フランス語の科目内容の見直しもおこなった。他方、専門教育に関しては現在 2008 年度の実施を目標に新カリキュラムを策定中である。その際、特に検討すべき課題として、類、類の学生登録者数のアンバランスが挙げられる。これは 2002 年度自己点検評価報告書でもすでに触れられていたことだが（同報告書 13 頁参照）、現状では 8 割の学生が類に登録しており、現行の科目編成が学生の関心に十分に対応できているとは言いがたい面がある。そこで 2008 年度からは現在の 2 つの類に代えて、「フランス言語コミュニケーション」、「フランス芸術文化」、「フランス現代社会」の 3 つのコースに分ける案

を現在検討中である。

011

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性について、前述のように現在 2008 年度実施を目標に新カリキュラムの策定をおこなっており、カリキュラム構造についていくつかの見直しが見込まれる予定である。その際、特に検討すべき課題として学科専門科目の段階性の問題がある。従来、学科専門科目は 3、4 年次の履修を基本に、一部は 1、2 年次から履修できるようになっていた。とりわけ 1 年次には「フランス文学概論」と「フランス文化社会概論」の二つの科目を設け、それぞれが Ⅰ類、Ⅱ類の入門という役割を担ってきた。現在検討しているのは、これら二つの科目を現行の学科専門科目から学科基礎科目に移し、また後述する高校から大学への導入教育の観点からその内容を改めるというものである。また 2 年次から履修できるようにしている専門科目についても数を厳選し、内容も検討する必要がある。さらにフランス語教育においても、目標設定や到達度の測定をより厳密に行い、1 年次から 4 年次まで一貫性をもたせる工夫を検討している。

012

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけについて、本学では全学共通カリキュラムを設け、なかでも 1 年次の必修科目として「全学総合講座」を開設して、フランス語学科の学生にも履修を義務付けている。全学共通カリキュラムについては、当初の設計どおりに必ずしも運営できていないなど様々な問題があり、現在検討がおこなわれているが、「全学総合講座」に関してはその内容を検討しつつ、今後も 1 年次の必修科目として維持すべきである。

013

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性について、フランス語学科では学科専門科目と演習を通じて、学科の掲げる教育目標の実現を目指している。問題点としては、先に項目 010 でも述べたように、現行の 2 つの類では学生登録者数に極端なアンバランスがあることである。そこで現在おこなっている新カリキュラム策定作業において、このアンバランスを是正する方策を検討中である。まず現行の 2 つの類を 3 つのコースに編成しなおし、その際、特に第 3 コースの名称を「フランス現代社会」とし、社会科学の分野を補充・強化することを検討している。またアンバランスが発生する原因のひとつとして、現行の 2 つの類で専門科目の履修可能年次に差があることが挙げられる。すなわち現行の Ⅰ類では 2 年次から履修できる科目が「フランス文学史」ひとつであるのに対し、Ⅱ類では「フランス事情」、「フランスの地誌」、「フランスの歴史」、「フランスの美術」など 9 科目ある。そこで上記のように 3 つのコースを新設する際に、2 年次から履修できる科目数を厳選し、それぞれのコースにバランスよく配置することを検討している。またその際、項目 011 で述べたような 1 年次の導入教育との関連で、2 年次で履修する専門科目の

内容についても検討を進めている。

014

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性について、全学共通カリキュラムには現在様々な問題点が指摘されている。たとえば1年次から4年次までの一貫性が確保されていないなど、当初の設計どおりに必ずしも運営できておらず、さらなる改革が必要である。

015

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性について、本学科ではカリキュラム内外で様々なプログラムを設けて学生のフランス語能力の育成を図っている。ただその一方で、2002年自己点検評価報告書でも述べられていたように、フランス語の習得において学生のあいだで習熟度や達成度にバラツキがあることも事実で、それに対する対応が課題となる。フランス語の授業における能力別クラス分けは3年次の「総合フランス語」では実施しているが、1、2年次の基礎フランス語では、2年進級時に1年未修クラスから成績上位者数名ずつを既修クラスに移しているほかは、特に実施してはいない。ただし基礎フランス語のクラスでは2006年度から少人数制が導入されたため、個々の学生に対してよりきめ細かな対応も可能となり、問題はある程度、解消されつつある。今後は上述の MarchéOpus など、eラーニングの利用をさらに進めて、授業外でも学生のフランス語学習を推進すべきである。また TCF の導入に伴い、現在は希望者のみに実施している TCF を全学生に必修とし、TCF のレベル分けを一つの目安にしてフランス語学習の目標設定や達成度の測定などに利用することも検討課題となる。

016

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性について、フランス語学科では、フランス語を中心に外国語科目の占める割合が多くなっているが、これは外国語学部の専門学科としては妥当と考えられる。今後は、学科専門科目や全学共通カリキュラムの配分についても慎重に検討を進めるべきである。またその際、学生が主体的関心に沿って自由に選択できる部分をどこまで増やすことが適切かという点について検討する必要がある。たとえば2002年自己点検評価報告書でも既に述べられていたように、学生のなかにはフランス語と並んで英語の学習に対する要望が強く、フランス語の単位数を維持しつつ、どのようにしてこのことを実現できるかは引き続き検討すべき課題である。

017

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況について、フランス語学科では、学科基礎科目としてのフランス語教育、1年次の入門科目としての「フランス文化社会概論」、また全学共通カリキュラムのうちでもとりわけ第2外国語としての

フランス語教育に関して、学科全体で授業の運営・実施にあたっている。またその際、担当者間で必要となる連絡・調整などもおこなっているが、この点ではまだ改善の余地があり、今後さらなる検討が必要である。たとえば前述した「連絡ノート」にしても、互いに直接顔を合わせる機会の少ない兼任教員にとっては連絡調整手段として重要であるが、必ずしもうまく機能していない場合もあり、改善が必要である。この他にもたとえば授業担当者にアンケートを実施して、教材の選択や授業目標、進度、学生の授業への取り組み状況、等々について現場の声を拾い上げて教育環境の改善につなげることが重要であり、そうした点も検討すべきである。

018

グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけについて、現在は前述のように多彩な科目を学生に履修させることが可能であるが、今後、社会科学専攻の専任教員の退職が予想され、社会科学関連科目を維持することが重要になる。また学生の興味・関心を考慮して、新たな科目の設置や、授業内容の見直しを行う必要もある。現在、2008年度実施に向けて準備中の新カリキュラムで、それらについて見直すことを検討している。

021

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況について、前回2002年の自己点検以降、フランス語学科に入学する学生は大きく変化した。高校での学習が不十分、未消化のまま入学してくる学生が増大し、それに対して学科としてまだ十分に対応できているとは言いがたいのが現状である。既に述べたように、フランス語学科では現在2008年度導入を目標に新カリキュラムの策定を進めているが、そのなかで学科の1年次導入教育を考える必要がある。たとえば「フランス文学概論」と「フランス文化社会概論」の2科目についても、これらを現行の学科専門科目から学科基礎科目に移し、内容も専門科目への入門から高等教育への導入へと重点を移す必要がある。また現在は教務課と学科の教務担当教員とで行っている入学オリエンテーションを学科主体のより充実したものにすることも検討課題になる。また入学者の重要な部分を占める推薦入学生に対しても、入学前から事前指導をおこなうことを検討すべきである。とりわけ推薦入学生は、入学後のGPA値が一般入試による入学生よりも全般に低いことが確認されており、彼らに対して導入教育を施すことが学科の教育目標の実現にとって重要な意味を持つと考えられる。

026

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性について、必修の50単位に関しては、基礎語学を中心に外国語学部の専門学科として最低限必要なものに限られており適切と考えられる。問題は選択部分でどれだけ自由度を持たせることができるかという点である。2008年度実施に向けてフランス語学科で現在行っているカリキュラ

ム改定作業においても、学生の主体性や多様な関心を重視して、全体の自由度をどこまで高めることが適切か検討を進めている。

027

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性について、外国語科目と専門科目で単位数の違いがあるが、これはそれぞれの授業内容や履修形態から考えて妥当と考えられる。なお本学では現在、セメスター制が導入され、授業は通年でおこなわれる場合でも制度上は春学期・秋学期に分けられ、学期ごとに成績評価がおこなわれて単位を取得するようになっている。ただし教員数や授業時間数の制約から再履修クラスを学期ごとに置くことができないなど、完全セメスター制を実現できる環境にはない。こうした点を踏まえて、授業内容、履修条件、単位計算方法などについて、特に1、2年次で履修する専門科目については完全セメスター制を導入することが可能かどうかの検証が必要である。

029

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性について、フランス語学科ではフランス語と英語の各種検定試験による資格を中心に単位認定をおこなっており、毎年多くの実績もあり、おおむねうまく機能しているといえる。今後は、2006年度より導入したフランス語能力検定試験 TCF についても単位を認定する方向で検討を進めるべきである。また他大学から本学科に編入学する学生については、上記のように進級要件を満たさない範囲でできる限り単位認定をおこなっているが、認定の仕方や認定単位数の上限について、編入学後の学生の負担を考慮に入れて今後も検討を続ける必要がある。

030

卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合について、選択科目のうち20単位までは他学部・他学科の単位を認めているが、おおむねうまく機能していると考えられる。今後の検討課題としては、既述のように一部の学生の間で英語学習に対する要望が根強くあり、そうした学生が英語学科の専門科目を履修しようとする場合、それをどこまで認めることが適当かつ可能かという問題がある。

031

海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけについて、長期留学については西部カトリック大学との交換留学協定があり、また短期語学研修については、ブルゴーニュ大学と西部カトリック大学に学生を送っている。毎年それぞれ利用実績もあり、現状はうまく機能していると評価できるが、今後はフランスの協定校をさらに増やす方向で検討すべきである。

033

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合について、全体として専任教員が担当する割合はおおむね高いといえる。たしかに専門科目に比べて外国語科目では割合が低い、それは、ネイティブ教員は主に兼任教員にならざるを得ないためである。細かく見れば、基礎フランス語の文法担当者にはすべて専任教員を当てている。また専門科目でも演習はすべて専任教員が担当している。文法担当者と演習担当者は学生の大学生活全般にわたるアドバイザーとしての役割も担っており、こうした主要科目で専任教員が責任を持つよう配慮している。

034

兼任教員等の教育課程への関与の状況について、外国語教育を中心に兼任教員は重要な役割を担っている。教育課程の基本的なプログラム策定や教科書選定などは専任教員でおこなうが、その際にも兼任教員の意見をできる限り取り入れるようにしている。今後はそうした現場の意見や問題点の指摘をよりいっそう取り入れるための体制作りが必要で、たとえば先述した授業アンケートの実施なども検討すべきである。

035

社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮について、社会人学生については、広く大学の門戸を開いてフランス語学習の機会を提供できることの意味は大きい。しかし、個人差はあるとしてもかなりの年月を経ての勉学生活となるので、若年学生に比べ授業についていくのが困難な場合もある。また外国人学生の場合には、来日する前に多少なりとも日本語を学習してきたはいるが、入学後しばらくは大学の授業を受けるのが困難なこともある。その上、未知の外国語であるフランス語学習を日本人学生と同様に行うことは、たいへんな苦勞を伴う場合がある。しかしながら、現在までフランス語学科で受け入れた外国人学生たちは、まわりの友人や教員の助けを借りながら、本人の努力によって優秀な成績を修めてきている。また外国人学生がいることによって、日本人学生は考え方の違いや習慣の違いを認識し、真の意味での国際的視野を身につけることもできる。帰国生徒に関しては、入学時は他の学生たちよりもかなり学習が進んでいることが多いが、一般に口頭表現に関しては非常によくできるが、文法知識や書き言葉においては口頭表現ほどには進んでいない傾向が見られる。そのような学生の学習意欲を持続させ、さらにレベルアップを図ることも課題である。

将来の改善・改革に向けた方策

010

学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連について、フランス語学科では2008年度の実施に向けて現在新カリキュラムの策定を進めている。フランス語教育と、フランスおよびフランス語圏の文化・社会に関する専門教育という、教育課程の2つの柱に変わりはないが、そのなかで教

育効果をより一層高め、学生の関心にもよりよく対応するために、今回導入したクラス増設を今後も維持すると同時に、3コース制の実現などが課題になる。

011

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性について、フランス語学科では現行の基礎科目、専門科目、共通科目という構造を維持しつつ、基礎科目から専門科目への一貫性や段階性を見直し、新カリキュラムとして2008年度を目標に実施する予定である。

014

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性について、全学共通カリキュラム検討委員会が2006年度に発足し、フランス語学科からも学科長が参加して、2008年度実施を目標に現在見直し作業を行っている。

029

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性について、TCFの単位認定を検討すると同時に、編入学による単位認定についても学生の負担を考慮に入れて検討を続ける。

030

卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合について、英語学習を中心に、他学部他学科の単位についても2008年度実施に向けて現在進めている新カリキュラム策定作業のなかで検討する。

035

社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮について、社会人学生については人数が少ないこともあり、現在のところは各授業担当者やクラスアドバイザーが個別に必要な配慮をし、指導している。外国人学生についても同様である。今後、社会人学生や外国人学生が増加していくかどうかはわからないが、その動向を注視したい。帰国生徒に関しては、フランス語学科では2008年度導入予定の新カリキュラムに先駆けて2006年度入学生から少人数教育を実施し、それに伴いフランス語基礎科目の見直しを行った。その際、特にフランス語圏からの帰国生徒を対象とする2年次「既修クラス」では、2007年度から新たにコンピューターを使用して学生が各自のペースでそれぞれのレベルに応じたフランス語学習に取り組むことができる新科目「TP」(= travaux pratiques) を設置した。これにより学生間のレベル差が未修クラスに比べて大きい既修クラスの学生に対して、よりきめ細かな指導が可能になると期待される。

言語文化学科

現状の説明

010

学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連について、言語文化学科の理念と目的は、日本がこれから国際社会の中で真のパートナーとして役割を果たして行くために不可欠な人材の育成に置き、教育目標は実際の 2 外国語の運用能力と高度情報化社会に対応できる基礎的能力の習得を基本とするカリキュラムの中で、国際的な活躍の場に対応できる知識と姿勢の獲得を実現することにある。そのために、設定をした教育課程の特徴は以下のような点である。

事実上国際語となっている英語を主軸としながら、このほかにスペイン語または中国語のいずれかについて英語と同程度のコミュニケーション能力を修得するようにカリキュラムを組み、実地に運用しうるレベルにまで教育すること。

中国語圏およびスペイン語圏の地域研究を日本研究と対応させつつ行えるように、専門科目を設置したこと。

外国人留学生が初歩から日本語を学び、日本の文化・社会を研究することができるようにしたプログラムを設けたこと。

学科設置以前に全学学生向けに開設されていた日本語教員養成課程をより充実させて、海外で活躍できる日本語教員の養成プログラムを学科専門科目として一貫性を持たせて設けたこと。

このような教育課程は学校教育法第 52 条及び大学設置基準第 19 条に適合するとして 1998 年に認可を受けたものであり、特に大学設置基準第 19 条第 2 項の「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ために適切に配置されたものである。

011

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性について、「日本がこれから国際社会の中で真のパートナーとして役割を果たして行くために不可欠な人材の育成」という理念・目的と「実際の 2 外国語の運用能力と高度情報化社会に対応できる基礎的能力の修得を基本とするカリキュラムの中で、国際的な活躍の場に対応できる知識と姿勢の獲得を実現する」という教育目標の実現のために、現在の教育課程は英語を軸とするスペイン語もしくは中国語の学修計 32 単位と「ボランティア論」「現代世界論」「コンピュータ基礎演習」及び「言語文化概論」計 8 単位を必修科目とし、その上に各専門分野に応じた概論科目と専門科目及び関連科目を選択科目として置くという形態を取っている。

012

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけについて、現在の教育課程における基礎教育は、2外国語学習の他に基礎講座として「ボランティア論」「現代世界論」「コンピュータ基礎演習」、概論科目として「言語文化概論」が必修科目として学科基礎科目の位置にある。このうち特に倫理性を培う科目として「ボランティア論」がある。

013

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性について、学校教育法第52条の「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」については、現在の言語文化学科の教育課程においては「日本研究」「日本語教育研究」「情報・コミュニケーション研究」「地域研究」という4分野の学科専門科目群のカリキュラムが対応する。

014

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性について、本学科はその理念・目的の中に「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」することを含んでおり、学科基礎科目の「ボランティア論」などにそれがよくあらわれているが、より「幅広く深い教養」については全学共通カリキュラムに依存する部分が大きく、これについては大学の項を参照されたい。また、「総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するためには限られた「演習」と教科外での学生指導に頼る面が大きい。

015

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性について、外国語学習を2外国語において実際的な運用能力を高めるという点は、本学科の理念・目的を実現するための教育目標として設定されている。「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」は本学科の根幹をなしている。現在の教育課程では、2外国語それぞれについて2年次までに16単位、計32単位、3年次以降は演習科目として英語と中国語もしくはスペイン語について各4単位必修、計40単位が学修にあてられている。

016

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性について、現在の言語文化学科における卒業所要総単位は128単位である。そのうち専門教育的授業科目（概論科目・外国語演習・専門科目・演習）は38単位以上、一般教養的授業科目（基礎講座・全学共通授業科目）は36単位以上、外国語科目40単位が卒業所要総単位を構成する。

017

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況について、学科基礎科目の教育においては、特に英語教育に関して学科所属専任教員が不在である。また、概論必修科目の「言語文化論」を他学科教員に依存している。教養教育に関してはほぼ全学共通授業科目に依存している。

018

グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけについて、そのような教育は本学科では2外国語教育を含む学科基礎科目及び外国語演習、さらに専門科目における各地域文化論に当たるが、それらは教養教育としてではなく、学科専門科目の基礎および専門科目の一部として位置づけられている。

019

起業家的能力を涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教育課程上の位置づけについては、学科の性格上、該当する事項はなく、現在まで特に問題等は生じていない。

020

学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況について、現在の教育課程上では「ボランティア論」・「人間関係とカウンセリング」等の講義で「学生の心身の健康の保持・増進」について一部触れるのみである。教科以外では、学科主催の球技大会の実施、クラス担任及び普段からの学生との接触による学生の動向の把握、教務課・学生課と学科との連携による学生の健康状態の把握程度である。なお、全学的な取り組みについては、大学の項を参照されたい。

021

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況については、本学科では入門期用の教育科目の設定とレベル分けなどによる外国語教育のきめ細かな対応などを実施しており、現在まで特に問題等は生じていない。

022、023

国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率、医学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性について、本学科に該当する事項はなく、現在まで特に問題等は生じていない。

024

インターン・シップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性については、全学的な取り組みの中で扱っている。詳細は大学の項を参照されたい。

025

ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性については、本学科の開設科目「ボランティア論」の中で単位認定の一部として夏季休暇中にボランティア活動を実施している。

026

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性について、現在は卒業所要総単位 128 単位のうち、必修（選択必修含む）単位は 102 単位、選択単位は 26 である。

027

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性について、特に講義科目において、講義を受け身で聞いて受け止めるだけの科目が 1 学期（90 分授業 15 回）2 単位であるのに対して、同様に講義科目でありながら事前に多大な準備が必要な実習的科目が同じく 2 単位であること、同様に多大な準備と復習を要する外国語科目と演習が 1 単位である。

028

国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性について、本学科に該当する事項はない。なお、全学としての取り組みは大学の項を参照されたい。

029

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性について、学科教務委員が教務課担当職員と相談の上、授業時間数・シラバスの内容・使用教科書・当該学生のノート等判定材料を提出させた上で総合的に判断している。なお、認定単位数など詳細は『履修の手引』（17～20 ページ）を参照されたい。

030

卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合について、基本的には卒業所要総単位数 128 単位の内、自学科科目で満たすことができるのは最高 102 単位である。そのうち、16 単位までは他学部他学科および教職課程の単位で満たすことができるので、自学科科目で満たすことができるのは最低 86 単位である。

031

海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけについて、現状では学科独自のものは存在せず、全学的な取り組みの中で行っている。本学科に関連する部分では、中国語圏における復旦大学（1999 年協定）、安陽大学（2001 年協定）との協

定が挙げられるが、現在のところ学生の交換は実施していない。国際教養学部言語文化学科に改組するにあたっては、韓国語圏の協定校であるテグ・カトリック大学（韓国・2003年協定）と2006年に協定を締結したインハ大学（韓国）との関連が、今後生じてくると思われる。

032

発展途上国に対する教育支援を行っている場合における、そうした支援の適切性については、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

033

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合について、現在、学科開設総授業科目246のうち、学科所属専任教員が担当する科目数は86で、34.96%である。外国語学部の他学科と比較して、専任教員の担当比率は低位であるが、その原因については項目008を参照されたい。

034

兼任教員等の教育課程への関与の状況について、現状で兼任教員等が教育課程に関与するのは担当科目においてのみである。

035

社会人学生、外国人留学生、帰国学生に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮について、社会人学生・帰国学生に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮は特に行っておらず、また、その必要性を感じていない。外国人留学生に対しては、たとえ日本語能力検定試験で1級に合格していても、特に日本語上級のクラスを履修させて日本語習得のフォローアップに努めている。日本語未習の外国人留学生（9月入学生）については日本語初級のクラスから始めて、丁寧かつ急速に日本語能力を身につけられるよう特別なプログラムを運営している。

036、037

生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性、正課外教育の充実度について、学科として報告する事項はない。全学の取り組みについては、大学の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

010

学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連について、2外国語の実際上の運用能力を高めることを基本として、その上で学科専門科目として日本研究・日本語教育研究・情報コミュニケーション研究・地域研究を設けた教育課程は当初の予想以上の成果を上げ、国際社会に有能な人材を

送り出すことに成功した。しかし、「幅広く深い教養」に関しては全学共通カリキュラムに依存せざるを得ず、外国語能力を含む専門科目としての各分野の深まりに関しても不足を感じざるを得ない部分があった。

011

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性について、現行の教育課程に対しては(1)～(3)の視点について、おおよそ以下のような長所と問題点が挙げられる。

(1) 2外国語併習教育

2外国語の実用的な運用能力を養う併習教育のカリキュラムは現在まで価値を失わずに本学科の主たる長所として存在している。しかし、問題点としては、2外国語併習に伴う学生の負担増によって、学習進度についていくことができない学生、もしくは不適応と見られる学生が出現していること。また、より外国語学習を進めたい学生には科目数・内容が不足すること、英語教育担当の学科所属専任教員がいないため、担当教員同士の連絡・進度の調整・評価の統一などがとりにくいこと、中国語・スペイン語教育において、当初未習者を対象にカリキュラムの設定をして現在まで来たが、ここ数年の内に既修者が増え、入学時の能力に差が出てきていること、などが挙げられる

それらに対応すべく2003年度に外国語学習単位の修得に関して柔軟性を持たせるようにしたカリキュラム改訂を行ったが、いまだに充分ではない。英語教育については2006年度から能力別クラス編成を開始し、学習の適正化・効率化を図ろうとしている。しかしまだ、英語教育担当の専任教員は所属しておらず、英語教育全体に関する調整・監督は不十分である。

(2) 地域研究

中国語圏・スペイン語圏に対する地域研究については、主として現代世界研究の一環として深い考究をもたらし、さらなる研究のために海外の大学・大学院への留学、国内の大学への編入・大学院進学者を毎年産み出し、本学科での地域研究が充実していることの証であると考えられる。ただし、関連する諸分野を担当する専任教員数が不足しており、地域研究のまとめりとしてみた場合は、そのカバーする範囲が偏っていることは否めない。

(3) その他

その他の専門科目の各分野についても同様に、専任教員数の不足と科目数の不足から、専門分野の掘り下げが足りない部分がある。

012

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけについて、「ボランティア論」の内容は社会の複雑化と共に基礎科目を逸脱して専門化を進めており、一般的な倫理性を培うという点からは外れてきている。

「現代世界論」については複雑な国際情勢に対応するために各回違う講師が登場する総合講座形式とし、よく学科の基礎講座としての役割を果たしている。

急速な IT 化社会の進展からの要請として、2003 年度カリキュラム改訂の際には、「コンピュータ基礎演習」を必修科目にした。しかし、さらに状況は進展して学生の入学時の情報処理・運用能力が平均して上がり、必修にすることが陳腐化した。また、デジタルディバイドも生まれ、必修科目として対応しきれない状況が生まれている。

「言語文化概論」については、学科の専門科目の幅広さが一人の教員が担当して扱うには広すぎ、また現今の国際情勢からの要請に対応しきれなくなっている。

013

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性について、現状の説明で述べた 4 分野のカリキュラムは、学科の理念・目的における「日本がこれから国際社会の中で真のパートナーとして役割を果たして行くために不可欠な人材の育成」に資するために設けられた。2 外国語の習得とそれに接続する専門分野の設置としては有効だったと言えるが、各分野相互の関連が薄く、「国際的で幅広い教養」を身につけるには不足な分野展開であった。また主に各分野における科目数の少なさによって、専門性を深めるには至らず、在籍学生が専門を問われても答えにくいという状況があった。

014

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性について、学科として「幅広く深い教養」を身につけ「総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するためには、現在の教育課程では充分には対応できていない。

015

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性について、2 外国語習得の面で比較的多くの単位数を充当して丁寧に指導している成果として、現実に 2 外国語を運用できる学生が多数育っている。

英語学習者の入学時の能力差が大きく、現行の単位数で十分な者とそうでない者の差が極端に出ている。

中国語・スペイン語未習者にとっては実際上の運用能力を身につけるには、まだ不十分である。また既修者の入学も増えており、限られたクラス編成での対応が難しくなっている。

実際的なトレーニングとしての外国語学習が 2 年次で終了してしまうので、卒業までに 2 外国語の運用能力が落ちてしまう不安を訴える学生が多い。

016

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性について、外国語単位数の卒業所要総単位に対する比率に関しては、本学科の理念・目的に照らし少々不足気味である。専門教育的授業科目の割合が全体の3分の1にとどまっていることは、在籍学生が専門性に対して不満を持つ結果を引き起こしている。一般教養的授業を全学共通授業科目に依存して比較的単位数を多くしていることがより専門性の不足の自覚を招いていると言えよう。

017

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況について、外国語学習に関して、英語教育においては十分責任を果たせる態勢にはない。中国語・スペイン語教育に関しては本学科所属教員が責任を持って実施・運営している。重要な基礎教育科目である「言語文化概論」を他学科教員に依存しているのは大きな問題である。また教養教育に対しては、全学共通授業科目の大きな部分を本学科所属教員が担当しているにもかかわらず、その運営に関しては全学共通カリキュラム運営委員会に依存しており、各部門に代表者を出してはいるが、十分に責任を取れる態勢にはなっていない。

018

グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけについて、現状の説明で述べたような本学科のあり方は、本学科が根本的に持っている教養学学科的な性格を良く表している。「グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育」という現今の社会で強く求められている教育が学科の基礎であり、専門教育につながっていくという課程をとりながら、同時にそれらが現代の国際的な教養教育であるというあり方は今後とも維持すべき長所である。本学科の持つ理念・目的と現今の国際情勢を鑑みる限り、その位置づけに特に問題点を感じない。

020

学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況について、教育課程上での「学生の心身の健康の保持・増進」への教育的配慮は不足していると言わざるを得ない。それを教科外での学生動向の把握からおぎなっている状況である。学科主催行事としての球技大会は学生主体の運営をしているが、健康増進というよりも学生同士の交流を深める面で役立っている。

021

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況について、各種推薦入試を中心として入学してくる新入生に対して、実施しなければならない必要性が生じてきている。

025

ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性について、現在学科基礎科目として必修の「ボランティア論」の講義を受けた上で各自の取り組みとして実施しているので、学生にとって自覚的かつ有意義な体験としてボランティア活動を捉えることができる。ただし、通常の授業期間中に継続的に実施させることは非常に難しい。

026

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性について、必修に掛かる単位数が多すぎ、学生からも選択単位の少なさに不満が出ているが、2007年度設置の国際教養学部言語文化学科では、必修（選択必修含む）単位は68単位、選択単位は60となり、学生の自由選択度が増す。

027

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性について、実際に学生の掛ける労力の違いと比例しない単位数に対しては学生から不満も出ている。与える単位数が合理的ではなく、妥当性が少ない。

030

卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合について、分野の違う他学科科目を卒業単位に宛てることのできるのは、本学科の理念・目的から言って長所である。ただし、それを許すことが自学科の専門科目が不足しているための代替措置になっている面がある。

これを踏まえた結果、2007年度設置の国際教養学部言語文化学科では、卒業所要総単位数128単位の内、自学科科目で満たすことができるのは最高124単位となる。但しこのうち16単位までは他学部他学科および教職課程の単位で満たすことができるので、自学科科目で満たすことができるのは最低108単位である。専門科目（選択教養科目群）の数を大幅に増やすので、このような措置が可能になる。

033

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合について、現状の割合は各科目（特に必修科目）において非常に低く、学科教育に対して専任教員が十分に責任を果たしているとは言い難い。しかし、2007年度設置の国際教養学部言語文化学科では、開設総科目数の60%程度を学科所属専任教員が担当する予定である。詳細は項目008を参照されたい。

035

社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮について、社会人・帰国生徒には特に教育課程編成上、教育指導上の配慮の必要性を感じない。

外国人留学生には丁寧かつ大量急速な日本語教育がプログラムされ、特に日本語未習が原則の9月入学生は、日本語習得の後学科科目の履修に入り、4年間で卒業している。しかし、問題は日本語習得に多大な単位数を宛てるので、彼らにとっての2外国語(日本語ともう一つ)の学修が容易にできないことである。

将来の改善・改革に向けた方策

010

学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連について、問題を解決し、かつ本学科の理念・目的・教育目標をより強力に実現するために2007年国際教養学部言語文化学科として独立し、あらたに教育課程を編成し直す。具体的には外国語教育の単位数を増加すると共に2外国語併習の選択肢に韓国語を加え、学生の自主的な学習選択の許容度を増やし、かつ専門分野の幅を広げて12の選択教養科目群として展開する。12の分野は「スペイン・ラテンアメリカ研究」「中国研究」「韓国研究」「日本研究」「多言語間交流研究」「多文化共生研究」「国際交流研究」「宗教・文化・歴史研究」「日本語教育研究」「教育科学研究」「自然・環境研究」「多言語情報処理研究」とし、各分野を担当する教員が相互に複数の分野にまたがって専門分野を形成する。その他に「基礎ゼミナール」「哲学」を必修とし、「総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ための方策を強化し、2・3年次の「演習」、4年次の「卒業研究」とつなげることで「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」の実現をより確実に図ることとする。このような方策を採ることで、理念・目的・教育目標を実現するためのより体系的な教育課程編成となる。

011

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性について、前述の如く2007年度設置の国際教養学部言語文化学科では問題点に対して、以下のような形で、新たに「国際的な教養」の実現を目指す。

2外国語の学習単位数を総計で40単位数以上とし、学習言語に韓国語を加え、学生の自主的な学習選択の許容度を増やした。英語教育担当の専任教員を3名、韓国語教育担当教員を2名配置し、外国語教育全体に対する教育的責任を果たす態勢を整える。

12の選択教養科目群とそこに配置される200近い科目によって現代的な教養の獲得を目指し、各分野を担当する教員が相互に複数の分野にまたがって専門分野を形成することで、幅広く相互に関連した教養を身につけることを実現する。

012

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけについて、2007年度設置の国際教養学部言語文化学科では、外国語学部から独立するにあたり、大幅な教育課程編成の手直しを行い、問題点に対しては以下のように対処する。

「ボランティア論」はその専門性の深化に応じて専門科目（選択教養科目群）に配置する。それに伴って一般的な倫理性を養う教育は「哲学」を第1学期および第7学期に必修科目として配置し、広く世界と向き合い、みずからと他者との関わりを深く考え、人間性の根幹から問題設定をする力を養う科目として実施する。また基礎教育として新たに設置する「基礎演習」の中でも一般的な問題として扱う。

「現代世界論」は新学部新学科でも学科基礎科目として必修にし、現行の形態を維持する。

「言語文化概論」は「言語文化論」として、新たに展開する12の専門科目群に応じた総合講座形式の科目とし、学科長担当科目として維持する。

「コンピュータ基礎演習」は必修科目から外し、全学共通カリキュラムにおける入門科目もしくは多言語情報処理研究科目群の中から学生の要求に応じた科目を選択できることとする。

013

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性について、2007年度設置の国際教養学部言語文化学科では、問題点を解決すべく、「スペイン・ラテンアメリカ研究」「中国研究」「韓国研究」「日本研究」「多言語間交流研究」「多文化共生研究」「国際交流研究」「宗教・文化・歴史研究」「日本語教育研究」「教育科学研究」「自然・環境研究」「多言語情報処理研究」という12の選択教養科目群とそこに配置される200近い科目によって現代的な教養の獲得を目指し、各分野を担当する教員が相互に複数の分野にまたがって専門分野を形成することで、幅広く相互に関連した国際的教養を身につけることを実現する。

014

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性について、2007年度設置の国際教養学部言語文化学科では、問題点を解決すべく、12の選択教養科目群とそこに含まれる200近い科目を配置することで「幅広く深い教養」を培い、1年次の「基礎演習」、2・3年次の「演習」、4年次の「卒業研究」と一貫した少人数ゼミナール制を取り、その場における教員との関わり、また教科外での学生指導を深めていくことで「総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」することを実現する。

015

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性について、2007年度設置の国際教養学部言語文化学科では、問題点を解決すべく、2外国語学習の単位を3年次までに各20単位と拡充し、学習意欲のある者は外国語演習（それぞれの外国語を使用する授業として実施される）を自由科目としてそれ以上制限なく習得できるようにする。

016

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性について、2007年度設置の国際教養学部言語文化学科では、問題点を解決すべく、専門教育的授業科目（選択教養科目群・演習・卒業研究）を72単位以上、一般教養的授業科目（学科基礎科目・全学共通授業科目）を16単位以上、外国語科目を40単位とし、専門性を意識した単位取得を可能としている。一見一般教養的授業科目の軽視に見えるが、新学部新学科は幅広く専門性の高い科目を選択教養科目として展開しており、それらは全学共通授業科目に提供される一般教養的科目でもある。2外国語の実際的運用能力を獲得しつつ、専門性と幅広い教養の獲得を両立させようとする意欲的な試みとしてこのような配分をする。

017

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況について、2007年度設置の国際教養学部言語文化学科では、問題点を解決すべく、英語教育担当の専任教員3名を採用する。さらに韓国語教育担当教員2名を採用し、基礎教育としての外国語教育に責任を持てる体制とする。現行の「言語文化概論」は新学部学科では「言語文化論」となり学科長担当科目として責任を果たす。教養教育に関しては、学科の専門科目がすべて教養科目でありながら専門科目として位置づけられ、学科に対する責任を果たすと同時に全学共通授業科目にも開放され、全学共通教育における責任も果たすことができる。

020

学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況について、現在実施している教科外での学生動向の把握、球技大会の実施は今後とも続ける。その上で2007年度設置の国際教養学部言語文化学科では、上記の問題を解決すべく、教育課程上の「教育科学研究科目群」に「学生の心身の健康の保持・増進」に関わる科目を多数設置（「教育科学研究各論（カウンセリング論）」、「教育科学特殊研究（心理検査法と自己理解）」等11科目）し、また全学共通授業科目中の全学総合科目カテゴリー（体育科目）2単位（半期1コマ×2）を必修として配慮を加える。

021

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況について、特に本学科に入学する学生に対して、日本語の表現能力、数学・日本史・世界史・地理等の基礎的教養、英語の基礎的能力等に関する導入教育実施の可能性と必要性について2007年度以降検討をする。

025

ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性について、2007年度設置の国際教養学部言語文化学科では、「ボランティア論」は必修から外れて「教育科学特殊研究」として教育研究科目群に属することになるが、そ

の中で引き続きボランティア活動を実施していく。ただし、「ボランティア論」履修を前提に夏休みを中心とする時期にボランティア活動をすることで別に単位認定していくようなシステムを、2010年度の完成年度までに検討し、その後実現する。

027

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性について、2007年度設置の国際教養学部言語文化学科で重要な位置づけを持ち、参加する学生に多大な準備と課題を要求する1年次の「基礎演習」、2・3年次の「演習」、4年次の「卒業研究」においては1学期につき2単位の配当とする。

経済学部（経済学科・経営学科）

現状の説明

010

【学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連】

経済学部の教学理念は、学校教育法第52条「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」との規定、および本学学則第1条「社会の要求する学術の理論および応用を研究、教授することによって人間を形成し、あわせて獨協学園の伝統である外国語教育を重視して今後の複雑な国内および国際情勢に対処できる実践的な独立の人格を育成することを目的とする」との精神に立脚し、今日の世界と日本の複雑な変化を見据えて適応できる、豊かな現代的教養と国際感覚、深い専門知識を兼ね備えた、優れた社会人の育成を目指すものである。また外国語能力の習得を重視し、少人数教育を基礎にした豊かな人格形成のための教育を主眼としてきたことは、1964年の学部創設以来のよき伝統である。それはまた、大学設置基準第19条（教育課程の編成方針）とも合致したものである。

011

【学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性】

経済学部の教学制度の歴史は、(1)学部設立から1993年まで約30年間と、(2)1994年度カリキュラム以降の10数年間とに大きく大別でき、(3)現行の2001年度カリキュラムは1994年度を大幅に修正したものである。現行すなわち2001年度カリキュラムの基本的理念は、社会生活の国際化、高度化と学生ニーズの多様化を踏まえ、入学時から卒業までに、教養と専門知識をバランスよく涵養することを目指したものであり、1994年度カリキュラムの弊害をいくつかの点で克服しようとしたものである。大学と社会を取り巻く環境変化について、現行カリキュラムの目標と体系の設定に当たって意識した点は次のとおりであった。

第1に、入学時における学生の基礎学力の低下や経済・経営問題に関する関心の希薄さが年々顕著になり、大学入学後の丁寧な導入教育が求められつつあり、また、学生生活全般にわたる教員のきめ細かい指導の必要性が高まりつつあった。同時に、同学年との集団形成に対する強い要求もあった。学校教育法第52条「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」との規定に鑑みて、あらためてカリキュラムの見直しが必要とされた。

第2に、語学教育、とりわけ英語学習に対する関心と要望があり、高校までの授業においてすでに英語検定やヒアリング教育などの普及にともない、従来のテキスト・ベース、多人数、日本人教師中心の授業では十分に対応できなくなりつつあるという問題があった。また、入学後の本学での短期語学研修プログラムなどについても基礎的な語学力の問題から参加しにくいなどの状況も見られた。

第3に、情報化、メディアの多様化、情報機器の急速な普及に伴い、情報リテラシー教育に対するニーズが強まりつつあり、従来の情報処理教育では対応できなくなりつつあった。

第4に、不況の長期化に伴い、就職状況が悪化し、就職活動が早期化するとともに、4年次の授業とりわけ演習への出席が悪化した。

第5に、外国人学生が傾向的に増加しつつあるにもかかわらず、それに対応するカリキュラム上の制度的な受け入れ体制が不備なままであり、とりわけそれが外国人学生の語学教育の問題にあらわれた。第6に、高い学生定員超過率を反映し、依然として経済学部においては過多科目が残存し、克服すべき問題となっていた。

こうした状況認識のもとに、2001年度カリキュラム改革は英語など基礎教育、専門導入教育と専門教育のバランスをとることに主眼をおいた。また、学生の自発的な学習意欲を引き出すという点にも留意した。現行2001年度カリキュラムの柱は、少人数教育、英語教育、専門教育、演習、卒業研究、外国人学生、セメスター制、コース制、過多科目・過少科目対策、学生による授業評価とフィードバックである。

012

【教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ】

2003年度全学共通カリキュラムの発足によって本学における基礎教育、倫理性を培う教育条件は大幅に改善した。「哲学」(死を哲学する/愛について)、「倫理学」(倫理の基本について考える/環境と生命の倫理)、「心理学」(人間の個性・多様性理解)などの講義は専門の分野を超えた思考力と人間性を養うことを目的としたものであり、それらは単に一般教養としてではなく、専門の基礎に絶えず備わっていなければならない基礎として位置づけられている。

013

【「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性】

学校教育法第52条の規定に従い、獨協大学経済学部は、学問の伝統的体系に基礎を起しつつも、現代の社会的変化と教育的ニーズの多様化に対応し、そのカリキュラム体系を漸次的に変化させてきた。現在、経済学部は国際経済の理論・実証の諸分野を拡充し、さらに環境、都市経済といった領域の研究者を増やしつつある。経済学科においては、情報関連、ビジネス分野の専門性を高めるべく努力を行ってきた。総じて、経済経営の専門的な体系性を維持しつつ、それらを学部の特色として打ち出してきた。

さらに経済学部における専門教育の内容は、学生にとって経済学・経営学の学問的な体系性がかみやすいように、1年次より段階を踏んで基礎から応用へとスムーズに移行できるように配慮して構成されている。また、中規模大学の特性を生かした少人数教育による演習教育を4年間一貫して行うという点に重点を置いている。

「基礎演習」は、1年次より大学の授業にスムーズにとけこめるように、学習に最低限必要なスキルを涵養することを目的とし、半期完結2単位、1年次選択科目として設けられた。これによって経済・経営分野の専門基礎教育、専門演習とならぶカリキュラム上の小集団教育のもうひとつの柱が生まれた。各専任教員が半期完結の2単位科目を担当し、それぞれの個性を生かした方法で、学習方法、文献の探し方、文献資料講読、フィールドワーク、共同作業、レポートやプレゼンテーションの技法などのベーシックなスキルを教え、専門科目の学習にスムーズに移行できる体制を整えることを申し合わせた。それはまた、「演習」を2年次より行うというカリキュラム改正（後述）との関連で、学生が「演習」で力を発揮できる十分な前提が求められていることから必要とされたものであった。

「基礎演習」は、同時に語学クラス単位での学生の横の結びつきの弱さを補い、形骸化しつつある担任制度の機能をも補おうとするものであった。1年次の丁寧な学習指導は2年次以降の学習意欲と学習方法とに大きく影響するが、1、2年次の指導の空白をいかに克服するかが学部の積年の課題であったからである。

専門「演習」は、「基礎演習」の導入に伴い従来の3年生開始から2年生の開始に変更した。社会的な専門性に対する要求の高まり、就職活動の早期化などに対応することは学部教育にとっての急務であったが、「基礎演習」と連動させ、1、2年次、途切れることなく継続的に指導を行うことによって、学生の主体的な学習意欲を引き出し、専門性を高めようとした。また、2年次「演習 a・b」を必修、3年次「演習 a・b」を選択とすることによって、学生の意思を尊重し、自主性に基づいた活発なゼミ作りを目指した。「演習」は選択制ではあるが、それはあくまで学生の選択する権利を保障することを意味し、教員がこれまで以上に学生の選考を厳しくし演習参加を制約してはならないこと、また「演習」は、「演習」（必修科目）から継続することが望ましいが学生からの申し出があればやめることもできるようにすべきことを申し合わせた。「演習」以外でも「基礎演習」や「経済・経営外国語」などを通じて少人数教育を保障しようとした。

「卒業研究」（通年4単位、4年次選択科目）は論文だけでなくフィールドワークなど含む幅広い課題研究に対して単位認定を行うものである。これは「演習」を履修した者が履修を許可されるものであり、4年間の学習の総仕上げであるとともに、学生が自分の将来の進路を見定めながら、自主的に選択していく作業を促進するものである。

付表 2001 年度カリキュラム専門演習科目体系

配当年次	演習科目	単位数	内容
1 年	基礎演習	半期 2 単位	選択
2 年	演習 a・b	年間 4 単位(半期 2 単位×2)	必修
3 年	演習 a・b	年間 4 単位(半期 2 単位×2)	選択
4 年	卒業研究	通年 4 単位	選択

014

【一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性】

本学全学共通カリキュラムの大きな特徴は、学際的・学問的な視野を身につけ、それを専門科目の学習の基礎にするというものであり、問題の発見、解決方法の探究の方法を見出すことに力点が置かれている。さらに「ことばと思想」「歴史と文化」「自然・環境・人間」など豊かな人間性を育む科目が配置されている。これについて詳細は大学の項を参照されたい。

015

【外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性】

現行カリキュラム作成に際して、最も力を注いだ分野は英語教育であった。2000 年度の 1、2 年生の「英語」については 2000 年度で、1 年生 19 クラスと 2 年生 19 クラスで各 2 コマ、計 78 コマが開設されていたが、1 クラスの規模は 50 人で、担当者は日本人非常勤講師 15 名が各 2 日出講で 4～5 コマを担当し、特別クラスを除きネイティブ率はほぼゼロという劣悪な状況であった。さらに、帰国学生向けの特別クラスは、外国語学部のアドバンスド・クラスと合併であったため試験に落ちて実際には入れないという有様であった。つまり、「語学の獨協」の表看板に反し、経済学部学生にとっての語学教育環境は劣悪なままの状態が依然として放置されていた。経済学部は、全学的にこの問題の実情を明らかにし、抜本的な改革の必要を訴えた。その結果、1 クラスあたりの学生数の削減、ネイティブ教員の比率の増加、そのために英語教育の管轄を、さしあたり半数のコマを経済学部に移管するといった一連の措置を実現した。このことによって独自にネイティブ教員を採用し、ネイティブ比率を 50%以上に引き上げた。

英語教育に関連した制度的改革の柱は以下のとおりである。

付表 2001年度カリキュラムにおける語学教育の改善点

プログラム	内容	備考
基礎英語教育科目の改革	1、2年「英語」を全学共通科目「英語」と経済学部「インターナショナル・コミュニケーション」の科目に分け、各30名の教室規模とし、また後者にネイティブ教員を配置した。	単位認定
夏期・春期英語集中講座	期間は夏期・春期休業中各8日間、3時限。学部と経済学会の共催	単位認定
夏期語学短期研修プログラム	経済学部学生主体の海外での語学留学制度の発足。イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校	単位認定
経済学部 TOEIC®テスト（エリート）	入学直後の1年生全員が受験（2年以上は任意）学生の到達度の継続的な指標とするようにした。またそのスコアをクラス分けに利用した。	単位認定なし
TOEIC®スコアアップ・セミナー	通常授業期間中開催	単位認定なし
プレアドミッション・プログラム	推薦入学者に対する入学前英語講座	単位認定なし
語学教育検討委員会	学部内委員会として設置。学部独自の英語教育の管理	

016

【教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性】

2001年度カリキュラムでは、卒業所要単位数は132単位、1年から4年までの登録単位数上限は各々40単位、40単位、44単位、上限なしとなっていた。その後、2003年度的全学共通カリキュラムの導入に伴い卒業所要単位は128単位に引き下げられ、各学年で履修できる単位数上限は据え置かれた。外国語科目の必修は、1、2年次各2科目4単位（計4科目8単位）、および2年次「経済・経営外国語」1科目4単位、合計12単位である。2003年度の措置によって一般教育の比重が上昇した半面、専門科目の履修はわずかながら削減されることになった。

付表 経済学部卒業所要総単位内訳

経済学科

科目群	必修科目	選択必修科目	選択科目	合計
全学共通授業科目	8単位	6単位	14単位	28単位
学科基礎科目	12単位	-	12単位	24単位

学科専門科目	16 単位	-	60 単位	76 単位
関連専門科目	-	-		
合計	36 単位	6 単位	86 単位	128 単位

経営学科

科目群	必修科目	選択必修科目	選択科目	合計
全学共通授業科目	8 単位	6 単位	14 単位	28 単位
学科基礎科目	12 単位	-	12 単位	24 単位
学科専門科目	12 単位	-	64 単位	76 単位
関連専門科目	-	-		
合計	32 単位	6 単位	90 単位	128 単位

017

【基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況】

経済学部の教務体制は 2001 年度に従来の教務主任 1 人の体制から 2 人体制にあらため、多様化する教育活動の実施運営を行ってきた。外国語科目については、全学共通カリキュラムの担当者と連携をとり、その運営を行っている。これについては、大学の項を参照されたい。

018

【グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけ】

国際性を重んじるという本学の伝統は、経済学部においては、具体的には国際経済や国際経営の科目において地域研究を重視するという事に留まらず、日本の国際環境における位置や果たすべき役割を深く自覚し、他国・他民族の特殊性や立場をも思いやり、その上で国際社会において活躍できる人材を育成するという事である。それは国際的に活躍するビジネスマンを生み出すというだけでなく、学生が将来、社会でどのような役割についても日本社会と国民の長所と短所を適切に評価できる豊かな知識と国際感覚をもてるようにすることである。このような趣旨から、一般教育および語学教育を重視している。関連科目としては、全学共通授業科目における「現代世界論」「国家と国境を考える」「グローバル社会の中のニッポン」「国際紛争を考える」「英語」「古典語」など、学部基礎科目における「インターナショナル・コミュニケーション」、専門科目における国際関係諸科目などがある。これらについては適切に行われており、特に問題等は生じていない。

019

【起業家的能力を涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教育課程上の位置づけ】

経営学科の教育課程において「マネジメントコース」「ビジネスコース」を設置するとともに、「ベンチャービジネス論」「経営分析論」「非営利組織マネジメント」などの科目を配置している。また正課外教育として、例年、工場見学やビジネスコンテストを開催している。

020

【学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況】

学生の入学時から卒業までの健康管理については、例年の健康診断およびカウンセリング・センターによるケアが中心である。これについては大学の項を参照されたい。また、経済学部では1年生についてはクラス担任制がとられており、必要に応じて学生生活上のアドバイスや精神的な悩みの相談に応じている。

021

【学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況】

学生が基礎から応用へと学習を進めるに際してのひとつの困難は、その学問分野に固有のツールが十分に備わっていないことである。それらは低学年時に集中して身につける必要がある。

さらに、経済学、経営学の専門教育への導入教育強化のための方策として、2001年度に経済学科では「特殊講義(経済学入門)」を新設した。これはオムニバス方式で経済学科専任教員全員が経済学の学び方や各分野領域の研究紹介などを講義形式で行うというものであって、この方式は2003年度まで行われた。経営学科でも2003年度に1コマ2～3名の教員によるオムニバス方式の「特殊講義a(経営学科でなにが学べるか)」を半期科目として新設した。そこでは、各学科の所属教員が現在の専門研究の最先端を紹介しつつ、自らの学習体験や入門的な参考文献、資料を紹介するといった講義を行った。

それに加え、とりわけ経済学の理論的基礎を学ぶ学生のために、経済学会との共催で、2002年度に夏期集中講座として「経済数学講座」を新たに設けた。この講座は2003年度に内容を見直して「基礎数学完成講座」に変更され、2004年度からは「経済学に使う数学入門」に名称変更して4日間、12コマの講義を行っている。原則として予備知識は不要とし、高校数学までの内容の復習に主眼をおき、学部専門科目「ミクロ経済学」「マクロ経済学」の理解を助けるものとした。

022、023

【国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率】、【医学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性】

上記については、現状において本学部該当する事項はなく、問題等は生じていない

024

【インターン・シップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性】

現在まで学部としては特になかったが、それにつながりうる取り組みとして2007年度よりキャリア教育の専門家を特任教員として招聘する予定である。そして、単なる就職セミナーにとどまらない、生涯学習の一環としてのキャリア教育という観点から大きな枠組みを構築することを目標としている。具体的には、2年次に「キャリア講座」(仮称、1年次半期2単位)を置くことを柱に、低学年次から卒業時までの総合的な教育を開始する。なお、全学的な取り組みについては大学の項を参照されたい。

025

【ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性】

上記について、現状では本学部該当する事項はないが、他学部履修として、外国語学部言語文化学科が開設している「ボランティア論」を履修し、単位を取得することはできる。

026

【カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性】

カリキュラム上の必修単位は、項目016の付表で示したとおり、卒業所要128単位中、経済学科36単位、経営学科32単位であり、必修科目の内訳は次のとおりである。

(付表) 経済学部必修科目

経済学科

部 門	科目名	単位
外国語	インターナショナル・コミュニケーション a・b、同 a・b	1×4
経済・経営入門	経済学 a・b	2×2
	統計学 a・b	2×2
演習・経済外国語	演習 a・b	2×2
	経済外国語 a・b	2×2
経済理論・経済学史	マクロ経済学 a・b	2×2
	ミクロ経済学 a・b	2×2
全学共通授業科目	カテゴリー	4
	英語科目もしくは英語以外の外国語	4

経営学科

部 門	科目名	単位
外国語	インターナショナル・コミュニケーション a・b、同 a・b	1×4
経営・経済入門	経営学 a,b	2×2
	簿記原理 a・b	2×2

演習・経営外国語	演習 a・b	2×2
	経営外国語 a・b	2×2
経営	経営学原理 a・b	2×2
全学共通授業科目	カテゴリー	4
	英語科目もしくは英語以外の外国語	4

027

【各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性】

授業科目の単位は、1単位の履修時間を授業時間(教室内)とその授業準備時間(教室外)を合わせて45時間を標準とし、授業の方法に応じ、次の基準により算定される。なお、本学では1回の授業(90分)を2時間の教室内時間に換算している。また、試験期間を含む年間授業回数を15回としている。

[講義・演習科目の場合]

1回の授業時間：6時間(教室内2時間 教室外：4時間)

6時間(授業1回)×15回(年間授業数)÷45時間(1単位分)=2単位

[外国語科目の場合]

1回の授業時間：3時間(教室内2時間 教室外：1時間)

3時間×15回÷45時間=1単位

[体育科目の場合]

1回の授業時間：2時間(教室内2時間)

2時間×15回÷30時間=1単位

このように、教室外の学習時間を重視する「講義・演習科目」、教室内授業を重視する「外国語科目」、教室内授業のみでよしとする「体育科目」に分類し、科目の特徴に合わせて履修時間の目安を定めて単位数を決めている。各々の授業科目の単位計算方法は概ね妥当と判断しており、また特に問題等は生じていない。

028

【国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性】

上記について本学部に該当する事項はない。なお、全学としての取り組みは大学の項を参照されたい。

029

【大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性】

単位認定を希望する科目について、履修した学校等の成績証明書、シラバス、履修の手引きを提示させ、本学で対応する授業科目の内容であるかどうか、授業時間数は充分であ

るかを確かめた上で、単位を認定しており、概ね適切と思われる。なお、認定単位数など詳細は『履修の手引』(17～20 ページ)を参照されたい。

030

【卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合】

他大学等で取得した単位は、学部で該当科目がある場合につき 60 単位を上限として認定される。また経済学部他学科科目の学科専門科目と関連専門科目は、他学部・教職課程科目の単位と合わせて 28 単位までが卒業所要単位として認められ、また他学部科目は教職課程科目の単位と合わせて 12 単位までが卒業所要単位として認められる。

また、経済学部では体系的な科目履修と専門性を養うために 2001 年度から付表のとおりコース制を設けている。コース制によって履修モデルをガイドラインの形で設定することで、学生が 2 年次から科目を系統的に履修できるようにしている。コース指定科目を 40 単位修得すると、コース修了者として認定され、成績証明書にその旨を記載し、卒業時に「コース認定書」が授与される。またコース制は早くからキャリア形成を意識し、専門演習と一体となる学習を促進しようとするものであり、この設置によって経営学科に「情報」免許取得の認可が可能になった。また大学院においても「情報」専修(2 年修士課程)の認可が得られる条件を整備した。

(付表) 経済学部設置コース

学科	コース
経済	経済理論コース 総合政策コース 国際経済コース
経営	マネジメントコース ビジネスコース 会計コース 情報コース

031

【海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ】

上記については、全学的な取り組みの中で扱っている。詳細は大学の項を参照されたい。

032

【発展途上国に対する教育支援を行っている場合における、そうした支援の適切性】

上記について、現状において本学部で該当する事項はなく、問題等は生じていない。

033

【全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合】

経済学科、経営学科ともに、全開設授業科目の展開コマ数 454 コマのうち専任担当は 317 コマ、兼任担当は 137 コマとなっており、全開設授業科目についての専兼比率は 69.8%となる(資料集表3参照)。これについて、現在まで特に問題等は生じていない。

034

【兼任教員等の教育課程への関与の状況】

「インターナショナル・コミュニケーション a・b、 a・b」, 「コンピュータ入門 a・b」, 「簿記原理 a・b」など少人数クラスを多数、設置する必要がある科目については、兼任教員(非常勤講師)を多く活用している。

035

【社会人学生、外国人留学生、帰国学生に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮】

社会人学生に関しては、科目履修の上での特別な配慮は無く、一般学生と同様な扱いになっている。これに対して、帰国学生および外国人学生に対してはそれぞれ、「帰国学生の授業科目履修に関する特例」「外国人学生の授業科目履修に関する特例」により、科目履修上の配慮をしている。しかし、帰国学生に関しては数年来対象となる在籍者がいないので効果等の検討はできない。一方、外国人学生の在籍学生数は経済学科 35 名、経営学科 71 名、計 106 名である(2006 年度)。本学全体の外国人在籍者は 167 名であるから外国人学生の 63%が本学部学生ということになる。したがって、経済学部にとって外国人に対する教育指導上の施策は、全学的な標準にもなっている。

外国人学生の科目履修に関しては、まず、日本語で行われる授業を理解するための、十分な日本語能力を身に付けていることが重要な条件である。また、日本事情に関しても一定の理解が必要とされる。そのため、外国人学生向け特設科目として「日本語」および「日本事情」が設置されている。

外国人学生によると、本学部は入試に際して日本語は難しいが、英語力がなくても合格が可能であることが魅力であるという。そのため、日本語に関しては入学前にかなりの力を有しているものが多い。これらの事情から、第一外国語として履修する「日本語」は、1年次必修3科目、2年次必修1科目、3年次には選択1科目を開設し、より高度な日本語運用能力を身につけさせるよう工夫をしている。これに対して、英語力が不十分な外国人学生は少なくない。そのため、第二外国語は英語とし、1年次は2科目、2年次には「経済・経営外国語」、3年次は「経済・経営外国語」を履修するよう強く履修指導をしている。基本的には日本人学生同一のクラスで行うが、特別な配慮を有する学生のためのクラスも設置している。「日本事情」については、日本の文学・芸術に関する科目、日本の歴史・文化に関する科目、日本の政治・経済に関する科目の各4単位を履修するものとされている。

「日本語」については、日本語教育を専門とする教員が、本学入学生の特性を考慮した授業展開を図っている。そのため、外国人学生の専門教育は、現在のところ一般学生とほぼ同じ環境の下で行われているが大きな支障はない。「英語」に関しては、基本的には日本人学生と同一クラスで履修するため、クラス分けも日本人学生と同一の基準で行われて

いる。クラス分けに不満を持つ学生も一部には存在するが、これは外国人学生に限ったことではない。そのつど、成績基準等を示しながら説明を行っている。

036

【生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性】

上記について、現状において本学部該当する事項はない。全学的な取り組みについては、大学の項を参照されたい。

037

【正課外教育の充実度】

夏期・春期休業中に学内にて短期集中で行っている「夏期・春期英語集中講座」や、イリノイ大学への短期留学を行う「夏期語学短期研修プログラム」など、正課外語学教育を充実させている。これらはいずれも単位認定される。

また、2002年度から駿台教育研究所の協力のもと「経済学に使う数学入門講座」を夏期休業中に集中講座として開設している。経済学では数式を多用するが、一般的に文系の大学に入ってくる学生は数学を苦手とする学生が多く、数学が経済学を学ぶ学生にとっての障害になっていた。そこで、高校数学までの内容の復習を行う講座を設けて、大学での経済学への導入をスムーズにしようと試みた。

また、受験予備校の「クレアールアカデミー」の全面的協力のもと、2003年度から「公認会計士(CPA)養成講座」を開催している。簿記や会計学の知識がゼロの人を対象に、2年半で公認会計士試験(短答式試験および論文式試験)の合格レベルまで徹底指導する講座である。受講者は、最初の1年半は学内開講の講義を受講し、残りの期間は水道橋にある「クレアールアカデミー」へ直接通って受講することとなる。学内開講の講義の場合、平日(週2~3日)の5時限以降2コマと土・日曜日に各2コマ~4コマ開講されており、また夏期休業中、春期休業中には授業が集中的に行われるなど、ハードなカリキュラムが組み込まれているが、多くの学生が公認会計士を目指して意欲的に受講している。

その他に、経済学部主催で希望者を募って日産自動車追浜工場(2001年7月)、トヨタ自動車の元町工場(2002年7月)、新日本製鐵君津製作所(2002年7月)、日産自動車栃木工場(2003年7月)、富士重工矢島工場(2004年8月)、曙ブレーキ工業のAi-City(本社)と羽生製作所(2005年9月)等、工場見学を実施している。

なお、全学的取り組みについては、大学の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

010

【学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連】

現在の獨協大学および経済学部の教育理念および学校教育法第52条は、現在および将来に引き継がれるべき普遍的内容を具備したものであり、総じてそれらは現代的に相応しい

かたちで現在の経済学部の教育課程に生かされているといえるであろう。実際、経済学部の現行カリキュラムは、国際化や情報化、社会生活の多様化に従って着実に進化を遂げてきた。そこには、本学の伝統的理念である豊かな国際性と人格形成をめざす視点が貫かれてきた。「現代的教養」「新しい教養主義」ということについても大いに議論し、具体化に励んだといえるであろう。しかしそれでもなお、現代的教養と高度な専門的知識の両方をバランスよく学習することは、実際には容易ではなく、現在のカリキュラムにおいて、現代的教養といい現代に必要な専門性といいつつも、それらの具体的な内容を定義し、個々の教室で教えることができたかどうか、さらにそれらを習得、吟味し、表現する上で必要な基礎的なスキルの形成が十分であったかどうかあらためて個々の教員が反省すべきであろう。

011

【学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性】

教養と専門の両方の具体的な内容についての不明瞭さをもたらす問題が、とりわけ「基礎演習」や経済学科の「特殊講義 a・b(経済学入門)」、経営学科の「特殊講義 a (経営学科でなにが学べるか)」など、多数の教員が同一内容を提供する科目や多数教員によるオムニバス形式の講義科目に集中的にあらわれた。個々の教員がそれぞれに抱く目的や方法がはっきりしないまま、学生の意識とのズレが生じ、しばしば現場で混乱を招いた。そのため、経済学科「特殊講義 a・b(経済学入門)」については、2004 年度からはオムニバス形式を取り止めて、1人の教員による講義形態に変更して実施している。

改革の目的や前提について教員組織が十分に検討し、一致した認識をもつことなくして本来の教学の正しい改革はありえない。その点からみて、現在のカリキュラムも従来の弊害をまぬかれてはいないだけでなく、制度論が先行したことは十分に反省されるべきであろう。

012

【教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ】

一般教育科目については全学共通カリキュラムに依存しているが、その内容についてはカリキュラム策定時の討議に積極的に関わったものの、その後、推移をモニターし、学部から積極的に注文や問題提起する点で不十分な点があった。そのため現時点で、全学共通カリキュラム運営委員会などでその改善のための議論が始まっている。

013

【「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性】

この間、学部教育の専門性を高めるために、学科専門科目において「都市経済学」「環境政策論」「社会保障論」「ベンチャービジネス論」「非営利組織マネジメント論」「研究開発マネジメント」「人的資源管理論」などを新たに配置した。これらはいずれも学生の興味に

も合致したものとなり好評を博している。また少人数専門演習体系として、1年次「基礎演習」(選択)、2年次「演習」(必修)、3年次「演習」(選択)、および4年次「卒業研究」(選択)といった、4年間にわたり専任教員が学生と少人数のなかで基礎専門から応用専門に至る教育を一貫して行えるシステムを編成したことには、低学年次における教員と学生の距離を縮め、関係を密にし、指導の機会を広げ、2、3年次にじっくり専門研究に専念できるなど一定の積極的意味があった。

演習の履修状況は付表に示されている。「演習」(3年)については選択としたが、学生の演習に対する関心は高く、現在「演習」「演習」とともに履修は9割以上となっている。2年生からの演習開始によって時間をかけた指導が可能となり、その点が従来の「演習」と比べて教育効果を上げているという担当教員の声も聞かれる半面、問題点として、開設演習数が例年40数ゼミで、第1次応募で希望どおりの演習に入れない学生が依然100名を超える状況があり、多くの場合4年生指導の空白を招き、卒業後の教員と卒業生との結びつきを弱めるものとなったとの指摘もある。

(付表) 2005年度 経済学部演習・演習 履修・修得状況

(注:旧カリキュラム通年履修者を含む。)

科目名	合格 計	不合格 計	履修者数	履修者比率
演習 a	796	24	820	92.0
演習 b	785	29	814	94.9
演習 a	662	17	679	92.0
演習 b	641	30	671	90.2

「卒業研究」については、現在約4割が登録を行い、23%の学生が最終的に単位を修得している。演習毎に卒業研究報告会を年末に行うなどの活発な取り組みが行われている。しかし、約4分の1の履修は4年間を通じた少人数教育の実施という意味では、選択を可能にしてはいるものの、効果としては十分とはいえないであろう。4年生次の演習開設の問題と合わせて今後検討すべき課題である。

014

【一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性】

一般教育科目は、学際的・学問的な視野を身につけ、それを専門科目の学習の基礎とし、問題の発見、解決方法の探究の方法を見いだすという点に力点が置かれた。現在、その体系的なあり方の是非や、専門科目の学習への効果を判断するためには尚多くのモニタリングと討論が必要であろうが、現在、概して受講者の感想は積極的なものが多い。今後、学部学科の専門性の観点および現代的教養のあり方と併せて内容を吟味する必要がある。

015

【外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性】

語学教育の分野については、1、2年生の基礎英語において半数以上のクラスでネイティブの教員を配置することによって、学生のコミュニケーション能力形成の基盤をひとまず強化することができた。「夏期・春期英語集中講座」も定着し、継続的な運営が行われている。また、入学時に TOEIC®試験を実施し、その成績結果を学生の入学時の英語能力の判定基準とし、その後の教育目標を設定する上での重要な指標として用いている。さらに例年秋に決定する推薦入学者を対象とし、入学前の期間に語学力のアップを目的として行う「プレアドミッションプログラム」は、例年推薦入学者の7、8割が受講し、好評である。学部執行部は、ネイティブ教員の雇用や各種プログラムの運営に努力し、経済学部の語学教育環境は大きく改善された。ネイティブの担当者、教務委員・教務課担当者を交え、数回、連絡会を開いて、懇談と授業内容の調整を行ったことも貴重な試みであった。現時点における問題は、その後のクラスでの授業内容に対するモニタリングや改善点の議論が不十分であること、また、拡張した語学プログラムを管理し、有効に機能する組織的な体制が不備であることなどが上げられるであろう。

「夏期語学短期研修プログラム」については、例年イリノイ大学で行ってきたが、費用の面から問題があり、2006年度は中止せざるを得なかった。

016

【教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性】

本学部の卒業所要総単位は、1994年度カリキュラム以降大幅に削減され、現在128単位に落ち着いたが、量的には大きな問題はないと思われる。また現在の卒業所要単位に占める専門・教養・語学間の量的配分は大きく変える必要はないであろう。ただし、外国語教育の強化というニーズに鑑みた場合、願わくは外国語科目の必修科目数を引き上げたいところであるが、現状では課外講座その他で、正課授業を補完することが現実的な方途であろう。また専門基礎科目の「経済学」や「経営学」についても単位配分としての問題というよりも、むしろその内容を改善することによって他の専門学習への効果が期待できるであろう。

017

【基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況】

基礎教育、とりわけ英語教育について、学部独自にその半数のコマを管理する上で、執行部、教務委員は努力した。また経営的に増コマが制限されている中で、クラス人数の調整など基礎科目の維持のためにやりくりした。一般教育科目については全学共通カリキュラム委員会に学部委員が参加しているが、そこへ意見を集約し、問題を提起することが十分にできたとはいえない。現状では、基礎教育とりわけリメディアル教育や外国語教育の強化を考えた場合、教務委員の奮闘だけでは拡大する業務に対応できない場面もでてきて

いる。

019

【起業家的能力を涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教育課程上の位置づけ】

「ベンチャービジネス論」「非営利組織マネジメント」といった講義科目、および関連「演習」では、授業の一環としてインターンシップ、ボランティア活動を行っているが、これらの活動は他の授業へ支障がないように、夏期休業中など授業がない時期に行っている。授業期間中にインターンシップ、ボランティア活動を行うことが望ましいが、これは難しいと思われる。

020

【学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況】

カウンセリング・センターの例年のアンケート調査の結果から、精神的に不安を抱える学生が少なくないことがうかがえる。クラスや演習での教員や学生相互の関係でそうした問題が解消する場合もあるが、必ずしもそうでなく、退学などに結びつく場合もある。そうしたことを防止する方策の一つとして、1年生クラスや演習でのまとまりを作ることがあげられる。残念ながら2001年度カリキュラム改革については、新たな方策を打ち出しえなかった。むしろ逆に、TOEIC®による英語授業のクラス分けを全学共通カリキュラムの「英語」のみに導入したために、同カリキュラムの「英語」と学部の「インターナショナル・コミュニケーション」でクラスを分離して、クラスのまとまりを弱める結果をもたらした。新学期初めのオリエンテーションや他の1年次必修科目のクラス配置の問題と合わせて十分に対策が講じられるべきである。

021

【学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況】

経済学科「特殊講義 a・b(経済学入門)」は当初、週代わりで教員が1人ずつオムニバス形式で行っていたが、学生の専門学習への関心と呼ぶ半面、短時間でそれぞれのテーマを概説するため、断片的で高度な内容となりがちであった。そのため、必ずしも学生の専門教育への橋渡しの役割を果たせていないと判断し、2004年度からはオムニバス形式を取り止めて、1人の教員による講義形態に変更した。2003年度に新設した経営学科の「特殊講義 a(経営学科でなにが学べるか)」は、毎週2~3名の教員によるオムニバス方式の半期完結科目で、現在も続けている。

また「経済学に使う数学入門」については、その内容は高校数学までの内容の復習に主眼をおき、学部専門科目の理解を助けるものとして、その内容としては受講生のニーズに応えた適切なものとなっているものとする。しかしながら、2006年度には受講生は18名と、2004年度の3分の1まで落ち込んでおり、学生の基礎学力低下に対応して、正規カリキュラムとは別に、リメディアル教育を実施する必要がある一方で、リメディアル教育を必要とする学生に履修してもらえらるような、リメディアル教育のあり方を検討する必要がある。

あるだろう。

026

【カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性】

必修・選択の量的配分の適切性については、学生の学習時間や登録上の制約などから判断して概ね妥当と思われる。語学科目などについては、必修枠を拡大することが望ましいが、実際問題として、現在は科目数よりも1クラスあたりの人数の削減を優先したことによってこの水準となったという事情があり、正課外授業などでその内容をさらに補っている。必修科目を増やした場合、学生の履修にゆとりがなくなり、教員の過剰負担を生むという問題もある。

030

【卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合】

他大学・学部・学科等で取得した単位を認めることによって、自大学・学部・学科の科目履修が少なくなるという問題は、本学部ではさしあたりコース制の設置によって解消を図った。コース制の設置は、2003年度からの全学共通カリキュラムの開始とあいまって、学生の一般教育を重視しつつも専門的・系統的な履修を促進するものとなった。従来のおよむ「楽勝科目」とされる過多登録科目は急速に減少し、学生の他学部・他学科受講も学問的な関心からのものが多くなりつつあるといえよう。

コース認定状況は次表のとおりである。過去3年間において、経営学科が3、4割の認定者率であったのに対し、経済学科は10%弱に留まっている。とくに学生の中の理論離れを反映してか、「経済理論コース」、「総合政策コース」の選択者は著しく少なく、系統的な履修と専門知識の体系的な教育という当初の目的に照らして十分な成果とはいえず、再検討が必要であろう。

(資料) 経済学部コース認定者数(2003～2005年度)

経済学科コース	2003年度	2004年度	2005年度
経済理論	13	9	5
総合政策	5	6	13
国際経済	22	21	10
学科計	40	36	28
学科卒業生数	432	435	423
コース認定者比率	9.3%	8.3%	6.6%
経営学科コース	2003年度	2004年度	2005年度
マネジメント	27	49	25
ビジネス	22	28	23
会計	38	48	43
情報	26	36	25
学科計	113	161	116
学科卒業生数	419	425	371
コース認定者比率	27.0%	37.9%	31.3%
経済学部合計	153	197	144
学部卒業生数	851	860	794
コース認定者比率	18.0%	22.9%	18.1%

* コース修了条件は、各コース指定科目40単位の修得。

【社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮】

社会人入学による入学者数は、毎年若干名であり、社会的ニーズに照らして十分な規模になっていない。社会人を対象にした受け入れ態勢や教学内容の整備が必要である。

外国人留学生向けのカリキュラムについては、2000年度まで外国人学生についての第一外国語は日本語とされており、第二外国語として英語の履修機会は乏しく、履修者も少なかった。外国人学生の英語その他外国語の大学入学までの履修状況や要望をアンケートで調べた結果、英語学習に対する強い要望がよせられ、日本語習得の上でも英語が重要との事情が明らかとなったため、従来の外国人学生に義務付けられていた日本語履修分を1コマ削減し、第一外国語を英語とするよう改め、「英語」「経済・経営外国語」を必修とするようにした。

【正課外教育の充実度】

「経済学に使う数学入門講座」の受講者数の推移を見てみると、次表のように2004年度以降受講者が減少傾向にあり、2006年度には2004年度の3分の1まで落ち込んでいる。

	受講者数	経済学科	経営学科	他学部他学科
2002年度	28名	20	8	なし
2003年度	42名	25	8	独1、英4、仏1、言2、法1
2004年度	53名	34	16	英1、法1、国1
2005年度	30名	22	7	法1
2006年度	18名	11	5	法2

また、「公認会計士(CPA)養成講座」の2003年度からの受講者数は、以下の通りである。

	受講者総数	基礎コース	マスターコース
2003年度	110名	110	開講なし
2004年度	116名	90	26
2005年度	104名	72	32
2006年度	116名	75	41

「公認会計士(CPA)養成講座」の成果としては、公認会計士試験・短答式試験にて2005年1名(4年生)、2006年3名(4年生1名、3月卒業生2名)の合格者が出た。さらに、2006年11月の公認会計士試験(論文式)の合格発表において、本講座の受講生1名が合格し、公認会計士第1号が出た。試験制度が変更となった新試験制度1年目から最終合格者が出たことはうれしい驚きであった。また日本商工会議所簿記検定試験1級合格者も、2004年11月検定試験1名、2005年6月検定試験6名、2005年11月検定試験1名、2006年6月検定試験2名が出ており、延べ10名になる。このような資格試験対策の課外講座は結果がすべてである。その意味において、当初の予想以上に成果を挙げていると高く評価している。

また、工場見学への学生(院生も含む)参加者は、日産自動車追浜工場(2001年7月)約70名、トヨタ自動車元町工場(2002年7月)約110名、新日本製鐵君津製作所(2002年7月)19名、日産自動車栃木工場(2003年7月)約100名、富士重工業矢島工場(2004年8月)約90名、曙ブレーキ工業のAi-City(本社)と羽生製作所(2005年9月)42名であった。普段では見ることのできない生産の現場を見て生産管理の実際に触れることで、講義での学問内容の実践を見ることができて、大学での学習の動機付けやその応用としての教育的効果は高いと評価している。工場見学以外にもフィールドワークを取り入れて、学生に学問と実践の連携を意識づけることで、学問への意欲の向上を図っていくことは有効であろう。

将来の改善・改革に向けた方策

010

【学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連】

本学の教学理念や学校教育法の理念を生かすためには、教学の様々な物理的条件の改善と併せて、「現代的な専門性」「新しい教養主義」とわれわれ自身がうたってきたものの内容をより深く、具体的に掘り下げることが必要である。その上で、限られた教育的資源を学生の関心と勉学条件とに合わせて適切に活用していくことが求められる。そのためには、まずもってわれわれ教員一人ひとりが学問の現代的、創造的内容を学生に確実に伝えなくてはならず、それこそが個々の学生の知的で普遍的な確信となって彼らを将来にわたって支えるのである。それは古いものを否定することでもなく、新しいものに振り回されることでもない、自由な興味に従って専門性を追求し、追求する方法論を教養の多様性の中に見いだすというものである。本学の伝統的な少人数教育と外国語教育の面での優位性は、そのような学問的営為のユニークな基盤であり、それは今後とも強化されねばならない。

現在検討中の2008年度カリキュラムの方向性は次のような内容である。第1に、専門および専門導入教育の強化として、基本的なリテラシー教育を制度的に行う。具体的には、「大学入門講座」(仮称、半期2単位)、「クラスセミナー」(仮称、半期2単位)などの新設、「演習」年次配当の調整などである。現状では「卒業研究」の履修率は2割台と低く、また1年次の「基礎演習」もその内容改善の必要が指摘されている。こうした問題をどのように解決するかさらに議論を深め、改革案の詳細を早急にまとめたい。

第2は、語学教育の改革であり、英語能力の具体的な目標をクラス、個人毎にさだめて、その向上のためのプログラムを提示することである。学生が英語に親しみをもてる授業を行い、さらにその成果がTOEIC®の成績や留学などの機会を通じて実感できるようなプログラムを作りたい。またそのために語学教育の管理運営体制も整備する。これらによって、従来の語学教育をさらに質的に高めたい。

第3に、キャリア形成教育の改革である。全学年次を通じて、適切な将来像をイメージしながら基礎教育や専門教育を行うことは、学習上はもとより生活の上でも有益な刺激となるであろう。一人ひとりの学生が多様で生き生きした将来像が描けるような材料を提供することを心がけ、学生の主体的な成長という点に主眼を置きたい。とくに2年次に「キ

キャリア講座」(仮称)を新設し、就職進路の具体的な流れや実例を学ぶ場を設けたい。

第4に、以上を具体的に推し進めるための「教育データベース」(仮称)を構築する。

011

【学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性】

経済学部では、現在、2008年度新カリキュラムに向けての議論を行っている。その議論の柱は次の3つである。第1に、現在の学生の入学時の社会的問題関心や価値観、規範意識などをふまえ、あらためて本学の中規模大学としての特長を生かした少人数教育をより体系的に整備することである。第2に、語学教育、とりわけ英語教育科目の内容について、より具体的な点検を行い、必修科目の配分に見合う内容の充実を図る必要がある。第3に、全学共通カリキュラムの担当者との協議を頻繁に行い、一般教育科目の内容についても再検討する必要がある。この新カリキュラムによって、既述の理念と目標に相応しい教育体系の確立を目指すものである。

012

【教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ】

すでに全学共通カリキュラムにある基礎教育、倫理性を培うための教育内容はそれを維持し、さらに、学部専門科目の導入部分の基礎科目に該当する経済学科「特殊講義a・b(経済学入門)」、経営学科「特殊講義a(経営学科でなにが学べるか)」、その他の科目を学生により接しやすい内容にあらため、可能な限り科目の中で現代の様々な社会的事件などを考える内容を2008年度新カリキュラム盛り込んでいくようにしたい。

013

【「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性】

少人数専門教育の体系的整備を柱として、専門教育内容を強化する。それは、入学時における学生の社会的関心の希薄化、アルバイトの増加など勉学条件の悪化を考慮した、よりきめの細かい指導を可能とするものでもある。演習科目の年次配当について、前回の改革では、低学年から少人数教育と専門教育が必要であるとの認識に立ち、1年次に「基礎演習」、2年次に「演習」、3年次に「演習」を配当した。しかし、専門的知識がなく、専門分野に対する興味も薄い1年生に、専門性の高い「演習」(内容)を選択させることはやはり問題があるとの声が聞かれた。専門基礎が身につき、同時に社会問題への関心や興味が高まる時期に演習科目を配当することのほうが適切であろう。また、4年次には「卒業研究」を配当してきたが、履修者の割合は4割、合格者割合は2割程度であり、多くの学生は卒業論文を書くことなく卒業している。問題を発見し、仮説を立て、検証し、問題解決するということは、現代の社会人にとっては当たり前の基礎的スキルであり、卒業論文を書くことによってこうしたスキルを磨くことが可能となるであろう。

014

【一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性】

入学後の早い段階で学生が接する全学共通カリキュラムの教育課程は、基礎教育、倫理性を培う教育条件という意味で重要な意味を持つ。専門の分野を超えた思考力と人間性を養うことを目的としたそれらの科目は、単に一般教養としてではなく、専門の基礎として位置づけられており、その意味で、その後の研究の意義や動機づけという意味で、内容の吟味と向上を図りたい。

015

【外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性】

語学教育を効率的に行うため、語学の授業の学年配当および内容を見直し、内容を学生の語学教育ニーズに合致したものに適宜あらためる。具体的には、英語教育の一つの柱として、TOEIC®の得点を引き上げることに眼目をおき、入学時よりも100点から200点スコアを上げるようなプログラムを可能にする。すでに現在入学時のTOEIC®一斉テストのスコアによってクラス分けを行っているが、これを2年次、3年次にも行うことによって学生に具体的な目標を与え、英語学習を促進したいと考える。また、これまで「経済・経営外国語」は経済・経営の専門書を読むためのスキルを磨くことが主眼とされてきた。しかし今日、リーディングのみならず、コミュニケーション、ライティングスキルなど、ビジネス英語あるいはTOEIC®対策、留学など、学生のニーズが多様化している。そのような現状に応えるような内容の授業が必要である。

語学教育については、対費用効果、学生のニーズなど勘案しながら見直しを進めている。英語関連の集中講座なども学部の英語教育の特色として定着しつつあるものの、まだ潜在的な学生の教育ニーズに十分対応したプログラムが提供できていないわけではない。今後もさまざまなプログラムの拡充を検討すべきである。

017

【基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況】

教養教育についても語学教育についても、系統的にその内容を検討していく端緒についたところである。それを軌道に乗せるためには、学部カリキュラム委員会の機能化が不可欠である。またさらに語学教育については、非常勤講師陣との連携を強め、その内容と体制をつねにモニターし、学生の学習状況や担当教員の要望などを逐一掌握し、適切な措置をとる必要がある。

020

【学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況】

2008年度カリキュラムでは、少人数クラスにおいて、学生生活上のさまざまな相談にのり、学生と教員、そして学生同士の信頼関係の形成を主眼として、「クラスセミナー」(仮称、

半期2単位)を新設して、学生の抱える問題に対してきめの細かいケアをしていきたい。

021

【学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況】

2008年度カリキュラムより、大学入学後に全学部生を対象として、論文・レポートの書き方、そのための資料の探し方などを教えるプログラムを準備したい。また、英語、数学などの分野は専門教育に直結するものであり、リメディアル教育を提供していきたい。

026

【カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性】

2008年度新カリキュラムにおいて、いまのところ現在の必修・選択の量的配分を大きく変更する計画はないが、「基礎演習」のあり方を見直すとともに、それに替わる新たな導入基礎科目として、文献の読み方、レポートの書き方、図書館利用法、検索方法などをパッケージにして教える講座を新設し、それを全員が受講させることを検討している。また現在、2年次必修としている「経済・経営外国語」の年次配当を3年次に移行することによって、学生により長い期間英語科目に接することができるようにすることを検討している。

030

【卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合】

コース制については両学科ともに認定者率が低い状態が続いている。それは学生の専門性を涵養する体系的な履修が十分に制度的に保障されていないことを意味するものであり、コース設置の意義を学生に周知し、認定者率を引き上げていくことが必要である。

037

【正課外教育の充実度】

「公認会計士(CPA)養成講座」は、在学中の合格者を出すためのサポートを行うという意味で実質的な成果を上げつつあるが、マスターコースを修了し、まだ勉強を続けたいという学生も出てきているので、そのような学生向けのコース(ポスト・マスターコース)も検討していきたい。

法学部（法律学科・国際関係法学科）

現状の説明

010

法学部(法律学科・国際関係法学科)の教育課程と理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連について、法学部の教育課程は、学校教育法第52条および大学設置基準第19条にいう幅広い教養の教授と専門的学芸の教授の理念にしたがい、体系

的に編成されている。

幅広い教養の教授のために全学共通授業科目を配置し、専門的学芸の教授のために、それぞれ学科固有科目を配置している。それぞれについては『履修の手引』(学則別表 - 1 法律学科授業科目)(学則別表 - 2 国際関係法学科授業科目)を参照されたい。

011

法学部の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性について、法学部両学科のカリキュラムは、学部(学科)固有科目と全学共通授業科目とで編成されている。

学部固有科目としては、1年生の春学期に大学への導入教育をおこなう「フレッシュマンプログラム」、1年生の秋学期から2年生の春学期に民法入門・公法入門・政治学入門等々の各種「入門講座」、2年生の秋学期に専門演習のための基礎教育を行う「基礎演習」、3・4生に専門演習を配当して基幹科目とし、その周囲に専門科目群を配当している。学科固有科目については、後述する項目013を参照されたい。

さらに、以上の学部固有科目群の周囲に、全学共通授業科目として、全学総合科目群と外国語科目群を配当している。

012

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけについて、主として学士課程の1・2年生を対象とした「基礎教育」については、2003年度より、「全学共通授業科目」(全学共通カリキュラム)として再編成した。法学部(法律学科・国際関係法学科)所属の学生も、主として全学共通授業科目によって基礎教育を受けることになる。

全学共通授業科目は、「全学総合科目」「外国語科目」から編成されており(学則別表 - 1、2)、旧来の一般教育科目や保健体育科目、英語科目や英語以外の外国語科目を網羅している。

「倫理性」を培う教育としては、全学総合科目の中に「倫理学」を置いている。さらに、法律学科・国際関係法学科に共通の開設科目として「社会科学概論」があるが(学則別表 - 1、2)ここでは責任論など倫理的視点に立った社会科学を講じている。

013

「専攻に係る専門的学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性について、法学部(法律学科・国際関係法学科)の場合、学校教育法第52条にいう「専攻に係る専門的学芸」に相当するのは、各学科固有の科目である。

このいわゆる専門科目群は、法律学科においては基礎法・外国法・公法・民法・刑事法・社会法・手続法・国際関係・政治・特講・関連・総合講座・演習の各部門から編成されている。さらに政策法務・企業法務・法曹の各コース別に履修指導をおこなっている(学則別表 - 1 法律学科授業科目)。

国際関係法においては、基本・国際関係法・比較法・外国法・関連法・国際政治・比較

地域研究・文献講読・総合講座・演習の各部門から編成されている（学則別表 - 2 国際関係法学科授業科目）。

014

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性について、「一般教養的授業科目」は、2003年度より「全学共通授業科目」として再編成された。「新しい教養主義」と銘打って、学部・学科を問わず全学の学生に開放されている。全学共通授業科目は、「全学総合科目」群と「外国語科目」群に分かれている。このうち全学総合科目群が「一般教養的授業科目」に相当する。

全学総合科目は、カテゴリー ~ の科目群から編成されており、学生の問題関心や専門科目と関連させて、広く深く学ぶことを可能にしている。これについて、詳細は大学の項を参照されたい。

015

外国語科目の編成における法学部（法律学科・国際関係法学科）の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性について、外国語科目のうち、とくに英語科目については学生の到達度に応じたクラス分けをおこない、入門英語から上級英語まで、学生の多様な需要に応じている。

また、学部（学科）固有科目においても、外国法講読などの科目の中で外国語能力育成のための教育をおこなっている。

016

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性について、法律学科ならびに国際関係法学科の開設授業科目は、それぞれ法律学科授業科目表（学則別表 - 1）国際関係法学科授業科目表（学則別表 - 2）を参照されたい。

法律学科の卒業所要総単位は128単位であり、その量的配分は、「専門教育的授業科目」88単位、「一般教養的授業科目」（全学総合科目）24単位、「外国語科目」16単位である。

国際関係法学科の卒業所要総単位は128単位であり、その量的配分は、「専門教育的授業科目」88単位、「一般教養的授業科目」（全学総合科目）20単位、「外国語科目」20単位である。

017

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況について、本学では「全学共通授業科目」として、学部横断的に基礎教育・教養教育をおこなっている。

全学共通授業科目は、各学部・学科所属の専任教員と非常勤教員（一部は「全学共通カリキュラム」所属）が分担して担当している。

全学共通授業科目運営のための直接の責任は、「全学共通カリキュラム運営委員会」が担

っている。詳細は大学の項を参照されたい。

018

グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけについて、教養教育としての全学共通授業科目が、「全学総合科目」群と「外国語科目」群に分かれていることは前述したとおりである。

全学総合科目群のうち、「グローバル化時代に対応させた教育」としては、たとえば「比較文化論」「国際法」「地球科学」等が挙げられる。

また「倫理性を培う教育」としては、全学総合科目中の「倫理学」が相当する。

さらに「コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育」としては、外国語科目群のとくに英語科目において、「Basic Communicative English」「Speech Communication」等の科目が置かれている。

その他、全学総合科目群や外国語科目群の別を問わず、多くの科目で「グローバル化」や「倫理性」や「コミュニケーション能力」を意識した教育がおこなわれている。

019

起業家的能力を涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教育課程上の位置づけについて、現状において本学部・学科として報告する事項はないが、現在まで特に問題等は生じていない。

020

学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況について、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

021

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況について、法学部両学科では、第1学期（1学年の春学期）に「フレッシュマンプログラム」を設けている。1年生全員を18人前後のクラスに分けて、少人数でゼミナール形式の授業をおこなっている。

フレッシュマンプログラムはカリキュラム上、専門基礎科目に位置づけているが、「法学部入門」というよりは「大学生入門」の性格をもち、新入生に対して、本の読み方・レポートの書き方・発表の仕方・討論の仕方など、大学生として必要なリテラシー教育を主眼として、後期中等教育を終えたばかりの学生に高等教育への導入を図っている。

022

国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率について、法学部に関連の深い国家試験としては、国家公務員試験・司法試験等があるが、いずれも現状は「当該学部もしくは学科・課程の最終学年に在籍する学生のうち、

相当数の割合の者が受験する国家試験」ではないので、該当する事項はない。

023

医学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性について、現状において本学部・学科に該当する事項はない。

024

インターン・シップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性については、全学的に取り組んでいる。詳細は大学の項を参照されたい。

025

ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性について、外国語学部言語文化学科が開設している「ボランティア論」があり、その中でボランティア活動がおこなわれおり、法学部学生も履修することが可能となっている。ただし法学部としては現在、この科目の単位を、卒業要件を満たす単位としては認定していない。

026

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性について、法律学科・国際関係法学科それぞれ現状は以下の通りである。

(1) 法律学科

法律学科の卒業所要総単位数は 128 単位であるが、このうち全学共通授業科目(全学総合科目および外国語科目)として 40 単位、法律学科固有科目(専門科目)として 88 単位が配当されている。

全学総合科目については、必修が 4 単位、選択必修が 20 単位である。

外国語科目については、必修が 8 単位、選択必修が 8 単位である。

法律学科固有科目 88 単位については、履修コースによって違いがあり、政策法務コースと企業法務コースは必修 12 単位・選択必修 4 単位・選択 72 単位、法曹コースは必修 22 単位・選択必修 4 単位・選択 62 単位である(学則別表 - 1 法律学科授業科目)。

(2) 国際関係法学科

国際関係法学科の卒業所要総単位数は 128 単位であるが、このうち全学共通授業科目(全学総合科目および外国語科目)として 40 単位、国際関係法学科固有科目(専門科目)として 88 単位が配当されている。

全学総合科目については、必修が 4 単位、選択必修が 16 単位である。

外国語科目については、必修が 12 単位、選択必修が 8 単位である。

国際関係法学科固有科目 88 単位については、必修 4 単位・選択必修 4 単位・選択 80 単位である(学則別表 - 2 国際関係法学科授業科目)。

027

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性について、個々の授業科目の特徴・内容・履修形態については、全学共通授業科目および法学部（法律学科・国際関係法学科）のシラバスを参照されたい。

全学共通授業科目はもとより、学科固有科目の単位計算方法についても、学則にしたがい、体育実技科目および外国語科目は1単位（毎週2時間 15週）、講義・演習科目は2単位（毎週2時間 15週）として計算される（学則第22条）。

028

国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性について、法学部独自では他大学・短期大学との単位互換協定をおこなっておらず、全学的な取り組みの中で扱っている。詳細は大学の項を参照されたい。

029

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性について、法学部では、単位互換協定以外の単位認定につき、2005年度に計23名（法律学科7名、国際関係法学科16名）に対して、計107単位を認めている。このうち、「大学・短大・高専等」で修得した単位数は計80単位（法律学科36単位、国際関係法学科44単位）、その他の教育施設等で修得した単位数は27単位（法律学科4単位、国際関係法学科23単位）である（資料集表5・単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況）。なお、認定単位数など詳細は『履修の手引』（17～20ページ）を参照されたい。

030

卒業所要総単位中、法学部による認定単位数の割合について、法学部の卒業所要総単位数は、両学科ともに128単位であるが、そのうち他大学等で修得した単位について、60単位を上限として認定することが可能である。これは総単位数の約47パーセントに相当する。

031

海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけについて、法学部として独自の学生交流協定を締結していない。海外の大学との学生交流を含む協定は全学的に行われており、これについては大学の項を参照されたい。

032

発展途上国に対する教育支援を行っている場合における、そうした支援の適切性について、現在のところ、発展途上国に対する教育支援はおこなっていない。

033

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合について、法律学科・国際関係

法学科の現状はそれぞれ以下の通りである。

(1) 法律学科

法律学科の場合は、集計がコース別になされているので、それにしたがって固有科目について説明する(資料集表3・開設授業科目における専兼比率)。なお、全学共通カリキュラムについては、同表の参照をもって説明とする。

「政策法務コース」「企業法務コース」「法曹コース」それぞれにおいて、全開設授業科目における専任教員の担当科目数は118、兼任教員の担当科目数は18であり、全授業科目数136のうち86.8パーセントを専任教員が担当している。

また、いずれのコースにおいても、必修科目はすべて専任教員が担当している。

(2) 国際関係法学科

国際関係法学科の固有科目について、以下の通り説明する。(表3・開設授業科目における専兼比率)。なお、全学共通カリキュラムについては、同表の参照をもって説明とする。

国際関係法学科の場合、専任教員の担当科目数は97、兼任教員の担当科目数は17であり、全授業科目数114のうち85.1パーセントを専任教員が担当している。

また、必修科目はすべて専任教員が担当している。

034

兼任教員等の教育課程への関与の状況について、兼任教員(非常勤教員)が、授業科目を担当する以上に教育課程に関与することはない。

035

社会人学生、外国人留学生、帰国学生に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮について、社会人学生に対しては、入試面の配慮はともかく、教育課程編成上・教育指導上において格段の配慮はおこなっていない。

本学の場合、「外国人留学生」とは「外国の大学に在籍しながら本学の授業科目を履修する者」のことであり(学則第35条4項)これは全学年を通じて本学に在籍するわけではなく、現状では法学部への留学はきわめて稀でもあるので、教育課程編成上・教育指導上の配慮については個別的に対処している。

これに対して、留学生以外の外国人で入学した者を、本学では「外国人学生」と呼んでいる(学則第35条1項、2項)。外国人学生に対しては、原則として外国語科目に代えて日本語を履修させ、さらに「日本事情に関する科目」を履修させるなどの配慮をおこなっている(外国人学生の授業科目履修に関する特例第3条、第4条)。

帰国学生に関しては、「外国において高等学校に相当する課程を修了した日本人または日本に永住する外国人等」で入学した者等を、本学では「帰国学生」と呼んでいる(学則第35条の2、1項~3項)。帰国学生に対しては、外国語科目の履修を柔軟にし、さらに「日本事情に関する科目」を履修させるなどの配慮をおこなっている(帰国学生の授業科目履修に関する特例第3条、第4条)。

036、037

生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性、正課外教育の充実度について、本学部・学科独自には行っておらず、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は大学の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

010

法学部の教育課程と理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連について、法学部のカリキュラムは、全学総合科目と学部（学科）固有科目から編成されており、前者が幅広い教養、後者が専門的学芸の教授に該当する。

学校教育法および大学設置基準との関係では、まったく問題のないカリキュラムであるが、大学の大量化および教養部の解体にともなって、そもそも「教養」と「専門」の区別そのものがあまり意味をもたなくなっている。教養教育の専門家がなくなったし、高度な専門教育は大学院に任せるべき時代になっているからである。

011

法学部（法律学科・国際関係法学科）の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系的について、フレッシュマンプログラムから専門演習にいたるまでの科目配列によって、1年生の導入教育から3・4年生の専門教育までの軸を形成することで、体系的な学修を可能にしている。

基幹科目群が、単なる通過点にならないように、授業形態や成績評価について引きつづき検討する余地がある。

012

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけについて、大学の理念および法学部の教育理念を実現するための「基礎教育」については、全学共通授業科目の開設によって、豊富な授業科目が提供されている。

また、法律学科開設の「基礎法」科目群や、国際関係法学科開設の「基本」科目群も、法学部学生にとっての基礎教育的側面を担っている。

「倫理性を培う教育」は、全学総合科目としては倫理学のみともいえるが、法学部においては、法学および政治学そのものが高度の倫理性を内包しているため、専門教育の全課程が「倫理性を培う教育」と密接な関係にある。

もとより、「基礎教育」にしても「倫理性を培う教育」にしても、科目の提供だけで十分とはいえず、その内容や学生の理解度等について、検証が求められることはいうまでもない。

013

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の

理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性について、法律学科・国際関係法学科の点検・評価および長所・問題点はそれぞれ以下の通りである。

(1) 法律学科

法律学科の専門教育的授業科目は、他大学と大差はない。基本六法科目（憲法・刑法・民法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法）を中心に法律学系の科目を配置し、これに基礎法学系や政治学系の科目を加味するのが共通の伝統であるためである。

本学の場合には、卒業後の進路を学生に意識させるべく、法律学科内に公務員志望者のための「政策法務コース」、会社員志望者のための「企業法務コース」、そして法曹志望者のための「法曹コース」を設けて、それぞれに応じた履修指導をおこなっている。

法科大学院制度の発足により、とくに法律学科における「専門教育」の意義が大きく問題になっている。せっかく法曹コースを設けても、これと法科大学院との接続がきわめて不明確であることに、矛盾が端的に現れている。専門職大学院としての法科大学院の「専門」と法律学科における「専門」とが制度的に分離されているからである。ただし、これは全国的な問題であって、本法律学科に固有の問題ではない。

(2) 国際関係法学科

国際関係法学科の専門教育的授業科目は、法と政治について国際的視点や比較的視点から教授するために、多様な科目群を提供している。

多様性が学科の特質であるから、体系性に欠ける面は否めない。また、教養教育的側面と専門教育的側面が融合しており、このこと自体が学科の特色ともなっている。

014

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性について、法学部（法律学科・国際関係法学科）の視点から見ても、全学共通授業科目の編成は、学生の需要に十分応えうるものであり、「幅広く深い教養」「総合的な判断力」「豊かな人間性」を可能なかぎり配慮したものと見える。

もとより、科目の編成はともかく、運用の実態については謙虚に検証しつづける必要がある。

015

外国語科目の編成における法学部の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性について、質の高い外国語教育は本学の伝統であり、相応の社会的評価を受けている。とくに英語教育については、到達度別に各段階のクラスを設けることにより、学生の能力に応じた授業編成としている。

016

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性について、法律学科・国際関係法

学科の点検・評価および長所・問題点はそれぞれ以下の通りである。

(1) 法律学科

卒業所要総単位における「専門教育的授業科目」の割合は 69 パーセント、「一般教養的授業科目」19 パーセント、「外国語科目」13 パーセントである。

専門的授業科目の割合が多いようにみえるが、この中には「基礎法部門」や「外国法部門」のように一般教養的授業科目や外国語科目の要素をもつ科目群も含まれるので、授業科目の量的配分については、現状では適切かつ妥当である。

(2) 国際関係法学科

卒業所要総単位における「専門教育的授業科目」の割合は 69 パーセント、「一般教養的授業科目」16 パーセント、「外国語科目」16 パーセントである。

専門的授業科目の割合が多いようにみえるが、この中には「基本部門」や「比較法・外国法部門」「文献講読部門」のように一般教養的授業科目や外国語科目の要素をもつ科目群も含まれるので、授業科目の量的配分については、現状では適切かつ妥当である。

017

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況について、全学共通カリキュラム運営委員会を教務部長が統括し、運営委員会および各小委員会には直接的または間接的に各学科所属の専任教員が参加する形になっているので、一応の全学的な実施・運営体制が組織されている。

ただし、全学共通授業科目は、科目担当者代表によって実施・運営されているのが実情で、とくに学部・学科固有科目との関係が不鮮明である。

018

グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけについて、「グローバル化時代に対応させた教育」にせよ「倫理性を培う教育」にせよ「コミュニケーション能力等のスキルを涵養する為の教育」にせよ、いずれも本学の建学理念に合うものであり、とくに教養教育としての「全学共通授業科目」において全学的に推進している。

いずれも実践的な性格の強い教育であるので、科目群の提供だけでなく、その内容と成果について、引き続き検証する必要がある。

021

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況について、ほとんどの新生が大学生として必要なリテラシー能力の基礎さえ十分に身につけておらず、新生自身もこのことを自覚して大学での勉学生活に不安を感じているので、「フレッシュマンプログラム」の趣旨はよく理解されている。

フレッシュマンプログラムは少人数のクラス別の授業であるが、法学部の専任教員が授業を担当するだけでなく、クラスアドバイザー（クラス担任）をも兼ねているので、学生にとっては相談窓口の役も果たすことになる。

機械的にクラス分けがなされるにもかかわらず、実際の授業内容は各担当者に任されているために、学生からすると不公平感が生じることは否めない。

022

国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率について、法学部として国家公務員試験の受験生がごく僅かであるのは遺憾だが、医学部や薬学部とは異なり、いずれにせよ「最終学年に在籍する学生のうち、相当数の割合の者」が受験することは期待できない。

司法試験についても同様であったところ、2004（平成 16）年度に法務研究科（法科大学院）制度が発足し、その卒業生のみが新司法試験の受験資格をもつように制度自体が変わったので、新たに法律専門資格講座を開講し、司法試験だけではなく、広く法律専門職につきたい学生の希望にこたえるようにしている。

024

インターン・シップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性について、インターンシップを単位認定することにより、学生が実際の労働現場に関わることを積極的に推奨している。参加を希望する学生の意識は高く、現場での評価も良好である。

法律学科においては法律事務所や自治体など、法学部での学習と密接に関わるようなインターンシップを充実させる必要があり、国際関係法学科においては、そのほかに商社など、国際関係法学科での学習と密接に関わるようなインターンシップを充実させる必要がある。

025

ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性について、学生の社会貢献活動として、ボランティアが教育的意義をもつことは理解できる。

法学部（法律学科・国際関係法学科）においても、現に少なからぬ学生がボランティア活動に実際に参加しており、また、参加しなくても興味をもっている学生もいる。

026

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性について、全学共通授業科目についても両学科固有の科目についても、学生の多様化に応じたきわめて自由度の高いカリキュラムとなっている。

選択の自由度が高いということは、学生の履修目標を失わせかねないという問題を時に生じさせることがある。

027

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性について、単位計算の方法は、法令にしたがっており、形式的には問題はない。

しかしながら、実態に着目した場合には、学部・学科と学生の双方に問題を残している。

学部・学科側については、各学期 15 週の授業期間には定期試験期間と行事期間が含まれており、実質的には 12 週に止まっているという問題がある。

学生側については、授業外の学習時間が十分に確保されていないという問題がある。

028

国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性について、国内外の大学等との単位互換については、検討の段階にいたっていない。しかし、学生に多彩な授業科目を提供しうる点では、他大学等との単位互換協定の意義は理解できると考えており、他大学等との単位互換の意義それ自体を含めて、今後検討していく予定である。

029

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性について、学生の申請により、可能な限り多くの単位認定をおこなうよう努めている。

他学部比べて専門科目としての単位認定はきわめて少なく、専門以外の単位認定に偏っているが、これは法学部の専門科目の特性によるものであり、とくに問題はない。

030

卒業所要総単位中、法学部による認定単位数の割合について、卒業所要総単位に占める認定単位数の割合は 5 割近くに達しているため、受け皿としては十分であり、これ以上の認定は望めない。

031

海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけについて、学生個人々の留学はともかく、法学部として海外の大学との学生交流を組織的に行うことはしていない。学生交流を学部として組織的に行うためには、カリキュラムの見直しから始めなければならない。

032

発展途上国に対する教育支援を行っている場合における、そうした支援の適切性について、教職員や学生による個人的な教育支援活動は可能としても、学部における組織的な支援は現実的ではない。

033

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合について、法律学科・国際関係法学科の点検・評価および長所・問題点はそれぞれ以下の通りである。

(1) 法律学科

全授業科目の80パーセント以上を専任教員が担当しているため、カリキュラムの運営に十分な責任をもつことができている。

一方では、専任教員の負担が増していることも事実なので、主としてこの視点から専兼比率について継続的に検証していく必要もある。

(2) 国際関係法学科

全授業科目の85パーセント以上を専任教員が担当しているため、カリキュラムの運営に十分な責任をもつことができている。

一方では、専任教員の負担が増していることも事実なので、主としてこの視点から専兼比率について継続的に検証していく必要もある。

034

兼任教員等の教育課程への関与の状況について、カリキュラムの編成権および執行権は法学部教授会にあるため、兼任教員(非常勤教員)がこれに介入することは好ましくない。

ただし教育面で協力を願っている以上、兼任教員の意見・要望等に謙虚に対応する必要がある。

035

社会人学生、外国人留学生、帰国学生に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮について、法学部の場合、社会人学生・外国人留学生・「外国人学生」・「帰国学生」はきわめて稀であり、諸規程を柔軟に運用することで、これまでさしたる問題は生じていない。

だが将来的にはこうした特例措置の必要な学生が増加する可能性があるため、根本的な検討が必要である。

とくに、「外国人学生」と「帰国学生」については、その学習歴は多種多様であるため、規程面での整理とともに柔軟な運用がいっそう求められる。

将来の改善・改革に向けた方策

011

法学部の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性について、フレッシュマンプログラムと基礎演習については、学習効果の面から授業内容および配当学期等について、検討を行っている。

021

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況について、導入教育としてのフレッシュマンプログラムの意義については、学部内でも概ね肯定的に評価されているが、必修科目であるだけに、授業内容・成績評価等について、担当者間で共通の指針を作成する必要があると考えている。これについてさらなる充実をめざす。

022

国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率について、法曹養成については制度上の問題があるので、現状では国家公務員等の国家試験合格者の増加をめざすしかない。

025

ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性について、ボランティア活動の単位認定については、必要性を含めて検討する。

(2) 教育方法等

大学

現状の説明

038、039

教育上の効果を測定するための方法の適切性、教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況については、各学部・学科単位で検討・実施されている。詳細は各学部・学科の項を参照されたい。

040

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況について、現在、学生の GPA や TOEIC®スコア、学生による授業評価アンケートなど、学部教育の効果を測定する指標が得られ、それらによって授業の効果などをモニターすることができるようになっており、その結果を経年でみることによって、大学全体の教育に対する学生の満足度や理解度の変化をとらえることができる。これらの有効性は、自己点検運営委員会や他の関係委員会等において吟味されている。

041、042、043、044、045、046

卒業生の進路状況、教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況、教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況、教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況、国際的、国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況、履修科目登録の上限設定とその運用の適切性については、学部・学科単位で扱われている。詳細は各学部・学科の項を参照されたい。

047

成績評価法、成績評価基準の適切性について、成績の評価基準は全学共通である。従前は、優(A:80-100点)・良(B:70-79点)・可(C:60-69点)・不可(F:59点以下)のA・B・Cを合格、Fを不合格とする4段階方式が採られてきたが、A評価を分割し、特優(AA)評価を設けた方が成績の優秀な者にとって励みになるとの観点等から、5段階評価の導入が一つの検討課題とされてきたところ、2003年度入学生から特優(AA:90-100点)・優(A:80-90点)・良(B:70-79点)・可(C:60-69点)・不可(F:59点以下)の5段階評価が導入されている。その他、不可で卒業再試験不許可(FG)、評価不能(X)、他大学での修得単位(P)という評価がある。これについては『履修の手引』12ページを参照されたい。

成績評価は各科目の担当教員の裁量によるが、得点を100点満点に換算した場合の評価基準に従って決定される。評価の手がかりには授業時間中の小テスト、レポート等の提出

物、授業中の態度、出席の状況、定期試験の受験結果などがあるが、それらをどのように扱うかは担当教員、科目ごと異なるが、あらかじめシラバスや初回の授業などにおいて評価基準を学生に示すことになっている。

048、049、050、051、052、053、054

厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況、各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性、学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況、学生に対する履修指導の適切性、オフィスアワーの制度化の状況、留年者に対する教育上の配慮措置の適切性、学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況については、学部・学科単位で扱われている。詳細は各学部・学科の項を参照されたい。

055

科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性について、制度の概要については、第4章 項目 142（科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性）の記述を参照されたい。

056

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性については、学部・学科単位で議論されている。詳細は学部・学科の記述を参照されたい。

057

シラバスの作成と活用状況については、毎年4月のオリエンテーション時に配布すべく、各学部・学科の担当教員がシラバス原稿を作成し、教務課が集約・冊子の作成を行っている。シラバスには、授業科目名、担当者のほか、講義目的・講義概要、その学期の毎回の授業計画、テキスト・参考文献、評価方法が記載される。

また、冊子の内容はホームページから閲覧・ダウンロードすることを可能にしている。活用状況については、各学部・学科の項を参照されたい。

058

学生による授業評価の活用状況について、本学においてはいち早く学生による授業評価制度に取り組んでおり、授業評価を学生の権利と位置づけ、1998年度から「学生による授業改善アンケート」、2004年度より「学生による授業評価アンケート」を実施している。このアンケートは全学生、全授業を対象に春学期と秋学期の年2回実施しており、評価結果は担当事務局にて授業ごとに数値データと自由記述が集計され、アンケートを所管する自己点検運営委員会、点検評価企画委員会および各担当教員に届けられる。また数値結果等については大学ニュースやホームページを通じ学生にも報告している。

質問項目は、当該学生とその授業への出席率のほか、授業の目標設定と内容の適切性、担当教員の授業における説明のわかりやすさ、知的関心・教養および専門的知識・技能という点からの授業の有用性、授業内容の難易度・進度の適切性、学生からの質問・

要望に対する担当教員の対応の適切性、であり、それぞれ数段階のランク付けをするというかたちで回答がなされる。また、自由記述欄は、授業に対する自由な意見を求めるものであり、記載事項はワープロで打ち直して担当教員に配布され、その結果は各教員、各学部・学科にフィードバックされ授業改善に資されている。

結果の取り扱いは各担当教員に委ねられているが、各担当教員は授業または書面等にて評価に対するフィードバックコメントを作成し学生に提示している。これは学生と教員の双方向対話による、さらなる授業改善効果を目的とした制度である。なお、授業評価アンケート実施にあたってはこれを人事考課、勤務評定等に用いないこととしている。

これらのアンケートは全学生・全科目（非常勤教員を含む）を対象に行われているため、膨大な量になるが、全てコンピュータ処理されており、効率的な授業評価アンケート集計処理システムが確立されている。

059、060

FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性、FD の継続的实施を図る方途の適切性について、2006 年度より FD 推進委員会が組織され、全学的な FD 推進活動が本格的に目指されることとなった。現段階での FD 活動の中心は学生による授業評価にあり、各教員は授業評価結果を受け授業改善に反映させている。これ以外の活動については、FD 推進委員会設置から 1 年も経っていないため、全学的には未だ具体的取り組みは実行されていない。なお、各学部・学科において、これとは別にそれぞれ FD への取り組みが行われている。詳細は各項を参照されたい。

061

学生満足度調査の導入状況について、これを実施する方策として、授業に関する満足度は「学生による授業評価アンケート」を、窓口対応や施設等に関する満足度は「学生による教育環境改善アンケート」をそれぞれ導入している。前者は年 2 回、後者は年 1 回実施している。「学生による教育環境改善アンケート」については、アンケート結果を受け、事務局では窓口、施設設備の改善のためのプロジェクトチームを結成し改善に取り組んでいる。カリキュラム関連の改善については教務委員会を通じ、各学部・学科で改善方策の検討を行っている。

また、外国語教育研究所の調査活動として 2005 年 11 月には本学の外国語教育に関するアンケート調査を実施し、本学で行われている外国語教育の実態について全学科 1 年生から 3 年生および全学共通カリキュラム英語履修者から約 2,400 名の学生を抽出し、調査を行った。1,621 名から回収があり回収率は 84.1 パーセントとなった。現在分析結果を集計しており 2006 年度末の公表を目指しているのが現状である。

062、063

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況、雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組みの導入状況について、本学では現在、こうした仕組みを導入していないが、現在まで、特に問題等は生じていない。

064

教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性について、学生による授業評価の結果等を受け、それを教育改善に生かす方策としては項目 058 で触れた授業評価の結果に対するフィードバック制度がある。その取り扱いは各学部、各学科において検討され、各担当教員が授業改善にどう活かすかは、それぞれの判断に委ねられている。これについては現在まで、特に問題等は生じていない。

065

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性について、 本学の建学の理念を表す「大学は学問を通じての人間形成の場である」の言葉のとおり、大学を人格形成の最終段階と位置づけ、いったん大学に入学した後はしっかりと教育をおこない、教育をする者と教育を受ける者とが共に切磋琢磨して学びあう「教育共同体」であることが大学であるとの精神をもって教育をおこなってきた。そのため、共に学びあう「教育共同体」であるためには、教員と学生の距離が遠くでは成立しないことから、少なくとも少人数でおこなう授業を重視していた。その代表的なものが、全学部学生に演習（ゼミナール）を必修科目として配置したことをあげることができる。

1994 年のカリキュラム改正に伴い、演習（ゼミナール）が全学部学生の必修科目ではなくなりましたが、従来の演習（ゼミナール）は3年生、4年生に年次担当していたものを、導入教育の観点からも基礎演習として2年次からの履修を実施し、「教育共同体」としての精神は継続されるに至っている。

本学の現在の授業形態は、専門課程の授業科目等の講義形式、全学総合講座等のいわゆるオムニバス授業での講演形式、コンピュータ入門等の学内体験型・実習形式、インターンシップ等の学外体験型・実習形式、演習（ゼミナール）形式、および卒業論文指導による個別指導形式等に分類される。またその他にスポーツ・レクリエーション等の科目も配置され、おおよそ7種類に分類することが可能である。

066

マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性について、1年次の科目である全学共通授業科目の英語基礎科目のうち、基礎リーディング科目である English111・English112 において、教室外で自律・自立した学習習慣をつけさせるために e-learning 教材を導入し、これを、範囲を決めて授業時間外に自習（週2回、各1時間程度）することを義務付けている。

また、同じく1年次の英語基礎科目（経済学部は2年次）である基礎リスニング科目 English141・English142 においては、教科書付属のビデオを本学外国語教育研究所のスタッフが中心となって編集したものを教材として使用し、毎回のクイズなども織り込み、どの教員が授業を行ってもある程度均質の授業が行われるよう配慮されている。

また、English351 という自己学習型プログラムでは「ぎゅっとe」というソフトウェアを利用した、ネットワーク型のプログラムが組まれている。

本学では、ほとんどの教室にDVD、MD、CD等のAV機器を設置したほか、17教室にネット

ワークと PC を展開し、これらの授業および単発で実施されるマルチメディアを活用した授業を支援している。特に従来情報教育のための教室という側面が強かった PC 教室には、机内臓型の PC に置き換える等の変更を加え、語学や一般授業でも利用しやすいよう配慮している。

067

「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性について、本学では、インターネットを通じた授業のネット配信を行うためのネット環境は既に整備済みであるが、実際、そういった授業形態はとっていない。

068

4 年未満で卒業を認めている大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性について、本学は該当しないため現状の説明は特にない。

点検・評価、長所と問題点

058

学生による授業評価の活用状況について、授業評価アンケートは学生とのコミュニケーションを図るツールのひとつとなっており、学生からの指摘は教員の自己点検・評価に役立っている。授業評価アンケートは、郵送方式をとることにより全ての学生にアンケート用紙を行き渡らせており、非常勤講師担当科目もふくめた全科目について実施している点は評価できる。

問題点としては、教員からは「評価のサンプル数が少なすぎる」「学生からの評価の中に、一部事実と反することや、誹謗・中傷のようなものが含まれる」という指摘があり、学生からは「評価に対するレスポンスが見られない」という指摘もある。

059、060

FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性、FD の継続的实施を図る方途の適切性について、現状では FD 活動の中心は学生による授業評価にあり、これ以外についての組織的な取り組みは 2006 年度より設置された FD 推進委員会において検討中であるため、現状においては長所や問題点を見出すことはできていないが、将来的には教育・学生指導に関する研究や、教育・研究組織の充実、学生ニーズの多様化への対応などへの取り組みが想定される。

FD の継続的な実施という点についても、現状では委員会を月 1 回の頻度で実施しており、検討の機会は十分に設けられていると考えている。具体的活動についても、委員会の方針に基づき継続して取り組んでいきたいと考えている。

061

学生満足度調査の導入状況について、「学生による授業評価アンケート」および「学生に

よる教育環境改善のためのアンケート」を郵送により全学生に送り、全学生に意見を求めている点は評価できよう。学生の満足度の調査として、授業だけでなく大学の施設・設備や窓口サービスなど教育環境全般にわたる満足度を調査している点は評価できると考えている。さらに調査結果の活用については、可能な限り速やかに改善を実施している点は評価に値するだろう。なお、将来的に学生のニーズが多様化する中で、調査項目の見直しが必要となってくると考えている。

将来の改善・改革に向けた方策

058

学生による授業評価の活用状況について、教育、研究の現場において学生の声を反映させる評価制度を実施していくことは大切であると考えている。各教員の自己点検・評価の機会として、今後も継続して実施していきたいと考えている。しかし、これを人事考課や勤務評定に用いるということは考えていない。

評価サンプル数が少ないという点に対しては、評価に対するフィードバックを積極的に行うなど自己点検・評価活動をさらに活発化させるとともに、ホームページや講演会などのPR活動を図り、授業評価に対する学生の意識を高揚させることによって改善していきたいと考えている。そうすることによって、アンケートの趣旨からはずれた、事実と反する指摘や教員に対する誹謗・中傷等の記載をなくすことができると期待している。また、評価に対する教員のレスポンスが見られないという学生からの指摘についても、上述したような活動を通じて理解を求めていきたいと考えている。

外国語学部

外国語学部は各学科の独立性・自治性が高く、そのため各学科により現状等が若干異なるため、ここでは外国語学部各学科で共通する事項を中心に述べる。なお、詳細については外国語学部の各学科の項を参照されたい。

現状の説明

038

教育上の効果を測定するための方法の適切性については、外国語学部としては、基本的に各教員自身による測定が適切であると考えている。なお外国語科目については、複数クラスに対する統一試験による統一評価を与えたり、また外部試験の結果を補助として用いたりしているものもある。これらについては適切であると判断している。

039

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況については、全ての科目にわたるものとしては、全学的な取り組みであるシラバス、教育支援シス

テム、成績疑義照会などによって、外国語学部としても合意を形成する努力の途上にある。また外国語科目については、外部試験の結果を補助的に用いるという点で、外国語学部の各学科においておよそその合意が形成されつつある。

040

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況について、全学的な取り組みの中で導入しており、また、独自に導入している学科もある。これについては大学、および各学科の項を参照されたい。

041

卒業生の進路状況については、学科単位で把握している。

042、043、044

教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況、教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況、教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況については、英語学科における外国語教育での取り組みの例がある。

045、046、047、048

国際的、国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況、履修科目登録の上限設定とその運用の適切性、成績評価法、成績評価基準の適切性、厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況については、学科単位で扱っている。詳細は各学科の項を参照されたい。

049

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性については、ドイツ語学科、フランス語学科、言語文化学科で進級制度を持っており、また外国語科目については先修条件などもあり、確保するための方途となっている。これについては適切であると判断している。

050

学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況については、ドイツ語学科、言語文化学科による個別の取り組みがある。外国語学部全体としてのそのような仕組みの導入はないが、現在まで、特に問題等は生じていない。

051

学生に対する履修指導の適切性については、外国語学部も、全学的に同様である年度初のガイダンスおよびクラス・アドバイザーや演習指導教員などを通して行われている。また教務課窓口と教員との連絡による指導も比較的充実している。

052、053、054

オフィスアワーの制度化の状況、留年者に対する教育上の配慮措置の適切性、学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況について、実情は学科ごとに異なっているが、現在まで特に問題等は生じていない。

055

科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性については、大学全体の取り組みの中で扱っている。詳細は大学の項を参照されたい。

056

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性について、専任教員1人あたりに対する学生数は29.8人である。とくに学生の学修の活性化につながる外国語学部の特性として、個々の授業では少人数教育が可能になっていることを指摘することができる。

057、058

シラバスの作成と活用状況、学生による授業評価の活用状況については、学科単位で扱っている。

059

FD活動に対する組織的取り組み状況の適切性については、外国語学部も全学の制度に従った取り組み状況にある。これについて詳細は大学の項を参照されたい。また外国語学部の特性として、外国語教授法に関わるものがあるが、ドイツ語学科の国際共同研究、英語学科の「Lecture Workshop」や国際共同研究、フランス語学科のフランス語教授法研究会など、積極的な研究と実践の状況にある。

060、061

FDの継続的实施を図る方途の適切性、学生満足度調査の導入状況については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

062、063

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況、雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組みの導入状況について、外国語学部ではそのような仕組みを導入していないが、現在まで特に問題等は生じていない。

064

教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性については、学科単位で扱っている。詳細は各学科の項を参照されたい。

065

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性については、外国語学部としては、とくに外国語教育について、少人数クラスによる実習的授業という特性が相当の有効性を発揮しており、さらに各学科での独自の授業方法の研究・開発も行われており、これも相当の有効性を発揮している。

066

マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性については、全学的な取り組みについては、大学の項を参照されたい。なお、外国語学部では教員個々人の判断に応じて、マルチメディアを活用した教育を行っている。

067

「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性については、外国語学部として特筆すべきそのような制度措置の運用はないが、現在まで特に問題等は生じていない。

068

4年未満で卒業を認めている大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性については、現状において本学に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

039

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況については、全学的な取り組みによる途上であり、まだ十分な合意形成の段階にはないという問題点がある。また外国語学部における外国語科目に関して、外部試験の結果を補助的に用いるという点については、議論の余地がある。

056

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性については、外国語学部としては、現状における各学科および教員の取り組みを評価することができると思う。

059

FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性については、外国語学部としては、現状の妥当性を一定程度評価するとともに、とくに外国語教授法に関わる取り組みを高く評価する。

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性については、外国語学部としては、現状における各学科および教員の取り組みを評価することができると思う。

将来の改善・改革に向けた方策

039

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況については、外国語学部としても全学的な取り組みに積極的に参加するとともに、とくに外国語学部の特性となる外国語科目については、各学科において改善へ向けて継続的に努力する。

056

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性については、外国語学部としては、各学科において改善への継続的な努力をするとともに、学部の将来を検討する委員会など学部および各学科における検討課題の一つとする。

ドイツ語学科

現状の説明

038

教育上の効果を測定するための方法の適切性について、本学科では卒業までの4年間を通して国際社会で活躍するための語学力（ドイツ語能力）を養成することを教育上の目標としているが、教育効果の具体的な測定方法としてドイツ語能力に関しては学期ごとに行われる「基礎ドイツ語Ⅰ～Ⅳ」の統一期末試験、及び「総合ドイツ語Ⅰ～Ⅵ」の統一口頭試験などによって、クラス別ではなく履修段階ごとに学科内全体レベルで学生の成績評価を出すことができるようになっている。統一教材、統一進度及び統一試験とそれに基づく成績評価という制度の運営によって、教育の成果は学科の教員すべてが共有できるようになっており、改善すべき点は指摘し合い、検討できるようになっている。

039

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況について、本学科の教員間で合意されていることはまず、3年間にわたる「総合ドイツ語」の授業目標としてゲーテ・インスティトゥートの「ZD（ドイツ語基礎力統一試験）」に合格できるドイツ語能力レベルまで高めることである。また、更に卒業までに「ドイツ語技能検定試験2級」合格レベルの語学力を学生に具えることを目標とすることである。

040

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況について、

本学科独自ではこの仕組みはまだ導入していないが、現在まで特に問題等は生じていない。
なお、全学的な取り組みについては大学の項を参照されたい。

041

卒業生の進路状況について、本学科の卒業生の進路は企業に就職する者と進学する者の大体二つに分かれる。まず就職に関して、本学科の就職率（就職者数／就職希望者数）は2005年度で79%である。就職先は多岐にわたるが、特に卸売・小売業ならびにサービス業といった職種に多い。これは本学科学学生の男女比率で女性の方が高いことに主たる原因はあるように思える。しかし、これは外国語学部全般に当てはまることではあるが、語学を生かした就職先として旅行業やホテル勤務などの職につく卒業生が本学科でも常に少なからずいることは、特筆すべきであろう。

進学する者については、ドイツ語能力を生かし研究を深化するために大学院に進学する者が少数ではあるが毎年若干いる。また今後の就職活動に有利になる資格を得るために、本学科卒業後に専門学校に進学する者も見られる。その他、公務員試験の受験に備えて勉学に励む者もいる。

042、043

教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況、教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況について、現状においてこのような仕組みを本学科では導入していないが、現在まで特に問題等は生じていない。

044

教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況について、現状では本学科独自で客観的な測定結果をデータとして出すような仕組みは持たない。教員各自の現場での対応や教員同士のネットワークによる情報交換、そして学科教授会での教員による提案と議論及び決定によって教育改善は行われている。

045

国際的、国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況について、現状では山根一眞(ノンフィクションライター)、野田宏子(ソムリエール)などがある。

046

履修科目登録の上限設定とその運用の適切性について、ドイツ語学科の履修登録上限は1・2学期において各22単位、3・4学期において各23単位、5・6学期において各26単位となっている。なお詳細は『履修の手引』40ページを参照されたい。

1・2学期における必修が各10単位であり、3・4学期においては各8単位となっている。1・2学期では、できるだけ大学での学習形態に慣れ、かつドイツ語習得に集中してもらいたいこともあり、22単位という数は妥当であると考えられる。大学に慣れた3・4学期では、全学共通カリキュラムをはじめとして選択科目を多めに取ってもらうこと、5・6

学期からは専門科目に比重が置かれることから、それぞれの上限設定は妥当であると考え
る。

047

成績評価法、成績評価基準の適切性について、基本的には大学の項に記された方法・基準の通り適切であるが、必修のドイツ語科目（「総合ドイツ語」、「基礎ドイツ語」、「ドイツ語（LL）」など）や「ドイツ語圏入門」などの主要科目においては、それぞれ小テスト・レポートや統一試験の成績、平常点（出席状況、授業への参加度などに関する評点）の割合が定められ、厳格な評価が実施されている。

048

厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況について、基本的には各担当教員が責任をもって厳格に成績を評価しているが、特に基礎科目においては明確に目標設定され、かつ実現されている。2001年度のカリキュラムから、1～4学期のドイツ語科目においては、統一教材・統一進度・統一試験・統一評価が実施され、教員個人の恣意を排除するかたちが取られている。「ドイツ語圏入門」も統一試験を実施し、コーディネーターとサブ・コーディネーターによって一括評価が行われている。同様に「基礎演習」でも学生の達成すべき目標への到達度に応じて評価する基準が設定されている。

それぞれの学問分野の特徴が出る専門科目においては、基礎科目のような統一評価などは実施されていない。そうした中「卒業論文」に関しては、「卒論指導」という論文のリテラシーを高度なかたちで修得させる授業が設けられ、かつ中間報告と提出後の口頭試問が実施されており、成績評価の厳格化が図られている。

049

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性について、ドイツ語学科では、各ドイツ語科目の履修は、先行する科目の履修が条件となっており、「ドイツ語圏入門」と「基礎演習」を履修しなければ「専門演習」を履修することができない。年次ごとというよりは、各段階でのハードルをクリアすることで次のステップに進むようになっている。

卒業時の学生については、ドイツ語に関しては必修科目全26単位をはじめ、選択必修科目などの履修により、十分なドイツ語運用能力が保証される。また、「専門演習」および選択科目である「卒業論文」の履修によって、学生が実社会に出ても役立つ知の技法を身につけている。

050

学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況について、学生の意欲を高めるためには、学生たちがドイツ語を実際に活用できる場のイメージ作りが不可欠である。それは短期及び長期の留学であろうし、職業活動を意識できるインターンシップであろう。奨学金の出る長期の交換留学には11名（2005年度）が参加し、かつ自主的な認定留学も毎年10名程

度いる。

また、卒業後の進路を想定できるようにすることで、学習意欲を高めることが重要となる。その一環としてドイツ語学科では、ドイツ語圏でのインターンシップを2004年度から学科主催の事業として実施している。2004年度には7名、2005年度には11名、2006年度には9名の学生が参加しており、渡航補助金も支給されている。

051

学生に対する履修指導の適切性について、全体としては年度初頭に学年ごとに全体ガイダンスを実施し、学年ごとに重要と思われる事柄に関して周知している。また教務課および学科教務委員、各クラス・アドバイザーによる個別相談も随時行っている。また履修上問題が発生した場合には、当該学生を個別に呼び出して修正させる体制もとっている。

052

オフィスアワーの制度化の状況については、学科として制度化を行っているわけではない。しかしながら各専任教員は1～4学期生のクラス・アドバイザーや必修である専門演習担当教員として個別にオフィスアワーを設定している。またオフィスアワー以外でも可能な限り積極的に対応をとるような環境がある。

053

留年者に対する教育上の配慮措置の適切性について、年度末に留年が決定した時点で留年相談を実施している。また新学期初頭にも履修相談を行い、教務課および教務委員が、またクラスにおいてもクラス・アドバイザーが随時個別相談に応じている。

054

学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況について、このような制度は恒常的なものとして導入されてはいない。しかしながら1・2学期はクラス・アドバイザーが、3・4学期にはクラス・アドバイザーおよび基礎演習担当教員、5学期以降は専門演習担当教員が、適宜、学習支援を行っている。

055

科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性については、全学的な取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

056

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性について、本学科では教員の指導に対し学生からのフィードバックが必ずあるように科目ごとに対処している。「総合ドイツ語Ⅰ～Ⅵ」と「基礎ドイツ語Ⅰ～Ⅳ」のドイツ語科目は25人規模のクラス編成をしており、少人数クラスの特性として教員と学生との接触は頻繁にある。毎回出欠を取るのとは当然として、各課終了後に授業時間中に小テストを行うなど、

学生の学修態度への配慮は怠らない。

また概論科目や各論科目の担当者の中にも授業時間中に講義に関する感想などを書かせ、それを学生の理解度の指針にする者もいる。

演習科目では、基礎演習は20名規模の編成で行っており、学生の学習態度の指導に際して支障がない人数である。学生は学期中に一度は発表する時間が与えられる。発表の前に、発表の仕方などについて担当教員と事前相談できるようになっており、また担当教員は文献資料の扱い方やレポートの書き方についても学生に対して指導する。演習中で行われた議論は、教員により指名された学生が毎回プロトコルを書く。プロトコルは次の回の授業の開始時にコピー配布され、ゼミの議論を確認し記録として積み重ねをするようにしている。専門演習は基礎演習よりも更に少ない規模の15名程度の人数であり、基礎演習で行った教育成果をふまえて発表の仕方、ゼミでの参加態度、そしてレポート・論文の書き方を更に洗練させる。専門演習の運営は各演習の主体性に委ねている。教員の多くがゼミ合宿などを催し、学生との密接なコミュニケーションを取っている。

057

シラバスの作成と活用状況について、ドイツ語学科は本学科の開設科目についてシラバスを作成している。ただし、演習科目に関しては別途『演習の手引』を作成し、演習テーマ等を明記している。

058

学生による授業評価の活用状況については大学の項で記したように、原則としてその活用は個人に委ねられているが、本学科では自学科で開講している科目の授業評価結果は、すべてドイツ語学科共同研究室で結果を閲覧できるようにしている。

059

FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性について、本学科は、独自に次の三つの方向においてFDに取り組んでいる。

(学生に対して)教育・進路指導

(大学外部に向けて)国際交流及び国内および地域との交流

(教員同士で)学会での研究発表や出版など

について言えば本学科のドイツ語科目の「総合ドイツ語」「基礎ドイツ語」の統一プログラムの実施では、教員相互の連携をより円滑にするために議論が重ねられている。特に「総合ドイツ語」では年に一度コーディネーターが科目担当者全員と会談する機会を設けて、教育現場からの声を聞くようにしている一方、担当者間でメールアドレスを公開し、緊密に連絡を取り合っている。進路指導についてはドイツ語圏におけるインターンシップの実施など独自の進路開拓の道を模索中である。また学生たちとの接触を図り、彼らの声を聞く機会として、特に1学期生向けに7月末に本学新甲子研修所でドイツ語講習会を催

している。すでに 20 年以上の伝統を持つ催しで、学生には語学力養成のみならず学生同士、また教員とのコミュニケーションを持つ機会が用意されている。

について言えば、国際交流活動は本学科で恒常的なものになっているが、FD との関わりで特筆すべきは、ウィーン大学からドイツ語教育の実習生を受け入れていることである。実習生には授業時間の一部を与え、教育実習させているが、これは本学教員に対しても教育方法の検討を促す刺激にもなっている。

については、2002 年度本学で開催された日本独文学会や、「獨協大学インターナショナル・フォーラム」の開催などを通じ、学科教員はよい刺激を受けている。特に、国際共同研究の成果として、附属機関である外国語教育研究所の多大な助力のもとに、『日本人のためのドイツ語発音コース』という教科書を開発した。教材の改善に学問上の成果が反映されるのは、学生にとっても大変有益なことである。もちろん、これは日常的に教育方法を反省的に捉える本学科の FD 的姿勢の成果の一例である。

060

FD の継続的实施を図る方途の適切性の本学科の現状について、本学科では教員同士の密な連絡の下、FD の様々な試みを絶えず行っている。新しい試みについては必ず学科教授会で提案・審議され、承認される過程を経ているので、学科で継続することの意志は専任教員同士で了解済みである。FD をいわゆる単発的なものとして終わらすことは決してない。

061

学生満足度調査の導入状況について、本学科としてそれは授業評価アンケートの中に含まれる事項とみなしている。ゆえに本学科独自では学生の満足度調査自体を行ったことはないが、現在まで特に問題等は生じていない。なお、「日独大学教育比較」を研究テーマにしたゼミが、専門演習におけるカリキュラムの満足度について調査を行ったことがあることを報告しておく。

062、063

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況、雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組みの導入状況について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

064

教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性について、教育評価の成果を改善に結びつける際には、主として教員同士の連携（ネットワーク）に委ねており、それがシステムと呼べるまで制度化されていない。ネットワークのまとめ役としてドイツ語教育に関してはコーディネーターがいるが、それは教育改善に直結するシステムに特化してのものではない。しかし、このような活動は改善に直結し機能しているといえる。

065、066

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性、マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性については、大学および学部の項を参照されたい。

067、068

「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性、4年未満で卒業を認めている大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

038

教育上の効果を測定するための方法の適切性について、長所と問題点は以下のようなものである。長所は統一教材、統一進捗及び統一テストを実施することによって、教育の成果を学生からフィードバックし客観的データとして把握することができる点にある。学力に応じてクラス変更を行い、特に不合格だった学生は学期が変わる際に再履修クラスに移るなど、きめ細かな指導ができる。しかし、この仕組みによって得られるのは、あくまで本学科内での相対的データにすぎないので、全体的なレベルの低下を客観的に測定しうるような絶対的な評価ではない点に問題がある。

039

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況について、まず長所は、本学科学生には前述の検定試験は単位認定しており、学生自らが自身の学習成果を確認するための一助となるようにカリキュラム上でも整備してあることである。例として、2005年度の単位認定件数は、「ZD（ドイツ語基礎力統一試験）」33件、「ZMP（ドイツ語中級統一試験）」11件、また「独検2級」7件であった。問題点は、学科として更に多くの学生に受験してほしいと願ってはいるものの、語学の授業は卒業するために必要としか考えていない学生もあり、受験者数をほぼ全員にまで高めるのはあまり期待できないことである。学生自身の意志が重要であり、それに検定試験は有料である以上、教員の側から強制できるものであるかどうか検討せねばならない。

040

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況について、本学科の改善の取り組みは、まず学科教授会での議論から始め、本学FD推進委員会で、本学科の教育成果をどのように対外的に訴えるか、また実社会あるいは国際社会の基準に照らしてどう評価されるべきかを確認する仕組みの導入を提案することである。FD推進委員会と今後検討していきたい。

041

卒業生の進路状況について、長所としては、本学科の語学教育及び国際的なコミュニケーション能力重視の成果として、対人コミュニケーションを必要とする就職に有利に働くことが挙げられるようだ。しかし、就職希望の学生の内には外国語学部ドイツ語学科で学んだ以上、外国語を用いて社会で活躍したいという要求は絶えずあることは明白な事実なのに、この要望に応えるべく我々の側で努力してきたかについては反省すべき点があることを指摘しておかなくてはならない。実際、本学科は以前から講演会などを主催し、外資系（ドイツ系）の企業や在日ドイツ商工会議所から人を招きドイツ語圏に関係した就職先の具体的な事情を講演していただき、ドイツ語を活かす就職先の実情を学生にアピールしてきた。しかし、この啓発が学生にとって功を奏しているとは言い難い。ドイツ語を学ぶモチベーションを高める上でも実社会で活躍できる場を本学科からも学生に対して情報提供せねばならない。

046

履修科目登録の上限設定とその運用の適切性については、特に1・2学期の上限設定は理論的には妥当性であると考えられるものの、大きな負担を感じている学生も少なからずいる現状との間のズレをどのように解消するかが今後の問題であるが、それ以外は大きな問題もなく、適切に運用されていると考える。この点については、2009年度導入予定の新カリキュラムの検討に際し、単位上限を含めた全体の見直しを進める予定である。

047

成績評価法、成績評価基準の適切性については、基本的には適切に運営されていると評価できる。他方、学生の疑義紹介が毎年出されており、評価基準が曖昧な科目が存在しているという問題点がある。これについては、シラバスなどで成績評価の方針をできるだけ明確に示すなどの対応が必要になる学生からの疑義紹介などに誠実に対処する一方で、シラバスなどで成績評価の方針をできるだけ明確に示すなどの対応が必要になる。そのためにも、学部・学科などにおけるFDの一層の充実が求められる。

048

厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況について、基礎的な科目における学科全体による厳格な成績評価のありかたは、学生の質を確保するうえで評価できる。他方、コーディネーターを中心とした担当者会議を設けての各科目の運営には、莫大な労力が必要であり、特にコーディネーターの負担が大きくなってしまふ。その効率化を図ることが求められる。また、専門科目における成績評価に関して、一定の了解事項を設定する必要もあるかもしれない。

049

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性について、連携する科目間にある履修条件の設定により、学生がステップアップしながら学習するシステムは、

2002 年度における自己点検において問題点としてあげられていたドイツ語科目の並行履修の弊害を克服したものと評価できる。

問題点としては、必要な単位を取得すれば卒業となる現行の卒業のあり方を、将来的には見直す必要もあろう。卒業時において、ドイツ語運用能力および自立的な研究・調査・発表能力などを、学科で統一的にチェックするシステムの構築を考えてみる時期に来ているのかもしれない。今後、学科で検討できればと考える。

050

学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況については、これまでの留学やインターンシップなどの実施支援がモチベーション向上のために効果を上げている点は評価できる。特にドイツ語圏でのインターンシップを組織的に実施している大学・学科は他には見られない独自の取り組みである。他方で、ドイツ語学習そのものの支援が、これまで手薄だったことも問題点としてあげられる。これを解消するには、ネット教材などを活用することで、予習復習のための素材を充実させることが考えられる。さらには大学院生が学部学生のサポートや相談役となるシステムも、検討の余地があるように思われる。

051

学生に対する履修指導の適切性については、全体ガイダンスにおいて全般的な必要事項を周知し、後は個別にアドバイスを与えるというこれまでの方法で特に問題はない。しかし近年時間割の多様化に伴って、必修・選択必修科目が同一曜日・時間帯に重なって開設されることが増え、これにより個別の相談件数が増加している。履修登録期間は限られているために、十分な時間的・質的な個別指導が今後とも現体制で維持できるかどうかという問題点がある。

052

オフィスアワーの制度化の状況について、学科内でオフィスアワーの制度化がされていないことによる不都合は特にはない。また制度化することにより、その時間以外に対応をとらないという問題が起こることも考えられる。

053

留年者に対する教育上の配慮措置の適切性について、留年生に対する教育上の配慮は手厚く行われている。しかしながら多くの留年生が留年に至る原因に不登校があり、この問題を解決する方法が必要である。

054

学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況について、そのようなアドバイザー制度の導入は行われてはいないが、各学年に応じた適切なアドバイスが各担当教員よりなされている。ドイツ語学科の場合、現在は専門科目が3つの類によって構成されているためにそれぞれの類に応じたアドバイスが必要であり、各

専任教員もそれぞれが各級の担当をしていることから、必要に応じて他の級の担当教員に繋ぐことが出来る利点がある。問題点としては、積極的な学生は自らアドバイスを求めてくるが、そうでない学生に対してどのような体制が取れるかという点にある。

056

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性に関する長所と問題点について、まず長所は本学科の学生に対する面倒見の良さが挙げられる。各教員の学生の立場に立った親身の指導は、本学科の伝統とも呼ぶべきものであり、授業の活性化はこのような熱意に支えられている。しかし教員の熱意だけでは、教育指導の改善のためには限界がある。教員の側で学生にアプローチしても、学生は逆に教員のことを気遣って批判的な意見があっても口に出しにくいことは十分にありうるだろう。学生が進んで問題点を指摘することができるような工夫は、まだ欠けているように思われる。

057

シラバスの作成と活用状況について、活用状況は学生にとって授業内容を事前に知る手がかりとして唯一の存在ゆえに、その点ではシラバスは十分に利用されているとは言えるだろう。しかし、学生という読者がいることを認識しないまま、シラバスを執筆する教員がいるのは問題である。シラバスは執筆依頼の段階で学生が読者としていることを想定した原稿を書くように依頼することが肝要である。文面がしっかりせず内容を曖昧にしか伝えていなければ、自ずと読者である学生の不興を買い、受講者数の減少や、授業参加者（教員と学生）のモラルの低下という事態を招きかねない。特に成績評価の方針を明記することは学生との信頼関係を構築するためには是非必要である。仮にシラバスだけで分からないことがあれば、初回の授業で教員に質問できるような機会を設けなくてはならないだろう。

058

学生による授業評価の活用状況についての本学科での長所と問題点を挙げれば、全学的に行っている授業評価アンケートの集計結果がすでに閲覧可能なのは評価に値するだろう。だが、アンケート結果を活用する取り組みはまだ十分ではない。それは学生に対するフィードバックという観点からもそうであるし、また教員同士の議論のきっかけを提供するまでには至っていないのを認めざるをえない。

059

FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性について、長所と問題点の内、まず長所は、本学科における FD の取り組み（学生との交流、学外・国外との交流、教員の学問的啓発）活動が非常に活発であることである。問題点は、このような活発な状況ゆえに教員の負担が多くなることである。学科の教員数の削減が、負担をますます厳しいものになっている。また、活動の成果を客観的に吟味し反省する議論を重視しなければならない。

FDの継続的实施を図る方途の適切性の長所と問題点で、長所のみを挙げると、FD的試みは本学科においては学科特有の伝統として担われてきているものであり、教員皆が積極的に協力している。継続する姿勢には何の問題も見られないが、自動的に継続するのではなく、毎年本学科FDのそれぞれに関して客観的意義を捉え直して継続していく姿勢が肝要である。整理すべき点は整理し、また勿論、有意義なFDは継続して行うことの意味の確認も審議事項として学科教授会で確認するようにしたい。

将来の改善・改革に向けた方策

038

教育上の効果を測定するための方法の適切性について、本学科の改善の取り組みは成績測定方法の絶対的な評価基準を設けることである。学外機関の催すドイツ語能力検定試験を、学生に今後とも積極的に受験させるようにする。たとえば、本学全学共通カリキュラムの英語教育では TOEIC®の受験を毎年義務化しており、それをカリキュラム内部での絶対評価基準としクラス編成などに利用している。この取り組みは大いに参考にしたいが、一般にドイツ語の検定試験は TOEIC®とは性質がだいぶ異なり、カリキュラム内部の絶対的な基準として導入するかは、学科でまだ検討せねばならない。また、予算のこと、そして検定結果の個人情報管理の問題なども、慎重な議論が必要と思われる。

039

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況については、教員の側から教育目標とするレベルを普通の授業時間中に公言し、そのための対策（受験勉強の仕方など）をアドバイスするような体制作りをしたい。これは学生に目標を具体的に把握させるためにも重要なことである。

また、「ドイツ語技能検定試験」「ZD（ドイツ語基礎力統一試験）」「ZMP（ドイツ語中級統一試験）」等の対策講座開催について、学生に周知徹底することを教員のコンセンサスとして今一度確立する必要がある。

041

卒業生の進路状況の本学科の改善への取り組みとして、実際にドイツ語を使って職場で働く実体験の場をドイツ語圏諸国におけるインターンシップなどを通して提供していきたい。その際全学共通カリキュラムにあるインターンシップの事前・事後指導を含めた単位認定制度と連携していく可能性もある。また、2009年度に導入予定の新カリキュラムでは、インターンシップを本学科の専門科目として単位認定する制度を整える計画もある。

また本学科の学生に旅行業やホテル勤務などの語学を生かした職場で働きたい意向が強い以上、2009年度の新カリキュラムでもビジネス・ドイツ語などの積極的に実社会の要求を反映した語学プログラムを用意せねばならない。

しかし、就職先でドイツ語が必要とされる機会が少ないのは認めざるをえず、本学科は

第二外国語の英語プログラムを更に充実せねばならないだろう。国際コミュニケーション能力を高め、海外で活躍するためには（たとえドイツ語圏の諸国であっても）英語の運用能力はおろそかにできない。2009年度のカリキュラムの改定の際に、英語の必修科目の充実と選択必修による能力に応じた英語力の研鑽を図るようなプログラムを考えたい。この点に関して、本学科は全学共通カリキュラム英語および本学部英語学科との連携を密にしていかねばならない。

048

厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況については次の通りである。これまでドイツ語科目が「総合」「基礎」「LL」に細分化されているのを、ある程度統合することで、一方で学生の学習効果を高め、他方で授業運営の効率化を図ることが可能になろう。これは2009年度導入予定のカリキュラムに向けて検討中である。また、専門教育の成績評価について、学科内でさらに話し合う必要もあると思われる。

051

学生に対する履修指導の適切性について、前述したような問題点に対応するためには、個別相談での問題点を分析し、質問件数の多い事項に関しては、全体ガイダンスにおいて事前に解決方法を提示するなど、なるべく個別指導の負担を軽減する方策を検討中である。

053

留年者に対する教育上の配慮措置の適切性については、留年生の不登校問題に関して各クラス・アドバイザーが状況を教務委員に報告し、教務委員と連携しながら個別にコンタクトをとるような体制を今後さらに強化していく。

054

学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況について、本学科では、基礎科目のドイツ語圏入門から基礎演習、専門演習という演習をカリキュラムの柱として捉えていることから、この枠の中で恒常的な学習支援を制度化していくことを検討したい。

056

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性については、学生が抱えている不満などを吸い上げる制度を確立するよう努力したい。これについては、全学で行われている「学生による授業評価アンケート」の活用を促していくことが得策である。特に、本学科から進んでアンケートを用いて知りたい項目を増やす提案をするなどの積極策を講じるべきである。また、特にドイツ語の授業については「総合ドイツ語」についてはコーディネーターが主催している担当者会議を更に活性化すること、また「基礎ドイツ語」についても教員同士の連携を密にして問題点を指摘し、議論することが必要である。

学生による授業評価の活用状況について、本学科は統一して授業を実施する科目が多いので、授業全般に関する客観的問題を発見するための手段として「学生による授業評価アンケート」を活用する取り組みをしていきたい。アンケート結果を資料として教員同士のミーティングなどの機会に活かすようにすればいい。また、アンケート結果に対する学生への回答については、自己点検運営委員会で目下検討中の事柄であり、その議論の結果を待ち、回答方法など学科教授会で議論することになる。

英語学科

現状の説明

038

教育上の効果を測定するための方法の適切性について、2002年度までは英語学科だけで行っていた TOEFL®等による1年次の習熟度別クラス分けを2003年度に TOEIC®に変更して全学部に拡大した形で、1年次の終了時にも受験を義務づけている。また、英語学科では2年次のクラス編成にも TOEIC®を使用し、3年次にも団体受験を義務づけている。4回の受験料はすべて大学が負担しており、加えて、任意で学生が費用を負担して TOEFL®、TOEIC®を年数回学内で受験できる体制を確立している。また、1、2年次の基礎英語科目のクラスサイズを25名程度とし、講読系授業には専任教員を配置して担任の機能も持たせることにより、TOEIC®では測定できない学生個々人の学習の把握、指導を行っている。非常勤比率の高い授業に関しては授業の質に大きな差があり、学生が不満を持っていることが、2005年度に本学が行った「外国語教育改善のためのアンケート」で明らかになっているが、授業のガイドラインを作り、一定の質を確保することを目標としている。

039

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況について、卒業時まで TOEIC®700点を取得することが英語学科の目標であり、1、2年の講読系授業をすべて専任教員が担当し担任の役割も兼ねることにより、この目標を学生に周知させている。英語学科では4回の TOEIC®団体受験を行うが、TOEIC®のスコアは学科共通科目の一部履修条件となっており、単位認定にも利用されている。さらに、英語の教員免許取得を希望する学生には、3年次の9月末までに英語資格試験（TOEIC®、TOEFL®および英検）の一定のスコア（例えば、TOEIC®700点以上）に達してなければ4年次春学期の教育実習を行えず、また、3年次の3月末までに到達していなければ秋実習を行えないという制約を設けている。

また、1年次に4つ課された必修の概論科目で、英語学科の各専門分野の導入を図るという合意が確立している。

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況については、全学的な取り組みについては大学の項を参照されたい。なお、本学科独自ではこの仕組みはまだ導入していないが、現在まで特に問題等は生じていない。

卒業生の進路状況について、まず過去5年間の就職率を表に基づいて確認したい。就職希望者数を分母とする就職率(C/B)は過去5年間に82%から89%の間を推移していることが判かる。これは本学諸学科の中では言語文化学科と並んで最も高い就職率である。次に東証上場企業への就職率であるが、こちらは2002年度の15%から2004年度の26%の間を推移していることが判かる。次に就職者以外の進路であるが、事実上の「無職」に該当する「その他」と就職活動中を合計した数が、2001年度、2002年度にはおのおの53人も存在したのに対し、2005年度には11人と大幅に減少したことが確認できる。更に、就職者の職種別進路状況では運輸、旅行、ホテル、航空(客室乗務員)、小売、教職に就職する者が多い。これは上記の職種が英語を生かせる職種であるため、本学科学生に人気が高いことに起因する。

英語学科 就職状況(2001～2005)

	2005			2004			2003			2002			2001		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
卒業生数(A)	96	328	424	87	301	388	100	303	403	110	241	351	134	341	475
就職希望者数(B)	80	285	365	56	242	298	63	251	314	70	186	256	86	269	355
就職者数(C)	60	255	315	47	219	266	49	210	259	64	162	226	67	243	310
就職率(C/B)	75%	89%	86%	84%	90%	89%	78%	84%	82%	91%	87%	88%	77%	90%	87%
就職率(C/A)	63%	78%	74%	54%	73%	69%	49%	69%	64%	58%	67%	64%	49%	71%	65%
アルバイト	2	5	7	2	6	8	2	10	12	5	6	11	6	9	15
進学(大学院)	3	8	11	8	7	15	6	5	11	3	6	9	7	4	11
進学(他大学学部)	1	0	1	0	1	1	0	1	1	2	0	2	1	0	1
海外留学	0	7	7	0	5	5	3	8	11	1	10	11	3	7	10
専門学校	1	5	6	2	9	11	2	6	8	2	7	9	0	9	9
受験準備	2	4	6	3	11	14	6	14	20	6	7	13	6	4	10
家事	0	0	0	0	1	1	0	3	3	0	0	0	0	1	1
その他	2	5	7	11	14	25	13	16	29	10	17	27	14	20	34
就職活動中	5	1	6	5	4	9	6	12	18	9	17	26	6	13	19

	2005			2004			2003			2002			2001		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
一部上場	18	51	69	9	52	61	8	34	42	11	16	27	13	41	54
一部上場就職率	30%	20%	22%	19%	24%	23%	16%	16%	16%	17%	10%	12%	20%	17%	17%
二部上場	0	3	3	3	6	9	2	9	11	3	4	7	3	5	8
二部上場就職率	0%	1%	1%	6%	3%	3%	4%	4%	4%	5%	2%	3%	5%	2%	3%

教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況について、学内サーバーに市販および独自開発教材を用意し、2004年度より1年の講読系授業で授業外学習を義務づけ、それに関する共通テストを作製し、毎週の授業時に実施している。2006年度にはこれを拡大して独立した授業「E-Learning I・」とした。これにより1年次の間は系時的に英語力の伸びを測定できるようになった。

教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況について、TOEIC®のスコアをもとに習熟度別に1年次は3レベル、2年次は2レベルに分けてクラス編成し、それぞれ

のレベルに適した授業を設定している。具体的には、1年次の「E-Learning」について、上位レベルでは応用的な英語力を、中位、下位グループでは基礎的な英語力を身につけることを目標としている。その他の科目においても、上位レベルのネイティブ教員による授業は Honors と呼ばれ、高度な内容となっている。この教育効果は1年次の初めと終わりおよび2年次春学期末の TOEIC®受験で得られるスコアを系時的に比較することによって得ている。これらについては、現在まで特に問題等は生じていない。

044

教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況について、TOEIC®の系時的スコア比較を学科内の英語教育検討委員会で分析し、学科教授会に改善案を提示し、カリキュラム改訂などを行っている。これについては、現在まで特に問題等は生じていない。

045

国際的、国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況については、何よりもマスコミ業界の報道の現場で活躍する人材が目立っている。TV キャスターの濱家優子、ラジオアナウンサーの福ノ上達也はその代表である。また、学部卒業後に大学院に進学し、その後、英語学を専攻する4年制大学教員として、国内外で活躍する卒業生もかなりの数にのぼっている。一方、民間企業については東証上場企業の常務取締役以上の役員はいまだ未確認である。現在部長職級を務める人材の今後の昇進を期待したい。

046

履修科目登録の上限設定とその運用の適切性について、2002年度報告書では1年次上限42単位、2年次46単位、3・4年次52単位であり、今後1年次の履修科目数を減らすことが検討されていると述べたが、大学全体がセメスター制に移行したことに伴い、現行の新カリキュラムでは、1学期20単位、2学期20単位、3学期22単位、4学期22単位、5学期以降8学期までは26単位に変更した。詳細は『履修の手引』54ページを参照されたい。

047

成績評価法、成績評価基準の適切性について、基本的には大学の項に記された方法・基準の通り適切であるが、複数の教員が担当する授業(例「英語圏の文学・文化入門」「Lecture Workshop」「英語圏のエリア・スタディーズ」)の場合には合議によって最終的な評価を決定する。

048

厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況について、基本的には各担当教員が責任をもって厳格に成績を評価している。成績評価は定期試験、小テスト、レポート、発表等を基に、演習科目、基礎科目の語学関連科目は出席や授業への貢献度なども加えて、厳格に成績を評価している。またシラバスに必ず成績評価方法を明記するように教員に求めている。

049

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性について、英語学科では先修条件（既修条件『履修の手引』58 ページ参照）を設けているが、他方、進級判定はなく、8 学期まで修得単位数に関係なく進級させている。つまり、各授業の成績評定・単位認定の状況を鑑みて卒業判定や授業の履修登録の可否を決定しており、これについては現在まで適切であると判断している。

050

学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況について、本学科ではそのような仕組みの導入は教員個々に委ねられているが、現在まで特に問題等は生じていない。

051

学生に対する履修指導の適切性については、毎年 4 月に新入生及び各学年の学生に対して学科独自の履修指導ガイダンスを行っている。学科カリキュラムの構成と履修要件、単位認定、成績評価、卒業要件等について説明を行い、履修登録手続について指導している。ガイダンス後も教務委員及び各クラス・アドバイザーが個別相談を行っており、現段階では適切であると評価している。

052

オフィスアワーの制度化の状況について、クラス・アドバイザー制度に加えて、英語学科の全専任教員は毎週水曜日 3 時限目(90 分間)をオフィスアワーと定め、その時間帯には学生の必修科目を開設しないようにしている。またオフィスアワー以外の時間でも学生はクラス・アドバイザー或いは演習担当教員とコミュニケーションを取り、面談ができるようにしている。

053

留年者に対する教育上の配慮措置の適切性について、英語学科の場合進級要件がないため留年者といえるのは卒業に関わる学生のみだが、その対応は教務委員および教務課職員による個別面談等により適切に対応がなされており、特に問題等は生じていない。

054

学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況について、1 年次、2 年次の学生に対しては「Reading Strategies」担当教員であるクラス・アドバイザーが、3 年次、4 年次に関しては演習の担当教員がアカデミック・アドバイザーとして学生の指導に当たっている。

055

科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性については、全学的な取り

組みの中で扱っている。詳細は大学の項を参照されたい。

056

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性について、学生独自の研究発表や口頭レポートを課す演習やその他の授業以外にも、学科としては、学生に「教わる」から「自主的に学ぶ」という意味合いでの「学修」を促進している。特に必修科目である演習は、3、4年次の2年間を同一指導教員の下で研究に取り組む多くの学生を想定した学修システムで行われており、ここで学生は、指導教員の助言などを参考に、じっくりと、独自に設定した研究課題に沿って、独自の読書や調査に基づいた研究を進めることができる学修の場となっている。

また、学修を「自学自修」と捉えた場合に特筆できる科目は「E-learning」である。これは、自発的に英語を学べるようにするための、コンピュータを使って自宅からも学修できる科目であり、通常1年次の春学期に「」を、秋学期に「」を履修する。教員の教育指導方法の促進については、学生の学修意欲と成果を向上させることを目的に学科内に設置された「英語教育検討委員会」が中心となって活動している。この委員会では、学生のニーズと学科の理念・目的、社会のニーズなどを総合的に考慮しつつ、主に学科基礎科目と学科共通科目の改善に取り組んでいる。その成果の1つが当該科目の教育目標と指導指針を明示した「ガイドライン」の作成・配布である。また同委員会では、1年次の基礎科目および2年次の必修科目における英語教育での習熟度別学習を効果的に遂行させるために、クラス・レベルに応じた推薦テキストの選定や統一教材利用の可能性などについても検討を行っている。こうした取り組みにより、学生は自分の現在の英語力に関する位置を確認し、より効果的に勉学の学修計画を立てることができ、動機づけにも繋がっている。また、担当教員にとっても担当する学生のレベルを予め把握できることから、より効果的な教育方法を考えるための手掛かりとなっている。

057

シラバスの作成と活用状況については、英語学科のシラバス集を作成している。なお、1年次の基礎科目のうち必修・クラス指定の英語基礎科目（「Reading Strategies I」など）に関しては、入学時のTOEIC®のスコアに基づくクラス編成が終了し、初回の授業で教員が学生についてある程度把握した段階で授業計画を具体化し、各クラスのシラバスを作成し、春学期の早い段階で学生に配布することにしている。また、そのコピーを教務課が保管している。この学科作成のシラバスには、学科方針としての講義目的・概要、授業計画、評価方法などを記載し、その大枠に沿って、各担当教員が具体的な授業計画を立てるというシステムにしている。また、演習科目に関しては『演習の手引』を作成し、演習テーマ等を明記している。

058

学生による授業評価の活用状況について、全学的な活用状況は大学の項を参照されたい。学科としては、学生による授業評価をどのように活用するかは、教員個人の判断に委ねて

いる。

059

FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性について、英語学科では 2006 年度に新設された全学レベルの FD 推進委員会の委員に学科長および学科教員 1 名が選出されていることを除いて、学科独自の FD 活動と称する組織的取り組みは現時点では行われていない。しかしながら、英語学科においては、FD 活動に直接・間接につながる多くの試みが既の実施されている。現在、学科長および学科選出の FD 推進委員が中心となり、英語学科で実施されている FD 関連の試みを、学生との関係改善・交流促進の試み、教育・研究支援のための試み、研究助成金の対象となるプロジェクトの 3 つのカテゴリーに分類・整理し、将来の組織的取り組みを視野に入れた検討を始めたところである。以下、上記 3 つのカテゴリーの各々につき、代表的な試みを 1 例ずつ紹介しよう。

まず、の例としては、2006 年度新カリキュラムから、1 年次に極めて斬新な授業形式の「Lecture Workshop」を導入したことが挙げられる。この授業は、異なる教員が各自のテーマを 6 週間ずつ担当する講義と、それに伴うワークショップからなる、テーマ重視型 (content-based) の実践的な授業である。学生は主として英語を使用して多くの活動に従事し、毎週、いわゆる 4 技能とビデオ鑑賞に係る課題の提出を求められる。また、自己評価レポート (self-evaluation reports) や活動記録 (action logs) の提出を求められることもある。各学期の成績評価は、2 名の教員の評価を合計して決定する。この画期的な授業形式の導入は学習支援の試みとしての側面も大きい。教員と学生との交流をはかり両者の関係をより良好なものとする試みとして、さらに FD 活動の一環としての試みとしても十分な価値を有するものである。すなわち、教員と学生の間、担当教員相互間、および学生相互間の双方向的なコミュニケーションが可能な限りはかられており、担当教員は互いに連携をはかるべく接触を重ね、教員と学生、および学生同士は Yahoo Group を利用して随時、質問と回答、Class Discussion などの形でコミュニケーションを行える仕組みとなっている。また、前述のように、担当教員は学生から提出される自己評価レポートや活動記録によって教育効果を知ることができ、教員側からのフィードバック・コメントを公表する機会と場を設けている。

次に、の例としては、英語学科の英語教育検討委員会による「英語学科のガイドライン - 教師用マニュアル -」(英語名 “Guidelines for English Courses”、以下「コース・ガイドライン」) の作成と配布が挙げられる。国際化の進展に伴い、伝統的な教授内容や方法では時代の要請を満たせない状況になったことに鑑み、英語学科では英語の授業でどのようなスキルを教えるかについて、教員側である程度の共通認識を持つことが必要と考えらるにいたった。その一環として、主に基礎科目と一部の共通科目を担当する教員には、「コース・ガイドライン」を配布して、具体的にはこれだけは教えてほしいという英語のスキルを説明し、授業を準備するための参考として使用している。また、「コース・ガイドライン」と併せて、サンプル・テキストおよび教え方に関する参考図書を所定場所に常備し、授業計画のための参考に供している。かくして、授業目標に対する教員の共通理解と授業の質の充実がはかられているという点で、実質的には FD 活動の一環になっている。

さらに、 の例としては、2006年度～2007年度獨協大学国際共同研究助成による研究プロジェクト(テーマ：“Program & Staff Development: Improving Teaching”)が特筆に値する。この研究プロジェクトの目的は、教育研究・方法の向上を実現するための組織的なシステム構築の方策を、教育組織構造とカリキュラムの開発、専任教員のスタッフ・ディベロップメント、および非常勤教員のファカルティ・ディベロップメントの3つの側面から探求することである。海外のカリキュラム開発やFDの専門家たちとの共同研究により、日本の大学環境に則した組織的FDのシステム構築方法を具体的に提言する予定であり、2006年11月に本学にてシンポジウムが開催されることになっている。そのため、2006年4月より毎週1回共同研究者間で会議を行っており、シンポジウムでは学科・学部、および常勤・非常勤の境界を越えて広く参加を呼びかけている。

最後に、FD活動につながる以上の試みに加えて、英語学科では学外研修制度(長期、短期)および特別研究休暇(サバティカル)が有効に活用されていることを付言したい。各年度、常時1～2名の教員がこれらの制度を利用して研究に専念しており、その成果は、その後の充実した研究・教育への反映として、十分に還元されている。

060

FDの継続的实施を図る方途の適切性について、英語学科では学科長、前述した学科選出のFD推進委員に加えて、学科内の各種委員、および学科内に常設されている専門委員会がFDの実質的な担い手として機能している。たとえば、教務委員や時間割編成委員は日常的にカリキュラムの運営やその見直しに従事しており、英語教育検討委員会は前述した「コース・ガイドライン」の編集や改良に注力するとともに、教員を対象とした独自のホームページを開設して有益な情報を公開している。各種委員の任期は概ね1期2年間であるが、委員の交替はあっても担当職務は一貫して引き継がれるため、当該職務を通して継続的で地道なFDが取り組まれている。

061

学生満足度調査の導入状況については、全学的な取り組みの中で扱っているが、学科としては導入していない。全学的な取り組みについては、大学の項を参照されたい。

062、063

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況、雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組みの導入状況については、本学科では導入していないが、現在まで特に問題等は生じていない。

064

教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性について、学科として確立・運用はしていないが、特に問題等は生じていない。

065、066

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性、マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性については、全学的な取り組みの中で扱っている。詳細は大学および学部の項を参照されたい。

067、068

「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性、4年未満で卒業を認めている大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

038

教育上の効果を測定するための方法の適切性について、在学時4回のTOEIC®のスコアの系時的变化(2002～2005年度)を分析してみると、1年次の入学時の平均点が年々上昇し、入学時と1年終了時を比較すると平均点が毎年60点前後上昇しており、1年次、2年次、3年次と学年を追って平均点が上昇していることが分かった。2005年度入学の1年次初めのスコア(569.7点)は同じ年の全国平均(542点)より高く、語学・文学系学部の英語専攻の学生の平均点(474点)を約100点上回っている。これに加え、4回の受験費用を大学が負担している点は高く評価できるが、3年次の受験を強制しにくい点を問題だと認識している。これについては、習熟度別クラス編成のない3年次のTOEIC®強制受験を継続すべきか検討し、より適切な英語力の測定方法を確立できるよう改善・改革に取り組んでいる。

039

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況について、英語力に関しては卒業までにTOEIC®700点という合意が完全に確立しており、スコア・アップという実績を積み重ねている点を評価出来るが、4つある専門分野への導入を図る概論科目に関して、講義担当教員間に評価基準の差があることを問題だと認識している。

040

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況について、学科の目標であるTOEIC®スコア700点を取得している学生は2003年入学時40人から1年終了時は65人に増え、2004年は34人から64人に増え、2年次の7月には87人になった。2005年度の3年生(2002年入学)の平均値は634.4と目標値に近づいている。850点以上を取得している学生はTOEIC®の受験を免除されるので、この平均値にはこれらの学生のスコアは含まれていないため、3年全体の平均値はこれより高い。また、2001年度から2003年度の3年間にTOEIC®などの高スコアによる単位認定で4単位取得した学生は267人、8単位取得した学生は177人にのぼった。以上の点を高く評価するが、教職課程履修者の全

員が3年次末までに700点という実習参加の基準を満たしてはいない点は問題だと認識している。

041

卒業生の進路状況について、業種の中には例えば旅行業において典型的に見られるように華やかな企業イメージだけが先行して、過酷な勤務実態が学生側に十分理解されていない状況がある。そのことが、就職後数年以内で多くの者が離職してゆく原因ともなっている。こうした学生と企業のミスマッチを防ぐ為にも、学科としては、本学卒業生がほとんど進出してこなかった「堅実な物づくりメーカー」をも含めた幅広い業種への就職を推奨してゆきたい。

042

教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況について、1年の中、下位レベルの14クラスの講読系授業で毎週行う共通テストがあり、かつ、E-Learningで学期に2回行う共通テストを開発していることを評価できるが、上位レベルの自主開発教材がないことと2年次の共通英語教材がないことを問題だと認識している。これへの対策として、1年次の共通英語教材の拡充、2年次の共通英語教材の開発を検討し、「語学の獨協」の名にふさわしい本学ならではの英語プログラムの整備・拡充に取り組んでいる。

046

履修科目登録の上限設定とその運用の適切性について、授業の各学期配当に一定のバランスが得られるように編成している。また8学期まで習得単位数に関係なく進級できるが、各学期で登録単位数が限られているため、4学期までに24単位、または6学期までに76単位を習得できない場合は4年間で卒業できない可能性がある。

047

成績評価法、成績評価基準の適切性について、1年次基礎必修科目の内、語学スキル科目に関しては教員向けのガイドラインを作成し、各教科の目標を明確にするようにしている。しかし、目標達成度の評価については教員ごと、科目ごとにばらつきがある。成績のばらつきの有無や適切性について学科では議論されていない。また、成績評価方法において、英語圏に在学中・卒業後に留学する学生の多い英語学科としては、留学者のGPA換算の時に生じる不整合の問題がある。特に現行では、F評価を0ポイントとして換算せず、分母からも除外して計算するので、不整合であるとも考えられる。

048

厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況について、学科の特徴として語学関連の授業が多いため少人数クラスが多く、そのようなクラスは比較的学生の出席率も高いため学生の把握も比較的容易である。シラバスによって学生への評価方法の周知徹底を行っている点はよい。

052

オフィスアワーの制度化の状況について、特に1、2年次の学生に効を奏している。以前は積極的な学生のみが研究室を訪れていたが、水曜日3時間目に教員が研究室にいることを周知徹底したため、比較的気軽に研究室に相談に訪れやすい雰囲気となっている。

054

学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況については学科の専任教員全体で対応することによって、おおむね必要な指導を満たしているものと評価している。

056

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性について、学生の学修を活性化する発表形式の演習や自学自修科目の存在意義は大きい。

英語基礎科目に関する「ガイドライン」の作成や英語クラスの習熟度別編成は、英語教育方法の向上に繋がっている。例えば、本学の外国語教育研究所が2004年度および2005年度に入学した学生を対象に行ったアンケート調査によると、大半の学生が習熟度別英語学習を概ね支持しているという結果が出ている。学生にとっては現在の自分の位置を知った上で学修に取り組むことができ、また教員にとってもどのレベルの英語力の学生を指導するのかを予め把握しやすいシステムとして機能している。従って、学科が、専任および非常勤教員に対して「ガイダンス」を通じて担当科目の特性や趣旨・方針を明示し、さらに習熟度別クラス編成によって担当する学生の英語力を把握できる現行のシステムは一定の評価ができる。

057

シラバスの作成と活用状況について、基本的に学科のシラバス集は有効活用されているものと思われる。ただし教員間でのシラバスにおける掲載内容の量と質に格差が生じていることが問題かもしれない。例えば、学期の授業計画に各回の講義テーマとそれに対応したテキストのページ番号を詳しく示した親切なシラバスもあれば、数行で全てを表現しているものもあり、著しい差異が見られる場合がある。授業がシラバス通りに進行しているかどうかを授業評価の基準にする学生もいるため、著しく簡易なものは改善の余地があるかもしれない。学科として取り組む必要があるかもしれない。（もちろん科目によっては、学期が始まらないと具体化できないものもある。例えば、演劇の上演予定に合わせた授業や時事問題を扱う授業などがある。）また、シラバス原稿の提出が秋学期終了時の繁忙期であるため、教員がゆとりを持って授業計画を立てることができなかつたり、原稿の提出が間に合わなかつたりすることもあった。

058

学生による授業評価の活用状況について、現行のアンケート調査については、学生からのコメントの中には授業改善にとって参考になるものが多く、学科としては、その意義を

認めている。しかし、現在の調査は回収率の低いものであり、統計学的にその調査結果の有効性に問題があるため、学科の現在の判断は妥当である。優先課題は、いかにして全学的に回収率を上げるかという問題に取り組むことであろう。

059

FD 活動に対する組織的取り組みの適切性について、英語学科では全学的に実施されているシラバス作成および学生による授業評価（それぞれ当該項目参照）に加えて、上述のように、学科レベルで FD 活動につながる様々な試みや研究プロジェクトが既に始動していることを評価し、それらが授業の質の向上と学生を中心に据えた教育の実現を志向していることを長所であると認識している。が、その一方で、現段階では、英語学科としての FD 活動に対する明確かつ直接的な取り組みがなく、さらに教員全員が共通の認識をもっているとは言い難く、この点が問題であると認識している。

060

FD の継続的实施を図る方途の適切性について、英語学科では学科内に FD の実質的な担い手として機能しうる個別の委員会が設置されていることを評価し、広範な業務に対応できる組織的能力を有していることが長所であると認識している。一方で、現段階では、英語学科では学科長および教員 1 名が全学レベルの FD 推進委員に指名されていることを除き、学科内に FD の継続的实施を専門とする委員会は設置されておらず、今後の FD 実施に関する学科としての方針、タイムスケジュール等が明確に定められていない。この点が問題である。

将来の改善・改革に向けた方策

039

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況については基礎英語科目だけでなく、各専門コースの講義担当教員がコースの整合性や概論科目の内容の妥当性などを検討し、基礎的英語力と英語を使った専門知識の習得のよりよいバランスを実現できるよう改善・改革に取り組んでいる。

040

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況について、2 年次の英語科目に関しては共通教材を開発することを検討し、ネイティブ非常勤比率の高い会話、作文系授業の質を確保できるよう日英語による授業のガイドラインの整備をすすめている。また、教職課程履修者の全員が 3 年次末までに TOEIC®700 点を取得できるよう、2、3 年次の英語学習の選択肢を広げている。以上のように英語学科のカリキュラム全体が機能的に運用され、学生の英語力アップにつながるよう改善・改革に取り組んでいる。

041

卒業生の進路状況について、すでに2001年度から、主に3年生を対象に就職支援講演会を学科主催で年2回ずつ行ってきたが、キャリア支援の早期化が求められる中、その具体的方策として、2006年度の3月に、本学科1、2年生とその父母を対象とした就職支援のための講演会を実施する。そこではキャリア形成に最も大切な「自己分析の必要性」を講師である人事担当者からアピールしてもらう予定である。

056

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性について、学科としては、引き続き英語教育検討委員会を通じて、「ガイドライン」を改訂し、教育方法などについても知恵をさらに集積し、適切な教材をリストアップし、今後の状況に応じて統一教材を用意することも念頭に置きつつ、語学教育における学修の活性化を進めるべきである。

学生が自分の位置を確認しつつ学修に取り組める習熟度別クラス編成は、今後も継続すべきである。ただし、同一レベル（特にトップレベル）のクラス内で習熟度の格差が著しくある問題については、そのレベルのクラス数を増やすことなどで対処すべきであろう。また学生が、授業課題以外にも英語に触れることを促進する方法を考えることも重要であろう。例えば、現在外国語教育研究所が主催しているチャットルームでネイティブ・スピーカーに触れる機会などを維持・促進するだけでなく、教員が奨励する日常的に読める英文書籍（例えばペーパーバックや雑誌、平易に書かれた教養書など）に簡単にアクセスできるような環境作りも必要であろう。

059

FD活動に対する組織的取り組みの適切性について、英語学科では将来FD活動が体系的なシステムとして、学科教員全員の明確な問題意識の下で組織的に実施されるように改善・改革に取り組んでいる。前述のように、英語学科では既にFD活動に実質的につながる試みや研究プロジェクトが個々には実施されてはいるが、その目的と趣旨に全教員が共通の認識をもって来たとは言い難く、当面はこの共通認識の形成が急務となろう。そこで、まず2006年度中を目途に、学科長、学科選出のFD推進委員、担当の各種委員(会)などが中心となって、既に実施しているFD関連の取り組みだけでなく、現在提案中の試みや検討段階にある試みの中でFD活動につながり得るものを抽出して、これらの目的と趣旨につき学科教授会等を通じて全教員に共通の理解と認識を形成し、ひいては英語学科の組織的なFD活動の実施を目指している。また、2006年度より全学レベルのFD推進委員会が設置されたことに鑑み、FD活動に関する全学的な理念と方向性を学科レベルでも周知徹底させる必要があると考える。そのため、学科長および学科から選出されているFD推進委員はその任期中(1期2年間)、FD推進委員会が開催されるつど、その審議事項の概要を学科教授会に報告し、学科で再検討していく方針である。

FDの継続的实施を図る方途の適切性について、今後はFD検討小委員会(仮称)といった学科レベルの委員会を組織して、FD実施に関する学科としての方針やタイムスケジュールなど具体的事項を検討することが不可欠な状況であると考えている。これについては、2006年度中に設置の趣旨を検討・提案し、2007年度中の設置を目指している。

フランス語学科

現状の説明

038

教育上の効果を測定するための方法の適切性について、2002年の自己点検評価報告書でも述べられているように、フランス語学科の場合、教育上の効果の測定は基本的に個々の教員が試験結果などを見て行う個別の努力に委ねられており、学科としての取り組みはまだ十分とはいえない。しかし、そうしたなかで2005年度にはフランス語学科の全学生を対象に、学生が履修した全科目およびフランス語科目に関するGPA調査を行った。また英語のクラス分けのために学年度のはじめに行われるTOEIC®の成績についても、フランス語学科の全学生についてデータを取得した。こうしたデータの収集は、もとは入試制度の見直し作業のなかで行われたものだが、教育上の効果測定のためにも利用できると思われる。また、フランス語学科では2006年度より、希望する学生を対象に国際標準のフランス語能力検定試験TCFを導入したが、今後はこれをフランス語学科全学生に必修とし、TCFの成績をフランス語教育の効果測定の一つの目安とすることも検討している。

039

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況について、前述のように測定方法はまだ確立されていないが、教員の間での議論・検討は始まっており、教育の目標設定や達成度の明確化が必要であるという認識では一致している。

040

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況については、全学的な取り組みについては大学の項を参照されたい。なお、本学科独自ではこのような仕組みはまだ導入していないが、現在まで特に問題等は生じていない。

041

卒業生の進路状況について、フランス語学科の場合、過去3年間のデータを見ると、卒業生のなかで就職希望者の占める割合は80%前後である(2005年:81%、2004年:80%、2003年:77%)。また就職希望者のなかで就職者の占める割合は80%前後である(2005年:77%、2004年:81%、2003年:86%)。さらに卒業生全体のなかで就職者の占める割合は60%台である(2005年:63%、2004年:69%、2003年:58%)。就職先の大半は一般企業

だが、その他に公務員や教員になる学生が毎年それぞれ数名ずついる。なお、就職を選ばない学生の割合は女子よりも男子に圧倒的に多い。そうした学生の卒業後の進路としては、大学院進学、海外留学、専門学校への入学、アルバイトなどが挙げられる。

042、043、044

教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況、教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況、教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況について、本学科ではこのような仕組みを導入していないが、現在まで特に問題等は生じていない。

045

国際的、国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況について、フランス語学科では、卒業生の大半は一般企業に就職しており、分野としてはサービス業や運輸通信業が多い。また公立高校のフランス語や英語教員などの教職、あるいは在外公館勤務、また翻訳や通訳業など、語学力を生かした分野で活躍している卒業生もいる。なお、著名な卒業生としては、小倉智昭（テレビ司会者）や吉本多香美（女優・タレント）のほか、最近では若手企業家の松崎みさ（株式会社アガスタ代表取締役）などが挙げられる。

046

履修科目登録の上限設定とその運用の適切性について、フランス語学科の場合には、1、2年次にはそれぞれ半期で22単位（通年で44単位）まで、また3年次には半期で26単位（通年で52単位）までの履修が認められている。4年次に上限は設けられていない。なお、前学期に登録し、修得できなかった単位数のうち、4単位までは次の学期に上限を超えて登録することができる。詳細は『履修の手引』64ページを参照されたい。

047

成績評価法、成績評価基準の適切性については、大学の項で記した方法・基準の通りである。

048

厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況について、フランス語学科の場合、基本的には各担当教員が責任をもって厳格に成績を評価している。ただし評価の適切性を確認するために主に2つの制度を設けている。1つは学年末に開かれる学科の成績判定会議で、これはフランス語学科の場合には進級制度があるため、単位不足で留年する可能性のある学生について、学科全体で成績を確認するものである。留年の判定はこの会議での承認を経て、さらに外国語学部教授会に提案され、承認される。また教授会で承認された後の成績変更には、担当教員による資料を伴う変更願いの提出が必要となり、学科長、学部長、教務部長などの承認を得なければならない。成績評価の厳密性を確保するためのもう一つの制度は、成績疑義照会である。学生は成績通知後にその内容に疑問があれば、教務課を通じて

担当教員に疑義照会をおこなうことができる。担当者にはそうした照会に対応するため、成績資料を保存する義務がある。この点について、特に問題等は生じていない。

049

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性について、フランス語学科では1年次から2年次、また2年次から3年次への進級に際し、一定の条件を設けて判定をおこなっており、これを満たさない学生は留年になる。こうした進級制度により、各年次の学生の質を最低限確保するよう努めている。なお、条件等については『履修の手引』64ページを参照されたい。

050

学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況について、フランス語学科では通常の授業での各担当教員による日々の取り組みに加えて、関係部署と協力しながら課外で学生のフランス語学習支援を行っている。例えばアテネフランセと提携し、学内で授業とは別にアテネフランセのフランス語講座を開講し、学生が移動せずに授業後すぐに受講できるようにしている。またフランス語検定の準備対策講座や仏検模試の実施、ネイティブ教員との授業外での「チャットルーム」の開設、学生の要望に応じて教員が課外で小テストや補習授業などを行っている。さらにオープンキャンパス時にシャンソンコンサートを開催し、高校生に加えて在学学生も参加でき、授業とは違った角度からのフランス語へのアプローチとしてフランス語学習に刺激を与えている。その他にも学生がより学習を深めたいと望めば身近に問題集や参考書などが簡単に手に取り借りられるよう、図書館とは別に学科の共同研究室に学生貸し出し用の図書コーナーを設けている。

051

学生に対する履修指導の適切性について、フランス語学科は入学時や進級時、教務課と本学科教務委員とで履修ガイダンスを開き、指導を行っている。またフランス語学科では1年次にはそれぞれのクラスの文法担当者（専任教員）がクラス・アドバイザーとなり、履修をはじめ、大学生活全般にわたる指導をしている。また2年次においても引き続き文法担当者がクラス担任として指導し、学修進度の速い学生には3、4年の授業をとらせるなど、個別に対応している。さらに3・4年次では演習が必修科目であることから、すべての学生はいずれかの演習に所属し、演習担当教員（専任教員）が指導をおこなっている。

052

オフィスアワーの制度化の状況について、フランス語学科では個々の教員が個別にオフィスアワーを設けている例もあるが、学科全体として制度化していない。

053

留年者に対する教育上の配慮措置の適切性について、年度末に留年が決定した学生に対しては留年相談を実施し、フランス語学科の教務担当教員と教務課の事務職員とで指導を

おこなっている。また特に何度も留年を重ねる学生の場合には、学科教授会でも取り上げ、また学科長と教務担当教員により、それぞれ個別に面接指導をおこなっている。

054

学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況について、項目 051 で述べたように、フランス語学科では1、2年次には文法担当者が、また3、4年次には演習担当者がアドバイザーとして学習支援をおこなっている。

055

科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性については、全学的取り組みの中で対応している。詳細については大学の項を参照されたい。

056

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性について、フランス語学科では教育指導方法の改善に関する様々な取り組みをおこなっている。一つは毎年、フランス語学科の教員が企画し、獨協大学外国語教育研究所、フランス語教育学会、フランス大使館と共催する「獨協大学フランス語教授法研究会」がある。2006年で創設から20年が経ち、この学会でなされた報告や討論は、獨協大学のフランス語教育にも生かされている。またこの他にも外国語教育研究所の研究活動にフランス語学科から専任教員が参加し、外国語教育に関する様々な研究・開発をおこなっている。また項目 015 で述べたようにフランス語学科ではカリキュラム以外にも様々なプログラムを設けて学生のフランス語修得を支援し、学習の活性化を図っている。さらに毎年、学年度末に「教科書会議」を開き、出講日の違いなどから普段お互いに顔をあわせる機会の少ない兼任教員同士や、専任教員と兼任教員の意見交換の場としているが、これも教育指導方法の改善を促進する上で役立っている。

057

シラバスの作成と活用状況について、フランス語学科のシラバスを作成しているが、記載内容にバラツキのないよう配慮している。また、演習科目に関しては別途『演習の手引』を作成し、演習テーマ等を明記している。

058

学生による授業評価の活用状況について、全学的な取り組みに従っている。詳細は大学の項を参照されたい。基本的に活用は教員個人に委ねられているが、全学のものとは別途、各教員が授業内で個別にアンケートを実施している例もある。アンケート結果は各教員が授業改善の参考資料として利用している。

059

FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性について、獨協大学では2006年度より全学

的な組織としてFD推進委員会が発足し、フランス語学科からも学科長および専任教員1名が委員として参加している。また学科の取り組みとしては、項目056のように「獨協大学フランス語教授法研究会」の企画・運営や、外国語教育研究所における研究などを通じて、フランス語教育の向上に向けて様々な取り組みをおこなっている。

060

FDの継続的实施を図る方途の適切性について、項目059で掲げた事柄はこれまで継続的に取り組まれてきたものであり、現状においては適切であると判断している。

061

学生満足度調査の導入状況について、本学科ではこのような仕組みを導入していないが、現在まで特に問題等は生じていない。なお、全学的な導入状況については大学の項を参照されたい。

062、063

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況、雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組みの導入状況について、本学科ではこのような仕組みを導入していないが、現在まで特に問題等は生じていない。

064

教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性について、本学科においてはそのようなシステムは確立していないが、特に問題等は生じていない。なお、全学的な状況については大学の項を参照されたい。

065、066

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性、マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性については、全学的取り組みの中で対応している。詳細は大学および学部の項を参照されたい。

067、068

「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性、4年未満で卒業を認めている大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

038

教育上の効果を測定するための方法の適切性について、この点はフランス語学科の場合

にはまだ十分確立されているとはいえないものの、上述のように手がかりとなる基本データは得ているので、今後はこうしたデータを事務局の協力を得て継続的に収集すると共に、それらをもとに効果測定のための具体的な方法を確立することが課題であり、今後は検討を続けて具体的な効果測定方法の確立に努める。

039、040

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況については、項目038への取り組みと連動して、今後具体的な検討を進める。

041

卒業生の進路状況について、本学ではキャリアセンターを中心に学生への様々な就職支援をおこなっている。キャリアセンターにはフランス語学科からも委員を出し、企業訪問や父母懇談会での就職相談などをおこなっている。今後、学科の取り組みとして検討すべきなのは、まずフランス語を生かした就職という観点から、在日フランス企業へのインターンシップを開拓することが考えられる。また様々な分野で活躍する卒業生の把握も課題になる。現在も卒業生を招いて就職講演会をおこなっているが、今後はさらに卒業生全員を学科として把握し、彼らの活動を学科ホームページで紹介することなども検討すべきである。

046

履修科目登録の上限設定とその運用の適切性について、学生が4年間をかけてバランスよく履修することを促す上で上限設定は欠かせない。フランス語学科の上記の設定もおおむね妥当と考えられるが、3年次では上限が50単位を越えており、具体的な単位数については今後とも検討する必要がある。

047

成績評価法、成績評価基準の適切性について、評価法、評価基準は各担当教員の判断に委ねられており、そのため教員間でいわゆる「厳しい」、「甘い」といった差があるのが現実である。なお、こうした評価のバラツキを排するために、特に基礎語学の未習クラスにおいては統一試験を導入することも考えられるが、そのことで各教員の特色を授業に反映させることが難しくなり、画一的な授業を強要することにもなりかねず、現在のところ基礎語学の統一試験には慎重にならざるを得ない。しかし2006年度から導入したフランス語能力検定試験 TCF のように、比較的客観的な評価ができるテストもあるので、これをフランス語学習の目標設定や到達度を測る上での目安として利用することは可能かもしれない。今後はそのことも含めて2008年度の新カリキュラム実施に向けた検討をおこなう必要がある。

049

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性について、フランス語学科では進級制度を設け、各年次の学生の質を最低限確保するよう努めている。その際、フランス語の成績を判定の基準としているが、これはフランス語の習得が3、4年次の専門教育の土台となる点や、また特に学生の大半がフランス語未習者であることを考えれば、妥当と評価できる。なお、実際の留年率は在籍学生数の5~8%程度で、実数では5名から10名以下と少数である。特に1年次から2年次への進級に関しては、この2年ほど留年者は出ていない。この背景にはセメスター制の導入があると思われる。すなわち学年を春学期・秋学期に分けてそれぞれに成績評価をおこなうようになり、1年の春学期で不可となることが稀であるため、結果として通年では全員が進級してしまうのである。その意味では、年度ごとに判定する現行の進級制度がセメスター制にうまく適合していないともいえる。解決策としては学期ごとに進級判定をおこなえばよいが、担当教員や授業数の制約から再履修コマを設置できない現状では、事実上、不可能である。これは大きな問題だが、今後はそうした現実を踏まえ、新しい形の進級判定基準なども考える必要がある。

050

学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況について、シャンソンコンサートは学生にとって一つのよい刺激となっているが、会場の関係から入場できる人数に限りがあり、また準備・運営上の負担などの問題もある。今後は運営の仕方を検討しながら、こうした催しを継続させる方向で努力する。また学科に設置している学生貸し出し用の参考書等を少しずつでも充実させ、学生のフランス語学習面での便宜を図れるようにしていくことも今後の課題である。

051

学生に対する履修指導の適切性については、1・2年次のフランス語クラス、また3・4年次の演習において、文法あるいは演習担当教員が学生の指導に当たるという制度を設けており、おおむねうまく機能していると考えられる。ゼミについては20数名を上限としており、少人数制が確保され履修指導という面でも問題はない。それに対して語学クラスでは従来人数が多く、指導が必ずしも十分でない面があったが、2006年度より少人数制を導入し、きめ細かな履修指導も可能になった。

052

オフィスアワーの制度化の状況について、項目051でも述べたように、フランス語学科の場合には基礎語学クラスや演習において少人数制が確保されているので、クラス・アドバイザーや演習担当教員による学生の個別指導もおこなうことができ、必要があれば教員が学生に対して1対1の対応をすることも可能になっている。また個々の授業についての相談は、授業終了後に学生の質問を担当教員が受け付けるなど、臨機応変に対応しているが、それもおおむね機能していると考えられる。

053

留年者に対する教育上の配慮措置の適切性について、留年する学生の数は毎年 10 名以下であり、現状の説明で述べたように個別に対応することで適切な指導がおこなわれていると考えられる。

054

学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況について、現在では 1、2 年次の基礎フランス語のクラスにおいても少人数制が実現し、全体に学生に対するきめ細かな対応も可能となりつつある。今後は学生の身近な学習相談や授業アシスタントに大学院生を採用する TA 制度の導入も検討すべきである。

056

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性について、フランス語学科では、とりわけフランス語学習に関して様々な取り組みをおこなっており、いずれも教育・学修の活性化に向けた措置として評価できる。今後はたとえば e ラーニングプログラムに関する指導を徹底し、学生の利用率を向上させるなど、既存のプログラムを活用をさらに進める必要がある。

057

シラバスの作成と活用状況について、フランス語学科でもシラバスを学科の全科目について作成し、学生に公表している。ただしシラバスがどれだけ学生によって有効に活用されているかという点については、まだ十分な検証はなされていない。また学生に対する情報伝達の方法としては、シラバスのほかにも担当教員のホームページやファイルサーバーなどがあり、そうした他のメディアとシラバスとの関係についても考える必要がある。

058

学生による授業評価の活用状況について、アンケートのなかでもとりわけ自由記述については、フランス語学科の場合にはおおむねまじめな回答が多く、教員にとって有意義との意見が多い。ただしその一方で、アンケートの回収率は全体に非常に低く、フランス語学科に限らずこの点が最大の問題点である。

059

FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性について、学科レベルでもすでにいろいろな取り組みがあるが、今後は発足した FD 推進委員会を通じて、他学科との連携を深める必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

046

履修科目登録の上限設定とその運用の適切性について、上限となる単位数の適切性については今後とも検討を続ける。特に、3年次の科目登録上限を50単位に抑える方向で検討している。

049

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性について、フランス語学科では進級制度を設け、各年次の学生の質の確保を目指しているが、現状では十全に機能していない面もある。具体的方策として、2006年度より一部希望者を対象に導入したフランス語能力検定試験 TCF を今後は全学生に必修化することで、TCF の成績を目安にして学習達成度を測り、学生の質を確保することを検討したい。

051

学生に対する履修指導の適切性について、フランス語学科の場合には、2006年度から基礎語学クラスの制度を改め、クラス数を1クラス増設したことにより、現在は1クラス25名程度となり、問題は解消されつつある。これを今後も維持していきたい。

058

学生による授業評価の活用状況について、アンケート回収方法の問題、ならびに学生の間ではアンケートが具体的な授業改善に結びつかないと感じている向きもあり、回収率の低さの一因となっている。そこで2006年春学期からは、アンケート結果に対して各担当教員が任意で意見を述べ、その意見を公表するというフィードバックを実施することになった。その結果を見て、今後も回収率を上げるための検討を続ける。

言語文化学科

現状の説明

038

教育上の効果を測定するための方法の適切性について、基本的に各担当教員に任されているが、語学については入学時及び2年次終了間際の TOEIC®試験によって英語の能力達成度の測定をすること、3年次に中国語検定・DELE(スペイン文部省によるスペイン語能力検定)によって達成度を測っている。これについては、適切であると判断している。

039

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況について、中国語・スペイン語・日本語の各外国語教育担当の教員間では、項目038で述べたような語学試験を教育効果や目標達成度を測るものとしている。

040

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況について、全学的な取り組みについては大学の項を参照されたい。なお、本学科ではこのような仕組みを導入していないが、現在まで特に問題等は生じていない。

041

卒業生の進路状況について、第一回卒業生以来、その進路状況は次の通りである。日本人卒業生は、国内の運輸・流通・航空・旅行・商社・ホテル・製造・IT 関連等の各業種において国際業務に携わっている。留学生は、出身本国に戻って日系企業に勤務しあるいは日本国内の日系企業に就職して国際業務に携わっている。その他、海外における日本語教員、国内外の大学院進学者、海外における日本政府系機関従事者など、ほぼ 100%の決定率で社会に送り出している。その他、詳細は『ヴィッセンシャフト』45 ページ、85 ページを参照されたい。

042

教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況について、学科としては特に導入していないが、所属教員が各々の裁量で、教育支援室で開発した教育支援システムや、携帯電話を利用したシステムなどを導入している。これについて現在まで特に問題等は生じていない。

043、044

教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況、教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況について、学科としては特に導入していない。いずれも所属教員各々の裁量に任されているが、現在まで特に問題等は生じていない。

045

国際的、国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況について、まだ学科が設置されてから日が浅いのでそのような人材はほとんど出していない。

046

履修科目登録の上限設定とその運用の適切性について、1～6 学期までの科目配置・単位配当に応じて設定している。詳細は『履修の手引』76 ページを参照されたい。

047

成績評価法、成績評価基準の適切性について、大学の項で記した方法・基準の通りであり、これについては適切であると判断している。

048

厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況について、学科として特に導入していない。厳

格な成績評価は各教員に任せられ実施されているが、現在まで特に問題等は生じていない。

049

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性について、本学科は進級制度を採用しており、必要な要件を満たしていない学生を進級させないことによって、学生の質を検証・確保している。要件の詳細については、『履修の手引』80ページを参照されたい。

その他、各学年における丁寧な教育の実施と厳格な成績評価、教科外での頻繁な学生指導が行われていることで、各年次及び卒業時の学生の質の検証・確保は充分適切に実行されている。

050

学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況について、外国語教育において検定試験の一斉受験（1・2年次の英語検定、3年次の中国語検定・スペイン語検定）を実施し、外国語学習への意欲を喚起している。外国語教育以外の分野では特にそのような仕組みは導入していない。

051

学生に対する履修指導の適切性について、本学科の学生に対する履修指導は主に教務課の窓口で行われており、学生の知的興味・関心を満足させる科目は何であるかを共に考えながら行っている。ただ、現在のカリキュラムでは選択科目の単位も限られており、いかに必修科目や教職課程科目を他の科目とぶつからないように履修するか、卒業を容易にするためにいかに早めに単位を修得するかという観点からも指導が行われている。

052

オフィスアワーの制度化の状況について、学科としては特に制度化しておらず、その実施は所属各教員に任されているが、現在まで特に問題等は生じていない。

053

留年者に対する教育上の配慮措置の適切性について、本学科における留年生は、留学など意図的に留年する者と、極端に学業不振、もしくは大学生活に不適應の者とに二分されるが、いずれの場合も教務委員および教務課職員が個別に面談するなど、適切な対応がなされており、特に問題等は生じていない。

054

学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況について、本学科はこのような制度を導入していないが、現在まで特に問題等は生じていない。

055

科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性については、全学的取り組みの中で対応している。詳細は大学の項を参照されたい。

056

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性について、現状において本学科はそのような措置をしていない。

057

シラバスの作成と活用状況について、言語文化学科の開設科目についてシラバスを作成している。なお、演習科目に関しては別途『演習の手引』を作成し、演習テーマ等を明記している。本学科の学生は、履修科目を決めるときにシラバスや手引をよく活用しており、シラバスに関しては現在まで特に問題等は生じていない。

058

学生による授業評価の活用状況について、全学的に行われている「学生による授業評価アンケート」の結果は個人の評価結果は各教員それぞれに渡され、その活用方法は各教員に任されている。それとは別に学科所属教員分は全て学科長の手元にまとめられ、保管されている。

059、060、061

FD活動に対する組織的取り組み状況の適切性、FDの継続的实施を図る方途の適切性、学生満足度調査の導入状況について、全学的な取り組みとして行っており、本学科からも委員を選出し、これに参加している。詳しくは大学の項を参照されたい。ただし、学科独自には取り組んでいないのが現状である。

062、063

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況、雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組みの導入状況について、本学科ではこのような仕組みを導入していないが、現在まで特に問題等は生じていない。

064

教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性について、本学科ではこのようなシステムは未だ確立していない。

065、066

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性、マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性については、全学的取り組みの中で対応している。詳細は大学および学部の項を参照されたい。

067、068

「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性、4年未満で卒業を認めている大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性について、現状において本学科に該当するものはなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

039

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況について、英語教育担当の学科所属専任教員がいないため、他の外国語教育に比して合意の形成がほとんどなされていない。

041

卒業生の進路状況について、現在までの結果はほぼ満足しうるものだが、さらに国際機関・NGO・NPO等の団体などへの就職者を増やし、国際的な活躍の場を広げることが、学科の理念・目的をより実現することになる。

046

履修科目登録の上限設定とその運用の適切性について、学生各自の履修計画・学習計画にとって有効だと考えている。

050

学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況について、前述の外国語能力検定試験のスコアは就職活動時に役立つので、学生の受験意欲は高い。

051

学生に対する履修指導の適切性について、教員が直接履修指導する場面は少なく、また学生が教員に相談をすることも多くはない。主な相談は教務課にて行われているが、そこにおける履修指導もおおむね適切に行われている。

058

学生による授業評価の活用状況について、客観的にみずからの授業を評価する尺度が存在するのは良いことだが、授業評価に参加する学生が必ずしも真面目で熱心な学生に限らないことが、教員の間には評価結果に対する不信と軽視が広がっている。

将来の改善・改革に向けた方策

039

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況について、2007 年度設置の国際教養学部言語文化学科では、3 年次にも英語・中国語・スペイン語、そして新たに加わる韓国語においては同様に 2・3 年次に、検定試験を実施するよう合意を形成したい。

041

卒業生の進路状況について、2007 年度設置の国際教養学部言語文化学科では、選択教養科目群の中に「国際交流研究科目群」を配置し、より国際的活躍を可能にする学生の育成に努める。

050

学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況について、2007 年度設置の国際教養学部言語文化学科では、さらに韓国語能力検定試験を導入する。

051

学生に対する履修指導の適切性について、2007 年度設置の国際教養学部言語文化学科では選択科目の数も多くなり、学生みずからが専門分野を作っていく自主性と積極性が求められる。そこで 1 年次の「基礎演習」および 2・3 年次の「演習」では教員が学生に対しての働きかけを強め、学生個々の要求と適性・資質に応じた履修指導をする。

経済学部（経済学科・経営学科）

現状の説明

038

【教育上の効果を測定するための方法の適切性】

教育効果を測定するための指標の主なものは、第 1 に学期終了時に実施している「学生による授業評価アンケート」、授業ごとに実施している「授業レポートシステム」、各教員の任意の方法による感想文など、現場での学生の意見によるもの、第 2 に、2 年終了時および卒業時の GPA とコース制履修者の比率など学生の履修と成績の記録、第 3 に、とくに語学教育に関連して、入学時と 2 年生進級時の TOEIC®一斉試験の結果をデータベース化した資料などがある。経済学部として、この間、学部教学の実態を把握し、その教育効果をみるために 2001 年度と 2006 年度に入試形態別の入学後成績推移や、コース制履修状況、語学能力の形成状況などを分析し、カリキュラム改革、入試制度改革の判断材料としてきた。

039

【教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況】

「学生による授業評価アンケート」は大学の授業改善の取り組みの一つの柱として定着し、その実施、公表および活用について教員間である程度の合意があると思われる。またTOEIC®による入学時の英語能力およびその後のスコアの変化は、英語の授業の評価のみならず、入試形態毎の学生受け入れの評価をも測定する指標として学部の教学上の基礎的なデータとして活用されている。

040

【教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況】

上記について、全学的な導入状況は大学の項を参照されたい。学部独自には、学部の自己点検小委員会、カリキュラム委員会で検討され問題点が出される制度を導入している。

041

【卒業生の進路状況】

経済学部の卒業生の進路状況は付表のとおりとなっている。

付表 経済学部学生の進路状況(1971～2006年卒業生)(資料)『ヴィッセンシャフト 2007(入試概要)』より。

経済学科	経営学科
卸・小売業 36.6% サービス業 19.5% 金融・ 保険業 17.1% 製造業 11.2% 不動産 4.4% 運輸・通信業 4.4% 建設業 2.4% 公務員 3.9% 進学 0.5%	卸・小売業 25.8% サービス業 23.5% 金融・ 保険業 13.1% 製造業 8.4% 不動産 5.2% 運輸・通信業 4.8% 建設業 1.6% 公務員 3.6% 進学 3.6% 電気・ガス供給業 0.4%

042

【教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況】

すでに実施したものは、入試形態別の入学後成績結果の分析や、TOEIC®スコアを英語教育の到達指標として活用するなどの取り組み、さらにコース制履修比率などから学生の系統的履修の状況を把握するなどである。学部教授会、およびカリキュラム委員会、入試制度検討委員会、2006年度より学部に設置した自己点検小委員会でそうした測定方法や測定結果を適宜検討してきた。

043

【教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況】

2006年度からあらたに学部に自己点検小委員会を設置し、学部で行っている自己点検活動、FD活動全般を掌握し、教育効果の測定方法の有効性の検証を行っている。

044

【教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況】

自己点検小委員会で検討した内容は、関連する各種委員会および学部教授会に報告され、授業、教育内容、FD 活動全般について議論する。

045

【国際的、国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況】

上記について、現在までこのような人材は未だ輩出されていない。

046

【履修科目登録の上限設定とその運用の適切性】

卒業所要単位数については 128 単位、1 年から 4 年までの登録単位数上限は、1・2 学期が各 20 単位、3・4 学期が各 20 単位、5・6 学期が各 22 単位、7・8 学期が上限なしである。詳細は『履修の手引』85 ページを参照されたい。

047

【成績評価法、成績評価基準の適切性】

現在の成績評価は大学の項に記した方法・基準の通り行われている。なお、本学部の成績通知票には GPA を記載している。

048

【厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況】

基本的には各担当教員が責任をもって厳格に成績を評価している。その他、進級判定と卒業判定のために、学部教授会で時間をかけた報告を行い、厳格な成績判定を行うという慣例を維持してきた。また学生からの成績評価に対する疑義照会を受け付け、それに教員が答えている。

049

【各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性】

現在、コース制の点検とあわせて各年次一定数の専門科目の修得を促進する議論が行われている。また学年毎の GPA や TOEIC®スコアなど学生の到達度の指標が蒐集され、教育のレベルを客観的に示す方策が準備されている。これらは学生が勉学の到達度を客観的に把握でき、具体的な目標を持てるという点で積極的な意味がある。卒業時、成績通知表に GPA を記載し、学業成果を明示するとともに、コース制履修者には認定証を発行し、その専門性を示すことにしている。

050

【学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況】

導入教育や少人数教育のすべてが全員参加の活発な授業を目指すという点で学習意欲を刺激するための仕組みであるが、自発的な学習という意味ではこの間とりわけ正課授業への波及効果を期待して正課外授業の拡大に取り組んできた。正課外授業として、「夏期・春

期英語集中講座」「夏期語学短期研修プログラム」「公認会計士(CPA)養成講座」「経済学に使う数学入門講座」などを行っている。

051

【学生に対する履修指導の適切性】

学期始めの履修登録期間には窓口を別途設けて、学生の履修相談に教務課職員が対応している。また「基礎演習」やクラスなどで学生が教員に相談に応じている。また、学部全体としては、現在どの程度の単位をどの年次で取得しておくべきかを示して、学生にとって合理的で効果的な履修の判断材料を与えるようにしている。具体的には3年次終了時点で110単位の取得を目標にするように指導を始めたところである。

052

【オフィスアワーの制度化の状況】

全専任教員がオフィスアワーを設けている。教員とコンタクトを取りたい学生は、事前の連絡方法(電話・メール等)で示された注意事項を確認の上、教員を訪ねることができるようになっている。

053

【留年者に対する教育上の配慮措置の適切性】

進級、卒業等に際して留年になった学生に対しては、希望する場合にその発表当日から「留年相談」を受け付け、成績通知表を提示して状況を説明している。単位修得状況から単位不足分の説明と、その回復方法や時期についての相談に応じている。成績評価については疑義照会の制度も設けており、学生が教務課窓口を通して科目担当の教員に文書にて問合せをすることもできるようになっている。定期試験終了後から成績発表までの日数は1ヵ月以上かかるが、発表後の留年相談受付は速やかに行い、次のステップに踏み込めるようになっている。

このように留年者については、教務課窓口での指導と教務委員、演習担当教員が指導を行っている。またsemester制の導入によってかなりの学生が半年遅れでの卒業が可能となったこともあり、留年者に対する教育上の配慮措置は概ね適切と思われる。また、現在まで特に問題等も生じていない。

054

【学習支援(アカデミック・ガイダンス)を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況】

現在、クラス担任制度があるが、それに加えて「基礎演習」の担当者を通じた指導が行われている。また、すべての学部教員がオフィスアワーを設けて、学習上の指導が必要な学生に対応している。

055

【科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性】

上記については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は大学の項を参照されたい。

056

【学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性】

国際経済コースの担当教員による定期的な研究会では、研究報告だけでなく、授業の内容を相互に紹介し合うなど、授業内容の交流を行った。学生の学習意欲の喚起については『Network 経済』において「演習」やフィールドワークなど、ゼミ活動についての交流などが進んでいる。また、授業内容の組織的な点検や相互批判は重要であり、経済学部においても、授業内容の交流が行われ始めた。

057

【シラバスの作成と活用状況】

毎年度、「卒業研究」を除く全ての授業ではシラバス（また「演習」については『演習の手引』）を作成している。シラバスは冊子媒体で配布している他に、大学ホームページでも閲覧できるようになっている。

058

【学生による授業評価の活用状況】

経済学部では個人の評価結果は各教員それぞれに渡され、その活用方法は各教員に任されている。それとは別に学科所属教員分は全て学部長および経済学科長・経営学科長により保管されている。

059

【FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性】

FD 活動については、研究成果の公表、研究会の促進、教育方法の改善という3つの柱で取り組んでいる。教員の研究成果の公表については、大学ホームページの紹介欄だけでなく、学部広報誌『Network 経済』の春号にも年度業績一覧を掲載してきた。研究会活動については、従来学部内に研究会担当者を置いていたが、2006年度より研究会事務局として体制を強化し、学部内研究会の定例化を図り実施している。授業方法の交流は『Network 経済』で授業やゼミ活動を相互に紹介しあったり、コース制の研究会の一部を利用し、授業の様子を報告しあったりしている。さらに、2006年度より学部に「自己点検小委員会」を新設し、FD 活動の学部における拠点を作りつつある。そのもとで、現在の授業方法やカリキュラム上の問題の議論を開始している。

060

【FD の継続的实施を図る方途の適切性】

授業改善とともにFD 活動の継続的实施を図ることを目的として、2006年度に自己点検小委員会を設置した。まだ設置されたばかりなので、その機能化を早急に行う必要がある。また2006年度にはFD に関して学部教員にアンケートを実施したが、評判の高い授業の参

観、共同研究発表の促進など意見が出された。

061

【学生満足度調査の導入状況】

学生に対して満足度を問う調査は行っていないが、全学の「学生による授業評価アンケート」における質問項目に、間接的に学生の満足度を反映するものが含まれている。さらに、2005年度より実施された「学生による教育環境改善のためのアンケート」を活用し、学生の勉学条件の満足度を調査し、具体的意見を確認している。それらを通じて、短期的に改善可能なものはすぐに対応し、中長期的な課題については適切な部署に意見をあげて対応するようにしている。

062、063

【卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況】、【雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組みの導入状況】

上記について、現状において本学部はこのような仕組みを導入していないが、特に問題等は生じていない。

064

【教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性】

「学生による授業評価アンケート」に対して、2006年度春学期のアンケートから、学生の回答に対する教員のコメントを公表する「フィードバック制度」が導入された。学部教授会において経済学部はこの制度に積極的に取り組むことを申し合わせた。

065、066

【授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性】、【マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性】

上記については、全学的取り組みの中で対応している。詳細は大学の項を参照されたい。

067、068

【「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性】、【4年未満で卒業を認めている大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性】

上記について、現状では本学部該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

038

【教育上の効果を測定するための方法の適切性】

教育効果を測定するための指標を用いた分析を行ったことで、学部教学の実態が断片的

にはあるが明らかになった。これによってカリキュラム改革、入試制度改革のより客観的な議論が可能となった点は前進であろう。しかしカリキュラムの体系的配置や授業の個々の効果といった点では十分な指標と分析が確立しているとはいえない。実態調査と分析が進むことなしには、本来の学部教学設計の前提となる教養と専門、語学教育のあり方などに関する議論も深めることはできず、認識の一致も得られない。したがってこの分野には学部執行部としても格段の留意を払うべきであろう。

039

【教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況】

「学生による授業評価アンケート」の結果に対する教員の側からのリプライを公表する「フィードバック制度」を導入した点は、授業改善努力のレベルを引き上げることに對する教員の積極的な意思を表したものとして評価できる。今後、アンケートに示された学生の意見を参考に、授業改善に取り組む具体的な段階へと進むものと思われる。

040

【教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況】

「学生による授業評価アンケート」、GPA、コース履修率、TOEIC®スコアなどの総合的な分析が行われはじめたことは意義があるが、さらにそれによる実践の内容を検証し、有効性を吟味する必要がある。学部自己点検小委員会は2006年度に発足したばかりで、この点で十分に機能しているとはいえないが、今後、様々な授業、成績関連の指標を総合的に分析し管理するシステム全体を検証する仕組みとして機能させてゆかねばならない。

041

【卒業生の進路状況】

学生の進路対策については、従来学部では独自の取り組みがほとんどなかったが、2006年度に学部内に「就職進路対策委員会」を設置し、この問題に着手し始めた。4年生の適切な方向づけは学生の潜在的な能力を生涯にわたって発揮する大きな転機となるものであり、大学の果たす役割としては重要な意義があるが、学部としての取り組みは弱く、その意味で同委員会の設置が転機となるべきである。

042

【教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況】

学部教学の実態を知るためには、様々な面からの実態調査が必要であり、そのための体制作りが必要である。またそれによって得られた教育目標が素早くカリキュラムや教員の指導内容に反映しなくてはならない。現在、GPA、TOEIC®スコア、コース制認定者数などの指標をもとに、専門、語学教育の教育目標を明確にしつつある段階であり、今後、それらをカリキュラム改革の具体化に伴って、執行部を中心に、自己点検小委員会、カリキュラム委員会などで新たな教育効果の測定法を考えて行かなければならない。

043

【教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況】

現在、教育効果の測定は執行部が独自に行っているに過ぎず、継続的、組織的に行われているわけではない。しかしそれらの結果を逐次各種委員会で議論し、その分析結果の有効性について議論を行ってきた。

044

【教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況】

現在、学部教学の実態調査は、執行部や各種委員会で議論され、カリキュラム改革全体の議論に反映されている。その議論は、「授業評価アンケート」の結果ともあいまって、カリキュラム再編という全体の再編成のみならず、各授業での個別的な教育改善にも活かされつつある。

046

【履修科目登録の上限設定とその運用の適切性】

現状では、1～3年次で週10科目程度の履修となり時間割上多少余裕があるが、逆に4年次には約3分の1の学生が修得単位の不足を感じ大量の科目登録を行う傾向にある点が問題である。

047

【成績評価法、成績評価基準の適切性】

現在の成績評価方法は他大学と比べても標準的なものであり、概ね適切とあってよい。経済学部において3年次への進級および卒業率は、例年それぞれ8割以上であり、その比率も適切である。

また、現在の成績評価基準は概ね適切であり、学生による成績疑義紹介の制度も有効に機能しているといえる。なお、個々の授業の評価基準は個々の教員にゆだねられており、その点の不統一を問題視する意見も少なくないが、逆に、大学としての多様な価値観や判断基準をそのまま尊重すべきとの意見も多くある。これらの根底には大学の使命と教育のあり方についての意見の相違に起因する複雑な問題があり、容易に答えがでる問題ではないため、この問題は、それらのことを十分に踏まえたうえで、大学のあり方を含めて時間をかけて議論すべき課題であると思われる。

048

【厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況】

成績評価の基準を明確に定め、成績評価を行うことはますます重要であり、より公正で厳格な成績評価基準を確立するためには、各科目の成績評価基準をシラバス等でより詳しく明示し、各科目担当者相互に状況を交換するなどの工夫が必要である。今後さらに、学生の成績評価の基準を学部教授会、カリキュラム委員会などで議論していきたい。

049

【各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性】

学生の専門性、語学能力、GPA など、学生の学習到達度を示す指標が集積されているが、それを効果的に在学中の学習意欲に結びつけるとともに、その結果を効果的に社会にアピールしていくことが課題である。コース制の見直しによる専門性の強化、TOEIC®スコアを指標とした語学教育の質の向上、卒業研究の成果発表の制度化、内容の充実などによって、学生の質を高めるとともに、学生が自らの修学の成果を示せるようなものにしたい。

050

【学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況】

個々の授業でどのように学生の学習意欲を刺激する取り組みが行われているのかについて、授業評価アンケートの学生の満足度などから把握できる。現行カリキュラムにおける導入教育、少人数教育、英語教育の取り組みで、学生の学習意欲を刺激する仕組みはある程度できてはいるが、現在のカリキュラム改革の議論においては、それを内実化し、質的に改善する方策が検討されている。大学での勉強の全体的なイメージ、勉強に必要なツール、専門の選び方、それと将来像との関係、語学学習がなぜ必要かなどについて学生のモチベーションをどのように喚起するかについて、制度と内容の両面から考える必要があるであろう。

051

【学生に対する履修指導の適切性】

学生の履修指導については、教務課、クラス担当者などの努力、さらにはコース制などの結果、系統的な履修が図られてはいる。しかし、年度毎の修得単位数のばらつきや科目内容の偏重など、個々に依然として指導すべき問題が残されている。とくに4年次の履修単位数不足からくる過多登録が喫緊の問題である。

052

【オフィスアワーの制度化の状況】

制度は整っており、一定数の学生が履修指導、「卒業研究」指導などでそれを利用している一方、利用方法がよく分からない学生も少なくない。また、注意事項に教員への事前の連絡などの条件があって、学生が利用しにくくなっているのではないかと指摘もある。

054

【学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況】

クラス担任制度は形骸化しており、オフィスアワーも十分に活用されているとはいえない。

056

【学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性】

現状の説明で既述したいずれの活動も、継続性が弱く、端緒的な段階に留まっているため、担当教員の自主性を尊重しつつも、より適切な制度を考える必要がある。具体的には学部自己点検小委員会が授業内容の改善を議論する場として設置され、そこでの議論が進んでいる。

057

【シラバスの作成と活用状況】

シラバスは、学生の履修選択はもちろん、新学期初めの授業のガイダンスなどで活用されている。しかし、どの程度活用されているかの調査は行われていない。また分量が限られ、項目も一般的であるため、必要な情報が与えられていない場合もある。

058

【学生による授業評価の活用状況】

「学生による授業評価アンケート」の調査結果は学生による授業評価のみならず、授業改善のための貴重な材料であり、多くの授業においてそれにもとづいた授業改善が行われている。学生も概ね節度を持ってアンケートに答え、教員の側の対応の問題も報告されていない。しかしながら、具体的にどのようにして学生の要望にもとづいて授業を改善していくか、また改善した結果をどのようにして点検・評価するかについては当然のことながら教員間でバラツキがある。教員の自主性を尊重しつつ、着実な改善策がとられる方策を見いだす必要がある。また、受講制限の要望などのように、それを是正することによって他の希望者の受講を制限せざるをえないといった例、私語をする学生を注意してほしいという学生と、それを疎ましく思う学生がいるという例に見られるように、即時的な学生の要望がぶつかり合い、調整する際の混乱が生じる場合が見られた。こうした問題への対処にも習熟する必要がある。

059

【FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性】

『Network 経済』における学部教員の年度業績一覧の掲載は学部内外に教員の研究活動を示す上で効果的である。学部内研究会も実施の軌道に乗りつつある。学部に自己点検小委員会を新設し、FD 活動の学部における拠点を作りつつあるが、現在の授業方法やカリキュラム上の問題の議論はまだ端緒的な段階である。

064

【教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性】

経済学部では、「学生による授業評価アンケート」結果、学生の授業成績、TOEIC®スコア、コース履修状況などを随時モニタリングし、学年毎の修得単位数などを分析して、教学改善に生かして成果をあげてきたが、それらの定期的な実施と管理のシステムは未確立である。

将来の改善・改革に向けた方策

038

【教育上の効果を測定するための方法の適切性】

「学生による授業評価アンケート」については、教員のコメントを学生に返していくフィードバックシステムの導入を受けて、今後の授業改善のための本格的な活用の段階へと進む。また GPA やコース履修率のモニタリング、TOEIC®スコアの引き上げなども制度的に定着させ、学生側からも受けている授業の効果と到達度が見やすいようにしていきたい。

041

【卒業生の進路状況】

経済学部では、2006 年度に「就職進路対策委員会」を設置し、学生の進路指導を早期から行うことに着手している。また 2007 年度はキャリア・カウンセリングの専門家を招聘し、独自の進路支援プログラムを作りたいと考えている。

046

【履修科目登録の上限設定とその運用の適切性】

各学年次における履修登録単位数の上限については見直しをして、学生の適切な学習を促進したい。具体的には、1～3 年次までの履修単位上限規制を若干緩和し、それぞれ若干の単位数を上積みすることで卒業所要単位修得の年次比重を低学年に降ろしていきたいと考えている。それによって4 年次の単位不足のプレッシャーを緩和し、4 年間、メリハリと余裕のある学修条件を作りたい。

050

【学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況】

2008 年度新カリキュラムでは、導入教育制度としては1 年次の導入教育において「大学入門講座」(仮称、1 年次半期 2 単位)「クラスセミナー」(仮称、1 年次半期 2 単位)、その後の「基礎演習」(仮称、2 年次へ年次配当の変更、半期 2 単位)「キャリア講座」(仮称、1 年次半期 2 単位)などの設置を考えており、それらの授業の内容を通じて、学生時代に身につけるべき教養の幅や専門の意味について考えるものとした。この他、新たな少人数演習体系、英語クラスなどの改革によって、学部教学全般の活性化をはかり、学生の学習意欲を喚起したい。

051

【学生に対する履修指導の適切性】

各学年度、各学期のはじめ、とりわけ1 年次新学期の履修指導、オリエンテーションが重要であるため、入学後のオリエンテーションの内容の改善、導入科目における学問の体系性に関するアナウンス、クラス担当制度の見直しや、「基礎演習」の中での履修上の適切なアドバイスの機会を設けるなどによって指導を強化したい。

054

【学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況】

2008年度のカリキュラム改革では、新たに「クラスセミナー」を設け、語学クラスにあわせて、半期セミナー形式で基礎教育を行うプログラムを検討中である。また1年次「大学入門講座」、2年次「キャリア講座」「基礎演習」（現在1年次配当であるが、2年次配当への変更を検討中）などはいずれもアカデミック・ガイダンスとアドバイザー制度の機能を有している。

056

【学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性】

現在検討されている2008年度新カリキュラム改革は、学生の自発性と知的関心を引き出すための有効な枠組みを作ろうとするものであり、それは教員の指導方法の改善と、学生の潜在的な学習意欲の喚起という2つの要素を柱としている。つまり、単に学生の学習意欲の低下を憂えるだけでなく、学習意欲を引き出す内容のある授業を多様な形態で行うことを目指している。「大学入門講座」（仮称、1年次2単位）「クラスセミナー」（仮称、1年次2単位）「キャリア講座」（仮称、2年次2単位）の新設、および、現在1年次配当の「基礎演習」を2年次へ移行し、2・3年次に配当されている「演習」を3・4年次にもどすことを検討中である。英語教育についても、クラスの目標や内容を選択可能にし、学生のニーズにあったプログラムを提供するとともに、TOEIC®でスコアを伸ばしたい学生にはそれにふさわしい充実したコースをつくる。

058

【学生による授業評価の活用状況】

「学生による授業評価アンケート」については、次のような課題が今後検討されなければならない。第1に、アンケートの内容と対象である。現在のアンケートは全学部の全科目を対象に行われている結果、アンケートの内容は一般的な事項に限定されている。それは共通の指標に即して大学教学の到達度を計測するという利点がある半面、個々の授業の目標・内容等に即して授業の効果を見るという性格に欠ける面がある。知識や技能を高めしていくことに主眼がある語学等の科目と、興味関心を喚起するための入門・概論科目では、評価の観点は大きく異なる。前者のような科目では、学生の到達度もあわせてこのアンケート以外の方法で評価することが重要である。第2に、アンケートの回収についてである。現在のアンケート回収率は2割台ときわめて低い。アンケートの回収方法、回収時期について再検討する必要があることは明らかである。第3に、授業の改善に対する取り組みとの接合である。特に、教員側に対する個人的・個別的な「自由記述」についてどのように改善を促すか（手続き）、執行部がそれにどの程度関与するかなど検討すべき事項は少なくない。第4に、アンケートから授業改善までのプロセスの全体の結果を事後的にどのように明らかにしていくか、またそれを評価するかという問題もある。経済学部は「自己点検小委員会」を設け、機関としてこうした諸問題を検討したい。

【FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性】

FD については自己点検小委員会で組織的に取り組む。とくに教員の研究については、引き続き『Network 経済』に業績一覧を掲載することや、学部内の研究会活動の促進、発表の機会を広げるなどによって交流、促進を強めたい。

法学部（法律学科・国際関係法学科）

現状の説明

038

教育上の効果を測定するための方法の適切性について、教育上の効果を測定する方法としては、さまざまなものがある。学期末に行われる定期試験やレポートのほか、授業における小テスト、レポート、発表、課題提出、質疑応答などである。これらのうち、いかなる方法による測定を行うかということは、授業形態と担当教員により当然異なり、その評価の方法については、各担当教員による教育上の配慮に委ねられている。

とくに、1年次のフレッシュマンプログラム、2年次の基礎演習および3年次と4年次の演習においては、20名以下の少人数授業が編成されており、担当教員が学生の修得状況を常に把握しつつ、授業を進めている。

039

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況について、教育効果、目標達成度およびそれらの測定方法のあり方は、基本的に各担当教員の判断に委ねられている。これは個々の教員による教育の独立性・自主性尊重の1つの現れでもある。その意味において、教員間に形式的なルールの設定をするということは、今のところ行われていない。

040

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況について、全学的な取り組みについては大学の項を参照されたい。なお、本学科独自ではこの仕組みはまだ導入していないが、現在まで特に問題等は生じていない。

041

卒業生の進路状況について、法学部の卒業生の主な進路は、一般企業への就職である。本学部では、民間企業に就職する学生が大部分を占めるが、公務員や教員の職を希望する者も一定数あり、公務員・教員になる卒業生の比率は、全就職者のおよそ1割程度である。

就職先の民間企業の業種については、卸売・小売業、金融・保険業が最も多く、次いで、製造業、サービス業、情報通信業などが続いている。

公務員・教員についてであるが、法学部という特性から、教員として就職する卒業生の

数は多くはない。公務員のうち、約3割が国家種および地方公務員特に市町村職員として就職している。また、最近の傾向としては、警察官に就職する者の比率が高まっており、公務員全体の5割近くを占めている。

就職以外の進路の主なものとしては、大学院を含む進学や、司法試験・資格試験等の受験、およびそれらのための受験準備が挙げられる。本学大学院および他大学大学院を受験・進学する本学部卒業生の数は、近時、毎年10名を超えている。現行制度の司法試験については、2006年度までの過去4年間についてみると、例年、1名ないし2名の本学出身の合格者が出ている。これらの進路に進むものおよびその受験準備を選択する者は、学部の卒業生数の1割を超えている。

法学部には、法律学科と国際関係法学科の2学科があり、卒業生の進路も仔細に検討するならば、両学科間に若干の相違が存在するが、国際関係法学科の学生数が法律学科の三分の一程度であることなどを考慮するならば、一般的な傾向としてとらえた場合には、その差異に必ずしも有意性を認めることはできない。むしろ、ここからは、民間企業が学科により区別することなく採用活動を行っていることが推測される。もっとも、学科、とりわけ国際関係法学科の特色に応じた進路選択を行う卒業生も、少なからず存在しており、それらの卒業生は、法律学科に比べてより国際性あるいは渉外性の強い企業や職種を選択している。

042、043、044

教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況、教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況、教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況について、現状において本学部では導入していないが、特に問題等は生じていない。

045

国際的、国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況について、現状においてそうした人材は未だ輩出されていない。

046

履修科目登録の上限設定とその運用の適切性について、法学部では、各学期に学生が適切な量の授業科目を履修する仕組みを設けることにより、安易な多量の科目履修を防止し、限定された科目の予習復習を通じて深い理解を導くために、履修科目の登録上限を設けている。その基本的な仕組みは、学期ごとに履修登録できる単位数に一定の制限を設けるとともに、すでに修得した単位数と登録科目の単位数の合計が各学期において一定の限度を超えてはならないとするものである。

については、第1学期18単位、第2学期18単位、第3学期22単位、第4学期22単位、第5学期22単位、第6学期22単位、第7学期なし、第8学期なし、とされている。ただし、前学期までの評価が「不可(F)」の同一科目を再度履修する場合に限り、第3学期から第6学期にはそれぞれ4単位まで登録上限を超えて登録することができる。

また、については、第1学期18単位、第2学期36単位、第3学期58単位、第4学期

80 単位、第 5 学期 102 単位、第 6 学期 124 単位、第 7 学期なし、第 8 学期なし、とされている。詳細については『履修の手引』105 ページを参照されたい。

047

成績評価法、成績評価基準の適切性については、大学の項で記した方法・基準の通りである。

048

厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況について、基本的には各担当教員が責任をもって厳格に成績を評価している。さらに法学部においては、安易な成績評価や単位認定はしないという理解が従前より確立している。学生もあらかじめこのことを認識しており、このことが教育水準の維持に役立っている。また、本学部では、各年度初めの学部教授会で、学部開設科目について前年度の成績評価結果を教員に配布し、各教員の評価基準の参考に供している。

049

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性について、法学部においては、2 年次から 3 年次への進級の際に、進級要件が設けられている。進級要件は、第一外国語 4 単位、「全学総合講座」から 2 科目 4 単位、「フレッシュマンプログラム」2 単位、および、「公法入門」「民法入門」「刑事法入門」「国際関係法入門」「政治学入門」から 2 科目 4 単位を修得するとともに、第 1 学期から第 4 学期までの修得単位の合計が 32 単位以上あること、である。

3 年次および 4 年次に行われる専門演習は選択科目であるが、専門演習を履修するためには、基礎演習の単位を修得していることが条件となっている。

法学部の卒業に必要な最低単位数は、専門科目 88 単位、全学共通科目 40 単位である。専門科目に関する必修科目については、国際関係法学科はフレッシュマンプログラム 2 単位および基礎演習 2 単位のみである。法律学科はこれに加えて、政策法務コースは公法科目 8 単位、企業法務コースは民法法科目 8 単位、法曹コースは公法・民法・刑事法科目 8 単位の必修科目が課されている。これらの詳細は『履修の手引』102 ページ以後を参照されたい。

050

学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況について、1 年次春学期に必修科目としてフレッシュマンプログラムを設置し、少人数教育の形で大学教育への導入指導及びカリキュラム・大学生活等についての指導を行い、大学生活へのスムーズな移行及び大学での学修意欲の向上を図っている。さらに、成績評価法のところでも触れたが、現在、AA を新設した 5 段階評価を導入していることが挙げられる。

また、法学部では、4 年間を通じて優秀な成績を修めた学生に対して、卒業時に「法学会賞」を授与している。法学会賞の対象となるのは、成績上位約 7 パーセント程度の学生

である。

051

学生に対する履修指導の適切性について、4月の学年始めのオリエンテーション期間に、1年のみならず2年、3年、4年の学年ごとに学生を集めて履修ガイダンスを実施している。全ての学部・学科の教務事項について記された冊子『履修の手引』が入学時に学生に配布される。履修ガイダンスは学年を問わず、毎年配布されるシラバスに加えて、この『履修の手引』を参考にしつつ行われる。

このほか、学生に対する履修指導は随時行っており、例えば、相談事のある学生や、単位取得状況の悪い学生については、個別的に履修の方法等について指導している。これらの指導は、クラス・アドバイザー、基礎演習担当教員、専門演習担当教員、および教務課が窓口になって行っている。

052

オフィスアワーの制度化の状況について、現状では、オフィスアワーの制度は、学生の教員に対するアクセスを確保する制度の中に、その一部が組み込まれる形となっている。教務課においては、学生によるアクセスのために各教員の連絡方法を開示しており、そこにオフィスアワーについても記載がされている。そこでは、オフィスアワーの実施および時間指定は各教員の任意に委ねられている。オフィスアワーを公表している教員は一部であり、すべての教員が毎週固定された一定時間のオフィスアワーを設けることは、各教員の自治にも配慮して行っていない。

053

留年者に対する教育上の配慮措置の適切性について、留年者に対する教育上の特別な配慮措置というものは、行っていない。留年者に対しては、クラス・アドバイザー、基礎演習担当教員および演習担当教員等の教員による履修指導・アドバイスや、教務課の担当者による履修指導・アドバイスが、必要に応じて行われている。

054

学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況について、法学部におけるアカデミック・ガイダンスは、授業と関連づけて導入されており、その概況は次のとおりである。

新入生には「クラス」が編成されている。1クラスは20名以下であり、各クラスには、法学部専任教員が1名ずつ、クラス・アドバイザー（クラス担任）として割り当てられている。クラス・アドバイザーは、学生の学修のみならず学生生活全般の事柄についても指導を行ったり、相談に乗ったりする役割を負っている。この「クラス」は、1年次の春学期に開講される「フレッシュマンプログラム」という授業のクラスも兼ねている。そのため、担当教員は、春学期は毎週、クラスの学生全員と顔を合わせることができ、学生の状況の把握や、指導が容易に行えるような仕組みとなっている。クラス・アドバイザーの任

務は、実質上、学生が2年の秋学期に基礎演習を履修するまで続いている。

2年次の秋学期には、必修科目として基礎演習が置かれており、法学部生は必ずいずれかの教員の基礎演習を履修しなければならない。基礎演習も1クラス20名以下で編成されており、この授業を核として、担当教員は、学生の学修状況を把握し、アドバイスを提供することができる。

3年次および4年次には演習の科目がある。選択科目ではあるが、担当教員はこれを通じて学生にアドバイスを与えることが可能である。

055

科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性については、全学的取り組みの中で対応している。詳細は大学の項を参照されたい。

056

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性について、本学部の学生の学修状況は、良好と分類することができると考えられる。法学部専門科目については、例えば、授業における学生の履修態度は概して真面目であり、私語もなく、要求された課題等も基本的にきちんとこなしている。

教員の教育指導方法については、それぞれの担当教員の選択・判断に委ねられており、各教員に創意・工夫の余地を与えるものとなっている。

057

シラバスの作成と活用状況について、法学部においては、開講されているすべての授業科目についてシラバスを作成している。この他、専門演習および基礎演習については、毎年度、『演習の手引』および『基礎演習の手引』を作成し、演習科目の選択・登録に際して学生に配布している。これらの手引には、演習テーマ、サブタイトル、使用テキスト、講義概要、授業の特色や授業方法、注意事項等が記載されている。

058

学生による授業評価の活用状況については、全学的な取り組みの中で扱っている。詳細は大学の項を参照されたい。なお、授業評価の結果をどのように活用するかは、教員個人の判断に委ねている。

059

FD活動に対する組織的取り組み状況の適切性について、FDとは、学生の職業選択のための大学教育というニーズに応えるために、教員の側に求められる教授法、教授内容、教材等の研究・改定等を指すものである。このようなFDの法学部における取り組みは、目的の特化した仕組みとして体系化にまではいたっていないものの、すでに開始されている。この問題について検討を行うことのできる中心的な組織としては、現在、学部の将来構想検討委員会がある。

060

FDの継続的実施を図る方途の適切性について、FDの要素を構成するさまざまな手法のうちいくつかは、現在すでに継続的に実施されている。例えば、シラバスの作成、レポートなど少人数授業での目標到達度のチェック、授業評価アンケートの実施、成績疑義紹介等などは毎年（毎学期）単位で継続的に実施されている。

061

学生満足度調査の導入状況について、全学レベルでは、「学生による授業評価アンケート」が毎学期行われており、法学部の科目もこの対象となっている。なお、学部独自としては、現在のところ体系化された学生満足度調査は行われていないが、法学部将来構想検討委員会の主導のもとで、学部生に対するアンケートが実施されている。

062、063

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況、雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組みの導入状況について、本学部ではそのような仕組みを導入していないが、現在まで特に問題等は生じていない。

064

教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性について、現状において本学部に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

065

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性について、基本的には、大学の項に記された通りである。加えて、その授業中の教材について最近では、プリントやレジュメの配布や、教材提示装置、パワーポインターの利用を積極的に行う教員が増えている。

066

マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性について、大学の項に記された以外に、法学部におけるマルチメディアの体系的な利用には、パソコン教室において行われる社会科学情報検索法の授業がある。この授業は、法学部の学生に必要なと考えられる法律学・政治学の書籍・文献・裁判例等の情報収集の技術と、コンピュータ等の情報関連機器使用の技術の両者を、同時に身に付けることを目的とするものである。その他、各教員の個別の判断で利用がなされている。

067、068

「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性、4年未満で卒業を認めている大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性について、現状において本学部に該当する事項はなく、問題等は生じ

ていない。

点検・評価、長所と問題点

038

教育上の効果を測定するための方法の適切性について、教育効果の測定が各担当教員レベルで行われる場合には、一般に、教員の作業量という点から、多人数の授業では限られた方法しか期待できないのに対して、少人数の授業では多様でより効果的な測定の方法がありうるため、柔軟に対応することが可能である。

現状では、測定の実施は、各担当教員により、授業の性格や受講者の人数等が勘案された上で適切な方法が選択されている。

039

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況について、法学部の専門科目には、基礎から積み上げて4年間履修してゆくという特色がある。専門科目相互の間には、一定の基本、応用の関係が存在しており、また、各専門科目の学部専門科目全体の中における位置づけも、相当程度明確であると考えられる。このことから、各専門科目において達成されるべき目標については、一定程度の共通認識が、教員間に共有されている。

040

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況について、現状では、そもそも教育効果を測定するシステム自体の体系化がされておらず、これは、教育効果を測定できる仕組みが存在していても、それが必ずしもそのような目的に特化したものではないに由来すると考えられる。その場合、測定システム全体の有効性を検証する前提から検討を開始することが有用となろう。

041

卒業生の進路状況について、卒業生の進路によりよい可能性を与えうる専門教育を行っていくことは、学部教育の重要な責務といえる。

このような観点から、法律学科においては、政策法務コース、企業法務コース、法曹コースの3つのコースを設け、それぞれ主に公務員志望者、民間企業志望者、法曹・法律専門職志望者の履修に対応させている。法曹コースについては、新司法試験制度が法科大学院修了者の受験を前提としているため、法科大学院への進学を念頭においた専門教育内容が視野に入ってくることになる。

国際関係法学科においてコース制は採用されていないが、卒業後の進路を見据えて、国際協力・開発協力活動、国際企業活動、国際法務活動、国際機関等を念頭においた履修モデルを設定している。

046

履修科目登録の上限設定とその運用の適切性について、本学部の登録上限制度は、各学期におおむね均等な登録上限を設けているが、1年次は比較的少数の科目に集中して履修させることを目的とし上限を若干下げ、卒業を控える4年次については上限を外している。また、本学部の卒業に必要な単位数は128単位であるが、登録上限の累積値は第6学期で124単位とされているため、3年次終了時点で卒業に必要なすべての単位を修得することはできない仕組みとなっており、これは、4年間を通じてバランスのとれた科目履修を誘導しようとするものである。

この制度は、その制度目的を相当程度具体化しているものと評価でき、今後も維持されるべきものと考えられる。他方、この登録上限に対しては、学生の側に、各学期、とりわけ1年次における登録上限単位数が少ないとの意見も見られる。

047

成績評価法、成績評価基準の適切性について、5段階評価は、原則として絶対評価が維持されることが基本である。実際問題としても、相対評価となってしまうと、学力の一般的な低下に対応できないことが、従来から指摘されている。

A A評価は、成績優秀者を的確に評価する手段といえ、絶対評価にもなじむものであり、また、多人数の授業においてもその機能が期待できるものといえる。

048

厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況について、成績の評価が担当教員の責任において行われるものであることから、教員間の原則的な了解および情報の交換という手法は、学部全体の厳格な成績評価を支える土台として有用なものと評価される。実際には、ここ数年、教員の転出・転入のため学部構成員に大幅な変更がみられるので、学部の教授会や委員会等を通じて、従来の仕組みの趣旨および内容を再確認するとともに、従来の仕組みの長所・短所を検証してゆくことが求められよう。

049

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性について、3年次への進級要件は、比較的緩やかなものであり、学生にとって過大な負担とはなっていない。また、3年進級時にのみ進級要件を課している理由には、学生が自らの関心にあわせて、より自由に授業の履修計画を立て、自主的かつ積極的に勉学を進めることができるように配慮されているということが挙げられる。この意味で、現在の仕組みには妥当性があるものと考えられ、各学年における学生の質の確保は、むしろ、従来から本学部で行われてきたように、基本的には個々の授業科目の厳格な成績評価と効果的な履修指導に依拠すべきであろう。

050

学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況について、5段階評価により優秀な成績を適

切かつ明確に評価することは、成績優秀者をはじめ、学生の勉学に対する意欲の増進につながるものであり、評価に値するものと考えられる。

051

学生に対する履修指導の適切性について、履修指導については、より個別的で具体的な指導が必要と考えられ、一部の教員は積極的にこれを実施している。しかし、他方、指導を細かくすることによりかえって学生の自律性が損なわれるとの見解がありうることも勿論であり、指導のきめ細かさをどの程度にするか、教員相互の意見交換を促進していくことによって、一定の了解も図れるように思われる。

052

オフィスアワーの制度化の状況について、学生の教員に対する直接的なアクセスについては、実際には、授業の前後の時間、教員の研究室在室時あるいは事前に電話やメール等で約束された時間に、学生が教員と面談するという方法が、ごく一般的であり、またもっとも頻繁に行われている。これにより、学生の教員へのアクセスは、現在のところ実質的に確保されていると考えられる。メール等の開示されている連絡方法により、面談の日時の調整と決定は容易に可能であり、現行の方法で教員への面談を含めたアクセスについては、必要な条件は整っているものと考えられる。

ただし、上記の点を超えて、学生に対するより組織的かつ強力な履修指導が求められていることにも鑑みれば、それを実践するために、現行の学生からのアクセス方法に加えて、オフィスアワーを設置することも必要であるかもしれない。

053

留年者に対する教育上の配慮措置の適切性について、留年の理由にはさまざまなものがあるため、定型的な配慮措置を設ける必要は考えにくい。

出席状況の良くない留年者や学業が不振の留年者については、各授業科目担当教員あるいは教務課や教務主任等による指導が、必要に応じて行われている。このような事情のある学生に対応するための、例えば、補習のような組織的な対応は、現在講じられていない。対象となる者が少ないことなどからすると、そのような対応の必要性は必ずしもあるとはいえない。

054

学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況について、入学時から卒業までの間、完全に連続しているわけではないが、その大部分の期間において、教員が学生にアカデミック・ガイダンスを与える仕組みが用意されており、この点に対する配慮は払われていると評価できる。

1年次の秋学期、2年次の春学期は、授業とリンクしないため、担任の教員と学生とが定期的に顔を合わせる機会を用意されていないが、1年次の秋学期以降も、クラス担任への学生からの相談も実際に行われているところであり、その点は、あまり問題があるとは考

えにくい。

他方、学生へのアドバイスは、クラス担任、演習の指導教員のほか、各授業科目の担当教員によって、また、場合によっては法学部教務主任、法律学科長、国際関係法学科長によっても、その都度対応がなされており、この点についての法学部の対応は充実していると考えられる。問題があるとすれば、演習を履修していない学生へのアドバイスをどのように行っていくべきかであり、現在は教務主任、教務課を中心に対応しているが、今後、組織的対応が必要となった場合には、検討課題となろう。

056

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性について、学生の学修態度は評価できるものである。かりに問題点を上げるとすれば、授業における教員からの具体的指示・要求を越えた部分について、若干自主性という面で物足りない場面もある。授業が教員の一方通行的な講義となり、自由な質疑・討論が必ずしも活発ではない、授業後の復習が十分でない、あるいは、ノートの取り方や教科書・資料・参考書の活用が不十分であるといった学生がいる場合である。学生のより主体的かつ積極的な授業への参加を通じての、密度の濃い授業の形成が、今後のより高いレベルの到達目標といえよう。

より充実した学修の実現には、教室の授業を越えた、学生の授業時間外の学習・準備が重要となってくる。それゆえ、大学が、学生が自発的、積極的に勉学に取り組むことを支援していくことが重要である。本学では、例えば、図書館も平日午後10時まで開館しており、この点は評価される。

活性化と教育指導方法の改善は、各担当教員において、授業評価アンケートを利用しつつ、授業の内容、受講生の人数、教える方法、教員の個性等々のさまざまな要素を勘案しながら行われている。

057

シラバスの作成と活用状況について、シラバスの作成は全学的なレベルで行われており、その一環として法学部の授業についても体系的に整備されたシラバスが学生に提供されている。シラバスは、学生の授業科目の選択および授業の予習等に、有効に活用できる質と内容を備えたものといえることができる。

058

学生による授業評価の活用状況について、本学の授業評価制度は、全科目・全教員を対象に一斉に行われるものであり、全学的なシステムとして定着し、すべての専任・非常勤教員から制度が理解され、協力が得られている。

全学共通のシステムであるため、法学部固有の授業形態や授業内容についての設問が加えられないという問題がある。しかしこの点は、自由記述欄の記載から、学生の要望を汲み取ることも可能と考えられる。

授業評価アンケートの回収率は、必ずしも高くないが、学生の基本的な意見を聴取する

という機能を果たす上で不足があるとはいえないものと考えられる。

アンケートの結果や自由記述について、各担当教員が何らかのレスポンスないし回答をすることは、アンケートの趣旨からも望ましく、授業において説明をする教員も少なくない。しかし、現在、授業は基本的に学期完結で行われているため、アンケート結果が教員に届くのは学期の終りであり、その頃には授業が終了してしまい、結果が反映されるのは次学期以降になるという状況もある。他方、それを回避するために、アンケートの時期をあまり早い時点に設定しても、十分な意見聴取にならない可能性もある。アンケートの集計に時間がかかることも、その一因である。

059

FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性について、FD は教員レベルの FD と学科レベルの FD とに分けることができる。

教員個人の FD は、自己の研究成果を学生の教育に応用してゆくための工夫とその検証であるが、これは本来的に個々の教員が自ら行うものである。その方法は多様なものが考えられるため、画一的な方法による組織的な対応は望ましくない面もある。

学科の FD は、学生の能力向上に結びつく教育方法の開発・検証を、授業横断的なレベルで行うものであり、これについては、将来構想検討委員会を中心に検討が進められている。

060

FD の継続的实施を図る方途の適切性について、FD に関連する継続的な仕組みは少なからず導入されている。ただし、それが FD といかなる関係に立つものかについての意識には、ややばらつきがみられる。

061

学生満足度調査の導入状況について、法学部の学生アンケートは、現在のところ学部の将来構想との関連でなされるアド・ホックなものである。調査項目や方法も満足度調査という目的に特化していないこともあり、網羅性・体系性については検討の余地も残すものである。

065

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性について、大教室の講義であっても、法学部の専門科目では、授業中の私語もなく学生の受講環境は比較的良好といえることができる。演習関係の授業は、おおむねクラスは 20 名以下の人数で構成されており、少人数教育としては適正な人数が確保されているといえることができる。

授業の教材については、年々教員の側の準備が充実の方向に向かっており、学生の理解を助けるものとなっているのである。今日では大学の内と外とを問わず、レジュメ、パワーポインター、教材提示装置等による授業やプレゼンテーションは、ごく一般的なものになりつつあるので、大学の授業においても、そのような方法を通じて学生が受講したりまた自ら発表したりするという教育が重要といえよう。また、話だけの講義の中から、的確

なノートを作成させるという、古典的なトレーニングも有意義と考えている。

課題としては、プリントなど視覚的に提示された情報が、一方通行にならないように配慮することである。示された資料のみに関心を寄せることなく、それ以外のことにも自発的に関心をもつようにしなければならないと考えている。

066

マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性について、マルチメディアの利点と法学教育を効果的に結びつけるのに、さらにどのような方法があるかという点について検討をすることによって、教育効果のいっそうの向上を図ることが可能となると考えられる。自習に関しては、学生が課題研究を行ったりレポートを作成したりするような場合に、マルチメディアの効果的な活用は望ましいと考えている。授業に関しては、授業形態別（講義・演習・実習）について、それぞれ考える必要があるだろう。

将来の改善・改革に向けた方策

038

教育上の効果を測定するための方法の適切性について、教育効果の測定は、教育目標の設定、教育の実施およびその測定結果の教育への還元と深く関係するものであり、それらと相互に関連づけて構築される必要がある。そのため、これら教育の目標、実施、測定および還元の方法は、今後、学部内で総合的な視点から検討が加えられることが期待されている。

現状の改善を手近なところから考えてゆくなれば、例えば、1年次のフレッシュマンプログラムにおいて、より統一的なカリキュラムを設定し、内容および水準に共通性のある授業を展開するとともに、学生の習得状況を共通の視点から測定し、授業にフィードバックするという方法が可能性として考えられる。この点については、学部内の教員間ですでに検討課題の1つとして論題に上っている。

050

学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況について、学生が努力をして優秀な成果を収めた場合に、それを評価することが学生にとって励みになると考えられるが、そのような方法として現行のものに加えさらにいかなるものがありうるのか、総合的な見地から基礎的な検討を始めてゆくことが今後有用であろう。例えば、法学会賞を拡充するなどして、学生のさまざまな分野における優秀な成果を、適切に評価し激励するといった選択肢も考えることができよう。

054

学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況について、基礎演習は、現行では2年次の秋学期に開講されているが、これを2年次の春学期および秋学期の1年間の科目に変更することについて、学部内で検討されつつある。も

し、それが実現するならば、学生に対するアカデミック・ガイダンスの密度はより濃いものとなるであろう。

056

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性について、今後は授業を支援するさまざまな仕組みが必要であると考えている。その一つの方策として本学ではすでに「教育支援室」が設けられているが、そのさらなる拡充が期待される。また、授業支援のための TA、教材準備をはじめとする人的・物的な支援、それらに関連する財政的支援、さらには担当教員による改善の準備・実施を可能にしてゆくための時間の確保に関する支援等々も、今後の検討課題と位置づけることができるであろう。今日の大学を取り巻く状況から、人手も財源も不足していることは事実であるが、創意工夫による努力を重ねることは可能であると考えている。

065

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性について、講義については、少人数の講義の方が、受講者にとってよりよいものであると一般的には考えられるが、法学部専任教員の人数に限界があることからすると、講義は大人数のものと少人数のものを組み合わせる必要がある。例えば、専門科目の基礎的な部分や法学部生が共通して理解している必要のある科目等については、むしろ統一された内容の大講義を聴講させるようにし、それを前提に、より詳細な内容の授業や応用的な内容の授業あるいは演習に当たる授業を少人数教育で行うなど、適切かつ妥当な授業形態の構築に努めたい。

(3) 国内外における教育研究交流

大学

現状の説明

069

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性について、本学では、外国語に関する研究および学生の外国語能力向上を支援する目的で外国語教育研究所を置き、その審議機関として外国語教育研究所運営委員会を設けている。国際化への対応と国際交流の推進については、特に学生の外国語能力向上を支援することによって、これを図っている。その具体的取り組みについては項目 037（正課外教育の充実度）を参照されたい。また、教育と学術の充実・発展のために、諸外国の大学教育研究機関との交流を推進する目的で国際交流センターを置き、その審議機関として国際交流委員会を設け、海外の大学との教員および学生の交換協定および交流協定締結を推進している。その内容は、宿舎、奨学金、国際共同研究助成、国際フォーラムの開催、講演会開催、草加市地域国際交流への協力関係と多岐に亘っている。それぞれ規程を設けて適正に運営されている。その他、学部・学科の取り組みについては、各学部・学科の項を参照されたい。

070

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性について、現状は以下の通りである。

外国語教育研究所では「獨協大学フランス語教授法研究会」を日本フランス語教育学会ならびに在日フランス大使館と共催で毎年行っており、本学フランス語学科教員もこれに参加している。日本人フランス語教育者を始めフランス人の研究者・研究員が集まり、フランス語教授法の研究や教育についての発表・意見交換などを行っている。このような研究発表の機会は我が国でも数少なく、フランス語関係の教育・研究者にとっては貴重な研修の機会となっている。1988年以降すでに19回の開催を数えるに至り、発足当時は78名であった参加者も、2005年には194名と成長を遂げているなど、順調に推移している。国際交流センター独自の取組みとしては、2006年度において独自にテーマを定めて学生10名のマレーシア派遣事業をユネスコ・アジア文化センターとの共催で企画したものがあつた。これについては募集定員の4倍の応募があるなど学生の探究心に応えたものであり、大きな意義があつた。また、国際的に活躍している外国人講師を招いて講演会を開催し、学生の国際的な問題意識を高めている。

その他、学部・学科の取り組みについては、それぞれの項を参照されたい。

外国人教員の受け入れ体制の整備状況については適切であると評価する。

海外からの交換・客員教員の受け入れ体制について、まず交換教員に関しては、学術交流協定に基づき、客員教員に関しては「外国人客員教員に関する規程」に基づき、教員身分を保証し、適切な待遇を与えている。両者ともに処遇に関する内規および教員の交流に関する施行基準の定めに従っている。またコーディネーターの教員は、交換・客員教員を丁寧サポートしており、問題点は認められない。

なお、交換・客員教員についての役割は主に学部・学科が担っている。また、それ以外の外国人専任教員、外国人兼任教員（非常勤講師）については、各学部・学科の項を参照されたい。

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性について、全学的組織として行っているものの現状は以下の通りである。なお、学部・学科の状況については、それぞれの項を参照されたい。

(1) 外国語教育研究所

紀要の発行

外国語教育研究所では紀要『獨協大学外国語教育研究所』を毎年1回発行して、研究員の研究成果を発表し、学外の研究機関・大学に発送している。紀要には論文のほか、外国語教育研究所の活動内容が掲載されている。

講演会

外国語教育研究所では、毎年度、定期的に（年5回程度の）講演会を開催している。

研究活動

外国語教育研究所では、「獨協大学フランス語教授法研究会」での発表内容をまとめた報告書を毎年発行している。そこにおいては同研究会で発表された発表内容の要約が掲載されている。この他、獨協大学英語教育研究会（Dokkyo University English Teaching Association 略称 DUETA）と共催して講演会を毎年2回行っている。

DUETA は 2001 年に英語学科教授会内に設置された。本学卒業後中学や高校の英語教員として活躍する卒業生を対象に研究や情報交換等を中心とした英語教育向上の機会提供という目的である。主な活動は年2回の講演会が中心であり、講演会の設定や広報などを外国語教育研究所とで協力して行ってきた。

(2) 国際交流センター

インターナショナル・フォーラム

国際交流センターでは、「獨協インターナショナル・フォーラム」の報告、国際共同研究の発表および国際交流の実績を掲載する年報を発行し、全国の大学、図書館に配布している。2006年度については、インターネット上に公開することとしている。

点検・評価、長所と問題点

069

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性について、外国語教育研究所では、現時点ではそのような研究プログラムの企画がないこと、研究の国際化の早期実施が臨まれることが問題点である、今後、外国語教育教授法や外国語教育の面で国内だけではなく、海外の大学とも種々の研究活動の面で国際交流を実施する必要があると考えられる点が問題点であると認識している。

国際交流センターについては1984年の発足以来、制度として整備されており健全に発展しているものと評価できるものの、初期の協定書の見直しなど運用面での見直しが課題として残っている。

070

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性について、外国語教育研究所に関しては、現時点で研究の国際化が実施されていないため、具体的な長所と問題点は挙げられない。

国際交流センターでは一般的には、教員の研究交流や学生の交換交流に関して、より一層の情報提供ができることが望まれる。2006年度の学生マレーシア派遣の実施について、学生の大きな関心と呼び、学生の国際的な活動を組織したことは高く評価できるし、学生に国際参加の方向を示せばモチベーションが高まることが確認できたことは、今後の国際交流を進めていく上で大いに参考としうる。今のところ単発的な企画となっており、今後このような企画を継続的に行うことを企画している。講演会については、学生の討論参加をどのような形式で進めることができるかが検討課題といえる。

072

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性について、外国語教育研究所から発信される研究発表、講演等の状況は、「現状の説明」にある通り非常に活発であり、適切であると判断する。また、国際交流センターにおいては「獨協インターナショナル・フォーラム」の報告を開催と時をほぼ同じくして行い、全世界的に共有するようインターネットに公開していることは高く評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

069

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性について、外国語教育研究所では、今後、学生や教員の人的交流だけではなく、研究面でも国際交流の促進が必要と考えられることから、大学として研究面の国際交流の促進について理解を深めるよう働きかけて改善に取り組む。

070

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性について、外国語教育研究所では、緊密化のためにはまずどのような面で教育研究交流を促進するかを明確にする必要がある。本学では既に教育面では東アジア、ヨーロッパ、アメリカ、オーストラリア地区の大学との学生交流を促進しているが、研究部門との交流についても、どのような研究分野について国際的な交流が必要かを定めた上での展開をする必要があると考え改善に取り組む。

外国語学部

外国語学部は各学科の独立性・自治性が高く、そのため各学科により現状等が若干異なるため、ここでは外国語学部各学科で共通する事項を中心に述べる。なお、詳細については外国語学部の各学科の項を参照されたい。

現状の説明

069

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性については、外国語学部としては、コミュニケーションのための実践的な外国語教育とその上に立った幅広い教養のための専門教育という学部の教育そのものが、国際化および国際交流をめざすものであると考える。

070

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性については、外国語学部としては、学生教育という点で、交換留学制度、認定留学制度、海外短期語学研修、日本語未習者の受け入れと日本語教育、海外インターンシップなどの諸制度があり、教員の研究という点で、獨協インターナショナル・フォーラムなどの国際会議の開催、教員の海外研修、客員教員の受け入れ、国際共同研究等などがある。

071

外国人教員の受け入れ体制の整備状況については、外国語学部としては、専任教員 114名のうち日本語以外を母語とする教員が 16名で 14%程度、兼任教員については、年度ごとに差があるものの、おおよそ 30%程度が日本語以外を母語とする教員である。またこのほかに交換・客員教員などによる受け入れもある。

072

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性については、外国語学部としては、定期的印刷物として、各学科が 1年に 2回発刊する 4種類の紀要があり、また学内助成を受ける研究書の出版がある。インターネットへの発信としては、英語学科とフランス語学

科のホームページがある。また各学科の主催する学術会議、シンポジウム、イベントといった形式の発信もしばしば行われる。各教員による成果の発表も活発である。

点検・評価、長所と問題点

069

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性については、外国語学部としては、学部の教育そのものが国際化および国際交流をめざすものであるという点で、きわめて適切な基本方針にあると考える。ただし、その具体的なあり方に関する教員間の共通認識が十分ではないことが問題となる場合がある。これについては、教員間での認識をできるだけ共有すべき継続的な努力が必要と考える。

070

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性については、外国語学部としては、学生教育の点については、おおむね妥当と判断するが、留学生の送り出しに関して、より一層の充実が必要な学科もあり、留学生の受け入れに関しては、日本語未習者の受け入れという他大学にはない取り組みのある点は高く評価できるが、学部全体としてのより一層の充実と多様化が必要である。また教員の研究という点については、おおむね妥当と判断する。

072

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性については、外国語学部としては、おおむね妥当な状況にあるが、外国語教育の中心的な教育機関の1つとして、また地域における英語およびその他の外国語教育支援の中心大学のひとつとして、より一層の研究成果の還元が望まれる。

将来の改善・改革に向けた方策

070

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性については、外国語学部としては、日本人学生の送り出しについて、より一層の拡大と充実を図り、また受け入れ留学生についても、とくにフランス語圏、スペイン語圏などを中心として、その多様化を図りたい。また、長短期の留学による交流以外の、さまざまな学生間交流を図る必要がある。

ドイツ語学科

現状の説明

069

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性について、ドイツ語学科では、国際化が進展する中で、これに対応する人材を育成することを目指している。国際交流をその重要な柱の一つに位置づけている。ドイツ語学科の主導により、これまで以下のようなドイツ語圏における大学との大学間協定が締結されてきた。

ドイツ語圏の学生交換協定は、デュースブルク=エッセン大学(1984年)、ミュンスター大学(2004年)、ウィーン大学(2004年)、マールブルク大学(2005年)、プレーメン専門単科大学(2006年)との間で締結されている。2006年度の本学科からの学生派遣状況は、デュースブルク=エッセン大学4名、ミュンスター大学2名、マールブルク大学2名、ウィーン大学3名である。また同年度のドイツ語圏からの留学生受け入れについては、デュースブルク=エッセン大学18名、マールブルク大学2名である。さらにウィーン大学からは毎年ドイツ語教育のための研修生を半年間受け入れている。

またデュースブルク=エッセン大学の夏期ドイツ語短期留学に、本学科の学生が毎年約25名参加している。学生はホームステイを行いながら4週間のコースに参加する。講座の修了は単位認定の対象となっている。

学科の主催による語学研修としては、2学期を終わった学生を対象とし2月から3月にかけての1ヶ月間ドイツのゲーテ・インスティトゥートで行われる春季ドイツ語・ドイツ文化体験コースがある。この行事を2004年3月から開催しており、2006年3月には17名が参加した。

070

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性について、本学科は国際交流センターと連携しながら、協定を進めている。学生の多様な要求に応えるため、ドイツ語圏の様々な地域の個性的な大学との交流協定を広げてきている。2003年まではドイツ語圏ではデュースブルク大学(現デュースブルク=エッセン大学)だけが交流校であったが、項目069で述べたように、2004年以降学科の取り組みにより交流校が増えてきている。教員の教育研究交流についても、デュースブルク=エッセン大学との比較的緊密な関係を保っている。相互の教員派遣や共同研究プロジェクトが行われている。これらについては適切であると判断している。

071

ネイティブ教員の受け入れ体制の整備状況について、交換教員協定はデュースブルク=エッセン大学と締結されている。獨協大学からは3~4年に1人の割合で派遣されているが、2002年冬学期以降の派遣はない。デュースブルク=エッセン大学からは、2004年秋学期に教授(ドイツ現代史)1名をドイツ語学科で受け入れた。

客員教員制度を利用した受け入れとしては、2004年秋学期・2005年春学期にブラティスラヴァ大学から教授（ドイツ文学）を1名、2006年春・秋学期にマールブルク大学から教授（ドイツ政治史）を1名受け入れた。

072

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性について、ドイツ語学科では紀要『ドイツ学研究』を作成し、発行している。また、最近5年間の業績については本学ホームページにて公開されている。

点検・評価、長所と問題点

069

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性については、国際交流協定を増やしてきたことにより特に学生にとっての留学機会が広がり、学生にとってよい刺激となっている点が長所である。学生交流・教員交流ともにきわめて円滑に行われており、大きな問題は見られない。問題があれば、これまで締結してきた国際交流協定実績に関してフォローアップを行い、内容面で改善する余地があれば改善していく。

071

ネイティブ教員の受け入れ体制の整備状況について、運用にあたっては、交換・客員教員の授業について学生へ周知すること、授業の内容が学生の水準と関心にあうよう調整することなどが挙げられる。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

英語学科

現状の説明

069

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性について、学生の交換・認定留学、海外短期語学研修、国際性を重視した科目の設置、国際会議（獨協インターナショナルフォーラム）、本学専任教員の学外研修および派遣交換、海外の教育機関からの交換・客員教員の受け入れ、国際共同研究等を積極的に行っている。

国際化への対応としては、まず、長期・短期合わせて年間約100名の本学科学生を海外に送り出すことで教育交流の向上を図っている。国際性を重視した科目については、従来の英語科目の充実に加えて、特に国際コミュニケーション・コースにおいて、「国際NGO・ボ

ランティア論」,「国際ツーリズム論」,「国際交流論」等の科目を増設している。国際会議(獨協インターナショナルフォーラム)では、本学科専任教員が中心となって「パフォーマンス研究 抵抗、変容と文化の混交」(2002年12月)、「コミュニケーション重視の英語教育の反省とその将来の展望」(2003年12月)を実施している。専任教員の学外研修および派遣交換については、過去5年間で5名の実績があり、交換・客員教員については、朴永一氏(韓国仁荷大学教授、2005年4月~2006年2月)とK・キャンベル氏(米国ミネソタ大学教授、2005年9月~2006年3月)を受け入れている。国際共同研究については、第6章で報告する。

070

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性について、前項で挙げた諸活動に加えて、各専任教員が授業や研究活動等を通じて適宜行うことになっている。なお、過去5年間の専任教員の海外研修先は、以下のとおりである。

【長期学外研修】

2002年 2名 イギリス 韓国・カナダ

2003年 1名 アメリカ

2004年 なし

2005年 1名 アメリカ

2006年 2名 アメリカ

【短期学外研修】

2004年 1名 イギリス

071

外国人教員の受け入れ体制の整備状況について、本学科では英語のネイティブ・スピーカーを多数擁している(専任教員6名、非常勤教員24名)。また、項目069で述べたように、海外からの交換・客員教員も積極的に受け入れている。

072

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性については、各専任教員が自らの教育研究成果を国内外の学術誌および本学紀要等にて発表しており、年度毎の業績一覧については本学科紀要(『獨協大学英语研究』)に、過去の業績一覧については本学ホームページにて公開されている。

点検・評価、長所と問題点

069

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性について、国際化の重要性

は認知されつつも基本方針が必ずしも明確になっていないのが問題である。高等教育のグローバル化が急速に進むなかで、英語による教育プログラムの重要性が国内外の大学で増してきている。今後は、本学科学生の英語運用能力を更に高めるための更なる工夫を進めるのと同時に、英語を教授言語とした専門科目の創設が重要であると考えられる。また、様々な国際化活動を実施しているにもかかわらず、国際化の概念と国際化のための明確なビジョンやミッションが必ずしも教員の間で共有されていない。国際化の過程で経験されうるコストとベネフィットを十分に考慮したうえで、より効果的な国際化活動および国際交流を実施していくことが重要である。

070

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性について、学部生への教育という観点で国際レベルの教育研究交流を捉えた場合、直接的な接触の機会を持つことが重要であると考えられるが、本学科では外国人教員と学生の接触については一定の成果が見られるものの、学生間の教育研究交流においては、学生を海外の高等教育機関に送り出す以外には殆ど行われていないのが現状である。

071

外国人教員の受け入れ体制の整備状況について、教員採用の際には専門的・教育的技能に加えて、日本語運用能力および文化的感受性を十分考慮し、特に非常勤教員については、本学科の専任教員と綿密に連絡を取りながら、本学科の教育理念を理解してもらうよう努めている。また、交換・客員教員については、国際交流センターと連携を取りながら、滞日中の生活および教育研究支援にあたっている。

072

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性については、研究業績が公開されている本学ホームページでは、必ずしも最新情報が載せられているわけではないので、常時情報が更新されるようにすべきである。

将来の改善・改革に向けた方策

070

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性について、今後は、学生の海外への送り出しの更なる質的向上と量的拡充に加えて、学内で学ぶ様々な背景を持った学生間の交流が促進されるべきである。そのための一つの方法として、2007年春竣工予定の新校舎（天野貞祐記念館）においてインターナショナル・コミュニケーション・ルームを設けることが決まっており、そこでは英語学習のみならず、国際的な教育研究交流を意識した活動が行われることが現在検討されている。

フランス語学科

現状の説明

069

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性について、フランス語学科は学生の様々な留学支援をおこなっている。具体的には毎年7月から8月にかけてブルゴーニュ大学でおこなわれる夏期語学研修に参加する学生を募集し、専任教員1名が引率して参加している。また西部カトリック大学と交換留学協定を結び、毎年大学内で選考をおこない、4名ほどの学生を送り出している。このほかにも認定留学制度があり、学生が留学しやすい環境整備に取り組んでいる。

070

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性について、フランス語学科では、前項で述べたようにこちらからフランスの大学に留学するケースは多いが、逆にフランスから獨協大学に留学するケースはほとんどないのが現状である。また海外の大学との教員レベルでの交流についても、学科としての取り組みはまだほとんどなされていない。

071

外国人教員の受け入れ体制の整備状況について、本学科所属の外国人教員は2006年現在、専任2名、兼任（非常勤）12名であるが、全員、日本語についてある一定程度以上理解ができる。そのため基本的には日本人同様に受け入れている。なお、交換・客員教員の受け入れは、ほとんどなされていないのが現状である。

072

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性について、フランス語学科では紀要『フランス文化研究』を発行している。また、過去の業績一覧については本学ホームページにて公開されている。

点検・評価、長所と問題点

069

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性について、本学科は留学支援の取り組みをおこなっており、その点は評価できる。ただし外国語学部の他の学科と同様、フランス語学科の場合にも学生の留学に対する要望は大きい。そのため、まずは交換留学協定校を現在の西部カトリック大学のほかにもさらに増やすことが望まれる。またあわせて1年間の留学後も、全体として4年で卒業できる環境の整備を引き続きおこなうことが必要である。

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性について、学科としての取り組みはまだほとんどなされていないのが現状である。たとえば交換留学について、協定校を新たに開拓する際に、日本語学科を持つ大学であれば、フランスから獨協大学へ留学するケースも想定される。こうした点は検討すべきである。またフランスの大学で、フランス語教授法の大学院教育をおこなっているところに働きかけ、研修先としてフランス人大学院生を獨協大学に受け入れることなども検討すべきである。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

言語文化学科

現状の説明

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性について、本学科は、その存在自体が国際化への対応を理念としている。英語に加えて、スペイン語または中国語の二言語を併行して履修させる一方、日本の文化・慣習について理解を深めさせるため「日本研究」の科目群を必修にすることによって、グローバル化に対応できる人材を育成するカリキュラムはその表れである。また、国際交流の推進については、スペインや中国への短期語学研修を推奨することなどによって行ってきたが、このような国際交流の推進に関する基本方針は国際交流センターの主導に任せており、学科はそれを具体化する役割を担っている。

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性について、本学科では教員個人が特別研究休暇制度や学外研修制度を利用し、国際レベルで教育研究交流の緊密化を図っている。また、組織的には 2002 年には中国人民大学対外語言文化学院（中国）コンセプト大学（チリ）から、客員教員をそれぞれ 1 名受け入れた。

外国人教員の受け入れ体制の整備状況について、本学科では日本語運用能力が大学教育に耐えうるレベルを持っている外国人教員に対しては、本学科は日本人教員と同等の扱いをして差別がない。日本語運用能力がないかまたは乏しい外国人教員に関しては受け入れる体制が整備されていない。なお、客員・交換教員の受け入れ状況については、前項に記したとおりである。

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性について、本学科では紀要『マテシス・ユニヴェルサリス』を全国類似の課程を持っている大学・研究機関へ 300 部程度の寄贈を行っている。また、専任教員については過去の業績一覧をホームページに掲載しており、外部への発信状況としては適切であると判断している。

点検・評価、長所と問題点

外国人教員の受け入れ体制の整備状況について、日本語運用能力の低い外国人教員を受け入れる体制がないのは問題である。予算的・人的体制が整えば、本学科は数ヶ国語に対応できる人的資源を持っている。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

経済学部（経済学科・経営学科）

現状の説明

【国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性】

本学部は、日本社会の国際化、情報化、多様化などに適応する豊かな教養と経済学・経営学の専門知識を備え、外国語の能力を身につけた、優れた社会人の育成を教育目的としている。本学部における国際化への対応としては、従来の外国語（英語）教育を見直し、ネイティブ教員による授業科目「インターナショナル・コミュニケーション」を導入し、より実践的な英語力の育成を図った。また学科専門科目である「経済外国語 ・ 」 「経営外国語 ・ 」は、経済・経営分野にある専門的な外国語を修得させることを目的としており、これにより国際化への対応を促しているといえる。その他、正課外教育として「夏期・春期英語集中講座」「夏期語学短期研修プログラム」を実施している。語学教育については項目 015 を参照されたい。なお、国際交流の推進に関しては、国際交流センターが主導する長期留学、短期語学研修によって行っている。これら、上述した基本方針および措置については適切であると判断している。

【国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性】

経済学部では教員個人が特別研究休暇制度や学外研修制度を利用し、国際レベルで教育研究交流の緊密化を図っている。組織的には、国際交流センターを中心に毎年開催してい

る「インターナショナル・フォーラム」において、数年に一度、本学部がその主催となることによって図っている。2005年度の「インターナショナル・フォーラム」では、「ドイツと日本の環境を考える - 持続可能な社会を目指して」をテーマに、本学部の教員がコーディネーターを務めた他、3名の教員が講演者として参加した。このような取り組みは、教育研究交流を緊密化させる上で適切な措置であると判断している。

071

【外国人教員の受け入れ体制の整備状況】

本学部には所属する外国人教員は、2006年現在、専任1名、兼任(非常勤)17名であるが、全員、日本語についてある一定程度以上理解ができる。そのため基本的には日本人同様に受け入れている。なお、客員・交換教員の受け入れについては、2006年に中国社会科学院日本研究所(中国)より、1名の交換教員を受け入れた。外国人教員の受け入れ体制については、特に問題等は生じていない。

072

【教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性】

経済学部では紀要『獨協経済』、学部広報誌『Network 経済』を発行している。また、過去の業績一覧については本学ホームページにて公開されている。加えて、教育成果については『獨協大学経済学部演習年報』を作成し、演習科目における成果を冊子にして外部に発信しており、概ね適切であると判断している。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

法学部(法律学科・国際関係法学科)

現状の説明

069

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性について、国際交流、国際化についての基本方針は規程の上では明らかになっていないが、「ドイツ語とドイツ文化の学習をとおして国際人を育てるという理念」のもとに設立された獨逸学協会を母体とする学校の性格上国際交流は伝統的に盛んである。

例えば、法学部における国際化への対応の特色として挙げられることは、国際関係法学

科を開設していることであり、そこでは、国際関係法、国際政治、外書講読、法政総合講座、模擬国際裁判などの数多くの専門科目が開講されている。

英語教育は1年次および2年次に行われる。法律学科においては週2コマ/2年間(8単位)であるのに対して、国際関係法学科は週3コマ/2年間(12単位)のカリキュラムが用意されている。また、全学レベルで行われるものの一環であるが、法学部のすべての学生に対して、入学、1年次終了および2年次終了の時点で、TOEIC®の受験をすることを義務づけている。また、教育上の国際交流を推進する制度としては、学生の長期留学、短期留学制度が挙げられよう。

070

国際レベルでの教育研究を緊密化させるための措置の適切性について、獨協大学の交流協定校のうち、法学教育を行う部局を有する海外の機関としては、下記リストのような機関あり、教員、研究者等の交流を図ることを可能にしている。現在、法学部専任教員に外国人教育・研究者はいないが、客員教員として法学部に1名の外国人教員が授業を担当している。外国人の客員教員は、その本国で相当の研究・教育の実績をもつ研究者が選ばれている。なお、客員教員の任期は1年から3年であり、一回の任期の更新が可能である。

教員の国際レベルの研究を支援する具体的な仕組みとしては、第一に、毎年全学的に開催される国際シンポジウムである獨協国際フォーラムがある。これは、実質上各学部が持ち回りで実施するため、数年に一度は、法学部が主催しフォーラムが開催される。第二に、法学部では毎年、長期学外研修(1年間・1名)および短期学外研修(6ヶ月・2名)による教員の国外派遣制度があり、これにより教員の国際的研究能力の向上が図られている。第三に、全学レベルであるが、海外の協定大学との間に毎年、交換教員(1名)の派遣枠が設けられており、これにより、法学部専任教員は6ヶ月間、海外の協定大学において講義を行うことが可能である。なお、これらの派遣状況は資料集表12を参照されたい。

獨協大学が交流協定を締結している海外の機関(法学教育を行う部局を有するもの):

York University, Canada; Cardiff University, UK; University of Essex, UK; University of Wollongong, Australia,; 仁荷大学、韓国; 大邱カトリック大学、韓国; 復旦大学、中国。

071

外国人教員の受け入れ体制の整備状況について、法学部では2002年に全北大学校法科大学院(韓国)より1名、2006年度は北京師範大学(中国)より1名、客員教員を受け入れている。

072

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性について、法学部教員の研究成果を公表する場として、「獨協法学」が年に3回の頻度で公刊されている。獨協法学は、法学部教員から構成される獨協大学法学会が発行する獨協大学の紀要である。現在、『獨協法学』

は、全国の大学法学部等に送信されている。2006 年秋の時点で、送付先機関数（1 大学内の複数部署に送付する場合もあるが原則 1 件と数える、国立国会図書館等の大学以外の機関も含む）は 268 箇所、総発送部数は 360 部である。

その他、各教員が適宜内外の雑誌や図書に執筆し、学術講演会等での報告等を行っている。（「専任教員の教育・研究業績」参照）

点検・評価、長所と問題点

069

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性について、国際関係法学科は、本学部の専門教育の観点から国際化を推進してゆく、重要な基盤となっている。

今日、就職に際しては、大学卒業者の基本的なスキルとして英語運用能力を求める企業も増えつつある。このことからすると、学部教育においては、専門知識とともに学生の英語力の向上が求められており、そのようなカリキュラムの充実が必要と考えられる。実践的な英語力の向上という点からは、TOEIC®の受験制度は、好ましいものであるといえる。ちなみに、国際関係法学科の TOEIC®の平均点は、英語学科を除く外国語学部の学科の水準に近づきつつあり、学生の英語力の向上を示す事例となっている。

長期留学には交換留学と認定留学がある。法学部の長期留学の場合、学部生レベルで留学先において専門科目の単位を多く修得してくることは、内容的にも語学の面からも、かなりの努力を要するものと考えられる。一方、短期留学は、希望者向けの語学プログラムの性格を有しており、一定の条件を満たすと外国語の単位として認定されるものである。費用の問題もあるが、国際性のある職業を目指す学生には、早い時期にまず、短期留学プログラムという形で刺激を与え、その上でその後の勉学のスケジュールを立てることがよい方法かも知れない。

070

国際レベルでの教育研究を緊密化させるための措置の適切性について、学生が、法学部専門科目を外国人教員から学ぶことのできる措置を整えることが期待される。とりわけ、国際関係法学科については、その学科の特色を生かすために、外国人教員による英語を用いた専門科目の授業を、できるだけ早い時期に用意することが望ましいと言われてきており、現行の特別客員教員任用制度のもと、人選と任期を勘案し、措置することが考えられる。ただ、現行の特別客員教員の任用は、その申請希望に従っており、特別客員教員不在の年もある。また、任用される場合でも、その担当科目は、客員教員の専門分野の観点から決定される場合が多い。学部専門科目の体系的な授業展開の必要性という観点からは、今後の検討を要しよう。

国際フォーラムの主催は、数年に一度の頻度であるが、海外からは数名の研究者を招き、報告者は全体で 10 名を超え、開催期間も二日間に及ぶ規模のものである。その準備には相当な労力を要するため、何年かに一度のペースは、本学部にとって過剰な負担とならず、適当なものと考えられる。

本学部の長期在外研修および短期在外研修は、教員の海外研修制度としては充実したものと評価できるが、最近では、授業および学内行政の繁忙等から、研修のローテーションが若干組みにくい状況が生じている。

なお、海外協定校への交換教員は、2001年以降、本学部から派遣はされていない。

072

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性について、獨協法学においては、毎年、法学部教員の過去一年間の研究業績報告が掲載されている。

また、従来から、法学部教員による、法律専門誌、書籍および国等の公的機関の調査報告書等への論稿の発表の機会が多く、外部発信は適切に行われているものと評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

069

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性について、民間企業においても、大学の卒業生に一定の英語運用能力を要求あるいは期待する現実があるとすれば、とくに国際関係法学科の学生にとっては、大学教育における英語運用能力向上の要請はより強いものとなる。国際関係法学科の現行の英語教育は、週3コマ/2年間12単位であるが、これを週4コマ/2年間16単位に拡充することの必要性は、議論の余地がある。

072

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性について、法学部を実質的な母体として、2007年度より獨協大学に「地域総合研究所」が設立される予定である。これにより、地方自治体、地域産業および地域社会等との連携のもとに、高度、総合的かつ先端的な政策研究が行われ、その成果は、地域総合研究所の発行する年報や委託研究調査報告書等のかたちで公表がなされることになろう。

(4) 通信制大学等

大学 (全学部、全学科)

現状の説明

073

通信制の大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性とそのための条件整備の適切性について、現状において本学に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

(1) 教育課程等

大学院

現状の説明

074、075、076、077、078、079、080、081、082、083、084、085、086、087、088、089、090

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連、「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性、学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係、修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係、博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性、課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性、創造的な教育プロジェクトの推進状況、国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性、社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮、社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況、カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合、高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況、高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性、高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定、学外での経験・活動等を単位認定する際の、認定単位の適切性、学部に基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性については、研究科・専攻単位で扱っている。詳細は各研究科、専攻の記述を参照されたい。

091、092、093

連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方策の適切性、複数の異なる大学の大学院課程からなる連合大学院における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性、研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性について、現状において本大学院に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

094、095、096、097、098、099、100

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性、学生に対する履修指導の適切性、指導教員による個別的な研究指導の充実度、複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化、教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性、研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策、才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況については、研究科・専攻単位で扱っている。詳細は各研究科、専攻の記述を参照されたい。

101、102、103

医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度、医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性、「連携大学院」における、体系的な研究指導等を確保するための方途の適切性について、現状において本大学院に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

法学研究科（法律学専攻）

現状の説明

074、075、076、077、078、079、080、081

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連、「広い視野に立って清深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性、学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係、修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係、博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性、課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性、創造的な教育プロジェクトの

推進状況について、現状は以下の通りである。なお、法学研究科の理念・目的は第1章、法学研究科の項目006を参照されたい。

(1) 博士前期課程

修士の学位は、本大学院の博士前期課程に2年以上在学して、在学期間中に所要の授業科目を履修して32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査および最終試験に合格した者に対して、授与される。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については博士前期課程に1年以上在学すれば足りる。

なお、研究科委員会が必要と認めるときは、他の専攻または他の研究科の授業科目を履修し、また、本大学院と協議を行なった他の大学院において、その授業科目を履修し、それぞれ10単位を超えない範囲で、研究科委員会の議により上記最低修得単位数に充当することができる。また、外国の大学院に留学して修得した科目の単位、および本大学院に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)についても、それぞれ10単位を超えない範囲で、研究科委員会の議により上記最低修得単位数に充当することができる。

授業科目として、大学院学則の別表 1 に掲げられた科目が配置されている。

学位(修士)論文作成については、作成年度のはじめ(5月上旬)に論文テーマを提出させ、論文作成等ガイダンス、中間報告レジュメ審査、中間報告会、文献目録提出、等の行事を設定して、研究科としての論文指導の仕組みを整えている。

前期課程の学生は、学部において涵養された一般のおよび専門的教養に加えて、課程において多様な科目を履修し、指導教員による研究指導を中心とした高い専門性を持った教育を受け、法律学における研究能力を養うことが可能になっている。

なお、上記についての詳細は『大学院の手引』を参照されたい。

(2) 博士後期課程

博士の学位は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目について法学研究科にあっては18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、授与される。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りる。

授業科目として、大学院学則の別表 2 に掲げられた科目が配置されている。

後期課程の学生は、前期課程において涵養された法律学における高い教養と研究能力を基礎として、特定の研究指導科目について、指導教員による研究指導のもとでさらに高度の専門性を身につけ研究能力を磨く一方、総合研究科目の履修により、自己の研究分野だけに限定されない法律学における広い見識を身につけることが可能になっている。

学位(博士)論文作成については、前期課程のような研究科としての論文作成指導の日程は用意せず、指導教員の指導のもと、独自に論文を作成することにより、独立して研究を行う能力を確認、養成することが可能となっている。

なお、上記についての詳細は『大学院の手引』を参照されたい。

082

国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換方法の適切性について、上記項目 074～081 にも述べたように、本大学院と協議を行なった他の大学院において、その授業科目を履修し、10 単位を超えない範囲で、研究科委員会の議により最低修得単位数に充当することが規程上可能なことになっている。しかし、法学研究科について単位互換協定を結んだ例は現在ない。

083

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮について、本研究科は社会人、外国人留学生に対する特別の教育課程は置いていない。また、特に教育研究指導上の配慮も制度的にはない。各指導教員ないし科目担当者の能力と配慮によっている。

084

社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況について、本研究科は財務省所管の東京税関、横浜税関の職員を委託研究生として毎年それぞれ一名受入れている。各人一年間在籍し、刑事訴訟法を中心とした科目を履修している。

それ以外、一般的な社会人再教育、生涯学習の推進のための具体的な方策はとっていない。

085、086

カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合、高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況について、本研究科ではそのような授業科目は開設されていない。

087

高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性について、本大学院では高度な専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途として、「日本学生支援機構奨学金」の他に「獨協大学大学院奨学金」「獨協大学大学院応急奨学金」を設けており、研究科の共同研究室、コピー室、またそのコピーの無料利用券なども提供している。また、大学院生の学会発表者には交通費の半額を補助している。

088

高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定について、本研究科では、高度な専門職業人養成機関に相応しい修了認定を行っている。修士号の授与にあたっては、各科目において試験、レポート、論文などを課し、また修士論文については、修士論文中間報告会を経て、複数の審査委員による論文審査、最終口頭試験を行うことによって適切に修了認定を行っている。これについて現在まで特に問題等は生じていない。

089、090、091、092、093

学外での経験・活動等を単位認定する際の、認定単位の適切性、学部に基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性、連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方策の適切性、複数の異なる大学の大学院課程からなる連合大学院における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性、研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

094、095、096、097、098、099、100

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性、学生に対する履修指導の適切性、指導教員による個別的な研究指導の充実度、複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化、教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性、研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策、才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況について、現状は以下の通りである(詳細は『大学院の手引』を参照されたい)。

(1) ガイダンス関係

本研究科では大学院進学希望者を対象として、毎年、研究科教員および学生による説明、個別相談等を行っている。

また、入学時に履修ガイダンスを行う他、図書館情報ガイダンス、教員免許状説明会等も毎年開催している。

(2) 指導体制

博士前期課程

授業科目として、大学院学則の別表 1 に掲げられた科目が配置されている。

学位(修士)論文作成については、作成年度のはじめ(5月上旬)に論文テーマを提出させ、論文作成等ガイダンス、中間報告レジュメ審査、中間報告会、文献目録提出、等の行事を設定して、研究科としての論文指導の仕組みを整えている。

前期課程の学生は、学部において涵養された一般のおよび専門的教養に加えて、課程において多様な科目を履修し、指導教員による研究指導を中心とした高い専門性を持った教育を受け、法律学における研究能力を養うことが可能になっている。

なお、上記についての詳細は『大学院の手引』を参照されたい。

博士後期課程

授業科目として、大学院学則の別表 2 に掲げられた科目が配置されている。

後期課程の学生は、前期課程において涵養された法律学における高い教養と研究能力を基礎として、後期課程において特定の研究指導科目についてより高い専門性を身につける

一方、総合研究科目の履修により、自己の研究分野だけに限定されない法律学における広い見識を身につけることが可能になっている。

学位（博士）論文作成については、前期課程のような研究科としての論文作成指導の日程は用意せず、指導教員の指導のもと、独自に論文を作成することにより、独立して研究を行う能力を確認、養成することが可能となっている。

101、102、103

医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度、医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性、「連携大学院」における、体系的な研究指導等を確保するための方途の適切性について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない

点検・評価、長所と問題点

074、075、076、077、078、079、080、081

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連、「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性、学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係、修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係、博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性、課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性、創造的な教育プロジェクトの推進状況について、本研究科のカリキュラムは、学校教育法および大学院設置基準等の形式的な基準や、一般的な法律学専攻課程の目的等との関係では問題のないものとなっている。

ただ、どのような研究職または「専門的な業務」に従事する人材を育成するのかという大学院のあり方についての方向性が定まっておらず、そのことが後述（第4章、項目158）のように定員の充足が低率に留まる原因となっているものと思われる。

082

国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換方法の適切性について、法学研究科の履修登録者数は少なく、本大学院内での科目選択の余地が多いことから、単位互換の希望は聞かれない。

単位互換制度によって、他大学院の教員から学び、他大学院の学生と接することで、本学学生、教員とも多くの刺激を受け、教育研究の効果が高まることが一般には期待できる

が、本研究科ではその実施の前提条件を欠いている。どのような人材を養成するのかが決まっていない以上、どのような機関と単位互換を行うのが妥当かも判断しようがない。

083

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮について、学生が少人数であることから、社会人については個別の対応で十分に対処できているものと考えられる。また、外国人学生についても、外国語および外国文化に通じた教員が多く、隣接する法科大学院に所属し本研究科の科目を兼担する外国国籍を持つ教員も居り、現状の学生数を前提にする限りは十分な配慮がされている。実際、本研究科博士後期課程で研究を行って来たドイツ人留学生が2001年度に英文の優秀な博士論文を提出し、博士号を授与されている例もある。

なお、現在本研究科には、外国人留学生は、前期課程に1名、本研究科後期課程の単位を取得し満期退学した学生が研究生として1名在籍している。2001年度から2005年度の外国人学生在籍状況は以下の通り。

法学研究科 年度別外国人学生在籍状況

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
博士前期課程	1	1	0	0	0
博士後期課程	1	0	1	1	1
合計	2	1	1	1	1

084

社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況について、現在、在籍者との関係では特に問題はないと考えるが、社会人再教育等を研究科の主要な目的とする方向に進む場合には検討が必要であろう。

094、095、096、097、098、099、100

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性、学生に対する履修指導の適切性、指導教員による個別的な研究指導の充実度、複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化、教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性、研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策、才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況について、研究科全体としての指導はかなり充実している。

また、学生数が少ないこともあって、指導教員による学生の専攻分野についての個別指導はもちろん、授業科目についても担当教員による個別指導に近い指導を受けることがで

き、この点でも指導は充実している。

将来の改善・改革に向けた方策

074、075、076、077、078、079、080、081

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連、「広い視野に立って清深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性、学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係、修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係、博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性、課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性、創造的な教育プロジェクトの推進状況について、法学研究科（博士前期課程、博士後期課程）をどのような人材を育成する目的を持った課程として位置づけるのか、本学のおかれた地理的、人的条件、法科大学院との関係、法学政治学の専門家についての社会的需要、社会人再教育についての需要等を考慮し、検討する必要がある。

現在、研究科委員会では、研究者養成（第1章、項目006参照）、一年制の博士前期課程導入、社会人再教育等さまざまな可能性についてその検討を行っている。

外国語学研究科

外国語学研究科は各専攻の独立性・自治性が高く、そのため各専攻により現状等が若干異なるため、ここでは外国語学研究科で共通する事項を中心に述べる。なお、詳細等については外国語学研究科の各専攻の項を参照されたい。

現状の説明

074

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連については、専攻ごとに述べる。詳細は各専攻の項、および『大学院案内』11ページを参照されたい。

075

「広い視野に立って清深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性について、各専攻の専攻分野について十分な研究能力と専門性を涵養するよう指導されている。また広

い視野を習得できるよう他専攻・他研究科の授業履修も認定されている。

076

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性について、本研究科では各専攻において、自立的な研究者を育成するという目的に沿って、専門的業務に従事できるような能力を備えた研究者を養成すべく指導が行われている。

077

学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係について、概して学部の教育内容を深化させる方向で大学院の授業が設定されている。しかし本研究科の専門分野は幅広く多岐にわたっているため、専攻、専門分野によっては、学生の学部での教育内容が大学院での希望研究分野と直結していない場合もある。そのような場合は、学生の基礎知識を補うような措置が講じられている。

078

修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係について、修士課程における教育内容は開設科目表（『大学院の手引』参照）に見られるとおり多岐にわたる専門分野が開設されている。また、博士（後期）課程においても、修士課程での研究を基盤に引き続きさらに高度の研究が習得できるような教育内容になっている。

079

博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性について、本研究科は、一貫性をとっていない。

080

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性について、学生は、入学時に研究計画書を提出し、1年次の終了時に年次研究報告書をまとめる。2年次は、研究の進捗状況に応じて、年次研究報告書ないし博士論文研究計画書を提出する。3年次以降、博士論文の執筆に着手する学生は博士論文題目届・中間報告書を提出し、中間報告会に臨む。その後、博士論文を執筆し論文の最終審査を経て学位が授与される。論文執筆に取り掛からない場合は年次研究報告書を毎年提出する。博士後期課程入学後9年以内の場合は、課程制博士課程の論文審査のプロセスによって学位を請求することが出来る（『大学院の手引』13～19ページ参照）。

081

創造的な教育プロジェクトの推進状況については、現在、研究科全体として特別な創造的教育プロジェクトは設定しておらず、各専攻に委ねているのが現状である。

082

国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換方法の適切性について、本研究科の英語学専攻では、「大学院英米文学・英語学分野の単位互換制度に関する協定書」および「大学院英米文学・英語学分野の単位互換制度に関する細則」に基づき実施している。フランス語専攻では、「大学院委託聴講生（フランス語フランス文学専攻）に関する協定書」および「委託聴講に関する細則」「獨協大学大学院フランス語学専攻の単位互換に関する内規」に基づき実施されている。（『大学院の手引』85～89ページ参照）

083

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮について、本研究科では、英語学専攻の1年制英語教育専修コースと日本語教育専攻（1年制）では、社会人（おもに教員）を対象にしている。外国人留学生のための特別な教育課程編成、教育研究指導は実施されていない。

084

社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況について、本研究科全体では、社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究は実施されていないが、専攻によっては社会人再教育を積極的に推進しているところもある。

085

カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合について、本研究科では、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目は専攻によって設けているところもあるが、カリキュラムに占める割合は多いとは言えない。

086

高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況について、本研究科では、高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目は開設していない。

087

高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性について、本大学院では、高度な専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途として、「日本学生支援機構奨学金」の他に「獨協大学大学院奨

学金」「獨協大学大学院応急奨学金」を設けており、各専攻の共同研究室、コピー室、またそのコピーの無料利用券なども提供している。また専攻ごとに大学院生の研究紀要を発行し、学会発表者には交通費の半額を補助している。

088

高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定について、本研究科では、高度な専門職業人養成機関に相応しい修了認定を行っている。修士号の授与にあたっては、各科目において試験、レポート、論文などを課し、また修士論文については、修士論文中間報告会を経て、複数の審査委員による論文審査、最終口頭試験を行うことによって適切に修了認定を行っている。一年制のコースの「特定課題研究」においても、修士論文の審査過程と同様の手続きがなされている。これについて現在まで特に問題等は生じていない。

089

学外での経験・活動等を単位認定する際の、認定単位の適切性について、本研究科では、学外での経験・活動等を単位認定する制度はないが、現在まで特に問題等は生じていない。

090、091、092、093

学部に基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性、連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方策の適切性、複数の異なる大学の大学院課程からなる連合大学院における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性、研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

094

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性について、本研究科では、各専攻において優れた教育者・研究者の養成を行うための適切な教授陣を配し、指導教員による一貫した研究指導体制を採っている。

095

学生に対する履修指導の適切性について、本研究科では、入学時に研究科全体の履修ガイダンス、さらに専攻ごとのガイダンス、その後指導教員による個別ガイダンスを実施している。また、「外国語学研究科履修規程」に基づき履修指導は適切に行われている。

096

指導教員による個別的な研究指導の充実度について、本研究科では各専攻において、指導教員による個別的な指導が受講生の必要に応じて授業時間外にも適宜行われている。

097

複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化について、本研究科では、複数指導体制をとっている専攻もある。この場合、教育研究指導は指導教授の責任においてなされている。

098

教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性について、本研究科では、教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置として、各専攻で研究会や講演会を開催し、学外の研究者による講演やワークショップも企画している。授業以外の大学院生間の研究会や読書会によって学問的な刺激は得ることが多いので、ガイダンスでも自主的な会の運営を奨励している。

099

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策について、本研究科では、入学時に研究分野と指導教員は決まっているため、特別な理由がない限り変更を認めていない。変更を希望する場合は、指導教授と相談の上、当該の専攻に変更希望が提出され、専攻科委員会、研究科委員会での審議を経て認められた場合は変更が可能となる。

100

才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況について、本研究科では、そのような研究指導体制は設定されていないが、現在まで特に問題等は生じていない。

101、102、103

医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度、医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性、「連携大学院」における、体系的な研究指導等を確保するための方途の適切性について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

075

「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性について、適正に運用されているが、今後学際的な専門分野の増加に伴い、専攻分野の枠を超えた流動性が求められた場合、これを促進する必要がある

080

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性について、適切に運用されており、現状での問題点は見当たらない。ただし、最終審査の公開性について議論の余地があるとの指摘がなされている。

082

国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換方法の適切性について、本研究科では、協定校の地理的条件などによって、この単位互換制度が十分に活用されているとは言えないのが現状である。しかしこの制度によって、単独の大学院だけでは提供できない科目を大学院生が受講でき、他校の大学院生からも学問的刺激を得ることができる。本研究科では英語学専攻、フランス語学専攻では既に実施されており、ドイツ語学専攻もこの制度を検討中である。

083

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮について、本研究科の日本語教育コースでは、働きながら学べるようカリキュラムや時間割に工夫が凝らされている。

085

カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合について、本研究科は、外国語教育を基礎としているため、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワークは授業科目として多くを設定してはいないが、授業の中で適宜実施されている。

087

高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性について、博士後期課程の学生のなかには、毎年学会発表を行い、研究成果をあげているものもいる。海外の大学院への留学をさらに充実できるような制度を国際交流センターの協力を仰ぎながら検討したい。

094

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性について、適切に行なわれている。しかし本研究科では、担当教員が学部の授業も担当しているため、大学院における教育・研究指導の過重負担がある。大学院担当教員の学部担当の負担を軽減し、大学院生の教育・研究指導をさらに充実する制度の検討が、現在、研究科委員会で始められている。

095

学生に対する履修指導の適切性について、博士前期課程（修士課程）においては、在学

期間のうち2年目は修士論文の執筆に多くの時間が費やされるため、専攻分野に履修のかたよりが見られる傾向がある。またシラバスの作成が入試以前に行われるため、入学者の希望する研究対象とシラバス内容が一致しない場合がある。履修指導を充実するためにも入学後のガイダンスのさらなる充実を検討したい。

097

複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化について、修士論文および特定課題研究の中間報告会において、主査と副査を交えた複数指導がなされており高い教育的成果をあげている。

098

教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性について、本研究科では適切に運営されているが、さらに大学院生の研究発表の場を設けることが望ましい。これについては、大学院生の紀要発行の後に教員を交えた研究発表の機会を設定することを検討している。

099

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策について、入試の応募書類に入学後の研究課題、指導教授を明記させ、面接においても再確認しているため、変更希望が出ることはまれである。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

ドイツ語学専攻

現状の説明

074

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連について、ドイツ語学専攻では、設立以来のドイツ語学、ドイツ文学、ドイツ文化に加えて、2007年度にドイツ語教育の部門を新たに設置することが決まっている。外国語教授法の領域では新しい教授法や教材が研究開発されており、これからのドイツ語教育と外国語教育に専門的に携わる人材の育成に努めている。また、本専攻のドイツ語教育部門は「外国語としてのドイツ語(DaF)」を念頭に置いて、全国の大学院においても類を見ない内容を備えている。本専攻では、今後ドイツ語圏の大学との協力関係を一層強めていくことで、従来のドイツ語学、ドイツ文学、ドイツ文化研究それぞれの専門知識と応用技術を具え、研究者として、また国際的に活躍で

きる実務担当者として活躍できる人材を育成するべく歴史・社会、政治・経済に亘る幅広い分野から学位を持つ教員を配置している。詳細は『大学院案内』『大学院の手引』を参照されたい。

075

「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性について、本専攻では他大学の文学系の大学院に見られるような言語、文学における専門領域を特化するのではなく、さらに歴史、政治、経済、教育などさまざまな文化部門においても専門研究が可能となるよう、幅広い分野の教員を配置している。詳細は『大学院の手引』を参照されたい。

076

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性について、博士後期課程の学生は多くが大学教員・研究者を目指すものであるが、その多くはドイツ語教育に携わることとなる。そのためには大学、高校におけるドイツ語教授法における専門知識と教授技法にも通暁した、これからのドイツ語教育を担うエキスパートを養成することを主眼としている。

最近のEUの拡大化により、ドイツ語の重要性と並んで、他言語学習の重要性がドイツおよびヨーロッパ諸国でますます重要視されてきていることや、日本でも近年の複数言語学習の必要性が唱えられている社会情勢を踏まえて、ドイツ語専攻では、従来のドイツ語学、ドイツ文学、ドイツ文化部門に加えて、2006年度より「外国語としてのドイツ語」に重点を置いた、学習者の視点のみならず将来のドイツ語教師の立場の両視点からみる外国語学習と教授法の専門領域研究を開設した。この研究領域では以下の諸点が重点的に取り上げられる。

母語学習と外国語学習の相違

日本における外国学習の方法論とその歴史

教材研究（教材の分析研究）各種メディアの分析とその利用のありかた

教材の適合性と補助手段の利用（辞書、語彙目録、練習帳など）のありかた

言語教育に関する経験的分析とその方法論

新しいメディアによる教授法（コンピュータ、オンラインプログラム、CALシステム、インタラクティブな学習手段）

発音教育

授業分析、誤答分析、学習評価

077

学部に基礎をおく大学院研究科における研究内容と、当該学部の学士課程における教

育内容の適切性および両者の関係について、学科レベルでは通常の文学系学部学科とは異なり、言語、文学以外に、経済、音楽、美術、地理、歴史、教育などの方面の研究領域を専門とする専任教員を配する一方、近年の CAL などに見られる外語教授研究の動向からこの分野の専門教員によって、この分野の新しい知見を広げ、高度な教授技術を持った学生を育て、学部を卒業し、現在ドイツ語の教員として高等学校で教鞭をとるものにたいして十分な科目が開設されている。これを踏まえて大学院レベルでは2006年度からはドイツ語学部門にドイツ語教育研究、ドイツ語教育演習の両科目を設置した。また、大学院科目である「ドイツ文学研究2」(中世ドイツ語)および「文献研究」(ドイツ語)の両科目は、優秀な学部生が履修できるよう配慮されている。

078

修士課程における教育内容と、博士(後期)課程における教育内容の適切性および両者の関係について、ドイツ語学専攻では博士前期・博士後期課程とも連続した教育内容である。内容については項目075および076で述べたように、前期・後期課程を通じてドイツ語教育を含む専門研究者、高度な技術を具えた人材を養成している。なお、詳細は『大学院の手引』を参照されたい。

079

博士課程(一貫性)の教育課程における教育内容の適切性について、本大学院ドイツ語学専攻では、一貫性はとっていない。

080

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性については、研究科の項を参照されたい。なお、修士論文は2003年3名、2004年1名、2005年5名が提出している。そのうち2004年度修了生1名、2005年度修了生1名は後期課程に進学し、後期課程では現在7名が在籍しドイツ語学、ドイツ文学、ドイツ文化3部門で論文執筆を目指している。また、他2名は研究生として論文執筆を目指している。

081

創造的な教育プログラムの推進状況について、学科レベルではドイツ語教育部門の充実を目指して、東京ゲート・インスティテュート(ドイツ政府公認ドイツ語ドイツ文化広報機関)と協力してドイツ語基礎力統一試験、ドイツ語中級試験、などの受験準備講座を開いているが、大学院においては今年度から設置されたドイツ語教育部門と連携したより高度なドイツ語教育に関連したプログラムを模索中である。

082

国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換方法の適切性について、本大学院ドイツ語学専攻では、単位互換に関して目下ドイツ語ドイツ文学関連の他大学院と協議をはじめたところである。

083

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮について、ドイツ語学専攻では社会人を積極的に受け入れているが、教育課程編成等について、組織として特段の配慮はしていない。しかし実績としては、一度大学を卒業し、職業についた後に本専攻に入学し博士後期課程を修了、学位を取得した者が複数ある。

084

社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況について、ドイツ語学専攻では目下のところ社会人再教育および生涯学習に対応した教育研究は行われていない。

085

カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合について、ドイツ語学専攻では、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目は設置されていない。

086

高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況について、ドイツ語学専攻ではそのような授業科目は開設されていない。

087

高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性について、ドイツ語学専攻では大学院生主体による修士論文の中間発表、専攻主体の中間発表などを定期的に行い、大学院生間の議論の活発化、教員による問題点の指摘などにより高度な研究姿勢を育てている。また、ドイツ語学科主催の「高校生のためのドイツ語講座」では毎年、大学院生が積極的に運営や、参加した高校生の指導にも携わることで、現場の教師としての意識と教育・指導に関する技術を体験・実習・習得する機会を積極的に設けている。また、奨学金として日本学生支援機構の奨学金のほかに大学院学生のための獨協大学奨学基金の設置、研究論文発表のための紀要『BRÜCKE』の発行、大学院専用の研究室、複写施設、複写の費用援助を行っている。また、大学院専用の図書費も設けている。また、学生は交換留学奨学金を得てドイツの協定大学に留学することもできる。

088

高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定について、修了認定に当たっては論文審査教員3名のほかに、その分野に関わらず全大学院担当教員が内容について口頭試問を行い、ネイティブの教員によるドイツ語での質問に答えなければならない、という非常に厳しい審査体制を敷いている。自分自身の専門領域だけでなくさまざまな他領域からの視点や疑問点に対して幅広い視点を持つことが必要とされるからである。

089

学外での経験・活動等を単位認定する際の、認定単位の適切性について、本専攻では学外での経験・活動にたいして単位認定をしていない。

090、091、092、093

学部に基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性、連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方策の適切性、複数の異なる大学の大学院課程からなる連合大学院における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性、研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性について、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

094

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性について、本専攻の教育課程にはドイツ語学、ドイツ文学、ドイツ文化に亘る幅広い科目が設置されており、この教育課程に沿って教育指導が行われている。特に項目 087 でも述べたが、論文審査に当たっては専門分野を異にする教員からの質問にも答えることができるよう、指導の中で他分野に亘って知見を持つことの重要性が強調されている。

095

学生に対する履修指導の適切性について、ドイツ語学専攻では毎年度初めに専攻全体の履修についてのガイダンスを行い、さらに指導教員による、学生の個別指導を行っている。また、すでに在籍している学生による履修アドバイスなどもある。また、授業科目の設置状況により、学生が履修しやすいよう教員間の、あるいは曜日、時間上の変更も許されている。これについて、現在まで特に問題等は生じていない。

096

指導教員による個別的な研究指導の充実度について、授業外で教員と学生との個別の連絡を取り合っていることはもちろんだが、研究上の指導を受けるため常時教員に相談できる体制にある。また、個別教員の指導の他に一年に2回程度のドイツ語学専攻全体の懇談会を設け、学生が他の教員の意見も参考にすることができるような機会が設けられている。

097

複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化について、本専攻では複数指導制を採用していない。これについて、現在まで特に問題等は生じていない。

098

教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性について、本専攻では教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発するために日本独文学会での発表、各種研究会での発表、授業以外の個別の読書会などが積極的に行われるよう指導している。また、各所属の学会があるときには申請により旅費の援助を行なっている。

099

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策については、研究科の項を参照されたい。

100

才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況について、本学科は現状においてそのような体制を整備していない。

101、102、103

医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度、医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性、「連携大学院」における、体系的な研究指導等を確保するための方途の適切性について、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

074

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連について、ドイツ語学専攻ではドイツ語学、ドイツ文学、ドイツ文化部門のさまざまな幅広い分野に亘って研究ができるよう教員が適切に配置されているのは評価できる。また、カリキュラムの中で 2006 年度からドイツ語学部門に「外国語としてのドイツ語」に重点を置いた科目が設置されたのは、他のドイツ語系の大学院に例を見ないものであり高く評価できる。

075

「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性について、ドイツ語学専攻ではドイツ語学、ドイツ文学はもとより、特に文化部門でドイツの政治、経済、歴史など多方面に亘って研究を行なう体勢が整っていることは長所であり、評価されて良いと思われる。2007 年からドイツ語教育部門が設置されることから、その点の科目内

容の充実、教員の新規任用などが強くのぞまれるところである。

076

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性について、ドイツ語学専攻ではヨーロッパ連合の多面的な拡大とその中で外国語の重要性を認識し、文化部門で政治、経済、歴史の文化面で高度な研究とその基礎となる学識を養うことができるカリキュラムが組み立てられていることは十分に評価に値すると認識している。しかし問題点として、今後たとえば美術、音楽などのさらに広い学問分野でそれが有効となるよう教員の適切な配置をしなければならないと考えている。

077

学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係について、ドイツ語学専攻では両者の教育内容は適切であり、連絡・協力関係は保たれていると考えている。しかしドイツ文化部門のドイツの美術、音楽、教授法、CALL 関連の領域ではまだ連絡協力関係が成り立っておらず、学部での研究を大学院で継続して行なえる体制にないのは問題であると考えている。これについては、今後推薦入試制度をさらに充実させ、優秀な学生の飛び級入学や学部の専門分野を再考し、一貫していっそう深く研究することができるよう、関係を密にしなければならないと考えている。

078

修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係について、ドイツ語学専攻では現在のところ修士課程の教育内容と博士課程の教育内容は適切であると思われるが、修士課程で開設されているドイツ語教育関連の科目が博士課程で開設されていない点は問題である。

080

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性について、ドイツ語学専攻では修士論文提出、あるいは博士論文提出まで、その在籍年限が長引く学生がいることは問題であると認識している。今後適時の論文提出がなされるよう、研究指導体制を検討する必要がある。また、博士（前期）課程で行なわれるドイツ語教育関連の教育内容が博士（後期）課程で継続できない点は問題点として認識している。

081

創造的な教育プロジェクトの推進状況について、ドイツ語学専攻ではドイツ語教育部門の充実を目指しゲーテ・インスティトゥートと連携してドイツ語教育部門を充実しようとしている点は評価できる。これをどのようにドイツ語教育研究の拡充と実践へ繋げていく

のか、まだ具体的方策について検討する余地がある。

082

国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性について、ドイツ語学専攻では単位互換は実施しておらず、現在東京圏のドイツ語・ドイツ文学系の大学院と相互交流、単位相互認定などの可能性を検討しつつあるところである。

083

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮について、ドイツ語学専攻では現在社会人としての学生の受け入れは行っていないが、一度職業経験を経て入学してくる学生は受け入れてきた。この点は評価できる。しかし、いわゆる現役ドイツ語教員の再教育の場としての大学院のあり方が検討されていないのが一つの問題点であり、今後検討してきたいと考えている。

084

社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況について、ドイツ語学専攻では項目 083 で書いたように社会人再教育の場としての大学院のあり方について、まだ具体的方策は検討されていない。ただ、近年の高等学校ではドイツ語教育を行なっているところも増えてきており、高等学校におけるドイツ語教師、あるいは大学レベルでも初級のドイツ語教員を対象とした、再教育やゼミナール、最新の外国語教授法などの講習会などを企画するなど検討する必要がある。現職のドイツ語教員、メディア関連、ジャーナリズムなど多層にわたる社会人が集まる再教育の場、あるいは生涯学習の場としての大学院について検討したい。

085

カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合について、ドイツ語学専攻ではドイツ語学、ドイツ文学の部門でそのような授業科目を導入することは具体性が乏しい。しかしドイツ語教育、歴史、社会などの領域では導入することが検討されてしかるべきである。特に変貌しつつあるヨーロッパ連合と関わる政治的、経済的、歴史的に高度な専門知識をもつ専門職業人を養成するためには、そのような場での実際の職業経験なども必要とされるであろう。

086

高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況について、高度職業専門人として活動における倫理的側面は現在の輻輳する社会状況では必要かつ重要であり、大学院全体の問題として検討されるべきであろう。

087

高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性について、ドイツ語学専攻では大学院専用の専攻別研究室を設けており、院生の研究環境を快適に保つという努力がなされている。また、大学院専攻別に研究図書費が割り当てられており、院生は日常利用する参考文献、研究雑誌、研究用図書を購入することができる。ただ、現在の段階では大学院生の非常勤教員としての仕事を在籍しながら平行して行なうことが認められておらず、この点は問題である。

088

高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定について、現在の修了認定は所定の単位の他に修士論文、博士論文ともに、言語、文学、文化の部門に関わらず、提出の際には全担当教員による日本語およびドイツ語での内容説明、口頭試問が行われているので、高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定といえる。

094

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性について、ドイツ語学専攻ではドイツ語学、ドイツ文学、ドイツ文化の幅広い教育課程に沿って教育指導が行なわれている点は他のドイツ語・ドイツ文学系の大学院と大きく異なっており、評価できる。また、そのために学生の個別の関心に応じた、きめの細かい対応をしている。しかし、専門部門によっては同一の教員が複数の学生の指導をすることになってしまう場合があり、改善が求められる。

096

指導教員による個別的な研究指導の充実度について、ドイツ語学専攻では学生の専門部門によっては、教員に過重な負担がかかることがあることについて改善が求められる。対応として、幅広い専門分野を亘った教員配置を考えることにより担当教員一人当たりにも過度な負担を与えず、かつ適切な研究指導が行われるような教員配置について、新規任用を含め検討したい。

098

教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性について、特に学会に関わる出張の際には旅行費を援助している点は評価される。

できればさらに学会費についてもかなりの額に上るものであるから、補助制度が導入されることで地方学会に参加する機会もでき、発表などの可能性やその回数も増えるものと思われる。

099

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策について、ドイツ語学専攻では変更希望は専攻委員会で審議され、変更前の指導教員、変更後の指導教員の下承を

得て、専攻委員会で審議の上変更しているので、透明性は非常に高く評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

074

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連について、今後 3 年間を目途に「外国語としてのドイツ語」の教育・研究に向けてさらに充実した研究が可能となるよう教員の新規任用を行う必要がある。また、EU の拡大に伴うドイツ語圏の経済をはじめ、美術、音楽などの芸術部門でもさらに拡充するべく検討を始める。

075

「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性について、ドイツ語学専攻では、今後 3 年間を目途に外国語教育、ドイツ語教育の分野をはじめ、さらにドイツ文化部門でもドイツの経済、音楽、美術などを含む文化史の分野で教員を新たに任用し、より広い学問分野で専門知識を有する人材を養成すべく努力する。

076

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性について、ドイツ語学専攻では、今後 3 年間を目途に研究者やジャーナリズムあるいは国際機関など国際的に通用する人材を養成すべく、特に外国語教育、ドイツ語教育の分野で修士課程の専攻分野と連携するよう教員を適切に配置していくことを検討する。

078

修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係について、項目 075～076 で述べたとおり、ドイツ語学専攻では今後 3 年間を目途に、外国語教育、ドイツ語教育関連の科目を設置するなどしてドイツ語学専攻、ドイツ文学専攻、ドイツ文化専攻のそれぞれにおいて研究者であると同時に教育に携わることのできる人材を養成していくことができるよう努める。

080

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性について、ドイツ語学専攻では、修士論文あるいは博士論文の執筆にあたり、適切な期間で提出ができるよう現在の指導体制を見直す必要があるが、今後 3 年間を目途に、学部の専門研究、あるいは修士課程の専門研究を学部、博士前期・後期課程を通して継続、一貫してできるよう指導体制を整えるよう努める。

081

創造的な教育プロジェクトの推進状況について、ドイツ語学専攻ではゲーテ・インスティテュート、ドイツ学術交流会と連携して特にドイツ語教育部門において、短期派遣プログラムや日本独文学会主催の「ドイツ語教員養成講座」などの単位認定などによる学生のより広範囲な研究・専門知識集積の場を、今後3年間を目途に増やしていくべく検討中である。

082

国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性について、ドイツ語学専攻では、まだ国内外の大学等と単位互換を行っていないが、今後3年間を目途に東京圏のドイツ語・ドイツ文学系の大学院との単位互換の可能性について検討する。また、ドイツ語教員の再教育の場としての大学院の位置づけとそのためのカリキュラム作りを早急に作成すべく現在検討中である。

087

高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性について、ドイツ語学専攻では、図書費のほかにビデオカメラや録音機器、その他研究設備を購入することができるような予算措置がなされるよう検討する。また、大学院生が在学中の非常勤職等の兼任をみとめ、なるべく多くの教育経験を与えることを考え、課程修了後の就職の機会を早期に確保することも重要である。他方本学の修了生のための任期制の非常勤枠を作る、TA（教務補佐員）、RA（研究補助員）の制度を検討することなども必要である。大学院における研究と平行して非常勤の教育職に就くことで教育現場にじかに接することが可能となるよう検討する。

また、優秀な大学院生を確保するため学内研究基金を用意し、優秀な学生には研究費を別途個人的に給付するなどの特別顕彰制度を設けるべく検討を始める。

094

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性について、ドイツ語学専攻では、今後3年間を目途に修士課程、博士課程ともに専門別教員の新規任用を行い、より個別の一教員に集中することのない教育・研究指導が行われるよう改善を図る。

098

教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性について、ドイツ語学専攻では大学院研究報告集である『Brücke』は大学院生の自主的な運営によるものであるため、早急にこれを教員参加によるものとしたい。あらためて編集委員として教員も加わることで、より幅広い視点から研究報告を眺望することができ、執筆者自身にも、また他の院生にも刺激が与えられると考えられる。また、学会費などの補助制度をさらに充実させる必要がある。そうすることにより学生教員間の学問的結びつきがいつ

そう強くなり、また、新たな研究の萌芽が現れる契機となると考えられる。

英語学専攻

現状の説明

074、075、076

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連、「広い視野に立って清深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性については、第1章、英語学専攻の項目006を参照されたい。

077

学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係について、英語学専攻は学部に基礎を置く大学院研究科として、そのカリキュラムの編成やその教育内容の一貫性という点において有機的かつ有効的にその教育目標を達成するに十分な教育研究が達成できるように整備されている（詳細は『大学院の手引』参照）。

078

修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係について、英語学専攻は博士前期課程と博士後期課程に別れているが、その教育内容の適切性、および両者の一貫的教育は持たれており、現在まで特に問題等は生じていない（詳細は『大学院の手引』参照）。

079

博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性について、本専攻は一貫性の教育課程ではない。

080

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性については、研究科の項を参照されたい。

081

創造的な教育プロジェクトの推進状況について、英語学専攻における英語教育分野では「英語教育研究会」を立ち上げて、学内及び学外の研究者との教育研究の交流がなされて

いる。この点は高く評価されている。

082

国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換方法の適切性について、英語学専攻では他大学大学院と相互の協定に基づいて単位互換が適切に行われている（詳細は『大学院の手引』85～86ページ参照）。

083

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮について、英語学専攻では社会人の積極的な受け入れ体制をとっている。特に英語教育専修コースは社会人の再教育あるいは新たに英語教育に携わる希望をもつ社会人を積極的に受け入れている。また入学した社会人に対しては時間割などに特別の配慮がなされる場合がある。外国人留学生は英語学専攻ではまだ入学者がいないが、決してその入学を妨げるものではない。これについて、現在まで特に問題等は生じていない。

084

社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況について、英語学専攻における社会人の再教育は英語教員に対応した教育研究と教育内容において実施されているが、その他の分野においても社会人が入学することを妨げるものはない。但し、この点については、今のところ社会人のために特化した企画はない。これらについて、現在まで特に問題等は生じていない。

085

カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合については、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

086

高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況について、英語学専攻では高度な専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目は開設されていないが、現在まで特に問題等は生じていない。

087

高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性について、英語学専攻では高度な専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途として学内奨学金はもとより、大学院生の紀要『英語文化研究』の発行、図書館の利用、共同研究室、あるいはコピー室、またそのコピーの無料利用券など良好で適切な形で実践されている。

088

高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定について、本専攻では、高度な専門職業人養成機関に相応しい修了認定を行っている。修士号の授与にあたっては、各科目において試験、レポート、論文などを課し、また修士論文については、修士論文中間報告会を経て、複数の審査委員による論文審査、最終口頭試験を行うことによって適切に修了認定を行っている。一年制のコースの「特定課題研究」においても、修士論文の審査過程と同様の手続きがなされている。これについて現在まで特に問題等は生じていない。

089

学外での経験・活動等を単位認定する際の、認定単位の適切性について、英語学専攻では学外での経験・活動等を単位認定する制度はないが、現在まで特に問題は生じていない。

090、091、092、093

学部に基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性、連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方策の適切性、複数の異なる大学の大学院課程からなる連合大学院における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性、研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性について、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

094

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性について、英語学専攻は広い人材を養成するに適切な教授陣を配し、指導教員による一貫した研究指導体制を採っている。従って教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導等は適切に行なわれている。これについて、現在まで特に問題等は生じていない。

095

学生に対する履修指導の適切性について、英語学専攻では入学時に教員の専門分野、大学院生の研究分野などの紹介から始まり、包括的な履修指導及び各指導教員による直接の履修指導を行い、大学院生の履修表の作成についても指導教員が承認を与えるなど適切に行われている。

096

指導教員による個別的な研究指導の充実度について、英語学専攻では指導教員は授業内・外を問わず、常に大学院生とのコミュニケーションを図り、個別的な研究指導を行うことにより、充実を図っている。

097

複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化について、英語学専攻では英語教育分野においては、前期課程や専修コースともに教員同士が連携し合いながら複数の指導体制を採っている。その教育研究指導の責任は論文作成や課題研究の作成に際し、十分に果たしている。

098

教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性について、英語学専攻の英語教育分野では前述した「英語教育研究会」を通じて、学生間、また教員と学生間との学問的刺激を誘発するための交流が生されている。また他の分野においても前期課程、後期課程を問わず、大学院生同志で研究会等を開催することにより、切磋琢磨が大きな効果を挙げている。さらに修士論文の中間報告への大学院生の積極的な参加もあり、良好な研究環境の醸成にある。

099

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策について、英語学専攻では入学時においてすでに専門分野を特定しているので研究分野や指導教員の変更は特別な場合を除いて認められていない。

100、101、102、103

才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況、医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度、医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性、「連携大学院」における、体系的な研究指導等を確保するための方途の適切性について、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

077

学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係について、現在の担当教員に即した開講授業科目が十分にできていない点が問題である。これについては、大学全体が大学院の魅力作りに積極的に取り組む姿勢をもつべきであると考えます。

080

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性について、その他の分野に関しては多くの先行研究の渉獵や高度な専門的内容の展開が求められるために、学位論文作成へと一気に繋がらない傾向がある。その主な理由は人文科学

の中で、特に英米文学・文化の独創的な研究達成を短期間で行なうことが困難であるという点にある。その点での一層の教育システムの検証が求められる。

081

創造的な教育プロジェクトの推進状況について、英語学専攻における創造的教育プロジェクトの積極的な立案実践がなされる必要がある。この点に関して他の分野においても学際的見地から専門分野の横断的研究体制を整備するとともに、教育内容の相互の関係が一層緊密になることが望まれる

082

国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換方法の適切性について、英語学専攻ではすでにいくつかの大学院との単位互換制度に基づいて実行されている。(現状の項目の互換状況を参照)しかし、大学院生の人数が少ないこともあり、本大学院の単位修得に追われながら学位論文の作成に取り組む現状では他大学大学院のスムーズな単位互換は難しい。

087

高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性について、英語学専攻では研究分野における外の学問雰囲気積極的に求めようとしない点がある。また国内国外への留学制度を大学院生も利用できるようになっているが積極的な留学制度を利用していない点がある。

095

学生に対する履修指導の適切性について、大学院生の入学が3月末に決まるという実情では前もってシラバスの作成を行なっても必ずしも入学した大学院生の要望、希望に沿わない面が出てくることが多い。そのために教員は4月に入り、学生とオリエンテーションや面談を通して研究指導および授業を決めなければならない場合が多い。これは入学状況を知る前に授業の内容まで提示することが必要かどうか検討し、必要なら4月の段階で新たに大学院生にシラバスを渡す方法も考えることも改善になる。

今後は大学院生へのオリエンテーションの時間を少なくとも一日たっぷり確保し、十分な研究体制が取れるように大学院生に示す必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

フランス語学専攻

現状の説明

074

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連について、フランス語学専攻では、フランス語圏の言語・文化・社会を総合的に把握・理解させ、国際社会について深い理解を有する研究者の育成を主眼としている。このため、語学・文学・歴史・美術・政治・経済・都市計画などの多岐にわたる分野で、語学・文学に偏らぬフランスおよびフランス語圏にかかわる教育を行っている。そのため多くの専門分野で、学位を取得した専任教員を配置している。詳細は『大学院案内』『大学院の手引』を参照されたい。

075

「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性について、フランス語学専攻では、研究科共通科目・関連科目として国際教養的な広い分野の科目を選択できる。また項目074で述べたように、専攻内部でも多岐にわたる専門科目を履修できる。さらに演習において各自の専攻分野での研究指導を常時おこない、広い知識と専門性の向上を両立させている。博士前期課程の学生が大学・高校の教員のみならず、ジャーナリズムや一般企業の専門職として実務につくことをも予定しているからである。詳細は『大学院の手引』を参照されたい。

076

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性について、フランス語学専攻では、語学・文学・文化の3分野に加えて、博士後期課程の学生がほぼ全員大学教員を目指す現状を踏まえ、研究と演習双方にフランス語教育の科目を設け、教授法の研究・開発にかかわれるよう配慮している。詳細は『大学院の手引』を参照されたい。

077

学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係について、フランス語学専攻では、語学・文学に限らない諸芸術や社会科学・自然科学の分野においても、学位を有する専任教員を配し、フランスおよびフランス語圏に関する教育をおこなっている。本専攻の教育・研究は、学部レベルの教育を深化し、高度化した連続性のあるものである。

078

修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係について、項目 075 および 076 で述べたように、フランス語学専攻では、博士前期・博士後期とも連続した教育内容である。しかしながら、前期がヨーロッパ統合を踏まえた国際人の養成という一般性を持つのにに対し、後期は大学教員育成に主眼を置く点が異なる。

079

博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性について、本大学院フランス語学専攻では、一貫制はとっていないが、現在まで特に問題等は生じていない。

080

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性については、研究科の項を参照されたい。なお、フランス語学専攻では前期課程修了者 3 名のうち 1 名の率で後期課程に進み、博士論文執筆を準備している。

081

創造的な教育プロジェクトの推進状況について、フランス語学専攻ではフランス大使館・本学外国語教育研究所と共同して、毎年「フランス語教授法研究会」を開催している。これは 100 名以上のフランス語ネイティブ・スピーカーを含む総勢約 200 名が参加して、25 のアトリエをおこなうものである。現在、この行事と本専攻におけるフランス語教授法研究・開発の関連をより深める方法を検討している。また後述する「大学院フランス語フランス文学専攻課程協議会」（略称「仏専協」）も本学本専攻の発想・要請によるものである。

082

国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性について、2004 年 4 月 1 日から青山・学習院・上智・白百合女子・明治・明治学院・武蔵に獨協をあわせた首都圏 8 大学で、「大学院フランス語フランス文学専攻課程協議会」を結成し、現在単位互換をおこなっている。

083

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮について、本専攻では社会人・外国人留学生を受け入れてはいるが、教育課程編成等について、組織として特段の配慮はしていない。

084

社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況について、本専攻はそのような形の教育研究を実施していないが、特に問題等は生じていない。

085、086

カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合、高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況について、本専攻ではそのような授業科目は設けていないが、これについて、現在まで特に問題等は生じていない。

087

高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性について、本大学院は、高度な専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途として、「日本学生支援機構奨学金」の他に「獨協大学大学院奨学金」「獨協大学大学院応急奨学金」を設けている。また、共同研究室、コピー室、またそのコピーの無料利用券などを提供しており、大学院生の研究紀要『フランス語フランス文学研究』を発行し、学会発表者には交通費の半額を補助している。

088

高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定について、本専攻では、高度な専門職業人養成機関に相応しい修了認定を行っている。修士号の授与にあたっては、各科目において試験、レポート、論文などを課し、また修士論文については、修士論文中間報告会を経て、複数の審査委員による論文審査、最終口頭試験を行うことによって適切に修了認定を行っている。これについて現在まで特に問題等は生じていない。

089

学外での経験・活動等を単位認定する際の、認定単位の適切性について、本専攻ではそのような経験・活動を単位認定していない。

090、091、092、093

学部に基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性、連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方策の適切性、複数の異なる大学の大学院課程からなる連合大学院における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性、研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性について、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

094

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性について、フランス語学専攻では、特徴である多様な分野の授業を選択して視野を広げると同時に、専攻分野についても指導を充実させて、研究論文執筆につなげる体制をとっている。これについてカリキュラム内容やスタッフの配置の改善はあっても、現況で構造的な問題はない。

095

学生に対する履修指導の適切性について、フランス語学専攻では、新年度初めに行われる履修ガイダンスに加えて、指導教員と十分な相談の上履修計画を立てるよう指導しており、相談については授業内・外を問わず行われている。また、他大学から入学した学生の場合は、研究分野の選択に迷っていることがあり、適切にアドバイスして前期課程一年次中に決定させるよう指導している。これらについて、現在まで特に問題等は生じていない。

096

指導教員による個別的な研究指導の充実度について、フランス語学専攻では、週一回演習を通じて指導教員が院生の研究進捗状況を観察し、論文執筆の相談に応じることにしている。

097

複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化について、本専攻では複数指導制を採用していない。これについて、現在まで特に問題等は生じていない。

098

教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性について、フランス語学専攻のみならず外国語学研究科全体で、修士論文中間発表会を催し、相互刺激を与え合うほか、各種奨学生の選抜審査会が研究科合同で開かれ、専攻の異なる複数の教員との話し合いによって視野の拡大に役立っている。もちろん院生および卒業生が執筆する紀要『フランス語フランス文化研究』も存在する。院生には専用の研究室に、各自デスクとパソコンが与えられ、これによる交流と情報交換も可能としている。教員についてはフランス語学専攻では、毎年国内最大のフランス語教育に関する研究発表の場である「フランス語教授法研究会」をフランス大使館との共催で開催し、教員の合同作業や意見交換の場として役立っている。

099

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策について、フランス語学専攻では、指導教員が留学、研究休暇、退職の場合、中継ぎや変更を依頼することがあるが、研究分野の変更は通常行っていない。

100

才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況について、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

101、102、103

医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内でなされる教育・研究指導とこ

れを支える人的、物的体制の充実度、医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性、「連携大学院」における、体系的な研究指導等を確保するための方途の適切性について、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

074

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連について、フランス語学専攻では、人文科学・社会科学に加え一部自然科学も含む広範囲な分野で、フランスおよびフランス語圏に関する教育をおこなっている。ただしヨーロッパ統合にともなう他言語圏とのかかわり、フランス語人口4億人を抱え、60もの国や地域に広がるフランス語圏のカバーについては必ずしも充分ではなく、また他研究科・他専攻との共同作業も必要と思われる。

075

「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性について、フランス語学専攻では、特色である広い知識と専門性の向上の両立は一応おこなえている。ただし進路として英語担当を含む高校教員が多くなっており、フランス語教授法研究への参加をよりしやすくする必要がある。

076

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性について、フランス語学専攻では、設立当初はフランス語の言語学的研究を中心としてきた。しかし学生と社会の需要は多様化しており、文化部門に重点が移りつつある。

077

学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係について、現状でも述べたとおり一応の連続性は保証されている。しかし入学を希望する学生のフランス語レベルは大部分が中級レベルであり、学部のフランス語教育をどう充実させるかは、院生の募集にもかかわる課題である。

078

修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係について、項目075および076で述べたように、フランス語学専攻では、博士前期・博士後期とも連続した教育内容であるが、さらに前期にフランス語教授法研究の機会を増

やし、学部生を研究対象としつつ学部教育を充実させることで、すべての分野において向上が望めると考えている。

080

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性について、フランス語学専攻では、1994年博士後期課程設立以来課程博士2名を出し、1名は本学の、もう1名は他大学の専任教員となっており、定員規模からみて一定の成果を挙げている。ただしベースとなる前期課程入学者が減少しており、優秀な学生の確保が急務である。

081

創造的な教育プロジェクトの推進状況について、フランス語学専攻では、「フランス語教授法研究会」への院生の参加は現在個人レベルにとどまっている。

082

国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性について、フランス語学専攻に限らず、「大学院フランス語フランス文学専攻課程協議会」による単位互換制度は加盟校の院生に充分認知されているとは言えず、実績はかなり少数である。また単位互換にとどまらない活動の発展が望まれる。

096

指導教員による個別的な研究指導の充実度について、フランス語学専攻では、少人数で他大学と比較して見ても充実しており現況で構造的な問題はない。むしろ同級生が少ないことが問題であるようだ。

098

教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性について、フランス語学専攻のみならず研究科全体として充分であると思われる。紀要『フランス語フランス文化研究』も在学生・卒業生の人数から考えて年一回の発行で必要十分であるようだ。

将来の改善・改革に向けた方策

074

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連について、フランス語学専攻では、特徴である多岐にわたる専門分野、特に社会科学方面で今後3年間を目途に適切な人事政策をおこない、新しい国際社会のニーズに応えるべく努力している。

075

「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性について、フランス語学専攻では、現状分析で述べた目標を達成するため、今後3年間を目途にフランス語教育科目を前期課程で実現すべく努力している。

076

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性について、フランス語学専攻では、語学・文学・文化の3分野に加え、教授法研究・開発をおこなうことでより充実した内容となった。文化部門にも学生の増加が期待できるので、今後3年間を目途に担当分野のリニューアルを行い、より適切な対応を図りたい。

077

学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係について、フランス語学専攻では、フランス語学科の項にあるとおり、本学はTCF(Test de connaissance du français)の、東京日仏学院および京都日仏学館に次ぐ日本における3番目の実施校となった。この他フランスのDidier社と共同開発した、ウェブ上のフランス語学習教材であるDidierAccord日本語版(<http://www2.dokkyo.ac.jp/~rese0005/didier/>)は本専攻在学中の院生が開発したもので、校内配信専用の電子教材MarcheOpusも存在する。これらの教材等を学部・大学院双方において活用することにより、学生の学部から大学院へのスムーズな移行を図るべく努める。

078

修士課程における教育内容と、博士(後期)課程における教育内容の適切性及び両者の関係について、項目075~077で述べたとおり、今後3年間を目途に博士前期・博士後期課程ともフランス語教育にかかわる研究・開発を新しい柱に加えるべく努力している。

080

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性について、フランス語学専攻では、前期課程学生の確保が問題であるのは前述の通りで、今後3年間を目途に新しい担当者を加え、より魅力的な構成として行きたい。

081

創造的な教育プロジェクトの推進状況について、フランス語学専攻では、「フランス語教授法研究会」への院生の組織的参加、仏専協での院生の交流拡大、TCF導入やデジタル化にともなう創造的対応を、今後3年間を目途に推し進めるべく努力している。

日本語教育専攻

現状の説明

074

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連について、日本語教育専攻は、項目006の現状の説明で記したように、研究能力と教材開発能力をそなえた日本語教員の養成に向けての教育と訓練を行うことを目的に設置された。そのために、学問的練習を経、教育経験豊富な専任教員が配置されている。詳細は『大学院案内』『大学院の手引』を参照されたい。

075

「広い視野に立って清深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性について、日本語教育専攻では、外国語教授法、第二言語習得論、日本語文法、語彙・意味論、教材開発、授業分析、中間言語研究、評価・測定法、異文化間コミュニケーション、音声学、スクール・カウンセリング等多岐に渡る分野で授業が開講され、大学院生は広い選択の可能性を持ちつつ履修することができる。さらに演習において各自の専攻分野での研究指導が行われている。かくして、広い知識と専門性の向上が図られている。詳細は『大学院の手引』を参照されたい。

076

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性について、日本語教育専攻は博士課程を設置していない。

077

学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係について、本大学学士課程には主専攻相当の日本語教員養成課程科目が設けられている。そのうち、「日本語文法論」「日本語研究概論」「日本語学」「日本語語彙・意味論」「日本語の仕組み」は大学院開設科目「現代日本語論 文法」「現代日本語論 語彙・意味」に、「日本語教授法 Ⅰ」「日本語教育論」「日本語教育実習」等は大学院開設科目「外国語教授法総論」「第二言語習得論」「技能別指導演習 Ⅰ」「教材開発演習 Ⅰ」「授業分析演習 Ⅰ」「中間言語研究演習 Ⅰ」に、「言語学」「情報・コミュニケーション研究特殊講義 コーパス言語学入門」は大学院開設科目「情報工学」「評価・測定演習」「統計処理演習」に、「文学」「日本語史」「現代文化論」「日本文化・芸能論」等々には大学院開設科目「日本語言語生活研究」に、「日本語音声学」は大学院開設科目「日本語スピーチクリニック演習」に、「異文化間コミュニケーション論」は大学院開設科目「異

文化間コミュニケーション演習」に、「心理学」「人間関係とカウンセリング」は大学院開設科目「スクール・カウンセリング」に対応し、その基礎科目の役を果たしている。

以上のごとく、日本語教育専攻の教育・研究は学士課程の日本語教員養成課程の教育を深化し、高度化したものと考えられる。これについて現在まで、特に問題等は生じていない。

078

修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係については、日本語教育専攻には博士課程がないため該当しない。

079

博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性については、日本語教育専攻は一貫制でないため該当しない

080

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性については、日本語教育専攻には博士課程が設置されていないため該当しない。

081

創造的な教育プロジェクトの推進状況について、日本語教育専攻の授業は基本的に講義・演習・プレゼンテーション・グループワークの複合形式で進められる。大学院生は各専門分野の教員の指導のもと「特定課題研究」を行い「個別演習」に参加する。それ以外に、全大学院生、全専任教員出席のもとに隔週毎に行われる研究発表・討論会への参加が必須とされる。これは土曜日 13 時 15 分から 17 時頃迄続く「日本語教育実践演習」である。ここでは大学院生が問題を提起し、議論をたたかわせ、解決策を模索する。教員も一員としてそれに参加し、解決策を見出すことに努める。理論的思考力、実践的能力の養成のため最良の場であると共に、創造的教育プロジェクトが実践されている場であると考えられる。

082

国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性について、日本語教育専攻では、他大学等と単位互換を行っていないが、現在まで特に問題等は生じていない。

083

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮について、日本語教育専攻では、社会人の積極的な受け入れ体制をとっている。ただし、社会人であっても本専攻に入学が許可されるものは、現在のところ原則的に日本語教育実務の経験者ないし日本語教育能力検定試験合格者、大学において日本語教育関連科目の所定の単位を取得し

たものであるため、特別の教育課程の編成を行っていない。ただし、社会人が多く在籍するため、時間割では特別の配慮がなされ、専任教員の授業は土曜日を除き、5時限（16時45分開始）以後に組まれるよう定められている（やむを得ない場合に限り、4時限もあり得るが、原則的には避けられる）。よって、社会人として勤務しつつ、本専攻に学ぶ可能性はある程度保証される。

外国人留学生に関しては、必要に応じて、学士課程の日本語教育関連科目を一年間集中的に学ばせる指導を行っている。

084

社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況について、日本語教育専攻は項目 083 で述べたように、社会人である現職の日本語教員の再教育を目的の一部として設置され、それに対応する教育・研究が実施されている。

085

カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合について、日本語教育専攻の日本語教育特殊演習に含まれる「技能別指導演習」「教材開発演習」「授業分析演習」「中間言語研究演習」等においてケース・スタディが実施されている。また、項目 081 で記したような隔週毎に研究発表・討論会を全専任教員、全大学院生出席のもとに行っている。それはディベートの練習そのものといえよう。「日本語言語生活研究」では、夏期集中講義のかたちで毎年フィールドワークが行われる。2005年度は岩手県遠野で実施され、2006年度は山形県鶴岡市で行われる。以上から、本専攻におけるこれら授業科目が占める割合は高いと考えられる。

086

高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況について、日本語教育専攻では「スクール・カウンセリング」においてこの面が一部触れられるのを除き、特別の授業科目は開設されていない。

087

高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性について、日本語教育専攻では、学内奨学金、図書館の利用、各人それぞれがパソコンを利用することが可能な共同研究室、コピー室、コピーの無料利用券など適切な形で実施されている。大学院の教育内容の水準の維持は、教員自身の日々の研究と教育上の実践によって支えられる。研究はその成果が論文として公表されることによって水準が維持され、また、向上される。本専攻は『日本語教育紀要』を創刊し、教員は学生に論文を発表するよう呼び掛けている。2005年度の創刊号は大学院生の一部のみならず、教員全員が論文を執筆した。

088

高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定について、日本語教育専攻において修士論文に相当するものが「特定課題研究」であることをまず記しておかなければならない。「特定課題研究」は項目 081 で記した、隔週毎に行われる「日本語教育実践演習」での発表・討論を経、かつ、「個別演習」で論文作成の指導を受けて完成に至る。それは発表会を経て、主査、副査によって審査される。修了認定は授業科目の評価と「特定課題研究」でなされた成果の質を考慮し、かつ、口頭試験を経て行われる。

089

学外での経験・活動等を単位認定する際の、認定単位の適切性について、日本語教育専攻では学外での経験・活動等を単位認定する制度はないが、現在まで特に問題等は生じていない。

090、091、092、093

学部に基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性、連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方策の適切性、複数の異なる大学の大学院課程からなる連合大学院における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性、研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性について、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

094

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性について、日本語教育専攻では、「特定課題研究」が修士論文に相当し、それは項目 088 で記した通りの手続きによって審査される。従って、教育課程の展開、教育・研究指導は適切に行われていると考えられる。

095

学生に対する履修指導の適切性について、日本語教育専攻では入学時に教員の専門分野の詳細な説明を行い、大学院生の希望研究分野を聞き取り、それにあわせて、指導教員をあて、直接的な履修指導を行っている。大学院生には履修計画表を作成させ、指導教員が承認を与える。また、隔週毎に行われる「日本語教育実践応用演習」の発表・討論において、研究の進捗状況は全専任教員のチェックを受ける。以上から見て、履修指導は適切に行われていると判断する。

096

指導教員による個別的な研究指導の充実度について、日本語教育専攻では、指導教員は大学院生と密接に連絡をとり、個別指導を行っている。「個別演習」は秋学期から開始され

るが、そこで週一回論文の書き方が具体的に指導される。その他、授業外でも適宜指導がなされており、充実度は高いと判断している。

097

複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化について、日本語教育専攻では、隔週毎に行われる「日本語教育実践演習」では全専任教員が出席し、複数指導の体制をとるが、各大学院生には必ず一名の指導教員が割当てられ、その指導のもとに「特定課題研究」がなされている。よって、教育研究指導の責任は明確である。

098

教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性について、日本語教育専攻では、「日本語教育実践演習」を通年で行っている。その行い方は項目081で記したので参照されたい。よって措置は適切に行われている。

099

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策について、日本語教育専攻は、変更希望はまだ出現していないが、特段の事情がない限り、これを認めていない。

100

才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導體制の整備状況について、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

101、102、103

医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度、医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性、「連携大学院」における、体系的な研究指導等を確保するための方途の適切性について、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

074

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連について、日本語教育専攻は目的に沿った教員を配置しているとはいえ、日本語研究、日本語教育研究は実に広汎な分野であり、これを全てカバーできるに至っていない。また、他研究科・他専攻との共同作業の必要性は痛感されていても、実行には至っていない。

075

「広い視野に立って清深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性について、日本語教育専攻はその目的へ適合していると考えられる。

081

創造的な教育プロジェクトの推進状況について、日本語教育専攻の「日本語教育実践演習」では慣れない大学院生にはやや厳しいと思われる批判・批評がくわえられ、要請がなされていることがある。これが長所ともなっているが、批判・批評の後に懇切な指導を行わなければ教育の実があがらないことを心しなければならぬ。

082

国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換方法の適切性について、日本語教育専攻では、他大学等と単位互換を行っていないが、将来的にはそれは必要であり、制度的に他大学院と互換できる科目数・単位数を今後慎重に検討していく必要があると認識している。

083

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮であるが、専任教員は5時限以後に授業を行うよう原則的に定めていても、他専攻に所属する教員の授業までこの原則で縛るわけにはいかない。そのため、他専攻の教員によって行われる、例えば、「第二言語習得論」などが午前中に編成され、社会人として働く大学院生が選択することが出来ない事態が招来されている。

084

社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況について、日本語教育専攻は、社会人を積極的に受け入れているところが評価できる。ただし、今のところ、社会人のために特化された授業はない。

085

カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合であるが、日本語教育専攻ではそれが占める割合は高く、現在のところ適当と判断される。

086

高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況であるが、日本語教育専攻で教育上の倫理を専門的に教育する授業科目がないことは問題点として残される。

087

高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性であるが、日本語教育専攻において他大学、研究所と積極的に交流し、研究・教育水準を高める努力をしていないのは問題点として残される。

088

高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定であるが、日本語教育専攻では、現在のところ、特に問題点を見出すことはできないが、「特定課題研究」として書かれた論文が直ちにレフリーによって審査され、学会誌に掲載されるような質を持つように努力したいと考えている。

089

学外での経験・活動等を単位認定する際の、認定単位の適切性について、日本語教育専攻ではこのような認定を行っていないのは問題として残される。

094

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性であるが、日本語教育専攻ではこれらは適切に行われているものと考えられるが、問題点は指導教員の教育・研究指導の過重負担にある。その原因は学部における担当コマ数の多さと共に専任教員の少なさにある。

095

学生に対する履修指導の適切性であるが、日本語教育専攻では履修指導は適切に行われているが、専任教員が4名であることは連絡の緊密さ等プラスの面もあるが、教員の負担増にもつながっている。

096

指導教員による個別的な研究指導の充実度について、日本語教育専攻では専任教員1名に対し指導する大学院生は、2005年度では1.75名、2006年度では1.5名である。ただし、希望者は日本語教育学部門に集中する。日本語教育学部門に教員の増員が必要である。大学院担当教員の授業科目の内容は『履修の手引』に掲載されているが、その内容は必ずしも新しい入学者に良く理解されているわけではない。個々の教員と新入学者との話し合いの場を制度的に設定する必要があるかもしれない。

097

複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化であるが、日本語教育専攻において明確である。ただし、日本語教育学部門の指導教員に過重な負担がかかっていることは問題として残される。

098

教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性について、その措置として日本語教育専攻で行われている「日本語教育実践演習」は特色ある授業であり、大学院生にも好評である。ただし、大学院生の関心を越えて、教員間のみの討論に陥る危険性ははらむ。教員は自分の発言が大学院生の教育・研究にいかなる有益な示唆を与えられるか、みきわめていかなければならない。また、研究成果を積極的に学会誌に投稿する態度が、大学院生に欠けているのも問題である。教員はもっと積極的に質の高い著作の発表に取り組むべきである。

099

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策であるが、日本語教育専攻では、もし変更希望がでてくるなら、早速必要な措置をとる用意がある。

将来の改善・改革に向けた方策

074、075

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連、「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性について、日本語教育専攻では、多岐にわたる専門分野のうち、特にニーズの多い日本語教育学部門において今後数年を目処に適切な人事を行い、社会の要請に応えるべく努力をする必要がある。

経済学研究科（経済・経営情報専攻）

現状の説明

074

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連について、本研究科は第1章(項目006)で述べた理念・目的に基づく教育目標を設定しており、それはすべて、学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、及び同第4条第1項に準拠しており、特に問題はないと判断している。また、本研究科の特色については『大学院案内』25ページを参照されたい。

075

「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性について、本研究科博士前期課程の教育課程と教育理念・目的との関連は以下の通りである。

今後の日本経済と世界の新たな関連を展望し、国際的な視点を機軸に据えた教育・研究

体制の確立と、新時代に即応しうる高度な知識と技術を備えた優れた経済人の育成をめざす。そのために本研究科博士前期課程は、経済学・経営学・情報科学をそれぞれ分離したものとしてではなく、三位一体化したものとして教育課程に組み込んでいる。すなわち、経営科学群（経営学分野 8 科目と会計学分野 9 科目）と情報科学群（統計学分野 2 科目と情報分野 9 科目）の 2 群を広い意味での経営情報科学としてとらえ、これを経済科学群（理論・歴史・経済政策・財政学・国際経済の 5 分野 27 科目）への補強併設科目群としているところに、本研究科博士前期課程の大きな特色がある。したがって本研究科博士前期課程は、従来の大学院教育を特徴づけてきた縦割りの教育課程の編成ではなく、むしろ横割りの柔軟な編成に重点をおいているといえよう。その意味から、とくに 経済・経営情報専攻という専攻方式の徹底と、 地域研究の充実（ここでいう地域とは、従来の意味での単なる「地方」ではなく、国内はもとより国外にまで領域を拡大した、いわば国境を越えたグローバルな視野に立った「地域」を意味している）、開かれた大学院、の三つを教育目標として掲げている。

また、社会人を対象とした情報人材育成のための情報専修コース（1 年コース）も設けている。

なお、担当教員一覧、科目開講状況一覧など、詳細は『大学院の手引』を参照されたい。

076

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性について、本研究科博士後期課程の教育課程と教育理念・目的は以下の通りである。

経済学研究科博士後期課程の基本的な教育課程は、上述した博士前期課程の横割りの教育課程を前提としつつ、さらに高度な専門研究レベルに対応すべく、経済学群（理論・歴史・政策）と経営情報科学群（経営学・情報・会計学）の 2 大分野に整理・統合されている。本研究科の専攻を「経済・経営情報専攻」とする所以はまさにここにある。また同時に、21 世紀における社会的責務として、外国人留学生、とりわけ環太平洋圏諸国・諸地域からの留学生に対して、いわゆる「開かれた大学院」をめざしていることも、本研究科博士後期課程の大きな特色の 1 つである。

なお、担当教員一覧、科目開講状況一覧など、詳細は『大学院の手引』を参照されたい。

077

学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係について、博士前期課程の教育内容は、その発足当初より経済学部の教育内容をふまえて形づくられており、前述した博士前期課程の教育理念・目的と教育課程との関連（とくに経済学・経営学・情報科学の三位一体化と横割りの柔軟な編成）も、経済学部における教育理念・目的と教育課程を前提として構想されている。

078

修士課程（博士前期課程）における教育内容と、博士課程（博士後期課程）における教育内容の適切性及び両者の関係について、経済学研究科博士後期課程の教育課程は、前述のごとく、博士前期課程の横割りの教育課程を前提としつつ、さらに高度な専門研究レベルに対応すべく、経済学群と経営情報科学群の2大分野に整理・統合して形づくられている。後期課程担当教員も前期課程に比べ少数であり、したがって開設科目も少ない。つまり、後期課程と前期課程との関係は「総二階建て」ではなく、いわゆる「お神楽式」である。

079

博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性について、本研究科は一貫性の教育課程を導入していない。

080

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性について、学生は、入学時に研究計画書を提出し、1年次の終了時に年次研究報告書をまとめる。2年次は、研究の進捗状況に応じて、年次研究報告書ないし博士論文研究計画書を提出する。3年次以降、博士論文の執筆に着手する学生は博士論文題目届・中間報告書を提出し、中間報告会に臨む。その後、博士論文を執筆し論文の最終審査を経て学位が授与される。論文執筆に取り掛からない場合は年次研究報告書を毎年提出する。博士後期課程入学後9年以内の場合は、課程制博士課程の論文審査のプロセスによって学位を請求することが出来る（『大学院の手引』13～19ページ参照）。

081

創造的な教育プロジェクトの推進状況について、現状において本研究科に該当するものはなく、問題等は生じていない。

082

国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性について、学則では、「学生は、本大学院と協議を行なった他の大学院において、その授業科目を履修することができる」とされ（大学院学則第12条）、また、この規定によって「履修した科目の修得単位および学生が研究科委員会の承認を得て外国の大学院に留学して修得した科目の単位は、10単位を超えない範囲で、研究科委員会の議により必要単位数に充当することができる」と定められているが（同条第2項）、経済学研究科ではいまだこれを利用した例は無い。

083

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮について、現状は以下の通りである。

(1) 社会人に対する教育課程編成や教育指導の配慮

2004 年度より昼夜開講制（平日 6 時限目及び土曜開講）と入試における社会人特別選抜（研究計画に基づく口述試験）を実施し、有職社会人履修を可能とする措置を講じた。昼夜開講制に対応して、平日 6 時限目及び土曜日に時間割を張り出す担当教員をふやすために、大学院担当教員の全員隔年ローテーション化も 2006 年度より実施して社会人大学院生の履修の便宜をはかっている。

(2) 外国人留学生に対する教育課程編成や教育指導の配慮

外国人留学生に対する配慮は以下のようなものがある。

入試においては、外国人留学生の場合、外国語の試験について英語等の代わりに日本語の試験科目とすることを認めており、さらに日本語能力不足の者に対しては学部の日本語科目の履修をするよう勧めている。また指導教授のレベルでのバックアップにも力を注いでいる。

奨学金（「獨協大学大学院奨学金規程」参照）や授業料減免（「外国人学生授業料減免審査基準」「外国人学生の授業料減免の施行に関する細則」参照）の制度もあり、枠一杯の利用が続いている。

留学生に対しては、大学院課ならびに国際交流センターが授業、奨学金、生活、情報交換その他諸々のケアを行なっている。また留学生同士、学生同士の交流を図るための各種イベントなども企画、運営している。

084

社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況について、本研究科はそのような形の教育研究を実施していない。

085

カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合について、ケース・スタディ、フィールド・ワークを含む研究が多くなってきているが、現在のところ各演習指導教員、院生個人の取り組みにゆだねられており、実態は把握しきれていない。

086

高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況について、本研究科のカリキュラムには、そのような科目は配置されていない。

087

高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性について、本大学院では、高度な専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途として、「日本学生支援機構奨学金」の他に「獨協大学大学院奨

学金」「獨協大学大学院応急奨学金」を設けている。また、研究科の共同研究室、コピー室、またそのコピーの無料利用券なども提供しており、大学院生の学会発表者には交通費の半額を補助している。

088

高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定について、本研究科では、高度な専門職業人養成機関に相応しい修了認定を行っている。修士号の授与にあたっては、各科目において試験、レポート、論文などを課し、また修士論文については、修士論文中間報告会を経て、複数の審査委員による論文審査、最終口頭試験を行うことによって適切に修了認定を行っている。1年コースの「特定課題研究」においても、修士論文の審査過程と同様の手続きがなされている。これについて現在まで特に問題等は生じていない。

089

学外での経験・活動等を単位認定する際の、認定単位の適切性について、本研究科はそのような経験・活動等を単位として認定していない。

090、091、092、093

学部に基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性、連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方策の適切性、複数の異なる大学の大学院課程からなる連合大学院における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性、研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

094

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性について、教育指導・学位論文の作成指導の概略は以下の通りである。

博士前期課程1年目は指導教員の演習及び授業科目のみならず、他教員担当の関連科目を修得することを通じて、視野を広く持った基礎的な学習に従事させる。同時に他方では、指導教員の指導のもとで、修士論文題目の決定がスムーズに出来るようにし、両者の有機的かつ円滑な教育指導が行きわたるように配慮する。

修士論文の作成指導については、演習担当教員（主査）による指導を主とし、副査がこれを補佐する方法をとっている。なお論文執筆に先立って、全院生を対象に修士論文執筆のための、書式、形式、内容、標準枚数などのガイダンスを研究科主事が行っている。修士論文の内容として、ケース・スタディ、フィールド・ワークを含む研究も多くなってきているが、現在のところ各演習指導教員、院生個人の取り組みにゆだねられている。今後、何らかの支援措置が必要であろう。

修士論文について中間報告会（9月下旬）を開催しており、これに向けて指導を行っている。中間報告会后すぐに副査を決定し、副査の指導は中間報告後に行われる。作成された修士論文は12月上旬に一次提出させ、主査・副査が論文審査及び指導を行う。そして、1月中旬の論文最終提出、最終審査会を経て合格者には学位が授与される。

095

学生に対する履修指導の適切性について、年度初めに行われるガイダンス、演習及び通常の授業科目の内外を通じて、学生の履修指導は十分に行われていると思われる。

096

指導教員による個別的な研究指導の充実度について、指導教員は授業内・外を問わず、常に大学院生とのコミュニケーションを図り、個別的な研究指導を行うことにより、充実を図っている。演習指導教員の個別的な研究指導は、全体的に献身的な程、演習指導に力を尽くしている。

097、098、099、100、101、102、103

複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化、教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性、研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策、才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況、医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度、医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性、「連携大学院」における、体系的な研究指導等を確保するための方途の適切性について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

075

「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性について、本研究科の大きな特徴として経済・経営・情報の分野が合体、融合した組織になっているが、これは長所であるとともに、いくつかの問題点もかかえている。詳しくは、関連する各所で説明するが、ここでは、授業科目の配列や区分が明確な教育目的や教育研究分野の近年の進展状況を必ずしも十分ふまえてなされているわけではなく、便宜的になされているにとどまっていることを指摘しておく。

また、前期課程には、ながらく休眠科目（担当教員不在科目）があり、また科目名の不適切なものも目立っていた。そこでまず、前期課程設置から11年を経過した2001年に、情報部門の科目名を大幅に変更した。そして2004年には、科目見直し、休眠科目の解消（大

学院担当教員の新規任用)を行った。今後も、時代状況の変化に対応した科目名の改正、科目の統廃合、あるいは新科目の追加、さらには教育目的や教育研究分野の近年の進展状況をふまえた授業科目の配列など、大幅な見直しが必要と思われる。

076

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性について、博士前期課程の横割りの教育課程を前提としつつ、さらに高度な専門研究レベルに対応するという理念を生かしつつ、さらに高度な専門研究レベルに対応する教育組織をつくりあげることが求められている。そのためには、後期課程担当教員の増員が必要である。その他、科目名の改正、科目の統廃合、あるいは新科目の追加などを行うことが必要と思われる。

077

学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係について、前述の教育課程における経済学・経営学・情報科学の三位一体化、横割りの柔軟な編成という特色は長所として今後も生かす。とくに情報系が経済経営系の研究科にビルドインされているのは全国的にもさほど多くはないと思われるので、その特色を生かす途を追求することが必要である。このような「三位一体化」「横割りの柔軟な編成」は長所ではあるが、他方ではそれぞれの専門分野の充実にも力を注ぐ必要がある。このことは大学院入学者のニーズとの関連で望まれる。両者を同時に実現するための方策を検討していくことが重要課題であると認識している。

078

修士課程(博士前期課程)における教育内容と、博士課程(博士後期課程)における教育内容の適切性及び両者の関係について、現状の説明で述べたような特長はそれ自体長所であるが、後期課程担当教員が少ないことは後期課程に進学する大学院生のニーズに応える上で、問題を含んでいる。

082

国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性について、経済学研究科では現在のところは行なってはいないが、今後の改革の課題として検討中である。

083

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮については、社会人大学院生の履修上の一層の便宜をはかる上では、履修希望科目が必ず履修できるように改善措置を講ずる必要がある。例えば、大学院担当教員全員に平日夜間及び土曜日開講を予定してもらい、履修希望がある場合は開講する、など。ただ、その場合、一般大学院生

の履修に不便を来さないような措置も講ずる必要があるので、大学院生と協議をしながら具体的な改善措置をはかることが肝要である。

留学生については、日本語能力向上に努力しているものの、修士論文執筆の上では、一層の取り組みが必要である。

また、奨学金や授業料免除の枠一杯の利用がなされ、もっと広げてほしいとの要望がでている。

094

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性について、長所としては、中間報告会及び最終審査会が公開で（大学院担当全教員及び全大学院生に）行われるため、透明性が高かれるだけでなく、修士論文を執筆する大学院生にとっては良い意味での緊張感をもたらし、また、翌年度修士論文を執筆する1年生にも大きな刺激と参考になっている。

問題点としては、以下の点が指摘される。

中間報告段階での報告内容が概して低レベルのように見受けられる。大学院生の取り組みの安直さにその根本原因があるものと思われるが、そうであればこそなおさら、教員の指導のあり方が問われるべきであろう。

現行の最終審査会は審査としては極めて不十分である。審査会なのか発表会なのか、性格があいまいである。発表会的な場とすると、その後の審査は形式的になりがちで、とくに副査は十分な意見を表明しにくい。

また、現行の主査・副査制度にも問題がある。副査が中間報告会后に演習指導教員とともに指導をも行うことになっているが、副査本来の任務は審査にあるはずである。指導しながら審査を行うのは客観的な審査を行う上では問題をはらむ。演習指導教員以外の大学院生に対する指導は、本来、修士論文のテーマと比較的近い教員が授業等を通じて日常的におこなうべきものである。

095

学生に対する履修指導の適切性について、修士論文テーマの設定とそれに基づく研究が遅れがちな学生に対しては、演習指導教員の修論テーマ関連科目の履修指導が対応して遅れがちになる。

096

指導教員による個別的な研究指導の充実度について、留学生の日本語能力の水準が低い場合は、修士論文の内容以前に日本語能力の向上のための指導に時間も費やされがちである。日本語能力向上のための改善措置は別記する。

修士論文の指導は中間報告会までは各演習指導教員に委ねられている。今少し、関連分野の教員が通常の教育を通じても大学院生の論文執筆の進展状況や内容を知りつつ、関連

分野の立場からのコメントや教育指導がなされることが必要であろう。

それについては、複数教員共同の授業科目（共同講義）や合同演習などの採用も検討して行きたい。共同講義や合同演習を通じて、大学院生の側では修士論文テーマに近い専門分野を計画的に履修する上で改善がなされ、教員の側でも論文作成前から「複数指導」の実があげられる利点があると思われる。ただ、実施するにはいくつか克服すべき課題がある。

将来の改善・改革に向けた方策

083

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮について、改善・改革の方策は以下の通りである。

社会人の教育について

知識欲旺盛な社会人の大学院入学は一般の大学学部進学者（留学生を含む）に対して大いに啓発効果を持つ。ただ、大学教育から離れて久しい社会人の場合、学术论文の書き方を修得するのは容易ではないので、十分な指導と訓練を施すべく努める。

留学生の日本語能力向上のために

個々の演習担当教員の指導だけでは限界があるので、何らかの具体的措置が必要である。例えば、日本語の一般的な経済学関係書講読授業を設け、履修生には頻繁に日本語レポートを課し、それに基づく質疑応答を行い、教員との間及び大学院生どうして議論できるだけの力量を目指す。そして、修士論文執筆の前提条件としても、必要最小限の日本語論文の要件を満たせる論文執筆能力を身につけさせる。具体的方策として、大学院担当教員は当該年度において受講生がいない場合、複数体制で論文指導を担うこととする案を検討している。

094

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性について、最終審査会の問題点を改善するために、最終発表会に先立ち、大学院生が主査・副査の前で論文の主旨を述べ、主査・副査が十分に質問する（口頭試問形式の）機会を設け、その後、全教員・大学院生の前で最終発表会を行う。その上で、主査・副査は入念な審査と合議を経て合否案を作成する、という方策案を検討中である。

法科大学院

(法務研究科法曹実務専攻)

現状の説明

074

大学院研究科の教育課程と各研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、専門職大学院設置基準との関連について、法務研究科は、学校教育法第 65 条第 2 項の「専門職大学院」として設置されており、教育課程等は、専門職大学院設置基準に適合するように、編成・構成されている。

学校教育法第 65 条第 2 項は、「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。」と規定し、それを受けて、専門職大学院設置基準第 2 条は、「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」とし、さらに教員組織、教育方法等、課程の修了要件、施設及び設備等について定め、そして第 6 章に「法科大学院」に関する定めを置いている。

本研究科は、ここにいう「専門職大学院」としての「法科大学院」に該当するものであり、獨協大学大学院学則第 3 条の 2 第 3 項に基づき「法務研究科専門職学位課程」として設置されている。そして、獨協大学法科大学院学則第 2 条は、「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする」と規定し、それを受けて獨協大学法科大学院履修規程を定めているが、本研究科は、教員組織、教育方法等、課程の修了要件、施設及び設備等、さらに専門職大学院設置基準第 6 章の「法科大学院」等の諸条項・基準のすべてに適合するものとして設置認可され、完成を迎えたところである。この間に、文部科学省の大学設置・学校法人審議会大学設置分科会による法科大学院設置後における設置計画履行状況実地調査を受けているが、設置基準等に適合しないという指摘は受けておらず、改善を求められるような指摘も受けていない。

075、076、077、078、079、080、081、082、083、084

「広い視野に立って清深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性、学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係、修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係、博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性、課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プ

プロセスの適切性、創造的な教育プロジェクトの推進状況、国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性、社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮、社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

085

「カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合」について、現状は以下のとおりである。

法務研究科においては、原則として双方向・多方向型の授業を実施することとされており、ほとんどすべての授業科目において、ケースメソッドないしプロブレムメソッドによる双方向・多方向型授業、あるいは原告班、被告班などに分かれて行うディベート形式の授業が実施されている。また、フィールドワークとしては、実際の法律相談を傍聴するとともに、当該の事件を素材としてゼミを行うリーガル・クリニックを必修科目とし、また、受講者が担当弁護士受任の事件の補助者として、その監督のもと、実際に法律相談を行ったり、書面の起案や交渉を行ったりするリーガル・クリニックを選択科目として実施しているほか、弁護士業務以外の法律関係業務を体験するエクスターンシップを開設している。

なお、1年次配当の科目や選択科目の中には、科目の性質上および配当年次から、講義形式を主とする科目も存在するが、これらにおいても、適宜ディベート形式を取り入れたり、事前配布した設例問題について質疑応答形式での授業を実施したりしており、純粋に講義のみの授業科目は存在しない。

086

「高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況」については、独立の授業科目として、2年次秋学期1クラスおよび3年次春学期1クラスに法曹倫理（2単位）を開設している（カリキュラム改正により、1年次春学期に配当換え予定）。また、クリニックでは、守秘義務を中心として受講に際して不可欠の法曹倫理を含む事前講習受講が義務づけられており、また、受講者が実際の事件に携わることから、高度専門職業人としての倫理観を肌身で感じるよい機会ともなっている。

087

高度職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性に関しては、法科大学院専任教員全員を委員とするFD委員会を原則として毎月1回開催し、教育内容や方法について意見や情報の交換をしているほか、同委員会のもとに、公法、民事法、刑事法、法曹実務の4部会を設け、部門ごとに教育内容や方法についての意見交換、教材開発などを行っている。また、学外の研修会等にも可能な限り教員を派遣し、その成果を報告書として提出させて、FD委員会で回覧するとともに事務室に備え付け、研修の成果が教員全体の共有財産となるようにしている。

また、項目 108 でも述べるが、教員の相互授業参観を定期的を実施し、ピア・レビューを行うとともに、授業参観報告書を FD 委員会において回覧して、専任教員全員で検討するなど、教育内容・方法の水準維持および向上に努めている。

本法科大学院は本年度が完成年度であるので、修了認定の実施はこれからである。そこで、以下では、修了認定にいたる要件と手続きについて現状を説明し、その点について点検・評価を行なうことにする。

088

高度職業人養成機関に相応しい修了認定について、本法科大学院においては、「法科大学院授業科目年次（学期）配当表」、「法務研究科専門職学位課程法曹実務専攻授業科目」に記載のとりの単位数の取得により修了することができるものとしている。そして、3 年次秋学期定期試験終了後に修了判定教授会を開催し、修了予定者一人一人について修了要件の確認を行なったうえで、修了認定を行なうこととしている。また、本法科大学院は、必修科目については単位認定保留制度を採用し、単位認定保留者については補講や課題、あるいは再試験を課して、その成果により単位を認定できるようにしていることから、その該当者については、修了認定を保留し、補講・再試験等の結果により修了要件単位の認定を受けた者につき、再度修了判定教授会を開催して修了認定を行なうこととしている。

なお、本法科大学院は、進級制度をとっていないため、1 単位も修得しないで最終学年に到達することが可能となっている。しかしながら、進級制度に代わるものとして、2 年次以降の配当科目について、「先修制による履修要件」（『学修の手引』7 頁参照）を設けており、法系ごとに一定の科目のうち一定の単位数を取得していないと、次段階の科目を履修することができないようにしている。これにより、法科大学院修了に相応しい実力を段階的に身につけた者だけが修了することができるようになっている。

また、本法科大学院においては、学期ごとの履修状況および成績等から総合的に判断し、「成績不良で修了の見込みが低いと考えられる者」等に対し、GPA を目安として警告または退学の勧告を行うこととしている。警告は、当該学期 GPA1.5 未満、あるいは必修科目について再履修後の成績が不可、という客観的基準によって発するものであるが、退学勧告については、2 学期連続して警告を受け、かつ、入学時からの累積 GPA1.5 未満を基準として、その該当者につき、学修意欲・態度、出欠状況、既修得単位数、今後の学修計画などについて個人面談を実施したうえで、熟考の機会を与えて再度個人面談を行ない、その結果、なお「修了の見込みが低い」あるいは「たとえ修了しても法律専門家として必要な水準に達しない」と判断される場合に、教務委員会の議により教授会に発議し、その議を経て発するものとしている（なお、退学勧告はあくまで“勧告”であって、退学するか否かは学生の意思に委ねられている）。

もっとも、実際の運用では、退学勧告基準に 1 度該当しただけで退学勧告を発することはなく、基準を満たした学生の状況に応じて、1～2 学期程度は猶予を与えている。そのため、退学勧告基準の該当者は毎学期 10 名程度であるが、現在までのところ、実際に退学勧告を発した例はない。これは、主として、4 学期以上連続して警告を受けそうになると、退学勧告を発する以前に自主的に退学ないし休学する例が多いことによると考えられる

(すべてが成績不良者ではないが、1期生である3年生は、入学者53名中すでに11名が退学し、1名が途中休学で2年生相当になっており、2期生の2年生は、入学者48名中2名が退学し1名が休学、3期生の1年生は2名が退学している)。

また、現在の警告および退学勧告基準は、選択科目を含めた全履修科目(実習科目を除く)のGPAを基準としているため、必修科目の成績不良を選択科目の成績でカバーし、警告ないし退学勧告の対象者となっていない学生も若干ではあるが存在する。この点も実際に退学勧告を発していない一因と考えられる。

089

学外での経験・活動等を単位認定する際の、認定単位の適切性について、本研究科では、学外での経験・活動等を単位認定するものとして、リーガル・クリニック・同、エクスターンシップを開設している。

クリニックは、守秘義務を中心とする法曹倫理およびリーガルカウンセリングの基礎技術・理論、マナー等に関する事前講習(2時間)、法律相談傍聴(10時間)とその後の担当弁護士とのディカッション(5時間)、クリニック・コーディネータ(本学実務家教員・弁護士)指導のクリニック・ゼミ(15時間)をもって2単位としている。実習および授業時間(事前講習およびクリニックゼミ)の合計は32時間であるが、相談に対する準備(受講者は前日までに相談内容の概要を知らされるので、どのような対応が考えられるか、シミュレーションをしておく必要がある)やゼミの準備、事後学習、報告書作成等に要する時間を含めて、実働時間は90時間程度となるようにしている。

また、クリニックは、東京弁護士会設置の2つの公設事務所(渋谷パブリック、北千住パブリック)または本学実務家教員の法律事務所に院生を派遣し、2名ないし3名1チームで、指導担当弁護士(1チームあたり1名ないし3名)の補助者として実際の事件に携わり、法律相談、被告人接見同行、文献調査や現地調査、訴訟関係その他法律文書の起案や示談交渉、法廷傍聴などを行なう実習30時間とその合間に本学専任教員も交えて行なうクリニックゼミ(合同報告・検討会)15時間、守秘義務等に関する事前講習2時間で構成されるもので、4単位としている。実習および授業時間(事前講習およびクリニックゼミ)の合計は47時間であるが、担当弁護士から指示された文献調査や起案等に必要時間は、実習時間の3~4倍程度あり、クリニックゼミのための準備時間や最終報告書作成に必要な時間を加えて、実働時間は180時間程度となるようにしている。また、クリニック

は、本学実務家専任教員の法律事務所でも、公設事務所でのクリニックと同様の内容で実施している。この場合、実習は、夏季休業期間中集中により、教員指導によるクリニックゼミを含めて2週間(実働10日間・80時間)となる。これについても、公設事務所でのクリニックと同様に、担当弁護士から指示された文献調査や起案等に必要時間(実習時間の3~4倍程度)およびクリニックゼミのための事前準備、事後学修、最終報告書作成に必要な時間を加えて180時間程度となるようにしている。

エクスターンシップは、法曹実務以外の異業種で法律に関連する業務を実習するものであるが、守秘義務・ビジネス・マナー等に関する2時間の事前講習と40~50時間の実習からなる。クリニックほどではないものの、実習時間外での準備を要する業務が多々ある

ため、これらを含めて、実働時間は 90 時間程度となるように依頼している。

090、091、092、093

学部に基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性、連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方策の適切性、複数の異なる大学の大学院課程からなる連合大学院における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性、研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

094

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性について、本研究科は、法科大学院教育課程の中核である法律基本科目群を中心として、実務基礎科目群、基礎・基礎法・隣接科目群、先端・展開科目群に分けて科目を配置している。そして、本法科大学院が法学未修者コース（3年課程）を標準としていることから、法科大学院入学前に本格的に法律学の学修をしたことがない者が3年間で法曹となるに相応しい基礎的な能力を段階的に身につけることができるよう、段階的に教育課程を編成し展開している。

すなわち、第1年次は、法律学の基礎的な学識・知識を中心に学ぶ段階、第2年次は、それらを使った法的な思考の仕方を中心に学ぶ段階、第3年次は、法的思考を的確に表現することを中心に学ぶ段階と位置づけ、それぞれの段階を経て徐々に、専門法曹となるに相応しい基礎的な能力が修得されるように配慮している。

具体的には、第1年次は、法律基本科目群のうち、憲法（計4単位）、民法（計10単位）、刑法（計4単位）、民事訴訟法（4単位）、刑事訴訟法（4単位）の5科目について、基本的な制度の枠組み、制度・規定の趣旨、原理・原則の理解とそれらと関連付けられた“思考のツールとしての”基礎概念の理解と修得に重点を置きつつ、第2年次の思考段階につながることを意識して、それらが具体的な事件や具体的な事件を簡略化した設例でどのように使われるかを検討し、議論を通じて実際に使ってみる授業展開を取り入れている。

これらに加え、法学未修者が以上の実定法科目を学修する際に必要な共通の知識や技能を修得するための基礎科目として、法情報調査（法律文書作成の基礎を含む）、法システム論、法解釈技法論を置いている（ただし、来年度以降、これらは「基礎演習（仮称）」として一本化される予定〔後述〕）。とりわけ、法情報調査は、実際の事件をモデルとした具体的な問題について、その法的な解決のために必要な文献・判例を調査・分析し、各種報告書を作成するものであり、これらの作業に最低限必要な法的知識を担当教員が補いながら行なう点で、法学入門的な意味合いを含みつつ、文献・判例の調査・分析の手法や技法、文書作成の技法などを学ぶものである。この点から、第2年次以降の「思考」、「表現」段階につながる基礎的な技能を修得するための科目として重視し、必修としている。

他方で、第1年次配当の実定法科目は、学識・知識修得を主眼としており、その性格上、理論的な面を重視した内容とならざるを得ない。そこで、実務基礎科目として、目指す法

曹像をイメージさせ、法律家の役割と存在意義を考えてもらうホームロイヤー論を置いている。

また、第1年次では、これら法律基本科目に加え、実定法をより広い見地から理解し、あるいは批判的に考察するための基盤を提供する科目として、法哲学・法制史などを基礎法群に、政治学、経済学、会計学、公共政策など法学と密接に関連する領域の科目、女性学およびマイノリティ論など、これからの法曹にとって必須の課題について考察する科目を隣接科目群に置いている。

第2年次は、法律基本科目であるが、第1年次開設の科目に対してやや応用に属することから、担保法（2単位）会社法（4単位）公法（行政法。2単位）など学識・知識修得段階に属する科目を置いているほか、並行ないし継続して思考段階が本格的に開始され、公法（春秋）民法（春秋）刑法（春）商法（秋）刑事訴訟法（秋）について、25名程度の少人数クラスによるディベート形式や問題演習形式の授業（演習。すべて2単位）が置かれている。これらの科目は、学識・知識修得段階で獲得した基礎的知識や考え方をツールとして、具体的な問題に関する議論を通じて法的思考の仕方を学び練磨し、そして、その過程で第3年次の表現段階へとつながる（口頭および文書による）思考表現方法の基礎を学ぶものと位置づけられている。これらの科目の多くでは、研究者教員と実務家教員とが共同して教材作成や授業内容の策定にあたり、共同授業を行ったりするなど、法理論面ばかりでなく、法実務を強く意識した授業を行なっている。なお、この点は、第3年次においても同様である。

また、実務実習科目であるリーガル・クリニックが開始されるとともに、そのベースを提供するロイヤリング、面接交渉論が開講される。また、法実務に関する基礎的な知識を修得するという意味では、学識・知識修得段階に属するが、第1年次を中心に修得した学識・知識の応用という点では思考段階に属する、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎が置かれている。

さらには、秋学期を中心に、先端的・応用的な法分野や法律問題を取り扱う先端・展開科目が開講される。これらの科目は、当該法分野の制度枠組みや基礎的な知識・考え方を修得するという意味では、学識・知識修得段階に属するが、その過程で、法律基本科目の学修によって獲得した学識・知識の再確認や再認識が含まれるし、さらにそれらを応用していくという意味で、思考段階にも属する。

第3年次には、思考段階に属する科目であるが、やや応用的な内容であることから、民法演習（担保・債権管理）同（民事訴訟）商法演習を置いているが、口頭および文書による思考の表現にも重点を置いた授業展開をしている。

表現段階の科目としては、公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習を置き、法分野の垣根を越える問題について、報告、討論、報告書ないしレポート提出（添削して返却ないし講評）を1サイクルとする授業を行っている。また、実務基礎科目として法律文書作成を置いている。

その他、より応用度の高い先端・展開科目を配置して、専門法曹として将来必要となるであろう最低限の知見を得ることができるようにしている。

また、以上3段階の総仕上げ的な意味合いも込めて、リーガル・クリニックを置いて

いる。これは、担当弁護士監督のもと、現実の事件に学生が補助的に携わるとともに、事後の検討に研究者教員が加わるものであるが、これにより、実際の法実務を知り、そしてそれを支える法理論を改めて見つめ、また実務を理論の面から批判的に考察し、反対に、法実務から法理論を批判的に検討する視点が養われる。また、未知の問題に対して既存の知識を活用して解決への道筋を発見する能力の育成や各種法律文書等の起案を通じて文章表現力を磨く訓練にもなっている。クリニックは、その性質上、履修にあたっては、実定法に関する基礎的な学力が十分であることを要求せざるをえないので選択科目としているが、以上の意味で準必修科目的なものと考えている。

095

学生に対する履修指導の適切性については、過剰な科目登録によって教育効果が低下し、学生が履修科目を掘り下げて修得することができない事態が生じないようにすべきであるとの配慮から、履修上限を設け、第1学期(1年次春学期)～第4学期(2年次秋学期)は各学期18単位を、3年次である第5～第6学期は各々22単位を登録上限と定めている(ただし、再履修科目については4単位まで上限を超えて登録できる)。

また、本法科大学院は、「地域密着型法曹」の養成を理念に掲げ、入学説明会等においてそれを強調し・面接試験においてもこの点を重視しているが、国際企業法務への従事や任官を希望する学生を排除するものではなく、「地域密着型(ホームロイヤー)」「地域密着型(地域の国際化対応)」の他にも、「裁判官型」「検察官・公設弁護士型」「企業内実務家型(中小企業法務)」「企業内実務家型(国際企業法務)」の履修モデルを提示し、必要と思われる科目を配置している。

「演習」「総合演習」「訴訟実務の基礎」「リーガル・クリニック」「エクスターンシップ」「特定課題の調査研究」については、一定の科目を履修済みであることを要件とする先修制を導入し、公法・民事法・刑事法・実務基礎科目群の分野毎に各科目を段階的発展的に修得できるように配慮している。また、展開・先端科目群についても当該科目の標準配当学期前までの法律基礎科目群総必修単位数の内50%以上を修得済みであることを定め、基本科目の履修を疎かにすることがないように配慮している。

法曹養成の任務を担う専門職大学院としての性格上、講義開始後はガイダンス的要素を極力抑え、初回講義から実質的な内容に入っていくため、1年生については、年度開始時の4月に、履修ガイダンスを実施し、主任教授が履修方法について制度の枠組みや注意点などを中心に詳細な指導を行なっているほか、2年生については、リーガル・クリニック

の履修日を選択させる関係から、前年度秋学期末に、演習科目の授業内容や方法、選択科目の概要と履修選択についての基本的な考え方などについてガイダンスを行なっている。また、各学期初めに、クラス担任教員(1年次は各クラス2名の4名、2年時以降は各クラス1名の2名ずつ)からも個別指導により各学生が抱く将来の法曹像に照らして適切と思われる履修科目の組み合わせ等、履修モデル図を参考に助言している。さらに、本法科大学院は、臨床法学教育を重視しているところ、2年次必修のリーガル・クリニック、3年次選択のリーガル・クリニックおよびエクスターンシップについては、別途、授業概要や授業の趣旨・目的・意義、履修上の注意点などについて、履修前年度の1月から2

月にかけて、それぞれの担当教員によるガイダンスを実施している（守秘義務等の事前講習とは別に実施される）。

本研究科は、成績不良の学生に対し、警告および退学勧告を発する制度を置いているが、その前段階として、研究科長および主任教授により、成績不良者全員（警告の目安である当該学期 GPA1.5 未満および、退学勧告の目安である2学期連続 1.5 未満かつ累積 GPA1.5 未満）に対して毎学期末に個人面談を実施している。その際、成績不良科目の担当者の所見を集約した個人別学修状況カルテを作成して、これを参考にしつつ、該当者の学修の状況や単位取得状況等に応じて、休業期間中の学修計画や学修方法のアドバイス、次学期の履修計画の見直しなどをアドバイスしている（なお、学生個人のプロフィールと単位修得状況、科目成績、GPA、当該学期の履修登録状況などを記したカルテは、全学生について作成している）。

096、097、098、099、100

指導教員による個別的な研究指導の充実度、複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化、教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性、研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策、才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況について、法務研究科は、法曹養成に特化した専門職大学院という位置づけから、研究指導を行うことを目的としていない。

101、102、103

医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度、医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性、「連携大学院」における、体系的な研究指導等を確保するための方途の適切性について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

085

「カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合」について、ケース・スタディ等の授業科目の割合という点では全く問題がないと考えるが、受講者の満足度は、講義主体科目のほうが高い傾向にある。この点は、受講者の他律的な学修観にもあると考えるが、双方向・多方向型授業を効果的に実施する具体的な方法について、教員に蓄積が十分でないことも大きな要因であろうが、これについては項目 087 および 108 で述べるとおり、すでに FD 委員会を中心としたさまざまな活動により、継続的・組織的に取り組んでいるところである。一朝一夕にできることではないので、今後も活動を継続していきたい。

086

「高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況」については、現行のカリキュラムにおいて、法曹倫理は、2年次秋学期および3年次春学期に開講している。これは、実定法に関する基礎的な学修を終えた後の履修が適切であると考えたことによるが、他方で、法曹倫理については、実定法の基礎的な学修と同時並行的に、あるいは実定法科目の中でも取り上げて学修するほうが効果的であるとの指摘も聞くところである。

087

高度職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性に関しては、このように、本研究科は、法科大学院として相応しい教育内容・方法の水準を組織的・継続的に維持し、さらに向上させるための仕組みを用意している。このような仕組み自体は、非常によくできたものであると自負している。

しかしながら、法科大学院制度は発足したばかりであって、そもそも法科大学院として相応しい教育内容・方法がどのようなものであるか、暗中模索、試行錯誤の連続であった。そのようななか、現状では、FD委員会の活動は、法科大学院における教育内容・方法についての意見や情報の交換にとどまっており、法科大学院として相応しい教育内容・方法の水準がどのようなものであるべきか、また、その水準に現状が達しているのかなどについて、踏み込んだ議論や分析・検討をするところには至っていない。

また、本法科大学院においては、本学学部所属教員や兼任教員による授業も多数開講されているが、FD活動の成果をこれらの教員に伝達する仕組みはあるものの、これらの教員を巻き込んだ活動にまではなっていない。そのためか、教育内容・方法の水準について兼任・兼任教員と専任教員との間で認識の差があるようにも思われる。

088

高度職業人養成機関に相応しい修了認定について、本法科大学院は本年度が完成年度であるので、修了認定の実施はこれからである。そこで、以下では、修了認定にいたる要件と手続きについて現状を説明し、その点について点検・評価を行なうことにする。本法科大学院の修了認定は、上述のとおり、適切な要件と手続きに則って行なわれており、高度職業人養成機関として相応しいものである。

また、修了認定に至る過程についても、成績不良にともなう警告および退学勧告制度は、GPAの数値をもって客観的に評価し、さらに、出席率や学修態度なども考慮して、「成績不良で修了の見込みが低い」とか「たとえ修了しても法律家として一定の水準に達しない」と認められる場合になされるものであるのため、修了認定の体制・手続においても適切に設定されていると考える。

もっとも、警告・退学勧告の客観的基準を全履修科目のGPAを基準としたのは、選択科目の学修も疎かにしないようにとの趣旨によるものだが、法科大学院である以上、あくまで法曹となるに必須の法律基本科目の学修が第一であるから、この点は問題であろう。

089

学外での経験・活動等を単位認定する際の、認定単位の適切性については、現状の説明のように、本学の実習プログラムにおける認定単位はいずれも適切である。もっとも、公設事務所でのクリニック については、受講者および担当弁護士から、現実の事件に携わる関係上、15 週では、学修に適切な事件を選択して、その事件が一通りの決着するまで十分な活動をするには不十分であるとの指摘があった。また、受講者の中には、(担当弁護士の好意により) 授業日以外の日や、夏季休業期間を利用して活動を継続した者もいたようである。この点は、本学実務家専任教員担当のクリニック でも同様の報告を受けている。この場合は、とりわけ夏季休業期間を利用して集中的に実施されるため、学生の取り扱う事件が短期に終結しそうなものに限定されること、それでもなお事件終結前に実習期間が終了してしまう場合が多いことなどの問題点が指摘されている。

また、エクスターンシップについては、学生による授業評価アンケートによると、委託先によっては、単なる見学や十分な指導なしに業務の割当てがされるなど、本法科大学院の趣旨が十分に伝わっていないことがあったようである。

094

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性について、本法科大学院の教育課程は、法学未修者が無理なく段階的に法曹として必要な基礎的能力を修得できるよう工夫されており、概ね適切に展開されていると考える。また、学生から見て、各科目群の相互関係、段階ごとの獲得目標が分かりやすい教育課程となっていると自負する。

しかしながら、他方で、本法科大学院の専任教員は、研究者 10 名、実務家 6 名と少ないため、とりわけ法律基本科目の演習について、科目展開のバリエーションが少なくならざるを得ず、たとえば、学生の興味・関心に応じて内容の異なる複数の演習を開設することが困難であるという問題がある。

また、先端・展開科目については、設置申請の段階では、専門特化型ではなく、ホームロイヤー養成という本法科大学院の目的から、ホームロイヤーとして将来必要となるような先端・展開科目について幅広く学修するほうが適切であると考え、2 単位科目として比較的多くの科目を開設することにしたが、その後、新司法試験の選択科目が決定され、本法科大学院の開設科目との関係で問題を生じた。すなわち、国際公法、私法系など、4 ないし 6 単位分の科目が開設されているものと、倒産法や労働法など 2 単位分しか開設されていない科目とが生じ、結果として、カリキュラムのバランスを欠くに至った。

さらには、本法科大学院では、とりわけ法学未修者を念頭におき、法学入門的な意味合いもあって、法システム論、法解釈技法論を設置しているところ、両者は法情報調査と重なる部分が多いこと、また、法学未修者として入学しながら、法学部出身であるなど法律学について相当程度の学修経験のある者が想定以上に多かったことなどから、受講学生からも担当教員からも、これらの科目の意義について疑問の声が寄せられた。他方で、法情報調査については、担当教員から、基本的な文献・判例調査・分析の手法と技法、報告書等の文書作成技法の修得という内容で 15 回では若干多すぎ、授業設計が難しい、また、法

科大学院で学ぶための（ひいては法曹として）必須の技能を身につけさせる科目として全員に十分な指導をするにはクラス人数が多すぎるなどの指摘があった。他の教員からは、演習科目において十分な文献・判例調査をできない（しようとしない）学生が多い、具体的な問題分析を通じて、適用されるべき規範を考えていく志向が弱く、規範決め打ち型で考えようとする学生が多いことなどから、法情報調査の意義が学生に十分に理解されていないのではないかとの指摘があった。

095

学生に対する履修指導の適切性については、現状の説明のとおり、本法科大学院における履修指導は、システムとしては非常に充実していると自負する。

しかしながら、学生の中には、自己の関心や興味、目指す法曹像などに従って主体的に履修選択をするよりも、新司法試験で有利とされる科目や、単位やよい成績をとりやすいとされる科目を優先して履修する傾向も見られ、また成績不良者の中には、自己の到達度や学力をあまり考慮せず、早期に修了単位を揃えようとして無理のある履修をする場合もある。

そのためにも、個々の学生に応じた履修指導が重要であると考え、クラス担任制を置くとともに、毎学期始めの履修登録に際して個別指導を行ない、学期中も随時個別面談を受け付けているのであるが、実際には、履修登録に際して担任の承認印を受けに来るだけの学生がほとんどであるように見受けられる。また、クラス担任制に対する学生の評価は必ずしも高くない。

将来の改善・改革に向けた方策

086

「高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況」については、問題点にあるような指摘を受けて法曹倫理の配当年次について検討したところ、担当者からは、本学がクリニックを2年次の必修としていることから、早期に法曹倫理を学修するほうが望ましい、法曹倫理の授業内容を工夫すれば、必ずしも実定法の基礎的な学修を終えている必要はないのではないか等の意見が寄せられた。そこで、来年度からのカリキュラム改正にあわせて、法曹倫理の配当年次を1年次春学期とする予定である。

087

高度職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性に関しては、3年間の経験の蓄積もでき、現状に対する専任教員間の共通認識もできあがりつつあることから、今後は、法科大学院として相応しい水準がどのようなものであるか、本法科大学院の教育内容・方法がこれに達しているか、現状を的確に分析し、達していないとすれば具体的にどのような方策をとるべきかなどについて、FD委員会での議論を深めていくとともに、兼任・兼任教員を巻き込んだ形でFD委員会の活動を行い、法科大学院全

体としてその教育内容・方法の水準の維持・向上に努める予定である。

088

高度職業人養成機関に相応しい修了認定について、本法科大学院は本年度が完成年度であるので、修了認定の実施はこれからである。そこで、以下では、修了認定にいたる要件と手続きについて現状を説明し、その点について点検・評価を行なうことにする。

法科大学院において目指されているプロセスとしての教育という観点からは、各授業科目において適切な教育を行なって適切な成績評価を行い、その積み上げによって修了認定が行なわれるのが理想である。したがって、各授業科目の教育水準の適切性、成績評価方法および基準の適切性をあらためて検証し、FD 委員会等の活動を通じて、適切な教育水準の確保と成績評価方法および基準の適切性を維持・向上させる努力を継続していきたい。

なお、この点に関連して、来年度からのカリキュラム改正に際し、先修制の強化（要件単位数増）、警告・退学勧告基準を必修科目のみのGPAに改めることなどが検討されている。

089

学外での経験・活動等を単位認定する際の、認定単位の適切性について、クリニックの認定単位数については、現在の実習時間がクリニックの目的を達するに十分であるか慎重に検討したうえ、委託先の渋谷・北千住法律事務所および本学実務家教員、受講者から実情の聞き取り調査を実施し、将来的には、適切な実習時間に見合う単位数に増加させる方向で検討中である。

エクスターンシップについては、委託先との綿密な協議を通じて、本法科大学院の趣旨を周知徹底し、適切な実習と単位数に見合う実習内容を実現してもらうよう強く働きかけるつもりである。

094

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性について、来年度からカリキュラムを改正する予定であり、これにより、問題点のかなりの部分が解消されるはずである。

第一に、演習のバリエーションが少ない点については、根本的な解決は、専任教員の大幅増員によるしかないが、現状でそれは困難であることから（ただし、民法研究者1名の増員は予定されている）、担当専任教員が複数おり、実務家教員の協力も得やすい民事法部門において科目の再編成を行なって対応する予定である。すなわち、相対的に重要度の低い民法演習（不法行為。2クラス編成）を廃止し、商法演習（商法総則・商行為。2クラス）を1クラスの商法総則・商行為として学識・知識修得段階科目とし、もともと民事法総合的要素の強かった民法演習（債権管理。2クラス編成）を表現修得・練磨段階に移すことにし、その代わりに選択必修の民事法総合演習（仮称）を複数設置することで（再編成分5プラス新規1に既存の総合演習 および を加えて8つを予定）、学生の興味・関心に応じた演習を多数開講し、学生が選択できるようにする予定である。

第二に、新司法試験選択科目にかかる開設科目については、そのすべてを重点化することは小規模法科大学院である本法科大学院としては困難であるが、ホームロイヤールとして十分な見識を有することが望ましく、また選択者が多いと予想される倒産法および労働法については、それぞれ「実務演習(2単位)」を増設して対応する予定である。

第三に、法情報調査、法システム論、法解釈技法論については、法情報調査を中心に再構成・一本化して、「基礎演習(仮称)」(必修)とし、12~3人程度の少人数クラスを4クラス程度設けることで対応する予定である(うち1クラスは純粋法学未修者クラスを予定)。内容的にも、「調査の技法」は、データベースが発達した現在では相対的に重要度が低くなっていることから、問題分析の手法や技法、考え方の修得に重点を置いたものとし、法制度のあり方や仕組み、判例の意義と機能、法解釈の技法などの法学入門的要素については、具体的な問題を分析させる過程で、担当教員からの参考文献の指示やレポート課題、レクチャーなどにより学修させる予定である。

095

学生に対する履修指導の適切性については、現状の説明で述べたような学生の傾向については、さまざまな機会を捉えて学生の意識改革を強く促すことはもちろんであるが、履修指導が実をあげるためには、学生個人の状況に応じた、よりきめ細かな指導も必要であろう。この点の対策として、とりわけ1年次については、新カリキュラムによって新設される基礎演習(1クラス 12~3名×4クラスを予定)をそのまま1年次のクラスとし、基礎演習担当教員をクラス担任とすることにより、きめ細かな履修指導のできる体制を整える予定である。

「単位やよい成績をとりやすい」とされる科目を優先して履修する傾向については、厳格な成績評価が求められている法科大学院の教育課程にそのような科目が存在すること自体が問題であるとの認識で教授会は一致している。確かに、法科大学院開設当初は、成績評価に関する本法科大学院の方針が必ずしも兼任・兼任教員に対して周知徹底されておらず、「単位やよい成績をとりやすい」科目が存在したが、その後、単位認定および成績評価の考え方と基準を文書にして全教員に配布し、そのうえで、毎学期終了後、すべての授業科目について成績評価の方法と結果をまとめてFD委員会の検討に付し、問題があるとされた科目については、担当者に対し是正を求めることにした結果、この点で特に問題のある授業科目はなくなったと認識している。

いずれにせよ、法科大学院としての教育水準を維持・向上させるには、この点について不断に検証していく必要がある。そのための体制も、FD委員会の定例開催、定期的な相互授業参観と授業報告書提出の義務化など、すでに整えて実行している。

(2) 教育方法等

大学院

現状の説明

104、105、106、107、108、109、110、111、112、113

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性、修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況、大学教員、研究機関の研究者などへの就任状況と高度専門職への就職状況、学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性、教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況、シラバスの適切性、学生による授業評価の導入状況、学生満足度調査の導入状況、卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況、高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況については、各研究科・専攻ごとに扱っている。詳細はそれぞれの項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

法学研究科（法律学専攻）

現状の説明

104、105、106

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性、修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況、大学教員、研究機関の研究者などへの就任状況と高度専門職への就職状況について、教育・研究指導効果の測定は、研究指導教員、科目担当教員による成績評価によりなされており、また、学位論文の審査は、以下の通り行われている。

学位論文の審査にあたっては、研究科委員会で主査1名、副査2名の審査委員を選定し、審査委員は、論文審査の要旨と学位を授与できるか否かの意見を研究科委員会に書面で提出する。構成員の3分の2以上が出席した研究科委員会で上記審査結果が報告され、その

うち無記名投票による3分の2以上の賛成があれば学位が授与される。研究科委員会の採決に際しては、事前に論文を研究科委員会構成員の縦覧に供し、主査・副査に対する質疑応答を経た後採決が行われている。

進路状況については、第1章(項目007)を参照されたい。

107

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性について、成績の評価は、特優(AA)・優(A)・良(B)・可(C)・不可(F)の5段階とし、特優(AA)・優(A)・良(B)・可(C)を合格とする。成績評価は、各科目担当教員が、授業形式等に従い平常点ないしレポート等により評価する等、適当な方法により行っている。

学位論文については、上記の項目094~100にあるとおり、修士論文については研究科としての論文指導の仕組みを整え、博士論文については、指導教員の指導のもとで独自に論文を作成させる方式を採用し、上記の項目104~106にあるとおり客観性を担保するための評価の仕組みを用意している。

108、109、110、111、112、113

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況、シラバスの適切性、学生による授業評価の導入状況、学生満足度調査の導入状況、卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況、高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況について、現状は以下の通りである。

教育・研究指導の仕組み自体については、項目074~081、094~100に記述したように、個人的および組織的な指導体制ができています。その改善の必要性、可能性についての情報は、指導の場における学生の反応の観察や、要望の聴取等を通じて収集され、担当教員から適時研究科委員会にもたらされる一方、項目104~106、107にあるとおり、論文審査の際、対象学生について指導の結果が示されることによっても研究科委員会にもたらされることになる。

シラバスは、各科目の授業概要が『大学院の手引』および大学のホームページに毎年記載配布されている。

大学院学生による授業評価、満足度評価については実施されていない。

卒業生からの教育内容・方法の評価の仕組み、雇用主による卒業生評価等は、卒業生や雇用主との教員の個別的な接触により適宜もたらされている。

点検・評価、長所と問題点

104、105、106

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性、修士課程、博士課程修了者(修業年限満期退学者を含む)の進路状況、大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況について、各学生についての状況の把握は、学生数が少ないことから十分な確度でなされているものとする。

107

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性について、授業、演習科目については、各学生の資質や能力、学習および研究目的に応じた授業形式や指導方法および内容を提供するという「個別的な指導」を中心とする本研究科においては、評価の基準や目的も学生毎に異なることから、上記のように担当者の評価に任せることが最も適切な評価方法であると考ええる。

個別の科目についてこのような柔軟な評価を行う一方、学生の資質向上についての総合的な評価のために、学位論文については、前期課程と後期課程、それぞれの目的に応じた指導を行った上で、客観的な検証評価がなされる体勢が整えられているものと考ええる。

108、109、110、111、112、113

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況、シラバスの適切性、学生による授業評価の導入状況、学生満足度調査の導入状況、卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況、高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況について、少人数の学生を対象として各学生の能力や志向に応じた教育を行っていることから、匿名アンケートや統計的な情報収集がどれほど有効であるのかは疑わしい。個別的な情報収集と論文評価に際しての学生の状況評価により教育・研究指導の改善の必要性等を考えていくことが現状では適切であると考ええる。

シラバスは、テーマや科目の趣旨、テキスト、等を示した簡単なものが多いが、少人数の学生を対象として各学生の能力や志向に応じた教育を行っていることから現状においては適切なものと考ええる。

将来の改善・改革に向けた方策

108

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況について、論文指導について一定の組織的取組みはなされているが、なお教員個々に委ねられている側面も大きいので指導の密度に差が出る場合もあり、この点で前期課程での授業科目担当者と指導教員との連携による指導の推進、後期課程における公法、民事法、刑事法など専攻別教員グループと院生の共同研究会の設置など、組織的指導を一層強化する改革を予定している。

外国語学研究科

外国語学研究科は各専攻の独立性・自治性が高く、そのため各専攻により現状等が若干異なるため、ここでは外国語学研究科で共通する事項を中心に述べる。なお、詳細等については外国語学研究科の各専攻の項を参照されたい。

現状の説明

104

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性について、本研究科では、教育・研究指導の効果を測定するための方法は、個々の教員に任されているが、客観的には修士論文や特別研究課題の成果から判断できる。

105

修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況については、専攻ごとに扱っている。詳細は各専攻の項目を参照されたい。

106

大学教員、研究機関の研究者などへの就任状況と高度専門職への就職状況については、専攻ごとに扱っている。詳細は各専攻の項目を参照されたい。

107

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性について、成績の評価は、特優（A A）・優（A）・良（B）・可（C）・不可（F）の5段階とし、特優（A A）・優（A）・良（B）・可（C）を合格とする。成績評価は、各科目担当教員が、授業形式等に従い平常点ないしレポート等により評価する等、適当な方法により行っている。

本研究科では、学生の資質向上の状況を検証する成績評価法は、個々の教員に任されている。また、その適切性は各専攻の紀要の成果からも判断できると考えている。

108

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況について、本研究科では、組織的な取り組みはなされていない。教員の教育・研究指導方法は各専攻の専攻委員会に委ねられており、問題が生じた場合は専攻科の責任において対処している。

109

シラバスの適切性について、本研究科では、『大学院の手引』のなかにシラバスに相当する「講義概要」を掲載し、受講生の便宜を図っている。受講生の研究対象によっては、シラバスに設定されている授業が必ずしも受講生の関心と一致しない場合には、受講生と相談のうえシラバスを変更している。

110

学生による授業評価の導入状況について、本研究科では、個々の授業が少人数であるため、「授業評価」はなじまない。そこで授業評価ではなく、教育研究環境についての項目を含めた「大学院授業及び研究活動実態調査アンケート」を実施している。

111

学生満足度調査の導入状況について、本研究科では、大学院生満足度調査の一環として「大学院授業及び研究活動実態調査アンケート」を年に1回（日本語教育専攻では年に2回）実施している。

112、113

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況、高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況について、本研究科では、そのような仕組みは導入していないが、現在まで特に問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

109

シラバスの適切性について、本研究科の少人数制の授業を考えると、厳密な意味でのシラバスであるより、担当教員の研究領域が具体的に伝わるようなものが望ましい。4月のオリエンテーション期間に受講生と相談の上、テキストの選択や年間の授業計画を決める現在の方法は、現状に見合っているといえよう。

111

学生満足度調査の導入状況について、アンケートだけで大学院生の実情を把握するのは無理があるので、本研究科では委員長と主事による「ランチ・ミーティング」を年2回開催し、大学院生の声を聞く機会を設けている。このインフォーマルな会議は、研究科としても得るところが大であり、大学院生の抱える疑問点や不安の解消にも役立っている。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

ドイツ語学専攻

現状の説明

104

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性について、ドイツ語学専攻では、普段より各種学会、研究会、ゼミナール、個別シンポジウムなどを通して研究発表などに対する意識を高めており、本専攻の研究紀要『Brücke』、各種学会誌、『エネルギー』などの研究誌に寄稿することも指導、奨励している。また、ドイツ語教育関連では日本独文学会発行の『ドイツ語教育』への積極的寄稿はもちろんのこと、同学会主催の「ドイツ語教員養成講座」に参加することでドイツ語教師として、ドイツ語教育に特化した高度な学

識と専門知識を得られるよう指導している。これらの成果によって、本専攻は教育・研究指導の効果を測定している。

105、106

修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況、大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況について、修士課程修了者は大学、高校の非常勤講師職に就いているものが多い。博士課程の修了者についても、獨協大学（専任）2名他、早稲田大学（専任）、筑波大学（専任）、東邦音楽大学（非常勤）桐朋学園大学（非常勤）などにおいて、大学教員、研究員の職に就いている。これらの教育者・研究者の中には学会の理事、あるいはNHKラジオドイツ語講座も担当する者もあり、本専攻は優秀な修了生を送り出しているといえる。

107

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性について、成績の評価は、特優（A A）・優（A）・良（B）・可（C）・不可（F）の5段階とし、特優（A A）・優（A）・良（B）・可（C）を合格とする。成績評価は、各科目担当教員が、授業形式等に従い平常点ないしレポート等により評価する等、適当な方法により行っている。

個々の学生の成績評価は担当の教員がそれぞれの授業における評価を与えている。また、学生の各種学会での発表や研究会での発表論文も考慮されるが、授業における評価とは異なり制度化はされていない。

108

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況について、ドイツ語学専攻においても「大学院授業及び研究活動実態調査アンケート」を毎年行い、それに基づいて教育・研究指導方法が適切かどうかについて確認し、改善の必要があれば専攻委員会に諮られる。

109

シラバスの適切性について、本大学院では各授業について講義内容、年間授業計画を作成し、履修の際の指針としている。各教員はシラバスを作るが、個々の学生の細かな専攻上の関心事項によってこれを変更し学生の要望にできるだけ沿うよう努力をしている。人数も少ないことから、そのようなフレキシブルな対応は評価されて良い。

110

学生による授業評価の導入状況について、少人数で行われる授業が多数のため、ドイツ語学専攻では授業評価制度を導入していない。

111

学生満足度調査の導入状況について、「大学院授業及び研究活動実態調査アンケート」を

実施し、結果を公表している。満足度の少ない授業については担当教員により内容、原因が確認できれば教員側からのコメントがつけられて公表され、改善がなされる。

112、113

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況、高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況について、ドイツ語学専攻ではそのような仕組みは導入されていないが、現在まで特に問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

104

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性について、ドイツ語学専攻では研究科主催による中間報告会のほかに学生主体による予備的な論文中間報告会が行われており、その点では問題はない。一方、研究発表誌『Brücke』については、掲載に関しては自由寄稿の形を取っているために必ずしも高い質の論文のみが掲載されるとは限らないことが問題点として指摘される。

口頭発表や論文掲載などによる教育・研究指導の効果測定は、その一部について単位認定措置を導入することによって、さらに効果的になるものと予測される。

105

修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況について、優秀な修了生を各方面に送り出していることは高く評価される一方で、高度専門職として、あるいは研究職として必ずしも満足のいく就任状況でないことが問題である。今後ドイツ語学専攻がそのような就任先を確保する方策を考えることが求められる。

優秀な院生の本学の助手、非常勤講師などへの期限付きでの任用、TAや研究補助員として本学教員の教務補佐業務を担当することで、教暦を積むための機会を増やすことなどを実現するべく検討を始めている。

106

大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況について、修士課程、博士課程の修了生46名のうち、15名程度（約33%）が大学、高校あるいは研究機関に準ずる機関に職を得ている一方で、通訳・翻訳業務に携わるなど社会的に高度な専門的能力を身につけ多方面で活躍していることは、評価されて良い。

107

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性について、成績は通年30回の授業の際の個別の研究、発表状況により評価が与えられるが、判断基準は教員により異なる。成績評価法はほぼ授業における理解力、発表力、読解力、分析力などと思われるが、担当教員の個別の判断による以外に何らかの共通の尺度が考えられるとも思われる。

108

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況について、ドイツ語学専攻では目下博士前期・後期課程を含めて、部門別の担当教員の任用状況などを含め、全体のカリキュラムの見直しを検討しているところである。

111

学生満足度調査の導入状況について、ドイツ語学専攻では、少人数ということから記入者が特定されやすい状況にはあるが、1年に1度調査が行なわれる。回収率が低いのが問題であるが、調査自体の導入は評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

105

修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況について、ドイツ語学専攻では今後3年間を目処に修了生の就職状況をさらに改善し、確実な進路を確保すべく、キャリアアップについて検討を始めたい。

107

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性について、ドイツ語学専攻では、今後3年間を目処に成績評価の基準として、理解力、読解力、分析力、批判力、などを基準として評価し、院生のどこが優れ、どの点でさらに努力が必要なのか、どこがどのように評価されているのかを、自分自身で確認できるよう入学1年後に報告会を設ける。

108

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況について、ドイツ語学専攻では、今後3年間を目処にカリキュラムの検討を行い、教育指導内容が本大学院ドイツ語学専攻の本来の目的により叶ったものとなるよう改定すべく努力する。

英語学専攻

現状の説明

104

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性について、英語学専攻では教育・研究指導の効果を測定するための方法は各指導教員に任されていて、制度化されていない。

105、106

修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況、大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況について、英語学専攻の前期課

程および後期課程の進路状況について、大学教員になった者は確認できる限りにおいて、以下に示す通りである。これについて、現在まで特に問題等は生じていない。

【外国語学研究科 英語学専攻】

大学院修了（満期退学）後の大学教員としての勤務先

勤務先	確認年度
ハワイ大学ヒロ校 助教授	2004
大阪大学言語文化部 専任講師	2002
大東文化大学外国語学部英語学科 専任講師	2003
神田外語大学外国語学部 助教授	2004
慶応義塾大学 経済学部経済学科 助教授	2004
目白大学人文学部 助教授	2004
神奈川大学外国語学部 助教授	2004
神戸女学院 文学部 英文学科 専任講師	2002
活水女子大学文学部英語学科 教授	2006
獨協大学 専任講師	2006
沖縄大学人文学部国際コミュニケーション学科 専任講師	2006
沖縄キリスト教学院大学人文学部英語コミュニケーション学科 専任講師	2006
杏林大学 外国語学部専任講師	2006
Lecturer, Department of Language and Linguistic Science, University of York, UK.	2006

107

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性について、成績の評価は、特優（AA）・優（A）・良（B）・可（C）・不可（F）の5段階とし、特優（AA）・優（A）・良（B）・可（C）を合格とする。成績評価は、各科目担当教員が、授業形式等に従い平常点ないしレポート等により評価する等、適当な方法により行っているが、その評価法は教員各自に委ねられている。

また、英語学専攻における大学院生の資質の向上の状況を検証するための方策としては、大学院紀要『英語文化研究』への投稿が挙げられる。投稿に際しては、指導教員の指導と助言が必要となっており、発行されると国内国外を問わず、研究者の目に留まる。こうしたものも成績評価法の一つとして取り入れている。

108

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況について、英語学専攻では教員の教育・研究指導方法は各担当教員に任されており、組織的な改善への取り組みはしていない。ただし、担当教員の研究指導が適切でない場合には改善を求めるか、もしくは担当を外すような場合もありうる。

109

シラバスの適切性について、英語学専攻は年間授業計画すなわちシラバスを刊行して大学院生に授業の内容をできるだけ詳しく紹介し、受講するうえの参考に資するように努めている。なお、シラバスの詳細は入学してくる学生の志望に沿って対応しており、内容については適切であると考えている。詳細は『大学院の手引』119 ページ以後にある英語学専攻の講義概要を参照されたい。

110

学生による授業評価の導入状況について、英語学専攻では学生による授業評価を導入していない。学生が少人数であるため、その必要は認めない。

111

学生満足度調査の導入状況について、英語学専攻では学生による「大学院授業及び研究活動実態調査アンケート」を1年に1回実施し、学生の授業、研究指導への満足度や不満、研究環境について調査している。調査について、現在まで特に問題等は生じていない。

112、113

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況、高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況について、英語学専攻では修了生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みは導入していないが、現在まで特に問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

104

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性について、基本的には問題点はないが、大学院生の学力向上にはもっと本格的に取り組むべきであろう。例えば TOEIC®の受験をある一定の得点を取得するまで根気良く受けさせるのも良い方策の一つであろう。また指導教員が示す必読書を必ず読ませることなども必要であると考えられる。

107

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性について、概ね評価できるが、なお一層の研究業績の発信の仕方を多様に考える必要がある。また学会誌への発表などレフ

リーのいる研究誌の投稿をもっと積極的に行なうこと、またそれを評価に結びつけることが望ましいと考える。

108

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況について、研究指導の適切性について互いにチェックしているが、なお改善の余地があり組織的な取り組みがなされていない点が問題である。

109

シラバスの適切性について、大学院は総じて入学試験が3月まで行なわれるが、4月の入学時に配布する『履修の手引』はどうしても2月末日位までに執筆しなければならない。これによって、入学してくる大学院生の希望と『履修の手引』に書いた授業内容とが合致しない場合が出てくることがある。この点は問題であろう。

110

学生による授業評価の導入状況について、学生の満足度や不満を担当教員が把握することは極めて重要である。大学院の授業は学部の授業と比べて極めて少数であるがゆえに大々的な学生による授業評価はなじまない。それよりも大学院生の不満、希望などを直接教員が聞きだし、あるいは察知し、両者が自由にものを言い合える関係の構築こそ大切なことである。そのためには大学院生と教員の常日頃のコミュニケーションとオブザベーションが求められる。人間的関係の構築が学問研究に先立つことが将来の就職や研究に資するような方策を採るべきであり、他人行儀の安易な学生評価は大学院では馴染まない。

将来の改善・改革に向けた方策

108

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況について、英語学専攻委員会において積極的に、組織的に教育・研究指導のあり方を検証し、不十分どころが見られれば組織として大学に改善を求めることが必要である。例えば、指導教員の過密で、過重な負担をどのように軽減していくか、その方策の一つとして指導する大学院生がいる場合には学部の授業を軽減し、その時間を研究指導に当てるなど、指導の濃密化を推し進めるために必要なことであろう。

フランス語学専攻

現状の説明

104

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性について、フランス語学専攻では、

各教員の自主性に任されており、特段の方法はない。しかし、これについて現在まで特に問題等は生じていない。

105

修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況について、フランス語学専攻では、高校教員となる者が最も多く、ついで一般企業への就職する者が主である。また、高校や大学の非常勤教員と塾教師を兼ねて生活している者も見受けられる。

106

大学教員、研究機関の研究者などへの就任状況と高度専門職への就職状況について、フランス語学専攻では、歴史が浅いこともあり大学専任教員の職に就いた者が2名だけである。これについては、留学・博士号取得などの実績を挙げる者がまだ少ないことが理由かと思われる。

107

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性について、成績の評価は、特優（A A）・優（A）・良（B）・可（C）・不可（F）の5段階とし、特優（A A）・優（A）・良（B）・可（C）を合格とする。成績評価は、各科目担当教員が、授業形式等に従い平常点ないしレポート等により評価する等、適当な方法により行っているが、その評価法は教員各自に委ねられている。その他、フランス語学専攻では、組織として特段の成績評価方法を導入していないが、現在まで特に問題等は生じていない。

108

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況について、フランス語学専攻では、各教員の自主性に任されており、特段の方法はないが、現在まで特に問題等は生じていない。

109

シラバスの適切性について、フランス語学専攻では、年間授業計画は入学者と新規登録者の目安になる程度にとどめてある。少人数であるので、詳細については受講希望者と話し合った上、研究上必要な教材・進度に変更するなど柔軟に対応している。

110

学生による授業評価の導入状況について、フランス語学専攻では、学生が少人数であるので授業評価を導入していないが、現在まで特に問題等は生じていない。

111

学生満足度調査の導入状況について、フランス語学専攻では、院生による授業についての「大学院授業及び研究活動実態調査アンケート」を年1回実施しており、研究科委員長

がその内容を点検している。これについて現在まで特に問題等は生じていない。

112、113

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況、高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況について、フランス語学専攻では、そのような仕組みを導入していない。

点検・評価、長所と問題点

105

修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況について、フランス語学専攻では、院生の希望の多い大学教員への道が狭き門であるのが問題である。高校教員でも最初からフランス語を持てるケースは少なく、先ず英語を担当し、徐々にフランス語に切り替える努力をしているようである。

106

大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況について、フランス語学専攻では、まずは留学・博士号取得など就職につながる実績を挙げるよう指導するのがもっとも大切と認識している。

109

シラバスの適切性について、本大学院フランス語学専攻では、少人数であるのでむしろ学生の希望を入れて柔軟に対処している。授業計画にこだわると発表が重荷になりついてゆけない者が出ることもある。

将来の改善・改革に向けた方策

105

修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況について、フランス語学専攻では、教職志望者が多い事実に鑑み、教授法関連に力を注ぐよう取り組みたい。

日本語教育専攻

現状の説明

104

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性であるが、日本語教育専攻において、その方法は各指導教員に任されており、制度化されていない。

105

修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況であるが、日本語教育専攻の2005年度修了生7名のうち、4名は日本語学校で日本語教員として現在勤務。1名は大学の外国人留学生のための日本語教育に関するティーチング・アシスタントとして現在勤務。2名（外国人留学生）は日本語研究を深めるため勉学中であるが、両名（韓国人留学生・中国人留学生）は帰国後母国において日本語教育に従事する予定である。

106

大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況であるが、日本語教育専攻の2005年度（初年度）修了生でかかる就職を行ったものは皆無であるが、本専攻は日本語教員を育てる主旨で設置されたため、特に問題はないと認識している。

107

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性についてであるが、日本語教育専攻では、大学院生に『獨協大学日本語教育紀要』へ投稿を呼びかけている。紀要には教員も投稿し、紀要の質の水準の高さの保持がはかられている。各指導教員は個別に成績評価を行うが、紀要への投稿論文の審査は教員をも含める編集委員会によって厳正に行われる。また、レフリーのいる学会誌への投稿も大学院生に呼びかけられている。

108

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況であるが、日本語教育専攻では教育・研究指導方法に関しては担当教員が各自、または相互に行っている。改善への組織的な取り組みが求められるような状況には今のところない。

109

シラバスの適切性であるが、日本語教育専攻では年間授業計画を『履修の手引』において詳しく紹介している。そこで見いだされるシラバスは受講する上で参考になる。シラバスは適切であると考えられる。

110

学生による授業評価の導入状況であるが、日本語教育専攻では少人数授業のため大学院生による授業評価を導入していないが、大学院生の不満の把握をないがしろしているわけではなく、満足度を知ることが重要であると認識している。指導を直接担当する教員のみならず、全ての教員が大学院生不満や希望を察知するように心を致している。また、大学院生と教員間で自由に希望や要望が言いあえる信頼関係をうちたてるよう努めている。これについて、現在まで特に問題等は生じていない。

111

学生満足度調査の導入状況であるが、日本語教育専攻では大学院生へのアンケートを

2005年度は2回実施した。2回とも内容を整理し、それに教員側の回答、反応を公表した。このようにして、大学院生の満足度を調査し、それに対応してきた。2006年度は現在第1回目を実施中である。

112、113

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況、高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況であるが、日本語教育専攻は、修了生にそのような評価を行わせる仕組みを現在持っていないが、現在まで特に問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

104

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性であるが、これといった問題点はいまのところ感じられないが、各教員間でのばらつきを極力抑え、より客観的な測定が行いえる手段を制度的に検討していくことが望まれる。

105

修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況であるが、発足2年目であるため、問題点を指摘することは未だできない。2005年度修了生7名のうち5名が日本語教育関連の仕事に従事していることは評価できる。

107

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性についてであるが、日本語教育専攻では大学院生に『獨協大学日本語教育紀要』への投稿を呼び掛けている。創刊号は2005年9月末に投稿を締め切ったが、大学院生の論文1つが審査を通り、掲載されるに至った。4月に入学し9月末に論文を書き上げるのは長い蓄積あってのことだと思われる。この論文の掲載は大学院生に大いなる刺激を与えたものとして高く評価されよう。一方、レフリーのいる学会誌への投稿は未だ実現されていない。

108

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況であるが、現在まで特に問題等は生じていない。

109

シラバスの適切性であるが、シラバスは前年度の2月頃までに書き上げられるが、その後教員自身の研究の深まりと共に、大学院生の知識の程度へと授業内容をあわせることがおこり、シラバスに書かれていることと実際の授業内容とが乖離することがある。教育という観点から、かかる乖離はあってはならないが、大学院生の知識の程度が予測できない

こともあって必然的に生じる場合もある。

111

学生満足度調査の導入状況であるが、日本語教育専攻では、アンケートを読み、整理し、回答ないし反応を公表している。アンケートには端的な意見が目立つときがある。大学院生と教員の間のある良好な人間関係に悪影響を与えないようその扱いには慎重であらねばならないと考える。しかしながら、アンケート制度自体は、将来も続行することが有益であると考えられる。

将来の改善・改革に向けた方策

107

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性であるが、日本語教育専攻では、今後も大学院生に紀要とレフリーのいる学会誌への投稿を呼び掛ける予定である。論文の発表こそ大学院生の資質の向上の状況を検証するまたとない手段と思われる。

109

シラバスの適切性であるが、日本語教育専攻では、シラバスの発表をもう少し遅らせることを検討したく考えている。入学者が決定され、科目担当教員、指導教員が定められ、その上で大学院生の希望を聞いた後、授業内容と授業計画が立案できれば、シラバスの内容と実際の授業内容との乖離は生じないであろう。大学院生の人数は限られているので、かかる手段を用いることは可能ではなかろうか。

経済学研究科（経済・経営情報専攻）

現状の説明

104

教育上の効果を測定するための方法の適切性について、本研究科では大学院教育における教育効果の測定に妙案があるわけではないが、自己点検のための講義・授業評価アンケートを院生に対して行なっていること、4月のガイダンスの際、2年生以上には直接問題点や不満、苦情を聴取する機会を設けて、教育研究指導の向上に努めるとともに、効果の判断、測定の一部に当てている。

また後述する項目 105（修士課程修了者の進路状況）にも係わることだが、たとえば修了後の進路を調査することによって、ある程度の測定は可能であろうと考えている。本研究科前期課程修了者については、修了前の1月と卒業式当日に修了後の進路について、本人の申告による調査を行なっている。

105

修士課程修了者の進路状況について、かつては企業会計・税理士事務所への就職が圧倒的多数を占めていた。要は試験免除機関でしかなく、本研究科への入学者の志望動機が試験免除にしかないのが実状であった。しかし近年では、免除科目数が少なくなったことや、より広く活躍の場を求めようようになってきていること、後期課程進学者が増加しているなどで、進路は多様化しており、本来の大学院の機能を発揮しつつあるといえよう。その一方、進学か就職か、さらにどの研究分野に進むかという迷いからか、課程修了後、研究生として本研究科にとどまる者も増えてきている。

106

大学教員、研究機関などへの就任状況と高度専門職への就職状況について、下の表は2002～2005年度の経済学研究科博士前期課程修了者の進路状況である。企業への就職について、その業界としては、金融関係、対事業所サービス、情報処理関係などとなっている。高度専門職への就職としては、会計・税理士事務所への就職者が2名おり、また、上述した情報処理関係の企業には専門家として5名が就職している。なおかつて比較的多かった教師等の教育分野への進路は、博士後期課程に進学した1名が現在、高校の非常勤教員として勤めているにとどまっている。これらについては、概ね適切かと思われる。

博士前期課程修了者進路先（2002～2005年）

進路先	人数
会計・税理士事務所	2
企業	9
博士後期課程進学	2
大学院研究生	9
他大学大学院進学	1
その他（未定・帰国・不明・未回答）	12
計	35

107

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性について、成績の評価は、特優（AA）・優（A）・良（B）・可（C）・不可（F）の5段階とし、特優（AA）・優（A）・良（B）・可（C）を合格とする。成績評価は、各科目担当教員が、授業形式等に従い平常点ないしレポート等により評価する等、適当な方法により行っているが、その評価法は教員各自に委ねられている。組織的な取り組みについては本研究科委員会で議論に取り上げられて来たものの、未だ模索中である。

108

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況について、本研

研究科は教員の教育・研究指導方法の改善に資するため、毎年、評価アンケートを実施するとともに、ガイダンスの際、院生から講義や指導に対する苦情、不満、要望を直接聞き取っている。また修士論文および博士論文に関しては、担当教員全員参加の中間報告会、本報告会を開催し、それをうけて、研究科委員会では学位授与認定を行っている。こうした取り組みは、各担当教員に対して、教育・研究指導内容の向上努力を働きかけるものとなっている。

109

シラバスの適切性について、本研究科では院生が科目を受講しようとする際、シラバスを参照するだけでなく、指導教員の説明や上級院生のアドバイスを直接得られるような体制をとっている。そのため、現在のところシラバスへの苦情、不満は聞かれない。

110、111

学生による授業評価の導入状況、学生満足度調査の導入状況について、本研究科では院生に対する授業評価アンケートは行っていない。しかし、授業ガイダンスの際、上級院生に授業に対する苦情、不満、要望をじかに聞く機会は設けており、これらは授業等の改善・改革に資している。

112、113

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況、高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況について、本研究科ではそのような仕組みは導入していない。

点検・評価、長所と問題点

104、105

教育上の効果を測定するための方法の適切性、修士課程修了者の進路状況について、修了後の進路の多様化は評価できるものの、留学生が多いことによる帰国、未定、未回答と把握できない部分がかかり占める。また博士後期課程進学者のうち留学生の場合、中途退学者が少なくない。この者たちの進路についても不明のケースが多い。

107、108、109、110

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性、教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況、シラバスの適切性、学生による授業評価の導入状況について、現在のところ教員個人の自覚、自主性に重きを置いているが、より客観的な評価導入と研究科としての組織的な改善に取り組むことも求められよう。

将来の改善・改革に向けた方策

104、105

教育上の効果を測定するための方法の適切性、修士課程修了者の進路状況について、博士前期課程修了に際して、進学か就職か、どの分野に進むべきかを見極めるため、いましばらく研究科にとどまりたい、また2年間では物足りない、もう少し研究したいとする研究生も増えてきている。そのため研究科としても、指導教授等を通してもっと進路指導、支援を図るべきであると考えており、改革委員会の課題にも取り上げ、検討する予定である。また修了後の進路についても把握するように心がける。

法科大学院 (法務研究科法曹実務専攻)

現状の説明

104

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性について、本研究科における教育・研究指導の効果の測定方法とは、即ち司法試験合格率である。しかし現状において、本研究科は未だ修了生を輩出していないため、現在のところコメントすることは特にない。

105、106

修士課程、博士課程修了者(修業年限満期退学者を含む)の進路状況、大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況について、現状において完成年度に達していないため、修了生は存在しない。そのため、本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

107

学生の資質向上の状況を検証する成績評価方法の適切性について、本研究科では、原則として期末試験のみによる成績評価は行なわないこととし、出席率や授業参加度などの平常点、小テスト、中間テスト、課題レポート等と期末試験とを総合的に判断して成績評価をすることとしている。また、科目ごと、教員ごとに成績評価基準がマチマチとならないよう、原則として所定の割合による相対評価を行なっている。ただし、不可については絶対評価としているほか、受講者数10名以下の授業については、絶対評価としてよいこととしている(その場合でも、所定の割合を尊重することとしている)。

108

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取組状況について、本研究科では、ファカルティ・ディベロップメント(以下、FDという)を推進するため、またその重要性に鑑み、法務研究科長を委員長とし、法科大学院専任教員全員を構成員とするFD委員会を設置している。また、とりわけ教育内容の改善については、部門毎の特性を考慮

する必要があることから、FD 委員会の下部組織として、公法、民事法、刑事法、法曹実務の各部会を置いている。

FD 委員会は、教授会とは別に原則として1ヶ月に1回開催し、授業内容の調整・改善、授業方法の改善、成績評価のあり方や方法の改善、学生にかかる負荷の適正化などを目的とし、学生による授業アンケート（各学期中間・期末の2回）の結果を参考にしつつ、改善策や調整方法などについて意見を交換し、制度的な手当てが必要になったときは、その都度教授会に提案したり、事務局への依頼をしたりするなどの活動をしている。また、毎学期末には、全般的な授業内容・方法の改善や学習環境の改善を目的として、学生との意見交換会を開催している。

さらには、FD に役立てるため、法科大学院専任教員は、相互に授業を参観し、評価（批評）しあうものとしている（兼担、兼任の教員についても、相互の授業参観、評価について協力いただくこととしている）。相互授業参観の方法としては、各学期中の1ヶ月間を「授業参観月間」として指定し、少なくとも専任教員担当の科目については授業参観が実施されるよう、各教員は他の教員の担当する授業を最低3コマ分参観して、授業参観評価報告書を作成・提出するとともに、担当教員・参観教員間でピア・レビューを行うものとしている。それに加え、月間終了後のFD委員会において、すべての授業参観報告書を回覧したうえ、授業内容や方法等につき意見交換を行っている。

本法科大学院では、開設前年度より、実務家教員を除く全専任教員が本学法学部に在籍していたことから、外部組織や団体が実施する（法学）教育内容・方法等に関する会議や研修会に積極的に教員を派遣しており、開設年度以降も、首都圏で開催される同趣旨の会議・研修会にはほぼ必ず教員を派遣している。そのうえで、派遣された教員については、入手した各種資料とともに報告書を提出させて、これを事務室に備え付け、研修の成果を全教員で共有できるようにしている。

その他の研鑽機会としては、リーガル・クリニックの委託先である北千住パブリック法律事務所との定例協議会を利用して、同事務所所長以下、所属弁護士による授業参観および担当者との意見交換会を開催している。また、リーガル・クリニックにおける法律相談実習担当の埼玉弁護士会とは、年に一度、担当弁護士研修会と併せて、クリニックゼミの授業参観・担当者および研究者教員との意見交換会を開催している。

109、110

シラバスの適切性および学生による授業評価の導入状況について、本研究科では、教育内容や教育方法の改善のための仕組みとして、毎学期2回（中間と期末）、学生による授業評価アンケートを実施している。その結果は、各担当教員に通知すると同時に、（自由記述欄も含めて）全専任教員にも開示され、さらにアンケート集計後に行なわれるFD委員会において、検討の素材として取り上げられる。なお、データ部分については、法科大学院HP上でも公開し、全学生の閲覧に供している。

アンケート結果を受け取った各教員は、学期終了後すみやかに、アンケートに対する回答・コメントを開示するほか、「授業報告書」を作成して提出することにしており、同報告書は、FD委員会において検討の素材として取り上げられる。

111

学生満足度調査の導入状況については、学生満足度調査なるものが何を意味しているのか不明であるが、カリキュラムや学修支援体制、施設・設備、事務局の対応など、教育体制全般に対する満足度調査という意味であるなら、そのような調査は実施していない。もっとも、オンラインによる意見投稿掲示板を開設して、学生からさまざまな意見を吸い上げ、回答するシステムを提供しているほか、前述の学生と教員との意見交換会では、カリキュラム、学修支援体制、施設・設備などについて学生からの要望や意見を聴取している。これらについて現在まで特に問題等は生じていない。

112、113

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況、高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況について、いまだ修了生がいないため、現状において報告する事項はない。

点検・評価、長所と問題点

107

学生の資質向上の状況を検証する成績評価方法の適切性について、開設初年度こそ、教員ごと、科目ごとに成績評価方法にばらつきが見られたが、教授会・FD委員会での議論、およびその成果の兼任・兼任教員への周知徹底により、各担当教員作成のシラバスを見る限り、昨年度からはほとんどすべての科目でさまざまな要素を総合的に判断する成績評価方法がとられている。また、各科目の成績評価は、ごく少人数の科目など一部の科目を除いて、概ね所定の割合に準じたものとなっており、この点でも適切な成績評価方法がとられていると考える。

各評価要素の最終成績評価における重み付けについては、受講者数や科目の性質、カリキュラム上の位置づけなどにより異なるので、統一しなければならないものではない。しかし、そうではあっても、そのときどきの成績評価方法が「学生の資質向上の状況を適切に検証する」ものであるかどうかの検証は常にしていかなければならないものであろう。

108

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取組状況について、開設以来、本研究科では、教員による相互授業参観、FD委員会による意見交換・調整、教員と学生の意見交換会など、さまざまなFD活動を行ってきた。その意味で、相当に工夫を凝らした仕組みを構築していると自負する。もっとも、いかに整った制度を構築しても、運用が適切でなければ成果は望めない。現時点では、教員各自の自覚と努力により、おおむね適切な運用がされていると考えるが、この点は、いかに工夫を凝らし努力を重ねても、短期的に目に見える成果の上がるものではないので、今後もいっそうの自覚と努力を継続していきたいと考えている。

109、110

シラバスの適切性および学生による授業評価の導入状況について、前述のように、本法科大学院は、学期中 2 回の「学生による授業評価アンケート」の実施、担当教員への結果通知、全教員による情報の共有とそれを基にした授業改善への支援体制、情報公開という非常に整備された仕組みを設けている。アンケートの回収率も平均 8～90%程度と高く、教員が授業を振り返り、授業改善へとつなげていくために大いに役立っている。

この点で、本法科大学院における「学生による評価」を把握し活用する取り組みは、質的にも量的にも非常に充実していると自負する。

もっとも、自由記述欄には、教員の意図を全く理解しようとしないう身勝手な要望や意見、はては、事実誤認や虚偽事実に基づく誹謗中傷としかとれないものなども散見され、そのために、学生による授業評価の妥当性に疑問を感じる教員がいるのも事実である。また、学生の側からは、「要望を出しても一向に改善されない」との意見も聞くところである。

将来の改善・改革に向けた方策

107

学生の資質向上の状況を検証する成績評価方法の適切性について、成績評価要素として何を設定し、どのような配分とするか、また、異なる科目間で不可の絶対評価基準をどのようにするかなどについて、教員間の共通認識形成のため、FD 委員会での議論を含め、成績評価方法の相互評価を実施するなど、適切な成績評価方法が何であるか、不断の検証をしていきたいと考えており、そのための体制も整えている。

なお、関連して、項目 095 の「将来の改善・改革に向けた方策」後半も参照のこと。

109、110

シラバスの適切性および学生による授業評価の導入状況について、自由記述欄の不適切な記載については、無記名アンケートとはそのようなものだと割り切るほかあるまい。むしろ、互いに無用な誤解を生じないように、教員と学生との間のコミュニケーションを密にすることのほうが重要である。そのためにも、本法科大学院では、毎学期、学生と教員との意見交換会を開催している。

学生からの「要望を出しても一向に改善されない」という意見も同様である。そのような要望の多くは、例えば、「双方向・多方向型授業ではなく、講義形式の授業にしてほしい」、「新司法試験の受験対策を意識した授業をしてほしい」など、法科大学院の理念そのものに関わるものであって、そのようにできない理由は十分に説明しているつもりなのだが、なかなか理解されない。この点も、学生と教員との意見交換会を通じて、粘り強く理解を求めていくほかあるまい。

いずれにせよ、FD を成功させ、よりよい授業のためにその活動を継続するには、教員および学生による十分な理解と協力が不可欠である。学生による授業評価の重要性についても、教員間では主として FD 委員会を通じて、学生に対しては意見交換会などを通じて、十分な理解と協力が得られるよう努力を継続していくつもりである。

(3) 国内外における教育・研究交流

大学院

現状の説明

114、115、116、117

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性、国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況、外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性については、基本的に学部・大学院の枠を設けずに取り組んでいる。詳細は大学の項目 069～071、および各研究科・専攻を参照されたい。

118

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性については、外国語教育研究所ならびに研究科・専攻ごとに扱われている。詳細はそれぞれの項を参照されたい。

119

国際的な教育研究交流 学術交流のために必要なコミュニケーション手段習得のための配慮の適切性については、各研究科・専攻にて扱われている。詳細は各研究科・専攻の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

法学研究科（法律学専攻）

現状の説明

114、115、116、117、118

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性、国内外の大学院間の組織的な教育研究交

流の状況、外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性、教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性については、学部・大学院の枠を設けずに取り組んでいる。詳細は法学部の項目 069～072 を参照されたい。

119

国際的な教育研究交流、学术交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性について、本研究科では、国際的な教育研究交流、学术交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮を組織立てて行ってはいないが、各教員がそれぞれコミュニケーション手段の修得に努め、国際学会へ参加し成果を上げている。

点検・評価、長所と問題点

114、115、116、117、118

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性、国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況、外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性、教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性について、教員についての国際交流と外国人研究者を招いての学生（学部生・大学院生）向け教育活動は法学部の項目 069～072 のように適切に行っているが、2001年度から2005年度の間、海外留学中の本研究科在籍学生はいない。

将来の改善・改革に向けた方策

114

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況について、従来法学研究科として国際化および国際交流について独自に展開するという側面が弱かったといえる。しかし、すでに法学研究科ではほとんど常に留学生を受け入れ、指導教員ならびに科目担当者の努力で留学生の研究・教育を行ってきており、交流協定を締結している大学で法学部門を有する大学が増加してきている状況で、法学研究科としての交流の重点設定、例えばアジア地域の法学交流に重点設定をして、交換教授・客員教授など学内制度を活用しての継続的な取り組みを行うこと、これまでの留学生教育の経験を生かしてのアジア地域留学生教育プログラムの開発など、独自方針の策定を検討している。

115

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性について、活発に行われている研究科スタッフの個人レベルでの研究交流を組織的な取組みに集約することで、研究科としての教育研究交流は質的にもレベルアップが図られ、個人の豊富な経験で築かれた国際的な人的ネットワークの継承を図ることも可能となると思われる。さしあたりは、公法、民事法、国際関係など教員の学問分野別のグループで国際交流ネットワークの共有化と共通的なテーマ設定を進めることにより、組織的・継続的に実施していきたい。

外国語学研究科

外国語学研究科は各専攻の独立性・自治性が高く、そのため各専攻により現状等が若干異なるため、ここでは外国語学研究科で共通する事項を中心に述べる。なお、詳細等については外国語学研究科の各専攻の項を参照されたい。

現状の説明

114

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況について、本研究科独自の国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針はないが、本学の国際交流センターの基本方針に従って海外から交換教授、客員教授を受け入れ、教育・研究の交流が行われている。従って、本研究科独自の国際交流プログラムは設けていない。

115

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性について、本研究科では、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための特段の措置はとられていない。

116

国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況について、国際交流センターを中心に毎年開催される「獨協インターナショナル・フォーラム」において、本研究科の教員が企画した大学院レベルの教育研究交流はこれまで行われてきたが、それ以外での国内外の大学院との組織的な教育研究交流は行われていない。

117

外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性について、本研究科では、外国人研究者の受け入れ体制は整っておらず、その運用に至っていない。

118

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性について、本研究科の教員は、外国語学部の各学科の紀要、および外国語教育研究所、情報センターの紀要に研究成果を発表することができる。さらに大学内の紀要の他に、学会発表や講演会、著書、学会誌、その他のメディア媒体を活用し、教育研究及びその成果の外部発信に努めている。

119

国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性について、本研究科では、国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮を組織立てて行ってはいないが、各教員がそれぞれコミュニケーション手段の修得に努め、国際学会へ参加し成果を上げている。

点検・評価、長所と問題点

114

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況について、交換教授、客員教授の制度も恒常的ではないため、研究科のなかでその人材が十分活かされているとはいえない。本研究科の要望を国際交流委員会に反映できるような組織の再編が検討課題といえる。

115

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性について、国際交流センターを中心に検討すべき事柄なので、本研究科ではこれまで検討してこなかった。本研究科の要望を国際交流委員会に反映できるような組織の再編が検討課題といえる。

116

国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況について、本研究科が中心となって国外の大学院との組織的な教育研究交流を行うことは難しい。ただし、単位互換を実施している国内の他大学院との教育研究交流は実現可能であろう。

117

外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性について、外国人研究者の受け入れは、国際交流センターの管轄になっているため、研究科の要望を実現できるようにするためには国際交流センター委員を本研究科からも選出する必要がある。将来的には、本研究科と国際交流センターの関係を密にするための新たな制度を検討すべきである。

また、具体的方策として、ドイツ語学専攻が現在行われている客員教員および交換教員とは別個に短期で外国人研究者を招聘受け入れできるような制度を改定したいと考えている。

118

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性について、適切に機能しているが、教育研究は最重要課題なので、現在実施されているように各教員の研究業績を公開し、外に向けてその成果をさらに発表しやすいような状況作りに努めたい。

119

国際的な教育研究交流、学术交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性について、問題点としては、海外出張への厳しい規制があるため海外への学会参加が制限されており、国外研究者とのコミュニケーションの機会が著しく少ない。

将来の改善・改革に向けた方策

116

国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況について、すでに単位互換を実施している専攻においては、協定校の教員や大学院生による研究発表の場が設けられるよう検討したい。

119

国際的な教育研究交流、学术交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性について、海外の学会出張も国内の場合と同様の扱いにするよう関係部署に働きかけたい。

ドイツ語学専攻

現状の説明

114、115

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性については、研究科の項を参照されたい。

116

国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況について、ドイツ語学専攻では大学院間の組織的な教育研究交流は行っていないが、ドイツの大学は大学院組織を持たないために学部、大学院は別個なものとして扱われない。従って現在の本学の交流協定が同時に大学院レベルでの教育研究交流とみなされよう。その意味ではそれぞれ3つの共同研究を行ってきた、ミュンスター大学とデュースブルク大学との関係は組織的な教育研究交流として特記してよいであろう。これについての詳細は第6章(研究活動と研究環境)で述べる。

117

外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性については、研究科の項を参照されたい。

118

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性について、ドイツ語学専攻では年間2回の『獨協大学ドイツ学研究』を発行することでその教育研究の成果を外部に発信している。また、他に外国語教育研究所発行の『外国語教育研究』、国際交流センター発行の『国際交流センター年報』などにも掲載することも可能となっている。

119

国際的な教育研究交流、学术交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性については、研究科の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

116

国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況について、現行のとおりで問題はないが、今後さらに国内外の各専門分野の学生を本学へ招待し、研究会、シンポジウムなどを行っていくべく検討を始めたい。

118

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性について、本大学院ドイツ語学専攻では外部発信の状況は上記の3つの紀要があり、その他には学会誌、その他各研究会機関紙がある。今後は、外部に向けてその指導研究の成果を問うべく、研究状況を総合的、定期的に発信すべくドイツ語学専攻主催の研究会を企画したい。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

英語学専攻

現状の説明

114、115

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性については、研究科の項を参照されたい。

116

国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況について、英語学専攻では国内外の大学院間の組織的な教育研究交流は行っていないが、現在まで特に問題等は生じていない。

117

外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性については、研究科の項を参照されたい。

118

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性について、英語学専攻では教育研究およびその成果の外部発信は各教員のレベルで行われ、また大学の紀要『獨協大学英語研究』の刊行を年2回定期的に行なっている。これについて、現在まで特に問題等は生じていない。

国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性については、研究科の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

フランス語学専攻

現状の説明

114、115

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性については、研究科の項を参照されたい。

116

国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況について、フランス語学専攻ではそのような教育研究交流はもたれていない。

117

外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性については、研究科の項を参照されたい。

118

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性について、フランス語学専攻では大学院紀要『フランス語フランス文化研究』を発行している。

119

国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性については、研究科の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

116

国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況について、本大学院フランス語学専攻では特段の方法はとっていないが、院生の少数化に悩んでいるのは私立大学共通であるので、何らかの方法が必要であると考え。フランス語学専攻では「仏専教」の枠組みを利用した交流強化を図りたいと考えている。

118

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性について、本大学院フランス語学専攻では紀要以外特段の方法はとっていないが、それ以外に、「フランス語教授法研究会」に院生・卒業生を積極参加させるなどの方法を取りたいと考えている。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

日本語教育専攻

現状の説明

114、115

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性については、研究科の項を参照されたい。

116

国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況であるが、日本語教育専攻は現在のところ、かかる交流を特に行っていないが、特に問題等は生じていない。

117

外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性については、研究科の項を参照されたい。

118

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性であるが、日本語教育専攻ではかかる外部発信は各教員個人の考えに基づいて行われている。また、『獨協大学日本語教育紀要』を年一回発行している。創刊号には大学院生のみならず、教員全員が執筆した。現在、2号の編集が行われており、教員の執筆が要請されている。

119

国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性については、研究科の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

118

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性であるが、日本語教育専攻では、紀要に大学院のみならず教員が執筆し、その水準を維持するよう努めているところが長所かと思われる。レフリーのいる学会誌に論文を掲載するための努力が足りないことは問題点である。

将来の改善・改革に向けた方策

118

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性であるが、日本語教育専攻は現在年1回の紀要の発行を年2回に増やしたく思っている。また、教員がレフリーのいる学会誌にもっと積極的に論文を投稿するようになるに努めたい。

経済学研究科（経済・経営情報専攻）

現状の説明

114、115

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況および国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性について、研究交流に関しては、大学ならびに学部レベルを中心に行なっており、特に大学院、これは学部といった区分けは行なっていない。ただ個人的に教員が他大学院と、あるいはその教員や院生と共同研究や研究会、調査等の交流は数多く行なっている。また他大学院の兼任を行なっている者や臨時講師を受けている例もある。内容については、経済学部の項目 069 および 070 を参照されたい。

116、117、118、119

国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況、外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性、教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性、国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性について、本研究科として報告する事項はないが、これらの点について現在まで特に問題は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

114、115

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況および国際レベルで

の教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性について、国際交流の場合、交流相手が直接あるいは研究科に限定して交流を求めてくるケースも増えてきており、この動きに対応するには、また大学院の独自性の保障や任務を追求するためにも、学部から分離独立した交流枠を設けていく必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

法科大学院

(法務研究科法曹実務専攻)

現状の説明

114、115

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性について、国際化への対応は重要だと考えているが、法曹養成に特化した専門職大学院としての法科大学院の第一の目的は、わが国の法曹として相応しい能力を身につけることにあり、国際化への対応は将来の課題としたい。現段階では記載すべき事項はなく、問題等も生じていない。

116

国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況については、渋谷パブリック法律事務所を利用したリーガル・クリニックを開設している関係で、同事務所を共同利用している國學院大学、東海大学、明治学院大学、本学の4大学間で、クリニック合同運営委員会を組織し、その枠内で、主として臨床法学教育について、教育研究交流を行なっている。今年度までは、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム補助金を受けている関係で、アメリカとカナダの臨床法学教育の視察、アメリカ臨床法学会の大会への参加をしてきた。4大学間のリーガル・クリニックを通じた連携は、補助金の有無に関わらず、来年度以降も交流を継続する予定である。また、これを機会に大学間相互授業参観の試みも開始させた。

117

外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性について、国際化への対応は重要だと考えているが、法曹養成に特化した専門職大学院としての法科大学院の第一の目的は、わが国の法曹として相応しい能力を身につけることにあり、国際化への対応は将来の課題としたい。現段階では記載すべき事項はなく、問題等も生じていない。

118

教育研究およびその成果の外部発信の状況とその適切性については、年1回発行の紀要『獨協ロー・ジャーナル』において、法科大学院における教育実践の報告や教育方法研究、法実務および法理論に関する研究の成果を外部に発信している。また、今年度発行の2号においては、法科大学院開設後の全専任教員の教育研究活動の一覧を公開するほか、来年度以降は、毎年、過去1年間の教育研究活動の記録一覧を公開していく予定である。

119

国際的な教育研究交流、学术交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性について、国際化への対応は重要だと考えているが、法曹養成に特化した専門職大学院としての法科大学院の第一の目的は、わが国の法曹として相応しい能力を身につけることにあり、国際化への対応は将来の課題としたい。現段階では記載すべき事項はなく、問題等も生じていない。

点検・評価、長所と問題点

116

国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況については、4大学間のクリニック合同運営委員会を通しての臨床法学教育についての教育研究交流は大きな成果を生んだと評価しているが、地理的な関係もあり、参加する教員にとってかなりの負担にもなっている。そこで、形成支援の補助金によって導入されたテレビ会議システムを最大限活用することを考えている。その場合、ハード面でのシステムの十分な維持管理が課題となる。

118

教育研究およびその成果の外部発信の状況とその適切性については、「獨協ロー・ジャーナル」の発刊は、法曹実務に関連する論稿を収録することで、獨協大学法学会が刊行している研究論文紀要としての「獨協法学」と役割を分担しており、その意義は高いと評価している。今後は「獨協ロー・ジャーナル」の刊行を通して、本研究科のさまざまな取り組みを発信するとともに、専任教員の教育研究活動の記録を継続してフォローし、公開していく予定である。

将来の改善・改革に向けた方策

116

国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況については、将来的には、4大学間の単位互換制度など、より広い取り組みを考えていきたい。

(4) 学位授与・課程修了の認定

大学院

現状の説明

120、121、122、123、124

修士、博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性、学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性、修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性、学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況、留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性については、研究科・専攻単位で扱われている。詳細はそれぞれの項を参照されたい。

125

標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性について、本大学院は1年制の課程を除きそのような措置を認めていない。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

法学研究科（法律学専攻）

現状の説明

120、121、122、123、124

修士、博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性、学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性、修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性、学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況、留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性について、現状は以下の通りである。

修士の学位は、学部における一般のおよび専門的教養の基礎のうえに、広い視野に立っ

てさらに専攻分野を研究したか、また、その分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力が備わっているかを基準として授与している。

博士の学位は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識が備わっているかを基準として授与している。

資料集表7にあるように、2001年度から2005年度で、修士の学位は、計26名、博士の学位は、課程博士、論文博士ともそれぞれ計2名に授与されている。

学位論文については、項目094～100にあるとおり、修士論文については研究科としての論文指導の仕組みを整え、博士論文については、指導教員の指導のもとで独自に論文を作成させる方式を採用し、項目104～106にあるとおり客観性を担保するための評価の仕組みを用意している。

論文審査は以下のプロセスで行われている。研究科委員会で、主査1名、副査2名の審査委員を選出する。審査委員は、論文提出者に対する最終面接を経て、学位授与の可否を含む審査報告書を研究科委員会に提出する。研究科委員会は無記名投票による3分の2以上の賛成で学位授与を決定する。

論文審査に際して、論文がかかわる専門分野との関係で本研究科教員だけでは十分な審査が難しい場合には、学外の研究者を審査の担当に加え、審査の客観性、認定水準の維持に努めている。

外国人留学生への配慮としては、教育、指導に関しては項目083に述べた様に各指導教員ないし科目担当者の能力と配慮による。また、同じく本研究科の審査能力の範囲で外国語（実際にある例では英文）による論文の提出を認めている。

125

標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性について、標準修業年限未満で修了を認めた例は今までない。

点検・評価、長所と問題点

120、121、122、123、124

修士、博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性、学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性、修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性、学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況、留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性について、一般的な意味での学位認定の方針、基準、認定の客観性維持の方策、および学位認定水準、外国人留学生に対する配慮は適切なものと考えるが、今後も法學研究科の博士前期課程、博士後期課程の理念・目的の再検討に合わせて適宜、改善・改革を進めたい。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

外国語学研究科

外国語学研究科は各専攻の独立性・自治性が高く、そのため各専攻により現状等が若干異なるため、ここでは外国語学研究科で共通する事項を中心に述べる。なお、詳細等については外国語学研究科の各専攻の項を参照されたい。

現状の説明

120

修士、博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性について、本研究科では、修士・博士の各々の学位の授与方針・基準は、文部科学省の定めるところに準じた「獨協大学大学院学則」第3章学位の授与、「獨協大学学位規程」、「学位申請論文提出に関する細則」、「資格申請のための論文提出に関する細則」、「外国語学研究科履修規程」、「外国語学研究科博士前期課程（1年コース）の履修に関する細則」、「外国語学研究科日本語教育専攻修士課程（1年制）の履修に関する細則」によって適切に行われている。修士・博士の各々の学位の授与状況については、各専攻の項を参照されたい。これらについて、現在まで特に問題等は生じていない。

121

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性について、本研究科では、学位審査の透明性・客観性を高める措置として、修士論文の審査には主査1名、副査2名による審査委員会が審査した後、研究科委員会において審査報告がなされ、十分な審議を行うこととしている。さらに博士論文の審査においては、副査に学外の適任者を加えて慎重な論文審査を行っている。

122

修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性について、本研究科では、英語学専攻の英語教育部門に設置されている博士前期課程（1年コース）と日本語教育専攻修士課程（1年制）で、修士論文に代わる特定課題研究によって学位認定をしている。

123

学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況について、本研究科では、博士論文の審査においては必ず、学外の研究者に副査を依頼している。また修士論文の審査においても、当該の専攻から研究科委員会に申し出があった場合は、学外の

研究者が副査として審査委員会に加わっている。

124

留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性について、本研究科では、留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等の特別な配慮措置はおこなっていないが、現在まで特に問題等は生じていない。

125

標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性について、本研究科では、英語学専攻英語教育専修コースと日本語教育専攻が標準修業年限1年（「獨協大学大学院学則」6条4項および5項を参照）となっている。

点検・評価、長所と問題点

121

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性について、本研究科では学位審査の透明性・客観性は保たれている。博士論文の最終審査を公開で行うか否かについては現在検討中である。

122

修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性について、これまで提出された特定課題研究はどれも修士論文に匹敵するもので、学位認定の水準は適切である。

123

学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況について、研究分野によっては、本研究科の教員のみで審査委員会を構成することが難しい場合もある。現行の制度は、審査の透明性・客観性を保つためにも必要不可欠のものである。日本語教育専攻の特定課題研究の審査においては、発足間もないこともあり学外の研究者を審議委員会に加えることについては、今後の検討課題となっている。

125

標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性について、英語教育専修コースについては「外国語学研究科博士前期課程（1年コース）の履修に関する細則」、日本語教育専攻については「外国語学研究科日本語教育専攻修士課程（1年制）の履修に関する細則」に基づき適切に運営されている。ともに社会人（特に現職の教員）を対象にしているため1年の標準修業年限は、学びやすいコースといえる。他の専攻においても1年のコースを設けるかどうかは今後の検討課題である。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

ドイツ語学専攻

現状の説明

120

修士、博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性について、ドイツ語学専攻の最近の学位授与状況は、修士 2003 年度 3 名、2004 年度 1 名、2005 年度 5 名、博士 2003 年度 1 名、2004 年度、2005 年度はともに 0 名である。なお、学位の授与方針・基準の適切性については、研究科の項を参照されたい。

121

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性について、ドイツ語学専攻では、学位審査については主査、副査 2 名の審査委員により審査が行われた上、ドイツ語学専攻の教員全員が出席する口頭試問において広範囲な試問が行われる。また、口頭試問ではドイツ語を母語とする教員からのドイツ語で論文についての質疑応答が行われる。

122

修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性について、ドイツ語学専攻では修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定は行っていないが、現在まで特に問題等は生じていない。

123

学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況について、ドイツ語学専攻では学位を審査するに当たり、論文の内容により本大学(院)関係者以外の研究者に審査を依頼し、論文の客観的評価をすることのできる体制をとっている。

124

留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性について、ドイツ語専攻ではこれまでに留学生に学位を授与したことはない。しかし、その場合の日本語指導については本学の日本語教育関連の授業で担当教員が指導できるよう配慮されている。

125

標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性について、ドイツ語学専攻では標準修業年限未満で修了することを認めていないが、

現在まで特に問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

121

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性について、ドイツ語学専攻では学位審査会では大学院担当の全教員がすべての審査の場に出席して試問を行い、最終的な合否は主査、副査の見解だけでなく、出席者全員の試問に対するポイントを合計し、その総合点によるので、透明性が保たれている点は高い評価を与えることができる。問題はこの審査会が完全に外部に対して開かれたものとなっていない点である。

123

学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況について、ドイツ語専攻では、審査に当たって専門の研究者を学外から委託する体勢が整っており評価できる。

124

留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性について、ドイツ語学専攻では目下のところ留学生は在籍しないものの日本語の指導が必要であれば、学部には留学生向けの日本語コースがあり、そのコースで指導を受けられるような体勢が取られていることは評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

121

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性について、ドイツ語学専攻では、今後3年間を目処に透明性・客観性を高めるべく、審査会を学内外に公開するものとしたい。

123

学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況について、ドイツ語学専攻では、今後3年間を目処に学内外の研究者が学位論文審査に定期的に関与し、論文審査の透明性、客観性、論文水準の維持を図るべく検討する。

英語学専攻

現状の説明

120

修士、博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性について、学位の授与状況は、以下の表の通りである。学位の授与方針・基準の適切性については、研究科の項を参照されたい。

	年度	2001	2002	2003	2004	2005
英語学専攻	修士	8	10	6	10	10
	博士(課程)	3	0	1	0	0
	博士(論文)	0	0	1	0	0

121

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性について、英語学専攻では学位審査の透明性・客観性を高める措置として主査1名副査2名による審査委員会を構成して審査している。さらに研究科委員会においても十分な審査報告および質疑応答がされており、これらについては適切に行われていると判断している。

122

修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性について、英語学専攻に設置されている英語教育専修コースにおいては、修士論文に代替できる課題研究が提出されている。その水準は修士論文に匹敵するものであり、その判定は適切に行われている。

123

学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況について、英語学専攻の学位論文審査においては、本大学院関係者以外の研究者に審査を依頼し、論文の質の向上と客観的評価を適切に行っている。

124

留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性について、英語学専攻ではこれを講じていないが、現在まで特に問題等は生じていない。

125

標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性について、英語学専攻では英語教育専修コースにおいて、1年間で修士号を取得できる制度を設けている。これについては、項目123で述べたとおり、修了に際して適切な審査を実施している。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

フランス語学専攻

現状の説明

120

修士、博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性について、学位の授与方針・基準の適切性については、研究科の項を参照されたい。学位の授与状況については、以下の表の通りである。

	年度	2001	2002	2003	2004	2005
フランス語学専攻	修士	2	2	2	4	1
	博士(課程)	0	0	1	0	0
	博士(論文)	0	0	0	0	0

121

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性について、フランス語学専攻では、主査1名、副査2名による審査委員会が構成され、審査が行われる。これについて特に問題等は生じていない。

122

修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性について、フランス語学専攻では、そのような方法による学位認定は行っていないが、現在まで特に問題等は生じていない。

123

学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況について、本専攻では、博士論文の審査においては必ず、学外の研究者に副査を依頼している。また修士論文の審査においても、当該の専攻から研究科委員会に申し出があった場合は、学外の研究者が副査として審査委員会に加わっている。

124

留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性について、フランス語学専攻では、これについて特段の措置は講じていないが、現在まで特に問題等は生じていない。

125

標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性について、フランス語学専攻では、標準修業年限未滿で修了することを認めていないが、現在まで特に問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

日本語教育専攻

現状の説明

120

修士、博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性について、2005年度には7名が修了し、全員に修士の学位が授与された。なお、学位の授与方針・基準の適切性については、研究科の項を参照されたい。

121

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性について、日本語教育専攻では学位審査にあたり、主査1名、副査2名による審査委員会を構成し、その合議によって判断し、さらに研究科委員会において審査報告がなされ、質疑応答が行われる。このようにして審査の透明性・客観性は保障されていると考えており、かつ、これを適切であると判断している。

122

修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性について、日本語教育専攻では修士論文に代替できる特定課題研究が提出され、その水準は修士論文に匹敵するものであると判断している。初年度たる2005年度を例にとると特定課題研究は2つに大別され、1つは教材作成とその解説であり、もう1つは従来どおりの論文作成である。

123

学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況であるが、日本語教育専攻では、原則として学位論文審査に際して、そのような関与はなされていない。

124

留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性について、日本語教育専攻には2005年度において2名の外国人留学生在籍したが、日本語教育を専攻としており、両名ともに日本語運用能力は高い水準にあったため、特別の日本語指導を講じる必要はなかった。また、両名とも日本の実情をよく知っており、外国人であるがゆえの特別の配慮処置の必要性は感じられなかった。2006年度については留学生在籍していない。

125

標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性について、日本語教育専攻では1年制コースにおいてこれを認めている。指導および修了に際しての審査等については、これまで本章で述べてきたとおり行っており、これについては適切かつ妥当であると判断している。

点検・評価、長所と問題点

121

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性であるが、日本語教育専攻では透明性・客観性は審査委員会の構成、および、研究科委員会における審査報告、質疑応答によって保障されていると考える。加えて、口頭試験を公開する方策を考えたいと思っている。

122

修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性であるが、日本語教育専攻では学位認定の水準は適切と判断している。ただし、教材を作成して得る成果と論文を作成して得る成果をいかなる基準で同等ないし差異ありと判断するかは必ずしも分明ではないため、将来は特定課題研究を教材作成と論文作成の2本立てにすることも検討している。

123

学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況であるが、日本語教育専攻では未だ関与の方策を検討していない。発足2年目なのでやむを得ぬところもあるが、その点は問題点として残される。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

経済学研究科

現状の説明

120

修士博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性について、現状は以下の通りである。

(1) 学位授与状況

修士号の授与状況

修士学位の授与状況は、下表を参照されたい。

博士号の授与状況

2001 年度に博士号第 1 号を授与した。

博士号についても、社会的要請に応えて積極的に授与することが望ましいが、後期課程開設から 10 年しか経過したにすぎない現段階では、現実問題として困難な状況にある。

なお 2006 年度では 2 名の博士論文の提出申請がなされている。また提出資格申請を行い認定された者が 1 名いる。

大学院における学位授与状況

(表 7)

研究科・専攻	学 位	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	備考
経済学研究科	修 士	9	6	5	13	14	47
	博士(課程)	1	0	0	0	0	1
	博士(論文)	0	0	0	0	0	0
	専門職学位						0

(2) 学位の授与方針

修士号の授与については、項目 094 で述べた事項に従って積極的に取り組んでいるが、博士号の授与については事情・条件が相当異なり、これまで 1 件にとどまるが故にまだ明確な授与方針を打ち出しているとは言えない。そこで 2006 年度においては 2 名の提出申請を受けて、慎重に審査、検討するため、7 月に中間報告会を行ない、その結果の審査結果を経て提出の認可、論文提出を待って査読に入る体制をとった。審査に当たっては公平性と専門性の把握の為、副査以外に面接委員を 2 名指名するとともに、副査に外部の専門家を招くことを基本としている。なお、博士号については次の点が重要である。博士号の取得をめざす者は、学位論文を提出する前段階において、学会・専門分野で異なるものの、

学会報告を最低 1 回はおこなうこと、 学術論文を 3 点以上発表すること、 そのうち 1 点以上はレフリースの論文であること、 などの条件を満たさなければならない。先の

3条件は最低条件である。なお課程博士に加えて論文博士についても審査、授与を検討、議論中である。

121

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性について、項目 094 で述べた、修士論文中間報告会及び最終審査会が公開で（大学院担当全教員及び全大学院生に）行われていることは、透明性・客観性を高める上でも重要である。なお、研究科委員会の合否判定は、無記名投票によるものである（学位規則第10条の2）。

また、学位論文の公開については、本学図書館に保管・閲覧に供するするとともに、獨協大学経済学会編『獨協経済研究年報』に題目及び要旨を掲載している（既刊分第1～14号：1992～2005年）。

122

修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性について、本研究科ではそのような形での学位認定を行っていない。

123

学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況について、修士論文の審査はほとんど経済学研究科専任教員の審査によって行われているが、過去1回の博士論文（課程博士論文）審査は、副査1名を外部の専門分野の研究者に委嘱して行われた。現在審査中の課程博士論文2編も各々副査1名を外部の専門分野の研究者に委嘱している。

124、125

留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性、標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性について、現状において本研究科はそのような措置・制度を講じていない。

点検・評価、長所と問題点

120

修士博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性について、博士論文については以下の問題がある。1992年4月から後期課程が開講され、今日に至っているが、10年間に学位授与者が1名のみである。その間、後期学生は1992年から1996年までは入学者5名、1997年から2002年までは7名であるにも拘わらず、2001年度に1名の学位取得者のみというのは、指導体制と指導教員の指導にも問題があろう。博士後期課程の担当者は、研究者を育成するという自覚をより強く持つべきであろう。ちなみに、博士課程審査に関して、2006年度では2名の博士論文の提出がなされ、同年7月に大学院担当教員全員参加による中間報告会が開催された。このように、研究指導および学位授与への意識、

自覚の向上を図るなど、研究科委員会、改革委員会の議論を経て種々取り組んでいる。

121

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性について、修士論文の最終審査会が審査としては極めて不十分であること、最終発表会に先立ち、大学院生が主査・副査の前で論文の主旨を述べ、主査・副査が十分に質問する時間を設けること（主査・副査による口頭試問）、主査・副査は入念な審査と合議を経て合否案を作成することの必要性は既に述べた通りである。

上記を踏まえた適正な審査システムが十分に確立・機能すれば、研究科委員長を中心とする執行部は各審査報告を尊重して研究科委員会に諮ることができる。その間に関与する必要はなくなる。これらの改善措置は、より公平性・客観性を担保するためにも必要なことと思われる。なお、修士論文及び博士論文は現行では主査・副査のほか執行部が研究科委員会の審議以前に見ることができるが、投票を実質的なものにし、より公平性・客観性を担保するためにも、論文は研究科委員長室などで大学院担当教員が閲覧可能にしておく必要がある。

123

学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況について、分野により、当研究科には専門分野の教員が不足することはやむを得ないが（博士論文だけでなく修士論文の場合も）、博士後期課程については若干、担当教員の任用・充実をはかり、研究科内の審査能力を向上させる必要がある。

学内担当者による審査が不可能な場合には、外部の専門分野の研究者に委嘱することが必要となる。このことは審査の透明性や客観性を担保する上でも必要なことであろう。外部の専門分野の研究者に委嘱する場合、研究科内の担当教員に比して論文審査にはより多くの労苦が伴うので、相応の報酬等を考慮する必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

法科大学院

（法務研究科法曹実務専攻）

現状の説明

120、121、122、123、124、125

修士、博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性、学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性、修士論文に代替できる課題研究に対す

る学位認定の水準の適切性、学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況、留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性、標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性について、現状において、いずれも本研究科に該当するものではない。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

(5) 通信制大学院

大学院 (全研究科、全専攻)

法科大学院

(法務研究科法曹実務専攻)

現状の説明

126

通信制大学院における、教育研究指導方法・単位認定・学位授与の適切性とそのための条件整備の適切性について、現状において本大学院に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

【第4章】

学生の受け入れ

概要および目標

本学は、本学の入学者受け入れ方針として、本学の建学精神および各学部・学科の教育目標を理解し、その目標の実現に向けて努力する学生を集めることを目標としている。本学は学則第1条に定めているとおり、外国語教育を重視しており、創立以来、入試科目においても外国語科目に比重を置いてきた。開学時の入試科目は「英語」「和作文」「面接」であり、その後、多様な受験生の受け入れのために入試科目も変化してきているが、外国語重視の伝統は現在の外国語学部の入試科目や経済学部、法学部の英語重視の試験方式に生かされている。

学生の受け入れに際しては、各学部・学科の授業で学んでいく上で必要な学力を審査するが、本学の一般入試の出題は基本的には高等学校で学んだ基本知識を問う内容であり、基礎的な学力で一定水準に達していることを前提として、多様な考え方や関心を持つ学生を受け入れようという方針をとっている。この方針に基づき、本学の入試制度は一般入試でA・B・C・Dの4方式の入試方式をとっているほか、センター試験利用入試を全学部で実施するなど、各学部の教育内容にあわせたさまざまな入試制度を設け、多様な受験生の受け入れを目指している。また、主に小論文や面接で選考を行う公募制推薦入試、自主応募制推薦入試、指定校推薦入試、課外活動推薦入試などの推薦入試は建学の精神に合致した学生を受け入れる点では優れた入試方式である。その他、社会人入試や、外国人・帰国生徒などの特別入試、編入学制度という具合に、多様化した入試制度を設けることにより、本学の建学精神にかなった学生を受け入れることを目標としている。こうした入試選抜方法の内容の適切性の判断のためには、入学後の成績を追跡調査し入試制度改革にフィードバックさせていくような検証システムが必要である。

一方、入試の公平性という観点からは、入試制度の透明性を確保し検証する必要がある。本学では学長、副学長、学部長、学科長らから構成される入試委員会が入試制度全般に関する審議機関として設置され、入試運営の全般について検証を行い、入学者選抜方法の適切性、選抜基準の透明性を確保するよう努めている。入試データの公表という点では、受験生向け広報誌やホームページなどで、前年度の合格最低点等の詳しい入試データ、判定方法等を公表しており、英語科目については次年度の出題情報も公表している。また前年度の全入試科目の模範解答付入試問題集を作成し、積極的に受験生へ情報提供を行うことにより、入試の透明性確保に努めている。出題については機密性を確保しつつ、出題ミスを防ぐため二重、三重のチェック体制を敷いているほか、正答率を分析することにより、出題問題の妥当性を検証し次年度にフィードバックさせている。

学生の受け入れにあたっては、収容定員と在籍学生数の比率を適切に維持していく必要があるが、本学では中長期計画において、2012（平成24）年までに定員超過率を120%未満とすることを目標に掲げ、毎年度の入学者数を決定している。

大学院については、ほとんどの専攻で在籍学生数が収容定員を満たしていないという問題を抱えており、各研究科・専攻において、大学院教育に求められているもの、必要とされるカリキュラム編成等を検討し、大学院進学希望者に対し、大学院で学ぶことの明確な目的、将来の進路等を説明していくことが必要である。

本章における自己点検・評価の目標

- ・多様な入試形態により、本学の建学精神および各学部・学科の教育目標を理解し、その目標の実現に意欲ある学生を受け入れる。
- ・本学と、併設校・推薦指定校との間において、それぞれの教育内容・ニーズ等を相互に確認すべく、積極的な交流・連携を図る。
- ・カリキュラムとの関係において、入学後の学修適性を確認できるよう、入試科目等の点検・改善を行う。
- ・入試制度全般を点検・評価し、入学者選抜方法の適切性、選抜基準の透明性確保に努める。
- ・学生の受け入れに関しては、平成24年までに収容定員に対する定員超過率を120%未満とする。
- ・大学院在籍学生数が収容定員を満たすような方策を組織的に検討する。

大学

現状の説明

127、128、129、130

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性、入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係、入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係、学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係については、学部・学科単位で扱われている。詳細は、それぞれの項を参照されたい。

131

入学者選抜試験実施体制の適切性については、全学の入試委員会における実施機構の策定、全学教授会における実施機構の承認を経て、大学全体で実施している。特に、試験実施前には打合せ会を開催し、当該試験における注意事項等を伝達し、全担当者共通理解の下実施している。入学試験は入試部が全学的に管理運営しており、概ね適切に運営されていると考える。

具体的には毎年4月ごろ、出題委員長および出題委員の選出が各学部・学科において行われ、問題作成作業に取り掛かる。

10月ごろには各学科長は秋の推薦入試・特別入試に備え、試験監督委員および採点委員を選定し、これを入試部に伝達する。同じくして、年明けの「センター利用試験」および一般入試（ABCD方式）に備え、試験監督委員および採点委員を選定し、これを入試部に伝達する。

試験日当日は、本学教職員が監督、答案整理、環境整理などを担当し、トラブルのない試験実施に努めている。特に、2005年度より導入したリスニングとディクテーションの試験の実施においては、音響関係の外部専門会社スタッフが機器の設営をし、各教室の受験環境をできるかぎり同一条件にするよう努めている。

選抜・合格結果について、まず選抜については、推薦入試、一般入試ともに、試験終了後、入試委員会は試験実施の結果を確認し、各学部それぞれにそれを伝達する。それを受ける形で、各学部においては選考が行われる。選考結果については、再度入試委員会に報告され、最終的には学部教授会による承認がなされる。合格発表については、推薦入試については2月上旬に結果が発表される。また、一般入試については2月中旬に「センター利用 期」と一般入試A・B方式の結果、3月上旬に「一般入試C・D方式」の結果、3月中旬に「センター利用 期」の結果について、それぞれ行われる。

132

入学者選抜基準の透明性について、本学は以下のような媒体を通じて透明性を確保していると判断している。

『ヴィッセンシャフト』

毎年、入試関連データを入試部が作成する入試広報雑誌『ヴィッセンシャフト』の付録「入試概要」のなかに「入試データ」として掲載し、公表している。そこでは、各入試方式の内容紹介にとどまらず、「一般入試結果」、「一般入試合格最低点」、「一般入試(A・B方式、センター利用入試Ⅰ期)併願状況」、「一般入試現浪比率・都道府県別志願・合格者数」、「入試問題の傾向と対策」など多様な内容が網羅されており、受験生に対して入試選抜基準の概要が伝えられている。あわせて本学が実施している公募制推薦入試、特別入試についても、入試要項のなかで過去の問題など、必要な情報を開示している。

各種入試要項

受験申し込みの際の入試要項には、一般入試については募集人員、配点および合格判定方法などが、推薦入試については推薦入試基準、配点および過去の小論文課題などが示されている。

ホームページ

本学ホームページには、募集人員、入学志願状況、入試結果、倍率、過去の問題などが掲載されている。また、入試問題集には各科目の試験問題、模範解答、入試問題の傾向と対策および合格判定方法などが明記されている。

過去問題集

受験の際参考となる過去の問題については、年度ごとに「入試問題集」を作成し、受験生に配布している。

133

入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況について、試験において、面接など受験生が直接試験官に関わる選抜方法では、必ず複数の教員が担当し、筆記試験による選抜方法では、採点の際、受験者氏名がわからないような形で採点作業を行うようにしている。

本学入試部および入試委員会は、それら採点作業終了後に入試判定資料(受験者氏名、受験番号は記載されない)を作成する。それをもとにして、学部選考会議、入試委員会承認、学部教授会承認の手順を踏んで選抜を行っており、公正性・妥当性は十分に確保されていると判断する。また、特に問題等は生じていない。

134

各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況について、出題委員会は3度による校正と内覧を実施し出題担当者相互によるチェックを行っている。校正、内覧を問わず、出題委員全員が解答を試みるとともに、科目によっては出題委員とは異なる校正委員によって解答作成や校正を実施することによって、ミス防止に努めている。また試験終了後、外部機関に入試問題の適正度を測るために、不定期ではあるが入試問題点検を依頼している。その他、外国語学部では各外国語科目について別途検証を行っている学科がある。

135、136、137

入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況、アドミッションズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性、「飛び入学」を実施している大学・学部における、そうした制度の運用の適切性について、現状において本学に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

138

推薦入学における、高等学校との関係の適切性について、基本的には入試部が所管となつて、各学部・学科との協議を経ながら高等学校との関係を維持している。詳細は、それぞれの項を参照されたい。

139

入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけについては、各学部・学科によって状況が異なる。詳細は、それぞれの項を参照されたい。

140

高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性については、概要としてはオープンキャンパス（2006年度は計5回開催）、それと同時に行われる授業体験フェア（2006年度は計4回開催）、高校内における模擬授業（適宜）、高校等における合同説明会（適宜）などを通じて、行っている。その他、詳細については各学部・学科の項を参照されたい。

141

夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況について、現状において本学に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

142

科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性については、現状は以下の通りである。

本学では、学則第99条に「聴講生・科目等履修生」について定め、その運用に関しては、「聴講生・科目等履修生に関する細則」に定めている。この細則のほか学部学生に関する規程を準用し、春学期、秋学期ごとに「獨協大学聴講生募集要項」、「獨協大学科目等履修生募集要項」を作成し、各要項に従って一定期間に出願者を募集する。出願者については、書類選考および面接試験等を実施し適格者を選考する。

科目等履修生

科目等履修生とは、本学学則第99条2項で定める「大学設置基準第31条に基づき授業科目を履修する者」であり、その受け入れについては、生涯学習の観点から在学生以外に本学の授業科目の単位を修得する機会を設け、その主たる目的を資格取得への道を開

くための制度であると定めている。

過去5年間の科目等履修生数は、下表に示す通りである。この表から明らかのように、例年、本制度の主たる目的である資格（教育職員免許資格、司書・司書教諭免許資格）取得を希望する者が出願者の大半を占め、その中でも本学の卒業生が占める比率が非常に高い。その他教科については、日本語の科目に特化している。3年間を限度として在籍することができることから、継続出願者も比較的比率が高い。

科目等履修生数（2001年度～2005年度）

年 度	2005年度		2004年度		2003年度		2002年度		2001年度	
	春	秋	春	秋	春	秋	前	後	前	後
教職課程教科	27(2)	5(2)	17(4)	1(1)	13(3)	1(1)	15(7)	2(0)	17(5)	1(0)
司書課程教科	3(2)		4(3)	1(0)	2(1)	2(2)	2(2)		1(0)	
教職・司書			3(0)		3(1)		1(1)	1(0)		
その他教科	2(0)		1(0)		1(0)					
新 規	25(1)	2(0)	16(2)	2(1)	13(1)	3(3)	14(7)	3(0)	16(5)	1(1)
継 続	7(3)	3(2)	9(5)	0(0)	6(4)	0(0)	4(3)	0(0)	2(0)	0(0)

（ ）は、本学以外の卒業生の内数を示す。

聴講生

聴講生とは、本学学則第99条3項で定める「学位等の取得を目的としない者」であり、その受け入れについては、在学生ではない方々が生涯学習の観点から専門的な知識を得て、教養を深めるため本学の授業科目を受講する機会を与えるためと定めている。

過去5年間の聴講生数は、下表に示す通りである。この表から明らかのように、総出願者数は、年々減少の傾向にある。外国人の出願者数も減少しているものの、比較的一定の人数を保っている。しかしながら、例年、出願手続きを行なうが、受験当日欠席する者が多く、結果的に不合格者となる。その要因の一つには、出願書類として、日本語学習歴（日本語能力試験1級程度の日本語能力が必要とされる等、具体的・法的な出願要件）の提出のほか、日本語の試験が課せられていることにあると考えられる。また、外国人の場合、在留資格を得ることを目的として聴講生を希望する者が多く、そのためには7科目の履修が課せられ、その受講料の納付が負担になるのではないかとと思われる。

聴講生数（2001年度～2005年度）

年 度	2005年度		2004年度		2003年度		2002年度		2001年度	
	春	秋	春	秋	春	秋	前	後	前	後
一 般	4(1)	1(1)	4(4)	1(1)	5(5)	0(0)	4(5)	0(0)	9(11)	0(0)
外国人	0(6)	0(3)	0(7)	0(0)	5(14)	0(0)	4(11)	0(0)	6(14)	0(0)

合格者数 [新規・継続]	4 [0・4]	1 [1・0]	4 [1・3]	1 [1・0]	10 [7・3]	0 [0・0]	8 [5・3]	0 [0・0]	15 [5・10]	0 [0・0]
総出願者数 [卒業生・その他]	10 [2・8]	4 [0・4]	11 [3・8]	1 [0・1]	19 [3・16]	0 [0・0]	16 [3・13]	0 [0・0]	25 [5・20]	0 [0・0]

()は出願者数、[]は内数を示す。

143

留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性について、海外協定校からの交換留学を除き、外国人学生の受け入れは「外国人学生特別入試」によって行われており、その出願要件は、基本的に日本における高等学校卒業以上の学力を有していること、日本語能力の証明がなされていることが必要である。入試においては、小論文と面接の片方もしくは両方の試験を課し、かつ「日本留学試験」の結果を加味して、総合的に合否判定がなされる。外国語学部言語文化学科と、経済学部の経済学科、経営学科にはこの試験を経て入学した学生が比較的多くいるが、その他の学部・学科においてはカリキュラムの特性などから、比較的入学者が少ない。全体として、これらについては概ね適切であると判断している。

144

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性についてであるが、2006年度における編入学定員を除く学部の収容定員数は、7,013名である。これに言語文化学科と国際関係法学科が各々5名の編入学定員を持ち、総収容定員数としては7,033名となる。2006年5月1日時点の在籍学生数は8,621名であった。定員超過率は123%となる。2006年度の新入学生で見ると、入学定員数1,750名に対し、入学者数は2,149名で定員超過率は123%である。

本学は、1991年度から臨時定員増を実施し、1999年度まで継続した。その後、経済学部を除き2006年度までに臨時に増加した分の半数を減じていき、2007年度に学部の総収容定員は7,020名になる。

145

定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況について、2006年度において、定員超過率が120%を超えるのは外国語学部であり、特にフランス語学科では130%を超える状況になっている。これは、フランス語学科の入学定員が100名と少数であり、合格手続きの誤差が比率に大きく反映してしまうことによる。学科の項において後述されているように、これまで指定校推薦入試の人气が高くこの点の見直しが必要とされ、2007年度入試において、試験科目等の見直しを行い、前年比の6割に減ずることになった。

各年度における新入学者数の確保見込みは、前年度の6月に学長の下で全学の計画を立てている。5月1日時点の在学生数から、過去5年間の卒業率、留年率、除退学数、休学

状況などを勘案し、次年度の受け入れ可能数を試算する。ここにおいて、定員超過率および教員一人当たりの学生数の適正化をはかりつつ、経営上必要な学生数とのバランスをはかっている。

146

定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況について、本学は毎年、全学的に学生数を検証しつつ次年度の入学者確保予定を示す過程で充足率の確認は行っているが、これを基に組織改組や定員変更を構想する仕組みにはなっていない。「国際的な教養の修得」を目指した国際教養学部の設置等に見られるように、本学において組織改組・定員変更の検討は、主に学部、学科の活性化議論の中で行われている。

147

恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性について、現状において本学に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

148

退学者の状況と退学理由の把握状況について、本学の最近 5 年間の退学者数は、2001 年度が 198 名、2002 年度が 216 名、2003 年度が 177 名、2004 年度が 210 名、2005 年度が 163 名であり、隔年で増加と減少の傾向にある。

本学では、学生が退学手続きについて相談に来た時、あるいは学生、保証人から電話での問合せがあった時には、事務手続きに入る前に、学生本人に退学の理由や父母の了解の有無、クラスアドバイザーあるいは演習指導教員への相談の有無等について尋ね、本人の意思確認と退学理由の把握に努める。併せて、経済的理由による退学の相談については、奨学金制度の利用等可能な範囲での救済手段が講じられるように対応している。学生との面談の結果、学生にとって退学が適切であると判断した場合に、事務的な手続きについて説明をする。ただし、退学する最終的な決定は学生本人にあるので、相談を受けた教員が退学理由に納得できない場合でも、無理に学生を引き止めることはできない。

明確な退学の理由、退学の意思が確認された学生には、所定の「退学願」の用紙に学生本人および保護者の署名・捺印、具体的な退学理由を記入した後に、クラスアドバイザーあるいは演習指導教員の所見と捺印を受けてから教務課担当係に提出するよう指導する。このような手続きを経ることから、書類上からも退学理由を明確に把握することができる。

最近 5 年間で上位を占める退学理由は、勉学意欲の低下等学業不振による退学(2 年生と 4 年生合わせて約 91%)、つぎに他大学入学(1 年生と 2 年生で約 92%)と就職(2 年生と 4 年生で 100%)による退学である。ここ数年間は、これらの理由による順位が定着しており入れ替わることがない。その他の退学理由としては、実質的な技術の習得等を目的とした各種専門学校への入学による進路変更、経済的事情で学修を断念せざる

を得ない等がある。また、少数ではあるが、病気、校風になじめない、留学という理由も見受けられる。退学理由と学年との関係は、上述したように、他大学入学を理由の退学者は低学年に多く、その他の理由による退学者は2年生と4年生に集中していることがわかる。全体的には、2年生の退学者が約50%を占めている。

149

編入学生及び転科・転部学生の状況について、現状は以下のとおりである。

編入学

本学では、学則第34条において編入学に関する事項を定め、次の各号のいずれかに該当する者は、選考の上、相当学年に編入学を許可することとしている。

- (1) 本学の一つの学部学科を卒業した者で、更に他の学部学科に入学を志願する者
- (2) 第43条の規定により退学した者で、再入学を志願する者
- (3) 他の大学を卒業した者で、本学に入学を志願する者
- (4) 他の大学に1年以上在学した者で、本学に入学を志願する者
- (5) 短期大学を卒業した者で、本学に入学を志願する者
- (6) 高等専門学校を卒業した者で、本学に入学を志願する者
- (7) 学校教育法第82条の10の規定により、大学に編入学することができる者で、本学に入学を志願する者

なお、2005～2007年度（2005～2007年度入学者用）編入学試験の実施状況および結果は下表の通りであるが、現在まで特に問題等は生じていない。

2005～2007年度（2005～2007年度入学者用）編入学試験の実施状況および結果

	編入	2007年度	2006年度	2005年度
志願者数	2年	10	14	10
	3年	12	9	15
	学士	1	2	5
	再入学	2	2	2
	合計	25	27	32

	編入	2007年度	2006年度	2005年度
合格者数	2年	7	4	3
	3年	10	7	7
	学士	1	1	2
	再入学	2	2	2
	合計	20	14	14

転科・転部

本学では、学則第 37 条に「転部・転科」として定めている制度であり、学年度の初めに限った特別の選考により合格者を許可している。また、その運用については、「転部・転科に関する施行細則」に定められている。

ちなみに 2002 年度から 2006 年度までの状況はつぎのとおりであるが、現在まで特に問題等は生じていない。

	学年	2006 年度	2005 年度	2004 年度	2003 年度	2002 年度
志願者数	2	8	12	18	21	20
	3	4	10	6	6	2
合格者数	2	8	9	5	6	10
	3	3	7	1	0	0

点検・評価、長所と問題点

142

科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性について、長所と問題点は、以下のとおりである。

科目等履修生の受け入れについては、本学の卒業生に限らず、他大学の卒業生に対して、主たる目的である教育職員免許状、司書・司書教諭免許状取得への途が、本学の科目等履修生制度を利用することにより開かれるとすれば、本制度は非常に適切かつ明確な目的・方針に基づいていると評価できる。また、その他教科（主に日本語の授業科目）を受講する科目等履修生も、何らかの資格を取得するためなど、非常に明確な目的をもって出願している。勉学に対する明確な問題意識と目標を持った上述の科目等履修生の存在は、同じ授業を履修する本学の学生に対して、勉学意欲の動機づけを促しうるという点でよい影響を与え効果的な役割を果たしている可能性が高いと考えられる。これらの大きなプラス要因も含めて、本学の科目等履修生制度は適切かつ明確な制度として活用され機能していると評価できる。

科目等履修生に関する問題点としては、授業科目の履修希望者が予想外に増えた場合の対応が考えられる。これは科目等履修生そのものの問題というよりも、制度上の手続きの問題である。現在、科目等履修生の受付期間が、教授会承認等の学内手続き上の問題から、本学学生の履修登録期間よりも早い時期に設定されている。このために、科目担当者は本学学生の履修者登録が終了する前に、受入れを決定しなければならない。現在、それぞれの資格取得に必要な科目は全て科目等履修が可能となっているため、特別の問題は生じていないが、大学が科目等履修生として許可をした後の履修登録手続きについて配慮が必要であると思われる。

聴講生の受け入れについては、生涯学習の観点から専門的な知識を得て、教養を深める

ため本学の授業科目を受講する機会を与えるためと定め、その出願資格も緩やかであり、広く志願者を募集し、定年退職者や主婦の生涯学習、有職者のキャリアアップ等多様なニーズに対応してきた。これらに関しては、上記過去5年間の表から、本学卒業生よりもその他の者の出願者数が多いことから明らかであり、趣旨に沿って機能しているので評価できる。また、特別な措置として、継続4年目の出願者に対しては、検定料の減免、面接試験と登録料は免除しており、この点についても評価できる。

聴講生に関する問題点としては、同表から明らかなように、聴講生数が年々減少しつつあることと外国人出願者の受験当日の欠席が多いことである。聴講生が減少した最大の原因は、本学においてオープンカレッジの受講科目が充実したことにより、これまで聴講生として出願した定年退職者や主婦の生涯学習を目的とする者が、その制度に移行したと考えられるが、反面、大学全体としては評価にも繋がる。また、外国人の場合、その出願目的をビザ申請のためとして、7科目受講を希望するが、最終的手続きにおいてその受講料納付が困難であるために辞退することになると推測される。加えて、科目等履修生の受け入れと同様に、授業科目の履修希望者が予想外に増えた場合の対応が考えられる。現在、特別の問題は生じていないが、大学が聴講生として許可をした後の履修登録手続きについて配慮が必要であると思われる。

144

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性について、本学は、かつて130%前後の高い比率を保持してきた。このことは、確かに経営的には学納金収入等で財政を潤すこととなっていたが、反面、教員一人当たりの学生数が高くなり、学生の教育環境に悪影響を及ぼしてきたといえる。

なお、本学においては、定員超過率の問題以上に、教員一人当たりの学生数や、教科ごとの受講者数が多すぎる、または少なすぎることについて議論してきた。3年前の法科大学院設立期に全国の法学部で起きた法律教員の不足は、本学にも多大な影響が及んだ。このことから、法学部の学生超過率を110%台に下げている。

145

定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況について、外国語学部で一般的に超過率が高いのは、本学の外国語学部が、伝統的に進級進学および卒業の判定基準を厳しくし留年率が高いことにも一因がある。しかし、「語学の獨協」としてのブランドを維持するためにも、語学の修得が水準に達していないものを社会に送り出すわけにはいかないとするのが学部の考えでもある。同様の考え方は、経済学部、法学部にも共通した認識としてある。

148

退学者の状況と退学理由の把握状況について、本学では、教務課担当係の窓口で退学を申し出た学生への対応として、事務的に「退学願」を提出させることなく、クラスアドバイザーあるいは演習指導教員の面談を受け、所見の記入と捺印を受ける手続きになっ

ているが、このシステムについては評価できると思う。ただし、病気（精神的な理由）等で大学にこられなくなる学生、学習意欲低下による学業不振者への対応については多々問題が残る。

将来の改善・改革に向けた方策

142

科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性について、科目等履修生に関しては、授業科目の履修希望者が予想外に増えた場合の方策を検討するにあたっては、現在、科目等履修生として許可をした後に履修登録手続きを行なっているが、この手続き時期については、科目等履修生のみの問題ではなく、大学全体の年間行事予定表の立案に立ち返り、募集時期、手続き期間、ガイダンス期間等を総合的に見直す中で、その改善を図っていく必要があると思われる。

聴講生に関しては、外国人出願者の対応について、改善が必要と思われる。目的をビザ申請のために7科目受講を希望するが、受講料納付が困難なため辞退する場合と、聴講生として許可後の手続きが終了すれば、出願者の本来の目的が達成され、単位取得がなされていない状況が伺えることから、募集の段階で、明確な出願目的を確認することが大切であると思われる。

144

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性について、本学では、中長期計画に沿って現在の比率122.6%を徐々に減じ2012年度には120%以下に調整すべく努めている。超過率の是正は、大学の経営と深く関わる問題であること、また入学生数を減ずるといわずらに入試倍率を高め、次年度以降に極端な影響を及ぼすことなどから軽々には実行できない事情もある。全国的な入試動向をにらみながら、ソフトランディングを目指しているところである。

148

退学者の状況と退学理由の把握状況について、病気（精神的な理由）等で大学にこられなくなる学生や学習意欲低下による単位取得が極端に少ない学業不振者へのケアについては、各学部・学科との連携を深め、個別面談や個別指導を全学的にあるいは組織的に実施することが改革に向けた第一歩と考える。また、新生を対象として、学ぶことへの動機付け、あるいは進路意識、職業観形成等が醸成されるようキャリア教育プログラムの導入を検討し、入学の前後で本学へのギャップを抱いている学生への早い段階での個別指導・支援を強化し退学者を一人でも減らせるよう改善したい。

退学者を減らすには、定期的なクラスアドバイザーによる個別面談や個別指導により、退学理由の明確な状況把握を行なう必要性と、一方では上述の学びへの動機付けとなるようなプログラム導入により、学習意欲喪失者の増加傾向への歯止めとなり、改善に向けて一歩前進するものと確信する。

外国語学部

外国語学部は各学科の独立性・自治性が高く、そのため各学科により現状等が若干異なるため、ここでは外国語学部各学科で共通する事項を中心に述べる。なお、詳細については外国語学部の各学科の項を参照されたい。

現状の説明

127

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性について、外国語学部の学生募集の方法は、各学科により若干異なるが、基本的には、推薦入試（獨協高校・獨協埼玉高校推薦入試、指定校推薦入試、公募制推薦入試）、特別入試（外国人学生、帰国生徒）および一般入試である。その他、編入学、再入学、学士入学において試験を実施している。

選抜方法の位置づけについては、学科により多少異なる点はあるが、総じて言えば、推薦入試では、本学の教育理念・目的を理解し、これを外国語学部において実践せんとする生徒を受け入れる機会として、一般入試では、受験科目の異なる4つの試験方式により、様々な個性・特性に富んだ生徒を受け入れる機会と位置づけている。これについては、現状において適切であると判断している。

128、129

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係、入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係について、学科の特性に応じて差異はあるが、基本的には外国語教育重視の観点から、受験者の外国語科目の成績を重視している。

130

学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係については、学科ごとに関係を定めている。

131、132、133

入学者選抜試験実施体制の適切性、入学者選抜基準の透明性、入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況については、全学的取り組みの中で扱われている。詳細は、大学の項を参照されたい。

134

各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は大学の項を参照されたい。ちなみに、現状において学部として独自の検証システムは特に導入していないが、学科ごとの取り組みが見られる。

135、136、137

入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況、アドミッションズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性、「飛び入学」を実施している大学・学部における、そうした制度の運用の適切性について、現状において本学部に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

138

推薦入学における、高等学校との関係の適切性について、基本的には入試部が所管となっていて、併設校や指定校に関する事項を各学科と協議しながら、高等学校との関係を維持している。

139

入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけであるが、推薦入試では重要な資料として位置付け、一般入試では、筆記試験のボーダーライン上の受験生に関しては、合否判定の参考資料としている。

140

高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性について、オープンキャンパス(入試説明会)、模擬授業を含む高校訪問などは入試部が所管して行っており、外国語学部は必要な要員を派遣している。但し、併設校(獨協高校、獨協埼玉高校)に対しては学部・学科も主体的に係わり、進路相談・指導等を行っている。

141

夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況について、現状において本学部に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

142

科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性については、全学的な取り組みとして扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

143

留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性について、本学では、海外の協定校から交換留学の形で受け入れる者を「外国人留学生」と定める。また、外国籍を有し、本学の入学試験を経て入学するものを「外国人学生」と定めている。

外国語学部としては、言語文化学科を中心として外国人留学生、外国人学生の積極的な受け入れおよび単位認定を行っている。外国人留学生については、国際交流センターと各学科の努力により締結した、各言語圏の大学と交換留学協定に基づき、毎年10名前後の外

国人留学生を受け入れ、言語文化学科主体による日本語教育を行い、本学での単位を認定すると同時に、協定校へ向けてその教育成果を報告している。

それ以外に、外国人学生の受け入れについては、「外国人学生特別入試」により、外国人学生として受け入れている。受け入れ学生には、1学期（半年）から4学期（2年）の日本語学習コースを準備し、専門教育課程への送り出しを行っている。これについては言語文化学科への出願が多く、それ以外の学科への出願は少ないが、これは外国人学生にとって必修の日本語と英語に加えて、さらに各学科の言語が高度に必要となるカリキュラムの性質からくるものであると思われる。

144

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性については、入試委員会にて協議・検証されている。現学長は在籍学生数を学生収容定員の120%以下にする方針を掲げ、外国語学部もその方針に沿って、入学者数の抑制を図っており、過去130%近くあった在籍学生数を減少させている。

145

定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況について、前述（項目144）の学長方針に沿って、適正化に努めているが、財政上の理由で、在学者数は設定値をやや上回っている。

146

定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況について、本学部ではそのような仕組みは導入されていない。

147

恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性について、外国語学部では欠員が生じている学科はなく、特に問題等は生じていない。

148、149

退学者の状況と退学理由の把握状況、編入学生及び転科・転部学生の状況については、全学的取り組みとして扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

143

留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性について、外国語学部としては、ドイツ語学科、英語学科、フランス語学科の外国人留学生の受け入れ拡大が必要である。言語文化学科による外国人留学生の日本語教育および言語文化学科による日本語未習者の受け入れと教育については、高く評価

できる。他方、外国人学生については、言語文化学科の日本語未習者または初中級者受け入れに際し、その多様化、安定化、質の向上化の点で、やや問題を残しており、これについては改善に向けて継続的に努力する。

144

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性について、収容定員の120%以下を目指しているが、受験者の多い学科が財政上の理由で、目標値より多い入学者を抱える場合がある。また、各学科が固有の問題を検討している。

将来の改善・改革に向けた方策

144、145

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性、定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況について、収容定員の120%以下を当面の目標とし、財政上の理由でこの目標の達成が阻害されないよう、教育の質を高めることにより、授業料の改定を行っても受験者数を減らさない環境作りに取り組みたい。

ドイツ語学科

現状の説明

127

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性について、本学科の現状は以下の通りである。

本学科の学生募集の方法：2006年度定員は140名であった。2006年度の本学科の学生募集形態は、推薦入試（獨協高校・獨協埼玉高校推薦入試、指定校推薦入試、公募制推薦入試）特別入試（外国人学生、帰国生徒）、編入学試験（3学期編入、5学期編入、学士入学）および一般入試である。定員配分は、推薦入試（併設校含む）40名、特別入試および編入学試験若干名、一般入試100名（センター利用入試Ⅰ期 20名、センター利用入試Ⅱ期 10名、A方式 35名、B方式 20名、C方式 5名、D方式 10名）である。

本学科のこうした多様な募集形態については、本学の各種パンフレットやホームページで詳細な説明がなされている。また、本学で実施されるオープンキャンパスおよび入試説明会、また教職員による高校訪問（学部説明、模擬授業）さらには併設校（獨協埼玉高校および獨協高校）への説明会（学科長参加）などによって、高校生やその父母に直接伝えられる機会も現状では確保されている。

選抜の方法：推薦入試であるが、本学科は、指定校・併設校推薦入試・指定校推薦入試・公募制推薦入試では小論文・面接により合否を決定している。特別入試のうち、外国人学生入試では小論文・面接の他、日本留学試験を、帰国生徒入試では小論文・面接を課して

いる。いずれにおいても、ドイツ語およびドイツ語圏の各分野における学修の意欲、さらに将来への目標などを問う。

次に一般入試であるが、多様な人材を集めるため、試験ごとに試験科目が異なっているのが推薦入試にはみられない特色である。センター利用入試Ⅰ期では外国語・国語・選択科目1(地歴・公民・数学・理科から)の3科目入試を、センター利用入試Ⅱ期では外国語・国語の2科目入試を採用している。本学独自の入試方式のうち、A方式では国語・外国語の2科目、B方式では外国語・選択科目1(国語・地歴・公民・数学から)の2科目、C方式では外国語・Listening Comprehension&Dictationの2科目、D方式では英語・選択科目1(国語・地歴・公民から)の2科目試験を採用している。

編入学試験(3学期編入、5学期編入)では、本学科の特性上、英語・小論文・面接に加えドイツ語を、また学士入学についても小論文・面接に加えドイツ語を試験科目に加えている。

128

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係について、本学科が最も重視する教育目標はドイツ語および英語を中心とした外国語教育にある。この目標を効果的に達成するためには、入学者が一定レベルの外国語力(主に英語力)を備えていることが当然のことながら望ましい。従って、本学科が実施する入試においても外国語(主に英語)重視の傾向が強く、具体的には、外国語(主に英語)への配点、時間配分は他の科目にくらべて多くなっている。

2006年度入試の実例を紹介すれば、一般入試A方式においては、外国語(主に英語受験者)が200点(90分)であるのに対して、国語100点(60分)となっている。

同じく、B方式では、外国語(主に英語受験者)が200点(90分)に対し、国語を含む選択科目が100点(60分)となっている。

C方式では、英語100点(60分)、Listening Comprehension & Dictation 100点(30分)と、英語科目のみの試験となっている。

D方式では、例外的に英語100点(60分)、選択科目100点(60分)と英語とその他の科目の配点が1対1になっているが、これは世界史学習者を積極的に採用したいとする学科の方針を反映したものである。

センター利用入試でもⅠ期・Ⅱ期とも外国語(主に英語)重視の本学科の姿勢は同様である。Ⅰ期では400点満点中200点、Ⅱ期では300点満点中200点が外国語(主に英語)となっている。

129

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係について、本学科は外国語教育を最重要課題に設定している関係上、受験生の英語力の有無をチェックするためにも、英語科目の試験をすべての入試方式で実施している。そうした認識のもと、英語のヒアリング科目を含めたC方式を2005年度入試から導入した。その一方、2005年度入試からは、本学科のカリキュラムのうち 類(思想・芸術)系および 類(歴史・社会)系の専

門科目を意識して、「世界史」を得意とする（世界史的視野で物事を見ることができる）受験生を獲得するために D 方式を採用した。本学科のカリキュラムを見た場合、入試における英語重視の姿勢は変わらないが、ユニークな人材を集め、多様性をもったドイツ語学科をつくるためには重要な決断であったと認識している。

130

学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係について、本学科はセンター利用 期ならびに 期、一般入試 A 方式と B 方式の外国語科目試験において、英語とならびドイツ語による試験を採用している。

131、132、133

入学者選抜試験実施体制の適切性、入学者選抜基準の透明性、入学者選抜とその結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況については、全学的取り組みの中で扱われている。詳細は、大学の項を参照されたい。

134

各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。なお、ドイツ語学科が担当する一般入試および編入学試験用のドイツ語問題に関しては、現在、複数の入試出題委員間での相互にチェックするシステムを採用しており、それが十分に機能していると認められる。

135

入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況について、公式に学外関係者の意見を聴くシステムは導入されていないものの、日本独文学会教育部会において、毎年、各大学のドイツ語入試問題を比較検討する作業が実施されており、そこでの本学科の問題は高い評価を受けている。そのため、現状では改善の必要性は認められない。

136、137

アドミッションズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性、「飛び入学」を実施している大学・学部における、そうした制度の運用の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

138

推薦入学における、高等学校との関係の適切性について、本学科が実施している推薦入試のうちここで検証の対象となるのは、指定校推薦入試と併設校（獨協高等学校・獨協埼玉高等学校）推薦入試であろう。この推薦入試に充当する定員はあわせて 40 名である（2006 年度総定員 140 名中、2007 年度総定員 130 名中）。

本学科では 2006 年度に 228 校を指定校として選定した。あわせて、ドイツ語を教科課程

に採用している高校 30 校に別枠推薦枠を提供した（通常枠との重複あり）。

139

入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけについて、本学科では、推薦入学者選抜試験において、応募者の評定平均値と学校での課外活動状況などを重要な指針として重視している。

指定校推薦入試：これに適用される推薦基準は、「(イ)履修教科全体の評定平均値が 3.8 以上、または(ロ)外国語の評定平均値が 4.0 以上」となっている。あわせて、ドイツ語を教科目に採用している高校に別枠推薦枠を提供したが、その推薦基準は「高等学校で 2 単位以上ドイツ語を履修している者で、履修教科全体の評定平均値が 3.6 以上であり、かつ、外国語の評定平均値が 3.8 以上」である。

獨協高等学校・獨協埼玉高等学校推薦入試（併設校推薦入試）：これに適用される推薦基準は「国語 3.0 以上、外国語 3.3 以上」となっている。

140

高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性について、本学科のカリキュラムや授業内容等の情報は、入試広報誌『ヴィッセンシャフト』に詳しく掲載されている。高校生に対面して行われる進路相談としては、年数回本学キャンパスで行われている入試説明会に本学科専任教員が分担して参加し、学科情報を詳細に伝えている。また、学外においても、高校における入試説明会に招待された場合には、できる限り本学科教員を派遣して、本学科の特色を直接高校生に紹介するよう努めている。本学の併設校である獨協埼玉高等学校には、2004 年度、2006 年度に学科長が直接赴き、本学科のカリキュラムを当該高校の学生に説明する機会をもっている。

なお、進路が早めに決定する推薦入試試験合格者に対しては、入学事前指導としてレポート執筆を課し、本学科専任教員（新学期のクラスアドバイザー）が分担して、内容・日本語表現などについて詳細な添削指導を実施している。

141

夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況については、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

142

科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

143

留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上立った学生受け入れ・単位認定の適切性については、外国語学部の項を参照されたい。なお、留学生以外の外国人学生の受け入れは、日本語、英語に加えて、高度のドイツ語が必要となるカリキュラム

の性質上、あまりみられない。

144

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者の比率の適切性について、本学科の上記比率はいずれも概ね適切な状態を保っている。

過去3年間の本学科の入学定員と入学者の比率は、次のごとくである。

- ・2004年度：定員140に対し、入学者は153(定員比109.29%)
- ・2005年度：定員140に対し、入学者は186(定員比132.86%)
- ・2006年度：定員140に対し、入学者は175(定員比125.00%)

一方、過去3年の本学科の学生収容定員にみる在籍学生数の比率は、次のごとくである。

- ・2004年度：在籍学生数717(学生収容定員比125.35%)
- ・2005年度：在籍学生数722(学生収容定員比127.15%)
- ・2006年度：在籍学生数697(学生収容定員比124.02%)

2006年度の数值は、外国語学部4学科の中では最も低く、その平均126.13%を2.11ポイント下回っているものの、全学平均の122.58%を1.44ポイント上回る水準にある。

なお、入学定員は2006年度までは140名であったが、2007年度からは新設の国際教養学部10名移譲したことにより130名となる。それに伴い、学生収容定員は2006年度の560名から2007年度は550名に減少する。

145

定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況について、本学科の場合、ここ数年の傾向をみれば概ね125%以下を維持しているが、2002年度と2005年度に定員超過状態が生じた。

2002年度には、入学定員に対する入学者数が141.6%に増加した。さらに、2005年度にも入学定員に対する入学者数が132.86%に増加した。この年の学部平均が122.1%、全学平均が120.46%であるから、あきらかに定員超過傾向は明白となった。その最大の原因となったのは、その年における推薦入試入学者の減少であった。定員確保のため、本学科は、この年については一般入試の合格者を多めに出す必要に迫られたのである。したがって、定員適正化を恒常的にすすめるには、11月に実施される推薦入試(指定校推薦入試、併設校入試、公募制入試)で推薦入試定員に割り当てられている40名を確実に確保することが必須である。

146

定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況について、本学科の定員充足率は現状では不足しておらず、目下のところ緊急な措置の必要性は見られない。参考のため、ここ3年間の入学定員に対する入学者の比率を記せば、2004年度109.29%、2005年度132.86%、2006年度125.00%という状況である。

147

恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

148、149

退学者の状況と退学理由の把握状況、編入学生及び転科・転部学生の状況については、全学的取り組みとして扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

127

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性について、本学科は質の高い受験生の確保に向けて慎重な議論を重ねながら、試験制度・試験科目の改善に取り組んできた。

具体的に、ここ数年の主だった改編を記せば、下記のごとくである。

経済学部とともにいち早くセンター利用 期を 2002 年に導入した。

指定校推薦入試について、ドイツ語教育をおこなっている高校には別枠 1 を与えている。

2006 年度入試には別枠推薦基準指定校を 30 校にした。

外国語学部の他学科とは異なり、2005 年度一般入試に D 方式を新規導入し、世界史や日本史を受験科目に選択する学生の確保に努めた（歴史的知識をもち、世界的視野で考察できる人材の確保の必要性）。

2005 年度には、英語学科・フランス語学科と協調して一般入試に英語ヒアリング能力を検証する C 方式を導入した。

このようにドイツ語学科は独自の判断に基づき改革を進めてきたが、まだまだ検討すべき課題も多く残っている。それらは下記の諸点である。

併設校・指定校推薦の受験者が年によっては見込みより減少し、一般入試による学生確保の負担が増すこと（2002 年、2005 年）。そのため推薦入試により、定員の 40%ほどの受験生の確保に努める必要があること。

ドイツ語受験者の数が、ここ数年減少していること。

社会的に英語の需要増におされドイツ語への関心が相対的に低下していること。また、そうした社会的傾向のなかで定員 140 名の維持が今後、困難となることが予想されること。

ここ数年、センター利用 期・A 方式の受験生が漸減してきていること。

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係について、一般入試における英語重視の方針が最も顕著にあらわれているのが C 方式である。ヒアリング能力の検証を含め英語科目だけで実施されるこの C 方式は定員 5 名に過ぎず、合格者は英語運用能力に秀でたものに限られている。この方式が初めて導入された 2005 年度には、入学後に実施された新入生向けの TOEIC®試験で、ドイツ語学科の平均点は大きく上昇した。

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係について、本学科の一般入試の方式を検討した場合、それぞれの方式には英語を中心的な試験科目と設定しつつも、その他の科目の組み合わせ方にはそれぞれに明確な差異がみられる。こうした方式は、多様な人材の獲得をめざす学科の主旨に一致しているものと確信している。

その一方で、総入学者の 4 割前後を占める推薦入試合格者に対しては、2007 年度から初めて導入される獨協大学卒業生子女入試を除き、受験生の英語力を「試験」によって正確に図る術はない。たしかに「通知表」によって志望者の英語力をある程度推測することは可能であるが、真剣勝負の「入試英語」の洗礼を受けていない以上、真の実力を知ることはいできない。

同じ学部内の英語学科では、2007 年入試から、指定校推薦、併設校推薦に対しても、英検・TOEIC®のような英語能力の基準を設定したが、これが推薦入試システムおよびその結果にどのような影響を与えるかを見極めたうえで、必要な場合、この方式の導入を本学科でも検討してみたい。

学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係について、ドイツ語で受験する学生の数は英語に比べると圧倒的に少ないが、ドイツ語で受験し合格した生徒は原則的に「ドイツ語既習クラス」に編成され(20 名前後) 未修クラスとは異なる教材や教授法でドイツ語教育が実施されている。ただし、「ドイツ語既習者」にもその能力には大きな個人差が見られ、学生の期待に完全には応えられていない。2009 年度に実施されるカリキュラム改革を通じては、本学科は「既習クラス」の学生にもきめの細かいドイツ語授業を提供するよう努力するつもりである。

各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況について、出題委員会は、出題ミスを避ける目的で 2002 年度入試から導入された「チェックリスト」に従い、細心の注意を払いながら問題作成に努めており、これまでのところ出題ミスはみられない。ただ、問題の難易度や出題傾向についても、出題委員会に任されているため、外部教員の意見が速やかに反映されにくい状況は存在しているものの、全体としてはチェック体制が十分機能していると認められる。

138

推薦入学における、高等学校との関係の適切性については、本学科の学科教授会で意見を出し合いながら必要に応じて指定校枠の見直しを行ってきた。過去においては3年続けて推薦がなかった高校に対しては推薦枠の抹消をおこなってきたが、2006年度推薦入試では新規校の追加指定は行ったものの、指定枠廃止の作業は行わなかった。それは学科教授会における検討作業のなかで、過去において、指定校取り消し後に、推薦希望生徒が出たケースがいくつか見られたためである。こうした取り決めを受けて、2007年度の指定校推薦においてもあらたに20校ほどを増加させたが、取り消し措置は行っていない。なお、新規指定校に対しては、従来の慣例にしたがって入試課を通じて指定校決定の通知を送っている。

139

入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけについて、高等学校側で推薦者を選抜する段階で、「調査表」の評定平均値はきわめて重要な基準となっており、志願者の課外活動状況や学校生活状況についての記述等は、推薦入試で小論文とならんで実施される面接試験の貴重な選抜資料となっている。

140

高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性について、現状では、印刷メディアによる入試広報に加え、本学科は多様な入試説明会（本学キャンパスおよび出張訪問）による対面相談にもできる限り応じている。しかしながら、最近の指定校推薦・併設校推薦入試にみる出願者の恒常的な減少傾向をみるかぎり（例えば、獨協埼玉高等学校からの志願者は、2002年度には5人にまで減少した。2004年度には、20人にまで持ち直したものの2006年度には再び7人へと減少した）、高校生に対する進路相談会などの開催をこれまで以上に重視しなければならない。

144

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者の比率の適切性について、2004年度の入学定員と入学者の比率が109.29%と、教育環境を充実させるには理想的な数値であったのに対して、2005年度には定員比132.86%にまで入学者が激増した。2006年度には、この数値は124.02%にまで下がったものの次年度以降この数値をさらに120%以下のラインに近づける試みを行う必要がある。

145

定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況について、本学科は2002年度、2005年度に定員超過となったが、その最大の原因は、その年における推薦入試入学者の減少であった。定員確保のため、本学科は、この年については一般入試の合格者を多めに出す必要に迫られたのである。したがって、定員適正化を恒常的にすすめるには、11月に実施される推薦入試（指定校推薦入試、併設校入試、公募制入試）で推薦入

試定員に割り当てられている 40 名を確実に確保することが必須である。

将来の改善・改革に向けた方策

127

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性について、本学科は下記のような改善をおこなう。

将来に向けた方策としては、2007 年度 4 月開設予定の国際教養学部にて定員 10 名の移譲がなされ、2007 年度入試から本学科の定員は 130 名となるのに伴い、募集人員の見直しをおこなう。他の募集方式に比べ受験生が減少傾向にある一般入試 A 方式を 5 名減の 15 名に、またセンター利用入試 I 期を 5 名減の 30 名とする。

ユニークな人材をあらたに確保する目的で、本学科は、2007 年度入試に社会人入試（募集若干名）を付け加える。また、獨協大学卒業生子女入学試験制度（募集若干名、出願基準は指定校推薦と同等）をあらたな入試の一形態として導入する。

ドイツ語入試への関心をさらに広めるため、本学科は 2007 年度入試より、公募制推薦入試のなかにドイツ語 1 科目入試制度を導入する。

指定校推薦の枠を維持するためにも、新規指定校の採用を積極的にすすめていく。

128

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係について、基本的に本学科の推薦入試では英語力のみが問題にはされていない（基準：全科目の評定平均値 3.8 以上）ものの、2007 年度から導入される獨協大学卒業生子女入学試験制度では、指定校レベル外の高校や商業高校、工業高校の生徒からの応募が想定される（基準は指定校と同じ全科目の評定平均値 3.8 以上である）ため、本学科の推薦入試としては例外的に英語試験を課すことになっている。これは英語力が著しく劣る生徒が入学した場合、本学科のカリキュラムについていけないことを危惧しての措置である。

なお、指定校推薦入試や併設校推薦入試の応募基準の見直しの気運が外国語学部内でも高まっているのを受け、本学科でも 2007 年度に英語試験の導入を含めた全般的な再検討を開始したい。

138

推薦入学における、高等学校との関係の適切性について、恒常的に推薦入試から合格者を確保することの重要性は、本学科も十分に認識している。指定校からの推薦を確実なものにするためにも、入試課員の努力に頼るだけでなく、今後は本学科教員による高校訪問などもこれまで以上に必要とされよう。2008 年度入試にむけて、2007 年度は高校訪問の実績を増やす方向で検討をすすめていきたい。

入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけについて、2007年度から実施される獨協大学卒業生子女入学試験制度においても、「調査表」に基づいて算出される評定平均値は指定校と同等の基準が適用されるが、応募者のなかには学力が本学科の指定校水準に達していないものが含まれる可能性がある。つまり今後、入試のなかには「調査表」だけでは受験資格を客観的に把握できないものがあらわれることになる。さしあたり2007年度の獨協大学卒業生子女入学試験制度では、多様な外国語教育に堪えられるだけの英語力を応募者が身につけているかを検証するため、英語（100点）、面接（60点）の試験を課すことにしているが、今後は、学科教授会での検討を重ねながら、「調査表」の限界を補完するより良い方法を模索する必要が生じている。

高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性については、さしあたり2007年度の推薦入試に際しては、入試課のアドバイスを受けながら、出張講座や出張入試説明会開催の数を増やしていくことにする。

また、2006年7月に発行した本学科独自のPRパンフレットも、可能であれば次年度以降も継続させる方向で検討したい。同様に、フランス語学科の事例に従って、学科独自のHP作成を急ぐ必要がある。

一方、ドイツ語教育を実施している併設校の獨協埼玉高等学校については、高校側のドイツ語担当教員と連絡をとりながら、要請があった場合には本学科のネイティブ教員の派遣などを通じて、ドイツ語教育に対する支援をすすめていきたい。

英語学科

現状の説明

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性について、英語学科では、学生の持つ多様な能力・適性をできる限り受験の仕組みに反映させることが出来るよう、公募制推薦入試、指定校推薦入試、併設校推薦入試、一般入試、センター試験利用入試（・

期）に加え、2007年度入試（2007年度入学者用）からは課外活動推薦入試と卒業生子女入試を採り入れた。この中でも、指定校推薦入試、併設校推薦入試および一般入試C方式においては、大学入試センターがリスニング試験を実施する1年前より、リスニングとディクテーションの試験を導入した。

入学者受け入れ方針と大学の理念と英語学科の教育目標との関係について、英語学科は学科の性質上、英語を最重要視して入学者を受け入れることを方針としている。

大学の理念との関係については、昭和 39 年の朝日新聞に掲載された本学初代学長天野貞祐の「獨協大学のねらい 学問を通じ人間形成の場に」におき、受験生の英語力は「高校卒業の普通の力があれば十分である」と述べられている通り、普通の力を持った受験生の英語力を測るに適した問題を作成することを英語科目の出題方針とし、結果として本学科の入試においては英語科目について 8 割以上の正答率が合格のために必要となっている。

本学科は英語能力の養成と、英語を通じた専門知識の修得という 2 つの目標を設定しており、具体的に前者は卒業時 TOEIC®700 点以上を目標とし、後者は JICA などの国際機関職員や英語教員などの英語を活かした専門職に就くことを目標としている。受験生には、入学後これらの目標を実現せんとする本学科のカリキュラムに対応することが求められる。

129

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係について、英語学科が英語を最重要視していることは言うまでもなく、入試においては、推薦入試、一般入試ともに、英語能力を測るための筆記試験または資格の証明は必須である。

選抜方法について、推薦入試では、英検等の資格証明、筆記試験、英語による面接などにより、一般入試では、特に 2 科目以上の受験形態を取る選抜方式においては必ず、英語科目に重きをおいた配点にしている。また、一部の選抜方式ではリスニング試験を課し、従来とは違った形で英語能力を測っている。

130

学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係について、英語学科では英語基礎科目だけでなく、専門科目においても高い英語力が必要であるので、入試科目では英語を重視した配点となっている。しかし、2008 年度入試（2008 年度入学者用）からは、英語に加えて社会科学系の授業の理解に重要な社会科も一般入試 B 方式の受験科目とすることで、入学後の学生の履修希望の高い国際コミュニケーション・コースに開設されている科目群に対する適性を判断できるようにする。

131、132、133

入学者選抜試験実施体制の適切性、入学者選抜基準の透明性、入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況については、全学的取り組みの中で扱われている。詳細は、大学の項を参照されたい。

134

各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。ちなみに、英語学科では各設問の正答率を出し、当該の入試出題委員長が中心となって問題の妥当性・信頼性を検討し、次年度の作問に生かしている。また、英語入試問題の作成担当である本学科は、5 年前から過去に出題された問題をデータベース化し、新規に作成する問題と重複しているかどうかをチェックするプログラム・ソフトを開発し、出題の信頼性を保つ努力をしている。

135、136、137

入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況、アドミッションズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性、「飛び入学」を実施している大学・学部における、そうした制度の運用の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

138

推薦入学における、高等学校との関係の適切性について、併設校に対しては毎年入試説明会を行い、適切な情報開示、入学後の準備のための学習指導を行っているが、指定校に対する個別の対応はなかなか行うことができていない。

139

入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけについて、本学科では、出願要件を満たしているかという確認に際して用いているに過ぎない。

140

高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性について、一般高校生に向けては、学内において毎年複数回の入試説明会を行い、前年度の入試問題の解説や模擬授業を行っており、年間を通じては、本学を見学に来た高校の生徒と引率教員に対し、大学の授業を公開している。また、2000年7月より、問題形式と配点を明示した「出題情報」を事前にインターネット・ホームページや入試説明会にて公開するなど、受験生の関心が高い情報を積極的に伝達している。これについて現在まで特に問題等は生じていない。

141

夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

142

科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

143

留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上立った学生受け入れ・単位認定の適切性については、外国語学部の項を参照されたい。なお、留学生以外の外国人学生の受け入れは、日本語に加えて、高度の英語が必要となるカリキュラムの性質上、あまりみられない。

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性について、英語学科の学生収容定員(A)と在籍学生数(B)の比率の適切性の目標設定は、その(B/A)平均が限りなく1.2以下に近づけることである。

2006年度現在の編入学定員を除く英語学科の収容定員は、1,305名である。一方在籍学生数は、1,646名である。そしてその比率(B/A)は、1.26である(資料集表14参照)。本学外国語学部は、1992年度から(～1999)臨時定員増を実施していた。但し2004年度で臨時定員増の増分は既に解消した。更に2007年度に新設される国際教養学部の言語文化学科に5名定員を移譲することになっている。従って2007年度には、英語学科の定員は、320名となる。

定員超過の著しい学科等における定員正常化に向けた努力の状況について、英語学科としては少なくとも定員超過率を1.2以上にしないようにすることが目標となろう。だが、現状としては、編入学者を含めると比率が1.26を更に上回ることになる。入学者数については、毎年、しかるべき資料に基づいて総合企画部が素案を作り、入試委員会、および学部教授会に諮って決められている。過去に於いては時に多過ぎたり、少な過ぎたりしたことがあったが、近年はやや多過ぎる傾向にある。

また、留年者が比較的多いと指摘されていたが、この点も入学時から、発音・文法など(入学時のTOEIC®テストの)下位得点者にリメディアル教育をし、且つ25人クラスの少人数制、また1,2年生時のクラスアドバイザー制の導入により、各クラスのオフィス・アワーが全担当教員によって行われている。このようになるべく多くの学生との意思疎通を図ることによって、留年者等の減少にかなり歯止めをかけていると推察される。

定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況、恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

退学者の状況と退学理由の把握状況、編入学生及び転科・転部学生の状況については、大学の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性について、受験生の口語英語運用能力を中心に測るため、入試科目にリスニングとディクテーションの試験を導入した

ことは英語教育に伝統と特色を有する本学としては当然のこととはいえ、大学入試センターがリスニング試験を実施する1年前のことであり、かつセンター試験にはないディクテーションも試験形式に採り入れたことは評価されよう。しかし、多様な選抜方法を採用しているものの、どの選抜方法で入学した学生も学年が上がるにつれて着実に英語力が伸びている点を評価できる。また、本学の併設校である獨協埼玉高校に対しては数年にわたり推薦入学者のTOEIC®成績が平均を下回っているという現状を説明し、その対策・改善を申し入れてきた結果、2006年4月のTOEIC®の平均値がこれまでより80点ほど高くなった点は評価できる。唯一、入学時の英語力が低い傾向にある指定校推薦入学者の成績が、4年かけても上位の学生に追いつかないことが問題として挙げられる。

128

入学者受け入れ方針と大学の理念と英語学科の教育目標との関係について、英語の入試試験では基本的学力を確実に習得しているかどうかを測定するのにふさわしい出題を心がけているが、この努力は合格最低点が毎年約8割という高得点によって確実に実現されていることが示されている。また、入試科目の英語の難易度が不必要に高くないようにするため、英語試験内容の詳しい出題情報を全国の大学で唯一初めて毎年6月に公表しているが、このことによって高校生が受験勉強を行う上ではっきりした目標を設定することができ、受験勉強の過度な負担を軽減するのに役立っているものと評価できる。しかしその一方で、項目127にある問題点でも指摘したように、特に指定校からの推薦入学者は他の入学生に比べて英語の成績が低い傾向にあり、その影響で講義系専門科目でも学習不良に陥る学生がいることが問題であると認識している。この問題については、指定校推薦入試制度を見直すことにより、各種入試における合格者の格差を解消すべく改善・改革を続けていかねばならない。

129

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係について、英語科目に重点をおいた選抜により学生を受け入れ、英語学科のカリキュラムで実用に堪える英語力のレベルに近づけることに毎年成功していることは高く評価できるが、入学者選抜方法別のスコアをみると指定校・併設校推薦入学者の平均値が低い傾向が続き、学年が進むにつれて差が開いていることを問題であると認識している。一般入試の英語では8割以上正解しないと合格にならないが、推薦入試では、決して高くはない正解率であっても合格させているという現実、必ずしもカリキュラムにあった学生を選別できず、現在の指定校推薦制度は単に一般受験の門戸を狭め、結果として英語力の低い学生を入学させている結果になっている点が問題だと認識している。対策としては高校側に対し、外国語について優秀な生徒を推薦するよう毎年要請しているが、逆に一般受験の英語の合格最低点と大きな開きのある指定校推薦枠を減らすことも検討している。

130

学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係について、社会科を受験科目に加え、

英語のみならず社会科学系の分野に興味のある学生を受け入れるという方針を打ち出したことにより、入試時の英語の成績と入学後の成績の追跡調査のみならず、今後は社会科を選択した受験生についての学習状況も把握していく必要があると認識している。

134

各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況について、試験実施後のデータの正答率を過去問題データベースに入力し、それを基に翌年の入試出題委員会が個々の問題の妥当性を検討していること、及び、そうしたことが一般入試において高い英語力をもつ学生を選別する機能を果たしていることは評価している。

問題点としては、入試問題のひとつひとつが能力のある受験者と能力のない受験者をどのくらいうまく区別しているかという弁別力(discrimination)の情報についてはデータベースに組み込めていないことが挙げられる。今後は、項目別弁別力指数(item discrimination index)をデータベースの入力情報に加え、いっそう妥当性・信頼性の高い問題作成に取り組まなければならないと認識している。

138

推薦入学における、高等学校との関係の適切性について、併設校、特に本学と地理的に交流が盛んな獨協埼玉高校に関しては本学からの要請により、推薦入試合格後に TOEIC®対策の勉強を高校側で行った。その結果、2006 年度に同高校から入学した学生のスコアは前年度の学生のスコアより平均点で 80 点ほど急上昇していることを高く評価できる。問題点としては、推薦指定校に関しては入学者が全体として多いにも関わらず、そのような協議が十分出来ないことを問題だと認識している。

144

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学と入学者数の比率の適切性について、編入学生数が 2006 年度は 12 名あり、しかもそれを除外した比率が 1.26 であるというのは、多すぎる。2007 年度より他学部への割譲で収容定員が減ることになるので、その分一層実際の入学者数を抑制せねばならない。

長所としては、教員数が変わらないまま、収容定員が来年度より減ることになるため、それに伴って学生数が減少すれば、一層少人数の細やかな教育をすることが可能になる点である。

145

定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況について、英語学科は従来、本学の中心となる学科であったが為、多少の入学者数および在籍者の比率の多さが大学当局により、容認されてきた経緯があった。しかしこれを続ければ質の低下等の弊害は目に見えているので、適正な比率に戻すことの必要性が認識されている。しかしながら全学とのバランスの中で、英語学科のみの入試改革(例えば指定校制の撤廃等)ということには抵抗があり、困難な状況にある。今後は、全学的バランスを図る目的で指定

校制は残しつつ、定員数と学生の質を厳しく考慮しながら英語学科としての着地点を模索して行かねばならない。

将来の改善・改革に向けた方策

127

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性について、併設校の推薦入試に関して今後も密接な協力関係を維持する。問題のある指定校推薦入試は、英検、TOEFL®、TOEIC®など客観的な英語能力試験のスコアに基づいて応募する公募制推薦入試を中心に据え、シフトしていくことにより、推薦入学者の質の向上をはかり、一般入試による入学者との英語力の差を縮小できることがわかってきているので、そのように改善を続ける。また、2006年より新しく導入する課外活動推薦入試と卒業生子女入試については入学後の学習、活動状況を追跡調査し、学科全体で多様性に富んだ学生が相互に刺激を与え合えるよう制度を整えていく。

フランス語学科

現状の説明

127

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性について、フランス語学科は複数の入学者選抜方式を設けており、それらは大別して2種類に分けられる（資料集表13参照）。すなわち11月におこなわれる推薦入試と、2月～3月におこなわれる一般入試である。まず11月には、併設校推薦、指定校推薦、公募制推薦、また2007年度入試（2007年度入学者対象）からは新設の卒業生子女推薦など、各種方式による推薦入試をおこなっている。またそれと並んで、社会人入試、特別入試（外国人入試・帰国生徒入試）、編入学など、試験による入学者選抜の一部も11月に実施される。他方で2月～3月には一般入試A、B、C、Dの4方式と、センター利用入試 期・期がおこなわれる。定員は、一般入試およびセンター利用入試で60名、推薦入試で35名、合計95名である。

いずれの方式においても、一般的な学力と外国語の学力を基本に審査しているが、その上でたとえば推薦入試では面接も行うなど、学力以外の観点からも審査し、できる限り多様な学生を受け入れるようにしている。また社会人入試を実施し、毎年1、2名と少数ではあるが志願者があり、入学者もいる。さらに英語と並んでフランス語による受験の機会を設け、フランス語既習者を多く受け入れるよう努めている。また、入試方式は前年度の結果にもとづいて毎年見直しをおこない、改善してきているなど、全般的に適切であると判断している。

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係について、第1章で述べたようにフランス語学科では国際的な視野を備えた教養人の養成を目標に、フランス語教育とフランスおよびフランス語圏の文化・社会に関する専門教育とおこなっているが、学科のそうした教育目標を理解し、自ら目標の実現に向けて努力する学生を集めることが、本学科の入学者受け入れ方針といえる。なお、受け入れに際しては、本学科の授業についていく上で必要な学力を審査するが、それは第一に外国語学習への関心や適性であり、第二に一般的な学力、とりわけ国語の成績などにあらわれる総合的な理解力や表現力である。こうした基本的な学力で一定水準に達していれば、あとはできるだけ多様な考え方や関心を持つ学生を受け入れる方がよく、その意味で推薦入試をはじめ、社会人入試や、外国人・帰国生徒などの特別入試という具合に、入試方式を多様化することにも意味があるといえる。

129、130

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係、学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係について、フランス語学科のカリキュラムの二つの柱となるのは、フランス語教育とフランスおよびフランス語圏の文化や社会についての専門教育である。学生は入学後、これら二つの分野で一定の学習成果を修めることが期待されている。その意味で、入学選抜において外国語の学力と、全般的な理解力や表現力を見ることが重要な意味を持っている。

入学選抜試験においては、特に外国語学習への適性を審査するために英語またはフランス語の試験を実施することを基本とし、同時に他の科目（国語など）の試験を課して総合的な理解力や表現力を見るようにしている。

131、132、133

入学者選抜試験実施体制の適切性、入学者選抜基準の透明性、入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

134

各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。ちなみにフランス語学科の場合には、学科内で毎年6名からなる委員会を作り、フランス語入試問題の作成にあたっており、委員会において入試問題に関する様々な検証をおこなっている。問題の作成過程では、各委員が自分の担当した問題だけでなく、すべての問題について内容を確認している。また委員長がその都度チェックシートによる確認をおこなっている。さらに校正段階では、全委員による点検がおこなわれる。試験の実施・採点後は、それぞれの問題の正答率を出し、問題の難易度が適切であったかを確認して、次年度の委員に引き継ぐようにしている。この検証の仕組みはよく機能しており、重大なミスは発生していない。また、問題の質の向上につい

ても、継続的に努力している。

135、136、137

入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況、アドミッションズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性、「飛び入学」を実施している大学・学部における、そうした制度の運用の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

138

推薦入学における、高等学校との関係の適切性について、フランス語学科では、過去の実績にもとづく推薦指定校の見直しを毎年実施している。具体的には、過去5年間に推薦のない場合などは指定枠からはずし、他の高校に入れ替えるなどの措置を取っている。その上で高校との信頼関係を築くために様々な試みをおこなっている。たとえば出張講義もその一つで、毎年、学科の専任教員を高校に派遣して模擬授業をおこない、高校側との意見交換をおこなっている。また併設校（獨協高校、獨協埼玉高校）に学科長が赴き、生徒への説明会の開催、学校長や他の教諭との意見交換もおこなっている。今後も高校側との意思疎通を図り、問題点や実態を把握するための努力を継続する。

139

入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけについて、フランス語学科では、推薦入試における推薦基準として調査表の評定平均値を最重要視しており、志願者には外国語を含む全科目の評定平均値と、外国語科目の評定平均値が一定水準に達していることが求められる。なお基準となる評定平均値そのものは毎年見直している。

140

高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性について、本学では入試部で入試説明会をはじめとする様々な進路相談や指導をおこなっているが、このほかに学科で直接担当するものとしては、オープンキャンパスの個別進路相談がある。これは学科専任教員が来校した高校生や父母と直接面談するものである。またオープンキャンパスでは学科専任教員による模擬授業を実施し、高校生にフランス語学習の楽しさを体験してもらう機会を設けている。さらに2005年度からは学科主催のシャンソンコンサートと展示会をオープンキャンパスにあわせて実施しており、多くの高校生が参加している。

141

夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

142

科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性については、全学的取

り組みの中で扱っている。詳細は大学の項を参照されたい。

143

留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性については、外国語学部の項を参照されたい。なお、留学生以外の外国人学生の受け入れは、日本語、英語に加えて、高度のフランス語が必要となるカリキュラムの性質上、あまりみられない。

144

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性について、資料集表 14 に見られるように、2006 年 5 月 1 日現在のフランス語学科の収容定員は 401 名で、在籍学生数は収容定員の 131%にあたる 524 名である。また入学定員 100 名に対する入学者数は、2004 年度に 129 名、2005 年度に 128 名、2006 年度に 127 名である。

145

定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況について、フランス語学科の場合には毎年の入学者総数を抑制すると共に、とりわけ指定校推薦による入学者数を抑制する必要がある。国際教養学部の開設に伴い、2007 年度以降においては、フランス語学科の入学定員を 100 名から 95 名に削減することになっており、これまでもまして厳しい措置が必要になる。まず 2007 年度入試では、入学者の目標数を定員の 120%にあたる 114 名にすることが既に承認されている。またその後 2011 年度までは、毎年の入学者数を 110 名(定員の 116%)以下に押さえることを計画しており、これによって在籍学生数を収容定員の 120%以下にする予定である。また他方で推薦入試による入学者数の適正化については、2007 年度入試で指定校の数を削減すると同時に、推薦基準となる評定平均値そのものも見直した。また推薦入学者の質の確保を図るために、2007 年度入試からは推薦入試においても英語の試験を課すことにしている。

146、147

定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況、恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

148、149

退学者の状況と退学理由の把握状況、編入学生及び転科・転部学生の状況については、全学的取り組みの中で扱われている。詳細は大学の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

128

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係について、フランス語学科の入学者受け入れ方針は、学科理念や教育目標にも適合していると考えられる。課題としては、最近になって実際に入学する学生の学力が全般的に低下していることである。今後は入学者受け入れ方針そのものは維持しつつ、入学者の実態把握や、それにもとづく入学者選抜方法の検討をおこなうことが必要である。学科の基本的な受け入れ方針は変わらないが、入学者選抜方法を検討し、また入学後の学生の指導も強化する必要がある。

129

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係について、一般的な学力および外国語の学力を重視する現行の入試選抜方法は、本学科の教育目標や、それを実現するための受け入れ方針とも適合していると考えられる。問題点としては、ここ数年間に入学者の学力が全般的に低下していることである。これはとりわけ推薦入学者について言える。推薦入学者の場合、推薦基準として高校の全科目の成績と、外国語の成績の2点で評点平均値が一定水準以上であることが求められ、それに適合してはじめて志願者の資格を得ることが出来る。しかし実際に入学する学生を見ると、入学後の TOEIC®の成績やフランス語科目の GPA 値で、一般入試による入学者と比べて開きがあるのも事実である。これには様々な原因が考えられるが、いずれにせよ推薦入学の審査方法の適切性を検討する必要がある。また推薦入学者のレベルアップを図るための方策も検討する必要がある。2007年度入試からは、推薦入試においても英語の試験を実施することになっているが、これは英語の学力が水準に達していることを確認するためにおこなうもので、またこれによって志願者が英語の学習に一層励むことが期待されている。さらに推薦合格者に対する事前教育の実施や、入学後のオリエンテーションをはじめとする導入教育の充実も今後の検討課題となる。

130

学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係について、フランス語学科では「現状の説明」にあるように外国語と他の科目試験を課して、外国語の学力と総合的な理解力や表現力を審査しているが、これは本学科のカリキュラム内容にも適合していると考えられるが、今後も引き続き入試科目の適切性について検討をおこなう。

139

入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけについて、既に項目 129「点検・評価、長所と問題点」でも述べたように、近年の推薦入学者を見ると、高等学校の成績に関しては推薦基準値をクリアしているにもかかわらず、全般的に学力低下の傾向が見られる。その際、たとえば調査票にある外国語の成績と、入学後の TOEIC®の成績やフランス語科目の GPA 値を比べてみると、両者の相関性が全般に低いことが確認されている。この背景には、高等学校間の格差や、絶対評価の問題があると思われるが、今後は推薦入学者の質を確保するために、調査票の位置づけの見直しも含めて推薦入試の審査方法を検討する

必要がある。

140

高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性について、オープンキャンパスを中心に学科専任教員が高校生とじかに接する機会を設け、相談にも対応している。またフランス語学科の在學生に呼びかけて、アルバイトとして学科コンサートや展示会に参加してもらい、高校生にも対応してもらっているが、在學生と直接話しをすることが高校生にとっては進路相談という点で効果が高い。今後はオープンキャンパスの模擬授業のほかにも、高校生にフランス語を紹介する催しを企画できるかが検討課題になる。

144

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性について、1997/98年の大学基準協会の相互評価認定の際にも、フランス語学科の定員超過率が高かったために改善勧告を受けた。これは1997年度の入学者が190名(入学定員の172.73%)と予想外に多かったことが原因で、同年の収容定員440名に対して在籍学生数が589名(133.86%)に膨らんだのであった。その後、入学者数を毎年入学定員の120%以下に抑えることにより、2001年度には収容定員に対する在籍学生数を120.14%にすることができた。ところが上記のように2006年度にはこの数値が131%となり、再び超過率が高くなっている。在籍学生数が多いのは、留年率の問題よりも、入学者数によるものである。上記のように入学者数はこの3年間続けて128名前後と、入学定員を大きく上回っている。ことに2005年度と2006年度には指定校推薦による入学者が定員よりも多かった。この背景には、指定校推薦による入学者数が定員を下回る状態が長く続き、それに対処するために指定校の数自体を増やしたことがある。そのため、2005年度と2006年度には推薦入試による入学者数が予想を超えて増大し、現在では一般入試による入学者数を圧迫している。今後は毎年の入学者の総数を抑制して、在籍学生数を適正化する必要があるが、その際、特に推薦入学者数を適正化することが必要である。

145

定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況については、上述のように、指定校推薦による入学者数を適正化することにより、入学者数全体を抑制する必要がある。またそのことにより一般入試による入学者と、推薦入試による入学者との均衡を図る必要がある。また入学者数の抑制は、1、2年次の基礎フランス語クラスにおける少人数制の維持という観点からもきわめて重要である。

将来の改善・改革に向けた方策

144

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性について、今後は

指定校推薦入試による入学者数を適正化することで、入学者数全体を抑制し、収容定員に対する在籍学生数の比率を適正化する。

145

定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況について、上述のように指定校推薦による入学者数を適正化することにより、入学者数全体を抑制する。推薦指定校に関しては、2007年度入試の結果を見て、今後はさらに指定校数の削減も含めて慎重に検討をおこなう。

言語文化学科

現状の説明

127

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性について、学生募集については、現在一般的な広報活動（大学案内・紙面広告等）は大学組織の中の入試課・総合企画課に依存している。その他に推薦指定校を中心に高校訪問、入試課所管のオープンキャンパスでの個別相談・模擬授業、高校より依頼のあった場合には出張授業などを積極的に実施している。

入学者選抜方法は複数あり、併設校（2校）と全国の推薦指定校（29校）からの推薦入学で10%強、外国人留学生のための特別入試で10%弱、各種外国語検定などの資格を出願資格とする公募制自己推薦入試で10%弱、センター入試利用・A～C日程の一般入試で65%弱、学業成績を問わず勉学の意欲と適性を問う自主応募制入試で5%強の入学者を得ている。入試形態、受験科目を多様化することにより、おおむね適正なバランスで様々なタイプの入学者を得ており、学科の理念から見ても望ましい状態を得ている。

128

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係について、多様な入学者選抜制度を実施し、多様な人材を得ることは、学科の理念・目的・教育目標である、国際社会の中で不可欠な人材の育成と、実際的な2外国語の運用能力等の能力の習得との深い関わりの中で実施されている。

129

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係について、多様な入学者選抜制度を実施し、多様な人材を得ることは、幅広いカリキュラムを用意している言語文化学科に適応できる資質を持った入学者を得ることに通じる。また実際的な2外国語の運用能力等の習得を可能にする資質を持つ入学者を得るために、外国語の学力を重視した試験（公募制推薦入試・一般入試）を実施している。

130

学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係について、特に2外国語の運用能力の習得を可能にする資質を持った学生を得るために、学業成績を問わない自主応募制入試以外の入学者選抜制度（推薦を含む）では、外国語（英語）の成績を重視している。その他の科目では、国際的な教養を身につけるための基礎を持っているか否かを問うために国語・地歴・公民を主として入試科目に加え、選抜を行っている。これについては、入学後のカリキュラムに適応できる資質を持った入学者を得るために概ね妥当なものであると判断する。

131、132、133

入学者選抜試験実施体制の適切性、入学者選抜基準の透明性、入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況については、全学的取り組みの中で扱われている。詳細は、大学の項を参照されたい。

134

各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。ちなみに学科独自の入学者選抜制度である自主応募制入試においては、学科内に委員会を組織し、試験前後に徹底的な討論を行って問題が適切かどうかなどを検証している。

135、136、137

入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況、アドミッションズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性、「飛び入学」を実施している大学・学部における、そうした制度の運用の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

138

推薦入学における、高等学校との関係の適切性について、推薦指定校・併設校との関係に、特に不適切な関係は認められない。なお、2007年度は新たに設置される国際教養学部の入試に向けて、言語文化学科の教員が推薦入試指定校を中心に広範囲にわたる高校訪問を行った。これについて現在まで特に問題等は生じていない。

139

入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけについて、指定校・併設校推薦入試においては、各科目の評定平均値を設定し、それを超える生徒の推薦を各校に依頼している。

その他の入試制度においては本学科へ入学すべき資質・適性に関して特記すべき点がある場合以外、ほとんど入学者選抜に影響を与えることはない。ただし、留学生および海外の高校およびそれに準ずる教育施設を卒業した日本人学生に関しては、「調査表」に準ずる

書類を精査し、本学科へ入学すべき資質・適性を得ているか判断する材料の一つとしている。これについて現在まで特に問題等は生じていない。

140

高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性について、高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達は、主に入試課を主体に行っている。オープンキャンパスでの個別相談・模擬授業等がその主たる方法であり、学科教員は直接関与して情報を伝達している。その他、高校訪問の際に進路指導の教師に伝達し、各種進路説明会・高校より依頼のあった場合には出張授業・進路相談等に積極的に参加している。そのほか、学科教員以外の職員が進路説明会等に参加し、情報を伝える場合もあるが、それらの職員に対しては学科長・学科教務委員などが学科の状況をできるだけ丁寧に伝え、高校生に伝達するよう努めている。これについては、概ね適切であると判断している。

141

夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

142

科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

143

留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性については、外国語学部の項を参照されたい。

144、145

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性、定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況について、2006年5月1日現在、本学科の学生収容定員は410名、在籍学生数は526名であり、比率は1.28である。そのうち編入学(3年次編入)定員は5名である。2006年度現在、3・4年次生あわせ定員10名に対し編入学者は3名であり、編入学定員に対する編入学者の比率は0.3である。このように現在における編入学者の数は少なく、編入学定員は結果として学科全体の定員超過を打ち消すものとなっている。

定員適正化については、超過率を120%以下に抑えるという全学的方針が打ち出されており、本学科も方針に沿った取り組みをしている。特に、2007年度に本学科は国際教養学部として独立し、その際、他学部・他学科から定員計50名の割譲を受けることになっており、今はこうした点を踏まえて対策を検討している。収容定員と在籍者数の調整等については、現在のところ概ね適切であると判断している。

146、147

定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況、恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

148、149

退学者の状況と退学理由の把握状況、編入学生及び転科・転部学生の状況については、全学的取り組みの中で扱われている。詳細は大学の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

127

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性について、国際的に活躍できる人材を育成するという観点からは、多様な入試形態を設けて入学者を迎えることは望ましいと考える。ただし、留学生比率をもう少し上げた方が教育効果は高くなるだろうと考える。

128

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係について、学科の理念・目的・教育目標からみて、現在の方針は概ねそれに沿っていると判断できる。ただし、留学生の割合をもう少し増やし、日本人学生との交流の機会を増やした方がより合致すると考える。

129

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係について、現在の方針・方法は、入学後のカリキュラムに適応できる資質を持った入学者を得るために概ね妥当なものである。

将来の改善・改革に向けた方策

127

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性について、2007年度設置される国際教養学部では、ほぼ現在の形式と比率を踏襲して良いと考えるが、選抜方法に関しては推薦指定校の数を増やし（29校から99校へ）現在一般入試以外では実施している面接試験を、一般入試の一部（C日程）で取り入れ、適性と熱意を見極めて入学者を迎える方向性を強める。

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係について、今後、学生個人々々の資質をよくみて入学者を受け入れることが求められる。筆記試験のみで受け入れるのではなく、面接も含めた、「学生個人々々の資質をよくみる」選抜方法を積極的に導入したい。

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係、学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係について、2007年度設置される国際教養学部では、現在一般入試以外では実施している面接試験を、一般入試の一部（C方式）で取り入れ、適性と熱意を見極めてよりカリキュラムに適応する資質を持った入学者を迎える方向性を強める。

経済学部（経済学科・経営学科）

現状の説明

【大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性】

現在、経済学部が行っている学生募集の方法は、一般入試および推薦入試で、一般入試は、A・B方式（2月初旬）C・D方式（2月中旬）センター利用入試 期、期、公募制推薦入試、指定校推薦入試、社会人・帰国子女・外国人学生特別入試である。一般入試およびセンター入試で約6割の入学者を選抜し、残り約4割について、各種推薦入試によって個性的で意欲的な学生を受け入れようとしている。

【入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係】

経済学部の基本理念・目標とは、豊かな現代的教養と経済・経営分野の専門知識をバランスよく兼ね備えた、人間性に満ちた社会人を育成するというものである。また外国語能力の習得を重視し、少人数教育を基礎にした豊かな人格形成を主眼とするものである。入試制度の眼目は、基本的にその理念と目的に共鳴し入学を希望する学生を迎え入れることにある。学力のあるものは学力ベースの試験で、個性と意欲あるものは推薦入試制度をつうじて積極的にアプローチしていただきたいと考えている。またこの間、経済学部は、入試科目に数学や地理を導入し、さらにフランス語、ドイツ語など英語以外の外国語選択受験の科目を維持してきた。それらも経済学・経営学の基礎的な素養と外国語修得の重視という理念を反映したものである。

【入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係】

経済学部は多様な入試形態を採用しているが、一般入試およびセンター利用入試では、入試科目による選抜という枠組みによって学習能力の旺盛な学生を、また推薦入試では、経済学部の教学理念と目標を理解し、個性的で熱意ある学生を受け容れたいと考えている。現状からすれば、後期中等教育までの学習進路指導は基本的にセンター入試と難関校受験対策を基本としたものであり、その中で優秀なあるいは勉学意欲のある生徒の応募を期待する場合には、私立大学の一般的な入試制度のあり方に準じるほかないというのが実情である。しかし、その中にあっても、経済学部の教学理念を訴え、入試科目の出題を工夫し、社会科学の学習に興味を抱く熱意と可能性を秘めた学生を受け入れたいと考えている。

130

【学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係】

現在、一般入試科目は、国語（国語総合・現代文）、外国語（英語、ドイツ語、フランス語から1科目選択）、地歴・公民・数学である。経済学科、経営学科の一般的な教育内容が社会科学的素養を必要とすることから、一般入試においては、社会科学の学習に必要な基礎知識を測定する入試科目として地歴・公民・数学（選択科目）を設定し、推薦入試においては、社会科学的思考を問う小論文を入試科目として設定している。

131、132

【入学者選抜試験実施体制の適切性】

【入学者選抜基準の透明性】

上記については、全学的取り組みの中で扱われている。詳細は、大学の項を参照されたい。

133

【入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況】

経済学部の一般入試においては、できるかぎり選択科目間格差がないよう偏差値を用いて、選択科目による有利・不利を調整する補正値を加えた判定を行っている。その他、全学的な事項については、大学の項を参照されたい。

134

【各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況】

上記については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は大学の項を参照されたい。

135、136、137

【入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況】、**【アドミッションズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性】**、**【「飛び入学」を実施している大学・学部における、そうした制度の運用の適切性】**

上記について、現状において本学部独自に該当するものはなく、問題等は生じていない。

138

【推薦入学における、高等学校との関係の適切性】

指定校推薦制度について、受験生は概ね学習意欲の高い生徒であることが追跡調査によっても確認されている。ただし指定校枠での応募が近年増えてはいるものの、指定校数を過度に増加させてきたことによって、指定校枠の未活用が広がっている。併設高（獨協高校、獨協埼玉高校）からの応募も年々減少傾向にある。これらの点について対応の必要があり、現在、その問題について高校側と協議を行い、対策を検討中である。

139

【入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ】

高等学校の「調査表」は、一般入試においては卒業および卒業見込の確認のみに利用し、合否判定に際しては利用していない。推薦入試では出願条件となる評定平均値の確認などに使用している。

140

【高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性】

教職員と学生とが一体となって学ぶ「教育共同体」という本学の教育理念を、入学以前の段階から受験生に理解してもらうことは、入学後の教育の場の質を規定するといつてよい。その意味で、堅実な教育を実践、内実化しつつ、それをその都度、受験生に訴えてきたところである。高校内における説明会や模擬授業、大学主催のオープンキャンパス、各種学部説明会、模擬授業などでの説明と、学部広報誌『Network 経済』の配布などによって情報伝達を行っている。

141

【夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況】

現状において本学部該当する事項はなく、問題等は生じていない。

142

【科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性】

上記については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

143

【留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上立った学生受け入れ・単位認定の適切性】

上記については、大学の項を参照されたい。

144

【学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性】

経済学部の学生収容定員と在籍学生数は以下のとおりである。近年の経済学部の学生収

容定員と入学者の比率は、ほぼ 1.20 で推移している。これは、90 年代に比べて入学者を低く抑え、定員超過を是正した結果であり、現状では概ね適切な水準といえる。

学 部	学 科	入 学 員 編入学 定 員	収 容 定 員 (A)	在籍学生 総 数 (B)	編入学 生数 (内数) * 1	B / A	在 籍 学 生 数								
							第 1 年次		第 2 年次		第 3 年次		第 4 年次		
							学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)	
経 済	経 済	350	若干名	1,400	1,683	2	1.20	429	3	473	56	376	28	405	76
	経 営	350	若干名	1,400	1,700	1	1.21	431	0	459	27	405	21	405	58
計		700		2,800	3,383	3	1.21	860	3	932	83	781	49	810	134

145

【定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況】

経済学部両学科の在学者全体で見た定員超過率は、経済学科 1.20、経営学科 1.21 とこれまでの最低水準にまで是正されてきた。なお、入学者数の定員超過率は経済学科 1.22、経営学科 1.23 となっている。

146

【定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況】

組織改組、定員変更について、これまで学部教授会、将来計画検討委員会などで新学部設置を含む学部改組改編案を、定員充足率の中・長期的見通しを踏まえて議論してきた。そこでは、さまざまな改革案が提出されたが、現時点で学部組織再編に直結する案はない。

147

【恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性】

上記については、現在のところ欠員は生じておらず、特に問題等は生じていない。

148、149

【退学者の状況と退学理由の把握状況】、【編入学生及び転科・転部学生の状況】

上記については、全学的取り組みの中で扱われている。詳細は、大学の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

127

【大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性】

一般入試、センター利用方式については、実施方法、定員配分など概ね問題はないと考えるが、併設高校、指定校推薦については指定枠に対する利用率の低下が見られ、この点で再検討の余地がある。社会人入試での応募が少ない理由には、一般的な宣伝の不足のみならず、受け入れ体制の不備があると思われ、この面での検討も必要であろう。

128

【入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係】

一般に私立大学の入試形態が相互に類似したものになりがちな状況にあって、受験生に学部・学科の教学理念を正確に伝え、彼らが教育内容の魅力によって選択するよう工夫することはますます必要である。入学段階で教育目標や理念に対する一致が存在するかどうかは、教育の場の質を規定するため、入学者の大学・学部選択と入試選考のプロセスでの情報の伝達を重視したいと考える。

129

【入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係】

入学者が将来的に学ぶ学部教科の専門的内容との関連をも念頭においた入試問題のよりいっそうの工夫が必要であろう。また、推薦入学者の比率からみて、数学や英語など入学前後のリメディアル教育の制度改革が必要であり、さらに専門導入教育の面でのカリキュラムの強化が必要である。それらは2008年度新カリキュラムの議論と合わせて具体化を図りたい。

130

【学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係】

一般入試においては、社会科学の学習に必要な基礎知識を測定する科目として、地歴・公民・数学（選択科目）を設定している。また、推薦入試においては、社会科学的思考を問う小論文を入試科目として設定している。

133

【入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況】

経済学部では一般入試において、偏差値を用いた判定を行っているが、選択科目毎の志願者数に大きな差が生じた場合、偏差値の精度が下がる可能性があるが、その可能性もふまえて、そのような場合にも適切に対処する準備をとりたい。偏差値を用いた判定の精度を上げるためには、選択科目毎の志願者数の大きな差を是正する、試験科目設定の見直しが必要である。

134

【各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況】

出題担当者による相互チェックの強化、および外部機関を活用し入試実施直後のチェック体制を確立する必要がある。また、入試出題ミス発生防止のためのマニュアル作成・周知も必要である。

138

【推薦入学における、高等学校との関係の適切性】

推薦入試について、推薦指定校制度に関しては、指定校枠の未活用が広がっていること

から、現時点で改めて指定校の適否について全面的な見直しを行いたい。併設校（獨協高校、獨協埼玉高校）についても高校側の要望を伺い、実情に合わせ推薦基準を見直したい。

139

【入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ】

絶対評価の導入により、高等学校間格差が生じ始めている。上位校の評定平均値と下位校の評定平均値を同一扱いにすることは困難である。また、一部偏った評定を算出している高等学校も見受けられる。

140

【高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性】

大学主催のオープンキャンパス、各種学部説明会、模擬授業などでの説明、『Network 経済』の配布などに力を入れ、情報伝達面で努力を行ってきたが、学部の独自性と教学内容をより広く伝えるという点では、大学のホームページ以外にも、学部が独自にホームページを持つなど、他大学が行っているような情報提供のシステムが欠けていた。

145

【定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況】

全学的には、当面今の定員超過率を 1.22 程度に維持し、さらに教育の質を高め、競争力を上げたいとの考えから毎年徐々に入学生を減らし、2012 年には 1.20 まで抑えたいとの方向性が示されている。経済学部としては、入学者の定員超過率を削減することで教員 1 人当たりの学生数を漸次抑制でき、きめ細かい指導ができるようになると思う。また成績上位者が入学することで勉学状況の好転が期待される。

このように、学部における教育の質的向上のためには定員超過のない状態が理想だが、現実として、学部の独立採算制を採用していない現状では、経済学部のみで判断で入学者の定員超過率を是正することは難しい。また将来的において、学部および学科の改組改編や定員数の増減が必要となる場合には、それに伴い定員数の変更、超過率の調整も検討課題となるものと思われる。

146

【定員充足率の確認の上立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況】

具体案に至らないまでも、入試動向をきっかけに、学部の現状と将来について広範な問題について議論し、学部改革に資するさまざまな改革案が議論されてきたことは、検証する仕組みとしては積極的に評価できる。

今後も引き続き、学部執行部および将来計画検討委員会において、経済学部の将来のあり方について議論を重ねていく。定員充足率に大きな変化があった場合、学部の改組改編・定員変更の議論は不可避である。学部再編が必要となれば、学部執行部が学部再編を提案

し、学部教授会において議論することになる。

将来の改善・改革に向けた方策

127

【大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性】

現在、経済学部は、2007年度に向けて入試制度改革のための検討を始めている。2006年度秋に入試制度の改革のための具体案を検討し、入試制度検討委員会、将来計画検討委員会などで議論を進めたが、同年度内に成案をみたい。改革の柱は、およそ次のとおりである。

入試日程の再検討、調整

推薦指定校および推薦基準の全面的な見直し

外国人学生の受け入れ体制の整備

社会人入学者の受け入れ体制の整備

併設校（獨協高校、獨協埼玉高校）の推薦基準の見直し

特に推薦入試制度の見直しは、学部教学の理念と目標に対する理解を求めつつ、より公正な基準で指定校を選びなおすということに主眼を置く。また、外国人学生や社会人学生に対するカリキュラム上および施設面での適切な受け入れ体制を作ることによって、国際化への対応、生涯教育の拠点としての大学の社会的使命に貢献したい。

128

【入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係】

本学経済学部の教学は、今日の社会で必要な社会的教養と経済・経営分野の専門性をバランスよく修得し、それをつうじて深みのある人間の育成を目指すものである。そうした理念と目標を、堅実に実践、内実化し、その内容を様々な機会において、あるいは可能な媒体をとおして、受験生に訴えたい。また、現在進めている入試制度改革、カリキュラム改革の内容をアピールしたい。

129

【入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係】

一般入試およびセンター利用入試での入学者の入学時の成績は比較的優秀であるが、入学後の成績は、追跡調査によるとむしろ伸び悩んでいる。逆に、推薦入学制度の入学者の成績は、入学後に高い伸びを示している。2008年度導入予定のカリキュラムにおいて導入教育の体系的な整備が行われる予定であるが、こうしたことから、一般入試およびセンター利用入試での入学者の入学時の学習能力がその後も十分に伸ばせるようカリキュラムを工夫し、さらに入試形態別の入学者の学習能力面でのそのような特性に、一般教育、語学

教育、専門基礎教育の内容がかみ合うよう現行制度を再検討したい。

140

【高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性】

学部広報誌『Network 経済』については学部の諸活動や教員、スタッフの紹介など学部教学に対する理解を深める上で役に立つ内容がもられており、配布対象や方法を検討し、それを用いた適切な情報伝達に取り組みたい。また学部独自のホームページの作成などについても具体化したい。

法学部（法律学科・国際関係法学科）

現状の説明

127

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性について、本学部では、2006年度(2006年度入学者用)の一般入試として、センター利用入試 期・ 期、一般入試(A、B、C、D方式)を、推薦入試として、指定校・併設校推薦入試を行った。その他、自主応募制入試、(帰国生徒・外国人学生)特別入試、社会人入試、編入学試験(第2学年編入、第3学年編入、学士入学、再入学)など多様な入試を行っている。本学部の選抜において特徴的な点をあげれば、一般入試のC、D方式では、本学部独自の総合力試験(英文和訳と小論文)を一般の科目試験と平行する形で行っている。本学では、建学時の入試科目は、英語、和作文、面接であったが、これに近い形の入学試験が総合力試験である。本学部では、様々な個性を持った学生を幅広く受け入れるため、試験の実施時期、科目等の工夫、多様化を行ってきたが、その結果が、現在の入学者選抜方法となっている。

128

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係について、本学の建学の理念は「大学は学問を通じての人間形成の場である」である。また、本学は、外国語教育と国際交流を重視してきている。さらに、法学部では、世界の現状を正しく理解し、日常生活そのものを問い直す能力を持つ人材を育成することを目的としている。これらの理念・目的から本学・本学部ではゼミナールなど少人数教育の充実が特色となっている。したがって、少人数教育を実のあるものとして行えるよう、政治・経済・社会について論理的な思考能力の資質のある学生を、入学者数を絞り込みながら選抜することが、本学部の入学者受け入れ方針となっている。

129、130

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係、学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係について、2006年度現在の状況は以下の通りである。

一般入試では、他の学部学科と同様に英語が必須の受験科目であるが、A、B方式において、英語とその他の科目の配点は同じである。C、D方式では、論理的な思考能力の素養を持つ学生を選抜すべく、総合力試験等で、小論文形式の選抜方式を採用している。

センター利用入試では、3科目 400 点満点（英語を 200 点、その他 2 科目を各 100 点）の配点としている。かつて（センター利用導入当初）は、法律学科では英語科目については 200 点満点の成績を 100 点満点の成績に換算した上で、他の科目すべての中から高得点の 2 科目（200 点満点）で受験できる制度を採用していた。この選抜方法だと、英語以外の 2 科目の成績だけでも入学が可能であった。しかし、語学教育と国際交流を重視する本学の理念や国際化が進展する現代社会の状況に鑑み、法律学科でも 2005 年度から、現在の方式に改めた。

131、132、133

入学者選抜試験実施体制の適切性、入学者選抜基準の透明性、入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

134

各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は大学の項を参照されたい。

135、136、137

入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況、アドミッションズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性、「飛び入学」を実施している大学・学部における、そうした制度の運用の適切性について、現状において本学部該当する事項はなく、問題等は生じていない。

138

推薦入学における、高等学校との関係の適切性について、推薦指定校を選定する際には、その高校から本学への志願・進学状況など、客観的なデータに基づいて、一定基準以上の高校について推薦指定を行っている。併設校についても、推薦入試の出願資格について客観的な基準を定め、基準を満たした出願者について、入学試験を行い、客観的な基準に基づいて合否の判定を行っている。

139

入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけについて、一般入試では、入学試験の成績のみで合否判定を行っており、高等学校の「調査表」は単に出願要件として扱われ、合否の際の判定資料にはなっていない。推薦入試では、高等学校の「調査表」は、点数化され、合否の判定資料となっている。

140

高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性について、本学では、学内外で、高校生を主な対象とした入試説明会を多数行っており、本学部からも教員が出席して、学部の入試制度や教育内容などの説明を行っている。推薦指定校については、新規に指定を行った高校を中心に、教員が直接訪問し、推薦入試についての説明を行っている。また、高校生を対象に大学での講義の雰囲気を経験してもらうことを目的に、学内や個々の高校に出向いて、模擬講義も行っている。

141

夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況について、現状において本学部に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

142

科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性については、全学的取り組みの中で扱われている。詳細は、大学の項を参照されたい。

143

留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性については、大学の項を参照されたい。ただ、法学部のカリキュラムに対して、外国人の志願者はほとんどいないのが現状である。

144

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性について、2006年度現在の法律学科の学生収容定員と在籍学生数の比率は、1.19であり、国際関係法学科では、1.18である。また、2006年度の入学定員と入学者数の比率は、法律学科では、1.11であり、国際関係法学科では、1.15となっている。

145、146、147

定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況、定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況、恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性について、現状において本学部に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

148、149

退学者の状況と退学理由の把握状況、編入学生及び転科・転部学生の状況については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

127

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性について、各選抜方法そのものについては、概ね適切であると判断している。

しかし、各選抜方法における実際の志願者数に着目してみると、本学部では、入学定員の約7割が一般入試からの入学者であるが、2006年度の一般入試の志願者数は、法律学科で入学定員の約10倍、国際関係法学科で約8倍となっており、2002年度の約14倍、約12倍と比較すると、ともに、かなりの減少傾向にある。これは、少子化による大学受験者数の減少、司法制度改革により設置されたロースクール制度の定着などの要因によるものと考えられるが、懸念すべき事態と認識している。他方、入学定員の約3割を占める推薦入試の入学者数は年による増減はあるが、ほぼ安定して推移している。

128

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係について、本学部の入学者受け入れ方針は、少人数教育を実のあるものとして行えるよう、政治・経済・社会について論理的な思考能力の資質のある学生を、入学者数を絞り込みながら選抜することである。現状では、一般入試の合格者に対する志願者の割合は、法律学科で約2.8倍、国際関係法学科で約2.2倍であり、大学と学部の理念や目的と一致した形で入学者の選抜を行える状態にはあるが、全国的には志願者数が減少傾向にあるため、将来も本学や本学部の理念に沿った形での入学者選抜を行い続けていくためには更なる工夫が必要となるであろうと考えている。

129

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係について、本学では、学生の英語力を測定し、学生への英語教育に生かすため、毎年、全学生に対してTOEIC®試験の受験を義務づけている。法律学科でセンター利用入試について英語科目を必須の受験科目としたのは2005年度であるため、現時点では十分なデータが蓄積されていないが、英語能力が十分でない学生の数は減少するものと期待している。総合力試験については、他大学では類似の試験がないため、志願者数が少ないが、一般の科目試験では測れない能力を持った学生を選抜できるのではないかと考えて継続して行っている。

138

推薦入学における、高等学校との関係の適切性について、推薦入試の出願資格については、各高校に一律一定の推薦基準を設けている。この方法は、基準が一定で分かりやすく、形式的ではあるが公平であるという利点はある。しかし、他方で、一部の高校からは、事実上、推薦入試での出願がほとんどないという問題もある。併設校からの推薦入試の出願資格については、指定校とは別の基準を設けていることから、高校ごとに推薦資格の基準を変えることは不可能ではないと考えているが、現状ではそこまでの対応は行っていない。

これらについて、今後は推薦基準の検討や出願資格の適切性を確保するための努力を続

けていくとともに、各高校に対して本学や本学部の理念の説明を今後も続けていく必要があると考えている。

140

高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性について、現在のところ、高校生に対する情報伝達は、各所での入試説明会や高校訪問、模擬授業等により十分に行なわれていると考えているが、地域的には関東圏の高校が中心となっている。今後は、関西以西の高校に対しての情報伝達を行うことを検討するとともに、情報を受け取った高校生がなんとしても本学部に入学したいと思ってもらえるよう、学部自体の魅力をもっと高めていくことが課題である。

144

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性について、本学部では、いずれの比率についても、1.2を超えないよう、入学者数を絞り込む努力をしている。これらの比率は、その年の入学試験合格者の実際の入学率によって左右されるため、適切性を保つことは難しい面もあるが、過去の入試関連データを分析して、比率の適切性を保てるよう努力したいと考えている。

将来の改善・改革に向けた方策

127

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性について、推薦入試は、これまでと同様、併設校・指定校との関係の維持・強化、指定校の見直しを行っていき、単に志願者数を増やすだけでなく、学問的人間的に優れた学生の入学志願を増やせるよう努力していきたい。

128

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係について、一般的に言って、志願者数が減少傾向にある中では、入学者数の確保が優先され、入学者受け入れ方針と大学や学部の理念・目的との関係が希薄になりがちである。そういった事態にならないよう、本学部での教育が学生にとって魅力のあるものとなるようにしていき、これを大学入学志願者に対してアピールしていくことが重要である。

本学部では、「地域社会の発展に貢献し、地元の人に支持される大学でなければならない」という本学運営の基本理念と今後さらに進展することが予想される地方分権化の政策に対応するため、地域政策に着目した新学科を本学部を設置するとともに、既存の法律学科・国際関係法学科の定員を削減する方向で本学部の抜本的改革を行うが、そこにおいては大学と学部の理念や目的と一致した形で入学者受け入れの方針を貫けるようにしていきたい。

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係について、いろいろな入学者選抜方法をどうバランスよく組み合わせて、本学及び本学部の理念に適う学生を選抜していくかの判断を行うためには、各選抜方法により入学した学生のその後の学業成績等の追跡調査が有益であると思われるが、この点についてのデータは、個々の先生がそれぞれ担当する学生について持っている印象以外にないのが現状である。将来的には、それぞれの入学者選抜方法ごとに入学した学生のデータを蓄積し、分析を行えるようにしていきたい。

大学院

現状の説明

150

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性について、本大学院の入試時期は大きく 期（10月）と 期（3月）に分けられる。

募集の方法については、研究科により異なるが、社会人を含む一般募集と、学内推薦による募集とがあり、進学希望者への募集呼びかけは、それぞれ受験募集要項の配布、ホームページ等の広報によるもののほか、学内におけるガイダンスにより行っている。

入学者選抜についても、研究科、課程により異なるが、概ね外国語、専攻分野についての筆記試験、および面接試験、口述試験により行われる。

なお、詳細については、各研究科・専攻の項を参照されたい。

151

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性について、本大学院では外国語学研究科（ドイツ語学、英語学、フランス語学の各専攻）と、経済学研究科にて採用されている。適切性など、その詳細については、それぞれの項を参照されたい。

152

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況について、本大学院では学内推薦を除き、入試選抜において出身大学、大学院を問うことはない。入試選抜は項目 150 に記した方法に従って公正に行われており、門戸開放の状況は適切であると判断している。

153

「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性について、現状において本大学院に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

154、155、156、157、158

社会人学生の受け入れ状況、科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性、外国人留学生の受け入れ状況、留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性、収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性については、各研究科・専攻単位で扱っている。詳細は、それぞれの項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

法学研究科（法律学専攻）

現状の説明

150

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性について、学生募集は大学のホームページ、大学案内、パンフレット等で行うとともに、大学院進学ガイダンスとして法学研究科志望者に対する施設案内および説明会を春学期・秋学期の各1回行っている。ガイダンスには本学からの志望者はほとんど参加し、他大学からの参加者もある。法科大学院開設後は、以前少なくとも定員以上あった応募者が激減しており、従来多数を占めていた学部からの進学者がかなりの割合で法科大学院進学にシフトしたと思われる。

前期課程入試は 期(9月)、 期(3月)の2回行っている。志望専修科目と外国語を含む選択科目という、計2科目の筆記試験と面接試験によって選考している。博士前期課程入試の特徴として、国際法・政治思想史など語学が必須とされる専攻を除いて、語学なしで受験が可能なことである。しかし、このことは入学後の外国法研究を中心とする講義との多少のギャップとなっている要素でもある。応募者減の中での入試でも、応募者が合格水準に達せず合格できないことが多々あるが、修士論文作成能力という観点からみると責任をもって受け入れられる水準に達していなかったといえる。

なお、博士後期課程入試は 期(3月)に1回実施し、外国語(英語、ドイツ語、フランス語)のうち2ヶ国語の筆記試験と、口述試験が行われる。

151

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性について、本研究科では学内推薦制度を採用していない。

152

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況について、本研究科は他大学出身者を本学出身者同様に受け入れており、入試に際して両者を区別するものはない。他大学・大学院学生に対して門戸は開かれているといえる。

153

「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性について、本研究科では「飛び入学」制度を実施していない。

154

社会人学生の受け入れ状況について、本研究科では特別に社会人枠を設けていないが、項目 150 で説明したように、博士前期課程に際しては、社会人入学での難関となっている外国語科目なしでも受験可能なので、受け入れの受け皿は設定してある。しかし、現実には社会人学生の受け入れは少数にとどまっている。地理的条件など社会人受け入れに不利な条件もあり、応募者増加策での課題となっている。

155

科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性について、本研究科では、大学卒業者等を対象に、科目等履修生、聴講生、委託研修生の制度をおき、いずれも面接および書類選考で入学を許可している。研究生については、本学大学院の博士前期課程修了者および博士後期課程 3 年以上在学者で研究の継続を希望するものを対象に受け入れている。それぞれの制度は、出願要領で要件が明示され、適切に運用されている。

156

外国人留学生の受け入れ状況について、過去 5 年間の留学生の受け入れは下表のとおりである。決して多いとはいえないが、研究科全体の定員充足の状況からすると一定の割合で推移しているといえる。外国人留学生の受け入れについては特別に活発ではないので改善の余地があるが、一般応募者の減少が急カーブなので、当面はそちらの改善に重点を置きたい。

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
博士前期課程	1(中国)	1(中国)	0	0	0	1(中国)
博士後期課程	1(中国)	0	1(韓国)	1(韓国)	1(韓国)	0
合計	2	1	1	1	1	1

157

留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上にたった学生受け入れ・単位認定の適切性について、本研究科では、学校制度等についてわが国と比肩しうる制度の国からの入学希望者が多く、項目 156 に掲げたような国において取得した単位については、証明書など書類上確認が得られれば十分であると認識している。加えて、受け入れに際しては筆記試験および、面接・口答試験を実施しているため、現在の受け入れ状況は適切であると判断している。

収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性について、本研究科の定員充足率は、以前から高率とはいえなかったが、法科大学院開設後急速に悪化している。このことは従来研究者を目指していた一定数の学生が、研究者養成のコース設計が十分明らかにならないままに、とりあえず法科大学院に進学して法曹資格を獲得するために、大幅に法科大学院進学にシフトしたことに起因すると思われる。また、長期的な不況感から、モラトリアムの大学院進学も減少している。学生確保の措置については、遅まきながら改善策の検討に着手している。

博士前期課程

年度	定員	在籍者数	定員充足率
2006	20	6	30%
2005	20	6	30%
2004	20	6	30%
2003	20	12	60%
2002	20	20	100%
2001	20	15	75%

博士後期課程

年度	定員	在籍者数	定員充足率
2006	9	1	11%
2005	9	1	11%
2004	9	1	11%
2003	9	2	22%
2002	9	2	22%
2001	9	3	33%

点検・評価、長所と問題点

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性について、学生募集については、法科大学院開設後の対策が採られないままいっそうの定員充足率の低下を招いている状況があり、ようやく研究科委員会で危機的状況のリアルな認識が共有できる段階となっている。今後各方面で積極的な打開策をとる必要がある。本学からの進学者については、演習担当教員の進路指導が積極的でない点にも一因がある。他大学・大学院からの進学については、往々にして学力不足と共に、本研究科の指導体制など事前調査不足がみられ、志望しても合格できない状況がある。

151

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性について、学部からの進学者については、本研究科の入試は競争試験というより資格試験的な運用である。演習指導教員とのコミュニケーションがとれていれば、合格はそれほど難しくないとと思われるので、当面学内推薦制度の創設の予定はない。

154

社会人学生の受け入れ状況について、特別枠よりも実際の語学試験のない受験の可能性があるので、社会人受け皿としても有効に活用できると考えてきたが、社会人募集の効果からみると実績が上がっていないと評価せざるを得ない。

158

収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性について、改善の必要性を認識している。本研究科スタッフの専攻領域の多面性、先端性や、少人数定員制における学習環境の充実などの長所を、積極的に大学院進学希望者ならびに他大学生にもアピールしていく必要がある。社会人入学の拡大や法科大学院との関係も弾力的に考えて、法科大学院進学前の課程として、博士前期課程を位置付ける可能性もひとつの方向性として検討している。

将来の改善・改革に向けた方策

150

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性について、学生募集については、内部進学者数の増加のために、法学研究科での審議を経て、学部演習担当教員による本研究科進学も視野に入れた学部学生の進路指導の強化を図りたい。現在の法科大学院進学志望者には、研究者志望の学生も混在しているが、場合によっては、博士前期課程相当の研究能力をつけてからの法科大学院進学のほうが望ましいケースも多く含まれている。また、卒業時の到達学力水準が低いままに法科大学院進学を目指す学生も見受けられる。このような学生に対し、選択肢としての研究科前期課程進学を積極的に進路指導することが、現時点での現実的な応募者数の増加策と思われる。もちろん、この場合、研究科進学後の進路指導も重要になってくる。他大学・大学院からの入学志望者については、試験情報も含めて、過去の受験実績のある大学・大学院への広報を強化する必要がある。少なくとも情報不足による不利益を解消するような広報の改善策を検討したい。

154

社会人学生の受け入れ状況について、定員確保策にとって少子化の状況では社会人学生の開拓が重要となっている。家庭裁判所調停員のスキルアップのための1年制コースの新設、社会科教員の専修免許状取得のためのコースなどの検討を行っている。また、団塊世代の定年後の教養としての大学院進学の需要も期待できるので、この層に向けた対策も別

途取り組む必要がある。

158

収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性について、募集方法の改善による内部進学者の増加（項目 150 参照）と、社会人入学の拡大（項目 154 参照）のための新たなコースの設定などとともに、開設予定の地域総合研究所における研究プロジェクトの推進の中で周辺自治体からの研修生受け入れと NGO メンバーの社会人入学開拓など、多面的な定員充足策を検討・実施する必要がある。博士後期課程については、前期課程における定員充足を先行させる中で改善を図っていく。

外国語学研究科

外国語学研究科は各専攻の独立性・自治性が高く、そのため各専攻により現状等が若干異なるため、ここでは外国語学研究科で共通する事項を中心に述べる。なお、詳細については外国語学研究科の各専攻の項を参照されたい。

現状の説明

150

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性について、学生募集は大学のホームページ、大学案内、パンフレットなどによって行っている。入学選抜方法は、各専攻によって異なり、必要に応じて各専攻で検討されており、概ね適切といえる。

151

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性について、2006 年にドイツ語学、英語学、フランス語学の各専攻において学内推薦制度が導入された。学内推薦制度は、優秀な学生を確保するため、教員の推薦に基づき、書類審査と面接試験を経て合否判定が行われる。適切性については、2006 年度に新規導入されたばかりでありまだ判断できる状況にない。

152

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況について、各専攻とも入学試験において、外国語学研究科 4 専攻の内、3 専攻が学内推薦制度を採用している以外は、本学卒業生も他大学卒業生も同等の試験を受けており、合否の判定に当たって公正さが保たれている。

153

「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性であるが、本研究科ではそのような制度は現在、存在しない。

154

社会人学生の受け入れ状況について、英語学専攻（英語教育専修コース）と日本語教育専攻では社会人特に現職の教員を積極的に受け入れている。特に、日本語教育専攻では授業日を土曜に設定するなど社会人の履修に配慮し、積極的に受け入れている。受け入れ状況の詳細については、資料集表 18 を参照されたい。

155

科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性について、現在科目等履修生は 2 名、研究生は 9 名（前期課程 5 名、後期課程 4 名）聴講生は 1 名在籍している（2006 年度）。また受け入れ要件は、『大学院の手引』（「研究生に関する規程」80～81 ページ、「聴講生・科目等履修生に関する細則」82 ページ）に定められている。これらは適切に運用されており現状で問題点は見当たらない。

156

外国人留学生の受け入れ状況について、2006 年現在、留学生は在籍していない（資料集表 18 参照）。なお、日本語教育専攻では、留学生の志願者がいるが、他専攻ではその専門分野との関係上留学生の志願者はほとんどいない。

157

留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性については、留学生が提出する書類により行うこととしている。書類上、問題があると思われる場合には、本国の大学教育、大学院教育の内容や質を審議することになるが、現状で特段の問題があるとは考えられていない。

158

収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性について、専攻・年度によって異なるが、研究科全体としては 2003 年度：前期 103% 後期 56%、2004 年度：前期 109% 後期 61%、2005 年度：前期 111% 後期 67%である。

点検・評価、長所と問題点

158

収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性について、専門分野を同じくする大学院生が互いに研鑽しあうためにも、また他専攻の大学院生との交流を通じて幅広い視野を習得するためにも、在籍数を増やすことが必要であろう。広報など充足率を高めるための従来の活動に加え、2006 年からは学内推薦制度を導入したのは、その一環である。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

ドイツ語学専攻

現状の説明

150

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性について、ドイツ語学専攻では学生募集に当たって 期（9月） 期（3月）の2回の機会を設けているが、近年大学院進学希望者が少なくなっている。2007年度入試から学部からの推薦入学制度を設け、本学の学部の優秀な学生が、それぞれの指導教員のもと引き続き本大学院で学べるような措置を講じた。入学者選抜の方法については、博士（前期・後期）課程修了時の口頭試問と同様に大学院担当の全教員が出席する面接試験において志望の動機、入学後の研究内容、研究計画など細部に亘る試問が行われると同時に、ドイツ語を母語とする教員からの試問にもドイツ語で答えなければならない。

151

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性については、項目 150 にて述べたように 2007年度入試から学内推薦制度を導入した結果、すでに1名の入学が決定している。

152

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況について、出身大学・大学院が影響することなく公正に入試判定が行われ、また入学後の処遇に関しても、出身大学・大学院はなんらの影響力を持ち得ない。

153

「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性について、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

154

社会人学生の受け入れ状況について、ドイツ語学専攻では特に社会人特別枠は設けていない。しかし、一度社会人として就職後数年の後に退職し、本専攻を受験する者も比較的多い。

155

科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性について、ド

ドイツ語学専攻では科目等履修生、聴講生等は「本大学院学則」「特別聴講学生に関する細則」にある要件に合致すれば受け入れている。また、研究生に関しても申請があれば専攻委員会の議を経て受け入れている。現在の研究生在籍状況は前期課程2名、後期課程1名である。ドイツ語学専攻における、彼らの受け入れは規程によって適切に行われている。

156

外国人留学生の受け入れ状況について、ドイツ語学専攻では外国人留学生は現在、在籍していない。

157

留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上立った学生受け入れ・単位認定の適切性について、ドイツ語学専攻ではいままでに留学生の受け入れ、単位認定を行った事例はない。本専攻では、専攻の性格上このようなケースは非常にまれであるので、ほとんど該当しないと思われる。

158

収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性について、本専攻における現在の収容定員は博士課前期課程6名、博士後期課程6名であるが、博士前期課程は収容定員を満たしておらず、現在学生確保のために担当教員の専門分野に音楽、美術、経済を設置すべく新たな任用を急いでいる。

点検・評価、長所と問題点

150

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性について、ドイツ語学専攻では入学者選抜方法に当たって、専門知識、ドイツ語、英語の筆記試験に加えて、大学院担当者全員の出席による口頭試問を日本語とドイツ語で行っており、幅広い知識とドイツ語能力を備えた学生を受け入れることができることは評価できる。また、全員のポイントを合計して総得点で合否を決定している点も選抜に当たっての透明性を確保するという観点から高く評価できる。

151

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性について、ドイツ語学専攻では学内推薦入試の結果優秀な学生を確保することができた。特に新しく設置されたドイツ語教育部門を専門とするため、優秀な学生の今後の受け入れを考えると、この制度は高く評価できる。今後もこれを活用し、優秀な学生を確保したい。

社会人学生の受け入れ状況について、ドイツ語学専攻では、ヨーロッパ同盟などの活性化に伴い、ドイツの政治、経済、文化に関して強い関心が示されているにもかかわらず、それらの再教育を望む社会人の受け入れに対する配慮を行っていないのは問題である。また、高等学校などのドイツ語教員の再研修の場として、社会人学生の受け入れを行うことも今後検討したい。

収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性について、ドイツ語学専攻ではドイツ語学、ドイツ文学、ドイツ語教育、ドイツ文化に関して広い専門科目を設置しているが、それが受験生に十分伝わっていない点が問題である。

将来の改善・改革に向けた方策

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性について、ドイツ語学専攻では、今後3年間を目処に優秀な学生確保のため、優秀学生に対する優遇措置を検討し、学生募集に努める。

英語学専攻

現状の説明

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性について、各年度の大学院入学試験として、9月および3月に博士前期課程の選抜試験、3月に博士後期課程の選抜試験を実施している。博士前期課程においては、筆記試験（英語、専門知識）および面接によって、博士後期課程においては、英語とドイツ語またはフランス語、および口述試験により、志願者の能力・適性を十分に検討し、選抜している。また2002年度から社会人、特に現職の英語教員が入学して再教育を受けることが出来る「英語教育専修コース」の入試を開始し、そこでは一定要件を備える者に対し研究計画書の提出、口頭試問および面接による入試を行っている。募集方法については、獨協大学『大学院学生募集要項』および各種告知によって、入学試験日程等の周知を図っている。現在のところ、これらに関しては概ね適切であると判断しているが、今後も入試の多様化、学生のニーズに応じたカリキュラム編成を検討したい。

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性について、英語学専攻では2007年度入試の一つとして学内推薦の基準を定め、

その学力水準に達した学生を面接し、入学を認める制度を採用している。これは成績優秀者ばかりでなく、学習意欲や専門への強い関心など総合的な判断をしている。このような措置は適切である。

152

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況について、出身大学・大学院が影響することなく公正に入試判定が行われ、また入学後の処遇に関しても、出身大学・大学院はなんらの影響力を持ち得ない。

153

「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性について、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

154

社会人学生の受け入れ状況について、英語学専攻では、社会人（現職の英語教員）の再教育プログラムとして「英語教育専修コース」を導入するなど、社会人を積極的に受け入れる体制を取っており、2006年現在、1名の社会人が在籍している。

155

科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性について、本専攻では科目等履修生、聴講生等は「本大学院学則」「特別聴講学生に関する細則」にある要件に合致すれば受け入れている。また、研究生に関しても申請があれば専攻委員会の議を経て受け入れている。

156

外国人留学生の受け入れ状況について、本大学院の英語学専攻では、入学者選抜に当たって外国人特別枠を設けていない。また、2006年現在、外国人留学生は在籍していない。

157

留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性について、英語学専攻ではいままでに留学生の受け入れ、単位認定を行った事例はない。本専攻では、専攻の性格上このようなケースは非常にまれであるので、ほとんど該当しないと思われる。

158

収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性について、英語学専攻では7月の学内推薦制度の利用、9月の第1期入学試験、3月に第11期入学試験を実施している。それでも年度によっては幾つか定員の欠員が生じる傾向が認められるが、恒常的に著しい欠員と言える状況には至っていないために、これ以上の対処方策は特に実

施されていない。

点検・評価、長所と問題点

151

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性について、今年度より導入したのでそれに対するコメントはまだできない。成績優秀者に対する学内推薦制度のレベルを高め積極的に採用していくべきであろう。

154

社会人学生の受け入れ状況について、社会人学生が1名というのは少ないと評価している。英語教育専修コースでの英語教育の再教育や専修免許取得のための社会人が受験してくれるように、さらなる広報活動に努めたい。

155

科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性について、英語学専攻では受け入れ方針・要件は規程によって適切に運用されている。

158

収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性について、学内推薦（7月）と 期（9月）と 期（3月）の3回入学試験があることは、定員確保の面で十分機能を果たせるかに見えるが、実情は必ずしもそうになっていない。奨学金等の支援体制を強化して、入学者の質・量を安定させることも入学者確保には欠かせない検討事項である。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

フランス語学専攻

現状の説明

150

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性について、フランス語学専攻では、毎年 期（9月）、 期（3月）に試験を実施し、博士前期課程入試は、 期・ 期にそれぞれ、フランス語と英語の筆記試験、および面接試験を実施し、博士後期課程入試は、 期においてフランス語および英語またはドイツ語の筆記試験、および口述試験が行われる。また、2007年度入試から学部からの推薦入学制度を設け、本学の学部の優秀な学生が、

それぞれの指導教員のもと引き続き本大学院で学べるような措置を講じた。現在、特別な問題点は見当たらないが、引き続き入試の多様化、学生のニーズに応じたカリキュラム編成を検討したい。

151

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性について、フランス語学専攻では、2006年より学内推薦制度を実施しており、3年終了時GPA2.3以上を推薦要件としている。2006年は1名応募者があり、面接により合格した。志願者の院生としての適切性は面接によって十分に判断しうる。

152

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況について、出身大学・大学院が影響することなく公正に入試判定が行われ、また入学後の処遇に関しても、出身大学・大学院はなんらの影響力を持ち得ない。

153

「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性について、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

154

社会人学生の受け入れ状況について、フランス語学専攻では、現在は社会人を受け入れるための入試制度は設定しておらず、現在在籍しているものもない。社会人受け入れのための方策については、検討の余地があり、具体的方策の検討はこれから開始するところである。なお、かつての実績として、一度就職した後に、本専攻へ入学してきた者がいた。

155

科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性について、本専攻では科目等履修生、聴講生等は「本大学院学則」「特別聴講学生に関する細則」にある要件に合致すれば受け入れている。また、研究生に関しても申請があれば専攻委員会の議を経て受け入れている。

156

外国人留学生の受け入れ状況について、フランス語学専攻では、外国人特別枠は設けておらず、また、現在在籍しているものもない。

157

留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性について、フランス語学専攻ではいままでに留学生の受け入れ、単位認定を行った事例はない。本専攻では、専攻の性格上このようなケースは非常にまれである

ので、ほとんど該当しないと思われる。

158

収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性について、フランス語学専攻には現在、前期課程定員 6 名に対し 2 名、後期課程定員 3 名に対し 2 名の学生が在籍しているが、定員割れの状態となっている。特に、前期課程の在籍者が著しく減少しており、これを解消すべく、現在、試験方法の多様化に努めている。

点検・評価、長所と問題点

151、158

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性、収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性について、フランス語学専攻では本年初めての試みであったが、学内推薦 1 名の応募・合格者を出したのは評価される。2006 年度が制度導入初年度なので、今後はこの制度を学生に周知させ、カリキュラムの改正等についても検討していく。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

日本語教育専攻

現状の説明

150

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性について、日本語教育専攻では、期（9月）と期（3月）に選抜試験を実施し、筆記試験（日本語学、日本語教授法）および面接試験により志願者の能力・適性を十分に検討し、選抜している。募集方法については、獨協大学『大学院学生募集要項』および各種告知によって入学試験日程等の周知を図っている。特に、東京およびその周辺の日本語学校にパンフレットを直接送付し、現職の日本語教員に再教育を受ける機会があることの周知を図っている。

151

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性について、日本語教育専攻では学内推薦制度を採用していない。

152

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況について、日本語教育専攻では、本

学卒業生も他大学卒業生も差別なく、同一の選抜試験を受験し、合否の判定に出身大学・大学院は何ら影響を与えていない。かくして、公正さが保たれていると考えられる。ちなみに、2005年度は本学出身者4名に対し他大学出身者3名、2006年度は本学出身者2名に対し他大学出身者は4名であった。

153

「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性であるが、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

154

社会人学生の受け入れ状況について、日本語教育専攻は1年制の修士課程であり、社会人（主に日本語教育従事者）を積極的に受け入れるためのものである。2005年度は7名の入学者中5名が社会人、2006年度は6名の入学者中5名が社会人であった。

155

科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性について、日本語教育専攻では2005年度、かかる学生は存在しなかったが、2006年度は「日本語教育実践演習」に参加している科目等履修生がいる。受け入れにあたっては、日本語運用能力、日本語教育関連科目の学力をはかり、日本語教育への熱意を勘案しつつ、専任教員の合議によって受け入れの許可を与えている。この方法は現在適切であり、基準は明確である。

156

外国人留学生の受け入れ状況であるが、日本語教育専攻では2005年度は2名の外国人留学生が入学した。2006年度は0名である。日本語教育専攻では入学者選抜にあたり、外国人留学生の特別枠の必要性を今後検討したい。

157

留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性について、日本語教育専攻では、留学生の受け入れにあたって、日本語運用能力が重視される。日本語運用能力は本国地の大学・大学院教育の内容・質にも関係するが、個人的能力と素養が深く関わる。現在留学生受け入れの実績は2名に留まるが、受け入れは日本人大学院生と同じ基準で行われており、これについては適切であると判断している。

158

収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性について、日本語教育専攻では2005年度は7名、2006年度は6名の入学者を見、共に収容定員を上回った。年2回の選抜試験は学生確保の手段として有効に働いている。

点検・評価、長所と問題点

150

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性であるが、日本語教育専攻では、学生の募集、入試は概ね適切に行われ、多数の応募者を見ている。そのため、現在のところ特に問題はないと考えるが、募集方法については、日本語教育関連の諸雑誌に大学院入試の広告を掲載したく、その方策を現在策定中である。面接試験において外国語の学力をはかる試験問題をつくることも考えている。

151

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性であるが、日本語教育専攻ではそのような制度を採用していないが、将来、成績優秀者にかかる措置を提供する可能性はあると考えている。

154

社会人学生の受け入れ状況であるが、日本語教育専攻では、社会人学生の受け入れは積極的かつ良好に行われており、特別の問題点は指摘することができない。また、社会人が選抜試験において優秀な成績をおさめる現象がこの2年続いている。

155

科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性であるが、日本語教育専攻では他大学大学院研究科との単位互換の制度が整えられていない。また、特別聴講生などの受け入れ体制も整えられていない。

156

外国人留学生の受け入れ状況について、日本語教育専攻では入学者選抜にあたり、外国人留学生の特別枠の必要性を今後検討したい。

158

収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性であるが、日本語教育専攻では収容定員を上回る入学者を見ているが、より収容定員に近づける努力をする必要がある。年2回の選抜試験は定員確保に有効に働いている。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

経済学研究科（経済・経営情報専攻）

現状の説明

150

経済学研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性について、現状は以下の通りである。

（１）募集回数と時期

博士前期課程の入試は、学内推薦入試（5月中旬）、第 期募集（10月上旬）、第 期募集（3月上旬）の3回である。また博士後期課程の入試の募集回数は第 期募集の1回である。後期課程についても年2回の募集が望ましいかどうか、検討の余地がある。なお、時間割編成との関係で言えば、新年度が間近に迫った春期募集よりも、時間的ゆとりのある学内推薦入試および秋期募集で入学者の大半が決定されるのが望ましい。

（２）前期課程の選抜方法

【学内推薦入試】

書類選考と面接による。

【一般入試】

英語（日本人学生）または日本語（外国人学生）のどちらかを選択し（試験時間60分）、受験する。

主専攻科目1科目と選択科目1科目の計2科目を受験する（試験時間120分）。

主専攻科目は、演習開設科目のうちから志望する主専攻科目1科目を選択する。

選択科目は、主専攻科目の属する部門以外の科目から1科目を選択する。なお、部門が異なっても、志望する主専攻科目担当教員の出題科目は受験できない。

筆記試験終了後、受験者全員について面接審査をおこない、志望する専攻分野についての適格性を判断する。面接担当者は、研究科委員長・大学院委員（2名）・研究科主事・主専攻担当教授の5名がこれに当たる。

以上の各種試験終了後、研究科委員会（博士前期課程）を開き、慎重審議を経て合格者を決定する。

【社会人入試】

研究計画等の書類審査と面接による。

（３）後期課程の選抜方法

博士前期課程で作成した修士論文について、主専攻科目担当教授が審査する。

英語試験を課し、博士後期課程での学習に必須の外国文献学習能力を考査する。ただし、日本国籍を有しない受験生に対しては、志望専門分野に関する日本語筆答試験を課すことができる。

以上の審査・筆記試験の終了後、面接口述試験をおこなう。面接担当者は前期課程の場

合と同じ。

以上の各種試験終了後、研究科委員会（博士後期課程）を開き、慎重審議を経て合格者を決定する。

151

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している措置の適切性について、2001年度より学内推薦入試を導入したが、その目的は、成績優秀者を早い時期に大学院進学予定者として確保しておきたいということと、大学院進学予定者を早い時期から指導しておきたいということにあった。

今後の検討課題として、4年次に入学を許可された者には、学部学生でも大学院の授業を受けられる制度を導入し、単位認定を行い、大学院入学後は修士論文により専念できる体制がつかれないかどうか検討している。

【推薦入学者選抜方法】

本制度採用当初は対象学生を本学3年次終了時のGPAが上位30%以内としたが、2005年度からは3年次終了時GPAが上位25%以内と変更した。

次の資格試験合格者は、上位25%以下であっても対象者に含める。

税理士試験の科目1科目以上の合格者、日商簿記1級、経済産業省ソフトウェア開発技術者（旧情報処理1種技術者）

海外認定留学経験者（交換留学を含む）について、認定期間中は留年期間として算入しない。

学内留年者は対象者から除く。

書類選考および面接試験による総合判定により合格を決定する。

なお、本研究科では、学内学部学生の大学院進学促進と外部への募集広報のため、7月と11月に大学院進学ガイダンスを行なっている。

152

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況について、博士前期課程の第1次募集、第2次募集とも、ほぼ毎回外部大学からの応募、受験があり、合格、入学者も少なくない。博士後期課程に関しては、応募、受験はあったものの合格、入学の事例はまだ無い。

153

「飛び入学」について、これまで研究委員会の議題に取り上げられ検討はなされたが、採用にはなっていない。現在は学内推薦入試合格者の大学院授業の聴講を認めるにとどまる（ただし取得単位にはならない）。これについて現在まで特に問題等は生じていない。

154

社会人学生の受け入れ状況については、前述のごとく、2003年度より1年制の「情報専修コース」を設置し、また、2004年度より昼夜開講制と社会人特別選抜を実施し、有職社

会人履修を可能とする措置を講じた。これまでのところ「情報専修コース」入学実績はないが、社会人入学実績は2名(2005年度)ある。また2007年度においては既に2名の入学が内定しており(第1回入試結果、あと1回来春入試実施)、今後増加が見込まれる。

155

科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性について、制度として履修生、研究生、聴講生すべて認めているが、現在(2006年)は聴講生1名にとどまる。教員の事情が許す限り、希望者がいれば受け入れる方向で取り組んでいるが、これまでのところ、多くは修士修了者の希望による研究生、聴講生であり、これらを除くと、履修生、研究生、聴講生の受け入れは数例にとどまる。これについて、特に問題等は生じていない。

156

外国人留学生の受け入れ状況について、在籍者数に対する外国人留学生の割合は、2005年度では前期課程が3分の2、後期課程が3分の1である。前期課程ではより比率が高いときや、きわめて低いときもかつてあり変動が激しい。受験生側の国情なども関係しているように思われる。後期課程はより高い比率の時もあって、本研究科の教育理念、教育目的に照らしてみれば、よい方向にあると言えよう。しかし、その実態を考慮するとき、逆の意味では日本人受験生の層の薄さを反映している。また、留学生の後期課程進学者の多くは単位修得満期退学者であって、課程博士取得に必要な博士論文提出資格申請をした者も現在まで一人にとどまっていることは一考を要するといえよう。

外国人学生等の入学状況

研究科	専攻		博士前期			博士後期			前期合計	後期合計	専攻合計	委託研修生	科目等履修生	聴講生	研究生	
			1年	2年	1年コース	1年	2年	3年							博士前期	博士後期
経済学	経済・経営情報	男	6	8	0	0	1	2	14	3	17	0	0	1	2	0
		女	7	8	0	0	0	0	15	0	15	0	0	0	2	0
		計	13	16	0	0	1	2	29	3	32	0	0	1	4	0
		内外国人	9	10	0	0	1	1	19	2	21	0	0	0	2	0

博士前期課程外国人入学者の専門分野別人数(2001~2005年度)

専門分野	2001	2002	2003	2004	2005	計
理論経済学	-	-	1	-	-	1
経済史	-	-	-	-	-	-
経済政策	-	-	-	2	2	4
財政学	-	-	-	-	-	-
国際経済	-	-	-	-	-	-
経営	-	2	-	1	3	6
会計	1	1	3	6	2	13
統計学	-	-	-	1	-	1
情報	-	1	1	1	1	4
計	1	4	5	11	8	29

157

留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

158

収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性については、現状は以下の通りである。

募集定員

前期課程 15 名、後期課程 5 名であり、在籍者数の単純定員枠で合計すると、前期課程 30 名、後期課程 15 名、計 45 名となる。開設後間もなかった本学経済学研究科のスタッフ、施設などの諸点を考慮すると、妥当な定員枠といえよう。

志願者数・合格者数・入学者数の推移

前期課程の志願者数は年度によりかなりの振幅がみられるが、2003～2005 年度では 20 人前後と安定的であるが、ひところから見ると減少の傾向にあるため、現在、安定的な入学者の確保を改革委員会の中心課題として取り組み中である。他方、前述のごとく情報化社会の人材養成の要望にこたえる意図の下に、社会人向けの 1 年制大学院をスタートさせている。

合格率（志願者数に対する合格者数の割合）は 40% から 50% の間で推移していたが、最近では 65%～80% になっている。一面では志願者が淘汰、吟味されたとも言えよう。入学率は 2005 年度にはやや下がったものの、長期的には 90% 位で推移しており、この点では比較的安定的といえよう。

博士前期課程の志願者数・合格者数・入学者数

研究科	専攻	2003(H15)							
		社会人2年	推薦	期	期	1年コース			
経済学	経済・経営情報	志願		8	3	7			
			18						
		合格		8	2	5			
			15						
		入学		7	2	5			
			14						
		2004(H16)							
			推薦	期	期				
					社会人2年	1年コース		社会人2年	1年コース
		志願	13	10		0	4	0	0
			27						
		合格	12	4		0	2	0	0
			18						
		入学	12	4		0	2	0	0
			18						
		2005(H17)							
			推薦	期	期				
					社会人2年	1年コース		社会人2年	1年コース
志願	9	7	0	0	3	2	0		
	21								
合格	9	3	0	0	2	2	0		
	16								
入学	5	3	0	0	2	2	0		
	12								

前期課程入学者の専門分野別構成を2001～2005年度で見ると、下表のごとく、多いのは会計学20名、情報12名であり、次いで経営9名、経済政策6名である。しかし、外国人入学者の専門分野構成はこれと異なっている。会計学が13名で最も多く、ついで経営6名、経済政策、情報がそれぞれ4名、理論経済学、統計学それぞれ1名と広い分野にまたがっている。

博士前期課程入学者の専門分野別人数（2001～2005年度）

専門分野	2001	2002	2003	2004	2005	計
理論経済学	-	-	1	-	-	1
経済史	-	-	1	2	-	3
経済政策	1	-	-	3	2	6
財政学	-	-	-	-	-	-
国際経済	1	-	1	1	1	4
経営	-	2	1	2	4	9
会計	3	1	8	6	2	20
統計学	-	-	-	1	1	2
情報	1	4	2	3	2	12
計	6	7	14	18	12	57

博士前期課程外国人入学者の専門分野別人数（2001～2005 年度）

専門分野	2001	2002	2003	2004	2005	計
理論経済学	-	-	1	-	-	1
経済史	-	-	-	-	-	-
経済政策	-	-	-	2	2	4
財政学	-	-	-	-	-	-
国際経済	-	-	-	-	-	-
経営	-	2	-	1	3	6
会計	1	1	3	6	2	13
統計学	-	-	-	1	-	1
情報	-	1	1	1	1	4
計	1	4	5	11	8	29

後期課程については、下表のように、志願者数に伸びが感じられない。これは本研究科だけの傾向ではないので、一概にその問題性を云々できないが、本研究科の将来を考えると検討の余地あるところといえよう。

博士後期課程の志願者数・合格者数・入学者数

研究科	専攻		2001(H13)	2002(H14)	2003(H15)	2004(H16)	2005(H17)
経済学	経済・経営情報	志願	2	1	2	3	0
		合格	2	1	2	1	0
		入学	2	1	2	1	0

後期課程入学者の専門分野別構成は、人数が少ないこともあり、下表のように経済政策4名、会計学2名の2つの分野に限られている。

博士後期課程入学者の専門分野別人数（2001～2005 年度）

専門分野	2001	2002	2003	2004	2005	計
理論経済学	-	-	-	-	-	-
経済史	-	-	-	-	-	-
経済政策	1	1	1	1	-	4
財政学	-	-	-	-	-	-
国際経済	-	-	-	-	-	-
経営	-	-	-	-	-	-
会計	1	-	1	-	-	2
統計学	-	-	-	-	-	-
情報	-	-	-	-	-	-
計	2	1	2	1	-	6

総定員に対する在籍者数の割合は、下表にみられるように、他研究科の動きにも影響されるので前期課程では全体の21%～44%と大きく変動している。後期課程でも12%～25%とやはり大きく変動している。前期課程は近年ほぼ定員を満たしているものの、かつては半数に満たないなど、減少傾向が見られた。後期課程については各年次1～2名の状況がこここのところ続いている。

なお前期課程在籍者の男女比は2005年度ではほぼ同数であるが、ほぼこの状況が継続、

もしくはやや女子の数が男子を上回っている。

入学定員・入学者数・在籍者数（2001～2005年度）

博士課程前期

研究科	専攻		2001(H13)	2002(H14)	2003(H15)	2004(H16)	2005(H17)
経済学	経済・経営情報	1年	6	7	14	18	13
		2年	10	7	8	16	18
		1年コース			0	0	0
		合計	16	14	22	34	31

博士課程後期

研究科	専攻		2001(H13)	2002(H14)	2003(H15)	2004(H16)	2005(H17)
経済学	経済・経営情報	1年	2	1	2	1	0
		2年	0	1	1	2	1
		3年	3	0	0	1	2
		合計	5	2	3	4	3

研究科	専攻	入学定員		収容定員		在籍学生数								C/A	D/B		
		修士課程	博士課程	修士課程(A)	博士課程(B)	修士課程				博士課程							
						一般	社会人	留学生	その他	計(C)	一般	社会人	留学生			その他	計(D)
経済学研究科	経済・経営情報専攻	15	5	30	15	2	2	13	0	17	3	0	2	0	5	0.57	0.33
計		15	5	30	15	2	2	13	0	17	3	0	2	0	5	0.57	0.33

点検・評価、長所と問題点

150

経済学研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性について、問題点は以下の通りである。

専攻科目試験については、採点が出題者一人の裁量に任されており、研究科全体のレベルからみたチェック機能が働かない仕組みになっている。これは、仮に受験者が出題者の学部段階で師弟関係にある場合など、決定的な欠陥となりうる。研究教育機関の試験制度が本来的に負っている社会的公平性・合理性に反するものであり、早急に改善しなければならない。

選択科目試験についても改善の必要があろう。現行制度では、研究科担当教員全員が自分の専門分野から自由に出題している。受験生は、その中から1科目を選択して解答すればよい（ただし、受験生は自分の主専攻科目担当教授が属する専門分野の出題科目を解答することはできない）。したがって、出題科目数がきわめて多く、受験生の選択肢は多様であるが、学力・研究能力の公平・公正な判定を困難にしている。

面接についても問題が多い。一つには、受験者全員を面接すべきかどうか。この問題は入試日程とも関連するため、技術的困難を伴う問題である。いま一つは、面接が合否判定にどれだけの比重を占めるべきか、内容的により口述試験的なものにするかどうかも含めて、再検討する必要がある。

面接については、現行ではほとんどすべての業務と判定が執行部に委ねられているが、

これは試験制度として妥当かどうか、検討する必要がある。要は、出題委員・採点制度をより近代化することが肝要と思われる。

～ については、現在改革委員会で検討中である。社会人の選抜に関しても、現状のままではよいのか、もっとよりよい別の方法が良いのかについても検討中である。

151

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している措置の適切性について、選考にあたっては研究計画および将来の進路、希望指導教授の意見を重視して行っているが、その際、事前に指導教授との相談がなされていない例が時折見られる。

152

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況について、現在のところ外部応募者は当大学院の情報をホームページより得ているのがほとんどである。情報が極めて限定されていることが問題かと思われる。現在、7月と11月に学内外の進学希望者に向けて大学院進学ガイダンスを行なっているが、さらに、改革委員会では様々な広報の方策を検討中である。

154

社会人学生の受け入れ状況について、社会人は受講時間に限りがあるので昼夜開講、土曜開講でも受講が厳しい状況にあるが、本研究科が「情報専修コース」を設置していること、及び、昼夜開講制・社会人特別選抜を行って社会人の大学院入学を積極的に受け入れようとしていることはまだあまり知られていないので、今後広報に努める必要がある。

156

外国人留学生の受け入れ状況について、一時外国人の入学数が著しく減少したことがあり、状況把握、対応検討がいわれた。その後若干回復し今日に至っているが、その対応の充実が迫られているといえよう。とくに中国人留学生の減少は、受験科目などの考慮が必要である。外国人にとっては日本語自体が外国語であるから、学部段階の外国人学生には必要以上の語学的負担を強いるべきではないが、大学院においては研究指導上で英語の必要性もあるとはいえ、むしろ外国人留学生の日本語能力を向上させる必要がある。加えて日本に留学して本大学院研究科に入学する意味、価値を高めることが求められる。

158

収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性について、応募者数、合格数、入学者数ともに安定的に推移してきているが、ひと頃のピークの状況から比べると、減少傾向にあるといえる。学部学生には、大学院への進学の奨励を図るとともに、もっと多様なニーズにこたえる、より広い階層に受け入れられる大学院づくりが求

められる。多様な大学院づくりと入学者数の安定的確保については、現在改革委員会で最重点課題として、入試制度とも関連させて、改革案を募り検討中である。

将来の改善・改革に向けた方策

151

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している措置の適切性について、もっと事前相談を重視するよう、また研究の方向に合わせた学部での科目単位取得など大学院での取り組みに備えるよう指導の強化を行いつつある。

また、今後の検討課題として、学内推薦合格者には、学部学生であっても大学院の授業を受けられる制度を導入し、単位認定を行い、大学院入学後は修士論文により専念できる体制がつかれないかどうか検討している。

154

社会人学生の受け入れ状況について、近年、いわゆるサテライトキャンパス（駅前など街中の分校ないし分室）を開設して、積極的に社会人大学院生を迎え入れようとする大学が登場している。これは夜間大学院の将来像の1つを示唆するものであるが、費用・採算との関係で実現は容易ではない。しかし、時代状況の変化への対応として、とくに有職社会人の一層の受け入れの上では検討課題であろう。

社会人には、有職社会人だけでなく、「シルバー社会人」や主婦層などの「生涯学習」目的の者も含まれ、全国的趨勢としても社会人大学院生が増大傾向にある中で、経済学研究科としても受け入れ態勢の一層の改善が望まれる。

また、もっと幅のある受講が可能になるよう、カリキュラム編成にも取り組む必要があり、現在改革委員会で検討中である。

法科大学院

（法務研究科法曹実務専攻）

現状の説明

150

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性について、本研究科では、第1期と第2期に分けて、年2回、学生募集を行っている。2007年度についていえば、9月（2006年）と2月（2007年）の2回である。

入学者選抜方法は、法学既修者コース（2年課程）と法学未修者コース（3年課程）とに分けて行われている。なお両コースの併願も可能である。

法学未修者の入学者選抜方法は、適性試験（DNCか日弁連法務研究財団のいずれかひとつ）（50点）、書類審査（50点）、小論文試験（100点）、面接試験（100点）の成績を総合評価

(300点満点)して行われる。適性試験の素点は、二分の一(小数点切り上げ)で点数化される。書類審査においては、志望理由書の記載から、志願者が目指す法曹像が、本法科大学院の基本方針に合致しているか、および志望動機の明確性を基準として、2名の教員が3段階評価した結果を総合して20点満点で評価し、さらに志願者の取得している各種資格、学部成績、社会人実績等を上限30点までの加点要素として考慮している。小論文試験は、日本語または英語による小論文課題を受験者が選択して論述し(論述はいずれも日本語)採点基準を明記した採点表に基づいて2名の教員が50点満点で評価した結果を合計し、これを3段階評価に置き換えている。面接試験は、2名の面接委員が25~30分の個別面接を実施し、面接委員の評価を総合する。

法学既修者の入学者選抜方法で、法学未修者の選抜方法と異なるのは、小論文にかえて5科目(憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法)の法律科目の筆記試験を行う点である。各科目の試験時間および配点は、憲法・刑法については各90分・各100点、民法については120分・200点、民事訴訟法および刑事訴訟法については合わせて120分・各50点である。各科目の試験では、憲法、民法、刑法については論述問題、民事訴訟法および刑事訴訟法については択一式問題を出題している。試験の難易度は、法科大学院3年課程における各科目の1年次終了時の学期末試験において、80%の学生が「可」以上の成績を修めることができる程度のもとしている。合格最低基準は、各科目60%以上を得点し、かつ総合得点が300点以上であることとし、得点率が50%以上60%未満の科目が1科目だけの場合は合格としている。

151

成績優秀者に対する学内推薦制について、本研究科においては、学内推薦制度を採用していない。

152

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況について、本務研究科の入学試験においては、他大学・大学院の学生を獨協大学・大学院学生と全く平等に扱っている。学内推薦制度を設けておらず、「門戸開放」という点では、公平性・開放性の点できわめて徹底している。因みに、2006年10月1日現在での在籍者数137名のうち、内部進学者(獨協大学OB/OG)は11名で、全体のおよそ1割程度である。現状について問題はないと評価している。

153

「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性については、本研究科では、一定の要件を満たす志願者について、飛び入学を認めることを制度上定めているが、現在までのところ、飛び入学した入学者はいない。飛び入学の要件を満たす志願者がいた場合の対応は、現在の制度で十分にはかることができる。

社会人学生の受け入れ状況について、本研究科においては、入学者選抜試験における書類審査に際して、各種資格・社会人としての実績・経験等も加点要素として考慮されており、社会人を含め人材の多様性を確保する努力がなされている。実際に在学生の中で社会人が占める割合をみても、人材の多様性は実現されていると考えられる。因みに獨協大学法科大学院の入学年度ごとの社会人出身者は、04年度が54.7%、05年度が45.8%、06年度が26.9%と、新司法試験の合格率等が影響してか、志願者・入学者とも、社会人の割合は減少傾向にある。

また、社会人出身者に対しては、獨協大学社会人奨学金を設け、社会人入学者の就学を支援している。なお、本学における社会人とは、4年制の大学卒業後、3年以上を経過した者（その間、専ら資格試験・国家試験等の受験準備をしていた者を除く。）を指す。

科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性、外国人留学生の受け入れ状況、留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性については、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性について、本研究科において、定員を適正に確保する方法として、合格発表に際しては入学者が定員を大幅に上回らないようにするため、正規合格者と繰上げ合格予定者とを分けて発表し、できるだけ定員に近い学生を確保することができるように努めている。

他方、入学後の状況を見ると、初年度入学者については、約2割の学生が、既に退学している。2年目、3年目の入学生についても、それぞれ若干名の退学者がでていいる。初年度入学生の退学の割合が高いことを認めざるを得ない。

（参考：入学年度別入学者数と現在籍者数、2006年10月1日現在）

・04年度	（入学者数）53名	（在籍者数）41名
・05年度	（入学者数）48名	（在籍者数）46名
・06年度	（入学者数）52名	（在籍者数）50名

点検・評価、長所と問題点

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性について、志願者の能力・適性を複数の基準によって多角的に評価するという法務研究科の入学者選抜方法は、公平性、開放性、多様性の確保という本研究科の方針を実践し、また、目標とする「地域密着型法曹」、「国際的視野に富んだ法曹」の養成を実現するための方法として、基本的に適切なも

のであると評価できる。

ただし、面接試験の評価の比重が、極めて重いことについては、若干の問題があるかもしれない。面接試験については、「面接試験実施要領」、「面接対応マニュアル」を作成し、さらに評価項目を列挙した評価表に基づいてできるだけ客観的な評価がなされることに配慮してはいるが、面接委員の主観が、その評価に大きな影響を及ぼしていることも否定できない。これについては、合格者の入学後の学業成績や学習態度などを追跡調査し、小論文など他の評価項目とのバランスを再考することが望ましい。

151

成績優秀者に対する学内推薦制について、入学者選抜方法として、公平性、開放性、多様性の確保を掲げていることに鑑みても、学内推薦制度を設けるのは適切ではないと判断している。

154

社会人学生の受け入れ状況について、在学生の中での社会人出身者の割合をみても、人材の多様性を確保するための社会人の受け入れには成功していると評価できる。なお、初年度以降、社会人出身者が減少してきている点については、新司法試験の合格率の予想が、当初発表されていたものとはかなり隔たりがありそうであることに対する反応であると考えられる。

社会人出身者に対して特別の奨学金制度を整えている点も、社会人出身者を積極的に受け入れるための制度として積極的に評価できると考えている。

158

収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性について、合格発表の方法は、これを維持することが適切であり改善の必要性はないと考えられる。

また、入学者の退学率が高い（特に初年度入学者）点については、他法科大学院への進学、経済的理由、健康上の理由、学業不振等、理由はさまざまである。他法科大学院への進学や、学業不振を理由とする者については、本法務研究科の理念が、学生に十分理解されていなかったことがその退学の原因であると考えられる。また、学業不振を理由とする退学については、入学者選抜方法での評価方法や評価項目の比重に問題がないか検討しなければならないと考える。

将来の改善・改革に向けた方策

158

収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性に関しては、法務研究科の入学者選抜方法は、志願者の能力を多角的に評価するものとして基本的に優れた方法であると評価できるが、個々の評価項目相互間の比重をどのように調整するかについては、さらに検討が必要である。これについては、入学者の入学後の学業成績、学習

態度等と、どの評価項目とが相関関係を有するのか等を追跡調査し、その結果を評価項目の比重に反映させるべきであり、その追跡評価のための資料を収集整理する作業を継続すべきである。

【第5章】

教員組織

概要および目標

本学の目的である「外国語教育の重視」と「複雑な国内および国際情勢に対処できる実践的な独立の人格の育成」をめざして、中・長期計画(平成10年6月策定、平成19年第4次見直し)に基づき教員を配置し、各学部学科での教育に取り組んでいる。

教員の対学生数であるが、外国語学部が29.8名、経済学部が60.4名、法学部が63.6名である。外国語学部と経済・法学部との間にはかなりの開きがあるが、ひとつには、教育科目の性格が異なっているためであり、さらには全学共通カリキュラム担当教員が外国語学部に多数所属しているためである。

専任教員に対する兼任(非常勤)教員の割合であるが、外国語学部が1.7倍、経済学部が1.3倍、法学部が0.7倍となっている。しかし、各学部学科とも主要科目はほぼ専任教員が担当できる体制となっている。

教員の年齢構成は、20代が1.0%、30代が20.6%、40代が26.1%、50代が26.7%、60代が25.6%とバランスのとれた構成である。

社会人教員の受け入れであるが、「かつて社会人の経歴を持つ者」と「持たない者」と採用に際し区別してはいない。「現在社会人である者」は、特別客員教員、特別任用教員の制度があり、特別任用教員としてはドイツ語学科に2名、英語学科に3名、言語文化学科に3名、経営学科に1名、法科大学院に2名が採用されている。このほか、法科大学院客員教員が4名採用されている。

外国人教員は、外国語学部を中心に専任教員18名、兼任(非常勤)教員89名を数え、中には学科長、センター長など大学の重要な行政職に就いている外国人もいる。

女性教員数は、この数年増加を続けている。現在全学で20.9%である。2001年度は、14.3%であったことを考えるとかなりの増加と言える。本学では、採用にあたり、研究業績等を主たる判断材料とし、性別をまったく考慮に入れていない。

教育上の人的補助体制については、情報処理技術・環境をサポートするためのヘルプデスクがある。また、専任職員が、語学授業を中心に教育支援・研究支援・自立学習支援を行っている。さらに総合学術情報推進委員会の下に「教育支援室」が置かれ、講義、教材作成、機器活用などの支援を行っている。今後一層の充実が求められているが、問題はスタッフの確保である。経費との兼ね合いも考慮に入れ、委託契約とするか否かを含めて賢明な選択を迫られている。

教員の募集・任用・昇格は、各学部学科で定められた規程に従って行われている。学部学科によりいくらかの違いがあるが、ほぼ、学部(学科)選考委員会(人事委員会)の審

議を経て、学部教授会で投票により採決し、全学の人事委員会、全学教授会で決定される。公募制は多くの学科で採用されており、ホームページでも募集している。また、懲戒に値する免職の場合は、懲戒委員会規程に則って行われる。教員の募集・任免・昇格に関して、疑義等が生じたことは未だない。

教員の教育研究活動についての評価方法は、いまだ確立していない。どのような評価基準が公正で有用であるか、判断が難しい課題であり、時間をかけて議論を積み重ねて行きたい。

本章における自己点検・評価の目標

- ・ 教員の専任・非常勤比率、年齢構成比率、男女比率、外国人比率、教員対学生数比率などを考慮しながら、中・長期計画(平成 10 年 6 月策定、平成 19 年第 4 次見直し)に基づき、教育研究活動を推進する上で適切な教員組織を維持する。
- ・ 明確な規程に基づき、公正な教員の募集・任用・昇格を行う。
- ・ 外国語教育や情報処理教育をはじめとする講義、教材作成、機器活用などの支援のための人的補助体制の充実に努める。
- ・ 各教員が相互に教育研究活動を評価できるような体制作りに努める。

大学

現状の説明

159、160、161、162、163、164、165、166

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性、主要な授業科目への専任教員の配置状況、教員組織における専任、兼任の比率の適切性、教員組織の年齢構成の適切性、教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性、教員組織における社会人の受け入れ状況、教員組織における外国人研究者の受け入れ状況、教員組織における女性教員の占める割合については、学部・学科単位で扱っている。詳細は、それぞれの項を参照されたい。

167

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性について、本学の現状は以下の通りである。

(1) 情報教育関連

本学では、情報処理関連教育はもとより、外国語教育等においても情報環境を利用した教育が日常的に行われている。これらの教育および研究を側面から支援するための「ヘルプデスク」を1996年に開設した。ヘルプデスクでは、情報機器が有効に利活用されるために、利用上のトラブル等に応えるとともに、情報基礎科目におけるティーチング・アシスタントの配置等を主な役割としてきた。また、日常のトラブル対応などばかりでなく、必要に応じて講習会等の開催も行ってきた。ヘルプデスク運営には、高度な技術を有する者を恒常的に配置するという目的から、基本的には外部委託を原則とした。したがって、ヘルプデスクのスタッフは、外部SE、ヘルパー(地元市民)、学内外からの情報系大学院生、スキルを持った学部生など、総勢約60名によって運営されている。

(2) 外国語教育関連

外国語教育研究所では職員8名と派遣職員6名を配置している。この人的補助体制により、LL・CALL教室(本学ではCAL = Computer-assisted Learning と呼んでいるため、以下CALという)(8教室)、視聴覚教室(3教室)の維持管理並びにそれらの教室での授業支援を行っている。特にLL・CAL授業では、英語、ドイツ語、フランス語の「統一プログラム」実施を支援し、映像や音声教材、試験問題の編集作成等を行い、授業運営上必要とされるLL機器操作のアシスタント業務を担っている。授業は教員が行い、教員の指示のもとにLLやCALの操作を職員ならびに派遣職員が行っている。CAL教室を担当する教員は専任をはじめ兼任(非常勤)教員が担当している。CAL教室化し、教員機卓の操作が複雑化し、それに時間を取られて授業が進まなくなるという教員もいることから、授業支援は現在外国語教

育研究所の中心的な教育支援業務となっている。現在、授業補助は職員が週に 26 コマ、派遣職員が 61 コマ担当している。職員は、授業の合間に教材の編集・作成を行っている。このほか試験問題についても教員の指示のもとに編集作業や保管等の業務を行っている。

168

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性について、本学の現状は以下の通りである。

(1) 情報教育関連

本学では、教育研究を支援する組織の 1 つとして、2002 年度に「教育支援室」を設置した(組織については「総合学術情報推進委員会規程」を参照のこと)。教育支援室は、本学の教育活動における情報環境の活用を支援し、教育活動の改善と活性化、および教育効果の向上を推進することを目的としている。スタッフは室長(教員 1 名)、事務責任者(専任職員 1 名)、プロデューサー(専任職員 1 名)、ヘルプデスク(派遣常勤職員 2 名)、S E(派遣常勤職員 1 名)、ヘルパー(派遣非常勤職員 4 名)、T A(大学院生 10 名)で構成されている。支援業務は以下のとおりである(2002~2005 年度実績)。

全学総合講座等の現場支援(2003 年度 19 コマ、2004 年度 25 コマ、2005 年度 26 コマ)
教育支援プログラムの運用(講義支援システム、授業レポートシステム)
教材開発・ホームページ作成更新支援(57 件)
教育機器活用支援(24 件)
講義のデジタルコンテンツ化(13 件)
情報機器の貸出(PC、プロジェクター、ビデオカメラ)
TV会議システムの運用(イリノイ大学、デュースブルク=エッセン大学、ハワイ大学、東京工業大学)
学会・講演会の現場支援(2002 年 10 月 19 日開催「日本広告学会」、2003 年 6 月 14 日開催「国際共同研究シンポジウム」、2004 年 6 月 12 日開催「環境法政策学会」、6 月 19 日開催「日本社会関連会計学会」、2005 年 6 月 18 日開催「情報処理学会分科会」、12 月 3 日開催「子どもの人権研究会」、12 月 17 日開催「英語教育研究会」、子どもリーガルセンター(現正式名:獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター)開設準備協議会(3 回))
e-ラーニングシステムの運用(アルク・ネットアカデミー、T E R R A)
講習会の開催(52 回(HP 作成、P P T 作成、O F F I C E 利用))

(2) 外国語教育関連

本学では、教員と教育支援職員との間の連携・協力関係は、たとえば、全学共通カリキュラム運営委員会のメンバーに外国語教育研究所の職員が陪席して意見交換するなど、連携・協力をしている。また、ドイツ語、英語、フランス語、スペイン語それぞれを職員と派遣職員が各 1 名で担当し、授業準備から、教材作成、試験準備、各種講座の開設準備、

独検、仏検といったその言語と関係する資格試験に関する準備から実施といった業務の補佐をおこなっている。

169

ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性について、本学の現状は以下の通りである。

(1) 情報教育関連

ティーチング・アシスタント(以下、TAとする)については、情報センター規程等の中のひとつとして制度化されており、情報処理関連教育の中の初歩的な学生を対象とした授業科目に対して、30名を超える受講生がいる場合にはTA1名を、50名を超える受講生がいる場合には2名を配置している。

TAは、情報処理関連科目を専攻する大学院に在籍または修了した者 基本情報技術者試験以上の試験の合格者 コンピュータ関連業務での相当期間の経験があり、基本情報技術者試験合格と同等もしくはそれ以上の能力を有すると、情報センター所長が判断した者のいずれかに該当する者である。

TAの任務は、コンピュータの操作上での学生への指導・助言や、手引(マニュアル)類の作成などであり、原則として、単独での授業運営、出席管理、試験・レポート等の受付・採点、個別科目の教材作成等は含まれない。また、任用期間は、毎年4月上旬より翌年3月末日までの1年間とし、再任者についても新任者と同様の手続きを経るものとしている。

(2) 外国語教育関連

外国語教育研究所では、その制度化は考えられていない。事務系職員が教室での授業補助や教材作成や開発の支援を行っているにとどまる。

170、171、172、173、174、175

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性、教員選考基準と手続の明確化、教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性、任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況、教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性、教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性については、学部・学科単位で扱っている。詳細は、それぞれの項を参照されたい。

176、177

大学と併設短期大学(部)における各々固有の人員配置の適切性、併設短期大学(部)との人的交流の状況とその適切性について、現状において本学に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

167

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性について、本学の長所と問題点は以下の通りである。

(1) 情報教育関連

教育・研究部門においては、外部派遣による技術者（SE）の割合が増えたため、専任職員のシステム管理、および情報処理機器の維持・管理業務はかなり軽減された。また、派遣技術者の雇用形態は、年間総時間を基準としているため、土曜日・日曜日あるいは夜間の業務においてもフレキシブルな対応が可能である。

ヘルプデスクスタッフは、主として大学院生（本学および他大学）が担当しており、彼らが持っている最新の情報処理技術や環境についての知識が、ヘルプデスクスタッフのサポートを通じて学生の学習意欲を高め、教育を側面から補助することにより、結果的に教育効果を高めているものと認識している。また、授業終了後には、学生スタッフおよびティーチング・アシスタントによって、PC教室の閉室時間まで利用サービスを行っており、多くの学生が自習の中でのサービスを受けている。

(2) 外国語教育関連

本学では、専任職員が、教育支援（授業アシスタント業務、音声・映像教材の編集作成業務）のほか、研究支援、自律学習支援などマルチに業務を分担して効率的に役割を担っており、他大学に例のない人事配置をしていることは評価し、そのシステムの中で、教員に対して教育支援および学生向けの学生支援を行っている。

この方式は本学開設以来のやり方であり、職員による支援は、職員が学内の事情も精通していることから各教室でのプログラムの進行状況を把握するなどの面からも統制を取りやすい点では長所であると認識している。

しかしながら、職員が授業に入って操作補助を行うというLL・CAL教室のアシスタント業務については、2003年度の報告では、「人件費削減の観点から再検討を要請されており、問題点といえるであろう」と指摘されている。外部委託はその後、2006年度に授業支援の一環である器機のサポート体制について実現した。これは常時ヘルプスタッフが待機し、器機操作上の支援や保守点検を行っているもので、業務の一部であっても授業支援の改善が行われたことは評価する。また授業支援では、派遣職員の増員が進められてきた。今後、外部委託に完全な移行をするか否かは課題であると認識している。

168

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性について、本学の長所と問題点は以下の通りである。

(1) 情報教育関連

学内の教育研究支援組織として、教育支援室の他、情報センター（ヘルプデスク）、外国語教育研究所、図書館、教務課などがあるが、教育支援室の支援内容と同様なサービス（教材開発、ホームページ作成、情報・AV 機器操作、授業現場支援、教育機器貸出、講習会開催、e ラーニングシステム運用など）を他部署でも行っているため、これらのサービスの適切な再配分により、利用者にとって利用しやすい環境を検討中である。

（２）外国語教育関連

本学では、ドイツ語、英語、フランス語、中国語、スペイン語といった各言語の教員の所属する各学科・全学共通カリキュラム運営委員会との連絡は密である。全学共通カリキュラムはその性質上、数名の教員が授業を担当している。各教員によって授業の展開に差が出ることもあり、その場合の調整等を支援職員からアドバイスするなどの連携を取ることが可能であることが長所であり、職員の連携・協力関係は適切であると認識している。

169

ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性について、本学の長所と問題点は以下の通りである。

（１）情報教育関連

T Aの活用について、2006 年度は、「コンピュータ入門」、「情報科学各論（初級HTML入門）」、「社会科学情報検索法」など、月曜日から金曜日までの全43コマに亘って、それぞれ2名のT Aが教員との連携を図りつつその任にあたり、教育の補助業務にあたることで、教育におけるきめ細かい指導を実現し、併せて将来のためのトレーニングの機会にもなっており、適切に活用されていると認識している。

しかしながら、T A応募状況について近年は減少傾向にあり、人員の確保が難しくなってきたおり、基準の見直しを含め検討する時期にきている。

（２）外国語教育関連

外国語教育研究所では、現在T Aの制度化は検討されていないが、今後の視聴覚を使った外国語教育をさらに発展させるときには、支援スタッフもそれぞれが専門性を持って教育補助をしなければならない。まずその議論を始めるということから改善に取り組んでいく。

将来の改善・改革に向けた方策

167

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性について、本学の改善・改革へ向けた方策は以下の通りである。

(1) 情報教育関連

外部委託や派遣を取り入れることによって、本学専任職員の業務負担はかなり軽減され、専任職員の本来的な業務に携われるようになったことは評価できる。しかし情報センター職員は一般職員と異なる労働実態がなくなった訳ではなく、部分的には相変わらず過酷な業務負担を強いられている。今後予定されている教育・研究環境のさらなる発展・充実に対応するためにも、早期に何らかの対策が講じられるべきである。

また、情報センターの主たる業務のひとつとして、今後は特に教育・研究支援が必要であるとの認識から、2002 年度には「教育支援室」が新たに設置され稼動しており、業務内容の点検・評価とともにステップアップを図っていきたい。

(2) 外国語教育関連

本学では、総合学術情報センター機能を持つ天野貞祐記念館が完成すると、新たに CAL 教室が 6 教室完成する。しかし、既存の建物に CAL 教室が 2 教室残存することになり、教室エリアが 2 ヶ所に分散する。このことは支援職員についても 2 分化を意味するため、人員配置の見直しをして適正な支援要員の体制を組むよう改善に取り組んでいる。

また、運用方法の改善について、とくに外部委託については、継続して検討されなければいけない課題であると認識している。外部委託には業務のすべてを委託するやり方から、時間割決定までのプロセスは職員が行い、時間配分などが決定した段階から配置要員の手当、運用、支援要員に対する日常的な人事管理を委託するやり方と、その形態は様々であり、そこに、外注化する大学としての姿勢が現れる。本学にあってはどの範囲での外注化が本学の教育理念と協調するのか、本学の外国語教育に影響を及ぼさないか、また、外部委託の範囲はどこまでとすることが適切なのかといった具体的な問題についての検討を早急に進め、早い時期に移行計画を策定できるよう改善に取り組んでいる。

168

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性について、本学の改善・改革へ向けた方策は以下の通りである。

(1) 情報教育関連

2007 年度に、天野貞祐記念館が開館する。この記念館には、図書館、外国語教育研究所、教育支援室、教室、講堂などが設置される。「総合学術情報センター」として計画されたこの教育施設は、3 機関の有機的統合により、自律学習支援・キャリア開発支援・教育支援・研究支援において、総合的なサービスを提供することを目的としている。中でも、教育支援室が運用する「マルチメディア工房」は教員の教育・研究支援を提供する場として、教材作成、授業コンテンツ作成、各種メディア編集、実験教育用サーバの構築が可能な機器が置かれ、操作・作成を支援するスタッフが常駐する。

記念館における教育研究支援組織は、従来のサービスを高め、あらたに提供されるサービスを満足できるレベルに維持できるよう、教員との連携を深め、支援体制を充実させる必要がある。

(2) 外国語教育関連

本学の職員による支援体制は本学の特色としているが、今後この形態が果たして適切かは意見の分かれるところである。また、天野貞祐記念館の CAL 教室移行によって CAL 教室の利用が増大することも考えられる。それにより支援要員の増員なども検討しなければならないだろう。その際は、現在の支援体制をより組織的な支援体制に切り替えていくことも考えなければいけないと考えられる。すでに前項でも述べたように、外部委託への移行も視野に入れた場合の質の保証や人事・財政面も考慮しながら早急に検討しつつ改善に取り組んでいる。

169

ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性について、本学の改善・改革へ向けた方策は以下の通りである。

(1) 情報教育関連

TA を利用できる情報処理関連の授業科目だけではなく、一般科目でコンピュータを利用する授業が増えるにつれ、PC 活用の能力が不足している学生からの質問が多く寄せられるようになってきている。こうした状況に対して、より積極的に取り組んでいくためにも、良い面は継続しつつも、これまでの原則に捉われることなく、方策を考えていく必要がある。

(2) 外国語教育機器関連

現在のところ、特になし。

外国語学部

外国語学部は各学科の独立性・自治性が高く、そのため各学科により現状等が若干異なるため、ここでは外国語学部各学科で共通する事項を中心に述べる。なお、詳細については外国語学部の各学科の項を参照されたい。

現状の説明

159

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性について、外国語学部 4 学科の 2006 年 5 月現在の専任教員(特任教員含む)一人あたりの学生数はドイツ語学科 27.9 名、英語 38.3 名、フランス語 30.8 名、言語文化 18.1 名で、外国語学部全体では 29.8 名となる。各学科の特徴・個性・特殊事情を反映し、ほぼ妥当な数値と考える。各学科とも主体的に教員組織をより適切なものに改善しようと鋭意努力している。

160

主要な授業科目への専任教員の配置状況については、学科により異なる配置となっている。

161

教員組織における専任、兼任の比率の適切性について、外国語学部4学科の2006年5月現在の専任に対する兼任教員の比率はドイツ語学科1.2倍、英語1.5倍、フランス語1.8倍、言語文化2.0倍で、外国語学部全体では1.7倍となる。少人数の外国語クラスを多数開講する必要のある外国語学部としては、適切な範囲内と考える。

162

教員組織の年齢構成の適切性について、外国語学部全体では、20代1名、30代24名、40代30名、50代27名、60代32名という若干逆ピラミッド型年齢構成になっている。詳細は、資料集表21を参照されたい。

163

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性について、基本的には各学科が各々の委員会活動、担当者打合せなどを通じて行っている。外国語学部共通科目委員会のみが外国語学部の共通科目について学部レベルで連絡調整にあたっているが、全学共通カリキュラム科目制度が採り入れられたことにより、学部共通科目は情報処理科目などに縮小・限定されており、全学共通カリキュラムに移行することになる。

164、165

教員組織における社会人の受け入れ状況、教員組織における外国人研究者の受け入れ状況については、学科により受け入れ状況が異なる。

166

教員組織における女性教員の占める割合について、ドイツ語学科32%（25人中8人）、英語33%（43人中14人）、フランス語29%（17人中5人）、言語文化24%（29人中7人）で、外国語学部全体では30%（114人中34人）となる。

167、168、169

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性、教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性、ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性については、全学的な取り組みとして行っている。詳細は大学の項を参照されたい。

170

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性について、各学科が学科長を中心に主体的に人事手続を全学の人事規程に沿って進める形をとっている。全学人事委員会で発議できる(人事権を持つ)学部長が、学科レベルでの人事に関する基準・手続が規程に照らして適切か確認し、さらに全学の人事委員会での審議で確認される運用であり、適切と考える。

171

教員選考基準と手続の明確化については、学科により状況が異なる。

172

教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性について、全学人事委員会の申し合わせで、4学科とも新任専任教員選考には公募制を導入している。形式的な公募制ではなく、運用面でも適切と考える。

173

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況について、本学は「獨協大学特別任用教員に関する規程」に基づいて、2002年より特任教員制度を導入した。2006年現在、外国語学部の特任教員はドイツ語学科に2名、英語学科に3名、言語文化学科に3名が任用されている。

174、175

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性、教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性については、学科により状況が異なる。

176、177

大学と併設短期大学(部)における各々固有の人員配置の適切性、併設短期大学(部)との人的交流の状況とその適切性について、現状において本学部該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

159

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性について、専任教員一人あたりの学生数が学部全体では29.8名という数値は決して悪くない。しかし英語学科、言語文化学科などにおける、全学共通授業科目担当要員にみられるように、専任教員が主として学科所属以外の学生を担当する場合も多く、数値と実態をさらに近づけることが必要である。

161

教員組織における専任、兼任の比率の適切性について、外国語学部全体では 1.7 倍となり、妥当と思われる。兼任教員の持ちコマ数は学科により異なり、専任教員と同じくらいのコマ数を持つ場合があり、問題がないわけではない。

162

教員組織の年齢構成の適切性については、外国語学部全体では若干逆ピラミッド型年齢構成になっており、20 代、30 代の教員をもう少し増やす必要があると思われる。今後 10 年以内に定年を迎える専任教員は 33 名(28%)もあり、補充のための新任人事を慎重に行う必要がある。それによっては、若年層の補充だけでなく、教員組織の新たな改革が十分可能であろう。

164

教員組織における社会人の受け入れ状況について、現在、全学の人事規程の見直し作業が進行中である。出版された研究業績のみを重視しない新任・昇任人事規程原案が改正された場合、教員組織における社会人の受け入れは加速されるであろう。

166

教員組織における女性教員の占める割合について、外国語学部全体では 30% (114 人中 34 人)となるなど、比較的高い数値と考える。

170

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性について、各学科の人事案件を学部長と全学の人事委員会でダブル・チェックされる運用であり、最終的には全学教授会に諮られる極めて透明性の高い仕組みと考える。

173

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況については、制度上、語学授業のみ担当の特任教員の待遇などには不備な点もあり、語学担当教員の待遇を改善する必要がある。特任教員制度に関する規程整備を通じて語学教員の待遇を改善したい。

将来の改善・改革に向けた方策

159

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性について、外国語学部は、言語文化学科を拡充独立させた国際教養学部(2007年4月設置)を承認したことにより、言語文化学科が抱えていた問題点は解消されると思われる。それとは別途、既存のドイツ語、英語、フランス語の各学科に加え

て、この3学科に横断的に関係する新学科増設案を検討中である。

ドイツ語学科

現状の説明

159

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性については、本学科の教員組織は総勢 55 名（専任教員 22 名、特任教員 2 名、客員教員 1 名、兼任教員 30 名）から成り、1 学年の定員 140 名の学生を指導するには量的に十分なスタッフと考えている。その内 17 名（専任 5 名、客員 1 名、兼任 11 名）はネイティブ教員であり、本学科のドイツ語教育を中心的に担っている。また 19 名の日本人の専任・特任教員の内 7 名はドイツ語・文学科の出身ではなく、ドイツ語圏の歴史、経済、思想、音楽、美術等の研究者であって、本学科のもうひとつの教育目標であるドイツ語圏の地域研究に対応した教員組織となっている。

160

主要な授業科目への専任教員の配置状況について、本学科では「総合ドイツ語」を除く主要な授業科目、例えば「基礎ドイツ語 ・ 」、「基礎ドイツ語 ・ 」、「ドイツ語圏入門」、「基礎演習」、「専門演習」等は原則として専任教員が担当している。

161

教員組織における専任、兼任の比率の適切性については、本学科では専任教員 25 名（客員教員 1 名を含む）に対して兼任教員は 30 名である。比率としては専任 1 に対し、兼任が 1.2 となっているが、外国語学部の特性を考慮すれば評価できると認識している。

162

教員組織の年齢構成の適切性については、本学科では専任・特任教員 24 名の年齢構成が、30 代 3 名、40 代 7 名、50 代 7 名、60 代 7 名となっている。詳細は、資料集表 21 を参照されたい。

163

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性について、本学科では「将来構想委員会」が継続的に学科のカリキュラムを検討しているだけでなく、「総合ドイツ語」、「基礎ドイツ語 ・ 」、「基礎ドイツ語 ・ 」、「ドイツ語圏入門」等の主要な授業科目ごとにコーディネーターを決め、必要に応じて担当者会議を開催して教材・教授法・評価などを話し合っている。

164

教員組織における社会人の受け入れ状況については、本学科では新任教員の採用に際して社会人を排除してはいないが、現在は社会人出身の教員はいない。

165

教員組織における外国人研究者の受け入れ状況については、本学科では25名の専任・特任・客員教員の内6名がネイティブ教員であり、30名の兼任教員の内11名がネイティブ教員である。これについて、現状では特に問題等は生じていない。

166

教員組織における女性教員の占める割合については、本学科では専任・特任教員24名の内、女性教員は8名で3分の1を占めている。新任教員の採用に際して、本学科では性別を全く問題にしていないが、女性教員の割合は比較的高い。これについて、現状では特に問題等は生じていない。

167、168、169

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性、教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性、ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性については、全学的な取り組みとして行っている。詳細は大学の項を参照されたい。

170

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性について、本学科では教員の募集に際しては公募を行っている。本学のホームページや独立行政法人科学技術振興機構の「研究者人材データベース」の教員公募HPを活用するとともに、国内外の大学および研究機関に公募要項を送付している。教員の募集・任免・昇格等の手続は「教員の任用および昇任に関する規程」、「教員の任用および昇任に関する規程」施行細則、「獨協大学特別任用教員に関する規程」、「獨協大学特別任用教員に関する内規」、「獨協大学特別客員教員に関する規程」、「教員人事委員会規程」、「獨協大学名誉教授規程」、「非常勤講師の委嘱年齢の上限を定める規程」に則り、学科、学部、全学の各教授会の議を経て適切に行われており、特に問題等は生じていない。

171

教員選考基準と手続の明確化については、本学科では教員公募に際して公募要項に選考基準を明示している。また一次選考で漏れた応募者に対して文書で選考手続と結果について報告している。これについて、現在まで特に問題等は生じていない。

172

教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性については、本学科では完

全公募制を導入し、その運用も適切に行われている。これについて現状では特に問題等は生じていない。

173

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進するための措置の導入状況について、本学科では「獨協大学特別任用教員に関する規程」に則って任期制による特任教員2名を採用している。

174

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性について、本学科では構成員の昇格人事の際に教育研究活動が評価されている。学生による授業評価は数年前から全学的に毎年実施しており、評価方法も数回改正している。

175

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性については、本学科では教員選考の際に選考委員会を設置して、応募者の著書・論文を厳正に審査するばかりでなく、日本語およびドイツ語による面接を行っている。

176、177

大学と併設短期大学（部）における各々固有の人員配置の適切性、併設短期大学（部）との人的交流の状況とその適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

159

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性については、本学科ではおおむね適切な教員組織と評価しているが、現代の学生の多様な関心に対応するには「地理」や「環境問題」の研究者をスタッフに加える必要があると認識している。

160

主要な授業科目への専任教員の配置状況については、本学科では現状をおおむね評価しているが、「専門講読」の担当者の多くが兼任教員なのは問題だと認識している。「専門講読」はできるだけ専任教員が担当するように改善に取り組んでいる。

162

教員組織の年齢構成の適切性については、本学科の専任・特任教員の年齢構成は必ずしも適切とは言いがたい。現状で30代と60代の教員が同数となるくらいが適当と認識してい

る。出来る限り若い専任教員を採用して年齢構成の改善に取り組んでいる。

163

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性については、本学科の現状の取り組みは教育の質的向上に貢献しており評価している。本学科では適切に行われており現状を改める必要はないと認識している。

164

教員組織における社会人の受け入れ状況については、研究業績に関する大学の人事規程がネックとなり、本学科における社会人の受け入れは極めて困難である。公募制を基本とする正規の教員選考で社会人を採用できれば望ましいと認識している。

173

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進するための措置の導入状況については、本学科では任期制の導入は雇用形態の多様化として評価するが、教員の身分が不安定になるため任期制の運用に際しては十分な配慮が必要と認識している。そのため、本学科では任期制による教員の採用は、当面退職した教員を主たる対象として実施することになるであろう。

174

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性については、本学科では昇格人事の際に教育研究活動が評価されるが、評価方法は全学的な規程に則って公平に行われており有効的に機能していると認識している。しかし全学的に行われている学生による授業評価の回収率が、極めて低いのは問題である。本学科では学生による授業評価の回収率を上げるために、評価方法の改正が必要だと認識している。

175

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性については、本学科では応募者の研究能力は著書・論文で厳正に評価しているが、教育能力の評価は面接だけでは不十分だと認識している。

将来の改善・改革に向けた方策

159

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性については、本学科では2007年度に「ドイツ語圏の地理」を担当できる専任教員を補充する等、組織の改善に取り組んでいる。

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性については、本学科では応募者の教育能力を計るために、面接と並んで応募者による模擬授業の実施を導入することを検討している。

英語学科

現状の説明

159

学科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当学科の教員組織の適切性について、英語学科の教育目標は2つある。1つはさまざまな国際社会におけるコミュニケーションに英語で加わることのできる技術と知識を身につけること。もう1つは、4つの専門コースのいずれか1つを選び専門知識を深めることである。具体的には、「言語コミュニケーション」、「文学コミュニケーション」、「異文化コミュニケーション」、「国際コミュニケーション」の4部門のコース制を設けている。そしてこのコースは、学生が2年次にそれぞれ選択して決めることになっている。

現状は、専任教員1名あたりの学生数は38.3名であり、この点はほぼ適切であると考えられる。しかし、コース別にみると、選択者の多い「国際コミュニケーション」、「異文化コミュニケーション」各部門の教員が、「言語コミュニケーション」、「文学コミュニケーション」部門に比して圧倒的に少なく、学生が演習、英語専門講読その他で、希望の科目を取りにくい状況がある。そこで学生はやむを得ず第二、第三志望で、演習や他の科目を選択せねばならない状況がある。参考までに次の表を参照されたい。

2006年度春学期各コース別人数、受講者数

2年

国際コミュニケーション	160名
言語コミュニケーション	35名
文学コミュニケーション	33名
異文化コミュニケーション	138名

3年

言語情報コース	1名
国際コミュニケーション	171名
言語コミュニケーション	21名
文学コミュニケーション	20名
異文化コミュニケーション	162名

旧カリ生

4年

言語情報コース	7名	旧カリ生 旧カリ生
文学文化コース	9名	
国際コミュニケーション	187名	
言語コミュニケーション	38名	
文学コミュニケーション	50名	
異文化コミュニケーション	177名	

国際コミュニケーションコースは新旧同一名のため合算になっている。

各コースの主な科目と受講者数

コース名	科目名	受講者数
言語コミュニケーション	統語論 a	65名
	意味論 a	46名
	音声・音韻論 a	32名
文学コミュニケーション	英語圏の小説 a	93名
	英語圏の詩 a	47名
	英語圏の演劇 a	60名
異文化コミュニケーション	異文化コミュニケーション論 a (開講数 2)	179名 161名
	国際コミュニケーション	国際社会論 a (開講数 2)

160

主要な授業科目への専任教員の配置状況について、当然のことながら、全専任教員が主要な科目をバランス良く教えられるような配置が目標である。資料集表3に見られるように、英語学科では必修科目については、ほぼ7割方、専任教員による授業が実現し、選択科目では4割、全体では約6割弱となっている。なお、英語のネイティブ・スピーカーは全専任教員の14%程度となっている。

161

教員組織における兼任の比率の適切性について、英語学科の教員数は専任が43名、兼任が66名となっており、比率としては専任1に対し、兼任が1.5である。この点については、概ね適切であると判断している。

162

教員組織の年齢構成の適切性については、各年代にバランス良く配置されることが目標である。英語学科の現状は、一見教授が多く、年齢に偏りがありそうに見えるが、実は 60 歳代 10 人、50 歳代 10 人、40 歳代 11 人、30 歳代 11 人、20 歳代 1 人と、バランスのよい年齢構成となっている。詳細は、資料集表 21 を参照されたい。

163

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性について、英語学科では更なる発展を目指して、学生のニーズにマッチしたよりよい教育を提供するために、現状は科内に英語教育検討委員会を設け、適宜、学科会に案を提出して、検討を進めている。また前述した 4 部門の各コースに世話人を置き、必要に応じて連絡調整を図っている。

164

教員組織における社会人の受け入れ状況について、ここ 5 年間では、本学科では社会人の受け入れは実態として生じなかった。しかし近い将来、外国語学部の新学科構想においては、社会人の受け入れを考えざるを得ないようである。英語学科も、学部の新学科構想準備委員会へは、委員を出して積極的に関わっている。これについては、現在まで特に問題等は生じていない。

165

教員組織における外国人研究者の受け入れ状況について、本学科には 2006 年現在、ネイティブの専任教員が 6 名（うち 1 名は特任教員）在籍している。また、交換・客員教員制度について、英語学科では 2005 年に短期で 1 名（アメリカのミネソタ大学の K・キャンベル教授）と長期で 1 名（韓国仁荷大学の朴永一教授）を受け入れている。

166

教員組織における女性教員の占める割合について、英語学科の現状は、専任教員 43 人中 14 人が女性で、これは全体の 33%にあたる。英語学科には女子学生が多く（68.7%）、その意味から言っても一定の女性教員がいてしかるべきである。

167、168、169

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性、教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性、ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性については、全学的な取り組みとして行っている。詳細は大学の項を参照されたい。

170

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性について、英語

学科では、専任教員の募集はすべて公募の方法をとっている。募集媒体は、獨協大学のホームページ、学術情報研究所の教員公募HP、国内の英語・英文学、および英語教育関係の専門誌、また他大学に公募要項を郵送している。候補者の選出は、「英語学科日本人専任教員候補者選出に関する細則」(1994年2月2日施行、1999年7月21日一部改訂)に基づき行われている。任免については、全学教授会で審議される。昇格については、「外国語学部教員の昇任に関する申し合わせ」に基づき行われている。なお、教員の募集・任免・昇格に関わる規程には、「教員の任用および昇任に関する規程」、「教員の任用および昇任に関する規程」施行細則、「獨協大学特別任用教員に関する規程」、「獨協大学特別任用教員に関する内規」、「獨協大学特別客員教員に関する規程」、「教員人事委員会規程」、「獨協大学名誉教授規程」、「非常勤講師の委嘱年齢の上限を定める規程」などがある。これらについては、現在まで特に問題等は生じていない。

171

教員選考基準と手続の明確化について、選考基準は、英語学科の4つのコース(言語コミュニケーション、文学コミュニケーション、異文化コミュニケーション、国際コミュニケーション)の代表者と学科長が選考委員会を組織し、書類選考および面接(模擬授業を含む)を実施している。募集する専攻分野によっては、上記の委員の他に、その分野を専攻する専任教員が加わることができる。選考委員会は、候補者を選出し、英語学科教授会に提案する。承認された場合は、全学人事委員会が、第1読会、第2読会の審査を行い、候補者の採用についての最終的な決定は全学教授会でなされる。これについては、現在まで特に問題等は生じていない。

172

教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性について、完全公募制が実施されており、現在まで特に問題等は生じていない。

173

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況について、現在、英語学科に所属している任期制の教員は3名である。いずれも全学共通カリキュラムの英語科目担当の特別任用教員(講師)である。

174

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性について、英語学科では、開学の1964年から現在まで『獨協大学英語研究』を年2回発行し、教員の研究成果を発表してきた。前年度の研究業績は『獨協大学英語研究』の巻末に掲載している。また教育研究活動については、獨協大学のHPの「外国語学部英語学科教員の専攻と担当講義」の「研究/業績」欄に公開されている。研究業績の評価は、専任講師から助教授、助教授から教授の昇任人事、および大学院博士課程前期/後期課程任用人事に用いられている。

175

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性について、専任教員の選考にあたっては、書類選考した後、選考委員が候補者の研究論文を査読する。その後選考委員は、面接において候補者の過去の教育歴（担当科目、カリキュラム編・改正など）や学会活動などの研究歴について質問をする。また模擬授業も併せて実施することもある。

176、177

大学と併設短期大学（部）における各々固有の人員配置の適切性、併設短期大学（部）との人的交流の状況とその適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

159

学科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当学科の教員組織の適切性について、外国語学部の英語学科ということで、言語や文学だけに特化されず、異文化関係や国際関係の部門があるのは大きな特徴であるといえよう。しかし実際には、そのような学生に人気のある部門を担当する教員が不足している点に問題点があるといえる。

160

主要な授業科目への専任教員の配置状況について、専任教員の配置は、全体で6割弱あるものの、項目159「現状の説明」で掲げた表で見ると、コースにより教員の負担にバラツキがあり、「国際コミュニケーション」「異文化コミュニケーション」の各コースには、あきらかに多過ぎる学生が殺到している状況がある。「言語コミュニケーション」「文学コミュニケーション」の各コースをもっと魅力あるものにすると共に、学生のニーズにあったコマの増が必要だと思われる。

162

教員組織の年齢構成の適切性について、20歳代を除けば、ほぼ各年代に10人おり、バランス良く構成されていると思われる。また高等教育機関であるから、研鑽に時間がかかり、20歳代の教員が少ないのは止むを得ないが、もう少し多くても良いかと思われる。将来にわたっても、各年代に10名位ずつバランス良く保つことが求められるので、その点をも考慮しながら、人事が進められる必要がある。

163

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性について、英語学科では、絶えず進化し、時代のニーズに答えるため、ほぼ4年ごとに改革を実行してきた。その為に前述した委員会を設け、意欲的な取り組みを行っており、

また今現在も進行中である。

165

教員組織における外国人研究者の受け入れ状況について、ネイティブの教員の割合が、専任教員の14%程度ということは、手薄な点であると認識している。また、交換・客員教員の受け入れ状況は、本学科では過去3年間に長期、短期各1名の計2名であり、多い数字とはいえない。交流を結んでいる海外の大学は、英語圏に限っても、8校を数えるが、過去5年本学科への受け入れ実績はない。海外からも魅力ある学科にすることが、将来にわたって望まれる。

166

教員組織における女性教員の占める割合について、2006年度に新たに赴任された6人の内、4人が女性であった。従って、やっと3割強になったということで、これは決して少ない数字ではない。しかし、学生とのバランスを考えれば、もう少し多くても良い。また本学科には、全学共通カリキュラム担当教員が6名いて、内3名がゼミを担当している以外は、英語学科の科目を担当していない。そしてその6名の内5名が女性であるので、英語学科に占める女性教員の割合は、実質21%強であるといえる。従来男女の別はあまり考慮されずに人事が進められてきた傾向があった。今後はその面にも大いに配慮されるべきである。

171

教員選考基準と手続の明確化について、現在は次年度の採用人事が基本になっているため、公募を前提とした場合、優れた人材の確保が難しい場合もある。今後の検討課題として、2年後着任の予約人事を含めた採用方法を模索したい。

172

教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性について、外国人専任教員の任用については、今後の検討課題が残されている。現行の採用条件では、「十分な日本語の運用能力を有すること」という条項があるため、応募者が優れた研究者・教育者であっても選考から除外されてしまう場合がある。学科の性格上、優れた英語のネイティブ・スピーカーを採用する障害になっているといえよう。これは学則の人事規定改定を含むため、十分な議論を積み重ねる必要がある。

173

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況について、この制度により、非常勤講師への依存度を軽減できるようになったが、まだ十分とはいえない。対策としては、英語学科の専門科目においても任期制の特別任用教員（助教授・教授）を採用することを検討している。

174

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性について、研究論文についての評価は適切に行われているし、各教員はそれぞれの専攻分野の学会誌や専門誌に寄稿し、十分な研究成果を得ている。

175

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性について、毎回最終選考には複数の候補者を残し、よりの確な選択に努めている。それをもとに英語学科教授会に候補者を推薦し質疑に応ずる方法は、選考過程が明確であるため構成員の不満も少ない。

将来の改善・改革に向けた方策

159

学科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当学科の教員組織の適切性について、項目 146（定員充足率の確認の上立った組織改組）とも関係することだが、外国語学部の新学科増設ともからんで、近い将来、学生のニーズにマッチした人員配置に移行していくことが、当然考えられるべきであるし、5年以内に数名の退職者が見込まれるので、その際に若干は改善される見込みである。

174

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性について、検討すべき点があるとなれば、英語教育のような専攻分野では、研究論文の共同執筆が多くなるため、現行の昇任にあたっての単著3本以上といった評価基準は見直す必要があるだろう。

フランス語学科

現状の説明

159

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性について、まず、専任教員一人当たりの学生数は30.8名であり、この数値は概ね適切であると考えている。このような教員対学生のバランスの中で、既に第2章でも述べたように、本学科はフランス語学やフランス語教育を専門とする専任教員を多く擁し、また14名のネイティブスピーカーが授業を担当しており、フランス語教育研究組織としては充実した内容となっているといえる。また、他方でフランスの様々な分野を専攻する専任教員がおり、語学と並んで学科の教育課程のもう一つの柱であるフランスおよびフランス語圏の文化や社会に関する専門教育においても幅広いテーマの授業を提供することができる。

160

主要な授業科目への専任教員の配置状況について、第3章の項目033「点検・評価、長所と問題点」でも述べたように、クラスアドバイザーとなる文法の授業や演習など、主要な授業科目には専任教員を配置している。また専門科目は全体として専任教員の割合が高いが、現状においてほぼ妥当と考えられる。

161

教員組織における専任、兼任の比率の適切性について、現状では本学科の専任は17名、兼任は30名であり、専任1に対し、兼任1.8となっている。その理由としては、基礎語学を中心に兼任教員、とりわけネイティブ教員の比率が高いためだが、これは授業の性格上、不可欠な面もあり、全体としては概ね妥当といえる。

162

教員組織の年齢構成の適切性について、フランス語学科の場合、2006年5月1日現在の専任教員の平均年齢は54.8歳である。また年齢別の割合は以下のとおりである。31～35歳：5.9%、36～40歳：5.9%、41～45歳：5.9%、46～50歳：23.5%、51～55歳：0%、56～60歳：29.4%、61～65歳：17.6%、66～70歳：11.8%。詳細は、資料集表21を参照されたい。

163

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性について、毎月定例で開催されている学科教授会のほか、第3章の項目017でも既に述べたように、基礎語学では連絡ノートによる調整などがおこなわれており、また「フランス文化社会概論」のようにコーディネーターを立てて連絡調整を行っている授業科目もある。その他、毎年、年度末に教科書会議を行い、教員同士の懇談の場を設け、意思疎通を図っている。

164

教員組織における社会人の受け入れ状況について、本学科では現在まで社会人の受け入れを行ったことはないが、これにより特に問題等は生じていない。

165

教員組織における外国人研究者の受け入れ状況について、外国から研究者を招いて一定期間、本学で教育活動に従事してもらうといった交流はまだ本学科では取り組んでいない。ただし、教員の中にはネイティブが多く、2006年5月1日現在、ネイティブの専任教員は2名（専任教員のうち11.7%）、兼任教員は12名（兼任教員のうち40%）となっている。なお、このほかに本学科が主催した国際シンポジウムや研究会では、海外から著名な研究者を招いたことがある。

教員組織における女性教員の占める割合について、2006年5月1日現在、女性の専任教員は5名(29.4%)、兼任教員は11名(36.6%)在籍している。

167、168、169

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性、教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性、ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性については、全学的な取り組みとして行っている。詳細は大学の項を参照されたい。

170

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性について、本学科では教員の募集に際しては公募を行っている。本学のホームページや独立行政法人科学技術振興機構の「研究者人材データベース」の教員公募HPを活用するとともに、国内外の大学および研究機関に公募要項を送付している。教員の募集・任免・昇格の手続きは「教員の任用および昇任に関する規程」、「教員の任用および昇任に関する規程」施行細則、「獨協大学特別任用教員に関する規程」、「獨協大学特別任用教員に関する規程」、「獨協大学特別客員教員に関する内規」、「教員人事委員会規程」、「獨協大学名誉教授規程」、「非常勤講師の委嘱年齢の上限を定める規程」に則って、学科、学部、全学の各教授会の議を経て適切に行われている。

171

教員選考基準と手続の明確化については、本学科では教員公募に際して公募要項に選考基準を明示している。また、基本的な選考・採用基準および手続は「教員の任用および昇任に関する規程」ならびに全学的な人事採用計画に基づいて、学科教授会、人事委員会、全学教授会の承認などを経て行なわれている。特に専任教員の選考に当たっては、公募による募集を行い、学科専任教員全員による論文審査と面接審査が適切に行われている。今後も教員採用に関しては一層の透明性の確保に努める。

172

教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性について、専任教員の採用は原則として公募によることが人事委員会で確認されており、本学科では最近の2名(2000年と2005年)について公募制で採用した。現在まで、本学科における公募制は適切に運用されている。

173

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況について、現在まで本学科では任期制の教員を採用していないが、2011年までに特任教授(3年任期で1回まで更新可)を1名採用する予定である。

174

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性について、本学科では教員の研究業績を、学科で毎年発行する紀要にリストを掲載しており、また、大学ホームページでも公表している。また昇任人事に際しては「教員の任用および昇任に関する規程」に則り、研究業績および教育活動が評価される。学生からは「学生による授業評価アンケート」という形で、授業に対する評価を受けている。

175

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性について、専任教員を採用する場合には、「教員の任用および昇任に関する規程」に則り、学歴（博士課程以上）、研究業績（論文、等）、教育経験、などが考慮される。研究業績に関しては、論文査読委員を選出して提出された論文等を精読してもらい、その評価結果が学科教授会で報告される。教育能力の評価に関しては、応募書類としてフランス語教育に対する抱負などをテーマに文書を提出してもらって面接の資料とし、さらに面接の直前にテーマを与え、そのテーマに関して学生にどのように教えたらよいかを考えてもらう課題を応募者に課している。なお、兼任教員の場合にも、修士(maîtrise)以上の学歴や、業績、教育経験が考慮される。

176、177

大学と併設短期大学(部)における各々固有の人員配置の適切性、併設短期大学(部)との人的交流の状況とその適切性について、現状において本学科独自に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

159

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性について、現在のところ本学科では人文科学系の教員に比して、社会科学系の教員が少なく、今後はカリキュラム内容の検討と共に、教員採用の際に専門分野の調整をおこなうことが必要であると認識している。

162

教員組織の年齢構成の適切性について、フランス語学科の場合には、30歳代から40歳代前半の比較的若い年齢層の割合が低く、全体として教員の高齢化が目立っている。こうした背景には、1990年代に大学院博士課程を設置するために比較的高齢の専任教員を採用したことや、その後、専任教員数の削減のために退職者の補充を抑制してきたことなどがある。

163

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥

当性について、連絡ノートは場合によっては形式的になり、改善の余地があるといえる。またこれと並んで、特に兼任教員の意見をくみ上げる方策があってもよい。現行の仕組みを改善し、さらに兼任教員の意見をくみ上げる方策を検討する。

165

教員組織における外国人研究者の受け入れ状況について、今後はフランス語圏の大学院でフランス語教授法を専攻している大学院生を研修生として受け入れることなど、海外の大学との研究・教育面での交流を検討すべきである。

166

教員組織における女性教員の占める割合について、専任教員に関しては女性教員の割合は29%程度になる。これはさほど大きな数ではないが、教員採用の際には候補者の専門分野や経歴等を中心に審査しており、性別を問うことは一切ない。現状において女性教員の占める割合は決して高くはないが、今後も教員採用の際には性別を問うことなく審査を行うべきである。

170

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性について、現状の制度でおおむねうまく機能しているが、全学の人事採用計画の制約、および段階的な手続にかかる時間的制約から、突発的な教員補充を機動的に行なうのに難があるともいえる。

173

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況について、前述の通り2011年度までに特任教授1名を採用する予定である。また2011年度までに全専任教員の24%にあたる4名の退職が予定されており、教員の新旧交代が見込まれる。それに加えて、今後は非常勤教員についても流動性の確保に向けた方策の検討を行う必要も出てくる。

174

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性について、教員の研究業績は、紀要にリストを掲載し、大学ホームページでも公表することを原則としているが、義務化はされておらず、教員の任意に任されている。また、全教員の研究活動について網羅した定期発行の資料はない。しかし昇任人事の際には、当該教員の全研究業績および教育活動に関して適切な総合評価が行われていると判断できる。教育活動においては、「学生による授業評価アンケート」が実施されており、特に自由記述を参考にして、それを授業にフィードバックすることが有効に行われている。

175

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性について、現状でおおむね

妥当と考えられるが、専任教員採用の場合には、教育能力の評価方法に関して今後とも検討を続ける必要がある。応募者に模擬授業を課して、その授業担当能力をみることも将来の検討課題となろう。しかし同時に、現時点での教育研究能力・実績に配慮するあまり、将来の可能性を視野に入れずに多様な人材を逸することのないように留意すべきである。なお、兼任教員採用の場合には、現状では書類審査のみとなっているが、面接を取り入れる必要がないかどうか検討されるべきである。

将来の改善・改革に向けた方策

162

教員組織の年齢構成の適切性について、2011年までに専任教員の退職に伴う補充人事が予定されている。その際、できるだけ若い教員を採用するようにして、上記の年齢構成の偏りを是正するよう努める。

174

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性について、教員の研究活動については、不十分ながらも一定の評価システムがすでに存在するが、これを一層きめ細かなものにしていくことが検討されなければならない。教育活動に関しては、システム化された評価基準が存在せず、昇任人事に関して、研究業績のみが重視される規程になっていることには問題がある。教育活動と研究活動の比重は教員によって異なっており、今後は多様な評価基準を設けることも視野に入れて検討されるべきである。教育活動の評価方法や、研究活動についてはその質まで問えるような評価方法を検討していくことが課題となろう。

言語文化学科

現状の説明

159

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性について、国際社会の中で不可欠な人材を育成するという理念・目的のもと、本学科の教育課程は2外国語の実際的な運用能力を獲得することと、「日本研究」「日本語教育研究」「情報・コミュニケーション研究」「地域研究」の専攻科目各分野を持つことを特徴としている。言語文化学科の専任教員1名あたりの学生数は18.1名であり、これらの専攻分野・科目に対する学生数としては概ね適切であるが、実は、学科所属教員のうち基礎科目・専攻科目を担当する教員の比率は3分の2に満たない。そのため、一見学生数に比して教員数の割合が高く見えるが、実態は学科所属教員が学科所属学生を教えることがない、という場合もままある。

160

主要な授業科目への専任教員の配置状況について、「基礎講座」、「概論」の各部門については、概ね専任教員が配置されている。また、その他の部門については、本学科の専任教員とそれ以外の教員の割合は約半数ずつであるが、主要な授業科目には概ね専任教員が配置されている。

161

教員組織における専任、兼任の比率の適切性について、本学科所属専任教員数は 29 名、兼任教員数は 58 名であり、専任対兼任の比率は専任 1 に対し、兼任が 2.0 である（基礎データ表 19 参照）。

162

教員組織の年齢構成の適切性について、本学科の年齢構成の現状は、30 代 4 名、40 代 7 名、50 代 7 名、60 代 11 名となっている。詳細は、資料集表 21 を参照されたい。

163

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性について、学科全体としては、休暇期間中をのぞけばほぼ毎月 2 回学科教授会（全専任教員が参加）を開催しており、その席上で恒常的に教員間の連絡調整が行われている。全体的には学科教務委員が統括して教育課程における諸問題を処理し、また教員間の調整を図っている。外国語教育においては各言語部門で頻繁に話し合いの機会を持ち、授業進度・評価等の案件を調整・処理している。その他、随時共同研究室における教員の懇談が行われ、カリキュラム以外の問題も含めて、総合的に教育課程編成の目的を実現するための活動をしている。

164

教員組織における社会人の受け入れ状況については、現在までに教授 3 名、助教授 1 名、専任講師 1 名について相応に社会経験と業績を積んだ教員を受け入れた。

165

教員組織における外国人研究者の受け入れ状況について、現在教授 3 名（うち 1 名は採用後帰化）が外国人研究者である。交換・客員教員については、2002 年には中国人民大学対外語言文化学院（中国）、コンセプション大学（チリ）から、客員教員をそれぞれ 1 名受け入れた。

166

教員組織における女性教員の占める割合については、全専任教員 29 名のうち、7 名（専任教員のうち約 24%）が女性教員である。

167、168、169

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性、教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性、ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性については、全学的な取り組みとして行っている。詳細は大学の項を参照されたい。

170

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性について、教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容については「教員の任用および昇任に関する規程」、「教員の任用および昇任に関する規程」施行細則、「獨協大学特別任用教員に関する規程」、「獨協大学特別任用教員に関する内規」、「獨協大学特別客員教員に関する規程」、「教員人事委員会規程」、「獨協大学名誉教授規程」、「非常勤講師の委嘱年齢の上限を定める規程」に沿って適切に運用しており、現在まで特に問題等は生じていない。

171

教員選考基準と手続の明確化について、全学の基準「教員の任用および昇任に関する規程」に沿って選考している。学科内では選考の内容に応じてその都度、学科教授会の了承を得た上で学科長のもとに選考委員会（3名以上）を作り、採用の手続きの進行状況を学科内に逐次報告し、学科の了承を経た上で学部長を通じて全学人事委員会に提案している。これについて、現在まで特に問題等は生じていない。

172

教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性について、すべての選考に関して適切な応募期間を設けた公募をおこなっており、応募も多数受けている。これにより多様で適切な人材を採用するのに成功している。

173

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況について、現在、任期付きの教員（特任教授2名、特任助教授1名）が本学科に所属しているが、全体的な流動化を高める状態には至っていない。

174

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性について、全学で導入している学生による授業評価アンケート以外、特に明確な方法は定めていない。また、教員相互の評価は日常の情報交換の中で行われているが、客観的なものではない。

175

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性について、学科内での選考委員会における選考の際、書類選考の他に採用候補者に対して丁寧な面接を実施すること

により教育研究能力・実績への配慮をしている。その他は全学の基準「教員の任用および昇任に関する規程」に従っている。

176、177

大学と併設短期大学（部）における各々固有の人員配置の適切性、併設短期大学（部）との人的交流の状況とその適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

159

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性について、現在の国際社会に対応できる人材を育成するためには、もっと幅広い専攻と科目配置を持った教育課程が必要であり、またそれを担当する幅広い専門分野の教員が必要である。また、学科所属学生を学科所属教員が責任を持って指導する体制をとらなくてはならない。

160

主要な授業科目への専任教員の配置状況について、基礎科目概論部門で本学科の1年次学生が必修の「言語文化概論」が他学科所属の教員の担当となっているのは問題である。

161

教員組織における専任、兼任の比率の適切性について、外国語学部他学科と比して兼任教員の割合が高く（他学科は1.2～1.76）、開設授業科目における専任担当比率が低く15%程度（他学科は概ね50～60%程度）である（資料集表3参照）ことを考えると、著しく適切性を欠くと言わざるを得ない。これを改善するには専任教員の補充をするしかないが、現在のところ具体的な計画はない。

162

教員組織の年齢構成の適切性について、60歳台の割合が相対的に大きく、逆ピラミッド型構成になっている。

163

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性について、現状は、教員同士の交流・調整、教育課程編成の目的を実現するための問題意識の共有が頻繁に行われている状況であり、その面ではある種理想的な状況が実現されていると言える。しかし、他面では学科教授会の場で十分に問題の共有が実現し得ないとも言え、それ以外の時間で多忙・その他の事情により教員間の交流・調整が均等にはなされていない部分もある。さらに、各種の公務・大学行政上の分担業務・委員会出席等で

学科教授会にすら出席できない場合もままあり、十分に意思疎通がなされない場合もある。

164

教員組織における社会人の受け入れ状況について、各々の教員がそれぞれの分野で社会経験に基づいた教育と研究を進めており、良い結果をもたらしている。教員全体に占める割合については適切だと考える。今後も退職補充の形でこの割合を維持していきたい。

165

教員組織における外国人研究者の受け入れ状況について、「現状の説明」で述べた3名は専任教員としての採用であり、外国人教員の流動的な受け入れではない。これについては、客員教員・交換教員等の形で外国人研究者の受け入れをはかるよう努力したい。

166

教員組織における女性教員の占める割合について、現状の割合は決して低いとは言えないが、本学科は女子学生の比率が高く、長期的に見てもう少し割合を高める必要がある。ちなみに2007年度には女性教員は3名増えて10名になる。

175

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性について、全学人事委員会が学科内での教育研究能力・実績への評価を覆す事例があり、学科の配慮が適切に実現されない憾みがある。

将来の改善・改革に向けた方策

159

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性について、本学科は2007年度国際教養学部言語文化学科として独立し、学生収容定員を610名に増やして学内他学科と比して学生対教員の比率が特に低くならないように配慮する。それと同時に学科所属教員がすべて学科学生を担当し、12の専門科目群（選択教養科目群）を配置して、幅広い専攻を用意する。

160

主要な授業科目への専任教員の配置状況について、2007年度に独立する国際教養学部言語文化学科の新しいカリキュラムでは「言語文化概論」は「言語文化論」となり、学科長担当科目として12の専門科目群（選択教養科目群）を代表する学科教員が講義する総合講座科目となる。

162

教員組織の年齢構成の適切性について、2007年度の国際教養学部言語文化学科設置に伴

う人事の結果、完成年度の翌年度（2010年度）には、30代5名、40代4名、50代12名、60代7名となる予定であり、現状よりはいくらか逆ピラミッド型構成は改善されるが、いずれまた逆ピラミッド型構成が再現されかねないので、退職補充の際にはできるだけ若い人材を補充して年齢構成の偏りを是正する予定である。

163

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性について、学科教授会の他、各言語部門・各専門分野（2007年度設置の国際教養学部においては研究科目群）・演習担当者（2007年度設置の国際教養学部においては基礎演習・演習・卒業研究）等のグループによる会議を恒常化して連絡調整を図る予定である。

経済学部（経済学科・経営学科）

現状の説明

159

【学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性】

本学部は、創立者天野貞祐の「大学は学問を通じての人間形成の場である」との建学理念を踏まえ、「品位のある」よき人格の育成を目的としている。すなわち、本学部は、幅広い豊かな教養、国際社会において活躍できる語学力、さらには情報処理能力を土台にして、経済経営の理論的基礎をしっかりと理解するとともに、研究を通じて現実の経済社会において問題を発見し、自分で考え、解決する能力を養う。そして、「道理をわきまえたよき日本人たれ」が教育の理念・目標である。

こうした学部教育の理念・目標を達成するためには、同様の能力や素養を、個々の教員が十二分に備えるだけでなく、組織としてもそれを常に向上させ、また得意・不得意などを補い合って、総合的に教育・研究成果を高めていく必要がある。

個々の教員が高度で多様な能力と素養を具備するためには、後述するように、厳正な審査を実施して、特定の大学出身者に偏ることなく、広く門戸を開き、優れた教員を採用している。本学出身者は本学部専任教員56名中2名である。

なお、2006年度の本学部の専任教員は、経済学科26名、経営学科30名の計56名、兼任教員は経済学科21名、経営学科45名の計66名である(表19参照)。2006年度5月1日時点の本学部在籍学生数は、経済学科1,683名、経営学科1,700名の計3,383名となっている(表14参照)。専任教員数1人当たりの在籍学生数(SF比)は、2006年度本学部在籍学生数3,383名、専任教員56名で計算すると、学部全体で60.4、経済学科64.7、経営学科56.7となる。

160

【主要な授業科目への専任教員の配置状況】

経済学部では、とりわけ「基礎演習」「演習 a・b」「演習 a・b」といった少人数で行う双方向の討論形式の授業を重視しているが、それらの科目は学外研修期間、特別研究休暇などの場合を除いて原則的にすべて専任教員が担当している。2年次の「演習 a・b」は必修科目にしている。また、学部の語学教育についてはコミュニケーション能力の養成を重視して、1年次の「インターナショナル・コミュニケーション a・b」、2年次の「インターナショナル・コミュニケーション a・b」を必修科目に指定し、ネイティブの非常勤教員を配置している。

経済学科では、学科基礎科目として1年次の「経済学 a・b」と「統計学 a・b」が、学科専門科目として2年次の「マクロ経済学 a・b」と「ミクロ経済学 a・b」が必修科目に指定されている。必修科目である「経済学 a・b」「統計学 a・b」「マクロ経済学 a・b」「ミクロ経済学 a・b」は専任教員が担当している。ただし、「統計学 a・b」の担当教員は経営学科の専任教員が担当している。

経営学科では、学科基礎科目として1年次の「経営学 a・b」と「簿記原理 a・b」が、学科専門科目として2年次の「経営学原理 a・b」が必修科目に指定されている。「経営学 a・b」「経営学原理 a・b」については原則的に専任教員が担当している。

161

【教員組織における専任、兼任の比率の適切性】

経済学部には所属する専任教員の人数は 56 名、兼任講師の人数は 66 名であり、割合としては専任 1 に対し、兼任が 1.18 である。詳細は、資料集表 19 を参照されたい。

経済学科には所属する専任教員の人数は 26 名、兼任講師の人数は 21 名である。割合としては専任 1 に対し、兼任が 0.81 である。経営学科には所属する専任教員の人数は 30 名、兼任講師の人数は 45 名である。割合としては専任 1 に対し、兼任が 1.5 である。

162

【教員組織の年齢構成の適切性】

経済学部の専任教員の年齢構成は、資料集表 21 のとおりである。

163

【教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性】

教員間の教育上の連携・協力については、何よりもカリキュラムの改善と授業改革に関する合意形成が基本である。年度ごとのカリキュラムの変更や再編にともなう諸問題については、学部のカリキュラム委員会と教務委員会で検討しカリキュラム改訂の原案を作成して、学部執行部会を経て学部教授会にかけられる。そして、学部教授会の承認を得た後で、全学教授会に諮られ、最終承認を得るという手続きを経ている。2006 年度については、2008 年度入学生から適用する新カリキュラム編成に向けてカリキュラムの点検を進めており、学部執行部が学部教員に対して現行カリキュラムについてのアンケートを行った。その結果をカリキュラム委員会で検討し、そこでの議論を踏まえて執行部が新カリキュラム

の素案作りを行っている。執行部は、その原案を学部教授会に諮って議論し、さらに教員に意見を募る、というプロセスを積み重ねて、専任教員間の合意形成に努めている。

164

【教員組織における社会人の受け入れ状況】

社会人教員の採用については、民間研究機関、官公庁、民間企業からの教員採用が顕著に増加してきている。また、経済学部は任期制である特別任用教員の制度を活用し、特任教授として、経済学科では2004年度に1名(任用期間3年、2005年度特任退職)、経営学科では2003年度に1名(任用期間2年、2005年度再契約)を採用している。

165

【教員組織における外国人研究者の受け入れ状況】

外国人教員は経済学科で2006年度現在2名(交換教授1名を含む)である。

166

【教員組織における女性教員の占める割合】

女性教員は2006年度現在7名(特任教授1名を含む)である。経済学部専任教員数56名(特任教授1名を含む)のうち女性教員の占める割合は12.5%である。

経済学科では、女性教員は2006年度現在1名であり、学科専任教員数26名のうち女性教員の占める割合は約4%である。経営学科では、女性教員は2006年度現在6名(特任教授1名を含む)であり、経営学科専任教員数30名(特任教授1名を含む)のうち女性教員の占める割合は20%となっている。

167、168、169

【実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性】、【教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性】、【ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性】

上記については、全学的な取り組みの中で扱っている。詳細は大学の項を参照されたい。

170

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性】

教員の募集・任免・昇格に関わる規程には、「教員の任用および昇任に関する規程」、「教員の任用および昇任に関する規程」施行細則、「獨協大学特別任用教員に関する規程」、「獨協大学特別任用教員に関する内規」、「獨協大学特別客員教員に関する規程」、「教員人事委員会規程」、「獨協大学名誉教授規程」、「非常勤講師の委嘱年齢の上限を定める規程」がある。

教員の募集は、全学の人事政策において各年度の採用枠が決定している。本学部に関わる教員の募集については、新規任用者の担当科目、年齢等を学部カリキュラム委員会ならびに学部人事委員会の議を経て決定し、本学部の承認を得た後、公募方式で全国大学へ募

集公告する。一定期間の後、応募状況を確認して、本学部人事委員会を開催し、応募者を書類選考で2、3名に絞込み面接を行って、最終的に1名を学部教授会に推薦する。当該推薦候補者については学部教授会の承認を得る必要がある。学部教授会の承認後は、当該推薦候補者は全学教員人事委員会に諮られ、第1読会、第2読会、第3読会の議を経て、最終的には、全学教授会で承認を得ることで当該推薦候補者の任用が決定する。専任教員の新規任用の手続については、「教員の任用および昇任に関する規程」に定める「専任教員の新規任用の手続(第22条～第27条)」を参照されたい。

教員の昇任については、「教員の任用および昇任に関する規程」に定める「教員の資格(第9条～第15条)」「昇任の要件(第16条～第21条)」「昇任の手続(第28条～第30条)」を参照されたい。

また、非常勤講師の資格は、「教員の任用および昇任に関する規程」第9条(教授の資格)ないし第12条(専任講師の資格)に準じ、非常勤講師委嘱の手続は、「教員の任用および昇任に関する規程」第31条～第32条に定められている。

171

【教員選考基準と手続の明確化】

項目170で述べたように、新任教員の選考は学部人事委員会で行われ、主査1名、副査2名、および学部人事委員によって応募者を書類選考して3名ほどに絞って面接を行い、1名を学部教授会に推薦している。

172

【教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性】

経済学部では公募制を採用しており、項目170にある通り、所定の手続きに則り、全国大学へ募集告知を行い、教員を採用している。公募制により広く人材を募集し、面接および学部人事委員会、全学人事委員会における選考を通じて、最終選考を行っている。

173

【任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況】

経済学部では、特別任用教員制度において任期制を導入しているが、一般の教員採用に関して任期制は導入していない。それ以外では学部新設などに伴う所属学部移動、カリキュラム改編に伴う担当科目の調整などによって流動化をはかっている。

174

【教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性】

昇任人事に際しては項目170にある規程に則り、研究業績、研究活動等を評価している。また、専任教員は、2000年度から研究業績、研究活動を毎年提出することになっており、全員が期日までに提出することが求められる。現時点では、全学および学部レベルにおいて教員の研究業績や研究活動をモニタリングする制度は備わっているといえるが、その内容を評価するべきか否かの是非、あるいはそれが可能かどうかはまだ議論は及んでいない。

【教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性】

選考にあたっての資料、業績に基づく評価を厳密に行い、教育能力・実績、研究能力・実績を判断してきたが、そのプロセスに改善の余地がないわけではない。業績の時間をかけた十分なチェックを選考スケジュールに組み込み、教育実績もより幅広いデータの提示を求めて行う必要がある。

【大学と併設短期大学（部）における各々固有の人員配置の適切性】、【併設短期大学（部）との人的交流の状況とその適切性】

上記について、現状において本学部独自に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

【学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性】

本学部は、経済学科と経営学科の2学科から構成されているが、創立初期から演習（ゼミナール）は経済学科・経営学科いずれに所属している学生であっても、両学科横断的に選択することができることを特徴としてきた。しかし、この制度は体系的・総合的に専門知識を習得するには欠陥があることから、2001年度のカリキュラム改訂でコース制（経済学科：「経済理論コース」「総合政策コース」「国際経済コース」；経営学科：「マネジメントコース」「ビジネスコース」「会計コース」「情報コース」）を導入した。このコース制が導入されてから5年が経過した。コース制が導入された2001年度から2006年度4月までの期間に、新規採用専任教師18名、退職教師13名もの移動があったことから、コースの名称、コースに配置された科目、科目の年次配当等を見直す時期が到来している。

とくに問題になっているのは、専任教員数1人当たりの在籍学生数であり、本学部はその改善に努力を重ねてきた。その結果、専任教員数1人当たりの在籍学生数は1997年度には70.2であったものが、2001年には66.5、そして2006年度には60.4へと改善している。この要因のひとつには、入学者の定員超過率を漸次削減してきたことがあげられる。

ただし、専任教員数1人当たりの在籍学生数だけを見て教員1人当たり負担を判断することにも限界がある。本学では、語学教師を除く教養課程科目担当教員は教養部に所属していたが、1993年から教養部が解体し、旧教養部専任教師は、3学部のいずれかに配属された。本学部にも、保健担当教員（保健センター所長兼務）、体育担当教員、教職課程担当教員、司書課程・司書教諭課程担当教員、情報教育担当教員が計6名配属されている。そのうち5名の専任教員は本学部の演習を担当していない。資料集表19（全学の教員組織）では、本学部専任教師は56名とあるが、そこには演習をはじめとして本学部の開講コマを担当していない5名と、特任教授1名（週1日、担当コマ2科目；会議等の出席義務なし）

中国からの交換教授 1 名（週 1 日、担当コマ 2 科目；会議等の出席義務なし）も含まれている。以上の実態を考慮するならば、本学部の講義を担当する専任教員数は実質的には 56 名ではなく 49 名となる。仮に教員数 49 名で計算すると学生-教員比率（SF 比）は 69.0 となり、文系学部の基準（専任教員 1 人当たり在籍学生数 60 名）を大きくオーバーしてしまう。また、全学共通カリキュラムや外国語教育など多くの科目が、兼担でまかなわれているのも実態である。したがって、専任教員数 1 人当たりの在籍学生数だけを見て、ただちに教員 1 人当たりの学生教育の負担が高いとも言えないだろう。

以上のことから、概ね他大学の同種学部との比較においても教員数と学生数のバランスではさほど遜色ないものと思われるが、より質の高い教育を提供するためには専任比率の向上が望ましい。

160

【主要な授業科目への専任教員の配置状況】

基本的に主要な授業科目は専任教員で充当している点は評価できるであろう。ただし、基礎的な「コンピュータ入門 a・b」「簿記原理 a・b」は実習型授業のため多数のクラスを設置する必要があることから兼任教員(非常勤教員)を多く活用している。

また、語学教育はすべて兼任講師に依存していて、創立以来、長年にわたって語学教育担当の兼任講師人事は外国語学部の専管事項であり、かつては本学部の意向が語学の授業内容に十分反映させることができなかった。そこで、全学的な了解を得て、2000 年度から本学部は自主的に外国人兼任講師を採用し、本学部の意向を授業に反映させる道を開いたが、新規開設科目である「インターナショナル・コミュニケーション」について初期の目的を十分に達成するためにさらに非常勤講師との連携を緊密にとる必要がある。

161

【教員組織における専任、兼任の比率の適切性】

基本的には現状に支障はないが、専任比率を引き上げることが望ましい。残念ながら、この問題は大学財政と直接関わる問題であり、現状を大きく変更することは難しい。

162

【教員組織の年齢構成の適切性】

経済学部教員組織の年齢構成は、相対的に高齢層に専任教員数が偏在しているため、近年若年層の採用を心がけ、この間かなりの程度改善されてきた。教員採用枠が限られている状況の中で、完成度の高い教員を求め、教育改善強化を図るとともに、年齢構成のバランスに今後とも配慮したい。

163

【教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性】

現行カリキュラムを点検し 2008 年度カリキュラムを編成するにあたって、学部執行部が

アンケートと学部教授会での議論を通じて学部教員からの意見を吸い上げ、合意形成に努めてきたことなどは積極的に評価されよう。

しかしながら、学問領域ごとの教育上の日常的な連絡調整に関しては、情報教育に関して担当者が定期的に会議を行い、カリキュラム編成・教育上の問題点について意見交換を行っている他は、個別領域についてはこのような意見交換の場は設けられていない。教員間でカリキュラム編成など教育上の連携・協力関係を密にするためには、学問領域が重なる複数の科目担当者が気軽に意見交換できる場を定期的に設けて、議論していく必要がある。

164

【教員組織における社会人の受け入れ状況】

大学からの採用と社会人の採用のバランスではこの間、社会人からの採用が増えてきて、内容的にも多彩な学部教育を提供することが可能となった。民間研究機関の実績や実務経験は大学での研究教育にとっても重要な要素であり、今後とも、適切な割合で社会人の採用を行っていききたい。

165

【教員組織における外国人研究者の受け入れ状況】

この間、アジア経済を専門とする韓国人研究者を採用し、国際経済部門の強化を図った。また交換教員として中国より客員教授を招聘し、授業をご担当頂いている。端緒的ではあるが、こうした取り組みによって学部教育研究環境の国際的な特徴が徐々に作り上げられつつある。外国人が担当する方が望ましい科目などについてはとくに外国人研究者の採用を行っていききたい。

166

【教員組織における女性教員の占める割合】

今年度も新たに女性教員の採用を予定しているが、女性教員比率はまだ依然低い状況にある。女性教員比率は依然低いレベルにあるため、今後できるかぎりその比率の向上に努める。来年度も経営学科で1名採用予定である。

170

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性】

本学部では、専任教員の新規任用に公募制を導入して久しい。その間、改革改善が推し進められ、客観性、公平性は一段と高まった。一方、「応募者を書類選考で2、3名に絞込み面接を行って、最終的に1名を学部教授会に推薦する」一連の手続においては、まだ不透明の部分が存在する。また、特定募集科目に対して、応募者が極端に少なく、期待する優秀な人材が集まらなかった場合をどうするか、学部内に明確な合意が得られていない点は早急に改善すべきである。本学部教員組織の長所・短所を十分に見極め、「現有専任教員の年齢構成」と「全学の人事政策における各年度の採用枠」を勘案して本学部の中長期人事

政策を立案する必要がある。なお、現在全学的に教員採用、昇任に関する規程について見直しが進められている。専任教員の新規任用における採用基準の明確化、手続の透明性確保のために、現在の全学的な規程の見直しにあわせて、学部としてもさらに努力したい。具体的には研究能力、授業担当能力、総合的な人格などを適切に判断できるシステムを確立することである。

171、172

【教員選考基準と手続の明確化】、【教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性】

経済学部では公募制は導入しているが、「応募者を書類選考で2、3名に絞込み面接を行って、最終的に1名を学部教授会に推薦する」一連の手続がとられているが、より厳正な選考をおこなうと同時に、そのプロセスの透明性を高める必要がある。教員選考基準と手続については、その目的のために、学部人事委員会、全学人事委員会等で今後議論を行いたい。

173

【任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況】

学部改組改編に伴う教員の流動化や、カリキュラム改編に伴う担当の変更などで流動化を図ってきたが、その結果、全学共通カリキュラムへ教育上の比重がシフトしたが、教養教育重視をめざした結果として有意義であったと判断される。

174

【教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性】

各教員からの報告ベースの業績調査を行ってきたことによって、かなり研究状況の開示が進んだ。しかし、十分補足できなかった面もあった。今後、教員に業績一覧の提示を求めただけでなく、その開示、学部研究会での報告、相互討論などを進めたい。

将来の改善・改革に向けた方策

160

【主要な授業科目への専任教員の配置状況】

とくに外国語教育面でこの問題の改善が求められており、「インターナショナル・コミュニケーション」を担当する外国人兼任講師を束ね、授業計画、授業内容を点検・評価し、確実かつ計測可能な教育成果を達成するために、本学部専属の語学担当専任教員1名の増員が必要である。しかしそれができない場合でも、非常勤教員に協力して頂き、担当者会議を随時開催し、学年・クラスごとの授業内容を調整し、効果的に学習できるようにしたい。

法学部（法律学科・国際関係法学科）

法学部には「法律学科」と「国際関係法学科」の2学科があるが、教員組織に関する諸問題について両学科に基本的な相違はない。したがって、特に断らないかぎり、法学部としての共通事項を中心に記述する。

現状の説明

159、160、161、162、163

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性、主要な授業科目への専任教員の配置状況、教員組織における専任、兼任の比率の適切性、教員組織の年齢構成の適切性、教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性について、現状は以下の通りである。

教員対学生比率

法学部には2006年5月現在、法律学科に18名、国際関係法学科に11名、合計29名の専任教員が所属している。専任教員一人あたりの学生数は法律学科では74.2名（収容定員では62.2名）、国際関係法学科では46.2名（収容定員では39.0名）となっている。なお、法学部全体では63.6名（収容定員では53.4名）となっている。

専任・兼任比率

兼任（非常勤）教員は法律学科所属が11名、国際関係法学科所属が10名、法学部全体としては計21名の兼任教員がいる。の専任教員との比率は、法律学科では専任1に対して兼任0.6、国際関係法学科では、専任1に対して兼任0.9である。

専任教員の授業科目担当状況

専任教員の担当の内訳は以下の通りである。憲法3名、民法3名、刑法3名、商法2名、民事訴訟法1名、刑事訴訟法1名、行政法1名、教育法1名（行政法も担当）、労働法1名、知的財産法1名、法哲学1名、法制史1名、国際公法2名、国際私法1名、英米法1名、政治学・政治外交史1名、国際政治学1名、地方自治1名、比較政治1名、政治思想史1名

専任教員の年齢構成

法学部に所属する専任教員の年齢構成は、61～70歳5名、51～60歳9名、41～50歳8名、31～40歳7名となっている（詳細は、資料集表21を参照されたい）。

教育課程編成のための教員間における連絡調整

法学部教授会の他にカリキュラム改編を検討するための将来構想検討委員会や、あるいは必要に応じて学科別の学科教授会を開催している。このような公的な連絡調整組織とは別に、教員間の日常的な連絡調整は教務主任が中心となって行っている。

164、165

教員組織における社会人の受け入れ状況、教員組織における外国人研究者の受け入れ状況について、2006年度現在、本学部ではそのような人材の受け入れはない。

166

教員組織における女性教員の占める割合については、法学部の専任教員29名のうち女性教員は6名であり、女性教員の占める割合は全体の約20%である。

167、168、169

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性、教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性、ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性については、全学的な取り組みとして行っている。詳細は大学の項を参照されたい。

170、171、172、173

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性、教員選考基準と手続の明確化、教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性、任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況について、現状は以下の通りである。

教員の任免・昇格

学部・学科の発議により、全学共通の「教員の任用及び昇任に関する規程」にもとづいて運営されている。

新任教員の採用

学部執行部と科目担当者を中心に選考委員会を設置し、関連科目担当者が広く候補者を探し、その中から候補者を絞った上で学部長に推薦する。学部長はそれを受けて、教授会に当該候補者について審査委員会を設置することを提案し、承認されれば、学部長の任命により審査委員が決定される。審査委員会は審査結果を教授会に報告し、審議の上で投票により決定される。なお、法学部では採用に際し、公募による採用は行っていない。

昇任

該当者がいる場合には関連科目の教員が学部長と協議し、適当と認められる場合には学部長が教授会に審査委員会の設置を提案する。教授会で承認されれば、審査委員会が設置され審査が行われる。審査委員会は教授会に審査結果を報告し、審議の上で投票によって決定される。

その他

教員の募集・任免・昇格に関わる規程としては、上記に掲げたものの他に「教員の任用および昇任に関する規程」施行細則、「獨協大学特別任用教員に関する規程」、「獨協大学特別任用教員に関する内規」、「獨協大学特別客員教員に関する規程」、「教員人事委員会

規程」、「獨協大学名誉教授規程」、「非常勤講師の委嘱年齢の上限を定める規程」がある。

174

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性については、教員の教育活動については、全学共通で「学生による授業評価アンケート」を行っているが、評価結果は原則として自己の点検・評価に資するにとどまる。研究活動については年度ごとに自己申告による業績一覧をとりまとめ、学部の紀要である『獨協法学』に掲載している。なお、昇任人事に際しては「教員の任用および昇任に関する規程」に則り、研究業績、研究活動等を評価している。

175

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性について、教員採用の際、書類審査において、教育能力・実績、研究能力・業績を評価、配慮している。

176、177

大学と併設短期大学（部）における各々固有の人員配置の適切性、併設短期大学（部）との人的交流の状況とその適切性について、現状において本学部に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

159、160、161、162、163

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性、主要な授業科目への専任教員の配置状況、教員組織における専任、兼任の比率の適切性、教員組織の年齢構成の適切性、教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性について、長所と問題点は以下の通りである。

教員対学生比率

私立大学の現状に照らせば概ね許容範囲内とはいえ、教員の負担を考慮すると過大であるといわざるを得ない。

専任・兼任比率、専任教員の授業科目担当状況

法科大学院の新設にともない法律学科から一部教員の移籍があったため、欠員補充や増員にカバーしてきたが、まだ全体として不足ぎみである。

専任教員の年齢構成

ここ数年若年教員の採用が相次いだことから、全体としてバランスのとれた構成になっている。

教育課程編成のための教員間における連絡調整

教員間の意思疎通については、学部教授会が十分に機能を果たしてきたといえるが、こ

こ数年は法科大学院の設置にともない、法学部の将来像を見据えた抜本的なカリキュラム改編の必要性から、定期的に少人数による将来構想検討委員会を開催することによって、教授会よりも個別具体的な問題の検討が可能となっている。

166

教員組織における女性教員の占める割合について、専任教員の男女比は、元々の専任教員数が少ないことに鑑みれば、極端に少ないというほどではないが、今後の人事計画においても引き続き配慮が求められるところである。

170、171、172、173

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性、教員選考基準と手続の明確化、教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性、任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況について、教員の募集、任免、昇格の手続は、規程に基づき公平・公正に行われている。教授会での審議においても研究業績が重視され、情実や個人的嗜好に左右されない、客観的な評価に基づいた人選が行われている。ただ、公募制を導入していないため、特に法律関係教員の獲得競争が激しい昨今においては、候補者の選定が困難となり、人事が進捗しないこともある。

174

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性について、教員の教育活動については、全学的に授業評価アンケートを実施し、大学全体で検討する制度となっているが、アンケートの回収率も低い。これとは別に法学部では独自のアンケートを不定期で実施し、その結果をカリキュラム改編に反映させるようにしている。

研究活動については、業績一覧によって論文等の本数がチェックできるだけであり、質の評価についての具体的な基準は現在のところ存在しない。

将来の改善・改革に向けた方策

159、160、161

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性、主要な授業科目への専任教員の配置状況、教員組織における専任、兼任の比率の適切性について、専任教員数については、学生数との関係から見ても、大学全体の人事計画を踏まえた上で増員が望まれる。その際、法科大学院発足後の法学部教育のあり方を踏まえた上で教員の配置を検討する必要がある。そのためにも引き続き将来構想検討委員会を中心として、長期的な視野に立ち、今後の法学部教育のあり方を考慮したカリキュラム改編を現在検討中である。

170、171、172、173

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性、教員選考基準

と手続の明確化、教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性、任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況について、教員の選考基準、特に研究能力については教授会全体のチェック機能が働いているといえるが、一方、教育能力も重視した選考基準のあり方を早急に検討すべき段階に来ている。また、国際関係法学科の人事として外国人教員の任用も検討中である。

174

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性について、全学的なアンケートは、回収方法を改善することによって回収率を上げることが検討されている。また、これからの法学部教育のあり方を考える上でも、法学部独自の授業評価システムを確立する必要がある。また、現行の全学共通の授業評価アンケートについても、その結果について協議の場を設けることによって、少しでも有効性を高めるべきである。また学生による評価だけではなく、教員間で教育内容や教育方法に関する協議会や研究会などを組織する必要もある。

大学院

現状の説明

178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、189

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性、任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況、研究支援職員の充実度、「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性、高度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承していくための方途の導入状況、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性、大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性、「連携大学院」や併任教員を擁する国立大学院における教員の任用基準の明確化とその運用の適切性、教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性、教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況、教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況、学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性については、研究科・専攻単位で扱っている。詳細は、それぞれの項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

法学研究科（法律学専攻）

現状の説明

178

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性については、以下の通りである。

法学研究科の教員組織は2006年5月現在、24名の専任教員と8名の非常勤教員から構成されている。専任教員の専門分野の構成は、憲法2名、行政法1名、教育法1名、民法2名、商法2名、刑事法3名、民事訴訟法1名、労働法1名、国際法3名、国際私法1名、法哲学1名、政治学2名、国際政治学1名、法制史2名となっている。専任教員24名は法学部にも籍を置いている。

学生数は現在、博士前期課程に6名、博士後期課程に1名が在籍しており、専任教員数から見た教員一人あたりの学生数は0.43人となっている。

教員間の連絡調整としては法学研究科委員会を設けているが、専任教員はすべて法学部の専任教員の兼担であるので、大学院を担当していない法学部教員も陪席の形で研究科委員会に参加するという形で全体の意思疎通を図っている。

179

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況については、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

180、181、182、183

研究支援職員の充実度、「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性、高度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承していくための方途の導入状況、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性については、ほとんどマンツーマンの教育指導体制となっており、特に実験・実習を伴う講義もないので、本研究科独自の研究支援職員の制度は存在しない。これについて、現在まで特に問題等は生じていない。

184

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性について、法学研究科のみに所属する専任教員はならず、すべて法学部の専任教員の兼担であるので、法学研究科独自の募集・任免・昇格手続は存在しない。

法学部の専任教員が法学研究科の担当になるためには、概ね助教授3年の研究歴及び教歴が必要であるが、これについては予め業績審査を行った上で、研究科委員会の承認を得ている。これについて、現在まで特に問題等は生じていない。

185

「連携大学院」や併任教員を擁する国立大学院における教員の任用基準の明確化とその運用の適切性については、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

186、187、188

教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性、教員の研究活動の活性化度を評価する方法の確立状況、教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況について、法学研究科の専任教員はすべて法学部の専任教員が兼担しているので、法学研究科独自の教育・研究評価は存在しない。

189

学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性につ

いて、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

178、179

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性、任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況について、本研究科の教員組織の構成は専門分野のバランスという点では適切であり、学生数に対する教員数も十分であるが、学生の要望を考慮するなどの検討の余地がある。

184

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性について、法科大学院の設置を契機に、今後は法学研究科においても学部には所属しない教員を採用する可能性もありうるので、学部とは別個の大学院専任教員の募集・任免・昇格手続を検討する必要があるといえる。

186、187、188

教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性、教員の研究活動の活性化を評価する方法の確立状況、教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況について、大学院における教育活動は論文指導が中心となるため、指導教員の個人的な指導を客観的にどう評価するかは非常に難しい問題である。また、研究活動については、法学研究科の専任教員はすべて法学部の専任教員が兼担しているので、学部の評価に委ねてよいと思われる。

将来の改善・改革に向けた方策

178

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性について、法科大学院の設置にともない、既存の大学院法学研究科の存在意義が問われている今、そのあり方を踏まえた上で法科大学院とは異なる抜本的なカリキュラムの改編を行う必要がある。

186、187、188

教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性、教員の研究活動の活性化を評価する方法の確立状況、教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況について、教育活動に関しては、研究科委員会で意見交換を行ったり、大学院生の意見・要望を聞くために定期的に懇談会を開いたりといった具体的な措置が必要である。

外国語学研究科

外国語学研究科は各専攻の独立性・自治性が高く、そのため各専攻により現状等が若干異なるため、ここでは外国語学研究科で共通する事項を中心に述べる。なお、詳細等については外国語学研究科の各専攻の項を参照されたい。

現状の説明

178

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性について、外国語学研究科は、「学術の理論および応用を教授・研究し、精深な学識と研究能力を養い、また高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、もって文化の進展に寄与する」という獨協大学大学院の目的を教育目標としている。本研究科は、外国語学部の4学科を基礎としたドイツ語学専攻、英語学専攻、フランス語学専攻、日本語教育専攻の4専攻から構成されている。各専攻は、言語学・文学・文化・国際関係・コミュニケーション・外国語教育などの分野において、それぞれが総合的視野に立った教育研究に適切な組織を形成している。

教育課程の種類、大学院生の在籍者数・収容定員については、「大学院学則」ならびに資料集表18を参照されたい。

179

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況について、本研究科の人事枠で任期制は設けられていないが、学部の人事枠で特任教授として着任した教員が本研究科の授業を担当している専攻もある。これについて、現在まで特に問題等は生じていない。なお、今後は任期制を採用している学部と協議しながら、研究科の人事にも活かしてゆきたい。

180、181、182

研究支援職員の充実度、「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性、高度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承していくための方途の導入状況について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

183

ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていないが、将来検討の余地がある。

184

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切

性について、本研究科独自の教員の募集は行われていない。本研究科の授業および研究指導は、外国語学部の専任教授または助教授が担当している。

大学院担当の候補者は、各専攻から外国語学研究科委員会に提案され、「第1読会」(担当資格を審議)を経て、主査・副査(副査のうち1人は他専攻の教員)による研究業績審査報告「第2読会」で十分に審議される。審議対象は、専門にかかわる最近の著書もしくは論文3点を主たるものとし、審査委員は大学院担当の教授3名以上で、そのうち1名は他の専攻の教授でなければならない。候補者が承認された場合は、全学の大学院委員会がこれを審議し担当の可否を決定する。本研究科では、博士前期課程担当人事と博士後期課程担当の人事は、それぞれ異なる審査を経て決定される。昇格人事は外国語学部の審議事項となっている。このような内容および運用については、適切であると判断している。

185

「連携大学院」や併任教員を擁する国立大学院における教員の任用基準の明確化とその運用の適切性について、本研究科には該当する事項はない。

186

教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性について、本研究科では項目184で述べたように、大学院任用人事に際して、教員の教育活動および研究活動を評価しており、その審議は有効に作用している。

187

教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況について、本研究科では、教員の研究活動の活性度合いを評価する方法は確立されていない。研究活動の結果は、論文や著書などに現れるため、容易に判断できるが、その活性度合いは判断しにくい。本研究科の教員は、研究活動に専念できる環境にあるとはいえないため、教員同士が研究内容まで理解し合う余裕がないのが実状である。

188

教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況について、本研究科では、教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法は導入されていない。また、それを導入する必要性は当面見当たらない。

189

学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性について、本研究科は、学部基礎をおいているため、学内の学部との人的交流は十分に行われているが、他大学の大学院、研究所等の教育研究組織間の人的交流は行われていない。これについて、現在まで特に問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

178

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性について、本研究科の教員組織は概ね適切であるが、担当科目数については改善の余地が残されている。大学院担当教員は、大学院担当でない教員と同じコマ数の学部授業を担当しているため過重負担となっている。

187

教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況について、本研究科では研究活動の活性度合いを評価する方法の確立よりも、まずは研究活動が行いやすい環境を整えることのほうが重要である。

将来の改善・改革に向けた方策

178

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性について、大学院授業と学部授業のバランスをいかに取るかが本研究科の検討課題であり、すでに各専攻で検討が始まっている。

ドイツ語学専攻

現状の説明

178

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性について、ドイツ語学専攻では理念・目的並びに教育課程に沿った教員が配置されており、授業における学生数も少人数で行われている。しかし、さらに学生間で活発な議論が行われ、切磋琢磨する機会を設けるべく学生数の確保が望まれる状況である。また、項目 158 で述べたとおり、さらに芸術、経済部門の教員の任用をはじめ幅広い部門の若い研究者の任用を準備しているところである。

179

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況について、ドイツ語学専攻では現在、ドイツ学科で採用した特任教員 2 名を大学院にも配置し、学生の教育、学術研究の適切な流動化を図っている。

180、181、182

研究支援職員の充実度、「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性、高

度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承していくための方途の導入状況について、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

183、184

ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性、大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性については、研究科の項を参照されたい。

185

「連携大学院」や併任教員を擁する国立大学院における教員の任用基準の明確化とその運用の適切性について、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

186、187、188、189

教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性、教員の研究活動の活性化を評価する方法の確立状況、教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況、学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性については、研究科の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

178

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性について、博士（前期）課程においては2006年度「ドイツ語教育研究」「ドイツ語教育演習」が開設されたが、2007年度にはさらにドイツ語教育部門が設置される。しかし、博士（後期）課程にはこの部門が依然開設されていないことは問題であり、幅広い教員を新たに任用することに加えて、新しい部門の設置も同時に進められなければならない。具体的には、現在不足している分野（ドイツ語教育、社会科学）に新たに教員を補充し、教員組織の充実を図る必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

178

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性について、さらに幅広い分野に亘って教員を配置すべく、新規任用を積極的に行いたい。

英語学専攻

現状の説明

178

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性について、英語学専攻については、その主要分野(英語学・英米文学・英米文化・国際関係論・コミュニケーション論、英語教育)においては幅広い視野や創造性、高度な専門的知識と学識を培う機会を十分与えることのできる豊富な指導教員を揃えている。そして、現代社会の求めるリカレント教育・国際化・情報化に応じるためには、応用言語学(英語教育など)や国際関係論およびコミュニケーション論の専門家の充実を図ってきた。特に英語教員の再教育をさらに強化するため、英語教育分野を増設し、主に現職英語教員の再教育の要望に応えるべく、社会人用の専修1年コースを設置し、1年以上2年未満で修士号の取得を可能とした。現在このコースに入学した現職の英語教員が奮闘している。

英語学専攻の一番の長所としてあげられるのは、豊富な指導教員を揃えていることであろう。これは、外国語学研究科英語学専攻の母体が外国語学部英語学科にあることによるものである。本学では外国語担当教員を創立当初より外国語学部英語学科という専門課程を擁する学部学科に所属させていた。英語学専攻はつい最近まで18名以上の担当教員を擁し、大学院生の多様なニーズに対応している。また、前期課程修了者の就職先が主として中高教員であることを考慮すると、語学・文学専攻に限らず、国際関係論やコミュニケーション論を専攻した教員を送り出すことは、国際化という時代の要請に添うものであるといえよう。学生数との関係について言えば、2006年度現在、博士前期課程16名、博士後期課程2名の在籍者に対して十分な指導が行える環境であり、適切であると考えている。

179、180、181、182

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況、研究支援職員の充実度、「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性、高度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承していくための方途の導入状況について、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

183、184

ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性、大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性については、研究科の項を参照されたい。

185

「連携大学院」や併任教員を擁する国立大学院における教員の任用基準の明確化とその運用の適切性について、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていな

い。

186、187、188、189

教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性、教員の研究活動の活性化を評価する方法の確立状況、教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況、学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性については、研究科の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

178

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性について、英語学専攻を担当する専任教員数は、文部科学省令大学設置基準で定める必要専任教員を上回っている。それは志願者の増加に伴いこの分野の人員の増加を図ってきたためである。英語学および英米文学分野に加えて国際関係論分野、さらに英語教育分野においても引き続き有能な人材を養成しようとする点において適切である。

将来の改善・改革に向けた方策

178

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性について、一般的に、少子化に伴う財政難を抱える大学にとって、人事の補充は慎重に行われなければならない。この点を考慮すると、今後の大学院補充人事は人的資源の有効活用を優先させ、引き続き、大学院と学部授業科目の双方の需要をバランスよく満たすことのできるよう進めていかななくてはならない。また年齢構成のバランスを考慮にいれ、指導体制が円滑に次世代へ移行することが望ましい。現在英語学専攻に関してはこの点で大学院としての健全な教育や研究指導を確保するために優位な人材確保が何よりも優先すべきことと思われる。

フランス語学専攻

現状の説明

178

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性について、フランス語学専攻では、学科で国内最大級の教員数を抱えており、学科の教員が大学院も兼担しているためスタッフは豊富である。語学とならんで文学を含む諸芸術や歴史・社会などについても幅広い専門教育を提

供しているが、これに対し院生の数は極めて少ないのが現状である。

179、180、181、182

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況、研究支援職員の充実度、「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性、高度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承していくための方途の導入状況について、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

183、184

ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性、大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性については、研究科の項を参照されたい。

185

「連携大学院」や併任教員を擁する国立大学院における教員の任用基準の明確化とその運用の適切性について、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

186、187、188、189

教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性、教員の研究活動の活性化を評価する方法の確立状況、教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況、学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性については、研究科の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

178

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性について、フランス語学専攻では、人文科学系の教員数に比して、社会科学系の教員数が少ないことが問題である。

将来の改善・改革に向けた方策

178

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性について、フランス語学専攻では、今後カリキュラムの内容改善とともに教員採用の際、専門分野の調整を行う。

日本語教育専攻

現状の説明

178

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性について、日本語教育専攻は言語学、日本語学、日本語教育学、日本文化学の各分野において幅広い視野に立って高度な知識を養う機会を与えることのできる指導教員を揃えており、多くの大学院生を集めている。

179、180、181、182

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況、研究支援職員の充実度、「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性、高度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承していくための方途の導入状況について、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

183、184

ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性、大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性については、研究科の項を参照されたい。

185

「連携大学院」や併任教員を擁する国立大学院における教員の任用基準の明確化とその運用の適切性について、現状において本専攻に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

186、187、188、189

教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性、教員の研究活動の活性化を評価する方法の確立状況、教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況、学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性については、研究科の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

178

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性について、日本語教育専攻には2005年度に7名、2006年度に6名の大学院生が在籍する。それに対し、専任教員は4名であり、かつ4名とも学部・大学院兼担である。よって、教員数の不足が指摘される。特に、日本語教育学部

門で学ぶ希望を持つ入学者が比較的多い。この部門の教員の増員は不可欠と考えられる。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

経済学研究科（経済・経営情報専攻）

現状の説明

178

経済学研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該研究科の教員組織の適切性・妥当性について、まず教員組織（配置）の現状を示すと本研究科教員は博士前期課程の講義は教授職・助教授職が資格審査を経て担当している者と演習を担当する教授職からなり、博士前期課程担当者は38名（専任）、博士後期課程担当者は10名（専任）である。これは、本研究科が前期課程と後期課程の性格区分を明確にしていることの反映といえる。開設科目については第3章で示したとおりである。

本研究科教員組織の特徴は、教員の負担コマ数を研究科と学部とで比較すると、すなわち、経済学部全教員の平均コマ数6.5、研究科非担当教員の平均コマ数5.8に対して、研究科担当教員の平均コマ数は6.9であり、研究科担当教員の負担コマ数が多い。また、研究科担当教員間にあっても、前期課程担当者と前期・後期両課程の兼担者との間にも負担差がみられ、前者の6.5コマに対して後者は7.2コマと負担増になっている。

かつて本研究科の問題点のひとつは、博士号の取得教員が10名にすぎず少ないことであった。とくに40歳台の中堅教員層において博士号取得者が少ないことが危惧された。博士後期課程の任務のひとつが博士号の授与にあることを考えれば、授与者こそ博士号の取得に努力しなければならないのである。幸いにして近年の学部での教員採用に際して大学院担当可能な博士号取得者を採用する努力がなされたことや、若手助教授の数名が博士号の学位を取得したことにより、この問題の解消に向ってきている。現状は下表の如くである。

研究科担当教員数と博士号取得教員数（2006年10月現在）

	教授	助教授	計
研究科担当者	32	6	38
うち博士号取得者	14	5	19

179

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

180、181

研究支援職員の充実度および「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性について、経済学研究科自体としては、いまだこの人的補助体制の整備には至っていない。ただ教員からのこの制度に対する要望は強く、改革委員会の検討課題のひとつである。

182

高度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承していくための方途の導入状況について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

183

ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性について、情報分野をはじめ様々な分野において、教員側からは制度化の要請が強いが、経済学研究科専属の上記アシスタントは未だ制度化されていない。

184

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性について、本学の「大学院担当教員の新規任用に関する規程」による基準と手続きは、概ね次のようである。

研究科委員長が研究科委員会の議を経て、新規任用の案件を教員資格審査委員会（「大学院教員資格審査委員会規程」による）に発議し、同審査委員会はこれを適当と認める時、業績審査委員を選任して審査に当たらせる。

業績審査委員は教授3名（うち1名を主査、他の2名を副査とし、少なくとも1名は本学専任教員とする）からなり、業績審査委員は審査の結果を文書により教員資格審査委員会に報告する。

教員資格審査委員会はこの報告に基づいて新規任用に関する人事案を決定する。その上で研究科委員長はこの人事案を大学院委員会に提出し、承認を求める。

審査対象とされる研究業績の取り扱いについては、a) 博士前期課程の担当教員は審査開始前5年以内の論文3編以上、b) 博士後期課程の担当教員は審査開始前5年以内の論文5編以上を審査の対象とする。なお、著書（教科書を除く）は論文3編に相当するものとし、論文は学会誌・紀要等の原著論文とする。

これまで本研究科の教員任用は上記基準と手続きに準拠して行われてきた。

185

「連携大学院」や併任教員を擁する国立大学院における教員の任用基準の明確化とその運用の適切性について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

186

教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性については、授業評価に関するアンケートやガイダンスの際に授業への不満、希望などを聞く機会を設けて、授業の改善、内容の向上に努めている。大学院担当者は学部と兼任のため、学部でのアンケートも関連して取り扱われる。研究活動に関しては毎年『経済学研究年報』に研究業績を記載、公表を行なっている。ただ研究科としての教育活動、研究活動の内容評価についてはいまだ明確な理念と方法について合意に達していないのが現状であるが、これは上記の教員任用規程とも相まって、いずれ検討を迫られる時期が訪れよう。

187、188

教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況、教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

189

学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性については、国内外を問わず極めて活発に行なっている。ただし、大学院担当教員は全員学部に所属しているため、対外的な交流は学部および大学を通して行なっている。これについて、現在まで特に問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

178

経済学研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該研究科の教員組織の適切性・妥当性について、若い人材が伸びつつあるも、高齢教員の比率はまだ高い。将来に向けては、若手人材の一層の充実に取り組みたい。

184

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性について、前述した教員任用規程の運用が現実的に妥当かどうか、検討の余地がある。というのは、前期課程設置後すでに16年が経過したが、カリキュラム編成の見直しも細部の改定にとどまり基本的な部分の改正はまだ行なわれておらず、それにふさわしい担当教員の任用もどのように行われるべきかの抜本的検討は行われていないからである。魅力ある大学院作りが求められる今後にあっては、現在改革委員会等で検討することが問われている。

また、現在までのところ博士前期課程の演習担当は教授職に限定されているが、専攻や研究課題が多様化してきていること、助教授職のなかにも博士号を取得している者が出ていることから、助教授職にも審査を経て、演習担当を認める方向で、現在、改革委員会において検討を進めてきている。一部ではあっても、助教授職にも演習担当が広がれば、研

究指導等の内容が一層充実したものとなると考えられる。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

法科大学院

(法務研究科法曹実務専攻)

現状の説明

178

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性について、本研究科の教員組織は、研究者専任教員 10 名、実務家専任教員 2 名、みなし専任教員 1 名、客員教員 3 名、合計 16 名という構成である。これら教員に対して、法務研究科に在籍する学生は 2006 年現在、3 学年で計 140 名（収容定員は計 150 名）であり、教員 1 名あたりの学生数は 8.8 名（収容定員に対しては 9.4 名）である。

179

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況については、本研究科では、特任教員および客員教員について 3 年の任期制を採用している。その採用の手続については、「獨協大学法科大学院特別任用教員に関する規程」および同内規、「獨協大学法科大学院客員教員に関する規程」および同内規に定められており、それに従って運用している。

特別任用教員の勤務日については、週 2.5 日、年間 12 単位分の担当を基準としており、客員教員の勤務日については週 1 日、年間 6 単位分の担当を基準としている。どちらの場合も、本学との間で労働契約を締結し、任期満了後については、再任を認めている。

180

研究支援職員の充実度について、法務研究科は法曹養成に特化した専門職大学院として学生への研究指導を行わないこととしている。

しかし、教員自身の研究について、本研究科は単位認定保留制度を設け、補講等を行い、また、学生の要望に応じて自主ゼミ等の支援を行うなど、夏季・冬季・春季の休業期間中も教育上のさまざまな試みを重ねているため、教員の負担は大きく、研究活動に十分な時間を割ける余裕がないのが現状である。

181、182

「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性、高度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承していくための方途の導入状況について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

183

ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活動の適切性について、法務研究科においては、現在、ティーチング・アシスタント5名と若手のアドバイザー弁護士4名を採用している。ティーチング・アシスタントは教員の教務補助のほか、学生の要望に応じてそれぞれ独自の自主ゼミ支援を行い、アドバイザー弁護士はそれぞれ得意な分野で自主ゼミを開いているほか、学生の学習上、生活上のアドバイザーを務めている。

勤務形態はフレキシブルなものであるが、ティーチング・アシスタントは週に2～3日、アドバイザー弁護士は週1回、夕刻の3～4時間の勤務形態をとっている。

184

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性について、現状は次のとおりである。

まず、専任教員の募集・任免・昇格に関する基準としては、教員の任用および昇任に関する規程、同施行細則の定めるところに従って行われている。特別任用教員の募集・任免・昇格については、獨協大学法科大学院特別任用教員に関する規程、同内規により、また、客員教員の勤務日については、週2.5日、年間12単位分の担当を基準としており、客員教員の募集・任免については、獨協大学法科大学院客員教員に関する規程、同内規に則って行われている。

採用・任免等の手続については、獨協大学法科大学院教授会運営規程により、あらかじめ大学の人事委員会の議を経て、本研究科内に人事選考委員会を設置して募集・人選が進められ、候補者が上げられた段階で審査委員会の審査に委ねられ、その結論を待って法科大学院教授会に提案されて議決される。法科大学院教授会運営規程の定めるところにより、特任教員と客員教員を除く専任教員の3分の2以上の出席により、3分の2以上の多数の議決により決せられる。その議決を経た後に、大学の人事委員会、大学院委員会、全学教授会の議を経て決定され、学長により発令されるという手続がとられている。

185

「連携大学院」については、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

186

教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性について、本研究科では、専門職大学院としての教育のあり方やそれを裏づける研究を奨励すべく、『獨協ロー・ジャ

ーナル』を刊行しており、法科大学院における研究と教育の研鑽の場となるとともに、理論と実務を架橋するもう一つのフォーラムになることを期している。そして、2007年に発刊予定の『獨協ロー・ジャーナル第2号』には、本研究科発足以来の3年間の各専任教員の年度ごとの教育・研究活動報告が、著書・編著、論文、判例研究、書評、翻訳、シンポジウム・座談会、報告書、その他、の各項目に分けてとりまとめられ、公表される予定になっている。

また、教育活動の評価という面では、本研究科の自己点検活動の一環として、教員の相互評価、学生による授業評価が行われており、教員相互の授業参観とそれを踏まえての授業参観報告書、学生による授業評価アンケートが毎学期行われており、それを基にしたFD委員会の活動も定期的・継続的に行われている。

187、188

教員の研究活動の活性化を評価する方法の確立状況および教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況については、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

189

学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性については、本研究科の発足に合わせて、本研究科教員を代表者として「双方向・多方向の授業の展開のための教育手法の開発」をテーマとした学内研究助成を受けたプロジェクトが組織され、2年間にわたる研究が行われた。その間、教育学、法律学の専門家が内外から招かれ、連続してスタッフ・セミナー形式で研究会が行われた。

また、学生のインセンティブを高め、目指す法律家像を明確にする機会を与えるという位置づけで、「メジャー・スピーカーズ・シリーズ」と題した法科大学院生向けの連続講演会が引きつぎ行われており、海外からはアメリカ、韓国から、国内からは弁護士をはじめとする法律実務家を招いて行われてきており、8回を数えている。この企画は、学生にも好評である。

現在は、学内からは法学部・経済学部・外国語学部から22名が本研究科科目の兼任教員として、学外からは非常勤講師として8名の方々に、それぞれ専門の科目を担当していただいている。

点検・評価、長所と問題点

178

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性について、法科大学院の設置基準は、1学年50名定員の場合、12名であり、本研究科の場合、客員教員を除き13名構成であるので、設置基準は充たしている。小規模であるので、研究科としての意思決定は比較的迅速に行うことができる利点があり、機動力を発揮しやすい環境にある。

しかしながら、小規模法科大学院であって、専任教員数が少ない分、教学上だけでなく学内行政上も専任教員にかかる負担が大きいのが悩みである。法科大学院の場合、授業時間が100分に質問待機時間が50分、授業期間も15週と長く、8月の第1週終了まで成績評価等の処理が残り、9月に入ると入試が行われるため、結果として、ほとんど夏休みがとれない状況にあり、十分な研究活動を保障できない状況が続いている。

179

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況について、特任・客員教員は、法曹資格を持つ実務家教員であり、学生の信頼も厚い。研究者教員では果たせない役割を担っており、法科大学院の運営にとって欠かせない存在である。本来の仕事である法律実務との兼ね合いもあり、3年で任期を区切っているが、法科大学院が原則3年制であることを考えると、妥当な区切りであると評価している。なお、再任については、本研究科と本人との協議によることとしている。

特任・客員教員の任期制の採用について、現在までとくに問題は生じていないが、将来、本研究科の運営が軌道に乗った場合には、さらに実務家教員の比率の拡充をはかっていく必要があると考えている。

180

研究支援職員の充実度について、教員の多忙な状況を鑑みると、研究支援職員の設置は大いに望みたいところであるが、そのためには、大学全体としての取り組みが必要であると考えている。将来の課題としては、大学全体の理解を得て、研究支援職員を置き、教員の研究支援体制を整えていきたい。

183

ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活動の適切性について、ティーチング・アシスタント、アドバイザー弁護士とも、その数と質の点で、他の法科大学院と比較しても遜色のない陣容である。学生の信頼も厚く、専任教員が少ない本研究科にとって、教育上、貴重な戦力となっている。

ただ、時間単位の臨時雇用扱いのため、給与が低く、半ばボランティア的な実態であり、人材の確保に苦勞する現状にある。

184

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性について、人事の公正を担保するという趣旨から慎重な手続を定めており、それに則って専任教員の募集・任免・昇格が進められてきている。その点は、積極的な評価に値するであろう。

しかしながら、慎重な手続が踏まれる分、やや機動性に欠ける面があることも事実である。また、本研究科の場合、同時に専門職大学院としての独立性も求められているので、その間の調整をどのように図っていくかが課題である。

186

教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性について、いまだ、軌道に乗ったばかりの本研究科であるが、自己点検活動の一環としての教員の相互評価、学生による授業評価の取り組みがなされており、その資料を基にしたFD委員会活動も定期的・継続的に行われている。学内の自己点検活動を牽引する役を担っているが、他の法科大学院と比較しても、遜色のないものであると評価している。

189

学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性については、学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流については、これまでの取り組みを積極的に評価することができると思う。

将来の改善・改革に向けた方策

178

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性について、前述のような問題点を克服するためには、人的な面での拡充が不可欠であるが、全学の人事に関する方針や構想とも関わらせ、大学全体の理解が得られるよう努力を積み重ねながら、教育研究組織の改善・改革に向けて、人的な面での拡充を図っていく予定である。

現在のところ、民事法（民法）担当者の増員を認められ、その新任採用人事に着手するとともに、来年度開設を予定している「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」の法律事務所部門に特任教授をもって充てる計画があり、それらが決まれば、専任教員数は、みなし専任教員1名を含み、15名、他に客員教員2名、合計17名となる予定である。

183

ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活動の適切性について、将来、卒業生が法曹となり、ティーチング・アシスタントやアドバイザー弁護士を務めてくれることを期待しているが、同時に、専任の職として設置することが可能かどうかについて検討に着手したところである。今後、さらに陣容の拡充をはかっていると考えている。

184

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性について、現在、本研究科教授会と全学の大学院委員会および全学教授会との関わりの整備作業が、「法科大学院の設置に伴う諸規程の整備に関する専門部会」を通して検討されており、その作業のなかで、適切な調整を図っていくことが、当面の課題である。

教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性について、今後の課題としては、教員の教育活動及び研究活動の評価を毎年度行うようにすることである。『獨協ロー・ジャーナル』の定期的刊行に合わせて、教育・研究活動の記録を公表することを定例化したい。

【第6章】

研究活動と研究環境

概要および目標

大学は、「学術の中心として高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」(教育基本法)とあるように、教育・研究機関としての社会的責任は重く、社会の要請する人材を育成するとともに研究成果を広く還元し、地域社会の発展および学術の進歩に貢献していくという使命を負っている。

教員の研究成果は、教員個人の社会的活動の基礎をなすもので、教育現場においては学生に対する専門教育および教養教育のレベル・アップに繋がるとともに、地域社会においては産学官連携を通じた地域社会・産業界への貢献に繋がるものであり、まさに大学として「質の保証」の前提ともなりうる。

本学は、創設者天野貞祐が掲げた「学問を通じての人間形成」を建学の理念とし、学問の意義について「学生の学問研究を裏付けるものは、教師の真剣な研究、誠実な講義と指導、学生の学習意欲にかかる。その基盤がなければ学問研究が成り立たない。」という教員のたゆまない研究努力が必要であると、研究活動の重要性について明確に表している。これが実践されるよう本学は、各教員が十分な研究活動を行えるよう研修員制度、各種研究助成、施設・設備の整備および研究支援等の研究環境の整備に努めている。

制度としては、学外研修員制度、特別研究休暇制度、本学設置研究所(外国語教育研究所、情報センター)の研究員制度、助成制度(学部・研究科への図書費配布、各教員に配布する個人研究費・研究用雑費、特別研究助成、国際共同研究助成、学術図書出版助成、学会開催助成等)を設けている。施設・設備としては、最新の情報と建築技術を導入した天野貞祐記念館(総合学術情報センター)の中に、学問研究に必要な学術情報の宝庫である図書館を移設するほか、情報センター、教育支援室、外国語教育研究所に研究活動に必要な機器・備品を配備している。加えて、パソコンとプリンターを配備した個人研究室および学部・学科の共同研究室を設置しており利便性を図っている。研究支援活動としては、科学研究費の申請および採択後の補助や外部研究費獲得の情報提供等を総務課スタッフがやっているほか、情報センター・教育支援室・外国語教育研究所スタッフによるバックアップ態勢をとっている。また、論文等の研究成果を公表する支援として、各学部・学科、研究科が発行する紀要の出版に対して助成を行い論文発表にあたって負担軽減を図っている。さらに、2007年度には、教員の研究活動を支える研究機関として、地域貢献型・実行型シンクタンクとして「環境共生研究所」および「地域総合研究所」の二つの研究所を新たに開設し、あわせて公的リーガルサービスの提供機関として「獨協大学地域と子どもリ

「ガールサービスセンター」を開設し機会の拡大を図ってゆくことになっている。

今後も、外部研究助成の獲得、施設・設備の拡充、研究機会の確保、学内校務増大による研究時間の圧迫解消等を図り、研究活動がさらに活発に行なわれるよう研究環境の整備に努めていきたいと考えている。

本章における自己点検・評価の目標

- ・各教員が十分な研究活動を行えるよう研修員制度、各種研究助成、施設・設備の整備および研究支援等の研究環境の整備を行う。
- ・教員の研究活動を支える学内研究機関による研究支援活動を充実させるとともに、研究機会の拡大を図る。
- ・研究活動を積極的に展開し、学外、国外へ広く発信する。
- ・研究助成金等、外部資金獲得に積極的に取り組む。

大学

現状の説明

190、191、192

論文等研究成果の発表状況、国内外の学会での活動状況、当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況については、学部・学科単位で扱っている。詳細は、それぞれの項を参照されたい。

193

研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況について、展開を支援する仕組みとしては、獨協大学独自の研究助成によるものと他機関（科学研究費等）からの助成によるものがある。獨協大学独自の研究助成制度は、個別研究助成（個人）及び特別研究助成（共同）とからなる。個別研究助成（個人）は、1人最高40万円までを助成するものであり、採択人数は、全学を通して年間5人までとなっている。特別研究助成（共同）は、1グループ最高200万円までを助成するものであり、獨協大学全体を通して年間2グループの採択が可能である。それぞれ助成期間は2年となっている。なお、プログラムの展開状況は各学部・学科の項を参照されたい。

194

国際的な共同研究への参加状況について、参加を支援する仕組みとしては、獨協大学における国際共同研究助成の制度がある。これは、本学教職員と海外の研究者との共同研究を促進し、あわせて国際的な学術の交流と発展に寄与するために設けられたものであり、1グループ最高300万円の助成があたえられ、その期間は2年であり、毎年2グループまでの採択が行われる。なお、最近6年間のこの制度による研究実績を次表に示す。

年度	代表者所属学部	共同研究者数	研究課題
2001	法学部	9 7	地球的規模の問題群とその解決
	外国語学部	5 2	中国文化大革命期の研究・同文献
2002	経済学部	5 2	アメリカの所得格差のマクロ的影響に関する国際比較研究
	法学部	7 3	中国の WTO 加盟、法整備と日本の経験
2003	外国語学部	6 2	日独語基礎形容詞の意味ネットワークと語彙分析
	経済学部	8 2	都市および地域活性化の国際比較

			- 新経済社会システムの姿と方向
2004	法学部	8 4	司法制度と公共空間 - 制度改革と市民生活の変容
	外国語学部	4 2	第2言語習得と語彙認識のメカニズムに関する研究
2006	外国語学部	8 4	Program & Staff Development: Improving Teaching
	法学部	6 3	1990年代以降における日本の政治・社会変動とその法律上の意義

- ・数字は全研究者数（他大学研究者を含む）
- ・数字のうち の数 は外国の研究者数を示す。

この他共同研究ではないが、国際交流センターが募集する「獨協インターナショナル・フォーラム」があり、日常的な研究連携をベースとした発表の機会となっている。過去5年間の実績を次に示す。

開催年	テーマ
2001	バルザックとその時代
2002	パフォーマンス研究
2003	コミュニケーション重視の英語教育の反省とその将来の展望
2004	東アジアにおける企業活動と法秩序
2005	ドイツと日本の環境を考える

195

海外研究拠点の設置状況については、学部・学科単位で扱っている。詳細は、それぞれの項を参照されたい。

196

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係について、本学の現状は以下の通りである。

(1) 情報センター

情報センターでは、学部の専任教員の中から研究員若干名を募集し、研究活動をおこなっている。情報センター研究員の研究テーマは情報科学の範囲に止まることなく、情報環境を利活用した研究全般に亘っている。この研究活動を支援するため、研究員が使用する情報機器は既設の機器に加え、研究課題にあわせ特に必要とする機器およびソフトを購入

し、共同研究室に提供している。しかし、最近では機器が小型化したうえハイスペックになったことと、ソフトは個人研究室のPCにインストールして利用することができるため、共同研究室を使用する研究員は少なくなってきた。

情報センター研究員の活動は、全学の教職員を対象に毎月研究会を開催しており、研究員が研究テーマについてその成果を報告するとともに、毎年発行される紀要として「情報科学研究」を刊行し全国の大学にも送付している。

(2) 外国語教育研究所

外国語教育研究所は、本学の附属機関として獨協大学学則第80条の2に基づき設置されている。本研究所には所長をおき、所長は全学教授会での選挙によって選出され、部局長会の構成員である。任期は2年である。

当研究所の運営機能は、研究部門と視聴覚教育部門によって構成され、研究部門には主任研究員、視聴覚教育部門には視聴覚教育主査をおく。前者は研究員のなかから、運営委員会の議を経て学長が任命、後者は専任教員のなかから運営委員会の議を経て学長が任命する。また、研究員は本学専任教員から構成され、現在の研究員数は7名で、所属はすべて外国語学部である。

研究所の運営については重要事項を審議するため運営委員会が、研究所の事業を企画するため企画委員会が設置されている。運営委員は、所長、主任研究員、視聴覚教育主査ならびに各学部および情報センターを代表する委員各1名、学長が必要と認め全学教授会の議を経て任命した委員若干名をもって構成される。

企画委員会は、所長、主任研究員、視聴覚教育主査および外国語学部はドイツ語学科、英語学科、フランス語学科、言語文化学科各言語担当教員から各1名、経済学部専任教員、法学部専任教員、および運営委員会が必要と認め学長が任命したもの若干名、外国語教育研究所事務課長という構成である。現状では委員は10名である。

外国語教育研究所の人事、予算、決算、内規の制定改廃、その他運営に関わる重要事項は運営委員会で審議し、講座企画実施、講演会の企画実施といったことは企画委員会で審議する。

なお、このほか研究所には教務補助および研究支援や企画業務を行うため職員が配置されている。現状は課長1名、課長補佐1名、係長1名、課員5名の合計8名であり、課内の組織は、「企画・研究係」2名、「外国語教育係」5名で構成されている。

197

大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係について、本学には該当する事項がなく、現在まで問題等は生じていない。

198

個人研究費、研究旅費の額の適切性については、本学では次のとおり専任教員（特任・交換・客員教員含む）全員に毎年度個人研究費を支給している。

(1) 研究図書費、研究資料費、用品費、備品費、学会等旅費 41万円

上記(1)の管理は個人研究図書事務室が担当しており、原則として教員が立替購入した図書等の領収書に基づいて支給・支払いを行っている。(1)は、外部データベース使用料および接続料、学会年会費、論文掲載料、紀要別刷り代等にも使用できる。(2)は、文房具・名刺等の消耗品の購入を目的として、年度当初に給与と共に支給している。現状についての詳細は、資料集表 29 を参照されたい。

199

教員個室等の教員個人研究室の整備状況については、本学では全専任教員(特任、交換、客員教員含む)に個人研究室として個室が割り当てられている(一部、法科大学院の客員教員は 2 名 1 室)。個人研究室は学内の中央部に位置する 10 階建ての中央棟の 4 ~ 9 階にあり、キャンパス内の教室棟ほかの施設へほぼ等距離にある。

各個人研究室の床面積は 18 平方メートルで、机・椅子、電気スタンド、FAX 兼用電話、PC 一式、造付けの書棚、ソファ応接セット、ビジネスキッチン、防災用ヘルメット等が標準設置されている。学内 LAN が整備され、PC を通じて教職員間の連絡ができる。PC は基本的にはウィンドウズであるが、教員の希望によりマッキントッシュの利用もできる。書棚が不足の場合には、事務局への申し出によって大学から追加貸与できる。

個人研究室のある中央棟の 4 ~ 9 階にはフロア別に学科の共同研究室が設置されており、学科の会議(科会)の開催や、学科教員の情報交換等のサロンのような利用にも供されている。また、同棟の 3 階には学長室・各学部長室、大小の会議室があり、1・2 階には教務課・学生課・総務課・人事課・会計課等の事務局および教職員食堂が、1 階には講師室・印刷室が配置されている。

200

教員の研究時間を確保させる方途の適切性については、学部・学科単位で扱っている。詳細は、それぞれの項を参照されたい。

201

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性について、本学には長期の学外研修と短期の学外研修制度、および特別研究休暇制度がある。長期学外研修には、海外の場合、期間は 1 年で費用は 300 万円支給される。但し、資格要件は相当期間本学専任教員として勤務した 60 歳未満である。国内の場合、期間は 1 年で 50 万円、資格は 60 歳未満である。

短期学外研修には、海外の場合、期間は 3 ~ 6 ヶ月で、費用は 3 ヶ月は 120 万円、3 ヶ月を超える場合は、1 ヶ月につき 20 万円加算される。資格は 65 歳未満である。国内の場合は、期間は 6 ヶ月で、費用は 25 万円、資格は 60 歳未満である。

その他に、特別研究休暇制度があり、期間は 1 年、処遇は現職扱いである。資格は、教授として継続して 6 年以上勤務したものは、満 6 年に達するごとに 2 回まで、この制度の

適用を受ける申請資格を有する。

202

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性については、本学の共同研究制度としては次のものがある。

	対象者（グループ構成）	助成額	研究期間
特別研究助成共同研究	専任教員もしくは職員	各年度1グループ200万円限度 年度2グループ以内	2年以内
国際共同研究	専任教職員、海外の外国人研究者、国内の研究者	1グループ300万円限度 年度2グループ以内	2年以内
獨協大学・草加市共同研究	専任教職員、草加市職員	各年度200万円 (大学・草加市各100万円)	原則2年

上記の共同研究助成の申請から承認までのおおむねの手続きは、所属長（学部長）に申請し、所属長が学長に推薦し、学長が部局長会に提案し最終的に承認されるという流れである（国際共同研究は国際交流センターに申請する）。

共同研究助成費の管理は、総務課が行っており、各グループの研究者が立替購入した領収書や購入先からの請求書に基づいて支給・支払いを行っている。

各共同研究終了後は、研究報告書・収支報告書の提出および研究成果を論集・紀要などの学術出版物に掲載することが義務付けられている。

203

科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況について、最近5年間の文部科学省科学研究費、外部資金（受託研究費、共同研究費など）の受入れ状況と件数・額の状況は以下のとおりとなっている。

科学研究費

（金額単位：千円）

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
申請件数	2	9	4	4	8
採択件数	4	3	7	9	6
補助金額	4000	6037	15812	18100	7900

採択件数、補助金額には、継続、再交付等含む。

受託研究

（金額単位：千円）

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
受託件数	0	0	1	1	1
金 額	0	0	800	200	3528

204、205、206

学内に確立されているデュアルサポートシステム（基盤(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性、流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況、いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性について、現状において本学に該当する事項はなく、特に問題等は生じていない。

207

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性について、本学では教員個人の研究論文・研究成果の公表に際する学術書の困難な出版状況を鑑みた、出版助成制度が存在する。これは、商業的な出版が困難な研究成果の発表を助成促進し、学術の振興に寄与することを目的とする制度であり、金額は全学を通じて各年度 500 万円を限度とし、年度に3点以内の助成を与えることになっている。

208

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況については、学部・学科単位で扱っている。詳細は、それぞれの項を参照されたい。

209、210

倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内の規制システムの適切性、医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性について、現状において本学に該当するものはなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

196

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係について、本学の長所と問題点は以下の通りである。

(1) 情報センター

本学で行われている研究活動のほとんどが個人研究であるが、情報センター研究員の研究活動もまた個人研究が中心となっており、情報センターのもとで共同研究が行われることもほとんどなかった。情報センターが取り組むべき課題は多々あり、今後はそうした課題に対して共同で研究する体制の構築が望まれる。

一方、本センターの研究員が実施した研究業績は、これまで紀要として「情報科学研究」に編集され、研究成果としての研究論文を発表するとともに、全国の大学に送付されてきた。最近の傾向として、インターネットの普及とともに、研究業績はホームページ等で紹介されることが多くなってきたが、本学ではこのようなホームページを使った紹介は十分されてこなかったため、今後はなるべく早い時期に全文紹介できるようにしていきたい。

(2) 外国語教育研究所

外国語教育研究所における問題点としては、以下のようなものがある。

研究員については本学には外国語教育に関する研究に意欲的な教員は多いものの、通常の授業担当時間数が、研究員になっても通常と変わらないことなどから研究員への応募を見送る例が多い。現状では研究員を最低 7 名として募集しているが、その確保には大変苦勞する状態である。

意思決定組織 運営委員会 運営委員会はおおむね 2 月に一回、人事や重要事項の決定を、企画委員会はおおむね月 1 回、各種講座などの企画に関する事業計画を中心に審議しており、両者の関係は良好である点を評価している。しかし、授業時間等の関係から、委員会を昼休み時間に開催することが恒常化しつつある。議事との関係では審議時間が短すぎ、昼休み時間帯のために審議に十分集中できない。また、本研究所の意思決定組織は本研究所開設当時から変わっていない。しかし、その後学内には数多くの委員会などができ機構も複雑化している。それを考えると、運営委員会と企画委員会の関係も簡素化など見直しが必要なのではないかという点が問題点であると認識している。

外国語教育研究所の機能は「外国語教育研究所規程」によれば「外国語教育の充実発展のため、外国語および外国語としての日本語の教育に関する研究を行ない、あわせて本学における視聴覚教育の向上とその円滑な運営をはかることを目的とする。」とある。現状はそのなかでも「視聴覚教育の向上とその円滑な運営」に力点が置かれていることは評価できると認識している。しかし、近年は国の競争的資金配分により、各種補助金の申請や、学習支援としての各種講座・チャットなどの企画・準備・運営・資格試験の実施などに精力を注ぐ必要が生じてきている。

198

個人研究費、研究旅費の額の適切性については、個人研究費の金額は他の研究助成制度との関係もあり、一律に他大学と比較しにくい面もあるが、本学の個人研究費の額は、私立大学連盟等の統計からみると、ほぼ平均的な額と言えよう。また、資料集表 29 欄は教員 1 人当たりの個人研究費の使用割合を示しているが、本学における個人研究費支給額(41 万円)と対比して、法科大学院法務研究科の利用比率が低いものの、全体的には 95.8% の高い割合で利用されている。

本学の個人研究図書事務室では図書発注のコンピュータシステムを導入しており、教員の個人研究室のコンピュータ端末から同事務室を経由して図書を注文することができ、また研究費の残額を確認することもできるシステムとなっている。

なお、一部の大学では、個人研究費の残額を翌年度に繰り越せる制度が見られるが、本学では繰り越しは行っておらず、単年度での計画的な使用をめざしている。

199

教員個室等の教員個人研究室の整備状況については、本学の個人研究室の面積は他大学と比較して若干狭いと思われる。また、同一学科教員の個人研究室が別フロアに分散する

場合がある点に問題を残す。これは各学部・学科の規模に伴う教員数の違いなどによるものであり、なるべく同一フロアに近づける努力はしている。加えて、冷暖房管理がフロア単位となっており、これを個室単位にする改善が望まれる。これらについては、物理的問題もあるため、完全な問題解消は厳しい。

それを除けば、前述のとおり中央棟に個人研究室のほか学科共同研究室・学部長室・学長室、会議室、事務局、講師室・印刷室、食堂が集約されていることから、学内での教育・研究のほか事務的な処理の利便性は高いと思われる。

日進月歩する PC 環境については、研究室の環境は十分とは言えない部分もあると思われるが、情報センター・教育支援室等が相談に応じる態勢となっている。

201

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性について、長期・短期の学外研究制度と、特別研究休暇制度が設けられているが、実際には両制度ともに人数枠が限られているため、希望者の調整を図ることが大変難しい。なお、これについては 2006 年度より特別研究休暇制度の見直しと規程整備をおこなう全学の委員会が発足し、現在検討作業中である。

202

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性については、本学のいわゆる共同研究助成の種類は他大学に比較して少ないと思われるが、上記の助成制度以外に、本学の専任教員の所属学会が本学を会場に学会を開催する場合に助成金を支給する「学会開催助成」、学術図書を出版する場合に助成金を支給する「学術図書出版助成」の制度がある。いずれも規程に則り、総務課が助成金の支出管理を行っている。

203

科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況については、科学研究費については、最近では若手研究者を中心に採択者が増えてはいるものの、他の文科系大学に比して申請件数が少ないこと、申請および採択者が一部の研究者に限定されてしまうなど、大学全体の底上げには至っていない。

将来の改善・改革に向けた方策

196

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係について、本学の改善・改革へ向けた方策は以下の通りである。

(1) 情報センター

個人研究に加え、例えば情報センターで提示した課題について、学内外との協同研究で取り組むなど、どのような活動を展開し、どのような機能を持たせるかが課題となっている。

る。したがって、情報センター研究員における研究活動をさらに活性化させるため、今後は、課題研究への取り組み 学内外との協同研究の取り組み 知的資産の民間移転について改善・改革を進める必要があり、これらの課題に対して具体的な検討を進めていきたい。

(2) 外国語教育研究所

大学のユニバーサル化を目前にして、大学教育の質が問われる時代であり、外国語教育についての研究も新たな時代を迎えつつある。したがって、今後外国語教育研究所として外国語教育のあり方などについても研究の範囲が広がってきた。しかし現状では、研究員の増加策を検討し、多くの教員に外国語教育研究の機会を提供しなければいけないと考える。そのためには、たとえば、研究員は授業コマの軽減などの積極策の実施を検討し教員がいっそう研究しやすい環境となるように改善に取り組んでいる。

199

教員個室等の教員個人研究室の整備状況については、個人研究室のある中央棟は1981年に竣工し、25年が経過している。この間、個人研究室も汚れ等が目立つようになったため、教員の退職を機会に、春休みを利用してカーペットの張り替え・壁の塗り替え等の改修を行っている。

現在、個人研究室は満室状態にあり、将来の専任教員の増加や客員・交換教員の受入れに対応できないため、本年秋季以降、法科大学院のある教室棟の上層階を改修し、法科大学院教員用の個人研究室を設置する計画である。

202

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性について、最近、問題化している科研費等の助成金の不正使用や研究成果の捏造等については、現状では不正が起きないように担当課で適切な運用に心がけているが、今後はさらなる不正防止および不正が起きてしまった場合の大学での対応について、文部科学省等のガイドラインを参考にしながら制度を整備していく必要がある。

203

科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況について、本学では、補助金申請の強化を図るため本学の特徴を生かし、研究力を目的に沿って組織化・体系化し、その研究成果を大学に蓄積させる必要から以下の施策を行うこととなった。

地域貢献型・実行型シンクタンクとして「地域総合研究所」、「環境共生研究所」の開設また公的リーガルサービスの提供機関としての「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」をそれぞれ平成19年度に開設する予定である。

また、第12章の項目334「教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤の充実度」で触れるとおり、研究奨励を図るため、2007年度から、科学研究費等外部資金

を獲得した場合には、個人研究費の増額（5万円）また、採択に至らなかった場合にも審査評価によっては研究奨励費（50万円）を支給することとした。

外国語学部

外国語学部は各学科の独立性・自治性が高く、そのため各学科により現状等が若干異なるため、ここでは外国語学部各学科で共通する事項を中心に述べる。なお、詳細については外国語学部の各学科の項を参照されたい。

現状の説明

190

論文等研究成果の発表状況について、外国語学部の各教員がそれぞれ著書および学会誌などで活発な発表活動を行っているほか、4学科がそれぞれ学科紀要を年に1～2回発行している。なお、教員個々の各年度における研究業績は、紀要またはホームページ上で公開している。詳細については資料集表 24、別冊「専任教員の教育・研究業績一覧」を参照されたい。

191

国内外の学会での活動状況については、外国語学部の各教員がそれぞれ活発な活動を行っている。たとえば、学部における2005年度の学会等出張旅費の申請が国内で68件、国外で36件であり、専任教員1人当たりでいえば、0.91回である（資料集表 30「専任教員の研究旅費」参照）。個々の教員の活動の詳細については、資料集表 24、別冊「専任教員の教育・研究業績一覧」を参照されたい。

192

当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況については、外国語部の特徴である外国語教育に関する教授法についての研究があげられる。たとえば2006年度には“Program & Staff Development: Improving Teaching”として国際共同研究助成を受けている英語学科の教員を中心とした教育研究、日本では最大のものであるフランス語学科教員を中心とする「フランス語教授法研究会」による教授法研究などである。これらは、獨協大学の特徴の一つである外国語教育に寄与するものであり、有意義な成果を挙げている。

193

研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況については、外国語学部では、2003年から2005年にかけて、産学官連携による共同研究が1件、科研費による研究が申請7件に対し採択1件であった。また学内共同研究費による研究は、2005年で3件（外国語学部教員が中心的に活動をしている外国語教育研究所では8件）である。

194

国際的な共同研究への参加状況については、学科ごとに行われているもののほか、教員が個人的にいくつかの研究に参加している。

195

海外研究拠点の設置状況について、現状において本学部に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

196

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係については、全学的な取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

197

大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係について、現状において本学部に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

198、199

個人研究費、研究旅費の額の適切性、教員個室等の教員研究室の整備状況については、全学的な取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

200

教員の研究時間を確保させる方途の適切性については、外国語学部としては、教員の毎週授業時間数が平均で 12.7 となっており、これに学内の様々な業務が加わるので、過重な負担のために、十分な研究時間を確保させる方途が適切に準備されているとは言いがたい。

201

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性については、大学の項で説明したように、特別研究休暇制度と長期および短期の学外研修制度があるが、特別研究休暇が学部で毎年 2 名、長期学外研修が 4 名、短期研修が 1 名という人数枠であり、総勢 114 名となる外国語学部全体の教員数に対して、6 % 程度の機会となっている。

202

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性について、外国語学部は、2005 年には特別研究として 3 件の交付を受けている。このほかに外国語学部としては草加市との共同研究費を 2004 年度まで受けた。なお、概要については大学の項を参照されたい。

203

科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況については、外国語学部としては、資料集表 30 にあるように、2003 年から 2005 年までに 7 件の

申請があり、そのうち 2003 年度に英語学科からの申請に対する採択が 1 件あった。その他研究助成財団など団体への申請は数件あるものの、採択されたものは、2003 年から 2005 年の間にはない。

204、205、206

学内に確立されているデュアルサポートシステム（基盤(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性、流動研究部門、流動的研究施設の設定・運用の状況、いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性について、現状において本学部該当する事項はなく、問題等は生じていない。

207

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性について、外国語学部は大学から 4 学科それぞれの紀要を年に 1～2 回発行する支援を受けている。さらに全学的制度としては、各教員に対する出版助成制度が存在する。

208

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況について、外国語学部全体としての特筆すべき条件整備はなく、各学科または個人において取り組んでいる。

209、210

倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内の規制システムの適切性、医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性について、現状において本学部該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

190

論文等研究成果の発表状況については、個人差はあるが、学会賞やその他の外部機関の賞を受賞する例もあり、概ね活発と言える。ただし、様々な理由があるにせよ最近の研究成果がほとんどない教員もいることは問題である。

191

国内外の学会での活動状況については、学会の役職を務める教員、国内外の学会で積極的に研究成果の発表をする教員が多数いるが、学会活動をほとんどしていない教員もいることは問題である。

192

当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況については、「フランス語教授法研

研究会」のような獨協大学の特徴の一つである外国語教育に寄与する活動が望まれるが、実際には学内の委員会活動や受験者数確保のための高校訪問など研究以外の業務の増大で、研究活動時間の確保が困難になっている問題がある。

200

教員の研究時間を確保させる方途の適切性については、外国語学部としては、十分な研究時間を確保させる方途が適切でなく、大きな問題を残している。適切な授業時間数と適切な業務負担による相当の研究時間確保を目的として、全学的な問題の検討と改善へ向けた方策の提案をしていきたい。

201

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性については、外国語学部としては、教員数に対して機会が少ない点を、大きな問題と考える。特別研究休暇は外国語学部全体で毎年2名、学外研修（長期）は4名、学内外研修（短期）は1名という人数枠を、4学科の人数構成比で配分するため毎年研修期間を確保できるとは限らない。大学就任後18年目にしてようやく研修期間を確保できたという例もあり、多くの若い教員が長期にわたり順番を待っている。特別研究休暇や短期学外研修などの取得については、受給資格の年齢制限などの条件によって取得できない教員もいることが問題として指摘され、改善されなければならない。

また、前述したように研究時間が十分に取れないほどの授業および業務負担によって、学会・研究会・ワークショップといった短期間の研修機会についてすら、それを確保できない場合があることも、重大な問題であると考えられる。

202

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性については、外国語学部としては、全学的な制度としては評価できるが、なおその利用の拡大が求められる。

203

科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況については、外国語学部としては、科研費の申請および採択件数に問題を残す。また学部の性格上の原因もあるが、産学連携も含めた外部からの研究助成もほとんどない点に、課題があると考えられる。科研費およびその他の研究助成の採択の増加に向けて、その申請に継続的に努力する。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

ドイツ語学科

現状の説明

190

論文等研究成果の発表状況について、ドイツ語学科では年2回、紀要『獨協大学ドイツ語学研究』を発行し、本学科教員の論文等研究成果を発表している。その他、個人の発表状況については、資料集表24、別冊「専任教員の教育・研究業績一覧」を参照されたい。

191

国内外の学会での活動状況について、現在ドイツ語学科の教員が所属している学会は、以下の通りである。

「日本独文学会」, 「日本ドイツ学会」, 「国際政治学会」, 「ドイツ現代史学会」, 「西洋史学会」, 「史学会」, 「歴史学研究会」, 「日本18世紀学会」, 「日本ヘルダー学会」, 「ドイツ語文法理論研究会」, 「世界文学会」, 「社会政策学会」, 「日本労働社会学会」, 「ドイツ労使関係学会(在ドイツ)」, 「美術史学会」, 「日本音楽学会」, 「日本ゲーテ協会」, 「スイス文学研究会」, 「ドイツ教育研究会」, International Musicological Society (国際音楽学会) Gesellschaft für Musikforschung (ドイツ・音楽研究学会) Neue Bachgesellschaft (新バッハ協会) Internationale Heinrich-Schütz-Gesellschaft (国際ハインリヒ・シュツツ協会) OAG、(Deutsche Gesellschaft für Natur- und Völkerkunde Ostasiens) EAJS (European Association for Japanese Studies) 他。

これらの学会で、本学科教員は、国際シンポジウムの委員長(「日本独文学会」)や全国大会実行委員(「日本音楽学会」)、編集委員(「日本労働社会学会」「日本ゲーテ協会」「日本独文学会ドイツ語教育部会」「DaF-Seminar 実行委員」)などを務めている。

192

当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

193

研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況について、本学科では、獨協大学からの助成を受けて行われている以下の2点があげられる。

国際共同研究:「日独語基礎形容詞の意味ネットワークと語彙分類」2003年度から2年間。

特別研究:「本学表現主義文庫その他の表現主義関係資料の研究・分析・批評」2004年度から2年間。

194

国際的な共同研究への参加状況について、現在、ドイツ語圏の5大学(デュースブルク

= エッセン大学・マールブルク大学・ミュンスター大学・ウィーン大学・ブレーメン専門単科大学)と学术交流提携しており、交換教授や客員教授の受け入れも盛んである。そうした交流をもとに、2003年度から2年間、ドイツ語学科の教員を中心に内外の他大学研究者(筑波大学・ミュンスター大学)と共同して、「日独語基礎形容詞の意味ネットワークと語彙分類」という研究課題の国際共同研究が行われた。また、国際的な共同研究として『バッハ全集』編纂プロジェクト("Katalog der Kopisten Johann Sebastian Bachs")に参加した教員もいる。

195

海外研究拠点の設置状況であるが、学科として特定の海外研究拠点を設置していない。しかし、ドイツ語圏の5大学(デュースブルク=エッセン大学・マールブルク大学・ミュンスター大学・ウィーン大学・ブレーメン専門単科大学)との学术交流提携が事実上の海外研究拠点として機能しているといえる。

196

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係については、全学的な取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

197

大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

198、199

個人研究費、研究旅費の額の適切性について、教員個室等の教員研究室の整備状況については、全学的な取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

200

教員の研究時間を確保させる方途の適切性について、ドイツ語学科の専任教員の授業担当は資料集表20に見られるとおり平均12.5(6~7コマ)で、他の私大と比較すると著しく多く、その分研究時間が削減されているのが現状である。さらに、授業負担以外にも、高校からの出張授業依頼や、入試説明会・父母懇談会などの大学行事、ドイツ語学科主催のドイツ語スピーチコンテストの準備、学生のための語学研修(国内・ドイツ)、インターンシップ関連のケア、ドイツ語検定試験のための準備講座など多種多様な業務を分担してこなしているのが現状である。

201

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性については、外国語学部の項を参照されたい。

202

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性について、申請に基づき審査を経て交付されている。ドイツ語学科で得られた共同研究費は2003年度以降以下のとおりである。

国際共同研究助成：「日独語基礎形容詞の意味ネットワークと語彙分類」

2003年度 155万円、 2004年度 145万円

特別研究：「本学表現主義文庫その他の表現主義関係資料の研究・分析・批評」

2004年度 273,002円、 2005年度 1,726,998円。

203

科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況であるが、ドイツ語学科として申請をしたことはないが、個人的に他大学の科学研究費による研究会のメンバーとして参加している教員がいる（例えば、東京藝術大学西洋美術史研究室の科研申請研究「アラテア研究会」、「ドイツ語の心態詞の意味・機能と音声的特徴および日本語との比較・対照」、「CALLによる外国語教育の高度化」など）。

204、205、206

学内に確立されているデュアルサポートシステム（基盤（経常）的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性、流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況、いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

207

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性について、ドイツ語学科では『獨協大学ドイツ語学研究』を年2回発行し、多くの教員が研究論文・研究成果を公表している。また、紀要の発行費用は大学が負担しているため、教員の個人的負担はない。さらに大学には出版助成制度が設けられ、教員の著作の刊行を助成しているなど、概ね適切に運営されている。

208

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況について、ドイツ語学科の紀要は関連領域を有する全国の大学に送付し、また他大学の紀要も送られてきている。紀要については、ドイツ語学科の共同研究室に保管されている。

209、210

倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内の規制システムの適切性、医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

190

論文等研究成果の発表状況について、研究条件が悪化する中で、多くの教員が精力的に研究成果を公表していると評価する。担当授業時間数やその他の業務の負担が軽減され研究時間が確保されれば、論文等研究成果の発表は増大するであろう。

191

国内外の学会での活動状況について、授業負担や学内業務の負担の多さを考慮すると、その割には学会発表や学会活動などをかなり積極的に行っているといえよう。しかし、現状では学期中の授業を休講して学会活動に参加することはきわめて困難な状況にあり、ましてや海外の学会に参加することは、発表者として参加する以外には、ほぼ不可能に近い。さらに滞在日程にも制約があるため、学会を機に海外の研究者との交流を図る機会を逃してしまうという問題がある。

192

当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況について、今のところ特記すべき研究分野での研究活動は行っていないため、今後の改善が求められよう。さまざまな専門領域を持つ教員が集まっているドイツ語学科としては、その特徴を生かした特筆すべき研究分野を追求しうる可能性を持っている。今後は、ドイツ語圏を研究対象とした学際的研究課題を探っていきたい。

193

研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況であるが、今のところ研究プログラムの展開がないが、なお一層積極的に展開されることが期待され改善の余地がある。今後も適宜研究プログラムを作成する努力をしていきたい。

194

国際的な共同研究への参加状況であるが、恒常的ではないが海外の研究者とのコンタクトも多く、共同研究の機会是比较的多い。ドイツ語圏の提携大学との交換教授の制度も国際的な共同研究を促進する要因となっており、概ね適切に運営されているが、今後とも一層積極的に推進すべきであり、そのためには研究時間の確保などを含め、改善の余地がある。

195

海外研究拠点の設置状況であるが、前述したドイツ語圏の5大学との学術交流提携が事実上の海外研究拠点として機能しているが、尚一層の拡充が期待される。現在、さらに複数の大学から提携の申し出があり、検討中である。

200

教員の研究時間を確保させる方途の適切性については、きわめて不適切と評価せざるを得ない。すでに「現状の説明」の部分で説明したように、現在のような過重な授業負担に加えて諸行事への参加が過重に続くと、教員は研究時間を犠牲にして対処せざるを得ず、研究時間の確保は覚束ない。しかも年々夏期研究期間なども著しく減少しており、まとまった研究に取り掛かれないという深刻な問題が浮上している。大幅にかつ速やかに改善される必要がある。

202

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性について、運用は概ね適切になされているが、今後も国際共同研究や学際的な研究を助成するよう枠を拡大するよう努めるべきである。しかし、枠を拡大するのは学科単位では不可能なので、全学的に検討すべきである。

203

科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況については、現在まで学科として申請してはいないが、さまざまな専門領域の研究者を擁するドイツ語学科として、その特徴を生かした学際的研究課題を追求できる立場にあるといえる点が長所と考えられる。教員の授業負担が軽減されれば、補助金や助成金の申請も可能となるであろう。

208

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況について、現状では研究成果の発信・受信は国内に限定され、海外との研究成果の発信・受信は個人レベルに留まっており、改善の余地がある。最近はインターネットを通じて海外の研究成果を個人的に収集することも容易になっていることを考えると、これを通じて、学科としての発信をより積極的に検討していきたいと考えている。

将来の改善・改革に向けた方策

191

国内外の学会での活動状況であるが、前述の問題点をふまえて教員の学会参加をもう少し柔軟にする方策が講じられるべきである。学会活動という名目のもとに教育活動に支障をきたすことを避けるように、年間の最大参加回数などに規定を設けて、教員の研究にとって重要と思われる学会への参加は承認する方向で検討すべきである。

200

教員の研究時間を確保させる方途の適切性であるが、ドイツ語学科としては、一教員あたり最大 5 コマが教員の研究時間を確保するために適切な担当授業コマ数であると考えている。また、研究員や役職者の授業負担の軽減は、きちんと実行されるよう努めるべきで

ある。

英語学科

現状の説明

190

論文等研究成果の発表状況について、英語学科教員の論文等の研究成果は英語学科の紀要『獨協大学英語研究』に英語学科専任教員の業績一覧を掲載し、大学のホームページでも公表している。さらに、英語学科内の教員間の研究活動の一端を発表する機会として、年に数回の「英語学科談話会」を実施していた。

191

国内外の学会での活動状況について、研究発表数や学会の役員としての活動状況までは実数として把握できていないのが現状である。2004年度には、日本学術振興会国際学会等派遣事業に採用が1件あり、2005年度の国内学会出張費申請件数（資料集表30、外国語学部）のうち、英語学科教員の国内学会等出張件数は37件である。海外も含めた学会発表や学会役員としての活動については、資料『専任教員の研究業績一覧表』に示されている通りである。なお、2005年度までは、授業期間中の学会出張は、招聘された場合および発表を伴う場合に制限されていた。

192

当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

193

研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況について、産学官連携による研究（資料集表28参照）、学内共同研究（資料集表31参照）に関しては、2003年度から2005年度に関しては英語学科が該当しているものはない。また、科学研究費への申請（資料集表33）の内、英語学科からの申請・採択状況であるが、2003年度は1件申請し、採択された。2005年度は2件申請したが、採択されなかった。

194

国際的な共同研究への参加状況について、本学科専任教員の多くは、海外の研究者と共同研究を行っており、国内外の学会にて研究成果を積極的に発表している（資料集表24、別冊「専任教員の教育・研究業績一覧」参照）。また、獨協大学国際共同研究助成については、本学科専任教員に関しては過去5年間採択されていないが、2006年度は1件採択されており、その研究成果は国内外の学術雑誌や学内紀要にて公表される予定である。

195

海外研究拠点の設置状況について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

196

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

197

大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

198、199

個人研究費、研究旅費の額の適切性、教員個室等の教員研究室の整備状況については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

200

教員の研究時間を確保させる方途の適切性について、仕事をできるだけ平等に分担し、全教員が、等しく研究時間を持てることが目標だが、担当授業コマ数は5コマが最低必要条件（学部長などの役職者は別）であり、通常それに1コマ以上をプラスした形になっており、さらに大学院や公開講座は、また別枠である。更に近年何かと委員会が多いので、人によっては幾つも兼ねている人がいる。そのため、十分な研究時間が確保されているとは言い難い。

201

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性については、外国語学部の項を参照されたい。

202

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性について、英語学科では、“Program & Staff Development: Improving Teaching” という研究課題で、国際共同研究助成に対して2006年度に応募が1件あり、採択されている（代表者を含み本学科の教員4名とアメリカ、カナダの研究者が参加しており、研究経費の総計は300万円である）。

203

科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況について、資料集表33にあるように、外国語学部に科研費の採択が1件あるが、これは英語学科によるものであり、2003年度から2004年度にまたがって、総計350万円支給されている。なお、研究助成財団からの研究助成は、英語学科の場合、該当するものはない。

204、205、206

学内に確立されているデュアルサポートシステムの運用の適切性、流動研究部門、流動的研究施設の設置、運用の状況、いわゆる「大部門化」等研究組織を弾力化するための措置の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

207

研究論文、研究成果の公表を支援する措置の適切性について、英語学科には紀要『獨協大学英語研究』があり原則として年に2回春季号と秋季号を発行し、専任教員、特任教員、名誉教授いずれも研究論文、研究成果を発表することができる。

208

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備について、本学科では他大学の紀要や関連研究誌を取り寄せ、英語学科共同研究室において教員の便に供している。また本学科専任教員の業績リストについては、本学ホームページ上にて公開されている。

209、210

倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内の規制システムの適切性、医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

190

論文等研究成果の発表状況について、英語学科では自己申告制を取っているため、すべての状況が紀要に網羅されて掲載されているとは言い難い。しかし、全体としてはこのような取り組みは、研究活動の活性化への刺激となっている。英語学科教員の研究発表の場である「談話会」は、この2年ほどは活動があまりされていない。日頃、同僚がどのような研究をしているか知る機会が個人的レベルに終わっているため、互いに異なる専門分野の情報交換の場として貴重であり、また好評であるが、さまざまな委員会の会議が重なることが多く、多数の教員が集まれる日時の確保が難しくなっている。

191

国内外の学会での活動状況について、学会の数も増えている昨今、授業時間の確保という面からある程度の参加制限はやむを得ないことだったかもしれない。しかし、休講した場合の補講制度も設けられており、2005年度まで行われていた授業期間中の学会出張は、招聘された場合および発表を伴う場合という条件のもとでは、他の研究者の発表を聞く機

会も制限されることになり、その点は改善が望まれていたが、2006年度より学会への出張条件が緩和され、発表を伴わない出張も認められるようになった。これは研究活動を活性化するためにも望ましいことである。出張に伴う休講については、補講制度により授業時間数の維持に今後も努めたい。

200

教員の研究時間を確保させる方途の適切性について、教員の研究時間を確保するには、不要不急の委員会は、何時でも廃止するのが、一つの有力な方策である。また入試問題作りをスリム化する方向が打ち出されているが、まだ実感できるまでには到っていない。教員を増やして担当コマ数を減らすことも理屈としては考えられようが、現状の社会情勢ではとても無理である。従って一部の教員に負担がかかり続けるという点が問題である。

202

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性について、国際共同研究助成制度に関して、今回英語学科からの申請が採択されたのは、喜ばしいところである。その成果が期待されると共に、今後継続的にこのような制度が利用されることが、望まれるところである。

203

科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況について、科研費への申請は、2003年度には1件採択されているが、2005年度には2件申請したものの、採択されなかった。申請件数も少なく、従ってまた採択も最小限に留まっていると云わざるを得ない。

将来の改善・改革に向けた方策

190

論文等研究成果の発表状況について、今後も研究成果の公表を呼びかけることにより、教員の研究活動を促すことを継続して行っていく。また、英語学科の「談話会」開催方法を検討し、研究の活性化につなげたい。

フランス語学科

現状の説明

190

論文等研究成果の発表状況について、学科専任教員は、著書、論文、学会報告など、様々な形で研究成果を発表している。また学科では、学科紀要『獨協大学フランス文化研究』を毎年1回発行して、学科専任および兼任教員の研究発表の場としている。なお、業績リストについては大学ホームページにおいても公開している。

191

国内外の学会での活動状況について、学科としては、20 年来、外国語教育研究所と協力し、獨協大学フランス語教授法研究会の企画・運営に当たっている。この研究会は日本フランス語教育学会を上回る約 200 名の参加者があり、この分野では日本最大の研究会である。そのほかには個々の教員が国内外の学会や研究会に所属し、活動している。

192

当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況について、獨協大学フランス語教授法研究会においては、毎年必ず学科教員の一人はフランス語教育に関する研究発表を行っている。また、e-ラーニング教材 MarchéOpus（フランス語初級文法練習）を開発し、本学学生の使用に供している。この教材は上智大学フランス語学科と共同で研究・開発したもので、獨協大学フランス語学科からは4名の専任教員が参加した。

193

研究助成を得て行われている研究プログラムの展開状況について、現在フランス語学科では大学からの特別研究助成を受け、「フランス語教育のためのIT」の研究を専任教員4名で行っている。今年度に中間報告、来年度には最終報告が出される予定である。

194、195

国際的な共同研究への参加状況、海外研究拠点の設置状況について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

196

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係について、フランス語学科は教育・研究の面で獨協大学外国語教育研究所と密接な関係を保っている。まず、LL 担当の教員は、機器操作のためのアシスタントとして同研究所の職員に LL の授業の補佐を行なってもらっており、音声・映像教材の作成・準備も依頼している。また、企画委員を通して外国語教育研究所の様々な企画に関わり、仏検（2 級）の受験準備講座、仏検および TCF（Test de connaissance du français）試験の実施なども行なっている。アテネ・フランセに依頼して実施している学生向けのフランス語講座（オープン・スクール）も今年度秋から外国語教育研究所の管轄になったが、これにもフランス語学科の教員が講座主任として、レベル・内容・教材等の決定に関与している。特にフランス語教授法研究会は、フランス語学科の教員と外国語教育研究所の職員の密接な協力なしには実施できない。さらに、フランス語学科の教員は、毎年最低一人は研究所の研究者となり、個人研究および共同研究を行なっている。共同研究の一つとして Web で使用するフランス語初級文法問題を完成し、本学学生の利用に供しているが、これはフランス語学科と外国語教育研究所、および情報センターの協力の結果である。

197

大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

198、199

個人研究費、研究旅費の額の適切性、教員個室等の教員研究室の整備状況については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

200

教員の研究時間を確保させる方途の適切性について、専任教員は週3日出校し、通常6コマを担当している。役職者の場合には、担当コマ数を軽減している。

201

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性については、外国語学部の項を参照されたい。

202

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性について、フランス語学科では項目193にあるように「フランス語教育のためのIT」という研究課題で大学から特別研究助成を受け、学科の専任教員4名が研究に従事している。

203、204、205、206

科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況、学内的に確立されているデュアルサポートシステム（基盤(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性、流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況、いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

207

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性について、フランス語学科では『獨協大学フランス文化研究』を年1回発行し、多くの教員が研究論文・研究成果を公表している。また、紀要の発行費用は大学が負担しているため、教員の個人的負担はない。さらに大学には出版助成制度が設けられ、教員の著作の刊行を助成しているなど、概ね適切に運営されている。

208

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備について、本学科では他大学の紀要や関連研究誌を取り寄せ、フランス語学科共同研究室において教員の便に供している。また本学科専任教員の業績リストについては、本学ホームページ上にて公開さ

れている。

209、210

倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性、医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性について、現状において本学科独自に該当するものはなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

190

論文等研究成果の発表状況について、紀要やホームページの業績リストへの掲載は教員の任意に委ねられているため、必ずしも網羅的とは言えない。今後、紀要の発行を続けると同時に、研究業績の公開の仕方について検討が必要である。

191

国内外の学会での活動状況について、獨協大学フランス語教授法研究会は参加者に対して毎年アンケートを行っているが、非常に高い評価を得ている。時間が20分しかなく一方的な発表となる学会と異なり、分科会は1時間30分あり、実質的な意見交換が行われるワークショップであることがその最大の理由である。この方式は今後とも継続していきたい。一方、交通の便を考えて会場は都内の語学学校（アテネ・フランセ）を使用しているが、設備の関係でインターネットが使用出来ないことに対しては不満が寄せられている。インターネットを利用した研究・教育は今後急速に増加するとおもわれるので、この点が今後の検討課題であるといえる。

192

当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況について、前述したe-ラーニング教材 MarchéOpus は初級文法の全てをカバーし、問題数1700にのぼる膨大なものである。全ての文に音声をつけているので、学生は文法だけでなく、聴解能力も伸ばせるようになっている。また、経験から、学生が戸惑うであろうと思われる文法項目には細かい解説をつけ、分からない語のためには辞書機能もつけているので、自律学習を助けるためのフランス語教材としては日本でも最も進んだものと言えるであろう。当初は学内LANでしか利用できなかったが、現在ではVNP接続をすることによって自宅からでもアクセスできるようになり、利便性は大きく高まった。問題点は、学生にその存在があまり知られていないことである。文法担当の教員を通して、年度当初に説明のプリントを配布しているが、それでは十分ではない。また、サイトが外国語教育研究所のサイト中にあり、到達するためにいくつかのサイトを通らなければならないことも理由であると思われ、改善が求められる。

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係について、長い間に悪い点を徐々に改善してきた結果、全体的に見て、現在は非常に密接で良好な関係にあると言える。しかし、学内 LAN を利用した WEB 教材作成などのように、外国語教育研究所と情報センターという 2 つの機関の協力が必要な場合がでてくると、事務的手続き、作業分担などの面でとたんに複雑になる。今後、WEB を利用した教材の開発は確実に多くなるので、この点の改善が望まれる。研究面では、これまで毎年必ず学科教員一人は外国語教育研究所の研究員になっていたのだが、数年前から応募する人がなかなかいない。一つには、研究員になっても、15 万円の研究費がでるだけで、担当授業時間数の面でも、役職の面でも何のメリットもないからである。表向きは、研究員は担当授業時間数 4 コマでよく、各種委員会の仕事も免除されることになっているが、教員数が削減される一方で、委員会の数が増えている現状では、規則どおりの待遇を要求することは同僚に負担を強いることになる。したがって、若手教員は研究員になることを躊躇するようになり、この点の検討と改善が求められる。

教員の研究時間を確保させる方途の適切性について、セメスター制の導入により採点評価が年 2 回になったこと、学科内外の各種委員会が多いことにより時間を取られ、研究時間の確保が容易ではない点が問題である。特に、委員会活動の見直し、簡略化が緊急の課題といえる。

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性について、学内において各種の研究助成制度が設けられ、その運用も適切に行われている。今後は制度の拡充に向けて全学的な検討をさらに推し進めるべきである。

将来の改善・改革に向けた方策

国内外の学会での活動状況について、獨協大学フランス語教授法研究会については、来年度に新しい教室棟が完成すると、インターネット・映像関係の設備が整った教室が出来るので、獨協大学で開催することも一案である。しかし、参加者が大幅に減少すると予想されるので、共催者である日本フランス語教育学会、フランス大使館の意見も聞き、総合的に判断すべきである。

当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況について、上述の MarchéOpus へのアクセスを容易にするために、すでにフランス語学科のホームページの目立つところにリンクを張っている。また、教室内でも一回プリントを配布しただけで終わりにせず、各文

法項目を学習するごとに MarchéOpus での復習を絶えず進めたい。また、MarchéOpus II (フランス語中級文法問題) の研究・開発のスピードを速める必要がある。

196

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係であるが、次年度に新教室棟が完成し外国語教育研究所が移転することになっているが、それに伴って新たな協力関係が必要になってくる。まず、外国語教育研究所の管理するゾーンの中に、言語別の ICR (International Communication Room)ができるからである。これは、たとえば日本語を使わず、フランス語だけを使うヴァーチャルな外国空間を目指したものであるが、外国語教育研究所のスタッフ数からみて、教員の協力無しでは運営できない。実際に週何時間かは ICR に顔を出すと、学生の自律学習を助けるためのさまざまな情報を収集し・提供するなど、フランス語学科が ICR を利用していかに学生にフランスとフランス語学習に興味を持たせるかということについて、学科内でも真剣な検討が必要である。外国語教育研究所と情報センターが関係する研究については、両機関が新教室棟へ移転すると垣根は今より緩やかになると思われるので、経験を積むことによって改善されると思われる。外国語教育研究所の研究員に応募する気を起こさせるためには、何らかの積極策を講じて、担当授業時間数を軽減することなどが不可欠である。

言語文化学科

現状の説明

190

論文等研究成果の発表状況について、学科専任教員は、著書、論文、学会報告など、様々な形で研究成果を発表している。また学科では、学科紀要『マテシス・ウニヴェルサリス』を毎年発行して、学科専任および兼任教員の研究発表の場としている。なお、業績リストについては大学ホームページにおいても公開している。

191

国内外の学会での活動状況については、教員各自が多数の国内の学会に所属し、各研究分野に応じて国外の学会にも所属し、活発に研究しており、現在まで特に問題等は生じていない。

192

当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

193

研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況について、現在学科所属教員が中心

となって研究助成を得て行われる研究プログラムは特はない。

194

国際的な共同研究への参加状況について、本学科にはカナダ Waterloo Univ. を中心とする SD Space-Time-Matter Consortium にて、国際共同研究、情報交換、国際会議参加などの活動をしている教員がいる。

また、南山大学宗教文化研究所の教授を責任者とする国際共同研究「日本思想の各国言語ソースブックの作製」に参加している教員がいる。

しかし、大半は国際的な共同研究を組織し、もしくは参加するにあたっての時間的余裕を所属教員各自がなかなか持ち得ないというのが実状である。

195

海外研究拠点の設置状況について、現状において本学科独自にはそのような拠点は無い。しかし、本学科としては大学全体としての研究協力提携組織以外に、学科独自の海外拠点、特に中国・韓国・ハワイ・ヨーロッパに研究拠点を設ける必要があると考えている。

196、197

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係、大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

198、199

個人研究費、研究旅費の額の適切性、教員個室等の教員研究室の整備状況については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

200

教員の研究時間を確保させる方途の適切性について、専任教員は会議日を含めて出講日を3日、担当講義コマは5コマを最低限（申し合わせとして10コマを上限）とするというのが大学全体の基準となっている。それ以外の方途はない。

201

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性については、外国語学部の項を参照されたい。

202

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性について、制度の概要については大学の項を参照されたい。なお、本学科では共同研究費の運用は現在のところなされていない。

203

科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況について、本学科では毎年数件申請をしているが、現在までに採択されたものはない。学科としての研究活動を考えた場合、これは問題である。

204、205、206

学内的に確立されているデュアルサポートシステム（基盤(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性、流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況、いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

207

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性について、現状では項目 190 で述べた学科の紀要を発行（年2回）することにより、研究論文・研究成果の公表を支援するにとどまる。

208

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況について、本学科の紀要は各大学に発送されており、また各大学の紀要等の研究成果が送付されてきている。保管場所としては図書館や共同研究室などがある。

209、210

倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性、医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

193

研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況について、他大学・組織の研究プログラムに参加している所属教員はいるが、学科所属教員が中心となって研究助成を得て行われる研究プログラムがない状態は、学科が研究機関としては機能していない事を示しており、問題である。

200

教員の研究時間を確保させる方途の適切性について、現実には大多数の専任教員が6コマ以上を担当しており、特に外国語教育に携わる教員は恒常的に7~8コマを担当するのが現状である。また、特に学科長・教務委員を始めとする役職者、外国語教育（日本語教育

含む)に関わる教員、教職課程担当教員、スポーツレクリエーション担当教員、カウンセリングセンター担当教員等、学科所属教員の3分の2以上の教員が恒常的に週4日以上出校せざるを得ず、その他に各種委員会への出席・入試問題の作成等の業務担当の義務の増加、セメスター実施による休暇期間の減少などの現象を含めると、研究時間の確保が充分になされているとは言い難い。

202

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性について、学科としての共同研究費がないことが、学科としての共同研究がなし得ないことに通じており、適切でない。

207

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性について、学科紀要に関する支出のみでは学科としての「研究論文・研究成果の公表を支援する措置」としては不十分である。学科としての叢書の発行等についての必要性は懸案事項であり、予算措置の申請をしているが実現していない。

208

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況について、特に図書館や共同研究室など受信施設の規模は充分でなく、その他の条件整備もあまり進んでいない。

将来の改善・改革に向けた方策

200

教員の研究時間を確保させる方途の適切性について、学科としては特に方策を設けることができない。教員(兼任も含む)の補充による担当コマ数の減少、委員会参加・入試問題作成等の業務の減少を大学全体の課題として働きかけていく。現在は2007年度の学科所属教員担当コマをできるだけ減らす方向で時間割編成をしている。

経済学部(経済学科・経営学科)

現状の説明

190

【論文等研究成果の発表状況】

資料集表24・25(別冊「専任教員の教育・研究業績一覧」)のようになっている。なお、経済学部としては紀要『獨協経済』を発行している。

191

【国内外の学会での活動状況】

上記については、資料集表 24・25（別冊「専任教員の教育・研究業績一覧」）および資料集表 26 を参照されたい。

192

【当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況】

国際経済分野での研究者を多く揃えており、この教員スタッフを中心に「国際経済コーパス研究会」を 2003 年から定期的開催している。

193

【研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況】

本学には全学的な研究活動活性化のための学内研究助成として、「特別研究助成(個人)」「特別研究助成(共同)」「国際共同研究助成」の 3 つの制度が設けられている。2001 年度以降で、経済学部教員が研究代表者を務めた「特別研究助成費」は次の共同研究 1 件がある。「国際共同研究助成費」については、項目 194 に述べる。

研究期間	研究テーマ
2001 年度	地域における河川水質改善に対する社会経済的評価に関する研究

また、地域問題関連テーマについて行われている研究を対象として、本学と草加市が研究助成する「草加市助成共同研究」があり、2001 年度以降、経済学部教員が研究代表者を務めた「草加市助成共同研究」は以下の 2 件である。

研究期間	研究テーマ
2004～2005 年度	草加市におけるベンチャー企業の実態調査と今後の育成支援施策
2006～2007 年度	草加市内の NPO の成果、課題及び草加市との協働のあり方についての研究

194

【国際的な共同研究への参加状況】

本学には海外の研究者との共同研究を促進し、国際的な学術交流と発展に寄与するために「国際共同研究助成」制度が設けられている。2001 年度以降、経済学部教員が研究代表者を務めた国際共同研究には次の 2 件がある。

研究期間	研究テーマ
2002～2003 年度	アメリカの所得格差のマクロ的影響に関する国際比較研究
2003～2004 年度	都市および地域活性化の国際比較 新経済社会システムの姿と方向

195

【海外研究拠点の設置状況】

上記について、現状において本学部該当する事項はない。

196

【附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係】

本学には情報センターと外国語教育研究所の 2 つの研究所が附置されているが、経済学部は情報センターとの関係が深く、毎年度複数名の学部教員が研究員を務めている。情報センター研究員は、予め届け出た研究を行うために、センターの施設機器・図書および資料などの利用について特別の便宜を受けることができる。その一方で毎年度、研究会にて研究テーマに関する発表を行うことと、年度末までに研究成果を提出することが義務づけられている。また研究成果は情報センター紀要『情報科学研究』において公表されている。経済学部所属の情報センター研究員の活動状況（2001 年度以降）は、次表のとおりである。

年度	所属学科	研究テーマ
2006	経営	企業の新製品開発と組織能力
	経営	教育における携帯電話の有効利用に関する研究
	経営	マルチエージェントによる金融市場における投資行動とリスク管理手法の提案
	経済	東アジアにおける経済統合の可能性
2005	経営	キャッシュフロー情報に関する諸問題の検討
	経営	マルチエージェントシステムにおける相互作用から創発する協調行動の一手法
	経営	オープンな形態のデジタルレファレンスサービスに関する研究
	経済	協力についての経済実験
	経営	企業の新製品開発と組織能力
	経営	教育における携帯電話の有効利用に関する研究
2004	経営	自動車産業の IT 化と企業業績との関連性
	経営	動画のネットワーク配信に関する研究
	経営	マルチエージェントシステムにおける相互作用から創発する協調行動の一手法

	経営	オープンな形態のデジタルレファレンスサービスに関する研究
	経営	キャッシュフロー情報に関する諸問題の検討
	経済	協力についての経済実験
2003	経営	自動車産業のIT化と企業業績との関連性
	経営	デジタルレファレンスサービスに関する研究
	経営	Webベースのマルチメディア教材作成およびソフトウェアの研究
	経済	中・韓両国の学外市場に対する輸出競争力の比較分析
	経営	動画のネットワーク配信に関する研究
2002	経営	業績評価指標の適用可能性の検討
	経営	自動車産業の情報化
	経営	インターネット対応マルチメディア教材作成支援システムの研究
	経営	教材用ビデオデータのPCを利用した配信についての研究
2001	経営	業績評価指標の適用可能性の検討
	経営	自動車産業の情報化
	経営	インターネット対応マルチメディア教材作成支援システムの研究
	経営	教材用ビデオデータのPCを利用した配信についての研究

(注) 印は当該所属教員が主任研究員を務めている。

197

【大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係】
現状において本学部に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

198、199

【個人研究費、研究旅費の額の適切性】、【教員個室等の教員研究室の整備状況】
上記については、全学的取り組みの中で扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

200

【教員の研究時間を確保させる方途の適切性】

各種委員会などの学内事務の増大に伴い、多くの教員の研究時間が圧迫されつつあるのが現状である。

201

【研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性】

まず教員の学外研修制度に関して長期研修（1年）と短期研修（3～6ヶ月）に分類される。長期研修は、国外が主たるものであるが、国内の他大学や研究機関などで研修を行うこともできる。2001年度から2005年度の間経済学部の専任教員が長期研修を利用した者は4名であった。また、この間に特別研究休暇（サバティカル）を利用した教員数は2名であった。

202

【共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性】

共同研究費を制度化していないのが現状であるが、現在まで特に問題等は生じていない。

203

【科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況】

上記については資料集表 33、34 のようになっている。

204、205、206

【学内に確立されているデュアルサポートシステム（基盤（経常）的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性】、【流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況】、【いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性】

上記については、現状において本学部該当する事項はなく、問題等は生じていない。

207

【研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性】

経済学部では年間予算として 300～450 万円程度を計上して紀要『獨協経済』を刊行し、所属教員の発表を支援している。また、経済学会では学部広報誌『Network 経済』を年 2 回発行し、経済学部独自の教育研究への取り組みを学内外に向けて公表しており、春号では各年度のファカルティメンバーの業績一覧（著書、論文、翻訳・書評・その他、学会・研究会報告）を掲載している。その他、各教員の自発的な研究成果の公表活動に委ねられているのが現状である。

208

【国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況】

経済学部では学部教員の学術研究発表の手段としては紀要『獨協経済』を刊行しており、紀要『獨協経済』の発行は年 3 回の発行を原則としている。これを約 286 の大学および研究機関に送付することで掲載論文を公表している。また国内外の大学や研究機関の研究成果の受信については、他大学紀要の寄贈、学術雑誌の継続購入、そして電子ジャーナルの整備等、図書館がその機能を担っている。

209、210

【倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性】、【医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性】

上記については、現状において本学部独自に該当するものはなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

190

【論文等研究成果の発表状況】

各教員が専門とする研究領域の特性に依存するところもあるので、統一された基準を用いて評価することは難しい面もあるが、教員によって研究成果の発表における積極性にばらつきがみられる点は指摘できる。なお、紀要『獨協経済』については、論文、研究ノート、資料、書評などの分類があるが、専門領域の相違から論文の質的内容についてのチェックが必ずしも厳格に行われてきたとはいえない。もちろん、経済学部には経済学部長を委員長とする6名程度で構成される紀要委員会が存在するが、その役割は主として論文の配列順位の決定、ジャンルの決定くらいであるので、論文の質的内容についての議論は行われていない。

191

【国内外の学会での活動状況】

国内での学会における活動と比較して、海外での学会活動があまり多くみられない点が指摘できる。ただし、各教員の研究分野によって国内が拠点となるものや海外に主たる研究拠点を持つものがあるといった差異が存在する点に注意する必要がある。

192

【当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況】

国際経済関連の教員スタッフが充実している一方、これを時代の要請に応じた先端的研究プロジェクトなど大きな研究成果が期待される分野に投入するといった試みもなく、十分に活用されていない。また、今後発展が期待される他の研究領域での集中的な教員スタッフの獲得が戦略的になされていない。

193

【研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況】

「草加市助成共同研究」については、大学の地域貢献という観点から草加市や近隣の自治体、および埼玉・北関東エリアの社会経済問題にかかわる研究課題をより積極的に取り上げる姿勢があってもよいと思われる。

194

【国際的な共同研究への参加状況】

「国際共同研究助成」が効果的に活用されており、一定の研究成果をあげている。ただし研究成果の発信が充分でないという点で問題がある。

195

【海外研究拠点の設置状況】

学部として今後貿易問題や軍事問題・環境問題などの国際的・現代的・学際的課題に関する研究を積極的に推進していくことを考える場合、国際共同研究を実施するための基盤となる海外研究拠点を設置する必要性は高いといえる。学部内の研究資源と相互補完的になりうるような海外研究拠点の創設を検討する必要がある。

196

【附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係】

情報センターと経済学部との関係について、研究活動において情報機器の使用が必須である場合、情報センターの研究者になることによってその便宜が図られ、研究が進展するという大きなメリットがある。また研究者には年1回の論文の執筆が義務付けられているため、研究者となることは研究業績の蓄積につながる。

情報センター開設当初には計算機、コンピュータの普及という趣旨から幅広い研究課題が研究対象となっており、計算処理だけでなく、コンピュータ教育、情報教育、その他学部教員の研究もコンピュータを利用することで成果を得ることができた。そして、それが全学的なコンピュータの利用を促進する一因ともなった。このところ経済学部教員が主任研究者を務めるなど情報センターと連携した研究活動において主導的な役割を果たしていることは評価されるが、コンピュータが広く普及し、いかなる研究においてもコンピュータの使用が一般的になった現在、経済学部が情報センターでの研究や教育支援にどのような貢献、成果を挙げることができるかが今後の課題である。

200

【教員の研究時間を確保させる方途の適切性】

学内委員会などの数が教員スタッフの人数と比較して多過ぎるきらいがあり、教員一人が複数の委員会に参加せざるを得なくなっている。これが必然的に研究時間へのしわ寄せをもたらしていることが問題である。対策としては、膨張した学内委員会を整理するなど、教員1人当たりの学内事務負担を軽減する措置をとる必要がある。また同時に委員会や教授会などの意思決定手続きの簡素化も検討したい。

201

【研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性】

短期・長期の研修システムの運用によって研修機会が一定程度確保されていると考えられる。特に国外長期研修は比較的充実しており、学部では最近年齢にとらわれずに決定されている点はよいことと思われる。ただし、学内事務などとの関係で長期研修を実施するタイミングをずらさざるを得ないということも若干生じており、教員が自己の研究計画の中で効果的に研修機会を獲得できるような配慮も必要であろう。

203

【科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況】

申請に対する積極性に教員間の差異がみられる点、および総じて申請および採択の件数

は決して多いとは言えないといった点が指摘できるだろう。申請なくして採択はないことから、まずは各教員に申請を促す方策が必要である。本学では2006年度に、科研費に申請したものの採択に至らなかった研究について、大きな成果が期待される場合には学内で追加的に研究費を支給する制度を発足させている。その効果を今後検証したうえで、さらに何らかの措置が必要かどうかを考える必要がある。

207

【研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性】

2001～2005年度には紀要『獨協経済』は第74～81号が、そして2006年度には8月に第82号が刊行されたが、定期的に刊行できていない。また『Network 経済』については、2001年春号が創刊されてから、2005年秋号まで年2回春・秋の刊行を行ってきた。『Network 経済』は教員間の情報交換の媒体として学内的には高い評価がある一方で、学外的には対象とする読者や刊行目的などが曖昧になっているとの課題も出ている。

今後は定期的な発行を目標に、投稿規程の整備等を行う、研究会との連携を図って質の向上を図る、専任教員に投稿を義務化する、などの方策を検討することが必要である。また『Network 経済』は、経済学部としての教育研究活動がわかりやすく紹介されているという点では学内外から関心が寄せられており、これからは経済学部の広報誌としての役割が期待される。これに対しては、編集委員会を制度化し出版・編集方針を明確化して、その役割を拡大していく必要があるだろう。

その他、海外での学会における研究発表を促進するような措置としては、学会発表のための海外出張の旅費をまかなうための「特別研究旅費」という予算項目を創設し、教員が個人研究費から支出をせずすむようなかたちで支援する方策が講じられてもよい。

208

【国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況】

紀要『獨協経済』については項目207で述べた通りである。国内外の大学や研究機関の研究成果の受信については、近年学部教員の意見を反映させて、図書館に整備される学術雑誌や電子ジャーナルが充実してきたことは評価される。しかしながら、洋雑誌の価格高騰によって予算が逼迫してきており、今後は必要な研究成果の受信に支障が出るのが懸念させる。

将来の改善・改革に向けた方策

190

【論文等研究成果の発表状況】

各教員による成果発表をより一層促進する必要があるという観点から、まず学内での研究会の拡充が必要であろう。これはコースごとに公式なもの、有志による自発的なものを含めて複数立ち上げていくことが考えられる。また、学外研究者との交流を深めるために、ワークショップのような形式による研究発表や議論の場を設定することにより、学内の教

員に刺激を与え、また研究活動を活発にすることができるであろう。なお、紀要については、審査基準の厳格化が必要であることから、例えば学内教員による査読のみならず外部の研究者による査読のシステムを導入するよう検討したい。

201

【研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性】

まず長期研修は若い教員ができるだけ留学の機会をもち、年配者はできるだけ回数を増やして短期の留学に行けるといった運用方法を検討する必要がある。また特別研究休暇については、専任教員は要件満了ごとにこの制度を利用できるようにするほか、6ヶ月の制度も設けたほうがよい。もちろん、休暇中の研究成果は何らかの形で発表することを義務付けることも必要である。

法学部（法律学科・国際関係法学科）

大学は、教育機関として学生等を受け入れ人材育成に当たることを重要な使命としているが、同時に、研究機関として学術の進歩に貢献する使命を負っている。大学における学術研究は、それ自体として大きな意味を有するが、学生教育に際して専門教育および教養教育の水準を高めることにもつながり、地域社会・産業界への大学の貢献の基礎となり、さらに教員個人の社会的活動の基礎をなすものである。

本学は、その創設者天野貞祐が「学問を通じての人間形成」を基本理念としたが、そこにおける「学問」の意義は、単に既存・既成の固定的な学問の成果ということにとどまらず、大学の構成員である教員及び学生が学問研究を通じて新たな成果を生み出すことをも意味しているのであり、本学の基本理念は、研究活動について明確な位置づけを与えていることになる。

本学部においては、このような意義付けの下で、各教員が個々の立場でまた組織的に研究業績を上げている。また、研究活動に対する研究費・研究時間確保策などがとられている。

現状の説明

190

論文等研究成果の発表状況について、資料集表 24、別冊「専任教員の教育・研究業績一覧」に示されたとおりである。また、これ以外に法学部では、独自に、在籍教員全員について毎年度『獨協法学』誌上において「法学会会員研究活動報告」が公表されている。これは、「1 著書・編著、2 論文、3 判例研究・批評、4 書評、5 翻訳、6 座談会・シンポジウム・報告書その他、7 学会活動」について各教員の活動状況を明らかにするものである。例えば、2005 年 4 月から 2006 年 3 月までの活動状況については、2006 年 4 月に入ってから編集作業に入った『獨協法学』誌において公表される。それに従えば、著書（共著を含む）及び論文の形での研究活動については、最近 5 年間は次のようになっている（参考の

ために教員数を付加する。

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
著書（共著を含む）	30	23	16	18	12
論文	43	41	27	30	35
教員数	27	30	25	26	28

191

国内外の学会での活動状況について、やはり『獨協法学』での「法学会会員研究活動報告」に従えば次のようになっている。

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
国内学会・シンポジウム等	22	12	17	22	18
国際学会・シンポジウム	1	3	3	5	4

192

当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況について、本学部では現在までのところ特筆すべき分野は存在しない。

193

研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況について、法学部の状況は以下の表の通りとなっている。なお、制度概要については、大学の項を参照されたい。

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
獨協大学による研究助成	1	1	0	1	1
科学研究費 等他機関による研究助成	0	0	1	2	0

194

国際的な共同研究への参加状況について、法学部の状況は以下の表の通りとなっている。

なお、制度概要については、大学の項を参照されたい。

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
国際研究助成	1	2	1	1	1

195

海外研究拠点の設置状況について、本学部では特定の研究拠点は設置していない。

196

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係について、本学の附置研究機関としては外国語教育研究所及び情報センターがあるが、いずれも法学部とは密接な関係はなかったところ、2007年度にむけて地域総合研究所の設置が進められている。

197

大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係について、現状において本学部該当する事項はなく、問題等は生じていない。

198、199

個人研究費、研究旅費の額の適切性、教員個室等の教員研究室の整備状況については、全学的取り組みとして扱っている。詳細は、大学の項を参照されたい。

200

教員の研究時間を確保させる方途の適切性について、本学では、講義科目は1日2コマを目途とする授業配置方策を採用している。また、もっとも担当科目の多い場合でも週7コマとなっている。

201

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性について、本学では、短期学外研修、長期学外研修及び特別研究休暇の制度が設けられているが、各年度におけるこうした制度利用の現状は次のとおりである。なお、制度概要については、大学の項を参照されたい。

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
長期在外研究	1	1	1	0	1
短期在外研究	1	1	0	0	0
特別研究休暇	1	0	1	1	1

202

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性について、本学では、大学の項目 194 で述べられている特別研究助成（共同）の制度が存在している。本学部における利用状況については、次のとおりである（継続助成されている場合には、採択年度のみならず、継続年度についても計上した。）。

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
特別研究助成 （共同）	1	1	0	0	0
国際共同研究 助成	1	2	1	1	1

203

科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況について、本学部の科学研究費補助金への申請及び採択状況は次のようになっている。

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
申請	0	2	2	2	0
採択	0	0	1	2	0

204、205、206

学内に確立されているデュアルサポートシステム（基盤(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性、流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況、いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

207

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性について、本学部では、研究成果を発表する紀要として『獨協法学』が年3回発行されている。『獨協法学』は、定評ある学術誌として評価を受けているが、法学部在籍教員は、特に費用を負担することなく、同誌にその研究成果を発表することができる。また、大学全体としては出版助成制度が整備されており、教員個人の研究成果を公表する支援もなされている。こうした助成の成果と学部の研究論文・研究成果の公表状況は、以下のようなものとなっている。

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
『獨協法学』 掲載論文数	15	12	14	25	18
出版助成を得 た著書数	1	1	0	0	1

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備について、『獨協法学』を全国の大学法学部等に送信している。2006 年秋の時点で、送付先機関数（1 大学内の複数部署に送付する場合もあるが原則 1 件と数える、国立国会図書館等の大学以外の機関も含む）は 268 箇所、総発送部数は 360 部である。これに対応する形で、各大学の紀要を収集することが可能になっている。こうした各大学の紀要は、有力商業雑誌とともに共同研究室において展示され、学術的成果を直ちに受信できるようになっている。

209、210

倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性、医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性について、現状において本学部該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

190

論文等研究成果の発表状況について、全体としては毎年旺盛な論文・著書の発表が行われており、各教員の努力によるところが大きい。本学部においては、全教員が毎年度の業績を『獨協法学』誌上において明らかにすることになっており、今後もこうした制度を堅持することが必要であると考えている。

191

国内外の学会での活動状況について、国内学会に関して旺盛な活動状況という評価が可能である。海外学会における活動状況については活発とは言い難いが、これはそもそも法学・政治学が国内需要を中心とした学会活動であることが関連している。国際学会への参加については、とりわけ授業期間中の一定期間の休講措置との関係で問題があり、従来は原則として学会での報告予定者のみに許可するという厳格な方策をとっていた。しかしながら、研究内容及び研究活動の国際化等の観点から、教員の海外学会での活動を過度に阻害しないように、研究活動上、当該国際学会参加の必要性の観点から個別に判断・許可する方向がとられることとなった。しかし、学会旅費については、国内学会への参加には十分であるにしても国際学会への参加にはきわめて不十分であり、報告者として参加する場合には学内的に援助が得られるなどの何らかの特別措置が望まれる。

195

海外研究拠点の設置状況についてであるが、これについては、本学部教員を中心にしてフランス国立学術研究機関（CNRS : Centre National de la Recherche Scientifique）東アジア研究所（リヨン : L Institut d Asie Orientale, Lyon）との学術交流協定が 2006 年 5 月に締結された。この結果、今後は同研究所がフランスにおける研究拠点となること

が期待される。

196

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係についてであるが、これについては、本学のこれまでの附置研究所が外国語教育研究所及び情報センターという法律学・政治学との関連性が乏しい研究所であったため、十分密接な活動を行うことがなかった。これに対して、2007年度には地域総合研究所の創設が予定されており、これについては法律学・政治学担当者のイニシアチブにより創設されることになっている。

200

教員の研究時間を確保させる方途の適切性については、平常時における研究時間において私立大学としては平均的な時間確保がなされているものと考えられるが、学内の各種委員会の削減による共同研究会の時間確保が必要であるとも考えている。

201

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性については、本学の学外研修制度は、長期の場合、現実には1年間にとどまり、事実上延長が困難になりつつあることが問題である。学外研修においては語学の問題もあり2年間としている大学も多くある状況に鑑み、近時の本学の制度はやや研究者にきびしいものとなっている。

202

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性について、現在の共同研究費が十分に利用されていないことが明らかになっている。学部内における共同体制の構築、例えば共同研究会の組織化が有益であり、必要になってくる。

203

科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況について、十分なものであるという評価は困難である。そもそも申請が一定の実績のある特定の研究者に偏っている観があり、またそれに伴って採択も特定研究者に偏っている。とりわけ本学部と比較的多くいる若手研究者の積極的姿勢が望まれる。

207、208

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性、国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備について、現況により相当充実したものとなっていると考えられる。とりわけ、機関誌である『獨協法学』の年3回の定期刊行によりタイムリーな問題に対応した論文も発表しやすくなっている。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

大学院

現状の説明

211、212

論文等研究成果の発表状況、国内外の学会での活動状況については、各研究科・専攻単位で扱っている。詳細は、それぞれの項を参照されたい。

213、214

当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況、研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況について、本大学院の担当教員は全て学部所属となっているため、大学院独自のものがあれば、各研究科・専攻の項に記す。制度の概要については、大学の項目 193、194 を参照されたい。

215、216

国際的な共同研究への参加状況、海外研究拠点の設置状況については、各研究科・専攻単位で扱っている。詳細は、それぞれの項を参照されたい。

217

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係について、本大学院独自には研究所を附置しておらず、大学全体として研究所を附置している。附置研究所の詳細については、大学の項目 196 を参照されたい。

218

大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係について、現状において本大学院に該当する事項はなく、特に問題等は生じていない。

219、220

個人研究費、研究旅費の額の適切性、教員個室等の教員研究室の整備状況について、本大学院の担当教員は全て学部所属となっているため、大学院独自のものはない。なお、制度の概要については、大学の項目 198、199 を参照されたい。

221

教員の研究時間を確保させる方途の適切性については、各研究科・専攻にて扱っている。詳細は、それぞれの項を参照されたい。

222、223、224

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性、共同研究費の制度化の状況とそ

の運用の適切性、科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況について、本大学院の担当教員は全て学部所属となっているため、大学院独自のものがあれば、各研究科・専攻の項に記す。制度の概要については、大学の項目 201、202 を参照されたい。また、それぞれの状況については各研究科・専攻の項を参照されたい。

225、226、227

学内的に確立されているデュアルサポートシステム（基盤(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性、流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況、いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性について、現状において本大学院に該当する事項はなく、特に問題等は生じていない。

228

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性について、本大学院の担当教員は全て学部所属となっているため、大学院独自のものがあれば、各研究科・専攻にて記す。なお、制度の概要については、大学の項目 207 を参照されたい。また、それぞれの状況については各研究科・専攻の項を参照されたい。

229

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況については、各研究科・専攻単位で扱っている。詳細は、それぞれの項を参照されたい。

230、231

倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性、医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性について、現状において本大学院に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

法学研究科（法律学専攻）

現状の説明

211、212

論文等研究成果の発表状況、国内外の学会での活動状況について、本研究科の担当教員は法学部教員と兼任の為、とくに研究科として分けて考えていない。担当教員の発表状況については、資料集表 24、別冊「専任教員の教育・研究業績一覧」の法学部（大学院担当教員）の項を参照されたい。

213

当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

214、215

研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況、国際的な共同研究への参加状況については、法学研究科が独自に取り組んでいる事項はない。本研究科の担当教員は全て法学部に所属しており、そうした研究は特に学部・研究科を問わず行われている。したがって、詳細は法学部の項目 193、194 を参照されたい。

216

海外研究拠点の設置状況について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

217

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係について、本学には外国語教育研究所と情報センターが研究所として設置されているが、現在までこれらの研究所と本研究科との間に密接な関係はなかった。

しかし、2007 年度には、地域総合研究所の設置が予定され、本研究科においては研究員の派遣、および研究成果の発揮が期待されている。

218

大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

219、220

個人研究費、研究旅費の額の適切性、教員個室等の教員研究室の整備状況について、本研究科担当教員は全て法学部所属の教員でありであり、それらについて独自のものは無い。詳細は、大学の項目 198、199 を参照されたい。

221

教員の研究時間を確保させる方途の適切性については、教員によってかなり差がある。学部の担当科目が多い教員が大学院でもいくつかの科目を担当している場合、あるいは役職等のため多くの会議に出席する場合は、研究時間が確保できないとの不満が出されている。

222

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性について、本学には大学院担当の有無を問わず、学外研修制度、特別研究休暇制度を利用することができる。本研究科担当にあって、希望者は比較的短期間の待機で制度が利用できており、これらの制度は適切に運用されていると考える。

223

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性について、とくに本研究科に限定された共同研究費は存在しない。

224

科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況について、本研究科はその基礎を法学部に置いており、申請にあたっては「法学部・法学研究科」として申請している。なお、申請および採択状況については、法学部の項目 203 ならびに資料集表 33 を参照されたい。

225、226、227

学内に確立されているデュアルサポートシステム（基盤(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性、流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況、いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

228、229

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性、国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況については、研究科として独自の措置を講じておらず、法学部として措置を講じている。詳細は、法学部の項目 207 を参照されたい。

230、231

倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内の規制システムの適切性、医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

221

教員の研究時間を確保させる方途の適切性について、担当科目や会議の多い教員の研究時間が確保できていないことは問題である。それらの教員に対し、担当科目・会議の削減が考えられるが、現実には学生の学修権との関係、役職に伴う参加義務のため、削減は困難であり、改革の方策は未だ見出し得ていない。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

外国語学研究科

外国語学研究科は各専攻の独立性・自治性が高く、そのため各専攻により現状等が若干異なるため、ここでは外国語学研究科で共通する事項を中心に述べる。なお、詳細については外国語学研究科の各専攻の項を参照されたい。

現状の説明

211

論文等研究成果の発表状況について、本研究科の担当教員は外国語学部と兼任の為、とくに研究科として分けて考えていない。担当教員の発表状況については、資料集表 24、別冊「専任教員の教育・研究業績一覧」の外国語学部（大学院担当教員）の項を参照されたい。なお、研究条件が改善されればさらに多くの研究成果を発表することが出来るであろう。

212

国内外の学会での活動状況については、各専攻単位で扱われている。

213

当該大学院研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況について、本研究科として特筆すべき研究分野での研究活動は現在行っていない。

214

研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況について、研究科としてのプログラムはないが、大学院担当教員が個別に研究助成を得て行われる研究プログラムに参加している例はある。個人の状況については、資料集表 24、別冊「専任教員の教育・研究業績一覧」の外国語学部（大学院担当教員）の項を参照されたい。

215

国際的な共同研究への参加状況について、研究科として国際的な共同研究への参加はないが、大学院担当教員が個別に国際的な共同研究へ参加している例はある。個人の状況については、資料集表 24、別冊「専任教員の教育・研究業績一覧」の外国語学部（大学院担当教員）の項を参照されたい。なお、組織としての取り組みは今後の検討課題としたい。

216

海外研究拠点の設置状況について、研究科独自の海外研究拠点はとくにないが、大学全体として国際交流協定を結んでいる大学がイギリスに 2 大学、ドイツに 3 大学、オーストリアに 1 大学、フランスに 2 大学、アメリカに 3 大学、カナダに 1 大学、オーストラリアに 2 大学、中国に 2 大学、韓国に 1 大学、計 17 大学存在し、これらの大学が事実上の研究拠点として機能している。現在のところ、改善・改革は検討していない。

217

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係について、本研究科独自には研究所を附置しておらず、大学全体として研究所を附置している。本研究科としては今後、外国語教育研究所と連携した研究プログラムを推進し、一層の緊密な研究教育の質的向上に努めていく。

218

大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係について、現在大学共同利用機関、学内共同利用施設等は設置されていない。

219

個人研究費、研究旅費の額の適切性について、研究科独自の研究費・旅費はない。大学院担当教員は外国語学部に所属しているので、学部教員として支給されている。詳細は大学の項目 198 を参照されたい。

220

教員個室等の教員研究室の整備状況について、大学院担当の有無を問わず、専任教員には全て個人研究室が与えられている。詳細は大学の項目 199 を参照されたい。

221

教員の研究時間を確保させる方途の適切性について、大学院担当教員は学部授業コマに加えて大学院の授業を担当するため、過重な負担を強いられているのが現状であり、教員の研究時間を確保する方途が十分に取られているとはいえない。特に学部の授業のノルマの他に大学院の授業を担当することになっているので、研究指導に当てる時間が極端に制約を受けている。

222

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性について、研究科独自の方策はない。大学院担当の有無にかかわらず専任教員には研修の機会として特別研究休暇と学外研修（長期・短期）が設けられている。

223

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性について、専任教員は大学院担当の有無に関わらず共同研究費の交付を申請できる。とくに研究科に限定された共同研究費は存在しない。

224

科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況について、研究科に所属している教員の科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請は 2003 年度：申請 1 件、採用 1 件、2004 年度：申請 0 件、採用 0 件、2005 年度：申請 6 件、採用 0 件である（詳細は資料集表 33 を参照）。

225

学内に確立されているデュアルサポートシステム（基盤(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性について、現在そのようなシステムは設定されていない。

226

流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況について、現在そのような部門・施設は設定されていない。

227

いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性について、現在そのような措置は講じられていない。

228

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性について、学生はそれぞれの専攻の紀要に論文を発表することが制度化されているが、教員は大学・大学院の区別なく学部の紀要に発表することになっている。ただし、学生の紀要に教員が発表する専攻（日本語教育専攻・フランス語学専攻）もある。また、大学全体では教員個人の出版助成制度を用意し、著作の刊行を助成している。このように、支援措置は適切であると判断される。

229

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況について、各学部の紀要は関連領域を有する全国の大学に送付し、また他大学からの紀要も送られてきてい

る。他大学の紀要は、大学院課に保存され随時閲覧できるようになっている。これについて、現在まで特に問題等は生じていない。

230、231

倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内の規制システムの適切性、医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性について、現状において本研究科に該当するものはなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

213

当該大学院研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況について、獨協大学の特色ともいえる外国語教育研究において、各言語ともに教育部門の充実が望まれる。そのため何らかの措置を検討しなければならない。

221

教員の研究時間を確保させる方途の適切性について、大学院の担当コマは、学部の授業に上乘せされることになる。特に学部、大学院双方の授業を担当する教員の負担は相当なものになっている。さらに、学部の構成員として学内業務の負担や各種委員を兼任しているため、十分な研究時間が確保されているとは言い難い。研究・教育以外の業務を軽減することによって、研究時間を確保できるような対策を早急に検討する必要がある。

222

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性について、大学院担当教員は学部にも所属しているため、問題点については学部で検討している。そのため、研究科としては特に検討していない。

224

科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況については、教員の積極的な取り組みを期待し、申請件数・採用件数ともに増加を望む。

将来の改善・改革に向けた方策

213

当該大学院研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況について、各専攻のうち、ドイツ語学専攻が今後3年間を目処にゲーテ・インスティトゥートと連携してドイツ語教育の部門で、教員養成などに関する新たなプロジェクトを開設する予定である。

ドイツ語学専攻

現状の説明

211

論文等研究成果の発表状況について、本専攻の担当教員はドイツ語学科と兼任の為、とくに大学・大学院を分けて考えていない。担当教員の発表状況については、資料集表 24、別冊「専任教員の教育・研究業績一覧」のドイツ語学科（大学院担当教員）の項を参照されたい。

212

国内外の学会での活動状況について、ドイツ語学専攻の教員は、日本独文学会主催の「ドイツ語教授法ゼミナール」の実行委員、同「文化ゼミナール」実行委員、同「ドイツ語教員養成講座」実行委員、同講師、日本独文学会ドイツ語教育部会理事、ドイツ語教育部会研究誌『ドイツ語教育』編集委員など多方面で活動を行っている。

213、214、215、216、217、218

当該大学院・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況、研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況、国際的な共同研究への参加状況、海外研究拠点の設置状況、附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係、大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係については、研究科の項を参照されたい。

219、220

個人研究費、研究旅費の額の適切性、教員個室等の教員研究室の整備状況について、大学院担当教員は学部教員と兼担であり、それらについて独自のものは無い。詳細は、大学の項目 198、199 を参照されたい。

221、222、223、224、225、226、227

教員の研究時間を確保させる方途の適切性、研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性、共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性、科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況、学内に確立されているデュアルサポートシステム（基盤（経常）的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性、流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況、いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性については、研究科の項を参照されたい。

228

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性について、ドイツ語学専攻では『獨協大学ドイツ学研究』を年 2 回刊行し研究論文、研究成果の公表を支援している。

229

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況については、研究科の項を参照されたい。

230、231

倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内の規制システムの適切性、医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性について、現状において本専攻に該当するものはなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

212

国内外の学会での活動状況について、各種学会の理事、実行委員、編集委員など、多くの学会活動に参画し、活発に活動をしているのは高く評価される。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

英語学専攻

現状の説明

211、212

論文等研究成果の発表状況、国内外の学会での活動状況について、本専攻の担当教員は英語学科と兼任の為、とくに大学・大学院を分けて考えていない。担当教員の発表状況については、資料集表 24、別冊「専任教員の教育・研究業績一覧」の英語学科（大学院担当教員）の項を参照されたい。

213、214、215、216、217、218

当該大学院・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況、研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況、国際的な共同研究への参加状況、海外研究拠点の設置状況、附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係、大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係については、研究科の項を参照されたい。

219、220

個人研究費、研究旅費の額の適切性、教員個室等の教員研究室の整備状況について、大

学院担当教員は学部教員と兼担である。詳細は大学の項目 198、199 を参照されたい。

221、222、223、224、225、226、227

教員の研究時間を確保させる方途の適切性、研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性、共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性、科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況、学内に確立されているデュアルサポートシステム（基盤(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性、流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況、いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性については、研究科の項を参照されたい。

228

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性について、英語学専攻の担当教員は学部で年2回発行している『獨協大学英語研究』で自己の研究成果を発信し、また内外の研究情報も受信している。さらに、各教員はそれぞれの学会などで口頭発表や論文発表を行っている。教員個人の研究業績リストはインターネットで閲覧できるようになっている。

229

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況については、研究科の項を参照されたい。

230、231

倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内の規制システムの適切性、医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性について、現状において本専攻に該当するものはなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

212

国内外の学会での活動状況について、英語学専攻における特筆すべき研究分野での研究活動状況を見ると人文科学、特に言語、文学、文化、国際関係、コミュニケーションの各学術分野では個人研究が主な状況といえるので大規模に、また先端的な論文をしたためることが困難な場合がある。しかし、それにも拘わらず、個人として他の共同研究機関の一員となって研究を進めている教員も見られることも事実である。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

フランス語学専攻

現状の説明

211、212

論文等研究成果の発表状況、国内外の学会での活動状況について、本専攻の担当教員はフランス語学科と兼任の為、とくに大学・大学院を分けて考えていない。担当教員の発表状況については、資料集表 24、別冊「専任教員の教育・研究業績一覧」のフランス語学科（大学院担当教員）の項を参照されたい。

213、214、215、216、217、218

当該大学院・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況、研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況、国際的な共同研究への参加状況、海外研究拠点の設置状況、附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係、大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係については、研究科の項を参照されたい。

219、220

個人研究費、研究旅費の額の適切性、教員個室等の教員研究室の整備状況について、大学院担当教員は学部教員と兼担である。詳細は大学の項目 198、199 を参照されたい。

221、222、223、224、225、226、227

教員の研究時間を確保させる方途の適切性、研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性、共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性、科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況、学内に確立されているデュアルサポートシステム（基盤（経常）的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性、流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況、いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性については、研究科の項を参照されたい。

228

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性について、フランス語学専攻では、その担当教員の所属先であるフランス語学科が年 1 回発行している紀要『フランス文化研究』において、研究論文・研究成果を公表している。

229

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況については、研究科の項を参照されたい。

230、231

倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内の規制システムの適切性、医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性について、現状において本専攻に該当するものはなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

日本語教育専攻

現状の説明

211、212

論文等研究成果の発表状況、国内外の学会での活動状況について、本専攻の担当教員は言語文化学科と兼任の為、とくに大学・大学院を分けて考えていない。担当教員の発表状況については、資料集表 24、別冊「専任教員の教育・研究業績一覧」の言語文化学科（大学院担当教員）の項を参照されたい。

213、214、215、216、217、218

当該大学院・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況、研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況、国際的な共同研究への参加状況、海外研究拠点の設置状況、附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係、大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係については、研究科の項を参照されたい。

219、220

個人研究費、研究旅費の額の適切性、教員個室等の教員研究室の整備状況について、大学院担当教員は学部教員と兼担である。詳細は大学の項目 198、199 を参照されたい。

221、222、223、224、225、226、227

教員の研究時間を確保させる方途の適切性、研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性、共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性、科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況、学内に確立されているデュアルサポートシステム（基盤(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム

ム)の運用の適切性、流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況、いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性については、研究科の項を参照されたい。

228

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性について、日本語教育専攻では『獨協大学日本語教育紀要』を年1回発行し、研究論文・研究成果を公表している。

229

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況については、研究科の項を参照されたい。

230、231

倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性、医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性について、現状において本専攻に該当するものはなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

経済学研究科（経済・経営情報専攻）

現状の説明

211

論文等研究成果の発表状況について、研究活動および研究の内容、ならびに研究の発表に関しては、担当教員が学部と兼任の為、とくに研究科として分けて考えていない。学内の発表の場としては、研究会および紀要にあたる『経済学研究』がある。業績に関しては、項目186でも述べた『経済学研究年報』に毎年記載している。この年報には修士論文の要旨も掲載している。

212、213、214、215、216

国内外の学会での活動状況、当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況、研

研究成を得て行われる研究プログラムの展開状況、国際的な共同研究への参加状況、海外研究拠点の設置状況について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

217

附属研究所とこれを設置する大学・大学院との関係について、現在、地域総合研究所と環境共生研究所を他研究科と協力、設置する方向で活動を開始した。ただ、まだ動き始めたばかりのため、内容、規模、組織など具体的なことは決まっていない。

218

大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

219

個人研究費、研究旅費の額の適切性について、大学院担当教員は学部教員と兼担である。詳細は大学の項目 198、199 を参照されたい。

ただ、図書資料費に関しては指導院生がいる指導教授（演習科目受講生がいる）には前期課程学生一人につき 2 万円、後期課程学生一人につき 3 万円を総枠から枠付けを行い、配分している。また図書資料の購入の管理、承認は研究委員長が担当しているため、その多くが研究科関係のものと考えられる。このほか、高額のもの、新規の物の購入に関しても、その他研究に必要なものの要望についても研究科委員長を通して申請を提出することになっている。

220

教員個室等の教員研究室の整備状況について、大学院担当教員は学部教員と兼担である。詳細は大学の項目 198、199 を参照されたい。

221

教員の研究時間を確保させる方途の適切性については、オフィスアワーを設けて、研究時間との隔離を図っているものの、オフィスアワー以外にも学生の出入りがあるため、研究時間を確保するのが困難となっている。研究時間を確保するため図書館や別室を利用せざるを得ないケースがあるが、そのほか特に問題等は生じていない。

222

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性について、長期の学外研修制度（1 年）、短期の学外研修（3 ヶ月～半年）、特別研究休暇（1 年）の各制度が設けられているが、学部と研究科の区別はなされていない。これについて現在まで特に問題等は生じていない。

223

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性について、国際共同研究、草加市共同研究などがあるが、大学レベルで行われるため、研究科独自の共同研究費の枠および制度は現在のところ設けていない。現在設立計画のある研究所が発足すれば共同研究費の制度が含まれる予定である。これについて現在まで特に問題等は生じていない。

224

科学研究費補助金および研究助成財団への研究助成金の申請とその採択状況については、大学レベル、学部レベルおよび個人レベルで行っているのが現状であるが、研究科レベルでも積極的に取り組んでいる。これについて現在まで特に問題等は生じていない。

225、226、227

学内的に確立されているデュアルサポートシステム（基盤(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性、流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況、いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

228

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性については、学部における紀要の出版や、教員個人に対する出版助成制度があるが、これらは大学レベルで行っており、研究科独自のものは無い。これについては、特に問題はないと判断している。

229、230、231

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況、倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性、医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

211

論文等研究成果の発表状況について、内部向けの発表の機会を設けてはいるものの、多くの研究成果の発表は外部に向けてなされている。この傾向は奨励すべきものであるが、内部的には個々の内容に関してそれぞれで限られた範囲にしか知れ渡らず、内部交流が限定されている。今後は、研究科の質の向上を図り、魅力ある大学院づくりを図るためにも一層交流を図ることを検討中である。

個人研究費、研究旅費の額の適切性について、このところケーススタディ、フィールドワークの重要性、比重が高まってきている。この費用は大きく、馬鹿にならない。別枠を認めるよう毎年要求しているが、未だ認められず学部教員研究費の枠でまかなうか、教員個人で負担している現状である。この他、情報関連の設備費用等も含めて研究費用の見直しが必要となっている。他研究科との調整も含めて検討を進めていく予定である。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

法科大学院

(法務研究科法曹実務専攻)

現状の説明

論文等研究成果の発表状況について、本法務研究科所属の全専任教員の研究報告活動は、平成 15 (2003) 年の設置申請にあたり、文部科学省に提出した『獨協大学大学院法務研究科(法科大学院)設置認可申請書』において「別紙書類」に綴られている 研究業績一覧の通りである。これは、平成 15 (2003) 年の申請時に就任予定者全員の主要業績を過去 5 年分(またはそれ以降)のものに遡り記載したものであり、著書・編著、論文、判例研究、その他、の各項目についてまとめられている。

本法務研究科開設以後、現在に至るまでの全専任教員の主要な研究成果は、獨協大学公式ホームページ上の「獨協大学法科大学院」にある教員紹介ページで、研究業績が公表されている。これは、研究開発支援総合ディレトリ Read の研究者情報等をもとに、毎年作成(更新)されているものである。これにより、本法務研究科所属の全専任教員の主要な研究成果を知ることができる。

また、毎年発行の『獨協大学法科大学院パンフレット』には、研究者教員・実務家教員ごとに、現在の研究テーマや主要著書・論文、および社会的活動を記載しており、これによっても各専任教員の研究成果等を知ることができる。

国内外の学会での活動状況については、資料集表 24、別冊(「専任教員の教育・研究業績一覧」法務研究科の項)を参照されたい。

当該大学院・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況について、現状におい

て本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

214

研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況について、法務研究科は、2004年、子どもの救済と支援のためのリーガルサービスセンターの設置に関する構想につき、文部科学省の補助事業「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」(3か年)に採択され、補助事業の終了後の2007年に、「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」を開設することを予定している。現在、本法務研究科は、当センターの開設に向けて、協議会を設立し、各種の研修会などを定期的開催している。

本法務研究科では、埼玉弁護士会や東京弁護士会あるいは地元自治体である草加市の全面的な協力のもとに、「ホーム・ロイヤー論」という講義科目を設置して法曹への初期導入科目として位置づけ、また、「リーガル・クリニック」₁、「リーガル・クリニック」₂において臨床法教育に取り組み、さらに文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムの助成を受けて「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」の設置に向けた事業にも取り組んでいるところである。

215、216

国際的な共同研究への参加状況、海外研究拠点の設置状況については、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

217

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係について、本学には、附置研究所として、外国語教育研究所、情報センターが置かれている。法科大学院は、本法務研究科もそうであるように、法曹養成に特化した専門職大学院であり、その教育において理論と実務を架橋することが求められ、実務教育が占める比重も高いが、その前提として専門的知識の修得や効率的な学習が求められる。上記の附置研究所は、そうした本法務研究科の教育・研究にとって、必要不可欠な存在となっている。

218

大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係については、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

219

個人研究費、研究旅費の額の適切性について、他の学部・研究科と同じく、研究雑費を含めて年額41万円が支給されている。この用途は、大別すると、個人研究費と学会出張費に分かれており、その配分は各人に任されている。このほか、特別研究助成制度があり、事案に応じて「個人研究助成費」、「共同研究助成費」、「国際共同研究助成費」が支給される。さらに、学術図書出版助成制度や学会開催に関する助成制度がある(詳細は、『平成18年度教職員ハンドブック』、『獨協大学研究助成の手引 平成18年7月』など参照)。

また、全学的に、図書購入のための共通図書費があり、本法務研究科には年間 2,000 万円（平成 18 年度）が配分されている。このうち、1200 万円程度がデータベース使用料に使われ、残りの 800 万円程度が共通図書の購入費に充てられている。

220

教員個室等の教員研究室の整備状況について、本法務研究科の専任教員には、個人研究室が貸与され、共同研究室が設けられている。また、本法務研究科には講義準備室を兼ねた T A（ティーチング・アシスタント）室が設けられている。

221

教員の研究時間を確保させる方途の適切性について、本研究科は、法曹養成に特化した専門職大学院であり、その教育において理論と実務を架橋することが求められ、また、少人数教育の利点を生かした双方向・多方向の参加型の授業が行われている。そのため、教員の負担は想像以上に大きく、専任教員にとって研究時間をいかに確保するかが重要な課題となっている。

222

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性について、研修制度として、全学的に、長期・短期、海外・国内の学外研修制度がある。また、性格はやや異なるが、特別研究休暇制度（サバティカル）も用意されている。

223

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性については、全学的に、共同研究費名目のものとして、特別研究助成費、国際共同研究助成費がある（詳細は、『獨協大学研究助成の手引 平成 18 年 7 月』、『平成 18 年度教職員ハンドブック』など参照）。前者は、本学の専任教員の個人またはグループを対象として、教員の学術研究に寄与し、職員の研究心の向上をはかるためのもので、1 グループ最高 200 万円までの助成が受けられる。また、後者は、本学教職員と海外の研究者との共同研究を促進し、あわせて国際的な学術の交流と発展に寄与するためのもので、1 グループ最高 300 万円までの助成が受けられることになっている。本法務研究科では、開設後に、これら共同研究費の申請や制度化をはかったことはない。

224、225、226、227

科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択状況、学内的に確立されているデュアルサポートシステム（基盤（経常）的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性、流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況、いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性については、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性について、本法務研究科は、いまだ完成途上にあり、可能性も広がりつつあるが、専門職大学院としての教育のあり方やそれを裏づける研究は、まだ緒についたばかりのところである。そのような状況の中で、2006年2月、法科大学院における研究と教育の研鑽の場となるとともに、理論と実務を架橋するもう一つのフォーラムになることを期待して、『獨協ロー・ジャーナル』を創刊した。

229、230、231

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況、倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内の規制システムの適切性、医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性については、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

211

論文等研究成果の発表状況について、専任教員が研究活動をどのような形で行っているかは、学会報告、紀要への論文等の掲載、学会誌への投稿、市販の法律雑誌への論文掲載、図書出版（単著・共著、共同執筆）などで知ることができる。これらを「現状の説明」で記した方法により公開することによって、各教員は、自己の研究状況を点検するとともに、他の教員の研究活動を知ることができ、互いに刺激し合いながら、本法務研究科全体としての研究活動を活性化させている。

各自の研究成果や社会的活動を自主的に公表することは、とかく個人的満足や個人作業に陥りがちな研究に良い意味での刺激となるにとどまらず、広く関心を社会に求め、問題関心を相互に刺激することによって、共同研究への大きな刺激となっている。

214

研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況について、法科大学院は、法曹養成に特化した専門職大学院であり、その教育において理論と実務を架橋することが求められ、実務教育が占める比重も高い。また、法科大学院における教育は、法曹養成の一環であり、法曹としての資質・能力、責任感や倫理観を涵養するとともに、豊かな人間性の涵養と向上を図り、人間や社会のあり方に関する思索や実際の見聞、体験を基礎として、実際の社会への貢献をも目指すべきものとされている。こうした見地に鑑みると、「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」(2007年度設置予定)は、研究と教育の研鑽の場となるとともに、理論と実務を架橋する実践的な臨床教育の場を提供するものであり、その意義と果たすべき役割はきわめて大きいといえる。

本法務研究科は、創設の理念として、地域において活動する法律家の養成にあたることを掲げてきたが、「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」構想は、地域の問題、

とりわけ地域における緊要の課題である子どもの問題に取り組み、リーガルサービスを提供するセンターを開設するとともに、センターで行われる実践的な臨床教育を通じて、地域と地域における子どもの問題を正面から取り組める法曹の養成を行うことを目的とするものである。そのため、上記の協議会を中心に、定期的開催される各種の研修会などを通じて、さまざまに工夫を凝らした教育的試みが始められている。

「地域密着型法曹」を育てるための最良の方法が、地域社会において現実に生じているさまざまな法的紛争を教材として法曹養成教育を行うことにあることも、また、疑いの余地はないところである。本法務研究科は、こうした法曹教育を「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」を通じて行おうとするものであるが、もとより全国的には他に類をみない新しい試みであるだけに、試行錯誤による部分も少なくなく、乗り越えなければならぬ課題も多いことが予想される。

219

個人研究費、研究旅費の額の適切性について、他大学に比べても、ほぼ遜色のない諸制度として評価できる。

制度としては、概ね十分に整備されているが、運用面では種々の問題点が指摘されている。例えば、個人研究費については、書籍等の資料費のほかに、学会等への出張旅費も含まれているので、結果としてどちらかにしわ寄せがくることになる。実務教育を重視する本法務研究科の場合、個人研究費とは別に、シンポジウムや座談会・研修会などの参加に関する費用が別枠で支給されることが望まれる。

220

教員個室等の教員研究室の整備状況について、他大学に比べても、ほぼ遜色のない諸制度として評価できる。

個人研究室の貸与は、個々の教員における研究にとって必要不可欠のものである。これは、何人も疑いを挟む余地のないところである。しかし、問題は、その質である。現在、概ね一人あたり一室が貸与されているが、個人研究室の空間スペースは狭く、空調等の設備も老朽化しており、利便性に欠けるところが目立つ。また、本法務研究科の場合、授業等の関係から、教室や自習室のある専門棟に個人研究室が置かれる方が望ましいといえる。また、個人研究室の老朽化や再配置は、前述の「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」の開設予定とも密接に関わり、重要な問題である。この問題の解決には、新ロースクール棟の建設以外にとるべき途はないように思われる。

221

教員の研究時間を確保させる方途の適切性について、教員の研究時間を確保させる方途として、本法務研究科では、教材作成補助のための教育支援室の活用、教材作成に必要な資料のコピー等のTA（ティーチング・アシスタント）による補助や、インターネットないし電子メールによる教員・学生間の質疑応答など、いろいろな工夫をもって行われている。また、TAが教育の具体的内容以外に関する学生からの意見の窓口となり、教員の負

担を軽減している。これらに加えて、学内外のデータベースを教員の研究室のコンピュータから利用できるようにすることで、文献収集等に時間の節約と便宜がはかられている(詳細は、獨協大学公式ホームページ上の「獨協大学法科大学院」 学生専用ホームページ/外部DB 参照)。

上記のような、教員に研究時間を確保させる諸方法は、ある程度の効果を挙げている。しかし、根本的な問題として、各学期間の長期休暇(夏季・春季)は、試験の採点や入試業務等に忙殺されて、ほとんど確保できないというのが実情であり、研究のための継続した時間の確保という点からは問題が残ったままである。問題の抜本的解決のためには、十分な人員の確保と補充以外にありえないと思われる。現状では、ローテーションを組んで講義担当科目のやり繰りをする事すら、不可能な状況である。

222

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性について、他大学に比べても、ほぼ遜色のない諸制度として評価できる。研修制度等は、研究活動にとって必要不可欠である。しかし、その運営は、研究科・専攻単位で行われているため、所属教員が少ないところはきわめて有利な運営実態となっている。本法務研究科の場合も、年次完成後の将来において、研修制度を利用する機会が出てくるであろう。また、制度の改善を検討するうえでは、率直な意見交換が必要であるように思われる。

228

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性について、法科大学院の教育においては、理論と実務を架橋することが求められ、実務教育が占める比重も高い。また、ここでの教育は、講義科目であれ演習科目であれ、あるいは臨床法教育科目であれ、従来の受験型の法曹教育のあり方を大きく変え、法曹としての資質・能力・倫理観や人間性の涵養・向上を図るのに大きく資する可能性をもっている。本法務研究科が自前の紀要をもち、それを通じてユニークな教育内容やそれに携わる教員の研究を公表することは、学術研究機関としての価値を大いに高めることになり、その意義は計り知れない価値を有する。

紀要は、ワーキング・ペーパーではなく、正式な論文や価値ある研究資料等として掲載されるものである。法律に関する研究論文や研究成果は、市販の法律雑誌に掲載することでも行い得るが、紀要であれば、商業ベース(採算)にのらないものでも、学術的価値がある限り公表することが可能となる。のみならず、研究成果を自主的に公表することは、とかく個人的満足や個人作業に陥りがちな研究に良い意味での刺激となる。

将来の改善・改革に向けた方策

214

研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況に関して、鋭い人権感覚と豊かな国際感覚を備えた「地域密着型法曹」の養成は、本法務研究科の教育目標の1つである。「地域密着型法曹」については、地域に生ずるさまざまな法的課題に取り組み、その解決を目

指すとともに、地域に根ざして活動し、その活動を通して地域社会に貢献し、地域社会の発展に指導的役割を担い得るような法律家像（ホーム・ロイヤー）を念頭に置いているが、「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」構想はまさしくこれに正面から応えるものである。

開設後の「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」がどのような活動を行うことになるのかは、すでに獨協大学子どもリーガルセンター推進室「『獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター』について」と題するペーパーによって、活動の概要、公益法律事務所の設立、他の機関などとの連携など、その全体像が明らかにされている。

228

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性について、本法務研究科ははまだ完成途上にあり、可能性も広がりつつあるが、しかし、同時に、専門職大学院としての教育のあり方やそれを裏づける研究は、まだ緒についたばかりのところである。この『獨協ロー・ジャーナル』は、法科大学院における研究と教育の研鑽の場となるとともに、理論と実務を架橋するもう一つのフォーラムになるようにとの期待を込めて創刊されたものである。そのような期待に違わないように、各種シンポジウムや座談会などを積極的に開催するなどして、さらに一層の内容の充実をはかることが要請される。

なお、2007年に発刊予定の『獨協ロー・ジャーナル第2号』には、各専任教員が年度ごとの研究活動報告を、著書・編著、論文、判例研究、書評、翻訳、シンポジウム・座談会、報告書、その他、の各項目に分けて、とりまとめ公表する予定である。

【第7章】

施設・設備等

概要および目標

本学のキャンパス整備の基本的な考え方は、学生・教職員にとって快適・安全・魅力あるキャンパスを創出し、学習・教育・研究の環境を向上させることを目的としている。本学の主要な教室棟は老朽化が進んでいるため、教育・研究・学習サービスの将来インフラを形成するキャンパス再編事業を推し進め、現在「天野貞祐記念館」の建設に取り組んでいる。この「天野貞祐記念館」は図書館、外国語教育研究所、情報センター（教育支援室）の機能を融合した教育研究および自律学習支援の拠点施設であり、あわせて教室棟を有する。1階には保健センター、カウンセリングセンター、キャリアセンターが配置され、学習支援、キャリア開発支援、教育支援、健全・健康な学生生活支援など、総合的なサービスを提供する、本学の教育研究を支える上で極めて重要な位置づけを持つ施設とすることを目指している。

天野貞祐記念館完成以降のキャンパス再編計画については、中・長期計画(平成10年6月策定、平成19年第4次見直し)において、老朽化した教室棟の建替えを計画している。具体的には平成20・21年度に東棟（仮称）、平成23・24年度に西棟（仮称）の建設計画を盛り込んでいる。

こうしたキャンパス再編と関連する業務を専管する専門部署としての施設事業部が2006年に設置され、今後の施設事業計画を策定し、施設・設備および機器・備品を維持・管理する責任体制が確立された。施設・設備の改善に当たっては、今後ともキャンパス全体の安全・衛生面の管理を点検しながら、計画を推進していく必要がある。

本学では情報化の進展に対応して教育系・研究系・事務系のネットワークを早くから整備し、全ての個人研究室、共同研究室、全事務職員にネットワークで接続されたPCを配置し、教育系ではPC教室を20教室、940台以上のPCを授業用に配置、このうち500台は自習用としても利用できるようになっている。またマルチメディア対応の情報・AV機器・CAL機器などについても国際化・情報化に対応した教育研究設備の整備を行ってきた。一部の演習室を除く本学の全ての教室にはAVラック、大型プロジェクター、昇降式スクリーンが設置されており、こうした施設・設備は教務部、情報センターヘルプデスク、教育支援室などの支援を受けながら利用できる。また学生の自律学習支援、教員の教育研究支援を重視した施設・設備の整備は2007年竣工の天野貞祐記念館をはじめ、今後のキャンパス再編に伴う新教室棟の建設にあたって継続・発展させていく予定である。

一方、本学の施設は授業のない日曜日などに各種国家試験会場、各種検定試験会場、中学・高校生を対象とした模擬試験会場などに頻繁に利用されており、施設の開放という面

において社会貢献を果たしている。今後のキャンパス整備にあたっては、こうした施設・設備の社会への開放ということも念頭におきながら進めたい。

キャンパス・アメニティに関しては、35周年記念館に2000名を収容する学生食堂や多目的スペースを配置して学生のための生活の場を確保している他、課外活動のための部室棟がある。天野貞祐記念館の新図書館は長期滞在型をコンセプトに設計されるなど、学生生活の場の確保ということを重視したキャンパス整備計画を今後とも継続していく。施設のバリアフリー化はほぼ完了しているが、今後の新棟建設計画においてはさらにバリアフリー化を推進していく。なお、キャンパス・アメニティの改善に関しては、本学では2005年より「学生による教育環境改善のためのアンケート」を実施しており、このアンケートの中で学生から施設・設備の満足度と改善の要望を調査し、その調査結果を施設・設備の改善につなげるよう努力している。

本章における自己点検・評価の目標

- ・施設事業を統括する専管部門による財務計画に基づいたキャンパス再編を計画的に実行する。
- ・大学の中・長期計画(平成10年6月策定、平成19年第4次見直し)に基づいた既存施設の計画的維持管理を策定し推進する。
- ・情報機器、AV機器など、マルチメディア環境の整備を推進する。
- ・安全・衛生の維持管理と事故・災害に際し適切に対応できる体制の構築を行う。
- ・施設・設備の社会への開放による大学の社会貢献を達成する。
- ・施設設備に関する学生の満足度・改善要望調査とそれに基づく改善を実施する。

大学

現状の説明

232

大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性について、現状は以下の通りである。

(1) 施設設備の概要

本学は学部・大学院・法科大学院の全学生が4年間1つのキャンパスで学生生活を送ることが出来ることを、ひとつの特徴として謳っている単一キャンパスとして草加市学園町1-1(最寄駅:東武伊勢崎線松原団地駅)に所在する。これに加えて第2グラウンド(越谷グラウンド)女子学生寮(敬和館)およびセミナーハウス(新甲子研修所)などを外部に有する。また、2005年には、本学創立40周年を記念して、既存の学内組織である「図書館」「外国語教育研究所」「情報センター・教育支援室」の機能を融合し、あわせて新教室棟を組み込んだ「天野貞祐記念館」建設に着手した。2007年開館予定の天野貞祐記念館は、学生の自律学習支援と教員の教育研究支援の拠点となる施設である。

本学では「天野貞祐記念館」竣工をスタートに創立50周年を迎える2014年までに施設整備を進め、21世紀の獨協大学キャンパス形成に着手した。

(2) 校地総面積・校舎総面積

校地総面積: 191,775 m²

参考: 設置基準上の本学所有校地面積 169,177 m²、設置基準上の校地面積 83,502 m²で 85,675 m²の基準面積超過

校舎等面積: 88,677 m²

参考: 設置基準上の本学所有校舎面積 74,944 m²、設置基準上の校舎面積 27,834 m²で 47,110 m²の基準面積超過

(3) 校舎等面積・竣工年度

校舎等建物面積(延床面積)・竣工年度は以下の通りとなる。

1棟(RC造4階)	5,229.31 m ²	1965年(築41年)
2棟(RC造4階)	5,229.31 m ²	1964年(築42年)
3棟(RC造4階)	5,570.08 m ²	1966年(築40年)
4棟(RC造4階)	6,006.61 m ²	1967年(築39年) 2003、2006年改修
5棟(RC造4階)	7,012.42 m ²	1965年(築41年)
6棟(SRC造5階)	6,215.74 m ²	1995年(築11年)
図書館(RC造4階)	9,197.42 m ²	1968年(築38年) 1993年改修
中央棟(RC造10階)	16,189.10 m ²	1981年(築25年)

35周年記念館（RC造3階）12,459.94㎡ 1999年（築7年）

天野貞祐記念館（RC造5階）29,451.88㎡ 2007年（予定）

（4）施設設備の説明

本学の学部・大学院・法科大学院の校舎、研究室、図書館、附属研究機関、体育館、学生食堂、学生の課外活動施設等、全ての教育・研究・厚生施設がひとつのキャンパス内に配置されている。

教育ゾーンは6つの教室棟（1棟～6棟）、35周年記念館アリーナ（体育館）およびグラウンドから構成されている。このうち第5棟には附属研究機関ゾーンを併設しており、外国語教育研究所、情報センターを配置している。また主に情報教育・マルチメディア教育を支援する機関として教育支援室・ヘルプデスクを配置した。第4棟は2003年に獨協大学法科大学院設置に向けた大改修の実施を終えて、現在、その1・2階が法科大学院専用ゾーンとなっている。第6棟には一般大学院占有施設を配置した。

キャンパス中央に配置した中央棟には、専任教員のための個人研究室、情報センター総括管理部門、教務部・学生部・キャリアセンターなど学生支援部門、大学事務局および獨協学園法人本部を配置し、これらの機能をキャンパス中央に一括集約して配置した。

233

教育の用に供する情報処理機器などの配備状況について、全ての個人研究室、共同研究室には270台以上のPCを設置し、それらすべてがネットワークで接続されているとともに、認証VLANシステムの導入により、さらなるセキュリティの向上が図られている。さらに、学外からも安全に学内ネットワークを利用するために、VPN装置を導入している。一方、PC教室は20教室を用意し、940台以上のPCを授業用に用意しており、その内、自習用として約500台を提供し、平日は午後10時まで開放している。

なお、持ち込みPCや貸出しPC利用者の便宜も図るため、学内の主な施設において無線LANが、認証とWEPキー（定期的に更新）によるセキュリティ確保の上利用できる。

他方、従前のLL教室を特別にレイアウトしたCALL教室に変更し、効果的な利用も図っている。また、センタースイッチとギガビットイーサスイッチを設置し、学外とは100Mbpsのネットワーク通信高速化に対応している。

外国語教育関連については、2002年度からLL教室からCAL教室への転換を進め、8教室あったLL教室のうち4教室をCAL教室に変更した。各教室は40から54のブースを有し、外国語教育に使用されている。

234

社会へ開放される施設・設備の整備状況について、現状は以下の通りである。

（1）施設貸出事業

本学では年間を通じて、約50弱の外部団体に対して学内施設の貸出事業を実施している。これらの主な用途としては、司法書士試験、税理士試験、保育士、毒物劇物取扱者試験な

どの各種国家試験会場、英語検定試験、TOEIC®試験、日商簿記試験など各種検定試験会場、中学・高校生を対象とした入学模擬試験会場など多岐にわたり、間接的ではあるが社会貢献のひとつと自負している。

こうした会場提供は1年間を通じて日曜日ごとに実施されており、1回の実施において4,000人から5,000人の受験者が本学を訪れることになる。このように本学が活用される最大の要因としては、最寄り駅（東武伊勢崎線松原団地駅）からの利便性（徒歩5分）およびキャンパス内に左右対称に配置された校舎群への案内誘導の利便性などが挙げられる。

また、2008年夏には、埼玉県で開催される全国高等学校総合体育大会（インターハイ）のボクシング会場にも利用されるなど、埼玉県教育委員会および周辺自治体の教育委員会との連携も深めている。

大学施設はまずは学生のためにあるものだが、遊休施設活用の観点から今後も積極的に社会開放することを計画している。

（2）図書館の市民開放（開館時間 午前8：45～22：00）

本学図書館は蔵書数、和洋あわせて約75万冊を有し、中にはドイツ表現主義文庫など世界第一級の資料なども所蔵している。また、外国語学部、経済学部、法学部の教育研究を支える集約型図書館として様々な分野の情報が一館集約されているという利点もある。

本学では草加市中央図書館と連携をとりながら、草加市在住者・在勤者については本学図書館資料の閲覧サービスを提供し、市民の生涯学習・研究などに便宜を図っている。

（3）オープンカレッジ・プログラム

本学では一般市民を対象としたオープンカレッジ・プログラムを年間約100講座開設し、10代から80代まで毎年1,500名を超える受講生がプログラムを通じて、本学施設設備を活用している。

（4）緊急時指定避難場所

本学は草加市北西ブロックの指定避難場所に指定されており、学内に草加市の防災備蓄倉庫が設置されている。また、本学では常時、学生および避難者支援のための機器・備品および非常用食料などを備蓄している。

【非常食備蓄一覧】

乾パン：約30,000食、缶詰：約4,000食、アルファ米：約4,000食
その他、非常用浄水器（飲用）を設置

235

記念施設・保存建物の保存・活用の状況について、本学には記念施設・保存建物等は存在しない。

236

キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況について、現状を以下に

述べる。

キャンパス・アメニティの改善に関連して、本学では2005年度より「学生による教育環境改善のためのアンケート」の実施を開始した。このアンケートでは、窓口業務の対応や履修登録・時間割編成などとあわせて、「教室など授業に関係する施設設備について」「学生食堂、部室棟、学外研修施設など学生生活に関係する施設設備について」の項目を用意し、それらの満足度と改善の要望を集約した。

その結果、満足度については比較的良好であったが、施設設備への具体的な要望は多岐にわたって提示されたため、大学は改善のためのワーキング・グループを設置し、直ちに改善できる事項と計画的改善事項に分け、それぞれ対応を開始している。

237

「学生のための生活の場」の整備状況について、本学キャンパスはまとまりがよく、全体が「学生のための生活の場」であると言っても良い。その中でも具体的なゾーンおよび学生寮について以下の通り取り上げる。

35周年記念館にあるカフェテリア方式による学生食堂は約2,000席を超える収容数を持つ広々としたスペースである。学生が集中するランチタイムでも座れないことはまずない。食事に限らず授業時間の合間の利用やサークル仲間との歓談など学生中心のスペースと言える。

本学には学友会活動として文化会・体育会、愛好会などあわせて128団体を中心に課外活動を行っているが、これらサークルのために部室棟（延床面積約7,400㎡）が用意されている。また、月曜日から土曜日までの所定の時間帯は、教室棟（1～4棟）を全て開放し文化系団体を中心としたサークル活動の場に供している。なお、課外活動の公式行事・試合等については休日使用を認めている。

35周年記念館多目的スペースは、学生のクラブ・サークルの会議や一般学生のフリースペースとして常に開放されている。ここでは図書館とはまた異なった雰囲気の中、軽食を取りながら授業の予習をする学生の姿などをよく見かけることができる。

キャンパスは中庭を中心として、約500種類、2,000本の樹木を植栽した緑の空間に恵まれており、点在するベンチなどには学生の姿が絶えない。

学生寮について、本学は大学の路線である東武線の竹ノ塚駅に女子寮「敬和館」を有し、1・2年生148名を受け入れている。全居室にエアコンを導入の後、2002年以降、寝具、カーテン等のリース制度導入、外壁の全面補修、その他各所リフォームにより、館生の住環境の改善に取り組んできた。また2003年度より、従来の入館費6万円を廃止し、館費納付後であっても、定められた期限までに入館辞退届が提出されれば、館費を返還することに改めた。

収容人員	148名
学年	地方出身の1・2年生

入館費	廃止
館 費	360,000 円
所在地	東京都足立区伊興町本町

238

大学周辺の「環境」への配慮の状況について、現状は以下の通りである。

(1) 社会貢献と近隣配慮

「大学のある街」という響きには一般的にはアカデミックな味わいがあるが、実際には近隣住民感情としては、そこに大学があるが故に起こる諸問題の発生源でもある。

- 通学路における騒音、交通妨害、歩きタバコ
- 学生の通学用バイク、自動車の違法駐車問題
- グラウンドからの砂塵、照明灯からの光害
- 建設工事における騒音、振動、電波障害
- 降雨時の雨水流出
- 外部施設貸出日（日曜日）の送迎車両による交通滞留
- 校地緑化による枯葉・落ち葉問題
- 大学緑地に集まる野鳥の騒音・糞尿問題

これらの問題は具体的改善策の実施により取り除かれるものと、その都度の対処療法により緩和されるものとに大別される。また、大学だけでは解決できない問題、地域自治体委や関連機関等との連携対応を要するものなど、解決には複雑な仕組みが必要となることも多い。そして、この問題が深刻なのは、日常的な問題の繰り返しを原因とする近隣住民等とのトラブルは、一見、軽微に見えて実は大変深刻な問題を孕んでいるという点にある。

239

施設・設備面における障害者への配慮の状況について、本学は様々なハンディキャップをもつ学生を受け入れるため、学生生活の安全確保、教育機器・備品・資料等の整備を推進している。

- 松原団地駅から大学を結ぶ通学路の安全確保のための新橋梁（「獨協さくら橋」）建設およびプロムナードの整備に伴い、当該施設のバリアフリー化を実施した。
- 身障者用車両の駐車スペースを確保した。
- 各棟出入口等に車椅子等の通路を設置した。
- 各棟にバリアフリーの推進としてエレベーターを設置した。
- 各棟に車椅子用便所を設置した。
- 教室に車椅子用の机を配置した。

保健センター出入口を自動ドア化した。

中央棟内「案内板」を「点字」併用の案内板とした。

2007年3月完成の「天野貞祐記念館」新築工事計画に当っては、バリアフリーを配慮し設計・施工を実施している。

240

各施設の利用時間に対する配慮の状況について、本学では図書館ならびに情報センターが休業期間中等を除いて午後10時まで開放することにより、学生の自習環境を提供している。また、防犯等のために警備員を巡回させ、敷地内には外灯を設置するなど、学生が安全に帰宅できるような環境作りにも努めている。

241

キャンパス間の移動を円滑にするための交通導線・交通手段の整備状況について、本学は複数のキャンパスを持たないため、報告する事項は特にない。

242

施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況について、本学では2006年5月1日付にて、施設事業部施設企画課・施設管理課を設置した。これにより、施設事業全般は学長を長とする「施設整備委員会」の下に置かれ、大学の中長期計画に沿った施設整備事業計画の策定と実施を強く認識した組織が完成した。これにより将来にわたる施設設備計画の企画立案から完成後の管理運営にいたるまでのトータルな管理体制が整った。

また、日々の施設・設備の維持・管理については、「固定資産および物品調達規程」と「固定資産および物品管理規程」に基づいて管理運営されており、これに則って、施設・設備の保守・点検は各専門業者と契約し、教育・研究活動に支障がないよう対応されている。また、施設・設備維持・保全のため、建築士を顧問に置き、各種検証やアドバイスを受けつつ対応している。

243

施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況について、現状は以下の通りである。

「防災管理規程」により、地震・火災等の災害時は、学長を総責任者とする防災管理機構を組織化している。とくに地震予知段階から地震発生までの間にとるべき対策を規定し、混乱防止と地震発生後の被害を最小限に食い止めるための「警戒宣言発令時の対策に関する規程」を設けている。

防災管理規程に基づき毎年全学的に防災訓練を実施し、万一の災害発生時に備え避難・誘導訓練や消火訓練等を実施している。

なお、災害発生時に対応した非常用の放送設備、自家発電機器、浄水器、米・缶詰・乾パン等の保存食等を保管・管理している。

中央棟内に「震度計」を設置し、地震発生時における震度と震度別初期対応・避難等について学内全域に非常用放送として自動放送設備を整備している。

学内の良好な環境の維持向上を図るため施設内外を問わず環境整備に当たっている。特に消火設備、電気設備、エレベーター、大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理等の規制に基づき定期的な検査を実施し安全・衛生の確保に努めている。これらの検査事項は関係官庁等に報告しており、問題点が指摘された場合は速やかに対処し、改善や補修を実施している。

また、学内の警備状況、清掃業務、樹木の管理等は委託業者の作業日報により管理状況を把握し、助言や提案を受け、より安全・衛生の確保に努めている。

全棟にエアコンを設置し、施設内における学外からの騒音・スモッグ等排気ガスから健康や生活環境の保全を図った。

「アスベスト」対策は施工業者の協力を得て、特別予算を計上してサンプルを採取し、検査機関において検査した結果、アスベストの含有率は1.0%未満であり、ガイドラインで健康上問題ないものとし同省に報告した。

「大空間における天井の耐震対策」については、特別予算を編成して当該施設の耐震補強工事を完了し、文部科学省等にその旨報告した。

本学設立当初の建物については、設計および構造上、耐震性に問題があることが検査の結果明らかとなった。このため、2007年春に4棟の耐震工事を行い建物の安全性の向上を図るとともに、今後計画的に既存施設の耐震工事を計画し、予算化していく方針である。

中央棟エレベーターの老朽化に伴い、その安全確保のため一般用エレベーター2基(2004年度実施)と非常用エレベーター1基(2006年度実施)のリニューアルを実施した。なお、図書館設置の2基のエレベーターについても、老朽化しているためリニューアル計画を予定している。

施設の夜間開放時間の延長に伴い、危機管理の一環として巡回警備員の増員を図りキャンパスの安全確保に努めている。

健康増進法に基づき分煙の推進を図るため各棟入り口に喫煙スペースを設置した。

点検・評価、長所と問題点

232

大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性について、点検・評価、長所と問題点は以下の通りである。

(1) 施設事業部の設置

獨協大学は、現在、創立42年を迎えたが、創立以来これまでの教育施設の増設については、1995年に第6棟の建設、1999年に創立35周年記念館の建設という僅か2棟にとどまり、主要な既存教育施設(教室)である第1棟から第5棟については、築39年から築41年と老朽化が進んでおり、創立50周年(2014年)に向けての計画的なキャンパス再編事業

着手を迫られている。

このため本学では教育・研究・学生サービスの将来インフラを形成するキャンパス再編事業に係る改革を強力に推し進めている。これらの計画は学校法人獨協学園の下に「獨協大学中長期計画・第3次見直しの修正」(2006年2月)および2007年を初年とする「第4次獨協大学中長期計画」として策定され、財政基盤に裏付けされた実施計画が求められている。

本学は現在、7棟目の教育施設として「天野貞祐記念館」の建設に取り組んでいるが、これを出発点として、グラウンドの整備、最寄り駅である松原団地駅前用地の活用、さらに現1棟から5棟・旧図書館棟の全面的な建て替え事業などを計画している。

これらの計画は、単に本学キャンパス内の建設計画に留まらず、草加市、UR都市機構を巻き込んだ地域社会の再開発に及び、創立50周年を迎える2014年頃には、21世紀における獨協大学の基本的な骨格を完成する予定である。

ところでキャンパス再編と関連する業務は、設計業者・建設業者の選定、設計と建設プロセスの管理、資材・機器・サービスの購入、近隣住民対策、学内諸部門の調整等と多岐かつ広範囲にわたる業務であるが、その企画、実施を専管する専門部門が、これまで大学には存在しなかった。以上のことから、2006年5月1日付で新たに事務局内に「施設事業部」を設け、その下に施設企画課と施設管理課の二課制を置いた。

これにより今後の施設事業計画の策定は、人事計画の策定、財務計画の策定と十分な連携をとった上でまさに大学経営の基幹にしっかりと位置づけられたと評価する。

(2) 既存施設の診断

本学キャンパスではこれまで時代の要請を受けて冷房化工事をはじめとする各種設備工事、エレベーター設置などの身障者用各種改修工事、情報化工事などを実施してきたが、多くの施設は築40年前後と老朽化が進んでおり、また、耐震レベルの向上など速やかな改良を求められていることも否めない。今後は校舎の建替えが最も有効な手段と考えるが、既存施設の改修については、問題発生後の対処療法ではなく建物の除却なども視野にいれた計画的な修繕計画が求められており、学生・教職員の快適で安全なキャンパスライフを保障する必要がある。以上のことから既存施設の改修工事を徐々に開始しており、特に耐震補強工事については、2006年、2007年の実施を決定している。

(3) 情報・AV環境の整備

本学では情報化の進展に対応して教育系・研究系・事務系のネットワークを早くから整備し、特に教育用PC教室の拡充、あわせてネットワークの有効利用の観点から教員・職員全員に各1台のPCを設置してきた。また、マルチメディア対応の情報・AV機器・CALL機器などについても国際化・情報化に対応した教育研究設備の整備を行ってきた。

ネットワークは中央棟の基幹ネットワークを中心にクラスター状に各既存施設に接続され、各施設内ではPC教室やネットワークを利用した各種サービスが提供されている。また、全ての教室にAVラック、大型プロジェクター、昇降式スクリーンが設置されており、外国語教育のみならず全ての学部がこうした施設を教務部あるいはヘルプデスクなどの支

援を受けながら自由に活用することができる。

今後は学生の自律学習支援、教員の教育研究支援などを重視したサポート体制の更なる充実が重要であるとする。

(4) 天野貞祐記念館 (2006年3月竣工予定)

天野貞祐記念館は「獨協大学 21 世紀委員会最終答申」の中で「学生、教職員にとって快適・安全・魅力あるキャンパスを創造し、学習・教育・研究の環境を向上させる」という基本的な考え方に基づき、学習支援、キャリア開発支援、教育支援など、総合的なサービスを提供する施設として構想された。

現在建設中の天野貞祐記念館は、これまで分散していた図書館、外国語教育研究所、情報センター（教育支援室）の機能を融合した教育研究および自律学習支援の拠点施設で、あわせて教室棟を有する延床面積約 29,000 m²の施設であり、完成後は本学の教育研究を支える上で極めて重要な位置づけを持つ施設である。

この目的を果たすためには学術情報の集約的管理検索環境の整備・充実、近年の高度情報化環境を鑑みても必要不可欠な要素であり、これを実現するために獨協大学学術情報トータルアーカイブシステムを導入した。（平成 18 年度教育研究装置補助金申請済）

また、マルチメディア設備を持ち 500 名を収容可能とする大講堂の設置、学習課題の作成、教材の作成などを学生・教員が自ら行えるマルチメディア工房の設置、CALL 教室やマルチメディアを配した一般教室など、名実ともに本学の教育研究拠点となることが期待されている。

この他、天野貞祐記念館 1 階には、これまで大学キャンパスに偏在していた保健センターおよびカウンセリング・センターを配置することにより、学生の健全・健康な大学生活をも重視した。

233

教育の用に供する情報処理機器などの配備状況について、現在、1,700 台を超える PC と 70 台以上のサーバー類およびプリンタ、スイッチ、ファイアーウォール、AV 機器などを有機的に接続して、学生、教職員の教育・研究および事務処理のためのインフラ環境として整備してきたが、大学が情報環境を拡張、整備するにつれ、経費、管理、運用、人事などの面において、さまざまな問題も発生してきている。

例えば、利用者である教職員、学生からはより自由な情報処理機器、ソフトの利用が求められているが、社会的責任を持つ大学執行部からは、外部からの破壊行為や教職員、学生の不正使用に対して、より厳しい管理体制の構築を要請されている。こうした相反する複雑な状況を抱えて、情報センター職員の業務は、ますます高度化かつ専門性の高いものになってきている。

さらに、今日では、情報システムは 24 時間、365 日支障なく利用できて当たり前と考えられているが、それを維持・管理しているのは情報センター職員であり、こういった管理業務を、大学としてどのように捉えていくか今一度検討する必要がある。

外国語教育機器関連では、CAL 化により、例えば、学生個々の発話練習の際には自らの発

音波形をみながら練習したり、授業に関連した資料をインターネットから取り込んで理解させたりといった授業形態が可能になっていることは評価している。しかしながら、本学では4教室あるCAL教室のPC等が5年目を迎え、アプリケーションソフトのバージョンアップに伴いデバイスや周辺器機が適合しなくなりつつある。教材の画像配信、音声のファイル化などデジタル化が急速に進み、現状の動きに対応できないおそれが生じていることは問題点であると認識している。

234

社会へ開放される施設・設備の整備状況について、本学キャンパスは最寄り駅である「東武伊勢崎線松原団地駅」より徒歩5分という利便性により外部からのアクセス条件は極めてよく、その結果、国家試験・検定試験・模擬試験あるいはオープンカレッジなどで初めて来校する受験生などもストレスなく会場に誘導可能であることから、外部利用団体からの評価は頗る高い。さらに各種試験においては最大5,000名規模の試験実施が可能となることから、その利用価値はさらに上がる。

したがって利用状況も良く、社会貢献の一面を果たしているものと自負している。また、アリーナ（イベント時最大収容人数約3,000人）を活用しての各種音楽イベント（ベルリン・フィルハーモニーコンサートなど）などは一般市民にも広く開放しており、本学施設の持つ特徴を十分に地域貢献に生かしていると考ええる。

さらに2007年には、天野貞祐記念館が開館するがここに設置される500人講堂は、さらに本学の地域開放における可能性を広げるものと思われる。

しかしながら、一方では日曜日を中心とした外部貸出時あるいはイベント開催に伴う周辺道路の滞留・混雑・違法駐車問題や騒音問題なども厳しく指摘されており、まさに足元からの整備・対応は本学クライシスマネジメントの緊急課題として早急な対応が求められている。

236

キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況について、「学生による教育環境改善のためのアンケート」では、施設設備に対する要望の聴取を目的としているにもかかわらず、学生はそれぞれの場所（食堂・売店など）におけるサービス内容や接客などに対する不満・要望を表記するケースが少なからず見られた。このことは今後の施設整備計画策定における大変重要な要素であると認識している。

なお、教員からの教室設備等に対する要望については、教務部教務課庶務係ならびに教育支援室がその窓口として常設されており、必要かつ十分な役割を果たしていると認識している。

237

「学生のための生活の場」の整備状況について、現在建設中の天野貞祐記念館には、長時間滞在型をキーコンセプトとした図書館施設が移設される。この図書館には一般閲覧席に加えて、ミーティングなどをしながら学習できるグループ閲覧席、PC設置席、静粛ゾ

ーン、個室ゾーンなど目的と用途に応じたゾーンが用意されており、学生生活の重要な側面である勉学を心地よく支える空間を用意した。

しかしながら学生は必ずしもある目的のために用意された空間のみを好む訳ではなく、何の変哲もない空き地が大切であったり、教室棟階段下の空きスペースを好んだりしており、こうしたゆとりのスペースもキャンパス造りには不可欠のものとする。

学生寮については、共同生活を通しての本学理念「人間教育」を行うとともに、安全かつ安価な生活の場が提供できていることを長所と認識している。但し、1967年の建設以来40年を経過しようとしており、かなりの回数の改修にもかかわらず躯体自体の老朽化、耐震性への不安は増大していることは問題点として認識している。

238

大学周辺の「環境」への配慮の状況について、大学発展のためには地域社会・周辺住民の理解は不可欠であり、学生の歩きタバコや路上駐車などが大学経営に及ぼす影響は決して小さくないことを、全学が等しく認識する必要がある。このためには発生した問題により担当所管がそれぞれ対応するという現在の対応を改めて、クレーム対応・処理を専門とする機能を学内に持つことを早急に検討する必要がある。

239

施設・設備面における障害者への配慮の状況について、バリアフリー化については、積極的に取り組んでおり既存施設の対応はほぼ完了してきているが、既存施設の老朽化は否めず、今後の新棟建設計画においてはさらにバリアフリー化を推進して行きたい。

242

施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況について、本学では近年になり急速に施設設備の老朽化が進み、計画的な改修・更新では対応しきれないような突発的な故障への対応に追われることが少なくない。また、改修により継続使用することの価値と除却し、建て替えることの価値のバランスを的確に判断する必要がある。

またあわせて近年、光熱水費等の維持管理費が膨大となっており、より効率の良い設備計画が必要となっている。これに加えて近年の傾向としては、高度化された情報・マルチメディア関連設備が増加しており、これらの設備設置場所が複数所管部署に分散されることから全体を統括的に管理するシステムの構築が早急に必要となっている。

しかしながら施設管理全般におけるマンパワーは、本学規模の大学としては貧弱といわざるを得ない状況にあり、施設管理業務の外部委託化、あるいは専門職も視野に入れた専門職員の拡充・育成は必至と考える。

243

施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況について、学生・教職員の快適で安全なキャンパスライフを実現するためには、施設設備の安全・衛生の維持管理は極めて重要であり、特に「防災対策に関すること」「環境・衛生に関すること」「施設・

設備の整備に関すること」があげられる。

「防災対策に関すること」では、「防災管理規程」等の整備により毎年防災訓練を実施するとともに、学内全域に非常用放送設備や地震発生時の避難・誘導等の自動放送設備を設置している。さらに、災害時のための保存食の管理も行われている。また、学生主催の「大学祭」では模擬店での火気使用団体に対し、草加市消防署の協力を得て火気器具等の安全点検等を実施するなど学生・教職員ともに積極的な防災活動を実施している。

「環境に関すること」では、大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理等の規定に基づき定期検査を実施し予防に努めている。万一、検査結果に問題が発生した場合は速やかに対処し、改善や補修を実施している。「健康増進法」に基づき「教室」「学生食堂」等の施設内における分煙の推進を積極的にすすめ、喫煙スペースを各棟入り口に設置し喫煙者の協力を得ている。また、「清掃」業務は委託業者により十全に行なわれている。

「施設設備に関すること」としては、消火設備、電気設備、エレベーター等規定に基づき定期検査を実施し予防に努めている。万一、検査結果に問題が発生した場合は速やかに対処し、改善や補修を実施している。2006年度は防火ダンパー・防火シャッター改修工事、消火栓ホースの取替え等を実施している。なお、図書館設置の2基のエレベーターについても、老朽化しているため検討が必要である。

「アスベスト対策」では、本学では既に1989年にその存在の確認作業と除去作業を積極的に実施してきた。2005年に文部科学省の通達を受け同年12月に施工業者の協力を得てサンプル調査した結果、アスベスト含有率は1.0%未満であり、同省のガイドラインで健康上問題ないものとし同省に報告しているが、2006年10月、文部科学省から再度通達があり、ここではアスベスト含有率0.1%未満との新たな基準値の通達を受けたため、現在、サンプルを採取し検査機関に検査依頼している。

「地震対策」は安全性の確保の観点から重要な課題の一つである。2005年文部科学省から「大空間における天井の耐震対策」について調査依頼があり、これを受けて調査した結果、「図書館特別教室」「体育部室棟武道場」が改修対象施設となったため、2006年3月改修工事を実施し完了した。また、老朽化した教室棟の耐震補強工事については、2007年3月に4棟、2007年夏休みに5棟の耐震補強工事を計画している。今後もキャンパス再編計画を踏まえながら建物の耐震補強工事について予算化する方針である。

「警備」については、夜間の施設開放時間の延長に伴い危機管理の一環として巡回警備員の増員を図るとともに、4棟周辺に街路灯を設置しキャンパスの安全確保に努めている。

今後の課題としては、キャンパス全体の安全・衛生について維持向上に努めるとともに、2007年春完成の「天野貞祐記念館」には新たな守衛所や防災センターの設置が予定されており、施設の管理運営について危機管理を踏まえた人員配置が必要となる。

将来の改善・改革に向けた方策

232

大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性について、本来大学が評価されるべき価値は、施設・設備の充実もさることながら、そこ

での教育内容や研究業績の内容が真の評価である。本学では、今まで培ってきたノウハウを元に、学内外からの高い評価を得るためにも、これまで個別の組織としてサービスを提供してきた、図書館、外国語教育研究所、情報センターの各機能を有機的に整備統合した施設を、2007年度を目処に構築し、新たな教育・研究・学習環境の場を提供することとなり、更なる教育内容・研究業績の向上に役立つものと期待している。

233

教育の用に供する情報処理器機などの配備状況について、外国語教育研究所では2007年から6教室がフルデジタル化することから機器の配備は大幅に刷新される。6教室にはPCが4教室に各40台、2教室は各52台配置され、CAL授業に活用されるよう改善に取り組んでいる。

234

社会へ開放される施設・設備の整備状況について、本学では学生用に整備する施設・設備を公開講座やエクステンションセンターによるオープンカレッジに必要な応じて開放することにして、引き続き改善に取り組んでいる。

237

「大学生のための生活の場」の整備状況について、学生寮の老朽化に対して、2004年度に再建のための調査費用予算を計上、速やかな建替え実行を図り、安価で安全な教育寮の提供ができるように改善・改革に取り組んでいる。

238

大学周辺の「環境」への配慮の状況について、本学では、日常の課題となっている自動車等による通学の禁止や、社会生活上のルールとマナー向上について、定期的に学生課職員が見回り・指導を行うなど、啓蒙活動を継続している。また、近隣自治体、町内会との懇談会を毎年行い、大学と近隣住民との意思疎通を図っている。

大学院

法科大学院（法務研究科）に関しては、施設・設備が他の研究科（法学、外国語学、経済学の各研究科）と異なるため、以下において別途報告の項を設ける。

現状の説明

244、245

大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性、大学院専用の施設・設備の整備状況については、「大学院授業および研究生活実態調査アンケート」（外国語学研究科のみ毎年実施）の調査結果からも、学生の満足度が高く十分なものと言える。

施設整備状況について、大学院には完全なる専用施設がないが、そのほとんどは6棟に集約されている。6棟5階には、法学研究科（法律学専攻）1専攻、外国語学研究科（ドイツ語学専攻・英語学専攻・フランス語学専攻・日本語教育専攻）4専攻、経済学研究科（経済・経営情報専攻）1専攻の学生を対象に、研究の便宜を図るための学生共同研究室が整備されており、ドイツ語学専攻とフランス語学専攻においては共同の研究室、それ以外は各専攻単位で1研究室が用意されている。

全室において各人に机・椅子・ロッカーおよび基本図書を配置しており、さらに、それぞれの共同研究室には複数台のパソコンとプリンタが配備されている。また、同階に各研究室共通の施設として大学院生専用の「複写室兼パソコンルーム」と研究会や会議および研究成果の発表の場としての「会議室」を整備している。複写室にはコピー機2台・製本機1台・シュレッダー1台を設置し、論文作成や授業の準備・研究資料の製本等に利用されている。さらに憩いの空間として、大学院生専用のホールを同階に整備している。

大学院関係の事務部門としては、6棟1階に大学院課の事務室があり、大学院生の研究支援や生活支援を行っている。なお、大学院専用の講義室は設けられていないが、図書館利用にあたっては、教員・職員同様の扱いで開架式書庫の入室も許可されている。

246、247、248

大学院学生用実習室等の整備状況、先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性、先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附属研究所等との連携関係の適切性について、本大学院には該当する事項がなく、問題等は特に生じていない。

249

独立研究科における、当該研究科専用の施設等の設備等の整備の適切性については、法学研究科・外国語学研究科・経済学研究科はいずれも独立研究科ではないので、報告すべき事項はない。

250

夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービスの提供についての配慮の適切性については、経済学研究科の一部で夜間授業が実施されているが、これについては、後述する施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制（項目 252）を参照されたい。

251

本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性については、本大学院に該当する事項はなく、特に問題等は生じていない。

252、253

施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況については、大学院の研究施設が6棟5階にある一方で、事務室も同棟の1階に設置されており、鍵の授受を含め様々なニーズに対応できる体制が整備されている。なお、実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況については、本学が理科系大学ではないことから、実験を実施する状況になく、特別な危険防止策の必要性はない。

各研究科の研究施設である学生共同研究室に電話が配備されているので、双方向で連絡できる環境が確保されており、また、緊急時には同一建物内であるために即座に駆け付けられる。2006年度より、大学内の他の建物同様に6棟内にAED（自動体外式除細動器）が配備され、装置を取り扱う可能性が高い1階の大学院課職員は研修を受けている。また、学生が体調不良等で倒れたりした場合、専用施設がある同一棟内の事務室を通じて、医療業務を担う保健センターに即座に連絡できる体制にある。

254、255、256、257

学術資料の記録・保管のための配慮の適切性、国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性、コンテンツ（文書、画像、データベース等のネットワークを流通する情報資源）やアプリケーション・ソフト（個々の応用目的をもったコンピュータソフトウェア）の大学・大学院間の効率的な相互利用を図るための各種データベースのナビゲーション機能の充実度、資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター（例えば、保存図書館など）の整備状況や電子化の状況については、本学図書館の施設・設備や資料など全て大学院と大学で共用し運用している。詳細については、第8章「図書館および図書・電子媒体等」を参照のこと。

点検・評価、長所と問題点

244、245、246

大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性、

大学院専用の施設・設備の整備状況、大学院学生用実習室等の整備状況について、学部・大学院が同じキャンパス内にあるので、教育・研究・学生厚生等の各施設・設備が効率良く利用でき、また、大学院の全ての研究科・専攻の研究室が同じフロアに整備されているので、他研究科・他専攻とも交流を持ちやすく、情報交換を促進し、それぞれの専門分野の視点からアドバイスを受けることが容易であることが利点である。

また、各専攻共同研究室の室長（各研究科・専攻の大学院生代表）と大学院事務室で構成する「室長連絡会」を年2回実施し、図書および備品の予算請求や、各共同研究室における問題点や要望等を話し合う場を設け充実した共同研究室運営ができるように努めている。

しかし、大学院共同研究室は、申請により夜間の使用も可能となるが、夜間の安全管理システムが充分とは言えない。夜間警備体制の強化や6棟入り口に防犯カメラ等を設置するなどの対応が必要である。修士論文の追い込み時期は研究活動で深夜に及ぶことが多く、その意味からも防犯体制の整備は急がれる。6棟は防災センター（守衛室）からも離れていること、夜間に人が残る建物であることを踏まえ、他の建物以上に安全対策が望まれる。

252

施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況については、3つの研究科の中で経済学研究科の社会人学生が在学する場合、本人の希望に応じて夜間の授業が開講されるケースがあるが、その時間まで事務局が窓口対応をしていない。ただし、研究科の院生に対しては、少人数である利点を生かし、伝達手段として掲示以外に携帯電話、メール等により直接連絡する手段を講じている。夜間対応については、学部を含めた全学的体制として整備されている訳ではないので、今後、全学的に検討する必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

244、245、246

大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性、大学院専用の施設・設備の整備状況、大学院学生用実習室等の整備状況については、外国語学研究科において実施している「大学院授業および研究活動実態調査アンケート」（1年コースにおいては年2回、その他は年1回実施）における「あなたの研究活動にとって、施設設備は充分整っていますか？」の設問に対し、概ね整っていると回答している者が80%を超えているが、図書館における書籍の充実に関する不満が例年みられる。今後は図書館とも連携し具体的解決をしていくことが課題である。

今後は他の専攻においても同様の調査を実施し、問題解決の足がかりとしたい。

法科大学院

現状の説明

244、245

大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性、大学院専用の施設・設備の整備状況については、本研究科では、セキュリティの確保、十分な教育効果をあげるにふさわしい学習環境の整備・維持・提供という観点から、本研究科の専用施設として、教員の個人研究室やTA準備室（講義準備室）の他、法科大学院の学生が利用する専用施設として次の施設（4棟1・2階）を備え、ハード・ソフトの両面からの効率のかつ快適な教育環境の維持に努めている。

1. 教室
 - 中教室（収容 60 人） 3 室、うち 1 室は、PC 教室
 - 小教室（収容 30 人） 6 室
2. 演習室（収容 24 人） 5 室
3. 模擬法廷教室 2 室
4. 図書・資料室 1 室
5. 学生自習室 3 室
6. その他（ロッカー（収容定員分+ ）、談話スペース、面談室）

246、247、248、249、250、251

大学院学生用実習室等の整備状況、先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性、先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附属研究所等との連携関係の適切性、独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性、夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性、本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性について、現状は以下の通りである。

（1）リーガル・クリニック ・ 及びエクスターンシップ

本研究科の第一の特色は、本学開学以来一貫してきた「地域社会に広く開かれた大学」の理念を継承し、地域密着型法曹の養成を掲げる法科大学院として、埼玉弁護士会等との連携のもと、地元自治体・地域と密接に協力しながら、「理論と実務の架橋」を実践するリーガル・クリニック、エクスターンシップといった法曹実務教育への配慮にある。

これらの制度運用との関連において、「リーガル・クリニック」を行う実務実習室に関しては、市民への充実した法律サービスの提供といった観点から、すでに草加市民文化会館を地元草加市から無償で借用している。

また、「リーガル・クリニック」については、2007年度から、東京弁護士会が公設事務所として開設している弁護士法人渋谷パブリック法律事務所、北千住パブリック法律事務所

等において、実務実習を行っている。

さらに、法律実務に関連する法律実務以外の分野で、夏季・春季等の休業期間を活用して実務研修を行う「エクスターンシップ」については、すでに受け入れ先として協力を得ている地元自治体、NPO 団体等を研修先として派遣した。

(2) 「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」

本学法科大学院では、その理念を実現するために、2007 年度はじめに地域と子どものために法律サービスを提供する非営利のセンターである「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」の開設を予定している。同センターの構想は、文部科学省の「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に採択され、その助成を受けて準備され、本研究科専用施設に隣接する位置に開設が予定されている。本研究科の臨床法学教育を提供することにもなる。

(3) 学習施設、学生への配慮

本学法科大学院専用施設（4 棟 1・2 階）の出入りについては、各人に配布された IC カードを使用することによって行われる。その他、法科大学院協会を通して全法科大学院のすべての学生が加入を義務づけられている「教育研究賠償責任保険」の制度に、本研究科に在籍するすべての学生が加入し、その適用を受けている。

252

施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況については、専用施設が特定の棟に集中している関係もあり、比較的順調になされている。

法科大学院は 4 棟の 1・2 階を専用施設としている。1 階の東側に、模擬法廷教室が 2 教室、2007 年 4 月に開設が予定されている「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」準備室と同センター会議室、1 階西側には演習室が 2 室の他、研究科長室、会議室、T A - 教員補助室、講師室、応接・面談室、客員教授室、事務室、倉庫が設置されている。2 階には専用図書資料室、図書配架室、P C 教室、小教室（30 人規模）2 室、西側には演習室が 3 室、小教室（30 人規模）2 室、中教室（60 人規模）2 室が配備されている。1 階の東側スタッフゾーン（昼間時間解放）と西側の各入口ゾーン、2 階ゾーンの入口に各々認証扉を設置し、セキュリティーカードにより部外者の入退室を制限する等の安全面に配慮している。

その他に 24 時間利用が可能な自習室が同規模(54 席)で、1 階に 1 室と 2 階に 2 室の合計 3 室が整備されている。特に夜間における学習が常態化しているため、4 棟入口ではある時間帯以降は法科大学院生が携行するセキュリティーカードによる管理とし、外部からの侵入を防ぐ体制を確保している。

253

実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況については、本学法科大学院が理科系大学ではなく専門職大学院であることが

ら、実験を実施する状況になく、特別な危険防止策の必要性はない。実験が皆無にしても学生が体調不良等で倒れたりした場合、専用施設がある同一棟内の事務室を通じて、医療業務を担う保健センターに即座に連絡できる体制にある。

254

学術資料の記録・保管のための配慮と適切性については、大学図書館と法科大学院が共同で管理・運営にあっている。法科大学院で図書（辞書・辞典、専門書、雑誌等）および判例集等を導入する場合、書籍を購入後にまず大学図書館による配架用の登録作業（OPACへの登録を含む）を行った後、法科大学院専用図書資料室に配架される。所蔵書籍については、前述の「OPAC」により一括管理されるため、大学院施設内のパソコン、VPN 接続による学外パソコンからでも図書目録の有無および所在が検索できる。加えて、図書資料室の配架スペースも考慮し、外部データベース（TKC、第一法規、LLI、LexisNexis 等）も積極的に導入しており、学習・研究に大きく貢献している。

法科大学院図書資料室における書籍の閲覧に際しては、法科大学院施設以外の持ち出しを禁止しており、雑誌類以外で図書資料室から各自の自習室等へ持ち出す場合、図書資料室カウンターにおいて貸出手続をとるものとしている。他方で、大学図書館にない書籍が法科大学院図書資料室に配架されているものもあり、学部学生にとっても法科大学院図書資料室の存在は大きなものとなっている。

また、「獨協大学大学院法務研究科紀要に関する申し合わせ」に基づき、年に1回『獨協ロー・ジャーナル』を発行し、法科大学院の専任教員、兼任・兼担教員およびTA等の研究・教育の成果を公表している。発行した紀要は、法科大学院図書資料室および大学図書館で閲覧に供しているほか、他法科大学院、弁護士会を含む関係諸団体および国立国会図書館にも寄贈、保管されている。

255

国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性については、大学図書館が「OPAC」を採用していることから、大学院施設内のパソコン、VPN 接続による学外パソコンからでも図書目録の有無および所在が検索できる。

また、臨床科目として國學院大學、東海大学、明治学院大学と本学を加えた4大学が共同で開講している「リーガルクリニック（上級編）」の受講者は、実習場所である國學院大學（学内に開設されている渋谷パブリック法律事務所）の図書資料室の利用が可能となっている。

法科大学院発行の紀要については、他の法科大学院との相互寄贈を行っており、寄贈される紀要類は学生も含め閲覧に供している。学部発行の紀要類についても大学図書館で閲覧可能である。

国外の大学院・大学の論文等については、既に導入済みの外部データベース（LexisNexis）により検索・閲覧が可能である。

コンテンツ（文書、画像、データベース等のネットワークを流通する情報資源）やアプリケーション・ソフト（個々の応用目的を持ったコンピュータソフトウェア）の大学・大学院間の効率的な相互利用を図るための各種データベースのナビゲーション機能の充実度については、既に全学的に利用されている「講義支援システム」、「授業レポートシステム」を法科大学院でも活用し、レジユメの公開、レポートの授受、アンケート利用、出席管理などで有効利用している。

また、外部データベースについては、一部法科大学院学生に使用が限定されたもの以外は大学図書館がこれを取り纏め、ホームページ上で公開し利用を呼びかけている。

資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター（例えば、保存図書館など）の整備状況や電子化の状況については、既に既存の法科大学院図書資料室（書庫を含む）が手狭になっていることから、今後は書籍の購入に代えて、外部データベースへのシフトなどで対応している。

点検・評価、長所と問題点

大学院研究科の教育研究目的を実現する為の施設・設備等諸条件の整備状況の適切性および大学院専用の施設・設備の整備状況について、本学法科大学院の授業が、相当の予習・復習を前提としたものであること、また、学生が教室で授業を受ける以外の、教室外での個別学習の時間が必要とされることを考慮し、「学生自習室」（収容定員分+）については、自習室の充実と、学生がいつでもパソコン上で判例集・判例解説等の必要な情報を得られる「机上の図書館」として、インターネットを利用したデータベースの利用環境を整え、IT関連設備の充実を図っている。

「図書・資料室」については、本研究科が、現在4学部8学科、3研究科6専攻をおく草加キャンパス内に設置されていることから、既設の大学図書館の活用と同時に法科大学院専用の施設を「図書館の補完的位置付け」として設け、十分なサービスの提供（24時間利用可能）を行っている。

「模擬法廷」教室は1999年、法学部国際関係法学科の学科増設による「国際模擬裁判」のカリキュラム開講に伴い、すでに備えられていたが、本研究科の設置を機に本研究科専用施設としてさらに二つの模擬法廷教室を設置し、実際に授業で使うことにより、学生のモチベーションも上がるなどの教育・学習効果を上げていることが実証済みである。

施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況については、HP上で学生の意見投稿を把握できるシステムがあり、それに基づき2005年度に法科大学院が位置する建物周辺の夜間の照明が暗いとの指摘に応じて、安全に配慮して早い段階で外灯を設

置する等、多大なコストを要する大規模工事の要望は別として、比較的軽微な施設・設備の改修は必要に応じた措置を講じている。また、改修できない場合にも理由を付し、学生に意見投稿の回答としてフィードバックしている。

253

実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況については、安全面においては、2006年度から大学内の各棟にAED（自動体外式除細動器）を常設し、装置を扱う事務局職員の研修を義務付けた上で、法科大学院4棟内に配備している。一方、セキュリティーゾーンの設置に伴い換気の問題が指摘されているが、これは密閉度を高めることで、空気の循環を妨げる結果となっている。

254

学術資料の記録・保管のための配慮と適切性については、所蔵書籍のデータ管理について、大学図書館、法科大学院図書資料室といった配架場所の所在を問わず大学図書館が一括管理登録している点は書籍の重複購入等を避ける意味でも評価できる点といえる。また、書籍以外にも利用者からのニーズも踏まえながらの外部データベースの導入を進めるなど、利用者からの評価も高い。

他方で、法科大学院図書資料室における書籍の保管については、書籍貸出手続が大学図書館のように入館ゲートによる不法持ち出しチェックシステムを有していないことから、所定の貸出手続を経ずに書籍を持ち出すケースが見受けられ、破損、紛失の一因となっている。本来は、図書資料室での書籍の閲覧を原則としているものの、閲覧スペースが手狭であることも不法持ち出しが多い要因と言えるかもしれない。

法科大学院紀要『獨協ロー・ジャーナル』については、創刊号に8編の投稿原稿が寄せられ、掲載内容も多分野に渡り、質の高いものといえる。残念ながら創刊号においては、法科大学院生の執筆原稿は掲載されていないが、次号以降は掲載も視野に入れている。

255

国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性については、法科大学院の立地上、近くに他の法科大学院がないことから、図書等の学術情報・資料の相互利用が困難なため、他大学と合同で行う授業の延長線上で、図書資料室が活用できる点は学生にとっても好評のようである。但し、そもそもそういった特典についての認知度は低く、結果として受講生数も限られるため、実際の恩恵を受ける者はごく少数に限られる。以上のような点から、条件整備とその利用関係については概ね良好といえるが、一部広報活動等において改善を要するものと言える。

256

コンテンツ（文書、画像、データベース等のネットワークを流通する情報資源）やアプリケーション・ソフト（個々の応用目的を持ったコンピュータソフトウェア）の大学・大学院間の効率的な相互利用を図るための各種データベースのナビゲーション機能の充実度

について、現状では、概ね良好に機能しているものとする。

257

資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター（例えば、保存図書館など）の整備状況や電子化の状況について、一部書誌については外部データベースへのシフトを行ったことで、欲する情報が迅速に入手可能となったことは好評であるが、著作権等との絡みから現物の書籍に比べると情報の更新が遅いことは否めない。

将来の改善・改革に向けた方策

244、245

大学院研究科の教育研究目的を実現する為の施設・設備等諸条件の整備状況の適切性および大学院専用の施設・設備の整備状況について、本研究科施設をより一層充実させる観点から、現在、法科大学院施設である4棟全体の改修計画が立てられ、来年4月の完成をめざして進められている。本研究科専用施設の改修計画の概要は、以下のとおりである。

現在法科大学院が使用している4棟の3階部分を法科大学院専用施設に含むように改修することで、専用スペースを1.5倍に増やす。

教員個人研究室18室を3階部分に移すことで、学生指導その他に対応しやすくする。

3階部分に80名程度収容可能な教室を2室新設、うち1室を馬蹄形の階段教室とし、模擬法廷教室の1つを3階に移設する。

1階部分の半分を「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」のためのスペースとする。

1階部分の半分を法科大学院管理用スペースとし事務室をほぼ2倍のスペースとする。

2階の図書資料室に付属する閲覧室部分のスペースをほぼ2倍にする。

修了生用の自習室スペース（40人分）を新設する。

以上の計画を前提として、2階の教室部分および1階の模擬法廷教室の再配置をする。

4階部分の床に騒音防止対策のためタイルカーペットを敷設する。

以上の改修により、本研究科の施設・設備の改善を図り、教育・学習環境を整えていく計画である。

252

施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況については、法科大学院の施設・設備は、教室等に代表される建物内部に関わる部分と建物全体の外観の見栄えも重要となる。法科大学院がある4棟は耐用年数が残り10年程度となり老朽化も目立ってきている。今後、内部的な施設・設備の改修は見込まれるが、併せて外壁工事等の着手により外観も整備したい。

253

実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況については、救急の場合に連絡して駆け付ける保健センターは同一敷地内にあるものの、多少距離が離れた場所に位置するので、近隣への移動が望ましい。環境においては、2006年度末に予定される施設・設備の改修を機に換気口を取り付け、空気の清浄化に努めたい。

254

学術資料の記録・保管のための配慮と適切性については、学術情報の保管における問題点のいくつかは、物理的な施設スペースが要因となっており、閲覧室を含めた法科大学院図書資料室の拡張を視野に入れるとともに、現在の大学図書館との書庫の共有などを検討する。

いずれも、法科大学院単独で改善・改革するものではなく、大学全体としての取り組みが不可欠であるため、情報インフラの整備も含め、特に図書館、情報センター等との連絡・調整を強化していく必要がある。

255

国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性については、前述のとおり、臨床法律科目「リーガルクリニック（上級編）」受講学生は、既に國學院大學図書資料室を利用可能であることから、今後はその範囲を拡大し関連4大学間で図書資料の相互利用が可能となるよう検討を行いたい。この際、併せて各大学で開講している授業科目の相互開放（単位認定を含む）も検討していくことが望ましい。科目開放にあたっては、4大学が共通で保有する「遠隔授業システム（テレビ会議システム）」を利用した学術情報の提供も一考に値する。

また、図書等の学術情報・資料の相互利用に資するため、大学が発行する紀要のデジタル化も積極的に進める必要がある。

256

コンテンツ（文書、画像、データベース等のネットワークを流通する情報資源）やアプリケーション・ソフト（個々の応用目的を持ったコンピュータソフトウェア）の大学・大学院間の効率的な相互利用を図るための各種データベースのナビゲーション機能の充実度について、差し当たりは、現状どおりとし、引き続き大学全体としての方向性に準ずる予定である。

257

資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター（例えば、保存図書館など）の整備状況や電子化の状況について、手狭となった法科大学院図書資料室の拡張を前提に、大学の関係部署との調整を行う。

【第8章】

図書館および図書・電子媒体等

概要及び目標

大学図書館は、大学の掲げる教育・研究の理念・目標を達成するための基盤的な施設として、図書、雑誌等の資料を収集し、利用者に対し効果的に提供すること、情報を有効に学内外に発信することを使命としている。本学図書館の方針と目的は、学習図書館と研究図書館の両方の機能を持ち、学内の学習および教育研究上必要な資料を系統的に収集整備し、学生、教職員等の利用に供することである。この目的を達成するために、以下の取り組みを行っている。

図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性を図るために、図書の選定にあたっては、図書選定委員会が分野別にグループを組織し、大学図書館として整備すべき基本資料や学部・学科の構成やカリキュラムに沿った学習用図書を主に選定している。学生からの資料購入希望は図書館ホームページで受け付けている。教育・研究用資料については、図書館の図書・図書資料費予算の一部を各学部学科、大学院等に配分し、選定を委嘱している。各学部学科、大学院等から選任された図書選定責任者は学部学科の方針に基づき選定される資料や教員・大学院生から出される希望などを調整した上、購入の確定をしている。今後、新学部関連資料や新しいカリキュラムに即した関連資料の整備や特色ある蔵書構成の充実を推し進める。また、学術資料を体系的に拡充していくために、図書館、学部学科、大学院が一定の選定方針に基づいて実施できるよう、全学的に認められる選定基準を策定していく。

なお、AV資料に関しては、2007年9月開館予定の新図書館のAVコーナーでは図書館視聴覚室と外国語教育研究所のAVライブラリーの資料を併せてサービスを行う予定である。

施設面、利用面に関しては、本学図書館は利用状況や統計等を基に継続的に利用時間を延長し、開館日数を増やしてきた。授業期間において、授業開始15分前の開館と月曜 - 金曜22時、土曜20時までの開館時間延長を実現している。2007年9月開館予定の新図書館では、より利用者サービスの改善・拡充につながるよう施設設備の整備を計画している。様々な目的をもった利用者が学習や研究のため利用でき、いろいろな支援を受けられる長時間滞在型図書館のコンセプトが達成できるように改善する。また、学習支援、教育・研究支援を拡充するために、レファレンスサービスと情報リテラシー教育を充実させ、同時に各専門分野の主題に対応できる職員を育成するため研修システムの構築にも取り組んでいく。さらに図書館ネットワークの改善を図り、ネットワークや図書館情報システムを積極的に活用し、利用者により使いやすく、学習・研究支援に有効なサービスの改善・拡充を行う。

大学の社会貢献のためには、図書館の地域への開放が求められる。本学では卒業生やオープンカレッジ受講生に開放しているほか、2005年12月からは草加市立中央図書館と協力協定を締結し、草加市民（草加市勤務者を含む）に対する館内閲覧サービスを開始した。開かれた大学図書館として地域住民の生涯学習などに寄与するため、今後自治体とコミュニケーションを取りながら、対象地域の拡大を図っていきたい。

図書館情報システムにおいては、本学は早くから検索機能を充実させた OPAC を開発し、図書館の全蔵書のうち LP レコードを除く約 76 万冊の蔵書検索を学内外から利用できる環境を整えてきた。今後は、この図書館情報システムをさらに機能アップさせ、利用者ごとの図書館ポータル機能や SDI（最新情報提供）機能などを加え、サービスの改善・拡充を行う。

本章における自己点検・評価の目標

- ・ 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の整備を図り、利用者に対し効果的に資料を提供し、情報を有効に学内外に発信する。
- ・ 図書館の施設面・利用面について点検し、利用者サービスの改善・拡充につながるよう施設設備の整備を行う。
- ・ 図書館ネットワーク、図書館情報システムの改善を図り、利用者により使いやすく、学習・研究支援に有効なサービスの改善・拡充を行う。
- ・ 開かれた大学図書館として地域住民の生涯学習などに寄与するよう、図書館の地域開放を推進する。

大学

ここでは学内一般向けに開放されている図書館について報告を述べる。なお、法務研究科の専用図書資料室については、別途報告する。

現状の説明

258

図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性について、本学図書館の方針と目的は、学習図書館と研究図書館の両方の機能を持ち、図書館1箇所に学内の学習および教育研究上必要な資料を系統的に収集整備し、教職員、大学院生、学部学生等の利用に供することである。

図書館運営を円滑にするため、2つの委員会を設置している。館長の諮問に応じて図書館に関する重要事項を審議するために図書館運営委員会を、また図書館の運営に協力し、かつ、図書館と学部学科及び大学院との意思の疎通をはかるために図書館企画委員会を設置している。

2005年度における蔵書数は約76万冊で、和書47万冊、洋書29万冊である。洋書の比率は38%になっている。

所蔵雑誌種数は12,069種(うち外国語4,536種)、年間受入雑誌種は3,112種(うち外国語1,241種)、新聞種は38種(うち外国語22種)、データベース種数は22種(うち外国語11種)、フルテキストのオンラインジャーナル種数は約5,100種である。

視聴覚資料は、CD約2,300タイトル(図書・雑誌の付録等含まない)、LPレコード約11,000タイトル、ビデオディスク約2,800タイトル、ビデオテープ約1,400タイトル、DVD約500タイトル、そのほかマイクロ資料が約290タイトルある。

図書の選定は、図書館職員で構成する図書選定委員会が分野別にグループを組織し、大学図書館として整備すべき基本資料や学部・学科の構成やカリキュラムに沿った学習用図書を主に選定している。学生からの資料購入希望は図書館ホームページから受け付けている。教育・研究用資料については、図書館の図書・図書資料費予算の一部を各学部学科、大学院等に配分し、選定を委嘱している。各学部学科、大学院等から選任された図書選定責任者は学部学科の方針に基づき選定される資料や教員・大学院生から出される希望などを調整した上、購入の確定をしている。

視聴覚資料については、視聴覚資料選定委員会がカリキュラムに即した資料や自律学習、一般教養のための資料を中心に選定している。教育・研究用視聴覚資料は、学部学科等に委嘱した図書資料費を使って図書と同様の手続きで選定される。ただし、語学学習用視聴覚資料は、外国語教育研究所AVライブラリーが整備している。

学術雑誌については、洋雑誌の高騰が雑誌関連予算において大幅な赤字を招き、図書などの購入予算をかなり圧迫していた。また雑誌等新規の継続購入要望が多くあったが、予算不足のため購入できなかった。そのため2004年度から2005年度の2年間にわたり、全

学的協力を得て継続購入雑誌の全面的な見直しを実施した。

蔵書の特徴としては、人文科学、社会科学の各分野において英語、ドイツ語、フランス語の資料が充実していることがあげられる。また授業との関連もあり、クラシック音楽を中心に視聴覚資料が充実している。

特別コレクションとして、ドイツ表現主義文庫、鈴木信太郎文庫、D.H.ロレンス文庫があり、ドイツ表現主義関連資料や鈴木信太郎文庫の軸となっている十九世紀フランス象徴派とその周辺の資料は積極的に収集している。

259

図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性について、現図書館は1968年に開館し、4階建てで1階から3階までが図書館、4階は特別教室となっている。図書館の総面積は8,092㎡、主な用途別内訳はサービススペース2,860㎡、書庫スペース3,613㎡、事務スペース444㎡である。収容可能冊数は95万冊、現在蔵書数は約76万冊で、うち開架書は約12万冊（開架率16%）である。

図書館施設として、ブラウジングコーナー、参考書・書誌コーナー、雑誌コーナー、判例室、新聞閲覧室、開架室（3室）、視聴覚室、貴重書室、特別図書室、共同研究室（3室）、多目的教室、書庫、事務室がある。

設備としては、マイクロリーダー2台、蔵書検索専用OPAC18台、*WebOPAC44台、CD-ROM専用PC3台、複写機6台（うちカラー複写機1台）がある。その他入館システム、BDS（無断持出し防止装置）、防犯カメラを設置している。

視聴覚室には、セルフ方式視聴席13席（DVD、LD、ビデオ、CD、カセット）、送り出し方式視聴席10席（ビデオ、レコード、オープンリール）がある。

*蔵書検索のほか図書館で提供するデータベースやインターネットが利用できる環境にあるPCをWebOPACと表す。

260

学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性について、本学図書館の閲覧座席の総数は、836席で、学生収容定員（大学院生を含む）に対する閲覧座席数の割合は、11.4%である。2005年度の開館日数は276日（2004年度272日）となっている。図書館の開館時間および視聴覚室の開室時間は、以下の通りである。

図書館開館時間

授業期間：月曜日～金曜日： 8：45 - 22：00

土曜日：8：45 - 20：00

日曜・祝日：10：00 - 20：00（定期試験関連期間のみ）

夏休み期間：月曜日～土曜日： 9：00 - 18：00（8月の土曜日は閉館）

春休み期間：月曜日～土曜日： 9：00 - 16：45

視聴覚室の開室時間

授業期間：月曜日～金曜日： 12：00 - 18：30

図書館ネットワークの整備は、1980年代のホストコンピュータによる学内情報ネットワークにかわって、1990年代後半からLAN/インターネットに対応したネットワークを構築してきた。大学のネットワーク整備計画(DAINET、DAINET)の中で、図書館内にもLANによるネットワーク整備が進み、1998年より図書館ホームページの公開、LANを利用した図書館システムの導入により、OPACやデータベースなどの学内外からの利用が可能になった。

現在では、以下のクライアントPC・業務サーバー等の機器が配置されており、業務および利用者とも学内外のネットワーク資源をスムーズに利用できる環境にある。

利用者用PC:	62台(教育用ネットワーク)
多目的教室用PC:	54台(教育用ネットワーク)
業務用PC:	50台(業務用ネットワーク)
業務サーバー:	2台(業務用ネットワーク)
自動貸出装置:	1台(業務用ネットワーク)

利用者教育としては、4月から5月にかけて、新入生(大学院生含む)に対し図書館ツアー、OPAC(初級、中級)、情報検索、ビデオ上映会などのオリエンテーションを行っている。また新任教員のガイダンスも行っており、ほとんどの専任教員が参加している状況である。年間を通して、データベース講習会やレポート・論文作成のための情報検索法の講習会などを行っている。教員から依頼をうけて授業時間に教室で行う情報検索等のガイダンスの需要は全学科に及んでいる。司書課程の授業では、本学図書館の資料購入から書誌作成、分類・件名付与などの整理業務についてのテキストを作り、2回授業を担当している。授業でのガイダンスは、15回、受講者数581名あり、2006年度は3倍の受講者になる予定である。

指定図書制度や教員推薦図書(洋書)、本学教職員著作図書コーナーを設置し、学生の学習の便に供している。

261

図書館の地域への開放の状況について、2005年度の学外利用者登録数は、500名、そのうち卒業生の登録は428名であった。そのほかにオープンカレッジ受講者1,187名は、受講証で図書館を利用できるようになっている。いずれも、設備・機器やデータベース、AV資料を含む資料の館内利用および図書、雑誌貸出のサービスを行っている。また大学等の機関に所属しない研究者に対しても、利用申請手続きは必要となるが、利用可能にしている。

加えて、本学は埼玉県大学・短期大学図書館協議会の会員になっており、加盟館の構成員(学生、教職員等)は紹介状の発行を必要とせず、共通閲覧証の提示のみで他の図書館を利用できる。本学が所在する草加市とは本学図書館の利用について過去に何度も協議してきたが、様々な環境や条件の障害があり、実現してこなかった。しかし2004年に草加

市立中央図書館と協議を再開し、2005年12月より草加市住民（通勤者含む）の調査・研究または学習に寄与することを目的として、所蔵資料の館内閲覧（AV資料、マイクロ資料の利用を含む）のサービスを開始した。

262

学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況について、本学の図書館情報システムは、以下のパッケージシステムを採用してきた。

1989年 - DOBIS/E, DOBIS-PLUS (日本IBM)
運用範囲：閲覧、目録、OPAC (館内)、利用照会
1998年 - CILIOUS (伊藤忠テクノ)
運用範囲：閲覧、目録、発注・受入、逐刊管理、WebOPAC、利用照会
2001年 - NeoCILIOUS (伊藤忠テクノ、日本事務器)
運用範囲：上記に加え、支払・予算管理、OPAC多機能化

図書館情報システムは、1989年に学内のホストコンピュータを使い、DOBIS/E (IBM) を導入した。1990年から学術情報センターと接続して、共同目録に参加している。また同時に5ヵ年計画で蔵書目録の遡及データ入力も行った。その後1998年にCILIOUS (伊藤忠テクノ) に変更し、収書業務、ILLを加えたトータルシステムとなった。またWebOPACになり、図書館内だけでなく、学内外に蔵書目録データが公開できるようになった。2001年に現在の図書館情報システム NeoCILIOUS を導入し、いち早く多言語に対応したほか、紀要目次情報、人物情報、投書システム、資料購入請求、新着案内など多機能なシステムとなっている。

図書館の全蔵書のうちLPレコードを除く約75万冊の蔵書にOPACからアクセス可能になっている。また外国語教育研究所AVライブラリーと法科大学院図書室の蔵書も目録データベース化しており、図書館情報システム NeoCILIOUS のOPACで学内外に公開している。図書館ホームページは、1998年に公開して以来、様々な学術情報の提供を行っているが、可能なものはCD-ROMからオンライン・データベースに切り替えるなど、オンライン・データベースを積極的に契約し、一部のデータベースは学外からも利用できるようにしている。以下が主な契約データベースである。

[新聞・ニュース等]：聞蔵 ビジュアル(朝日新聞)、日経テレコン21、ヨミダス文書館(読売新聞)、Lexis Nexis Academic
[雑誌記事索引・電子ジャーナル等]：MAGAZINEPLUS、大宅壮一文庫雑誌記事索引検索、EBSCOhost、JSTOR、ScienceDirect、SwetsWise
[書誌・索引等]：GeNii、Global Books in Print、ERLインターネットサービス
[法律情報]：法律情報データベース、リーガルベース・インターネット版、LexisNexis Academic、beck-online
[辞典等]：Japan Knowledge、Oxford Reference Online、小学館コーパスネットワー

ク、Oxford English Dictionary

[その他] : eol DB タワーサービス (有価証券報告書などの企業情報) Source OECD、官報情報検索サービス

その他、個々の雑誌については必要に応じてオンライン版の購読契約をしている。

図書館ホームページのリンクページでは、インターネット上の膨大な情報の中から内容を精査の上、カテゴリー別にリンク集を作成し、利用者に確実な情報を提供している。また CD-ROM、DVD-ROM 専用 PC も設置しており、ジュリスト、判例タイムズ等法律雑誌の全文が利用可能になっている。

国内外の他大学との協力については、国内では NACSIS-ILL の参加館であり、システムを通して迅速に資料の提供・享受が可能となっている。また、埼玉県大学・短期大学図書館連絡協議会に加盟し、各種相互協力を行っている。加盟館の構成員は紹介状の発行は必要とせず、共通閲覧証の提示のみで他の図書館を利用することができる。また、国外については、現在 IFLA (国際図書館連盟) BLDSC (英国図書館文献複写サービスセンター) Subito (ドイツの文献貸借・複写サービス) を主に利用し、利用者へ文献貸借・文献複写による資料提供を行っている。また、海外の図書館へ直接依頼するなどし、可能な限り資料提供できるよう努めている。

点検・評価、長所と問題点

258

図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性について、資料整備の前提となる選定基準については、各学部学科、大学院等に依頼している教育・研究用資料選定において、明確な選定基準はなく、その時の各学部学科や選定責任者の方針により選定が左右されることがある。それ以外の資料を選定する図書館選定委員会では、図書選定基準等に則り収集しているが、あくまでも図書館の内規であり、全学的に承認された選定基準ではない。

図書に関しては、ここ数年間は、雑誌の赤字補填に図書館で選定する資料費を当てていたため、学習用資料や基本資料の収集が十分とは言えなかったが、蔵書構成全体を見れば、概ね適切な状況である。しかし、スペイン語、中国語、韓国語などの新学部関連資料や新しいカリキュラムに即した関連資料の収集については十分とは言えず、今後も重点的に収集する必要がある。また特色ある蔵書構成もさらに推し進めるべきである。

視聴覚資料については、音声資料も映像資料も量的にも体系的にも適切に整備されているが、語学学習用 AV 資料は、図書館ではなく外国語教育研究所 AV ライブラリーで整備しており、利用者の利便性等の観点からは問題がある。

学術雑誌の全面的な見直しは、限られた予算の中で必要な学術雑誌を厳選することになり、結果として 220 タイトルを購読中止にし、2,239 タイトル購読することになった。そのうち 237 タイトルは新規購入である。特に必要とする雑誌が明確になり、580 万円増額する

ことができた。概ね各分野バランスのとれた選定結果が得られ、また赤字解消にもつながった。継続雑誌の見直し作業は、学術雑誌整備の上で改善につながり、非常に評価できるものであった。今後は新規購入と購入中止などは、教員、院生、学生の希望や図書館選定委員会の選定結果を図書館企画委員会に諮り、決定することになる。

図書館図書費・図書資料費は、1995年以降横ばいとなっていたが、2006年度より雑誌関連の予算が580万円増額された。しかし、日本私立大学連盟の平成16年度大学図書館実態調査によると、学生一人あたり図書館資料費は、国立大学平均37,900円、私立大学平均は22,800円に対し、本学は18,660円である。また大学総経費に占める図書館資料費の割合は、国立大学平均1.7%、私立大学平均は1.1%、本学は0.8%である。さらに資料の充実を図るためには、予算措置の検討が必要である。

259

図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性について、本学図書館では、来館しなくても利用できる環境を提供しながらも、学習・研究の場と支援を提供する滞在型の図書館を目指している。建物の構造上制限のあるスペースにおいても創意工夫をこらしている。例えば静粛性を求めるエリアと電卓、PC、携帯電話（通話以外の機能）の使用を認めたエリアなどに分けし、利用者のニーズに合わせた場の提供をしている。利用目的の異なる利用者の住み分けは概ねうまくいっているが、構造上騒音対策が十分に取れない。

蔵書検索専用OPACとWebOPACを計62台設置している。ワードやエクセルなどのソフトも利用可能で、図書館の資料やデータベースを使いながらのレポート作成などによく利用されている。PC増設の要望があるが、設置スペースがなく増設することができない。PCを設置している机が狭く、資料とPCの両方を同時に使う場合には、不便をきたしている。利用者が持参したPCの利用はできるが、学内LANに接続する環境がないため、オンライン・データベースやインターネットなどを利用することができない。

新聞閲覧室には原紙最新6ヶ月分と縮刷版6年分を配置しており、学習・研究資料のひとつとしてよく利用されている。

共同研究室は、比較的利用されているが、AV資料の利用やPCを学内LANにつないで利用できる環境があれば、さらに利用が増えるものと思われる。

多目的教室はPCの利用できる司書課程及び学校図書館司書教諭課程の授業用教室とAV機器の使える共同研究室を兼ねたものである。また図書館ガイダンスや情報リテラシー教育にも使用されており、有効利用されている施設である。

視聴覚室は3階の奥まった所にあり、利用者にはわかりにくい。また資料は全て視聴覚室専用書庫にあり、利用者は直接AV資料を見ながら選択することができない。施設や運用方法等全てに抜本的な改善が必要である。

開架書は現在約12万冊まで拡充してきたが、建物が閉架式を前提にした古い構造のため、開架書架増設も既に限界に達している。また書庫も狭隘化の問題があり、特定分野の資料が増える都度、広範囲に資料の移動作業をしなければならない状況になっている。

資料保存については、資料保存容器の使用、革装丁本の劣化予防対策、脱酸処理など行

い、特別図書室は温度管理、貴重書室は温度湿度管理をしており、資料保存対策が取れていることは評価できる。しかしながらマイクロ資料については、除湿しているだけの書庫に配架されており保存対策が必要である。

貴重書・特別図書等を閲覧する専用スペースがなく、管理上、資料保存上問題がある。

入館システム、BDS、防犯カメラを設置したことにより、設置以前に比べ不審者の入館や盗難事件等がほとんどなくなり、利用者が夜遅くまで安心して利用できる環境を提供できていることは評価できる。

260

学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性について、閲覧室座席数の総数は特に問題はないが、PCなどの機器利用可能な席やグループで相談しながら学習する席などは不足している。利用者の使い方が変化しており、静粛性を求める席だけでなく、さまざまな利用目的にあった閲覧席数も確保する必要があると認識している。

開館時間については利用状況や統計等を基に継続的に延長し、開館日数を増やしてきた。授業期間において、授業開始15分前の開館と月曜 - 金曜22時、土曜20時の閉館となる開館時間延長は利用者に定着してきており、評価できるものである。

しかし、日曜・祝日は、7月と1月の定期試験関連期間のみの開館であること、及び、図書館内にある視聴覚室は授業期間の月 - 金、12時から18時30分の開室時間であることについては、利用者から強く延長の要望がだされている。特に視聴覚室の改善は早急に行う必要があると認識している。

図書館ネットワークの整備については、大学の基幹ネットワーク速度は段階的に高速化してきていることは評価できるが、内外の情報サービスの多様化、大容量化に対応して増強していく必要がある。また、図書館内では現在無線によるネットワーク利用ができないので改善する必要がある。

図書館ネットワークは大学のネットワークの一環であり、ネットワーク管理は学内「情報センター」およびその委託業者が行っている。トラブル対応や機器更新など、専門性の高い要員・組織により運用されているため、円滑な運用が可能になっていることは評価できる。反面、図書館以外の要因でのトラブルやサービス停止が、図書館に影響することもある。また、PCとネットワークの管理に、学内の複数セクションと複数業者が関係しているため、トラブル時の対応などで相互の連絡および意思疎通に齟齬がおきることがあることは問題であると認識している。

本学図書館はレファレンス・サービスと情報リテラシー教育に力をいれているが、教員からのガイダンス依頼が急増しており、学内での評価が高くなっていることを示している。しかし現在情報センター、教育支援室の協力を得ているものの、担当の参考係5名では対応が難しくなっている。また、事項調査等のレファレンス・サービスの件数は、1,321件と他大学と比較して多いほうではないが、現状のままでは拡充できない状態にある。レファレンス・サービスと情報リテラシー教育の充実を図るためには、体制とサービスの見直しが必要であると認識している。

図書館ホームページは、アクセスが非常に多く、コンテンツの更新作業など迅速に行えるよう、図書館が維持管理していることは評価できる。しかし1998年に公開して以来、リニューアルは行っていないので、今後コンテンツのさらなる充実と最新情報の迅速な提供を行ない、使いやすく見やすいデザインに改良するなど、改善する必要がある。さらに、ネットワークを積極的に利用し、利用者にとってより使いやすく、学習・研究に効果的なサービスを提供する必要があると認識している。

261

図書館の地域への開放の状況について、本学図書館も開かれた大学図書館を目指し、やっと動き出すことになった。まだ草加市1市に限定されているが、地域開放を始めたことは評価できる。しかしサービスを開始したばかりということもあり、利用はそれ程多くない。利用の増加と地域拡大が課題であると認識している。

262

学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況について、図書館情報システムにおいては、業務の効率化だけでなく、利用者サービスの拡充も重要な目標にしていた。ワード検索、全文検索、ブラウザ検索、分類・分類表検索、相関索引検索、条件検索など検索機能を充実させたOPACを開発し、学内外から利用できる環境を整えたことやオンラインジャーナル、データベース等積極的に契約し、公開してきたことなどは評価に値する。しかし、紀要の目次・本文を目次標題・著者名・本文などから検索できる機能を図書館情報システムで既に開発しているが、著作権処理について学内のコンセンサスが取れていないため目次情報の公開に留まり、紀要の全文データベース化が進んでいない。

今後は、論文等の全文情報の提供や利用者からの各種希望を受け、個別に情報提供するなど情報交換機能を強化していく必要がある。またデータベース等の量が増えたため、情報の管理・提供をよりわかりやすくスムーズに行なう環境を整える必要があると認識している。

将来の改善・改革に向けた方策

258

図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性について、新学部関連資料や新しいカリキュラムに即した関連資料の整備や特色ある蔵書構成の充実を推し進めるためには、予算の確保が一番の課題になる。大学の財政状況を考えると、単に資料費の増額をするというのではなく、図書館運営費などを含めた図書館予算全体の枠組みの中でも調整を行う。また既に実施した継続雑誌見直しと同様に、冊子体とデータベースの重複や継続中叢書、加除式資料などの見直しをして、より有効に予算が使えるように取り組んでいく。

視聴覚資料については、2007年度開館する新図書館のAVコーナーにおいて、図書館視聴

覚室と外国語教育研究所 AV ライブラリーの資料を併せてサービスを開始する。全分野の AV 資料を 1 箇所利用可能にして、レファレンス・サービス等利用者にとって利用しやすい環境を作ることになっている。また同時に AV 資料の予算、選定、整理等の管理運用の見直しやサービスの改善に取り組んでいく。

さらに学術資料を体系的に拡充していくには、図書館、学部学科、大学院が一定の選定方針に基づいて実施することが必要である。図書館が素案を作り、図書館企画委員会、図書館運営委員会で検討し、全学的に認められる選定基準を策定していく。

259

図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性について、2007 年 9 月開館予定の新図書館では、より利用者サービスの改善・拡充につながるよう施設設備の整備を計画している。様々な目的をもった利用者が学習や研究のため利用でき、居心地が良く、いろいろな支援を受けられる長時間滞在図書館のコンセプトが達成できるように改善する。閲覧席は、キャレル席、静粛席、機器利用可能席、PC 設置席、グループ学習席、研究個室、プレゼンテーション設備や AV 機器が利用できる共同学習室、AV 閲覧席、語学学習用発話練習用ブースなどを用意し、それぞれ共存しても騒音等の問題が生じないように配慮した設計になっている。静粛席以外は学内 LAN が利用できる。AV コーナーでは、図書館視聴覚室と外国語教育研究所 AV ライブラリーの資料を併せてサービスを行う。資料は開架書約 40 万冊、温度・湿度管理のできる自動書庫約 100 万冊と閉架書庫約 2 万冊を予定しており、書庫の狭隘化の問題だけでなく、マイクロ資料も含めた資料の保存対策も取ることができる。コレクションルームでは保存書庫だけでなく、専用閲覧室を用意し、展示コーナーも設ける。現図書館で抱えている施設設備の問題は、全て改善できることになる。

260

学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性について、2007 年 9 月開館予定の新図書館では、長時間滞在型図書館のコンセプトが達成できるように、様々な目的をもった利用者が使い分けできるような閲覧席等を用意し、それぞれ座席数も確保する。閲覧座席総数を約 1,000 席に改善する予定である。

日曜開館等の開館日数の増加や開館時間の延長については、新図書館において利用状況が大きく変わることが予想されるので、その利用状況を検証した上で改善をする予定である。

視聴覚室の開室日と時間延長については、新図書館において現在の視聴覚室と外国語教育研究所 AV ライブラリーの資料を併せてサービスする AV コーナーを開設し、図書館の開館時間中は常時利用できるようにするため、問題は改善される。

新図書館では、PC 設置席を現在の 62 席から 138 席に増設する予定である。また静粛エリア以外では無線 LAN の使用を可能にする。また無線 LAN 使用可能な PC の貸出を行う予定である。

図書館ネットワークの維持、改善を行うためには、情報センター等学内関係セクション

との連携が不可欠であり、連携の強化もしくは組織の見直しも視野にいて改善に取り組んでいく。

学習支援、教育・研究支援を拡充するために、レファレンス・サービスと情報リテラシー教育に重きを置いている。需要が増えるにつれて担当係では対応が難しくなっているが、新図書館においては、レファレンス・サービスと情報リテラシー教育に図書館職員全員がかかわるような体制の変更を行い、対応していく予定である。同時に各専門分野の主題に対応できる職員を育成するため研修システムの構築にも取り組んでいく。

ネットワークや図書館情報システムを積極的に活用し、デジタルレファレンスの対応、個々の利用者に対応したポータルサイトの開設やSDI（最新情報提供）サービスなど利用者により使いやすく、学習・研究支援に有効なサービスの改善・拡充を行う。

261

図書館の地域への開放の状況については、草加市立中央図書館と随時協議しており、利用手続きの改善や広報など利用が増加するよう改善策を検討している。

開かれた大学図書館として地域住民の生涯学習などに寄与するため、今後自治体とコミュニケーションを取りながら、対象地域の拡大をしていく予定であるが、2007年9月新図書館に移転後は大幅な利用者増が考えられるので、利用状況を考慮しながら、徐々に拡大していくことになる。

262

学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況について、2007年度に図書館情報システムのバージョンアップを行い、利用者ごとの図書館ポータル機能やSDI（最新情報提供）機能などを加え、サービスの改善・拡充を行う。

紀要の全文データベース化については図書館が積極的に学内の調整を図り、著作権処理をしてデータベース化を推進できるように取り組んでいく。

増加するオンラインジャーナル、データベースを容易に管理し、より利用者がスムーズに使いやすくなるように管理ソフトを導入し、早急に改善する。

法科大学院

現状の説明

258、259、260、261、262

図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性、図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性、学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性、図書館の地域への開放の状況、学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況について、以下の通り述べる。

法務研究科においては、法務研究科専用区画内に専用図書資料室を備え、『最高裁判所判

例解説』、『ジュリスト』等の専門誌を配架しているため、院生が図書館迄赴かなくとも必要な資料を入手し易く、法曹を目指して学修に励む院生にとって望ましい環境であると言える。また、法務研究科図書資料室の閲覧用座席数は少ないものの、院生自習室において利用する者が多いことから、図書資料室内の閲覧座席数増設に関する要望は現時点では切実ではない。

点検・評価、長所と問題点

258、259、260、261、262

図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性、図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性、学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性、図書館の地域への開放の状況、学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況について、法務研究科の性格上、図書資料室の地域への開放は難しいが、この点は他大学のいわゆる法科大学院図書資料室においても状況は同じである。同様に、他大学のいわゆる法科大学院と相互利用協定等を締結することは現実的と言い難く、少なくとも現状では不要である。

将来の改善・改革に向けた方策

258、259、260、261、262

図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性、図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性、学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性、図書館の地域への開放の状況、学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況について、以下の諸点については早急に解決を要する。

法務研究科図書資料室は大学図書館の補完的位置付けにあり、且つ別棟に設置されている関係から、図書のデータ登録等の作業に伴い、院生・教員の要望を受けても、収書・配架には多少時間がかかることがあり得る。

既に法務研究科図書資料室の収書能力は限界に達しており、目下、法務研究科講師室、更には法務研究科事務室と講師室等の間の廊下にまで書架を配して新着専門誌を配架しているが、このような暫定的措置も間もなく限界に達する見通しである。反面、3学年で約150名の在學生(明年度以降は数十名の研修生をも含む)の全員が実務法曹を目指して年間を通して図書を利用するという法務研究科の性格上、逐条解説書・『最高裁判所判例解説』・主要専門誌については同時に多数の院生が利用を希望することが多いことから、既に配架済の書籍・雑誌についても更に複数部を配架する必要性のあるものが少なくない。他大学のいわゆる法科大学院図書資料室の現状に比して、本学法務研究科はこの点

で著しく見劣りがしている事実は否定し難い。

利用頻度の高い書籍・雑誌については、本学図書館配架の書籍・雑誌に比して、極めて短期間に劣化する傾向が見られる。既に収書・配架した書籍・雑誌であっても、適宜、新本と入れ替える必要がある。尚、複写に際して格別、書籍・雑誌を乱暴に扱っているという事実はない模様である。

法務研究科図書資料室には専任の司書がないため、院生へのレファレンス・サービスは図書館本館での対応となる。臨時職員が対応している現状では、書籍・雑誌の貸し出し・返本状況を適切に管理するにとどまる状況である。

【第9章】

社会貢献

概要および目標

大学の研究成果を社会に還元することは、大学の社会的責務であり、本学は地域社会との連携等において、こうした社会貢献を積極的に推進することを目標としている。また、大学は高度かつ体系的な学習の場として生涯学習社会において重要な役割を果たすことが期待されており、本学ではオープンカレッジ等の市民向け講座に力を入れている。

本学のオープンカレッジは、1970（昭和45）年に埼玉県、草加市、越谷市との共催で開催した「獨協大学公開講座」にはじまり、1993（平成5）年に現在のオープンカレッジに組織替えし、年間を通して幅広いジャンルの講座を草加市との共催により提供してきた。2006年度のオープンカレッジ講座は105講座を開講し、受講生は1,894人となっている。近い将来150講座を開講することを目標にしており、地域社会全体としてコーディネートされた講座作りを目指している。

市民向け講座の取組みはオープンカレッジだけではなく、草加市との共催による「そうか市民自治講座」「そうか市民自治フォローアップ講座」「近未来の自治を考える講座」「NPO志縁塾講座」の開催、そうか市民大学への講師派遣、足立区での獨協大学公開講座の開催、やしお市民大学への講師派遣等の活動を通じて、教育研究上の成果を市民へ還元している。

本学は高等学校における英語、ドイツ語教育推進の一助となることを目的として、全国高校生英語・ドイツ語スピーチコンテストを毎年開催している。その他、「高校生のためのドイツ語講座」の開催、草加市立3小学校での英語教育ボランティア活動、近隣に居住する外国人に対する日本語講座の開催等を通じて、本学の特色である外国語教育の成果を社会に還元している。

地域社会との連携という面においては、本学では草加市、草加商工会議所と「草加商工会議所、獨協大学及び草加市連携事業に関する覚書」を締結し、「瀬崎地区まちづくり調査事業」を実施した。また、「草加市周辺の地域開発・大型商業施設建設による市内経済への影響調査事業」に関する覚書を締結し調査活動を行っている。その他、獨協大学・草加市共同研究助成プロジェクトを推進し、2004、2005年度は「草加市におけるベンチャー企業の実態調査と今後の育成支援施策」、2006年度は「草加市内のNPOの成果、課題及び草加市との協働のあり方についての研究」を研究課題に取り組んでいる。また、(財)国土技術研究センターから委託を受け、草加市における「まちづくり交付金」事業の効果に関するアンケート調査を実施した。こうした地域と大学の開かれた連携等の活動が評価され、2006年に「全国都市再生まちづくり会議2006」において「大学連携部門賞」を受賞した。今後ますます、地元草加市の行政、地元産業、市民と連携しながら、本学のもてる知的資産を

活用して産学行民での地域政策策定に主導的な役割を果たすとともに、市民講座を開催して市民に学ぶ場を提供するなど、「開かれた大学」として地域との連携を深めていくことを目標としている。

こうした組織的取り組み以外にも、自治体の審議会・審査会委員、教育委員会委員への就任など、各教員個人レベルでの社会貢献も行われている。

なお、2007年度には環境共生研究所、地域総合研究所を設立し、環境をめぐる諸問題や地域問題の解決に向けて調査・研究を進め、社会や大学教育においてその成果を還元することを目指している。

大学院レベルでの事業としては、文部科学省補助事業「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」である「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」の開設準備に伴い、埼玉県、埼玉県越谷児童相談所、草加市、草加市教育委員会、越谷市、越谷市教育委員会との連携が不可欠となっている。今後は子どもの権利保障や児童虐待防止の点で、事業の受託、政策提案について自治体との協定づくりを目指したい。

本章における自己点検・評価の目標

- ・ 地域社会との連携等において大学の研究成果を社会に還元することにより、大学の社会貢献を積極的に推進する。また本学の特色である外国語教育の成果を社会に還元する。
- ・ 生涯学習社会において重要な役割を果たすオープンカレッジ等の市民向け講座を充実させる。
- ・ 本学のもてる知的資産を活用して産学行民での地域政策策定に寄与する。

大学

現状の説明

263

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度については、学部・学科単位で扱っている。詳細は各学部・学科の項を参照されたい。

264

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況について、本学の生涯学習活動は、1970年に埼玉県、草加市、越谷市との共催で開講した「獨協大学公開講座」にはじまる。1993年、オープンカレッジに組織替えし、年間を通して幅広いジャンルの講座を草加市と共催で提供するようになった。本学は開学以来、近隣自治体とのパートナー関係を築きつつ、地域に開かれた大学として、生涯学習の充実に努めてきた。

講座開設については、建学の精神を踏まえ、つぎの趣旨で、獨協らしい講座作りに努めている。

建学の理念：「大学は学問を通じての人間形成の場である」 建学の理念に加えて、国際性、開設学部学科、時代性といった4つの視点から、総合的、多角的に講座を開設する。	
人間形成	人間形成に特化した講座。「哲学・思想・宗教」など
国際性	獨逸学協会学校以来、国際性を標榜してきた伝統と「語学の獨協」に基づいた講座
開設学部学科	開設学部・学科に関連した講座
時代性	時代の変化に対応した講座

講座の特徴としては、外国語講座が最も多く半数以上の54講座で、9言語を開講している。各言語とも複数講座を開講し、レベルにあった受講が可能となっている。講座は会話が中心になっているが、「読む」、「書く」ことを重視した講座、言葉の背景にある歴史や文化を学習する講座など、幅広い視点から語学を学ぶ講座を順次増設している。

ジャンルにおいては、「ライフプラン」を新設した。混迷する現代社会を見据え、各世代それぞれの立場で、「生活設計」と「人生設計」を考えてもらうことが目的で、心身の健康からお金、老いの問題等幅広い視点からの内容を揃えた講座である。これは2007年に大量退職が予測されている団塊世代にも対応した講座である。

また、大学らしい授業のひとつに「ゼミナール」がある。これをオープンカレッジ講座として開設することは、受講生の学習目的、学力の違いなどから容易ではなかったが、自ら調べて、意見をまとめて発表するという楽しみのある講座を開設する意義は大きいと考

え、2005年度ようやく開講するにいたった。

【2005年度の実施概要】

2005年度のオープンカレッジ講座は、92講座を開講した。受講生は1,624人で、年齢は16歳から85歳まで、住まいは1都7県と、幅広い年齢、広範囲な地域からさまざまな方が受講した。

【講座概要】

講座：通年講座（5月～12月）、春期講座（5月～7月）、秋期講座（10月～12月）

ジャンル：外国語、教養、ライフプラン、ビジネス、スポーツ、資格。

受付：春と秋の2回。

2005年度講座一覧

	時期	講座名	曜日	時限	回数
1	通年	ゆっくり学ぶ英会話	火	1	19
2	通年	やり直しの英会話	土	3	18
3	通年	基礎から学ぶ英会話	金	1	19
4	春期	英会話 A	月	4	9
5	春期	英会話 B	土	4	9
6	通年	英会話 C	土	2	18
7	春期	英会話 A	月	3	10
8	春期	英会話 B	木	4	9
9	春期	英会話	土	2	9
10	通年	トラベル英会話	土	2	16
11	通年	シネマ英語	土	2	18
12	春期	英語で学ぶアメリカ文学	土	1	9
13	春期	読める！英字新聞	土	1	8
14	通年	実践！英語ライティング入門	土	3	18
15	通年	Business English	土	1	18
16	通年	はじめてのドイツ語会話	火	3	19
17	春期	ドイツ語会話	木	1	9
18	春期	ドイツ語会話	火	1	9
19	通年	はじめてのフランス語会話	土	1	18
20	春期	フランス語会話	土	3	8
21	春期	フランス語会話	土	3	8
22	通年	はじめてのスペイン語会話	土	3	18
23	通年	スペイン語会話	土	1	18
24	春期	スペイン語会話	土	2	9

25	通年	はじめてのイタリア語会話	月	3	18
26	春期	イタリア語会話	月	2	9
27	通年	はじめての中国語会話 A	木	4	19
28	通年	はじめての中国語会話 B	土	1	18
29	春期	中国語会話	土	2	9
30	通年	はじめての韓国語会話	土	3	18
31	通年	韓国語会話	土	3	18
32	通年	韓国語会話	土	3	18
33	通年	はじめてのタイ語会話	土	1	18
34	春期	タイ語	土	2	9
35	春期	基礎日本語（草加市寄附講座）	月	2	10
36	春期	日本語（草加市寄附講座）	水	1	9
37	春期	日本語（草加市寄附講座）	水	1	9
38	春期	人はひとりで生きられるか	月	4	8
39	通年	古代オリエント史	土	2	18
40	通年	グリム童話を読む	金	3	17
41	通年	能楽鑑賞入門	土	2	12
42	通年	万葉集を読む	土	3	14
43	通年	源氏物語を読む	月	3	14
44	通年	平家物語を読む	土	3	11
45	通年	思いを伝える短歌	土	2	10
46	通年	俳句実作と現代俳句鑑賞	金	3	10
47	春期	生涯設計とマネープラン	土	2	6
48	春期	生活法百科！	金	3	8
49	春期	家族心理学	土	2	8
50	春期	カウンセリング	土	3	8
51	春期	健康太極拳	木	3	9
52	春期	余暇を楽しく過ごすための実践講座	土	3	8
53	春期	老いを「戦略」するとき	土	2	7
54	春期	老いて後の生活とオカネ	土	3	8
55	春期	起業家育成講座	土	2	5
56	春期	入門・決算書を読む	土	3	8
57	春期	はじめてのボールルームダンス	土	3	9
58	春期	ボールルームダンス	土	4	9
59	春期	漢字検定試験対策講座	土	1	6
60	秋期	英会話 A	月	4	9

61	秋期	英会話 B	土	4	9
62	秋期	英会話 A	月	3	9
63	秋期	英会話	土	2	9
64	秋期	英語で学ぶアメリカ文学	土	1	9
65	秋期	読める！英字新聞	土	1	8
66	秋期	ドイツ語会話	木	1	8
67	秋期	ドイツ語会話	火	1	10
68	秋期	フランス語会話	土	3	9
69	秋期	フランス語会話	土	3	9
70	秋期	スペイン語会話	土	2	9
71	秋期	イタリア語会話	月	2	9
72	秋期	中国語会話	土	2	9
73	秋期	タイ語	土	2	9
74	秋期	基礎日本語（草加市寄附講座）	月	4	9
75	秋期	日本語（草加市寄附講座）	水	3	9
76	秋期	日本語（草加市寄附講座）	木	3	10
77	秋期	人生の意味を哲学する	月	4	6
78	秋期	話す力を伸ばす基礎トレーニング	土	3・4	8
79	秋期	古代ギリシアの歴史	木	2	9
80	秋期	韓国文化の旅	土	2	8
81	秋期	インターネット入門A	土	3	3
82	秋期	インターネット入門B	土	3	3
83	秋期	資産運用とマネープラン	土	2	6
84	秋期	家族心理学	土	2	8
85	秋期	カウンセリング	土	3	8
86	秋期	健康太極拳	木	3	9
87	秋期	余暇を健康に楽しく過ごすための実践講座	土	3	8
88	秋期	こころの眼で見るライフサイクル	土	3・4	8
89	秋期	コーチング入門	土	3・4	8
90	秋期	キャッシュフロー経営・会計	土	1～4	12
91	秋期	ボールルームダンス	土	3・4	16
92	秋期	漢字検定試験対策講座	土	1	6

特別講座実施報告

日 程	テーマ
7月23日	ウィーン世紀末文化とユダヤの人びと
12月10日	こころの声 - ロシアの大地に育まれた歴史と文化

265

教育研究上の成果の市民への還元状況について、本学では草加市との共催で「そうか市民自治講座」「そうか市民自治フォローアップ講座」「近未来の自治を考える講座」「NPO 志縁塾講座」を開催した。また、そうか市民大学における「草加郷土学」「生涯発達とカウンセリング」「カウンセリングへの招待」「ボランティアと市民活動」、やしお市民大学における「地方自治について」「基本的人権について」「基本的人権の意義と役割」「憲法と地方自治」など各講座への講師の派遣や、足立区における獨協大学公開講座「グリム童話の今」「テレビCMと民族からみたドイツ」『ビジュアル！名画でつづる「イエスの生涯」』の開催など、近隣自治体を通じる形で、本学の教育研究成果を市民に還元している。

266、267

ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性、地方自治体等の政策形成への寄与の状況については、学部・学科単位で取り組んでいる。詳細はそれぞれの項を参照されたい。

268

大学附属病院の地域医療機関としての貢献度については、本学に該当する事項はなく、特に問題等は生じていない。

269、270

企業と連携して社会人向けの教育プログラムを運用している大学・学部における、そうした教育プログラムの内容とその運用の適切性、寄附講座の開設状況については、学部・学科単位で取り組んでいる。詳細はそれぞれの項を参照されたい。

271

大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策について、本学では草加市と草加商工会議所との合意により、平成16(2004)年2月26日付で「草加商工会議所、獨協大学及び草加市連携事業に関する覚書」を締結し、「瀬崎地区まちづくり調査事業」を実施した。この調査実施にあたり、アンケート調査票の作成、調査実施、調査集計と報告は本学のゼミ教員と学生が行った。また、調査結果に基づく、産業マップ、産業統計書、産業振興提言書を作成する予定である。

次に、「草加商工会議所、獨協大学及び草加市連携事業に関する覚書」に基づく、「草加

市周辺の地域開発・大型商業施設建設による市内経済への影響調査事業」に関する覚書を平成 18 (2006) 年 10 月 30 日付で締結した。この事業の内容は 地域開発・大型商業施設の建設動向調査 草加市周辺地域の商業動向調査 草加市内および周辺地域の消費動向調査 草加市内および周辺地域の商業施設の視察・調査 創意工夫ある商店街活性化に取り組む商店街・商工団体及び自治体の視察調査 事業者及び消費者を対象としたアンケート調査及びヒアリング調査 調査報告書の作成である。これらの調査は本学のゼミ教員と学生が行う。

272、273、274

企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況、特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況、産学連携に伴う倫理綱領の整備とその実践状況については、現状において本学に該当する事項はなく、問題等は特に生じていない。

点検・評価、長所と問題点

264

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況について、過去 10 年間のオープンカレッジ講座数と受講生数の平均は、講座 88、受講生 1,765 人であった。これは埼玉県内で最大規模の生涯学習のひとつとして、地域の生涯学習活動に一定の貢献を果たしていると評価される。

その一例として、2005 年度の受講生内訳からも男女比、年代ともにバランスのよい構成となっており、さまざまな方が受講していることがわかる。受講生は 1,624 人、男女比 4 対 6 で、男性の参加も多い。また年代では 60 代を筆頭に 30 代から 50 代も多く、幅広い年代層となっている。その内訳はつぎのとおり。

(1) 年代構成

30 代から 60 代まで、幅広い年代層となっている。

10 代 9 人、20 代 132 人、30 代 307 人、40 代 283 人、50 代 337 人、60 代 405 人、70 代 129 人、80 代 22 人

(2) 男性・女性の比率

男 4 対女 6、男性の参加も多い。

男性 626 人(39%)、女性 998 人(61%)

(3) 県別受講生数

住まいは 1 都 7 県、広範囲な地域に渡って受講生がいる。

埼玉県 1,419 人、東京都 118 人、千葉県 47 人、茨城県 16 人、栃木県 11 人
群馬県 8 人、神奈川県 4 人、山梨県 1 人

教育研究上の成果の市民への還元状況について、本学ではこれまで人づくり、まちづくりに教育研究上の成果を市民に還元してきたが、その原動力は一部教員の力によるところが大きく、大学としての盛り上がりが少なかった。今後は大学挙げての対応が必要であると認識している。

大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策について、本学ではこれまで人づくり、まちづくりに社会的組織体との教育研究上の連携により貢献してきたが、その原動力が一部教員の力によるところが大きく、大学としての盛り上がりが少なかった。今後は大学挙げての対応が必要であると認識している。

将来の改善・改革に向けた方策

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況について、オープンカレッジは、今以上の多彩な講座を開講することが望ましい。具体的には近い将来 150 講座を目標に順次増設していきたい。進めるにあたっては、つぎの点を考慮しつつ増設していくことが必要である。

講師の構成 講座は本学専任教員がその多くを担当するのが理想といえるが、授業および各種委員会業務等でオープンカレッジ講座を担当するのは年々難しくなっている。獨協大学の名前をつけていることから専任教員の割合を今後増やしていきたい。その方策として、開設学部、学科、大学院単位でそれぞれの特色ある講座を提供願うことを担当部署と検討していきたい。なお、現状は専任教員 18 人、兼任教員（非常勤講師）54 人・学外講師 16 人・業者委託 4 業者である。

施設利用の制限 土曜日開講の講座が充実しているのに比べ、ウィークデーの講座が少ない。開講曜日・時限の幅を広げつつ多種多様な講座を増やしていくことは、生涯学習の意義からも必要であるが、現状においては施設利用の制限があることから儘ならないのが現状である。今後オープンカレッジ講座も授業と同じ立場で利用ができるような検討を全学的な視点からしていくことが必要と考える。

地域と連携した生涯学習作り 地域の生涯学習の充実という大きな立場で考えた場合、大学や自治体という枠を超え、近隣自治体と連携または一体化した生涯学習活動が必要と考える。それぞれの特性にあった講座開設を近隣自治体と協議しつつ、地域全体としてコーディネートされた講座作りを検討していきたい。

教育研究上の成果の市民への還元状況、大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策について、本学では 2007 年度に環境共生研究所と地域総合研究所を設立し、環境

をめぐる諸問題や地域が抱える諸問題の解決に向けて調査・研究を進め、社会や大学教育においてその成果を還元するように改善・改革に取り組んでいる。

外国語学部

外国語学部は各学科の独立性・自治性が高く、そのため各学科により現状等が若干異なるため、ここでは外国語学部各学科で共通する事項を中心に述べる。なお、詳細等については外国語学部の各学科の項を参照されたい。

現状の説明

263

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度については、外国語学部の特徴を生かした教育システム、イベントなどを企画している。全国の高校生を対象として外国語学部が主催するドイツ語・英語のスピーチコンテスト、他大学だけではなく中・高・専門学校で語学教師を含む教授法研究会・講習(英、仏学科)、通訳ボランティア、小学校への英語ボランティア活動、独、英、仏、スペイン語、中国語圏に関連する講演会や地域住民と留学生の交流など様々なイベント企画・啓蒙活動があげられる。

264

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況について、エクステンションセンターのオープンカレッジや独、英、仏、スペイン語、中国語圏に関連する文学・文化講座などに外国語学部所属教員が講師として派遣されている。

265

教育研究上の成果の市民への還元状況について、全国レベルでは前述した高校生スピーチコンテスト開催、教授法研究会、地域社会に対しては講演会、講習会、各種ボランティア活動、その他のイベント企画を通じて交流を深め、教育研究上の成果を還元していると考えられる。また草加市を始めとする自治体などの審議会や委員会の委員を委嘱されている教員も多数いる。

266

ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性については、学科単位で取り組んでいる。詳細は学科の項を参照されたい。

267

地方自治体等の政策形成への寄与の状況について、草加市を始めとする自治体などの審議会や委員会の委員を委嘱されている教員も多数いる。詳細は学科の項または資料集表

24・25、別冊「専任教員の教育・研究業績一覧」を参照されたい。

268

大学附属病院の地域医療機関としての貢献度について、現状において本学部に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

269

企業と連携して社会人向けの教育プログラムを運用している大学・学部における、そうした教育プログラムの内容とその運用の適切性について、現時点では該当するプログラムはない。強いてあげるなら、外部の外国語専門学校プログラムをキャンパス内で開設している「オープンスクール」のドイツ語、英語、フランス語講座(一部、卒業生などに開放)とエクステンションセンター所管(外国語教育研究所に移管予定)の外部企業派遣の英語講座がある。

270

寄附講座の開設状況について、現在まで本学部にはそのような講座は開設されていないが、将来的には望まれる。

271

大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策については、学科単位で行っている。詳細はそれぞれの項を参照されたい。

272

企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況について、かつてはそのような試み(三菱商事との実験教育研究プロジェクト)もあり、外国語学部教員も語学教育関連で参加したが、現時点ではない。また、教員の教育・研究条件を考えると現時点ではその余裕もない。

273、274

特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況、産学連携に伴う倫理綱領の整備とその実践状況については、現状において本学部に該当する事項はなく、問題等は特に生じていない。

点検・評価、長所と問題点

263

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度について、ドイツ語・英語のスピーチ・コンテストについては、ドイツ語教育振興、内容を重視する英語スピーチ教育の浸透など、スピーチ内容の充実度、応募者の多さなどから判断して、十分評価されている。

その他の企画も参加者数から判断して、十分評価されていると考える。問題点としては、ほとんどが無償なため、大学の予算上の制約を受け、さらに充実させることが困難なことである。今後は補助金や企業などから後援・協賛を得られるようなシステム、企画を立案していくことが必要であろう。

264

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況について、受講者数から判断し、十分評価されていると考える。一部には受講者数が減少している講座もあり、教養教育の必要性に関しての啓蒙活動も必要と思われる。

265

教育研究上の成果の市民への還元状況について、前述したように教育研究上の成果を還元していると考え。問題点としては、ほとんどが無償なため、大学の予算上の制約を受け、さらに充実・拡充させることが困難なことである。今後は、補助金など外部からの資金協力を得られるような取り組みが必要と考える。

267

地方自治体等の政策形成への寄与の状況について、草加市を始めとする自治体などの審議会や委員会の委員を委嘱任期が更新されることから、評価されていると考える。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

ドイツ語学科

現状の説明

263

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度について、本学科は毎年、日本体育協会が主催する日独スポーツ少年同時交流行事に対し、通訳学生の斡旋をおこなっている。また、2006年のサッカーワールドカップ・ドイツ大会で、留学中の学生がボランティア通訳として活躍したケースもある。さらに、本学が定期的に招請しているベルリン・フィルが毎回実施する近隣の中学生・高校生に対する実技指導でも、本学科の学生通訳の活躍はめざましい。この他、自治体の国際交流行事に対しても通訳学生の紹介につとめている（過去においては、草加市、蕨市、新潟県など）。

264

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況について、本学科はエクステンション

センターが主催している獨協大学オープンカレッジのドイツ語関連講座に、担当講師の斡旋をする一方で、教養講座や特別講座の講師を専任教員が務め、協力している。

また、2006年度には、中央区教育委員会の依頼を受け、「中央区民カレッジ」の企画立案と実施を請け負った。具体的には、春学期には全10回のドイツ語入門講座を、さらにこれに続く秋学期には同じく全10回の海外事情講座（オムニバス形式）を実施している。

265

教育研究上の成果の市民への還元状況について、2005年に開催された「日本におけるドイツ年 2005/2006年」において、本学科は積極的に関与した。とくに2005年7月に本学で開催された「獨協大学ドイツフェア 1883/2005」には、本学科の6演習がゼミ企画を展示し、地元の市民との交流を実践した。また本学科からは、NHKのテレビ・ラジオ講座に多数の専任教員が講師として出演し、メディアを通じて広く市民一般に対するドイツ語教育にも寄与してきている（過去6名）。さらに、毎年夏期休暇中の1週間を利用して、「高校生のためのドイツ語講座」を開催し、ドイツ語学習の楽しさを若い世代に伝える努力を行っている。

266、267、268、269、270

ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性、地方自治体等の政策形成への寄与の状況、大学附属病院の地域医療機関としての貢献度、企業と連携して社会人向けの教育プログラムを運用している大学・学部における、そうした教育プログラムの内容とその運用の適切性、寄附講座の開設状況について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

271

大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策について、本学科はエクステンションセンターと連携し、ドイツ政府公式のドイツ語教育機関であるゲーテ・インスティトゥートと協力して、本学学生および社会人向けにゲーテのドイツ語講習会を本学キャンパス内で提供している。2002年度にスタートした日本初のこの提携関係は2006年度で5年目を迎えて着実に進化しつつある。また、日本のゲーテ・インスティトゥートの仲介を通じて、本学科はドイツのゲーテ各支部との提携もすすめている。ミュンヘンのゲーテ支部には1年生を対象にした「春季ドイツ語・ドイツ文化体験コース」を2004年度より委託しているし、ボンやデュッセルドルフ支部には同じく2004年度より本学科生をインターンシップ生として夏期休暇中に受け入れて貰っている。

また、2006年度からは、本学科は世界共通のドイツ語試験として定評のあるTest DaF（テストダフ：ドイツ留学のための正規ドイツ語試験）の試験実施を任された委託団体としてドイツのTest DaF本部から認可され、6月に第1回目のテストを実施した（年2回の実施とし、2回目は11月に予定）。

272、273、274

企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況、特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況、産学連携に伴う倫理綱領の整備とその実践状況について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

263

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度については、前述した学生通訳に対する社会的評価は高く、本学科の実用的なドイツ語教育システムの効果を示す実例として紹介できる。

264

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況については、本学で実施されているオープンカレッジドイツ語関連講座の講師を、現状では専任教員の多忙さゆえに本学科の兼任教員に多くを依存している。また、兼任教員に教材を含め、すべて任せきりとなっていることも問題点として指摘できる。

265

教育研究上の成果の市民への還元状況については、「日本におけるドイツ年 2005 / 2006 年」という大きなイベントが終了した現在、新たにドイツ語の社会的普及に向けて、新しい試みを今後も模索していく必要が出てきている。

271

大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策について、日本初の試みであったゲーテ・インスティトゥートとの連携は、社会的にも高く評価されている。とは言え、改善が必要な問題点もいくつか存在する。そのひとつは、最近の学生の受講者数の漸減傾向である。さらに社会人受講生の数も、当初の予想に比すると低調なままである。また、学生からも講座内容の本学科の通常授業との類似性などが指摘されることもあり、講座内容についても改善の余地は多い。

TestDaF は第 1 回目の実施だったにもかかわらず、14 名（本学学生および社会人）の受験生を得られたように、この試みに対する社会的認知も受けている。これまで日本では佐賀大学で実施されていた試験であるが、関東圏における初の実施など本学科が実施する意義は大きい。

将来の改善・改革に向けた方策

263

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度については、今後も学生による

通訳（ボランティア）活動を積極的に推奨し、社会との接点をつねに意識した教育システムの発展につとめたい。具体的には、通訳を志望し、一定レベルに達した学生が多く参加する「通訳特殊演習」を拡充して、通訳に必要な基礎能力（記憶力、メモを取る力、結果重視の訳等）の養成につとめる。

264

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況について、オープンカレッジ科目のより一層の充実のため、特にドイツ語関連講座にコーディネーターとして関わる専任教員の役割を明確にし、教材、授業方法などについて講座担当教員との連絡をより密なものにしていきたい。また、学内オープンカレッジに限らず、自治体の出張講座などの依頼に対しては、今後も本学科は積極的に対処していく。

265

教育研究上の成果の市民への還元状況について、NHK ラジオ講座に関しては、2006 年秋にも本学科の専任教員が新たに番組講師として就任する。今後も、常に社会との接点を意識しながら、ドイツ語教育に携わっていく必要がある。また、「高校生のためのドイツ語講座」についても今後その内容の一層の充実に向けて努力していきたい。

271

大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策について、ゲーテ・インスティトゥートとの多様な連携関係は今後も維持されとの前提に立ち、定期的な人的交流を通じていままですら以上に教材、授業テーマ、講習料などを綿密に協議していく必要がある。

TestDaF については、今回の実施に関しては概要を本学のホームページに掲載したにとどまったが、今後はより活発な広報活動を通じてドイツへの正規留学を予定している学生や社会人に対する周知を一層図りたい。

英語学科

現状の説明

263

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度について、英語学科が関係してきた対外的な活動として以下のことが挙げられる。

「獨協大学全国高校生英語スピーチ・コンテスト」

1988 年度に英語学科の主催で始まったこの英語スピーチ・コンテストは、2006 年度に 18 回目を迎える。第 15 回大会(2003 年度)までは外国語学部英語学科主催となっていたが、第 16 回大会より外国語学部主催に変更された。スピーチ・コンテスト実行委員会は外国語学部長、英語学科長、審査委員長、審査委員、入試課および総合企画課職員から構成

されている。この大会は 2005 年度には文部科学省、全国都道府県教育委員会連合会、埼玉県教育委員会、草加市教育委員会、オーストラリア大使館など計 10 団体の後援、また全日本空輸株式会社、テレビ埼玉、シャープシステムプロダクト(株)など 6 団体の協賛を受けている。

毎年多数のコンテストへの応募者があり、最近では 700 名を超えている。テープによる 1 次、2 次審査と本選の 3 回からなる。1 次審査では本学ネイティブ教員が約 70 名を選び、2 次審査では、本学日本人教員がその中から本選に進む約 15 名を選ぶ。毎年 9 月上旬に行われる本選では、5 分間のスピーチに引き続き、ネイティブ教員による質問を行い、そのトータル得点で入賞者が決定される。本学を会場として行われる本選は一般にも公開されている。

「小学校英語ボランティア活動」

英語学科と免許課程の共同管轄で、近隣の 3 つの公立小学校へ教職課程履修者の 3 年生を中心に、毎年約 30 名の英語ボランティアを派遣している。4 年次に教育実習へ行く学生にとっては、1 年間通して小学校教育にふれる機会があたえられ貴重な体験ができ、一方、小学校側からも過去 7 年間に亘るこの活動は高く評価されている。

「獨協大学英語教育研究会」

2001 年度本学卒業生の英語教員対象の研究会として発足したが、2 年目以降は英語教育に関心のある人であれば誰でも会員となれるように門戸を開いている。英語学科の教職課程担当者、現職の小・中・高の教員および本学の職員からなる運営委員会が獨協大学外国語教育研究所の支援を受け、年 2 回の公開の講演会、ワークショップ等を開催している。著名な英語教育者や現職の教員を講師として招き、主にワークショップ形式の講演会や参加者の意見交換と交流の場を設けた。参加者は、教職を目指す在校生、埼玉県内や都内の小学校・中学校・高校の現職教員の参加が多い。多い時は 100 名を超している。

その他

その他、英語学科教員個人が「英語語法文法研究会」を主宰し、教員・在校生・卒業生を主体とした活動をしている。

264

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況について、英語学科としては独自の定期的な公開講座は開いていないが、不定期に英語学科主催の講演会は開催している。参加者は学内関係者がほとんどで、オープンカレッジの受講者の市民が参加することがある。

265

教育研究上の成果の市民への還元状況について、既に述べた「獨協大学全国高校生英語スピーチ・コンテスト」、「小学校英語ボランティア活動」、「獨協大学英語教育研究会」等の他に、外国語研究所で行われている「英語教育講座」に英語学科の教員が定期的に講師として参加している。「英語教育講座」の他にも直接的には英語学科の企画ではないが、本学のオープンカレッジに英語学科の専任・非常勤教員が英語関連の講座の講師として加わ

っており、市民への研究成果の還元役割の一端を担っているといえよう。

266

ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性について、2000年度から英語学科と教職課程の共同管轄として草加市立3小学校で英語ボランティア活動を行っている。参加者は中学校・高等学校英語科教科免許取得のために教職課程を履修している主に英語学科3年次学生(4年次学生・大学院生を含む)である。毎年30名程度、1年間通して月2回、学級担任、ALT(Assistant Language Teacher)とティーム・ティーチングで英語を教えている。将来教職に就きたいと考えている学生にとっては、貴重な教職体験の機会が与えられ、また、当該の小学校や草加市の教育委員会からも評価されている。

267

地方自治体等の政策形成への寄与の状況について、草加市では、2000年度から英語学科と免許課程の共同管轄として始めた草加市立3小学校での英語ボランティア活動の実績が評価され、これがきっかけとなり、2003年度には草加市教育委員会により正式に草加市全小学校における英語活動が導入された。2006年度で7年目の活動に入っており、英語学科の英語教育関連を専門とする複数教員と草加市教育委員会が協力してこの活動をサポートしている。また、2002～2003年度の2年間に渡っては草加市・獨協大学共同研究助成による共同研究の一部としてもこの英語ボランティア活動を行った。

268、269、270

大学附属病院の地域医療機関としての貢献度、企業と連携しての社会人向けの教育プログラム運用、寄附講座の開設状況について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

271

大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策については、本学科の5人の専任教員が、総合英語教材『Reading On-Line, ネットで読む現代社会』を共同開発し、2003年に南雲堂から出版したことがあげられる。また、該当するならば、項目266、267で述べた小学校での英語ボランティア活動があげられる。

272、273、274

企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況、特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況、産学連携に伴う倫理綱領の整備とその実践について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

263

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度について、「英語」を使って自分の考えを発表する場を設け、高校生の英語コミュニケーション能力の向上ならびに高等学校の英語教育推進の一助となることを目的として始めた「獨協大学全国高校生英語スピーチ・コンテスト」は、現在では高校生対象の英語スピーチ・コンテストの中でもトップクラスのレベルを誇るコンテストに成長した。獨協大学全国高校生英語スピーチ・コンテストは全般的に見て成功している行事であると考えられる。

このコンテストの長所として 採点基準は、内容 70% に対し英語が 30% という、内容重視の採点基準を採用している。 出場資格は「英語を母語とせず、日本の高等学校に通学している高校生」となっており、帰国生徒や日本人以外の応募を妨げない。そのため、バラエティに富んだトピックが取り上げられる傾向がある。「スピーチ教育奨励賞」を設け、多数の応募者を出した高等学校を表彰し、教育機器を寄贈している。高等学校の教師・生徒がスピーチ教育に関心を持つようになることを期待してのことであるが、近年応募者が格段に増えており、本コンテストならびにスピーチ教育奨励賞が高等学校へのスピーチ教育の普及を支援していることがわかる。英語学科では、第一次審査通過者および本選出場者全員に、英語学科の推薦入試受験資格を授与している。

問題点としては、応募者増に伴う学内の対応が挙げられる。高等学校が夏期休暇に入る前に本選出場者を発表しなければならないという時間的制約があり、応募締め切りから本選出場者発表までの期間が短い。そのため、応募受付の処理、1次審査での審査員の確保などが問題となっている。

「獨協大学英語教育研究会」は英語教育に関心のある人を対象とし、着実に会員数を増やしてきている。会員は国内のみならず海外在住者も含まれるが、講演会等の参加者はまだ関東近辺に限られている。そのため、会員用のメーリング・リストを設けニュースを流すほか、ホームページで講演会の一部をビデオ配信している。現時点では、ビデオは会員以外でも見られるようになっており、在校生ばかりでなく、学外の英語教育に関心のある教員や一般の人とも情報の共有ができるようなシステムとなっている。

この研究会は小学校から大学までの連携を目指しており、さまざまなレベルの学習者を対象とする会員がいるのが特徴である。また、遠隔地にあっても迅速な交流が図れるようにメーリング・リストを設けており、催し物の案内の他、会員同士の意見交換、アンケート調査などにも活用されている。

2005 年度末で会員数は約 120 名で、徐々に増加しているが、本学の卒業生で教職についている人は多いのであるが、教職に携わっている卒業生の統一された名簿はまだない。研究会設立当時も参加を呼びかける方法がほとんどなかった状態から始めなければならなかった。まだ狭い範囲での PR に終わっている。メーリング・リストによる意見交換はあるものの、会員間の活発な議論が出てくるまでには至っていない。

「小学校英語ボランティア活動」の長所・問題点については、項目 266、267 を参照されたい。

264

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況について、学科単位での公開講座開設は予算も限られているため難しい点があるが、既に外国語教育研究所やオープンカレッジで英語学科教員が講師として加わり、その専門分野を一般にも公開し、研究成果を還元している。また、入試課が行っている受験生や父兄対象の入試説明会では、英語学科として体験授業や対策講座の講師として加わっている。大学内のこれらの教育機関と協調していくことで、英語学科として貢献できるものと認識している。

265

教育研究上の成果の市民への還元状況について、英語学科の教員には、外国語教育研究所の「英語教育講座」は社会還元の窓口の1つとなっている。オープンカレッジとの類似面もあるが、短期集中型で現職の英語教員が夏休み休暇を利用して参加できるようになっている点に違いがある。理論と実践の両面から英語教育の新しい考え方を紹介する機会となっている。

266

ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性について、小学校におけるボランティア活動は4年次の教育実習の前に、学校の現状を知り、1年間を通して児童の成長を観察し、担任の先生から教職について学ぶことのできる貴重な体験の場を与えてくれるプログラムである。授業参加も大学からは徒歩圏内で、授業の合間に出向くことが出来るという特徴がある。ボランティアの学生に対しては、オリエンテーションやワークショップによる事前指導をし、授業開始後はメーリング・リストにより授業内容について情報交換を行っている。また、前述の「獨協大学英语教育研究会」でも、近年関心が高まっている児童英語教育をワークショップ形式の講演会のテーマとして取り上げてきた。

267

地方自治体等の政策形成への寄与の状況について、小学校英語ボランティア活動には、中学校・高等学校英語科教科免許取得のために免許課程の英語科教科教育法を履修している主に英語学科3年次学生(4年次学生・大学院生を含む)が、毎年30名程度参加しており、小学校側からはボランティア学生の参加や大学教員のサポートは評価されている。また、教職を目指す学生にとっては、4年次の教育実習の前に学校の現状を知り、1年間を通して児童の成長を観察し、担任の先生から教職について学ぶことのできるプログラムであり貴重な教育体験の場になっている。

問題点としては、参加者はメーリング・リストで授業内容を報告しているが、参加学生のほとんどは2年間で卒業していくため、年度ごとのカリキュラムでは教授内容が重複することがある。小学校6年生までの長期的学習目標を視野に入れたカリキュラムを作成し、教授内容をより充実させていくように改善する必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

263

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度について、「獨協大学全国高校生英語スピーチ・コンテスト」については、応募者増に伴う学内の対応の改善が早急に必要である。2006年度は、大量の応募書類、テープを処理するために受付業務を外注した。これにより、受付業務の負担は多少軽減されたと考えられるが、1次審査員のネイティブ教員の確保は依然として問題である。応募締め切りから本選出場者発表までの期間が短いことから生じる問題点は、コンテスト自体のスケジュール調整（募集期間など）をすることで対応すべきである。

今後は更に、スピーチ教育の一層の普及に努めたい。高等学校のコミュニケーション教育と連動するものとして、スピーチ教育は有効であるが、内容のあるスピーチが重要であるという認識をさらに確かなものとしていくために、本学から全国の高等学校への継続的な働きかけが重要であると考えられる。

「獨協大学英語教育研究会」については、近郊の学校への講演会等の案内の郵送や同窓会報で呼びかけを毎年しているが、会員が積極的に活動に加わり易いようにIT環境も含めた環境や活動内容を整え、英語教育に関心のあるものが誰でも互いに貢献しあえる会を目指したい。この研究会が、大学と卒業生の協力体制を構築する一助になることも念頭に置いて活動する必要がある。

「小学校英語ボランティア活動」の改善・改革への方策については、項目266、267を参照されたい。

264

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況について、学科単位での講座開設は人的、時間的な面で必ずしも効果をあげられるとは限らないが、外国語教育研究所やオープンカレッジでは扱っていない分野あるいは視点から、言語、文化、文学、コミュニケーション、国際関係の分野の専門家を擁している英語学科の特異性が発揮できる形態で社会に還元することを今後の課題として検討していきたい。

265

教育研究上の成果の市民への還元状況について、英語学科の特徴である「言語学、文学、文化、コミュニケーション、国際関係」コースにはそれぞれの分野を専門とする教員がおり、語学としての英語や英語教育関連のみならず、さまざまな分野の研究成果を還元できる潜在力がある。生涯教育という視点からも、どのような形で市民への還元ができるか、外国語教育研究所やオープンカレッジとも実現方法を協議し検討していきたい。

266

ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性について、本格的に公立の小学校でも英語が取り入

れられるようになることを踏まえ、現場の先生方との連携をより密接にし、特に教授法、カリキュラム内容の充実を図っていくことが課題となる。また、英語ボランティアのような職業教育と結びついたボランティア活動を、大学教育の中でどのように位置づけていくか検討したい。

267

地方自治体等の政策形成への寄与の状況について、今後もこのような地域の学校との連携活動を続けて行くには、小学校のみならず中学・高校との連携も検討し、小学校から大学までの英語教育や教育実習の在り方を考えていく必要がある。そのためには本学と草加市の教育委員会、各学校との協議・協力が一層必要である。より地域に根ざしたプログラムとしてどのように継続、発展させていくか、現在、協議中である。

フランス語学科

現状の説明

263

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度について、本学科では2005年度より、10月のオープンキャンパスにあわせて学科主催のコンサート「フランス語で歌おう Chante avec moi!」をおこなっている。またコンサートと同時に「ようこそフランスへ Ici, c'est la France!」と題する展示会を開催し、学科の教育活動などの紹介もおこなっており、高校生のほかに一般市民の参加もある。

264

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況について、フランス語学科ではエクステンションセンター主催のオープンカレッジで開かれているフランス語講座に学科から兼任教員を担当者として出している。また学科として独自に定期的な公開講座は開いていないが、2006年度には後述のようにフランスから作家を招いて講演会を開催した。

265

教育研究上の成果の市民への還元状況について、本学科に所属する個々の教員が、学外で行う市民講座や、講演会やシンポジウムなどの活動が挙げられる。個々の活動状況については資料集表24、別冊「専任教員の教育・研究業績一覧」を参照されたい。また2006年度には「獨協大学フランス語教授法研究会」創設20周年記念特別企画講演を本学科が主催する形で、フランスからダニエル・ペナック氏（作家）を招いて講演会を開催し、多くの市民の参加を得た。

266、267、268、269、270、271、272、273、274

ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等

における、そうした取り組みの有効性、地方自治体等の政策形成への寄与の状況、大学附属病院の地域医療機関としての貢献度、企業と連携して社会人向けの教育プログラムを運用している大学・学部における、そうした教育プログラムの内容とその運用の適切性、寄附講座の開設状況、大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策、企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況、特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況、産学連携に伴う倫理綱領の整備とその実践状況については、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

263

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度について、学科主催のコンサートと展示会には延べ 500 名の参加者があり、アンケートの結果も好評であった。今後とも学科紹介とフランス文化紹介を兼ねた催しを継続して実施すべきであると認識している。

264

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況について、オープンカレッジのフランス語講座は、全体に少数ではあるが熱心な参加者を得ている。今後はオープンカレッジの基礎フランス語講座の継続をはかりつつ、受講者数を増やすための方策を検討すべきである。

265

教育研究上の成果の市民への還元状況について、上述の学科主催の講演会には 200 名近い一般参加者を得ることができた。今後とも講演会などの催しを企画すると同時に、2006 年度より開設した学科ホームページの活用なども検討すべきである。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

言語文化学科

現状の説明

263

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度について、学科教育課程の必修科目に設置されている「ボランティア論」においては、草加消防署の協力を得て「救命救急講座」を実施するなど、地元草加市との交流をはかるプログラムが実施されている。学科主催の公開講座では折に触れて社会人を講師として招き、また海外の大学・大学生、在

日外国人子弟等との交流会を学科として企画している。またオープンカレッジに設置された、草加市提供の定住外国人向けプログラムである「日本語」講座をコーディネートし、教員を派遣している。

264

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況について、言語文化学科としては独自の定期的な公開講座は開いておらず、不定期に学科主催の講演会を開催し、社会人を講師として招いている。参加者は学内関係者がほとんどであるが、オープンカレッジの受講者の市民が参加することがある。

265

教育研究上の成果の市民への還元状況については、本学科所属教員はその専攻と学識に応じて「環境省環境調査委員」「埼玉県立草加東高等学校評議会委員」「埼玉県学校評価連絡協議会委員」「埼玉県社会教育委員」「埼玉県サッカー協会評議員」「埼玉文学館講師」「草加市環境審議委員会委員」「草加市男女共同参画専門委員」「植物観察会講師」等をつとめ、教育研究上の成果を市民へ還元している。詳細は資料集表 24・25、別冊「専任教員の教育・研究業績一覧」を参照されたい。

266

ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性について、学科必修科目の「ボランティア論」における地域社会への貢献は、地元草加市へは主に美化活動・放置自転車調査・国際交流フェスティバルへの参加等であり、また受講学生個人々々の郷里におけるボランティア実施である。両者とも必須の実施が求められている。

267

地方自治体等の政策形成への寄与の状況について、本学科からは「埼玉県学校評価連絡協議会委員」「埼玉県社会教育委員」「草加市環境審議委員会委員」「草加市男女共同参画専門委員」を派遣しており、それぞれの立場から政策形成へ寄与している。

268、269、270、271、272、273、274

大学附属病院の地域医療機関としての貢献度、企業と連携して社会人向けの教育プログラムを運用している大学・学部における、そうした教育プログラムの内容とその運用の適切性、寄附講座の開設状況、大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策、企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況、特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況、産学連携に伴う倫理綱領の整備とその実践状況について、現状において本学科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

263

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度について、地元草加市とのさらなる連携強化を図るべきである。学科の性格から見て在日外国人との交流を図るシステムの必要性がある。2007年度開設の国際教養学部言語文化学科の教育システムの中では、より広範な社会との文化交流等を図る方策を考えている。

264

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況について、市民に向けた宣伝・周知の方策を考えるべきである。

265

教育研究上の成果の市民への還元状況について、本学科所属教員の専攻分野は幅が広いので、もっと多種多様な市民への還元の可能性が想定できる。

266

ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性について、ボランティア実施対象の地域社会から感謝されるのはもちろんであるが、参加した学生個々人の意識の高まり、人間としての成長に著しい効果が認められる。

267

地方自治体等の政策形成への寄与の状況について、本学科の所属教員の専門分野は幅広く、もっと様々な面から政策形成に寄与できる可能性が高いと考えている。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

経済学部（経済学科・経営学科）

この章については、学部による取り組み、学科による取り組みを必要に応じて分けて報告する。

現状の説明

263

【社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度】

経済学部では、第 1 に、さまざまな分野の研究者、専門家、実務家など各界の有識者を毎回、招いて「総合講座 a・b」を毎年、実施している。これはカリキュラムの中に位置づけられており、単位も認定される。第 2 に、経済学部の専任教員にない資質を持ち、社会的に活躍している人を招聘し、正規の授業科目「特殊講義」を行ってもらう特任教員制度がある。これまで、エコノミスト、弁護士といった職業人が担当した。その他には、経済学部では、早くからキャリアセンターと連携してインターンシップを推進してきたり、経済学部経済学会がゼミ活動における外部講師の講演依頼や企業見学などを独自にサポートしたりするなど、社会との交流を推進している。

経営学科では、2003 年から学内で実施している「ビジネスコンテスト」には毎年、外部審査員としてベンチャー企業経営者、ベンチャーキャピタリストなどを招いて発表会を行っている。また、ベンチャー企業にインターンシップを依頼し、実施している。また、社会との文化交流等を目的とした学科独自の教育システムはないが、教員が自身の担当する授業やゼミに外部講師を招くことが行われている。

264

【公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況】

経済学部では、2003 年度には「NPO マネジメント入門」が開催され、2005 年度には草加市の委託を受けて草加市における NPO 活動を支援するため、草加市民を対象とする「草加まちづくり NPO 志縁塾講座」がエクステンションセンター主催で 5 回開催された。これらの講座に経済学部の教員がコーディネーター、講師として協力した。

2006 年度には、草加市生涯学習課の要請により市民向け講座として「ボランティアと市民活動」が、そうか市民大学主催で 8 回開催され、経済学部の教員がコーディネーター、講師として協力した。また 2006 年度には、草加市と本学エクステンションセンターの協働事業として、経済学部の教員が講師として、「近未来の自治を考える講座」が開催される。さらに、オープンカレッジでは、教養、ビジネス、コンピュータ等の部門で経済学部専任教員が講師となっており一定の寄与をしている。

265

【教育研究上の成果の市民への還元状況】

経済学部では、組織的には項目 207 にあるような各種刊行物や項目 264 で述べた講座などによって、教員個人レベルでは、各種団体主催の講演会における講師を多数引き受けて、教育研究成果を社会へ還元している。これについて、現在まで特に問題等は生じていない。

経営学科では、様々な活動の中で一例を挙げれば、ある経済学科のゼミが佐渡市におけるフィールドワークを通じた地域活性化への協力をしている。2002～2006 年(7 月末の 1 週間)、新潟県佐渡島佐渡市において、佐渡市・地域住民と協働して「トキを軸とした島づくり」をテーマに、調査合宿、オープンセミナー、トキの餌場となるピオトープ作りとして耕作放棄された棚田の復田作業、調査報告会などを実施した。

経営学科では、地元草加市と連携したプロジェクト「そうか産学行まちづくり事業関連」として、2004 年には「そうか市民自治フォローアップ講座」を開催した。2005～06 年には、

地域の活性化とまちづくりのための基本的なデータ収集を目的として、草加市南部の瀬崎町を中心に「草加市における住工混在地区での共存のための調査ならびに商業調査」を行ったゼミもある。

またその調査結果をもとに、2006年7月5日に本学で開催された「第3回そうか産学行交流会」において、瀬崎地区まちづくり調査報告を行った。草加商工会議所・獨協大学・草加市役所の三機関協働により開催されている「そうか産学行交流会」では、現在の激しい経済状況や社会環境の中、市内の商店街通がシャッター通化されつつある現状を踏まえて、市内の商店（中小企業）がさらなる活力を生むためにはどのような諸施策が必要かを市民とともに考えている。瀬崎地区まちづくり調査については、今後調査結果を精査し、報告書を作成する予定である。

266

【ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性】

経済学科では、地域社会への貢献は項目 265 の耕作放棄された棚田の復田作業に見られるように、ゼミ活動の一環として行われている。

経営学科では、地域社会への貢献を活動の一環として行っているゼミもある。そのゼミでは活動の一環として、2003年度に足立区のNPO団体の調査を行って、NPOの紹介を兼ねたNPOマップ（冊子）を作成し、2004年度には足立区内の第十三中学校にて、「夏休み親子環境教室」を開催した。2005年には草加市瀬崎地区において、工業（工場）調査・商業調査、ゴミ問題への参画（「ゴミリンピック in 瀬崎」の企画・運営）、夏祭りでの「環境セミナー」などを実施した。また、草加市の町や商店街の活性化を目的として、草加宿アンケート調査を実施して、草加市ガイドの「今様・草加宿」のガイドマップ作成の支援を行った。

267

【地方自治体等の政策形成への寄与の状況】

経済学部の教員は、内閣府、総務省、厚生労働省、財務省、経済産業省、国土交通省といった国レベルの各種審議会・研究会などの委員を務めている他、埼玉県、群馬県、栃木県、東京都、神奈川県、あるいは足立区や草加市といった地元や近隣自治体の各種審議会・協議会などの委員や顧問を務めている。

268、269

【大学附属病院の地域医療機関としての貢献度】、【企業と連携して社会人向けの教育プログラムを運用している大学・学部における、そうした教育プログラムの内容とその運用の適切性】

上記について、現状において本学部に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

270

【寄附講座の開設状況】

経済学部では、野村證券株式会社が派遣する講師による寄附講座として、経済学部専門科目特殊講義 b「資本市場の役割と証券投資」が 2002 年度から半期完結科目として毎年度秋学期に開設されている。

271

【大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策】

経済学部では、近年以下のような連携策を講じた。

2004・05 年度獨協大学・草加市共同研究助成プロジェクト

経済学部の教員が代表者となり「草加市におけるベンチャー企業の実態調査と今後の育成支援施策」を研究課題に草加市と共同研究を行った。この共同研究は、草加市の地域問題について大学が地域と連携して調査を行い、地域活性化と地域行政に資する資料を作成することを目的としたものであった。2004 年度の草加市新規開業企業研究では、草加市内で最低資本金特例を利用して新規に開業した企業（ベンチャー企業）の実態について訪問調査した。2005 年度の草加市商店会研究では、草加市からの依頼により草加市住吉商店会の活性化調査を学生の視点を中心にした調査を行い、商店会の問題点分析、商店主の意識改革を図る目的で調査研究を実施した。アンケート調査の結果は住吉商店会において学生が発表を行い、同時に意見交換も実施した。また本研究の成果の一部はそうか産学行連携事業、そうか市民大学にも提供された。

「産学行の連携事業」

2004 年度から 2007 年度にかけて、草加商工会議所・獨協大学・草加市役所の三機関協働による「産学行の連携事業」が行われている。その事業内容は以下にまとめられている。

そうか産学行事業報告

年 月 日	事業内容
2004/2/26	「そうか産学行連携事業」覚書締結 有効期間 2007 年 2 月 26 日まで
5/12	第 1 回そうか産学行連絡会（於 獨協大学）
6/1	第 2 回そうか産学行連携事業推進委員会（於 獨協大学）
6/18	第 3 回そうか産学行連携事業推進委員会（於 獨協大学）
7/20	第 4 回そうか産学行連携事業推進委員会（於 獨協大学）
7/27	第 1 回そうか産学行交流会開催（於 草加商工会議所）
11/26	第 5 回そうか産学行連携事業推進委員会（於 獨協大学）
2005/2/21	第 6 回そうか産学行連携事業推進委員会（於 獨協大学）
3/3	第 7 回そうか産学行連携事業推進委員会（於 獨協大学）
3/18	瀬崎地区まちづくり調査事業に関する覚書締結 有効期間 2006 年 2 月 26 日まで
3/7～30	瀬崎地区企業（工業）に関する訪問調査（本学部ゼミ学生による）

5/17	第8回そうか産学行連携事業推進委員会（於 獨協大学）
5/27	瀬崎地区企業（工業）に関する調査報告会（於 獨協大学）
6/10	瀬崎地区企業（商業、サービス業）調査打ち合わせ（於 瀬崎コミュニティセンター）
6/17・28	瀬崎地区企業（商業、サービス業）調査打ち合わせ（於 谷塚コリーナ集会所）
7/4	第2回そうか産学行交流会開催（於 獨協大学）
7/15	瀬崎地区企業（商業、サービス業）調査最終打ち合わせ（於 谷古宇事務所）
7/21～28	瀬崎地区企業（商業・サービス業）に関する訪問調査（本学部ゼミ学生による）
7/27～8/2	瀬崎地区企業（商業・サービス業）に関する調査（草加市シルバー人材センター）
11/5～6	そうか革職人会「獨協大学雄飛祭」出店
11/16	そうか革職人会「革製品展示・体験会」実施（於 獨協大学）
11/9～17	空き店舗の活用「大学生リサイクルショップ」(於 新田ふれあいロード商店街)
11/18	瀬崎地区企業（商業・サービス業）に関する調査報告会（於 獨協大学）
2006/2/13	第9回そうか産学行連携事業推進委員会（於 獨協大学） 瀬崎地区まちづくり調査事業に関する覚書の一年間延長承認
2/27～3/24	瀬崎地区工業周辺調査に関する訪問調査（本学部ゼミ学生による）
3/20	そうか革職人会製作による卒業記念品「ブックカバー」を卒業生に贈呈
4/21	第10回そうか産学行連携事業推進委員会（於 獨協大学）
7/5	第3回そうか産学行交流会開催（於 獨協大学）
9/15	そうか産学行連携事業事務打ち合わせ（於 獨協大学）
10/2	八塚駅前商店街の活性化に関する交流会（於 八塚コリーナ会議室）
10/18	瀬崎地区まちづくり調査事業における住民との交流会（於 瀬崎コミュニティセンター）

そうか産学行事務局(獨協大学エクステンションセンター)作成
獨協大学・草加市共同研究助成プロジェクト

2006年度からの獨協大学・草加市共同研究助成プロジェクトとして、経済学部の教員が代表者となり「草加市内のNPOの成果、課題及び草加市との協働のあり方についての研究」を行っている。

「草加市における『まちづくり交付金』事業の効果に関するアンケート調査」

2005年10月～2006年3月に、(財)国土技術研究センターからの委託を受けて、経済学部の教員と学生が「草加市における『まちづくり交付金』事業の効果に関するアンケート調査」を行った。この研究では、草加市旧町地区に残る町家・土蔵の再利用についてのアンケート調査(2,000世帯対象)により、国土交通省の「まちづくり交付金」事業の効果を、CVM法(仮想市場評価法)を用いて計測した。このアンケート調査には、学生が

ゼミ活動の一環として取り組んだが、その調査に先立ち国土交通省、草加市役所からの外部講師により行政の現場についての講義が行われた。

これに関連して、2006年8月5、6日に東京都中央区の常盤小学校で開催された「全国都市再生まちづくり会議 2006」に参加して、「埼玉県東部のまちづくりにおける地域との連携全般」、「草加市における町家・土蔵の再利用に係るまちづくり交付金の効果」、「草加市における住工混在地区での共存のための調査」および「越谷市のまちづくりに関する住民意識調査」について出展するとともに、交流会で報告を行った。また、大学連携交流会でパネリストを務めるとともに、交流会総括セッションで大学連携交流会の総括を行った。全国都市再生まちづくり会議は、全国各地で都市再生まちづくり活動を行っている団体や人々が、互いに横につながり、連携し、情報の交換、交流を進めることにより、日本各地のまちづくりをより一層活性化することを目的に2005年4月1日に創設されて、今回はその2回目の全国大会であった。

その他

その他、学生に対する教育におけるそうした連携としては、2002年度から駿台教育研究所の協力を得て「経済学に使う数学入門講座」、2003年度から受験予備校の「クレアールアカデミー」の協力を得て「公認会計士(CPA)養成講座」を行っている。詳しくは、第3章の項目037を参照されたい。

272

【企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況】

項目271で述べた、2005年度「草加市における『まちづくり交付金』事業の効果に関する調査」は(財)国土技術研究センターからの委託を受けて行ったものである。

273

【特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況】

上記について、現状において本学部に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

274

【産学連携に伴う倫理綱領の整備とその実践状況】

経済学部では産学連携に伴う倫理綱領はまだ整備されていないが、今のところそのことによる問題は生じていない。しかし今後は、大学あるいは個別教員として地元草加市行政、地元産業、市民と連携を進めていくに際して、行政、産業、市民との交流・運営・意思決定におけるガイドラインを制定することが必要となろう。

点検・評価、長所と問題点

263

【社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度】

経済学部の「総合講座」は外部講師のみでオムニバス形式で行う連続講演である点に特

徴がある。現場で活躍している方を講師に招き、その体験を語ってもらうことで、学生の将来にわたるキャリア形成や学習意欲の喚起に寄与していると考えられる。社会の一線で活躍されている講師による講演は、学生から好評を得ているだけでなく学内外からも注目されている。2005年度春・秋学期、2006年度春学期の履修者数(学年別・学科別集計)は次表の通りである。

年度・学期	2年		3年			4年			計		
	経済	経営	経済	経営	経済	経営	経済	経営	経済	経営	
2005・春	215	98	143	72	68	150	72	74	508	242	259
2005・秋	244	104	128	62	65	117	63	51	489	229	256
2006・春	207	95	194	93	101	82	34	45	483	222	258

(注)2005年度春・秋学期には、通年履修者2名を含む。経済・経営両学科の合計が各年次および総計と一致しないのは他学部履修者がいるからである。

「総合講座」や特任教員制度による「特殊講義」など、経済学部では経済学・経営学の体系のみにとどまらず、実社会の諸相を学生に伝えるべく、さまざまな工夫を行ってきた。今後もこの制度は維持していく方向である。また、経済学部経済学会による助成制度が拡充されたこともあり、近年ゼミ活動における外部講師の招聘や企業視察などが積極的に行われるようになった。

264

【公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況】

2003年の「NPO マネジメント入門」は約300名の参加者を集めて開催され、2005年度の「草加まちづくり NPO 志縁塾講座」には男性87名、女性48名の計135名(市民47名、市職員30名、獨協学生46名、近隣自治体8名、その他4名)の申込があり、各回の出席者数は次の通りであった。

	出席者	市民	市職員	本学学生	近隣自治体職員	その他
第1回	71	32	21	15	1	2
第2回	53	24	6	19	1	3
第3回	62	35	10	13	1	3
第4回	49	27	7	12	2	1
第5回	46	22	10	13	0	1

また、2006年度開催の「ボランティアと市民活動」には、13名(男性6名、女性7名；年齢：30代1名、40代1名、50代1名、60代6名、70代3名、不明1名)の申込があった。また、「近未来の自治を考える講座」には、50名(市民23名、市職員ほか27名)の申し込みがあった。

【教育研究上の成果の市民への還元状況】、【ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性】

前述の経済学科におけるゼミの場合、佐渡市におけるフィールドワークを通じた地域活性化への協力は、2005年8月2日付け『新潟日報』にも取り上げられるなど、地元からも高い評価を受けた。地域への貢献、ボランティア活動を通して学問の実践を実感させることで、大学での講義の社会との関連を意識させ、学問へのモチベーションを高めるものと考えられる。また、経営学科のゼミによる「夏休み親子環境教室」は、市民からも高い評価を受けて2004年8月9日付け『足立よみうり新聞』にも取り上げられた。

【寄附講座の開設状況】

2005年度の野村證券株式会社による経済学部専門科目特殊講義 b「資本市場の役割と証券投資」の2005年度の履修者数(学年別・学科別集計)は次表の通りとなっており、2、3年生の受講生が少なく、とくに経済学科で履修者が少ない。

	2年			3年			4年			計	計	
	済	営	計	済	営	計	済	営	済		営	
2005年度	33	12	21	19	4	15	79	34	45	131	50	81

【大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策】

草加市新規開業企業研究については、ベンチャー企業の簡単な統計資料は経済産業省から公表されているが、その実態調査を行った事例は初であった。ただ市内での設立件数が少ないこと、個人企業が多いことから、2004年度で調査を終了した。

草加市における「まちづくり交付金」事業の効果に関する調査は、CVM法(仮想市場評価法)により、まちづくり交付金の効果を把握した全国初の研究であった。

これら一連の獨協大学の地域連携事業への取り組みは高く評価され、「全国都市再生まちづくり会議 2006」において地域と大学の開かれた連携等に係る部門の賞である「大学連携部門賞」を受賞した。本学は初めての参加での受賞となった。

将来の改善・改革に向けた方策

【社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度】

「総合講座」を市民への貢献として市民に開放するという考えられる。その際、通信システムを使って別教室での遠隔地講演にすることにより、授業と市民講座としての位置づけを分離することも考えられよう。「総合講座」や特任教員制度による「特殊講義」は維持していく方向である。

また、ゼミ単位で外部講師を招聘した講演会を行った事例が多く見られたが、そのよう

な機会をゼミ単位の活動にとどめるのではなく、ゼミ単位で起案された講演会を経済学部として主催・後援して、経済学部全体の学生に、さらに他学部の学生にも講演会聴講の機会を広げて貴重な機会を学部全体で共用することで、学生に一層多くの機会を提供することが考えられる。

270

【寄附講座の開設状況】

学生の職業・就職に対する関心を早いうちから喚起するために企業人の講義を聞かせる意義は大きい。その意味において、提供企業と講義内容について検討を行って、資格取得や日経 STOCK リーグ参加などといった目標を持たせて講義内容に興味を持たせるなど、学生に履修意欲を高める方策が必要であろう。

特殊講義 b「資本市場の役割と証券投資」の他にも、これからは企業の寄附講座による企業人の講義を活用して、学生の社会への関心を高めていくことが必要であろう。

271

【大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策】

経済学部の教員が個別に取り組んできたプロジェクトを大学のプロジェクトと位置づけて地域との連携を大学がバックアップしていくことが必要となる。2006 年度には本学ホームページに「まちづくりネットワーク 地域との連携事業」を新たに開設して、これまでに地域で行ってきた調査結果の紹介や、市民向けシンポジウム等の案内を公表しているが、将来的にはそこから市民ニーズを吸い上げて、市政に反映させていく橋渡しの役割を大学が担っていくことが考えられる。

また、2004 年度から始まった「産学行事業」も一通りの調査を終え、最終報告書作成の段階であるが、この調査の結果、住みよい「まちづくり」の提案では、住民と工業の定期的な交流会や商店街の活性化など、今後さまざまな改善へと移行することが期待されている。大学が持つシンクタンク機能ばかりではなく、住民や商店街と共に活動（ドゥ・タンク機能）することが益々重要になってくるものと思われる。大学という既存の学舎を社会に向けることで、学生は市民や工場などの経営者、また市役所の行政職等からのさまざまなインセンティブを受け、学ぶ機会が増大し、地域と大学との距離も短縮され、連携が進むと考えられる。今後は、こうした「産学行」に民を加え、「産学行民」としての活動が望まれる。

今後ますます、地元草加市行政、地元産業、市民と連携しながら、本学のもてる知的資産を活用して産官学民での地域政策策定に主導的な役割を果たし、市民講座を開催して市民に学ぶ場を提供するなど、「開かれた大学」として地域との連携を深めていくことが求められている。

法学部（法律学科・国際関係法学科）

現状の説明

263

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度について、法学部では文化交流等を目的として、学生個人は、教務部、キャリアセンターが所管するインターンシップに参加できる仕組みを整え、また、法学部の各教員が必要に応じて、ゼミ合宿等の機会を利用して社会との交流を行う、というような教育システムを採用している。これについて、現在まで特に問題等は生じていない。なお、外部から講演者を招いて行う「法政総合講座」や「学術講演会」なども、その一環とみなすことができるが、これについては次の項目 264 を参照されたい。

264

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況について、法学部では、(表1)のように公開講座そのものではないが、「法政総合講座」や「学術講演会」を通じて、高度な学術講演、授業の一部を公開する講演、シンポジウムを市民に公開している。

実例として、草加市の市長や各部長、外務省の幹部を講師とした「法政総合講座」は、正規授業科目として学部生向けに開催するとともに、2006年4月と7月に行われた「地域から考える、草加から考える」の講座では、市長講演、シンポジウム(市助役、部長、シンクタンク研究員、市民運動家、学生代表など)などを、市民に公開している。また、「学術講演会」についても、時にはドイツ、フランスなどの優れた研究者によって行われ、市民に公開されている。

(表1) 獨協大学法学部 公開授業実施一覧

開催日	曜	時	正規 授業科目名	公開理由	演題	講演者
2006年7月5日 2006年4月12日	水	3	法政総合講座	公開シンポジウム 草加市長基調講演	地域から考える、草加から考える 変化の中で、草加=獨協モデルを考える	草加市助役他
2006年5月22日	月	2	日本法制史	第44回 学術講演会	日仏都市計画・ 政策の最近の展 開	フランス・リオン 政治学院研究員
2005年12月7日	水	3	法政総合講座	外交講座	文化多様性と 日本外交	外務省国際交流部 長
2005年9月26日	月	2	刑事政策	第43回 学術講演会	象徴的刑法	ドイツ・マックスブ ランツ研究所員
2005年6月7日	火	4	法律学特講	第42回 学術講演会	ドイツにおける 少年犯罪の現状 と対策	ドイツ・ フライブルク大学 教授
2005年4月18日	月	2	日本法制史	第41回 学術講演会	法典化と法解 釈・フランスの 経験から法理論 へ	フランス・ パリ高等師範学校 教授
2004年7月7日 2004年4月14日	水	3	法政総合講座	公開シンポジウム 草加市長基調講演	地域から考える、草加市から考える	草加市助役他
2004年1月24日	土	5	なし	最終講義	私の思っている ことあれこれ	本学教授
2002年12月12日	木	2	国際法	最終講義	なし	本学教授
2002年11月14日	木	5	なし	外交講座	京都議定書 (地球温暖化)	外務省国際社会協 力部・気候変動枠組 条約室 首席事務官
2002年10月28日	月	4	なし	第40回 学術講演会	変革期の 司法システム	ドイツ・フランクフ ルト大学教授
2002年10月4日	金	4	なし	第39回 学術講演会	なぜ、いま有事 法制なのか	一橋大学大学院教 授
2001年12月11日	火	4	なし	第38回 学術講演会	最近の犯罪現象 を分析し、検察 官の今日的課題 を考える	検事
2001年6月21日	木	4	なし	第37回 学術講演会	ドイツの 今日的外交政策	ドイツ・ベルリン日 独センター事務総 長

265

教育研究上の成果の市民への還元状況について、法学部における教育研究上の成果の市民への還元は、さまざまな経路により行われている。第一は、(表1)のように、講義の中での講演会と公開シンポジウムである。第二は(表2)のように、自治体以外の自治体の講座の編成、講演等によるものであり、ここでは草加市フォローアップ講座、やしお市民大学がある。第三は、間接的な市民への教育研究上の成果の還元として、中央省庁、自治体、NPOなどに教員の専門を生かしたアドバイスを行う形態である。法務省、総務省、東京都、茨城県、神奈川県、草加市、研究所、各種法人等々、広範多様にわたっている((表2)参照)。

(表 2) 獨協大学法学部教員 学外委員等一覧

法務省入札監視委員会委員、国土交通省国土交通大学校・宅地研修講師、総務省統計局国勢調査実務研究会参加者、青少年健全育成中央フォーラム企画会議委員、青少年を取り巻く有害環境対策フォーラム・企画会議委員・講師、国立国会図書館職員倫理審査会委員、東京都消費者被害救済委員会委員、東京都教育相談センター事業評価委員会委員、群馬自治総合研究センター研修会講師、群馬県公共工事入札監視委員会委員、茨城県議会総務企画委員会講師、神奈川県個人情報審議会委員、神奈川県開発審査会委員、神奈川県情報公開審査会委員、愛知県少年センター連絡協議会研修会助言者、長野県個人情報保護運営審議会委員、草加産学行交流会講師、草加市民自治フォローアップ講座講師(3名)、人権を考える市民のつどい講演会講師、草加市立小中学校の学校医等公務災害補償認定委員会委員、草加市公務災害補償等認定委員会委員、草加市産業振興ビジョン推進会議委員、草加市社会教育委員、草加市情報公開・個人情報保護審議会委員(5名)、草加市消費生活対策委員会委員、草加市ふるさとまちづくり応援基金運営委員会委員(2名)、草加市未来人サポート審議会委員、地域産業交流地区別セミナー講師、草加都市計画氷川町土地区画整理審議会委員、小金井市行政改革市民協議会委員、鎌倉市情報公開運営審議会委員、やしお市民大学講師(6名)、神奈川県西地域広域市町村圏協議会・行政法共同研修会講師、川崎市公文書公開運営審議会委員、青少年育成国民運動実践調査研究事業に係る第1回地域実施委員会講師、川崎市建築審議会委員、栗橋町情報公開および個人情報保護制度に係る審議会委員、庄和町情報公開・個人情報保護審査会委員、八潮市市民政策提言会議委員、八潮市行政評価外部評価委員会委員、社会法学研究連絡委員会委員(日本学術会議)、岩手県青少年育成指導者研修会講師、南極環境保護議定書損害責任付属書作成検討調査業務委員会委員、社団法人青少年育成国民会議中央委員、社団法人著作権情報センター附属著作権研究所公貸件委員会委員、子どもセーフティーフォーラム in いしかわ・ののいちコーディネーター(順不同)

266

ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性について、現状において本学部該当する事項はなく、問題等は生じていない。

267

地方自治体等の政策形成への寄与の状況について、近年「地方分権」が激しくすすみ、グローバル化、高齢化、格差社会、安全、教育、情報管理、産業、など中央政府が対応してきて、かつ対応し切れなかった問題を、地域や地方自治体が自らの手で政策的に対応しなければならなくなっている。其れ故、中央省庁、自治体と自立した専門性を通して共に課題に対応する政策をつくる大学の役割は高まらざるを得ない。(表 2)のごとく、法学部の教員が地元といえる埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県、千葉県および各市町村に入札、青少年対策、教育、情報、まちづくり、産業、著作権、エネルギー等にわたる委

員、などとして派遣されているのはそれに相応したものである。(なお(表 2)は学部長に申請されたものだけであり、実数はもっと多い)。

さらに、項目 264 に記したように、地域関係者を授業のゲスト講師に招いたりして、地域における人事交流を通じての寄与も行われている。

268

大学附属病院の地域医療機関としての貢献度について、現状において本学部に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

269、270、271、272、273、274

企業と連携して社会人向けの教育プログラムを運用している大学・学部における、そうした教育プログラムの内容とその運用の適切性、寄附講座の開設状況、大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策、企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況、特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況、産学連携に伴う倫理綱領の整備とその実践状況について、現状において本学部に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

264

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況について、本学部の特徴を生かして、法律学と政治学を基盤に国際と地域に展開し、地元の市の具体的な動きと課題を、学生と市民と教員で議論すること、外務省の中央省庁の動きを、教員、市民と語ることは、学生、教員のみならず、市民、そして、市や省庁のメンバーにも意義あることだと思われる。

265

教育研究上の成果の市民への還元状況について、前述した第一の形態(講義中での講演会と公開シンポジウム)は、通常の授業の一部でかつ国際的にも水準の高い内容を還元しているのは長所であるが、法学部以外の学生は多いが、市民が2~30名の参加で、少ない。第二の形態(自治体以外の自治体の講座の編成、講演等)は、今後一層すすめられるだろう。第三の形態(中央省庁、自治体、NPOなどへのアドバイス)は正しく法学部の教員の専門が、間接的ではあれ、地域に生かされていて壮観ともいえる。

267

地方自治体等の政策形成への寄与の状況について、多様な地方自治体の政策形成の多様な局面に法学部の教員が、自らの専門性を生かして関わっていることは、高く評価されるべきだと思われる。ただ、もう少し学部内、大学内で、それらをめぐる交流と相互の位置付け合いがあっても良いと思われる。

将来の改善・改革に向けた方策

264

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況について、現在、法学部には、既存の法律学科、国際関係法学科に加えて、総合政策学科(仮称)創設が2008年度に行われることが予定されている。また、主として法学部が関わる地域総合研究所が、2007年度に創設されることが決定されており、公開講座もそれらを通して組織的・恒常的に、より広い市民との関係がつくられていくと思われる。

265

教育研究上の成果の市民への還元状況については、多くの成果を生んでいると思われるが、もう少し、法学部内、さらには大学内で、その成果を知り合い、交流すると一層充実すると思われる。関連する全学的機関において、それに関連する研究会の開催を検討していきたい。

267

地方自治体等の政策形成への寄与の状況について、地方分権が進行することは、地域や地方自治体が創造的な対応を迫られる事を意味する。しかもグローバル化(人、物、金、文化の越境)が地域に直接あらわれ、法的、政治的局面での対応が必要とされる。

法学部は、法律学科、国際関係法学科、および、2008年創設予定の総合政策学科により、上記の地方分権とグローバル化への対応に寄与できる体制がつけられつつあり、それを通して学部内、全学の交流、および、地域の各レベルの自治体とのより一層の連携がすすむものと思われる。それは同時に大学への教育、研究にシンクロし、将来性のある学生を育てることに連なろう。このことは同時に地域の諸領域の人々の大学での授業参加などが地域の人々自体の認識を豊かにすることが期待できる。

大学院

現状の説明

275、276、277、278、279、280

研究成果の社会への還元状況、地方自治体等の政策形成への寄与の状況、寄附講座、寄附研究部門の開設状況、大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策、企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況、奨学寄附金の受け入れ状況については、研究科・専攻単位で扱っている。詳細はそれぞれの項を参照されたい。

281、282、283、284、285、286、287、288、289

特許の取得状況、工業所有権の取得状況、特許料収入の研究費への還元状況の適切性、特許取得を「研究業績」として認定する学内的措置の適切性、TLOの設立と運用の状況、TLO・リエゾンオフィス等の整備状況、技術移転等を支援する体制（相談業務、手続業務など）の整備状況、「産学連携に伴う利害関係の衝突」に備えた産学連携にかかるルールの明確化の状況、発明取扱い規程、著作権規程等、知的資産に関わる権利規程の明文化の状況について、現状において本大学院に該当するものはなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

法学研究科（法律学専攻）

現状の説明

275

研究成果の社会への還元状況について、法学部の項目 265「現状の説明」で述べられた活動以外に、法学研究科スタッフの研究領域の多面性から、公的機関からの依頼以外に、スタッフ教員に対する市民グループ・NGO・労働組合などからの講演依頼も多くある。これについて研究科としては把握しきれていないが、教育・研究活動に支障のない限り、スタッフ個人は積極的に対応している。マスコミからの取材あるいは事件・裁判判決等への専門的見解の表明（コメント）の求めも多いので、教員スタッフの新聞等のマスコミへの

登場も比較的頻度が高く、マスコミ等を通じて研究成果を社会に発信している。また、地域づくり、環境、教育分野等の市民組織・N G Oの活動に専門性を有する市民として学習活動に協力したり、専門性を生かした活動に積極的にかかわったりしている教員も若干名いる。

276

地方自治体等の政策形成への寄与の状況について、法学部の項目 265「現状の説明」にある(表2)にみられるように、法学研究科スタッフは、北関東地域の自治体中心に多数の自治体や省庁の審議会委員等として政策形成に多面的にかかわっている。これは地域における数少ない法学部として、個々の教員段階ではかなりの負担を感じながらも、周辺自治体からの依頼に積極的に対応している結果といえる。また、市民サイドから自治体への政策提言活動も分権の推進のなかで活発化しているが、この面でも市民組織に対する専門性を生かした情報提供や助言を行い貢献している。

277、278、279、280

寄附講座、寄附研究部門の開設状況、大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策、企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況、奨学寄附金の受け入れ状況について、現状において本研究科では取り組みはなされていないが、特に問題等は生じていない。

281、282、283、284、285、286、287、288、289

特許の取得状況、工業所有権の取得状況、特許料収入の研究費への還元状況の適切性、特許取得を「研究業績」として認定する学内的措置の適切性、T L Oの設立と運用の状況、T L O・リエゾンオフィス等の整備状況、技術移転等を支援する体制(相談業務、手続業務など)の整備状況、「産学連携に伴う利害関係の衝突」に備えた産学連携にかかるルールの明確化の状況、発明取扱い規程、著作権規程等、知的資産に関わる権利規程の明文化の状況について、現状において本研究科独自に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

275

研究成果の社会への還元状況について、スタッフの個人単位の活動でみれば、「現状の説明」で述べてように、かなり多面的かつ広範で活発な社会還元活動を行っているとは評価できる。しかし、学部・研究科による組織的な社会還元の活動は、学問的水準は高度であるが、市民参加の点で弱点がみられ、市民ニーズとマッチした社会還元活動の展開が課題といえる。

276

地方自治体等の政策形成への寄与の状況について、学識経験者としての審議会委員等へ

の就任を通じての政策形成参加は、研究成果の社会還元について述べたのと同様に、それほど多くないスタッフ数に比して、その寄与度は高く評価できる。また、市民からの政策提言という形で展開されている下からの政策形成にも一定の貢献が認められる。こうした双方向からの政策形成への寄与は、本学部・研究科の活動の特色ともいえる。

将来の改善・改革に向けた方策

275

研究成果の社会への還元状況について、個人レベルでの活発な社会還元の活動は、今後も大いに奨励される必要がある。さらにこれらの成果を、学部・研究科による組織的な社会還元活動と有機的に結合していく必要がある。この意味で設立が予定されている地域総合研究所では、地域自治体のみならず、地域の市民組織・NGO などとも積極的な連携をして、市民ニーズにあった社会還元の方途を探る必要がある。

276

地方自治体等の政策形成への寄与の状況について、学部・研究科スタッフ個人のレベルで行われている様々な活動の成果を集約し、設立予定の地域総合研究所では組織的な活動としてさらに質的に高めていきたい。地域の課題を地域の人的・物的資源を活用して解決策を提起していくために、これまでの双方向での政策形成活動への貢献を通じて形成してきた人的ネットワークを活用し、高度化する必要がある。

外国語学研究科

外国語学研究科は各専攻の独立性・自治性が高く、そのため各専攻により現状等が若干異なるため、ここでは外国語学研究科で共通する事項を中心に述べる。なお、詳細等については外国語学研究科の各専攻の項を参照されたい。

現状の説明

275

研究成果の社会への還元状況について、本研究科では、外国語学部の協力を得て各専攻の教育分野において研究成果を社会に還元する試みがなされている。また各教員は個々の専攻分野で講演や著作を通して研究成果を社会に還元している。

276、277、278、279、280

地方自治体等の政策形成への寄与の状況、寄附講座、寄附研究部門の開設状況、大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策、企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況、奨学寄附金の受け入れ状況について、現状において本研究科では取り組みはなされていないが、特に問題等は生じていない。

281、282、283、284、285、286、287、288、289

特許の取得状況、工業所有権の取得状況、特許料収入の研究費への還元状況の適切性、特許取得を「研究業績」として認定する学内的措置の適切性、TLOの設立と運用の状況、TLO・リエゾンオフィス等の整備状況、技術移転等を支援する体制（相談業務、手続業務など）の整備状況、「産学連携に伴う利害関係の衝突」に備えた産学連携にかかるルールの明確化の状況、発明取扱い規程、著作権規程等、知的資産に関わる権利規程の明文化の状況について、現状において本研究科に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

275

研究成果の社会への還元状況について、本研究科は学部と協力し、高校生のためのドイツ語講座、中学・高校の教員を対象とした英語教育に関する研究会・講演会、フランス語教授法に関する研究会、近隣の外国人を対象とした日本語講座などを通じて研究成果を社会に還元している。今後も、研究成果を地域社会へ還元する試みをさらに広げてゆきたい。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

ドイツ語学専攻

現状の説明

275

研究成果の社会への還元状況について、ドイツ語学専攻では例年、ドイツ語学、ドイツ文学、ドイツ文化、などの分野で講演会、シンポジウムなどを学部と協力して行っている。今後は、ドイツ語教育の現場との連携をさらに強固にするため定期的なドイツ語教育検討会のような集まりを設け、教育現場への研究成果の積極的な発信とフィードバックに努めたいと考えている。

276、277、278、279、280

地方自治体等の政策形成への寄与の状況、寄附講座、寄附研究部門の開設状況、大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策、企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況、奨学寄附金の受け入れ状況について、現状において本研究科では取り組みはなされていないが、特に問題等は生じていない。

281、282、283、284、285、286、287、288、289

特許の取得状況、工業所有権の取得状況、特許料収入の研究費への還元状況の適切性、特許取得を「研究業績」として認定する学内的措置の適切性、TLOの設立と運用の状況、TLO・リエゾンオフィス等の整備状況、技術移転等を支援する体制（相談業務、手続業務など）の整備状況、「産学連携に伴う利害関係の衝突」に備えた産学連携にかかるルールの明確化の状況、発明取扱い規程、著作権規程等、知的資産に関わる権利規程の明文化の状況について、現状において本研究科独自に該当するものはなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

英語学専攻

現状の説明

275

研究成果の社会への還元状況について、英語学専攻では、研究成果の社会への還元方法として、特に英語教育分野において教育研究の充実を図るため地域の中学・高校との連携・交流を行なっている。今後は、さらに地域社会における大学院の果たす役割を宣伝し、積極的な関わりを持つことが望まれる。

276、277、278、279、280

地方自治体等の政策形成への寄与の状況、寄附講座、寄附研究部門の開設状況、大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策、企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況、奨学寄附金の受け入れ状況について、現状において本研究科では取り組みはなされていないが、特に問題等は生じていない。

281、282、283、284、285、286、287、288、289

特許の取得状況、工業所有権の取得状況、特許料収入の研究費への還元状況の適切性、特許取得を「研究業績」として認定する学内的措置の適切性、TLOの設立と運用の状況、TLO・リエゾンオフィス等の整備状況、技術移転等を支援する体制（相談業務、手続業務など）の整備状況、「産学連携に伴う利害関係の衝突」に備えた産学連携にかかるルールの明確化の状況、発明取扱い規程、著作権規程等、知的資産に関わる権利規程の明文化の状況について、現状において本研究科独自に該当するものはなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

フランス語学専攻

現状の説明

275

研究成果の社会への還元状況について、フランス語学専攻では学科や研究所が主催する「フランス語教授法研究会」や講演会、コンサートなどに大学院担当者や大学院生が、専門知識を生かして参加し、教育界や地域社会に成果を還元するよう努めている。

276、277、278、279、280

地方自治体等の政策形成への寄与の状況、寄附講座、寄附研究部門の開設状況、大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策、企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況、奨学寄附金の受け入れ状況について、現状において本研究科では取り組みはなされていないが、特に問題等は生じていない。

281、282、283、284、285、286、287、288、289

特許の取得状況、工業所有権の取得状況、特許料収入の研究費への還元状況の適切性、特許取得を「研究業績」として認定する学内的措置の適切性、TLOの設立と運用の状況、TLO・リエゾンオフィス等の整備状況、技術移転等を支援する体制（相談業務、手続業務など）の整備状況、「産学連携に伴う利害関係の衝突」に備えた産学連携にかかるルールの明確化の状況、発明取扱い規程、著作権規程等、知的資産に関わる権利規程の明文化の状況について、現状において本研究科独自に該当するものはなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

日本語教育専攻

現状の説明

275

研究成果の社会への還元状況について、日本語教育専攻では日本語教員を日本語教育の現場に送り出すことが重要な社会貢献の方法であると認識している。また、日本語教育の理論的・実践的研究成果を還元するため、日本語学校との連携・情報交換を含む交流を行っている。その上、近隣に居住する外国人に対し、日本語講座を定期的に関講することに協力し、その日本語運用能力の向上に資するよう努力を払っている。今後も引き続き、近隣地域に居住する外国人のための日本語講座のより一層の充実に努めたく考える。

276、277、278、279、280

地方自治体等の政策形成への寄与の状況、寄附講座、寄附研究部門の開設状況、大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策、企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況、奨学寄附金の受け入れ状況について、現状において本研究科では取り組みはなされていないが、特に問題等は生じていない。

281、282、283、284、285、286、287、288、289

特許の取得状況、工業所有権の取得状況、特許料収入の研究費への還元状況の適切性、特許取得を「研究業績」として認定する学内的措置の適切性、TLOの設立と運用の状況、TLO・リエゾンオフィス等の整備状況、技術移転等を支援する体制（相談業務、手続業務など）の整備状況、「産学連携に伴う利害関係の衝突」に備えた産学連携にかかるルールの明確化の状況、発明取扱い規程、著作権規程等、知的資産に関わる権利規程の明文化の状況について、現状において本研究科独自に該当するものはなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

経済学研究科（経済・経営情報専攻）

現状の説明

275、276

研究成果の社会への還元状況および地方自治体等の政策形成への寄与の状況については、大学や学部を通して研究科あるいは教員に下ろされるもの、各教員が直接関わっているものがあるため、実態は把握し切れていない。各省庁、埼玉県、草加市、各シンクタンク、他大学や研究者との共同研究など活発に行なわれている。詳細は資料集 24、25（別冊「専任教員の教育・研究業績一覧」）を参照されたい。

277、278、279、280

寄附講座、寄附研究部門の開設状況、大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策、企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況、奨学寄附金の受け入れ状況について、現状において本研究科では取り組みはなされていないが、特に問題等は生じていない。

281、282、283、284、285、286、287、288、289

特許の取得状況、工業所有権の取得状況、特許料収入の研究費への還元状況の適切性、特許取得を「研究業績」として認定する学内的措置の適切性、TLOの設立と運用の状況、TLO・リエゾンオフィス等の整備状況、技術移転等を支援する体制（相談業務、手続業務など）の整備状況、「産学連携に伴う利害関係の衝突」に備えた産学連携にかかるルールの明確化の状況、発明取扱い規程、著作権規程等、知的資産に関わる権利規程の明文化の状況について、現状において本研究科独自に該当するものはなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

275、276

研究成果の社会への還元状況および地方自治体等の政策形成への寄与の状況について、研究科の内容充実と今後の方向性を考えるためには、これらの活動状況の把握と社会への還元、特に地元への還元を一層図るべきである。これについては現在、改革委員会で検討中である。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

法科大学院

(法務研究科法曹実務専攻)

現状の説明

275

研究成果の社会への還元状況について、法務研究科における研究成果の社会への還元は、教員が個々の社会活動として行う他、「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」の開設準備に伴って、同推進室を通じて定期的に行われている（文部科学省補助事業「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」）。

これまで、関係機関を招いて、開設準備についての協議会が、11回開催されたが、協議会に先立って、子どもの救済に関わるテーマで、一般にも開かれた講演会を開いている（2004.10～2006.10）。講演会の内容は、開設予定のセンターの説明に関するものもあるが、「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」の研究的裏付けの水準を示すものとして実施してきた。

また、子どもの安全と安心に関するアンケート調査を2度にわたって実施し（埼玉県調査、全国調査）その分析結果を公表している。

276

地方自治体等の政策形成への寄与の状況について、法務研究科における地方自治体等の政策形成への寄与は、教員が個々の社会活動として行う他、「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」の開設準備に伴って、同推進室を通じて積極的に行われている（文部科学省補助事業「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」）。

2007年度に「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」の開設が予定されており、自治体連携が不可欠であることから、埼玉県、埼玉県越谷児童相談所、草加市、草加市教育委員会、越谷市、越谷市教育委員会と連携関係にあるが、自治体で行われる各種フォーラムなどで一定もしくは指導的な役割を果たしている。

また、地元の草加市においては、こうした関係の他、要保護児童対策地域協議会の関係機関に任じられており、児童虐待防止の政策に一定の役割を果たしている。

277

寄附講座、寄附研究部門の開設状況について、法務研究科において、現在のところ該当する事項はないが、2007年の「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」開設予定に伴い、企業等からの寄附の受け皿となる事業の整備をし、寄附を募るとともに事業を展開する予定である。

278

大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育上の連携策について、法務

研究科における他の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策としては、2つの文部科学省の補助事業として展開してきている。ひとつが、4大学（国学院大学、明治学院大学、東海大学、獨協大学）での共同のリーガル・クリニックの実施であり、もうひとつが、「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」開設準備に伴う大学間連携である。これらのうち社会貢献については、後者の大学間連携を挙げることができる。

2007年度に予定している「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」開設に際して、子どもの救済が有効になされることを目的として、埼玉県内の大学が資源を補完しあい、それぞれの資源を有効に活用できるように、子どもに関わる異なる専攻、学部間で教育、研究、社会貢献における連携を目指すものである。すでに、大学（埼玉大学教育学部、文教大学大学院人間科学研究科、埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉学科、東洋大学ライフデザイン学部、獨協医科大学、獨協大学法科大学院）で協議を始めている。

特に、文教大学人間科学研究科とは、子どもからの相談に関して協力関係を作るとともに、実習・臨床科目として、相互に位置づけあうことで協議に入っている。

279、280

企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況、奨学寄附金の受け入れ状況について、現状において本研究科では取り組みはなされていないが、特に問題等は生じていない。

281、282、283、284、285、286、287、288、289

特許の取得状況、工業所有権の取得状況、特許料収入の研究費への還元状況の適切性、特許取得を「研究業績」として認定する学内的措置の適切性、TLOの設立と運用の状況、TLO・リエゾンオフィス等の整備状況、技術移転等を支援する体制（相談業務、手続業務など）の整備状況、「産学連携に伴う利害関係の衝突」に備えた産学連携にかかるルールの明確化の状況、発明取扱い規程、著作権規程等、知的資産に関わる権利規程の明文化の状況について、現状において本研究科独自に該当するものはなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

275

研究成果の社会への還元状況について、子どもリーガルセンター推進室を通じた講演会の開催は、項目276、278に関連しており、広がりとお機性をもって実施されている。センター開設の準備の枠組みで実施していることから、関係機関への浸透度は高いものの、市民に対してのものとはなっていない。

276

地方自治体等の政策形成への寄与の状況について、「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」の開設準備を通じて、広くネットワークを構築することに、一定程度成功し、自治体の政策と関連した活動の基礎を築いた。ただ、市町村については、草加市、越

谷市にとどまっております、広がり欠ける。今後、ネットワークの活性化と、具体的場面の連携が、自治体等の政策への寄与という点でも課題となる。

将来の改善・改革に向けた方策

275

研究成果の社会への還元状況について、改善・改革というよりは、2007年度より、「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」が開設予定であることから、新たな課題に対する対応が必要となる。

「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」の活動それ自体が、大学資源の社会的還元であり、社会貢献に当たるが、センターの社会的認知と、質の維持と向上を図る必要がある。また、啓発活動は、上記の協議会に引き続いて行うこととなるが、これまでに以上に社会還元を意識したものとする必要がある。また、研究成果の出版を図り、成果を蓄積していく必要がある。

276

地方自治体等の政策形成への寄与の状況について、改善・改革というよりは、2007年度より、「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」が開設予定であることから、新たな課題に対する対応が必要となる。

これまで通り、自治体の企画するフォーラム等への協力の他、子どもの権利保障や児童虐待防止の点で、事業の受託、政策提案について自治体との協定づくりを提案している。

【第10章】

学生生活

学生生活への配慮

概要および目標

本学では、学生が豊かな学生生活を送るために、経済的支援体制、生活相談・支援体制、進路相談・支援体制、課外活動支援体制を充実させている。

学生の経済面での就学困難に対する援助体制として、本学では各種奨学金制度を年々充実させてきている。主な給付奨学金として、学部学生を対象とした獨協大学一種奨学金（月額44,000円または22,000円、2005年度受給者162名）、外国人学生と留学生（送り出し、受入れ）を対象とした国際奨学金、大学院生を対象とした獨協大学大学院奨学金（同、受給者48名）、獨協大学法科大学院奨学金（授業料全額または半額分、受給者30名）があり、2006年度には獨協大学各種奨学金の予算総額は1億9千万円を超えており、充実が図られていると判断している。

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮については、保健センターとカウンセリング・センターが連携を取りながら中心的な役割を果たしている。

保健センターの主な業務としては、健康診断及び事後処置、健康・医療相談、精神衛生相談、婦人科相談等を行っており、健康診断では良好な受診率の達成、適正なスクリーニング機能を果たすこと、治療を要する疾患の早期発見、適切な事後処理を目標にしており、この目標はほぼ達成されている。健康相談に関しては、メンタルヘルスに関わる潜在的ニーズにどう対応していくかが今後の課題である。なお、2006年4月より、安全衛生に関する事項を調査・審議する「衛生委員会」を設置し、「衛生委員会」と保健センターを統括する組織として「安全衛生管理委員会」を設置、あわせて学則も改正し、第81条の2として安全衛生管理に関する条項を加えた。これにより全学的な安全衛生管理体制が確立された。

カウンセリング・センターでは6名のカウンセラーにより学生の心理相談、就学相談、進路相談に応じている。問題や悩みを抱えた学生をサポートできるような、学長直属機関としての中立的なシステムを構築することを目指している。

ハラスメント防止のための措置としては、「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」および「キャンパス人権委員会に関する細則」に基づき、教職員8名のキャンパス人権委員により、年度当初のガイダンス、日本語版、英語版のリーフレットの配布、講演会の実施など、セクシュアル・ハラスメントに関する啓蒙や相談の活動を行っている。なお、キャンパス人権委員会はセクシュアル・ハラスメント解決のための調査、解決、救済等に活動が限定されているため、今後、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの相談窓口を明確にする必要がある。

進路指導に関しては、2003年度から就職部はキャリアセンターに名称を変更し、広いキャリア支援という「進路」に対するキャリアカウンセリングに重点を置く体制を整えた。低学年から学生の進路選択に関わる指導をすることにより、しっかりとした職業観をもたせ希望進路のミスマッチ回避に努めている。今後、自己発見から自己確立・自己実現そして進路決定まで、学生が自ら考え行動する仕組みを構築することを目指したい。

キャリア支援業務として、キャリアカウンセリング、就職ガイダンス、キャリア教育、就職希望者への就職支援、求人情報収集・提供がある。このうちキャリア教育については、学生に低学年のうちから職業観や就労観を育成したいとの意図からキャリアセンターが提案する「キャリア科目」を全学総合科目の中に開講している。本学では、「動機づけ」を低学年から行なうことは不可欠であると考えており、キャリア科目は「動機づけ」に有効な手段と考えている。

課外活動については、本学は大学教育の一環として位置づけ学友会を組織している。課外活動への参加が、キャンパスライフを豊かにし、いかに人間形成に寄与するか、について学生へ周知・浸透をはかることを目指している。教育的指導および危機管理等の観点から学友会の団体には必ず教職員の顧問が就くことが制度化され、適切な助言・指導が行われている。今後は、学友会に参加する学生の増加を目指したい。

本章における自己点検・評価の目標

- ・奨学金をはじめとする、経済的支援体制を充実させる。
- ・メンタルケア、カウンセリングへの対応システム、ならびに各種ハラスメントの防止および救済システムを維持・向上させる。
- ・学生の進路に対するキャリアカウンセリングを充実させ、進路決定に対する支援を行う。
- ・課外活動が学生の人間形成に寄与するよう、指導・助言を行う。

学生への経済的支援

大学

現状の説明

290

奨学生その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性について、現状は以下の通りである。

(1) 一般学生への経済的支援

本学では、以下に示す ~ の本学固有の奨学金制度を有し、 の日本学生支援機構奨学金、 の各種民間奨学金、 の地方公共団体の奨学金の受給を受けるとともに、 の新聞奨学生を抱え、 の銀行との提携教育ローンを備えている。

獨協大学一種奨学金

(給付月額：44,000 円または 22,000 円)

対象：全学年を対象に、人物・学業ともに優秀でありながら、経済的理由で学業に支障をきたしている者(ただし、各学年で定められた学力基準、最低修得単位あり)

選考：日本学生支援機構・民間奨学生募集等を含め、定められた出願期間に関係書類を提出し選考され、学生委員会の推薦に基づき奨学金運営委員会の議を経て学長が決定する。

家計基準：日本学生支援機構奨学金の家計選考基準(一種)に準ずる。

給付期間：当該学期限り。ただし次学期も休学・退学等で資格を取り消されない限り継続して資格を有する。

学力基準は以下のとおり。

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	修得 単位数	評定 平均値	修得 単位数	評定 平均値	修得 単位数	評定 平均値	修得 単位数	評定 平均値
獨協大学 一種奨学金	—	外国語学部 4.0 以上 経済学部 3.8 以上 法学部 3.8 以上	28	2.30 以上	56	2.30 以上	95	2.30 以上

採用実績(2006年度)

出願者数 1年 214名、2年 116名、3年 117名、4年 77名

出願適格者数 1年 198名、2年 103名、3年 109名、4年 72名

面接者数 1年 159名、2年 75名、3年 76名、4年 60名

採用者数 286名

月額 44,000円 14名

月額 22,000円 272名

合計 286名

獨協大学社会人学生奨学金

社会人入試で入学した学生を対象に、人物・学業成績ともに優秀でありながら、経済的事由で学業に支障をきたしている学生を奨学金の給付により援助することを目的としている。

選考基準等は獨協大学一種奨学金の選考に準じている。

採用実績（2006年度）

出願者数 1年 1名、2年 1名、3年 1名、4年 1名

出願適格者数 1年 1名、2年 1名、3年 1名、4年 1名

面接者数 1年 1名、2年 1名、3年 1名、4年 1名

採用者数 4名

月額 44,000円 0名

月額 22,000円 4名

合計 4名

獨協大学応急奨学金

（一回給付 300,000円）

対象：家計支持者の病気、事故、死亡などにより学業に支障をきたしている者。

選考：日本学生支援機構奨学金推薦基準に準じ、学生部長の推薦に基づき学長がこれを決定する。

関基金

緊急に金銭が必要になった自宅外通学の学生に対する一時貸付金制度。20,000円を限度としている。

日本学生支援機構奨学金

奨学金の募集は年に1回（4月）で5月頃に追加募集（第二種奨学金のみ）される場合もある。

学力基準は以下のとおり。

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	修得 単位 数	評定 平均値	修得 単位数	評定 平均値	修得 単位数	評定 平均値	修得 単位数	評定 平均値
一種	—	3.5	28	2.1	56	2.1	95	2.1
二種(きぼう 21プラン)	—	全員出願 資格有り	28	1.5	56	1.5	95	1.5

* 家計基準・人物基準・健康基準は日本学生支援機構奨学金の推薦基準による。

第一種奨学金 貸与月額(2006年度入学者の場合)

自宅通学	54,000円	自宅外通学	64,000円
------	---------	-------	---------

第二種奨学金(きぼう21プラン奨学金) 貸与月額(2005年度入学者の場合)

30,000円、50,000円、80,000円、100,000円より選択

民間奨学金

(給付奨学金、貸与奨学金)

対象：一般に「人物・学業が優秀であり、かつ経済的理由で学業に支障をきたしている学生」。

現在獨協大学に推薦依頼のある奨学財団は以下のとおり。(2006年度実績)

奨学会名	条件	月額金額	対象学年・学科	採用数
檜山奨学財団	給付	36,000円	1年・全学部	2名
竹中育英会	給付	50,000円	2年・全学部	2名
春秋育英会	半給 貸付	自宅 20,000円 自宅外 25,000円 各支給額の半額 が給付、貸与	全学年・全学部	2名
岡村育英会	給付	年額 240,000円	全学年・全学部*単年度	2名
北澤育英会(公募)	給付	48,000円	1~2年・全学部	募集なし
青井奨学会	給付	30,000円	1~2年・経済・法学部	1名
三菱信託山室記念奨学財団	給付	30,000円	2~3年・経済・法学部	2名
西奨学会	給付	33,000円	全学年・全学部	募集なし
獨協大学同窓会奨学金	給付	25,000円	3~4年	2名
旧獨協会	給付	40,000円	1~3年・全学部*単年度	1名
中村甫尚・恵卿奨学金	給付	20,000円	全学年・全学部	1名
ツツミ奨学財団(公募)	給付	40,000円	1年・全学部	2名
井深大記念奨学基金(公募)	給付	80,000円	1年・全学部	0名
中董奨学会(公募)	給付	25,000円	1~4年・全学部	募集なし

昭和奨学会	貸与	30,000 円	3 年・経済・法学部	1 名
中村積善会	貸与	54,000 円	1~4 年・全学部	1 名
関育英会	貸与	30,000 円	2 年・全学部	2 名
フジクラ育英会	貸与	18,000 円	1~4 年・全学部	1 名
あしなが育英会（公募）	貸与	40,000 円	全学年・全学部	3 名
東京弁護士会育英財団（公募）	貸与	50,000 円	全学年・全学部	1 名
交通遺児育英会（公募）	貸与	40,000 円 ~ 60,000 円	全学年・全学部	3 名

地方公共団体の奨学金

青森県	1 名
茨城県	1 名
厚岸町（北海道）	1 名
桶谷町（宮城県）	1 名
大田区（東京都）	2 名
沖縄県人材育成財団	1 名
柏市（千葉県）	1 名
さいたま市（埼玉県）	1 名
佐久市（長野県）	1 名
射水市（富山県）	1 名
新潟県	1 名
南魚沼市（新潟県）	1 名
福岡県	1 名

新聞奨学生

朝日新聞奨学生	2 名
毎日新聞奨学生	不明
読売新聞奨学生	不明

銀行との提携教育ローン

1996 年 4 月に導入が決定し、当初は北海道拓殖銀行、第一勧業銀行、富士銀行の 3 行でスタートした。このコンセプトは、日本育英会(日本学生支援機構)、民間奨学財団、学内奨学金に採用されない(成績・家計値等による事由から)学生にも経済援助の道が開ける、従来の貸与奨学金は返還業務の煩雑と未返還のリスクを負う、獨協大学二種奨学金(貸与)は経常費で運営されており、今後採用者の増加に対応が困難なためである。現在提携している銀行は、みずほ銀行、りそな銀行/埼玉りそな銀行、三菱東京UFJ銀行の3行である。

(2) 外国人学生への経済的支援

国際交流センターでは、外国人学生を対象とした経済的支援を行っている。

外国人学生に対する奨学金は、本学独自の国際奨学金として 外国人学生奨学金と日本学生支援機構の補助を受ける 授業料減免措置がある。2005 年度までは、成績上位者にはその両方が支給されており、その合計額が本学全体の奨学金の約 20%を占め、本学学生の 2%にあたる外国人学生約 200 名に大学全体の約 20%の奨学金を支給する図式となっていた。また、授業料減免措置は、日本学生支援機構の実施する学習奨励費、その他若干の外部奨学金受給者にも一律実施していたため、その受給合計額が本学の授業料を上回る額に達している場合もあった。これを見直し、2006 年度から、この併給を改めるよう規程の改正を行った。この結果、授業料減免を申請する学生に前記の奨学金のいずれかを支給することとなったため、突出した受給は抑えられた。

宿舎については、大学に近接したところに確保し、快適な住空間を提供し概ね好評である。

外国人学生奨学金

対象：外国人学生の特別入試で入学した学生

給付：月額 20,000 円、年間 240,000 円

選考：申請のある学生のうち前年度の成績の GPA の高い順に採用

授業料減免

対象：外国人学生の特別入試で入学した学生

給付：年間授業料の 30%

選考：申請のある学生のうち の外国人学生奨学金を受けられなかった学生全員

交換留学生奨学金

対象：本学から海外の交流協定を結んでいる大学に交換留学生として選考された者

給付：月額 20,000 円、年間 240,000 円

選考：交換留学生試験で選考された者全員

外国人留学生奨学金

対象：海外の交流協定校から交換留学生として派遣される 1 年間以内の短期留学生

給付：月額 20,000 円、年間 240,000 円

選考：協定校から各 1 名の推薦を受ける。

宿舎

【外国人学生対象】

独立行政法人都市再生機構の協力のもと、大学が借り上げ、敷金を大学が負担し提供している。

【9 月入学生および外国人留学生対象】

民間のマンション(家具付き)に、1 室に 2 名ずつ入居。月額 36,000 円で水道、光熱費を大学が負担し提供している。

291

各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性について、本学では、毎年度『奨学金のしおり』を発行し、新入生(父母含む)に対しては入学式直後のガイダンスで配布・説明している。同時に、2年生以上の学部生に対しても同様のガイダンスを行っている。また、学生部内に奨学金系の窓口を持ち、常時、相談に応じている。

また、外国人学生に対する各種奨学金の情報提供は、ホームページ、国際交流センター内掲示板、キャンパス内掲示板にて行っている。外国人学生には入学前ガイダンスおよび入学後のガイダンスにて、国際交流センター内掲示板について周知しており、これら伝達手段が学生への周知によく機能している。

点検・評価、長所と問題点

290

奨学生その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性について、本学では ~ の各点を点検・評価し、以下の長所と問題があると認識している。

獨協大学一種奨学金の基金

獨協大学一種奨学基金については1998年度以来年々増額をしているが、2006年度には獨協大学各種奨学金予算総額は1億9千万円を超えた。これにより本学の学生一人あたりの奨学費は21,794円(8,791=学部8,550人、院91人、法院150人)、「平成15年度文系私大482校の学生一人あたりの奨学費」(日本私学振興・共済事業団発行「今日の私学財政」(平成15年10月発行))と同水準に高めた点が長所である。

但し、基金の果実で奨学費を賄えることはなく、殆どが経常費より補填されているのが問題であると認識している。

獨協大学応急奨学金

修学の意思がありながら、家計支持者の病気、事故、死亡もしくは重度の心身障害等で、学業の継続が著しく困難と認められる学生に給付する目的で、1999年に制定された制度であり、この制度の保持自体を長所と認識している。

但し、日本育英会(現日本学生支援機構)が1999年から第二種「きぼう21プラン奨学金」を創設し、30,000円から100,000円までの枠内で選択が可能になり、しかも緊急奨学金、応急奨学金が正規募集の金額と同額で貸与が可能となった。このことにより、必然的に獨協大学応急奨学金は、日本学生支援機構に申請してもなお学業継続が難しい場合に限定することとなった。この変更により、現時点で採用者がいない点を問題点として認識している。

日本学生支援機構奨学金

本学の日本学生支援機構の奨学金受給学生は一種633名、二種(きぼう21プラン)1,286名で合わせて1,919名(2005年度実績)で学生全体のおよそ21.9%にあたる。これは、就学困難な学生に対して、申請などをきめ細かく案内・指導を行った成果であると認識

している。

但し、最近の傾向として、日本学生支援機構を含む、貸与の奨学金への申請をしない学生が多く見受けられることを問題点として認識している。

民間奨学財団奨学金

本学では1990年度より民間奨学財団を訪問し、募集依頼を行ない、推薦枠の確保に努めてきている。また、本学では、財団によって異なる奨学生の現状と実情を把握することができるよう民間奨学生全体の交流会を設け、さらに、いくつかの民間奨学財団はその財団内の奨学生相互の交流を目的に定例の会を開いているなど、きめ細かい情報の収集、指導を長所と認識している。

但し、財団の中には昨今の経済事情により運営が厳しい状況であるものもみられ、採用枠の縮小打ち切りなどを検討しているものもあることを問題点と認識している。

銀行との提携教育ローン

標記提携教育ローンでは銀行商品である利子より低い利子で利用でき、融資額は各銀行により異なるが、10万円～500万円の範囲で融資している。この制度を備えていることが長所と認識している。

外国人学生に対する経済的支援

外国人学生の奨学金については、奨学金を申請した外国人学生全員に支給していることは長所であり、また、本学として突出した額の奨学金の受給がないようにしたことは、公平性の点でも、奨学金の財源が学納金の果実によってもたらされていることからしても奨学金の適切な運用であると評価できる。だが、このことは外国人学生の生活の面からすると十分といえるのか疑問である。実態は調査していないが、現行の奨学金を得ても学費の補充で消えるため、アルバイトで生活費を賄い学習時間を削ってしまっている学生が多く存在することは問題として残されている。

また、外国人学生に提供している宿舎については、好評であり、長所である。外国人学生は、より安全で安価で快適な住環境を望んでおり、拡充することは課題であると認識している。外国人留学生用の宿舎については、学生からは好評を受けており問題はないが、大学の負担が多いことが問題であり、早急な対処が課題であると認識している。

291

各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性について、『奨学金のしおり』のガイダンス時の配布数は約1900部、窓口での配布数が約200部で、合計2100名が情報を得ていることとなる。この数は、父母が受け取ったものを含むが、全学生数の4分の1にのぼり、十分な情報提供ができており、これを長所と認識している。

但し、2年生以上の在在学生においては、奨学金への関心・相談・応募に偏りがあり、これを問題点と認識している。

外国人学生についてはホームページも活用されており、インターネット環境が学生に浸透していると評価できる。また、国際交流センター内の掲示板を活用することで、直接外国人学生の顔を見ることができ、その点も長所といえる。現在は構内の少し離れた

ところに国際交流センターが位置していることが利用に際して不便といえはいる。

将来の改善・改革に向けた方策

290

奨学生その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性について、本学では以下の～の点に関して改善・改革に取り組んでいる。

獨協大学一種奨学金の基金

基金の果実で奨学費を賄えることはなく、殆どが経常費より補填されているのが問題である点に関し、基金の運用により基金増額を図ることも考えられるが、第一義的には、新規に寄付金募集を行って補填分を補うこととし、現在、寄付金奨学金の制度を導入できるように、規程作りに取り組んでいる。

獨協大学応急奨学金

日本育英会（現日本学生支援機構）による第二種「きぼう21プラン奨学金」の創設により、獨協大学応急奨学金は、日本学生支援機構に申請してもなお学業継続が難しい場合に限定することとなり、現時点で採用者がいない点に関しては、今後は、採用者が出願しやすくなるように、出願条件の再検討に取り組んでいる。

日本学生支援機構奨学金

最近の傾向として、卒業後に就職して返還することに対し不安を覚えているため、日本学生支援機構を含む、貸与の奨学金への申請をしない学生が多く見受けられることに関しては、現在の時点で学業に専心できるということを第一に考え、貸与の奨学金でも利用するようにと説明し、さらに出願者が増えるように、指導に取り組んでいる。

民間奨学財団奨学金

財団の中に昨今の経済事情により採用枠の縮小打ち切りなどを検討しているものもある点に関しては、このような時期にこそ学生は学業に支障をきたしているという認識に立ち、採用枠が拡大するように、さらに継続して財団訪問に取り組んでいる。

291

各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性について、本学では奨学金への応募者数に関して学部間に偏りが見られる。すでに学部によって応募資格を引き下げる措置をとり、幾分改善されてきているが、学部・学科でのオリエンテーションにおいてもさらに応募を奨励してもらうように依頼し、学部間の差がなくなるように改善・改革に取り組んでいる。

生活相談等

大学

現状の説明

292

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性について、本学ではそれらに対し、保健センターとカウンセリング・センターが連携を取りながら中心的な役割を果たしており、詳細は以下の通りである。なお、カウンセリング・センターについては、後述する項目 294 を参照されたい。

保健センターの主な業務としては、健康診断及び事後処置、健康・医療相談、精神衛生相談、栄養相談、婦人科相談、健康教育、救急処置、行事待機、調査研究、健康診断証明書発行業務等がある。

組織、施設

保健センターは、本学の保健管理を行う機関として設置されている。保健管理担当者は、校医 5 名（常勤：精神神経科医 1 名、非常勤：内科医 3 名、婦人科医 1 名）、看護職 3 名（常勤）、事務職 2 名（常勤）、精神衛生相談員 5 名（非常勤）、管理栄養士 1 名（非常勤）が勤務している。施設については、診察室 3、相談室 2、検査室、処置室、休養室 2、会議室、事務室を備えている。

保健センターの管理・運営に関しては、所長、校医（産業医）、各学部委員、事務（学生課長、人事課長）の 7 名の委員からなる保健委員会において審議し、決定している。また、保健管理の充実を図るため、所長、学生部長、校医、看護職、事務（保健センター、学生課長、人事課長）による学校医懇談会を年 1 回開催し、保健センターの業務全体について報告・審議している。

目標は、学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮が適切に行える組織、施設を整えることである。

健康診断及び事後処置

定期健康診断は、新学期オリエンテーションの日程に学年・学部学科・性別ごとに組み込んで行っている。未受診者については、5月に再度、健康診断の期間を設けて、学生の履修登録状況を考慮し個別に手紙によって受診を促している。健診項目は、学校保健法に基づき、本学の実態に合わせて検討した項目（別記）を実施している。2002年度から、前年度までは新入生と4年生のみに実施していた尿検査、血圧測定、内科診察を全学年で実施するようにした。新入生には健診と同時に、既往症、自覚症状、生活習慣等に関する健康アンケートを実施している。

○定期健康診断の健診項目：身長、体重、尿検査、血圧測定、内科診察、胸部レントゲ

ン撮影、心電図（新入生のみ）、健康アンケート（新入生のみ）

○定期健康診断受診率の推移

年度	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
対象者数（人）	8,987	9,145	9,204	9,053	9,098
受診率（％）	93.7	94.7	93.7	94.2	94.1

また、学校保健法に定められている臨時に行う健康診断として、休学および留学後の復学願提出者について「復学者健診」として9月と3月に健康診断と校医による面接を行っている。

事後処置：健診後、検査・内科診察の有所見者およびアンケートの既往症自己申告者には、「既往症健康管理面接」として校医の面接を実施している。その結果、精密検査、健康教育、経過観察、外部医療機関への受診などを指示している。

目標は、1) 良好な受診率を達成し、2) 適正なスクリーニング機能を果たし、治療を要する疾患を早期発見し、3) 適切な事後処置を行うことである。

健康相談

健康相談、応急処置、近隣医療機関の紹介等は看護職が常時対応している。また、定期的に医師による相談日を設けて、内科医、婦人科医、精神神経科医がそれぞれ学生の相談、診療業務をおこない、必要時には外部医療機関の紹介をおこなっている。メンタルヘルスに関しては、精神神経科医の相談日に加えて、精神衛生相談員による相談・カウンセリングを週5日体制で行っている。また、栄養士による相談日を設けて、「バランスダイエットサポート」という名称で、希望者および健診後の校医面接で指示された学生に対して栄養相談、栄養教育を行っている。

目標は、学生のニーズ（潜在的なものも含めて）に合った健康相談を適切に行うことである。

○保健センターの利用状況の推移

年度	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
利用件数（件）	12,983	14,836	12,852	18,134	15,754

○婦人科相談の利用状況の推移

年度	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
年度新規（人）	57	67	57	75	63
延べ件数（件）	254	313	244	293	257

○精神衛生相談の利用状況の推移

年度	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
実人数	121	130	101	148	133
(うち)新規	75	68	64	110	84
(うち)継続	46	62	37	38	49

健康教育

大学生活の中で健康教育は、社会人として生活してゆく上で必要な基本的な生活習慣を身につける最終期として重要な意味をもっている。とくに健康の自己管理を行えるようになることが重要である。

2001年から講演会形式の「健康セミナー」と「ヘルスセミナー」を開催している。健康セミナーは、4～5月に介護体験実習参加者を対象に、教務課と共催で感染症（結核とインフルエンザを中心に）をテーマに1回、3月に新入生歓迎会を予定している各部・サークルの代表者を対象に、学友会と共催で喫煙・アルコールについて1回の年2回開催している。ヘルスセミナーは、夏休み前に休み中に合宿を予定している学友会運動部の代表者を対象に、熱中症予防をテーマに救急医薬品貸し出し説明会と合わせて1回、秋にメイキャップ、フットケアなどをテーマに1回の年2回開催している。また、婦人科セミナーとして「婦人科の先生とお話する会」を比較的少人数で生理・避妊・性感染症などをテーマに開催している。このセミナーの参加が婦人科相談に繋がるケースもみられる。

活字媒体による啓発活動として大学ニュースに「健康アドバイス」を年9回掲載している。また、ミニ情報誌「健康のかんづめ」を年3回発行し、学生課前の掲示コーナーと保健センターの2ヶ所に置いて学生が自由に持ち帰れるようにしている。新入生には入学時オリエンテーションの際に保健センター利用案内を配布している。また、ホームページで健康診断、健康相談の日時をはじめ、保健センターのサービス内容について広報している。

体脂肪率測定器、血圧計を保健センターに設置して、学生が自分で測定できるようにしている。また、喫煙、アルコール、感染症等健康に関する図書・パンフレットを保健センターに常備して、自由に閲覧できるようにしている。

目標は、学生のニーズに合った健康教育を適切に行うことである。

293

ハラスメント防止のための措置の適切性について、1999年4月1日、「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」、「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント防止に関するガイドライン」、「キャンパス人権委員会に関する細則」の施行により、キャンパス人権委員会が発足した。現在の委員構成は、教員4名、職員4名で男女比は教員委員、職員委員ともに1：1の同数である。

本学でのセクシュアル・ハラスメントに対する規程は、被害者を女性だけに特定せず、

発足当初から男性・女性とも相談に応じてきた。セクシュアル・ハラスメントについては、行為者、相談者のいずれか一方でも本学在籍教職員、在学生であれば相談を受け、問題の解決、相談者の救済をしている。

294、295

生活相談担当部署の活動上の有効性、生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況については、現在カウンセリング・センターが担当となり、その業務は以下の通り行われている。

学生カウンセリング

学生カウンセリングは月曜日～土曜日（土曜日は午前中）まで行っており、カウンセラー6名が担当している（表45参照）。相談件数は、2005年度が延べで310件、全学生数の3.5%にあたる。相談内容は、就学相談37件（11.9%）、進路相談19件（6.1%）、心理相談207件（66.8%）、その他の相談47件（15.2%）である。男女の割合は、男子（38.7%）、女子（61.3%）である。

調査の実施

1972年度より、新入生を対象として調査を実施している。2005年度調査の内容は、本学入学の理由、本学の特色、本学入学の満足度、大学生活への目標、学生生活への問題や課題、カウンセリング・センター利用、自己評価の7項目についてである。

新入生調査以外では、2年生以上を対象とした学生相談フォローアップ調査、留年問題調査、窓口対応調査などを実施したことがある。

広報活動

4月に、「カウンセリング・センターからのお知らせ」というパンフレットを発行し、4月と11月には「カウンセリング・センター・ニュース」を発行し、在学生に配布している。「カウンセリング・センターからのお知らせ」は、主に、センター利用に関する情報が掲載されており、「カウンセリング・センター・ニュース」は、カウンセラーのエッセイなどが掲載されている。

講演会の実施

毎年、秋頃に、カウンセリング・センター主催の講演会を実施している。講演者は、主に外部の講師である。講演のテーマや内容は、現代青年の問題やカウンセリングの方法などをテーマに、在学生の精神的な健康保持・増進に役立つ内容になるようにしている。

年報の発行

発行部数は、720部で、学内の教職員に250部、全国の大学学生相談機関に450部程配布している。年報の内容は、来室状況、年間活動報告、新入生調査報告、講演会の記録、センター・ニュース、購入図書目録、センター・スケジュール表などである。

カウンセリング・センター会議の実施

毎年、年に数回センター会議を実施している。出席者は、学生カウンセリングを担当しているセンター教職員6名である。センター会議の内容は、センターに関する重要事項に関する報告や連絡及びケース・カンファレンスである。ケース・カンファレンスでは、

担当カウンセラーから、深刻なケース、対応に困難なケースなどについて報告し、今後の対応などについて検討している。

296、297、298

学内の生活相談機関と地域医療機関等との連携関係の状況、不登校の学生への対応状況、学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況について、本学では特段の取り組みは行っていないため、報告する事項はない。

299

セクシュアル・ハラスメント防止への対応について、本学では次のような取り組みを行っている。

(1) 啓発活動

リーフレット

2000年4月に「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント相談ガイド」というリーフレットを作成した。以降、毎年作成し、学部生、大学院生、法科大学院生の全学生ならびに全教職員に配布し啓発に努めている。また2003年度からは、本学に勤務する書店・食堂・警備・清掃などの外部業者全員にも配布している。相談ガイドは当初、日本語版のみであったが、2004年4月に英語版を作成し、常勤・非常勤を問わず外国人教員、並びに海外からの留学生にも配布している。

学生への配布に際しては、新年度のオリエンテーション期間中のクラスガイダンス、学年別ガイダンス等々の時間に、必ず教務委員等から説明をした上で配布するようにし啓発している。また教員については教授会で、職員については各部課室長から説明の上、配布している。

講演会、その他

- ・1999年10月19日 「セクシュアル・ハラスメントを考える - その現状と対応 - 」東京都立大学法学部教授による講演会を実施。
対象は全教職員と学生であったが、特に各事務室課長にも出席を要請した。
- ・1999年第35回雄飛祭(大学祭)におけるパネルディスカッションにパネリストとして委員が参加。東京都労働経済局労政部職員、専修大学文学部人文学科教授、本学学生2名(男女各1名)と本学人権委員1名が、パネリストとして「ディスカッション：セクシュアル・ハラスメント」に参加し啓発を行った。
- ・2004年10月27日 「セクシュアル・ハラスメント あなたは大丈夫?!」というタイトルで、獨協大学経済学部特任教授による講演会を実施。対象は全教職員と学生であったが、法科大学院生の参加も多く、講演後かなり専門的な質疑が行われた。

資料配付

他大学でのセクシュアル・ハラスメントの状況の一端を知らせるため、2004年12月、セクシュアル・ハラスメント関連新聞記事抜粋(2003年4月1日~2004年10月31日)を資料として、全教職員に配布した。

(2) 救済等

相談者は、リーフレットに掲載されている委員のところへ直接来るか、メールまたは電話で相談する。他の窓口で相談した場合は、セクシュアル・ハラスメントに関する問題は、キャンパス人権委員会を紹介されて相談する。

人権委員は、男女各1名で相談を受ける。相談者が女子学生で、男性委員同席では話しにくい場合は、女性委員のみで相談を受けるなどの配慮もしている。

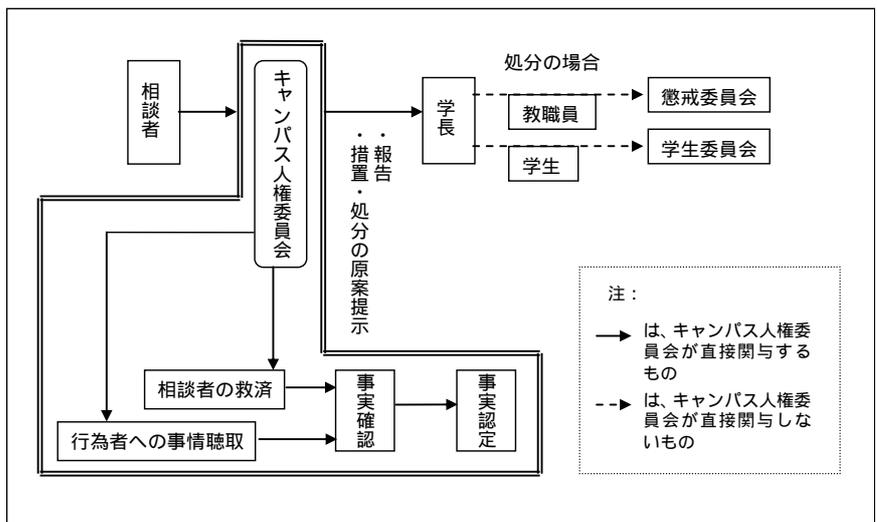
相談結果をまとめ、キャンパス人権委員会委員長に報告するとともに、キャンパス人権委員会を委員長が招集し事案の検討を行う。事案の事実確認をするため、委員が行為者への事情聴取を行う。さらに必要な場合は、相談者に事情を確認する。ケースによっては、複数回の事情聴取を行うが、相談者・行為者双方の心的疲労も考慮しながら、事実認定を行っていく。

行為者への事情聴取の結果はキャンパス人権委員会で報告され、今後の対応を協議し、キャンパス人権委員会として措置あるいは処分の原案をまとめ、学長に報告する。

処分の原案が提示された場合、行為者が教職員であれば懲戒委員会が招集され、懲戒の必要性、どの程度の懲戒処分が妥当かの結論を出す。行為者が学生であれば、学生委員会が招集され、結論を出す。

キャンパス人権委員会が相談を受けた時点から、相談者の救済も並行して行う。相談内容により、弁護士への相談、警察への相談、病院での診察にキャンパス人権委員が付き添う。また本人が望めば、カウンセリング・センターへの紹介も行うが、問題が深刻な場合、本人が再度同じことを話すことを拒否するケースがほとんどで、現状においては、相談を受けたキャンパス人権委員が随時、相談に乗る。相談は数回で終わる場合もあるが、半年から1年にわたって、委員が相談者に関わる例もある。最終的に相談者が、職場もしくは学業に復帰できるまで、救済を続けている。

以下の図は、相談の流れを示す。



点検・評価、長所と問題点

292

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性については、本学では以下のような長所・問題点がある。

(1) 組織、施設

ますます多様化し、増大する学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮に関するニーズに答えるためには、現状の人員では手一杯である。健康診断とその事後処置については、後述のようにほぼ目標が達成されていると考えるが、健康相談に関しては潜在的なニーズにどう対応するかという点で検討の余地があり、健康教育に関しては必要な情報を現状よりもさらに積極的に学生に伝えて行くことが望まれる。

施設に関しては、建物の位置が敷地の端にあり、中央棟・教室棟から離れているために利用に不便がある。建物が古くなり、学生が利用しやすい明るく清潔な雰囲気とは言い難い。

本学では、学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮が適切に行える組織、施設が整えられているかを評価し、マンパワーの不足、施設の位置・構造等が学生の利用に不便な部分があることが問題であると認識している。

(2) 健康診断及び事後処置

定期健康診断の受診率は、94%前後で推移しており(休学者と留学者を除くと98%前後)良好であるといえる。新学期オリエンテーションの日程に合わせて、学年・学部学科ごとに他のスケジュールと重ならないように健診の日程を組んでいること、未受診者に対して5月に予備の健康診断の期間を設けていることなどの工夫が奏功していると思われる。

毎年、数名の呼吸器疾患(肺結核を含む)および数名の心臓疾患などが新たに発見されている。また、胸部レントゲン撮影や心電図検査などの結果、経過観察となる学生もかなりの数あり、適正なスクリーニング機能を果たし、治療を要する疾患の早期発見ができていていると思われる。

健診の有所見者には、医師の診察および必要に応じて精密検査を行い、その結果、管理不要、経過観察、要医療の医療区分に応じて、それぞれ保健指導、経年管理(6ヵ月後と、12ヵ月後)医療機関の紹介がなされており、適切な事後処置が行われていると考える。ただし、有所見者・経年管理者で呼び出しにも来所しない学生が1割前後あることは問題であり、この点を改善して行く必要がある。

本学では、良好な受診率を達成したか、適正なスクリーニング機能を果たしたか、治療を要する疾患を早期発見したか、適切な事後処置を行えたかを評価し、おおむね目標を達成していることを長所と認識している。ただし、有所見者、経年管理者で呼び出しにも来所しない学生が1割前後あることが問題であると認識している。

(3) 学生のニーズに合った健康相談が適切に行えたか

健康相談のニーズを捕捉するために、新入生の定期健診時の健康アンケートに既往症を自己申告した学生には医師の健康管理面接を受けるように指導している。2001年度からは、このアンケートの婦人科相談欄に記載があった学生に対して個別に婦人科医面接の案内を郵送している。また、身体的主訴で来所した学生に看護職が対応する中でメンタルな問題の存在が推測される場合には、精神衛生相談を受けるように勧めている。この経路で精神衛生相談に繋がるケースも多い。こうした方策によって、学生のニーズに合った健康相談をほぼ適切に行っていると考えている。

しかし、2004年度から定期健診時に全学生を対象に行っている「ライフスタイルと健康状態調査」の結果から、学業・対人関係の不適応状態、精神医学的な失調状態を示す学生が、最小限に見積もっても2割程度(1,400~1,500名程度)存在することが分かった。この潜在的ニーズにどう対応すべきかが今後の課題である。

本学では、学生のニーズに合った健康相談が適切に行えたかを評価し、おおむね目標を達成していることを長所と認識している。ただし、メンタルヘルスに関わる潜在的なニーズに対する対応が問題であると認識している。

(4) 学生のニーズに合った健康教育が適切に行えたか

大学生における健康教育では、禁煙教育、アルコール教育(飲酒事故防止教育)、STD(性感染症)を含む感染症予防教育、生活習慣病予防のための食生活・運動習慣の教育などが重要である。これらについては前述のように健康セミナー、ヘルスセミナー、婦人科の先生とお話する会、バランスダイエットサポート(栄養相談)など様々な形で、また、活字媒体を用いた啓発活動を通じて行っているが、新感染症の流行、生活習慣病の若年化など学生を取り巻く状況の変化、ニーズの多様化等によって、必要な情報は増加し続けており、それらを現状よりもさらに積極的に学生に伝えて行くことが望まれる。

本学では、学生のニーズに合った健康教育が適切に行えたかを評価し、必要な情報を十分に伝え切れていないことを問題であると認識している。

293

ハラスメント防止のための措置の適切性について、規程上、本学のキャンパス人権委員会はセクシュアル・ハラスメント解決のための調査、解決、救済等に限定されているため、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの問題の相談を受けた場合は、学長に報告の上、内容等によって適切と判断された部署が解決を図っているが、救済の窓口が明確でない点は、改善が望まれる。

また、日本人学生のみならず、留学生、外国人学生も多い本学では、それらを含めた幅広い人権問題について取り組む必要性があると考えている。

294、295

生活相談担当部署の活動上の有効性、生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況については、2005年度本学カウンセリング・センター利用率

は、前述の通り 3.5%であり、全国大学学生来談率(在籍学生 10,000 人以下)の 2.5%を上回っている。相談内容では心理相談が 6 割強で、就学相談、進路相談、その他の相談の合計が 4 割弱である。本学においては、ガイダンス・レベルの相談はクラス担任など各教員の努力や事務局の各窓口において適切になされるようになってきたため、カウンセリング・センターでは心理的な問題や悩みを抱えて来室する学生への対応が多いのが特徴である。

長所と問題点について、カウンセリング・センターの活動は、一部のカウンセリングや治療を必要としている学生への援助だけでなく、全学生を対象とした学生の全人的成長を援助することも必要である。本学カウンセリング・センターでは、心理的な問題を抱えて来室する学生には適切に対応できていると思われるが、心理的な問題を抱えていながら来室しない学生や教育的・開発的な援助が必要な学生に対しては、スタッフの人員不足のため、十分には援助できていないのが現状である。

299

セクシュアル・ハラスメント防止への対応について、次のように点検・評価している。

2006 年 6 月 15 日に男女雇用機会均等法が改正される以前から、男女問わず相談できる体制を規程化したことは長所と考えられる。また相談者が匿名を希望する場合、8 名の委員以外には相談内容、氏名等々の個人情報厳しく守秘している点も長所であると考えられる。

当初、日本語版のみであった啓発用リーフレットは、2005 年度より英語版リーフレットも配布し始め、毎年、全教職員、学生、大学で仕事をする全外部業者に、説明の上、リーフレットを配布している点は、長所であると考えられる。

現状においては、「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」、「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント防止に関するガイドライン」、「キャンパス人権委員会に関する細則」に則り、セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発活動、相談者の救済にあっている。しかし事案が発生した場合、現状では教員 4 名、職員 4 名、合計 8 名で厳しく守秘義務を守りながら、問題の解決と相談者の救済にあたることは、それぞれの委員が本来抱えている職務以外に、さらに人権委員としての業務が加わり、委員にとっては非常に負担になっていると認識している。

キャンパス人権委員が相談者のカウンセリングが必要と判断しても、相談者自身がカウンセリングを受ける気持ちになることは、きわめて希である。特に精神的なダメージが大きい場合、繰り返し別の人間に同じ話をしたくない、という理由から、最初に相談を受けた委員が、相談者が復帰できるまで、継続的に相談に乗る。しかし、キャンパス人権委員は必ずしもカウンセラーとしての資格・経験があるわけではないため、委員自身も精神的にかなりの負担となる。相談者の救済を行うために必要なカウンセラーが、キャンパス人権委員会のメンバーにいないことは、問題として認識している。

将来の改善・改革に向けた方策

292

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性については、本学では以下のような方策を考えている。

(1) 組織、施設

「点検・評価、長所と問題点」の項で述べたように健康相談、健康教育の分野で業務の拡充が望まれる。このためには、常勤職員とくに看護職の増員が必要である。人員の増員は、財政上困難があるが、教職員の安全衛生管理の充実が望まれている時でもあり、何とか具体化して行きたい。

施設の位置・構造に関しては、現在建築中の天野貞祐記念館の1階に2006年度中に移転することが決まっている。この場所はカウンセリング・センターやキャリアセンターとも近い。構造上も、明るく立ち寄りやすく、かつプライバシーが保たれるように配慮されており、学生には現状よりかなり利用しやすくなると思われる。

(2) 健康診断及び事後処置

定期健康診断の良好な受診率を維持するためには、健診の日時と新学期オリエンテーションの日程との組み合わせをさらに細やかに調整することが有効と思われる。また、未受診者への対応として、5月の大学での健診日以外に契約健診機関での受診機会を設けることも検討する。

適正なスクリーニング機能、治療を要する疾患の早期発見を現状の水準で維持し、さらに精度を上げていくためには、経験のある専門医を校医として継続的に確保する必要がある。

健診の事後処理をさらに適切に行うためには、有所見者・経年管理者で来所の呼び出しに応じない学生に対する働きかけを工夫する必要がある。例えば、現在は有所見者に対してのみ、その内容を記述した「呼び出し手紙」を郵送しているが、健診結果を全員に通知することで健康に関する意識の増進を促し、その中で有所見者には所見について説明を加えることで来所数を増やすことに繋がると思われる。

(3) 健康相談

前述の潜在的ニーズに対応するため方策のひとつとして保健センターの各種健康相談の認知度を上げることがある。現状のホームページ、大学ニュース、保健センター利用案内による広報の他に、新入生のオリエンテーション時に保健センターを紹介する時間をとることを検討している。

前述の「ライフスタイルと健康状態調査」で、学業・対人関係の不応状態、精神医学的な失調状態を示す学生のうち、「自殺しようと思ったことがある」など、より介入の必要性の高いと思われる者(100名位を想定)については、自発的相談を待たず、来所を促す手紙を本人に送り、積極的にサポートしてゆくことを検討する。

(4) 健康教育

2007年度から、禁煙教育を新入生のオリエンテーション時に行うことにしている。新入生に対して健康的な学生生活を過ごす上での必要な情報と健康教育として次項の内容などを盛り込んだ「健康指導書(仮称)」的な冊子を作成し配布することで、健康に対する意識をより高めていくことを検討する。

将来的には、禁煙、アルコール、薬物乱用防止、STD(性感染症)を含む感染症予防、食生活と栄養、運動習慣、メタボリックシンドローム等に関するオムニバス形式の講義を設けることを検討する。

学生食堂を運営している委託業者とお互いに協力しながら、バランス良く食事が摂れるようにメニュー内容やその表示を工夫することで、食事をしながら食育教育ができるようにすることを検討する。

294、295

生活相談担当部署の活動上の有効性、生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況については、問題点を改善するためには、規程を整備することで組織的な位置づけを明確にし、また、カウンセラーを増員することで活動を充実させ、大学からの理解を得られるようなトータルな取り組みが必要である。そのための具体的な方策は次の通りである。

組織上の位置づけと規程の整備

カウンセリング・センターは規程が整備されておらず、大学における組織的な位置づけも明確ではない。カウンセラーは外国語学部及び全学共通カリキュラムに所属し、事務職員は学生部に所属している。かねてより、カウンセリング・センターを学長の直属機関として位置づけるように提案してきているが、いまだにこの問題は解決していない。(カウンセリング・センターの組織化は、中立的な位置づけが望まれる。)

連携の問題

問題や悩みを抱えた学生とその関係者及びカウンセリング・センターが連携しながら学生をサポートできるようなシステムを構築する必要がある。学生のプライバシーを守り、適切に学生をサポートできるような中立的な連携システムが必要である。

カウンセリング・センターの移転問題

懸案事項であったセンターの移転問題については、2007年春、本学に建設される天野貞祐記念館への移転が決まっている。移転後は、従来よりもスペースが広くなり、入口ドアを増やすなど、学生が入りやすい工夫を施した部屋になる予定である。また、移転後には、新たに「心の休憩室(仮称)」をセンター内に設置して、活動を充実する予定である。

最後になるが、カウンセリング・センターの存在に関して全学的な理解が十分であるとは言いがたい。今後は、大学におけるカウンセリングの意義を教職員に理解されるよう努力していく必要がある。

299

セクシュアル・ハラスメント防止への対応について、キャンパス人権委員会は「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」によって、厳しく守秘義務を課せられているため、長期にわたる相談者の精神的なケアについては、委員の中にカウンセラー、または臨床心理士等々の専門家が必要と認識している。

また、委員を増員し過ぎると相談者ならびに行為者に関する秘密漏洩の恐れもあるが、現在のように、各委員が通常業務を行いながら問題を解決し、相談者を救済していることには限界があると考えられる。それらの点を考慮しつつ、キャンパス人権委員会の組織、規程等々を見直すことが望まれる。

就職指導

大学

現状の説明

300

学生の進路選択に関わる指導の適切性について、キャリアセンターが担当となり指導を行っている。キャリアセンターでは、低学年からキャリア支援(学生の進路選択に関わる指導)をすることにより、社会人として巣立ってゆく学生に対して、しっかりとした職業観をもたせ希望進路のミスマッチ回避に努めている。

キャリア支援業務の主なものとして、キャリアカウンセリング、就職ガイダンス、キャリア教育、就職希望者への就職支援、求人情報収集・提供がある。本学ではキャリア教育には力を注ぎキャリアセンターが企画したものが、全学共通授業科目として開講している。キャリア教育科目は、単位の伴う正課を中心にキャリアセンター主催の講座と併せ効果的に実施している。卒業しても働かず、目的もなくフリーターになることが、将来的に不利益になることを入学時から自覚させる指導に努力している。

意思決定機関としては、キャリアセンター委員会(月1回)がある。委員会は、各学科選出の8名の教員(2年任期)とキャリアセンター所長(委員長)およびキャリアセンター事務課長の10名で構成している。委員はキャリアセンター委員会と各学科の調整を図るとともに、企業訪問などにより採用情報の収集を行なっている。業務は縦割りにせず課員全員が携わる体制をとり、責任の所在と専門性を配慮しキャリア支援係(3名)と就職支援係(3名)の2係制で対応している。企業の情報収集および応接業務は、主に所長(教員)、課長、課長補佐があたっている。また、キャリアセンターでは毎朝ミーティングにおいて業務確認、検討、事例研究などを通し情報の共有化に努めている。

301

就職担当部署の活動上の有効性については、項目300(学生の進路選択に関わる指導の適切性)でも述べたとおり、基本的な業務については係という枠にとらわれず全員で行なっている。責任の所在をはっきりさせ担当を明確にしたほうがより効率的に運用できるものについては係・担当者を設けている。

(1) キャリア支援係

キャリア支援係は、キャリアセンターの基本的業務の他、キャリア支援行事の企画・立案・ならびに実施とインターンシップの実施までのサポート業務を行なっている。

キャリア支援行事

キャリア形成・開発を支援するためにガイダンス、各種講座、模擬試験を実施している。

以下に2006年度の「ガイダンス・講座等一覧」を示す。

ガイダンス・講座等一覧

分類	名称	内容	対象学年			
			1年	2年	3年	4年
全学共通授業科目 (単位)	キャンパスライフと仕事					
	キャンパスライフと仕事					
	インターンシップ					
	あなたのキャリア・デザインを考える					
ガイダンス	就職ガイダンス	就職活動全体				
	9月卒業予定者就職ガイダンス	就職活動全体				
	公務員志望者ガイダンス	試験内容、勉強方法				
	留学帰国者就職ガイダンス	就職活動全体				
	就職活動継続者ガイダンス	就職活動全体				
	就職活動継続者個別相談日	就職活動全体				
	キャリアセンターツアー	キャリアセンター活用				
U・Iターン就職ガイダンス	地元・地方で就職するには					
自己分析・自己PR・適性	自己分析入門	自己分析の方法				
	キャリアアプローチ	適性検査				
	キャリアアプローチ・フォローアップガイダンス	適性検査結果活用法&自己PRの作り方				
	履歴書・エントリーシート添削講座	自己PR、志望動機				
	自己PR・志望動機文章セミナー	自己PR、志望動機				
業界企業	業界研究入門	業界・会社研究のコツ				
	キャリア教育講座「業界研究」	卒業生による仕事体験談				
	業界研究グループ活動	志望業界をグループで研究				
	業界研究セミナー	業界・会社・仕事				
	エアラインセミナー	航空業界				
進路登録・決定入力	進路希望登録	就職希望、進学希望				
	進路決定入力	就職先、進学先報告				
就職ナビ	就職ナビの申し込み、ナビ活用法	就職サイトと活用方法				
体験談	就職活動体験報告会	4年生による報告				
面	就職ゼミ(講義&業界研究篇&書類対	就職活動の裏ワザ				

接 対 策	策)					
	公開模擬面接	面接				
	就職ゼミ(実践篇)	面接の実践				
	就職ゼミ(合宿)	企業、OB、面接				
	公務員試験面接実践講座	面接の実践				
講 座	マスコミ講座	マスコミ志望者				
	日経講座「ビジネスの基本」	日経新聞を読みこなす				
	サービス・ホスピタリティ講座	サービス業				
	ツーリズム講座	観光業				
	エアライン講座	航空業界				
	教員採用試験講座	筆記試験、面接				
	S P I 試験講座	就職試験対策				
	リクルートファッションスタイルセミナー	就職活動ファッション				
就 職 模 試	一般常識・新卒採用試験対策テスト	採用試験対策				
	日経・経済常識テスト&講演会	採用試験対策				
	就職常識・就職能力テスト	採用試験対策				
	C A B・G A B 対応テスト&解説	採用試験対策				
	就職総合テスト	採用試験対策				
企 業	企業・公務員セミナー	企業の業務、職種、採用				
	企業面接会	企業の業務、職種、採用				

「進路を考えるハンドブック」の発行

「進路を考えるハンドブック」は、キャリアセンター主催の「行事や講座の一覧」・「就職情報の入手方法の説明」・「直近の卒業生の就職先」を掲載している小冊子。A5版ハンディサイズの持ち運びにも便利な96頁で構成している。年度ごとに作成。毎年4月に全学生・全専任教員に配布している。「キャリア教育」および、「キャリアセンター主催行事」等への理解を全学的に深めることや、必要に応じて教員から学生に受講をすすめてもらうことを狙いとしている。また、獨協フェア(父母懇談会)出席の保護者にも配布している。

就職ゼミ

現役ビジネスパーソンの講師がその視点から採用の本音と現実を語るゼミ。学生は、企業側の立場・考え方を踏まえて就職活動に備えることができる。前期の講義&業界研究編(全8回 講義4回・業界研究4回)ここで基本的な力を付け、後期の実践編(全7回 実践模擬面接(自己PRや志望動機の作成・発表、グループディスカッション))に進む。リクルートの調査によると、企業の採用試験で学生が一番アピールしたいことは「アルバイト経験」であるのに対し、企業が一番知りたいのは「人柄」である。ちなみに「アルバイト経験」を知りたいのは企業では8位である。ここで企業が見たいポイントと学

生がアピールしたいポイントがずれている。学生は「アルバイト経験」を語るにしても自分なりのオリジナル性、工夫したことがわかるような具体的なエピソードをもとに、「人柄」がわかるようにPRしなければならない。自分という人間を知りたがっている企業のために、短い時間で具体的かつ簡潔に自分を表現することが重要である。学生の中には実際に内定のでている人とでていない人では能力的に差がない場合もある。それなのに内定が「でる」「でない」の差があるのはなぜか。それは単に自分のよさをアピールする準備を「したか」「しなかったか」の差でしかない場合もある。そこでしっかりした準備が必要になった。

就職ゼミの目標は下記の7点である。決して「小手先のテクニックやノウハウの伝授ではない。

1. 「自分が本来持っている個性や魅力を緊張感のある本番の面接で最大限に表現するための技術」を体得すること。
2. アピールすべきポイントをしっかりつかみ、具体的で的確かつ簡潔な表現方法を身につけること。
3. 採用側が実際に見たいポイントと学生自身がアピールしたいポイントのずれを認識すること。
4. 十分な業界・企業研究をした上で志望業界や会社を選択し、入社後のミスマッチによる早期退職を防止すること。
5. フリーター・ニートにならないこと。
6. 新卒の採用試験においてしっかりした自己PRをし、一部上場企業への就職・重複内定を獲得すること。
7. 新卒で正社員の就職を決めること。

就職ゼミの講義&業界研究編については、前期に全8回実施し内容は講義編と業界研究が4回ずつである。対象は3年生。1クラス定員100名で5クラス募集をかけたところ、355名が受講している。講義編の内容は第1回が「就職とは？/フリーターになるな/職種について/内定獲得へのキーポイント（新聞・本・資格、業界研究・筆記試験対策PCスキル・外見・自己分析）」、第2回が「ねらい目企業/注目時事トピックス/自己把握/したいこととできること」、第3回が「企業が求める人材、基本 行動力 現状を打破 プレゼンテーション能力」、第4回が「自己PR（作り方・作成&チェック）」である。一方、業界研究は第1回が「採用のスケジュールと選考のしくみ/職種と業種の分類」、第2回が「業界・企業研究のコツ/時事問題対策」、第3回が「強い志望動機のポイント/受かる学生と落ちる学生の業界・企業研究の違い」、第4回は「面接・書類の実践対策前の最終チェック」である。

後期に実施する実践編は全8回。1クラス30~40名。定員380名で募集し、ほぼ毎年満員の状態。第1回~6回は自己PRを集団面接形式で自己PRや志望動機、グループディスカッションの練習。7回目は学内の他のクラスと合同で集団面接練習を実施。8回目は他大学の就職ゼミ生と合同で集団面接練習を実施している。2006年度はこれに加えて希望者の合宿も予定している。

インターンシップ

インターンシップは1999年度に14名の実習生でスタートした。2002年度から単位認定となり事前指導および事後指導を充実させ28企業・官公庁で61名の学生が実習を行った。2004年度からは、全学共通カリキュラム「現代社会（インターンシップ）」授業が開講され2005年度からは2コマとなり、120名の学生が登録可能となった。授業科目になったことにより、従来キャリアセンターが行っていた授業登録、出席管理、単位認定手続きは教務課所管となった。キャリアセンターでは、主に受け入れ企業の開拓と学生と実習先のマッチング、企業との書類の授受などを行っている。事前授業では、実習先の現状説明、前年度実習体験学生の報告、実習先の探し方と実習マナーについて学生指導を行っている。

2006年度は単位外を併せて77企業（海外含め）・官公庁で138名が実施した。

実習後、学生の学習に向けての意欲向上は目覚しく、学業においても、人間的にもさらに成長が見られる。

企業は、インターンシップを通じ関係が深まっている。優れた学生が参加することにより大学の評価が高まり、学生の就職に良い影響がでている。実際に実習企業へ入社した学生もでてきている。インターンシップを経験した学生の就職率は、大変良い結果がでている。

業界研究

業界研究を支援する目的で1．業界研究入門、2．キャリア教育講座「業界研究」、3．業界研究セミナー、4．ツーリズム講座、5．エアラインセミナーの講座を実施している。

また、学生の自主的な研究を支援する目的で1．業界研究グループ活動、2．就職応援団（本学同窓会の支援組織）という仕組みを用意している。

（2）就職支援係

キャリア就職係は、キャリアセンターの基本的業務の他、就職活動の支援、企業訪問の実施、求人情報の提供と管理・資料作成をおこなっている。

「就職活動継続者ガイダンス」と「企業面接会」の実施

採用試験の早期化によりゴールデンウィーク前後に内定を得る学生が増えている中、6月あるいは10月になっても、就職活動継続中の学生（4年生）や、上記の時期から就職活動を始めようとする学生（帰国留学生、公務員から志望進路変更者含む）を対象に、「就職活動継続者ガイダンス」と「企業面接会」をセットで実施している。

この目的は、就職活動の結果が伴わず自信をなくしている学生、自分の就きたい仕事が変わらなくなってしまう学生（内定者含む）就職について真剣に考えてこなかった学生（フリーター予備軍）や留学から帰国し、これから就職活動を始める学生など、さまざまな学生の立場を配慮し学生の不安な気持ちを取り除き、これからでも就職活動は遅くないことと新卒で仕事に就くことの大切さを伝え、新たな気持ちで就職活動に臨んでもらうことである。

「企業面接会」に参加している企業は、学生の志望業界や職種を踏まえ、業界や職種が偏らないよう配慮している。参加企業数は15社前後（6月）、40社前後（10月）あり、

ブース形式で実施している。タイトルは「面接会」となっているが、実際にこの場で採用の面接が課されることはなく、学生が志望すれば採用のルールにのせてもらうことになる。特に進路について迷っている学生へは、現在、関心のない業界や企業であっても各企業のブースを積極的に訪ね、じっくり話を聞き、あらためて自分の進路を検討するよう勧めている。参加企業の各々の特徴も伝え、学生の参加意欲を上げるよう工夫している。参加企業には、志望動機の弱い学生であっても時間が許す限り、業界や仕事の内容についてわかりやすい説明をお願いしている。

「企業・公務員セミナー」の実施

本セミナーでは、直前の就職活動に向け、自分の志望業界や志望企業・団体について明確に把握し、職業選択能力を高めることを目的としている。例年、3年生対象に2月前半の4～5日間にわたり実施している。

「就職ガイドブック」の発行

「就職ガイドブック」は獨協大学卒業生の進路先を、地域・業種・企業規模・就職者数別などに分類し、統計データを掲載したガイドブックである。また、キャリアセンターの利用案内、就職活動全般の注意点なども含めて掲載している。毎年、夏季休業明けの3年生対象の就職ガイダンスで配付している。

302

就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況については、項目300(学生の進路選択に関わる指導の適切性)でも述べているとおり、キャリアカウンセリングは課員全員であっている。全員学生向きに座り、学生が抵抗なく座れるようブース型の机を配置している。学生と一緒に検索処理ができるようにパソコンを設置し、時間帯も昼休みオープンや就業時間の延長を実施している。スキルアップの講習会に積極的に参加し、キャリアカウンセラー資格取得を目指す者もいる。毎年1名の資格取得のための予算を計上している。今年度から週1～2日、ハローワークから招聘したキャリアアドバイザーが学生の相談にあっている。対処の難しい問題に対するアドバイスにとどまらず、職員のスキルアップにも協力している。学生とキャリアアドバイザーとの信頼関係ができることで、フリーター・ニート防止になるものと期待している。

本学同窓会には、「就職応援団」(メールを活用した卒業生からの情報提供システム)がある。企業在職者の紹介等は、個人情報保護の観点から提供できない現状では強力なキャリアアドバイスの環境といえる。多くの学生に利用してもらいたいと期待している。

303

学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性について、前掲したキャリア支援行事の表にあるとおり各行事の前には、必ず就職ガイダンスを開催し、1.タイムリーな情報提供、2.手続き方法、3.講座あるいは講師の紹介、4.先輩からのアドバイス、5.学習効果等々の説明をしている。

就職ガイダンス(学年単位に行なうもの)は、該当者全員が出席できるよう週2日、それぞれの昼休みと4時限(15時以降)に開催している。学生は同一の就職ガイダンスを複数

回聞く機会があり、各就職ガイダンスは毎回 70%位の参加率となっている。就職ガイダンスは年 40 回おこなっており、1 回に話す時間のわりには情報量が多く、分かりづらくなる場合もあることが難点といえる。

就職ガイダンスはすべてビデオ撮影を行ない、参加できなかった学生に情報を提供している。ビデオは発表者にとってもスキルアップに役立っている。毎回、アンケートをとり、次の就職ガイダンスに Q&A として配付している。他に 9 月卒業予定者、公務員志望者、留学帰国者、就職活動継続者、U ターンなどの就職ガイダンスも行なっている。

304

就職活動の早期化に対する対応については、前掲したキャリア支援行事の表にあるとおり、1 年生対象の授業カリキュラム、就職ガイダンス、講座等を用意し学生が自ら就職活動ができる体制はできている。ビジネスの現場で求められている人材は、「専門的な知識だけでは不十分で、プロフェッショナルとしての能力や職業的な知恵を持ち合わせている人」である。能力や知恵は、「ゼミなどでしっかり勉強する」、「サークル活動などの縦社会の中で活動する」ということで身につくとされている。キャリアセンターでは低学年でしっかり身につけておきたい専門的な能力や職業的な知恵、社会人に必要なマナーをガイダンスすることにより、自ら活動できる人材の育成に努めている。

また、企業を招いて行なう「企業・公務員セミナー」等の行事は意図的に早めている。

305

就職統計データの整備と活用の状況について、就職統計データとしては、「4 年生の進路決定状況」と「業種別求人件数」を確認するものがある。いずれも常時、その状況を容易く知ることができる状態となっている。専任教員の進路状況等の把握については、全学教授会および学部・学科の教授会において報告している。就職活動の準備段階にある 3 年生には、その 3 月に卒業した卒業生の上記統計データを就職ガイドブックに載せ業種別の就職状況や大学に届いた求人状況を伝えている。

点検・評価、長所と問題点

300

学生の進路選択に関わる指導の適切性については、以下のとおり点検・評価している。

キャリアカウンセリング

2001 年度から進められてきた室内リニューアル計画(パソコン増設・スライド式キャビネット・ブース型機の配置)も 2003 年には終了し、学生が自らの就職活動がしやすくなるとともに就職相談も受けやすくなった。2003 年度には就職部からキャリアセンターに名称を変更し、就職紹介業務中心から広いキャリア支援という「進路」に対するキャリアカウンセリングに重点を置く体制が整った。しかし、よい環境にあってよい教育を受けながら、自ら進路を決めかねている学生も多く「動機づけ」の対応が遅れている。カウンセリングの基本である「まず学生の話聞く」そして「自ら答えを出す」ことを

意識しながら指導にあたっている。

キャリア教育

2003 年度から「充実したキャンパスライフが将来の仕事につながる」という考えから、全学の学生が学べる全学総合科目の中にキャリア科目「キャンパスライフと仕事」(1年生対象)が開講した。これは当時の就職部が、学生に低学年のうちから職業観や就労観を育成したいとの意図から提案し実現したものである。2004 年度から具体的に仕事について学ぶ「キャンパスライフと仕事」(2年生対象)が加わり、2006 年度からは「あなたのキャリアデザインを考える」、「新聞を読む」などキャリアセンター提案の科目が増設された。インターンシップをはじめとする、低学年から受講可能なキャリア科目が全学総合授業科目に数多く開講している。他にキャリアセンター主催の講座も多く開講している。

キャリアカウンセリングでも述べているように「動機づけ」を低学年から行なうことは不可欠であり、キャリア科目は「動機づけ」には有効な手段と考える。しかし、単位のとみなうキャリア科目は受講希望者をすべて受け入れることができない。単位のとみなわない講座等は、有料にせざるをえないため全員に機会を提供できていないことが検討課題である。

就職支援

職業安定法 33 条の 2 に則り、進路指導・職業紹介業務を行っており、求人情報の提供、職業相談等サービスを受ける学生は事前に就職登録カードの提出が必要となる。本学では3年生の後期に自分の進路について、就職支援システム「就職 NAVI」を用い登録している。就職を考えている学生には、志望する業界、企業、団体名、職種、勤務地などを入力させている。これは、実際に就職活動が始まる少し前のこの時期に、自分の進路を明確にしてもらい就職活動に臨むというねらいもある。同時に自己PR、趣味、研究課題、課外活動なども事前に作文する時間を与えた上で記入させている。採用の際、履歴書、エントリーシートや面接で問われる基本的項目についても考えてもらい、採用試験が早期化している中、準備が不十分で出遅れないよう配慮している。今年度から登録時期を1ヶ月早め10月とした。進路希望登録はキャリアセンターに設置している30台のパソコンを使用している。就職活動でキャリアセンターを有効に活用してもらいたいこともあり、学生にはキャリアセンターへ足を運ばせ登録させている。キャリアセンターを知ってもらい、相談や企業情報を活用させる意図もある。毎年約7割の学生が指定の登録期間に進路希望登録をしている。上記で述べたねらいは、十分に果たしていると考えられる。

就職以外の進路を考える者も含め3学年全員を対象としているが、2～3割の学生は登録をしていない。卒業者を見ると未登録者は、進路未決定、未報告のケースが登録者より多く存在していることも事実である。この現実から未登録者の割合を少なくすることが課題である。

情報収集・情報提供

情報収集として、従来から行なっている求人処理(求人票を企業あてに送付・受領、PCへのデータ入力と掲示等)の他、企業訪問を行なっている。

求人処理については、「求人情報は鮮度を落とさずすみやかに、使いやすく情報提供する」ことを第1優先にしている。届いた求人票は受付けた日に処理し、翌日には学生が求人内容を確認できるようにしている。処理が遅れて会社説明会に参加できない、出願期日に間に合わないなど、学生に不利益が生じないように処理をしている。就職活動が忙しく大学へ足を運ぶことのできない学生のためには、自宅のパソコンからでも企業名、事業内容、職種、説明会の日時など基本情報が見られる環境も整えている。

求人内容を見る際には、受付順や50音順だけでなく、業種や職種、企業の所在地といった希望の条件で検索できるようにしている。障害者や外国人学生を対象とする求人票は別に綴り学生の利便性も考え情報提供している。詳細については、必ず大学で確認するよう指導している。

就職活動時期になると学生宛てに就職情報提供会社からインターネットを通じて多数の求人情報が送信され、学生は求人情報の獲得について受動的になりがちである。本学では、届いた求人票や会社案内パンフレットを直接目にしてもらいたいと考えている。インターネットに偏った就職活動は、頭だけで考え行動が鈍りがちになる可能性がある。頭の中で堂々巡りを繰り返し、気持ちの上で悪循環に陥ってしまうこともある。学生には大学に届いた求人を自ら主体的にキャリアセンターへ足を運んで確認するよう指導している。求人内容で分からないことは、キャリアセンターの職員にいつでも気軽に問い合わせのできる環境にある。本学に持参した求人情報は、学生から問い合わせがあれば詳しく会社内容や求人内容を対応した職員が説明している。

企業訪問はキャリアセンターの職員だけでなく、各学科のキャリアセンター委員である教員も担当している。本学の教育内容を企業に知ってもらうことは言うまでもないが、企業の人事担当者から「各業界・企業が求める人材」、「採用試験の内容と実施状況」、「企業が大学教育に求めるもの」等を聴取し学生に提供している。委員による企業訪問は、3年生の秋に各業界の仕事内容を理解してもらうために実施する「業界セミナー」をコーディネートする際に役立っている。教員が企業の人事担当者から生の声を聞くことにより、学生を社会へ送り出すために必要とされるものを意識した教育へ、徐々にではあるが反映されつつある。

本学保有情報の収集・提供としては、上記で述べている求人票情報の他、「OB・OG情報」と「就職活動体験記」の収集・提供がある。就職のミスマッチを防ぐ手段のひとつとしてOB・OG訪問を重視している。この意図を企業へ伝え年に1度、本学の卒業生が在職する企業へOB・OG情報の提供を依頼しているが、情報提供は非常に少ない。提供されたOB・OG情報は個人情報保護法を踏まえ厳重に管理し学生に提供している。学生には個人情報を取り扱う上での注意事項を厳守するよう指導を徹底している。就職活動体験記は、前節の進路決定登録時に後輩への手引きとして、情報を収集し次の代に提供するものである。就職活動の仕方や就職活動中に心がけていたこと、採用試験で問われたものなど、先輩が後輩の就職活動のために書き残した就職活動体験記を企業だけでなく、公務員や教員の採用も含め過去5年分、業種別にファイルし自由に閲覧できる。

就職担当部署の活動上の有効性については、以下のとおり点検・評価している。

(1) キャリア支援係

キャリア支援行事

人気の講座には受付開始2時間前から行列ができるものもある。そのため出席管理を徹底し、受講していない者が講義に紛れ込まないようにしている。企画した講座の評判が良いのは嬉しいが出席管理が業務を圧迫しているのも事実である。

進路を考えるハンドブック」の発行

「進路を考えるハンドブック」には1ヵ月毎の見開きのスケジュールカレンダーを1年度分掲載。キャリアセンターが実施する行事・講座を記載している。カレンダーより後のページには、各行事・講座の詳細を記載(対象学年、講師の紹介、講座の内容・目的、日時、場所、受講料など)。学生はこれを参照し4月の年度始めの段階で年間の受講講座を検討・計画できるが、事前に年間行事を計画するため変更も起こり、ホームページや直前のガイダンスなどで告知しているがすべての学生に周知することは難しい。

就職ゼミ

本番の採用試験の受験時には、不採用の理由などは聞くことができず、採用か不採用かだけしかわからない。就職ゼミでは、現役のビジネスパーソンから企業の採用担当者の本音が聞け、その上で就職活動できる点は長所である。本来ならば、集団面接は本番の時が初めてである場合が多く、ライバルの自己PRにひけめを感じてしまう場合が少なくない。このゼミでは「他大学との合同の面接練習会」を実施するので、本番の採用試験の受験より前に他大学の学生と集団面接の練習ができ本番前の心の準備ができる。他大学生のアピールを聞き参考にすることもでき、講師に自分のPRを客観的に見てもらい直すこともできる。自分が面接官の立場で他の人の自己PRを見ることができ、新たな発見を得られることも長所である。就職ゼミで仲間になった人はお互いに情報交換をしたり、そこで自信をつけた4年生の内定者や卒業生が就職活動、就職して得たものを自主的に3年生へ指導する場面がみられたりするなど、学生同士の交流が盛んになった。

インターンシップ

正課の授業での履修登録人数は120名で実施している。昨年度、今年度も約190名の応募があり抽選で受講不可となる学生がでている。授業を履修できなかった学生は、十分な事前指導を受けないまま、独自にインターンシップを体験することになり、実習先でのマナーを身につけずに送り出すことに不安を感じている。他大学もインターンシップに関心を寄せており、受け入れ企業・団体が充分には確保できない。現在、学生が自ら実習先を探すのは全体の2割にも満たない。また、大学仲介の企業を実習先に選んだ場合、キャリアセンターで選考が任されていることが多く、事前に学生が直接企業に出向くこともなく、企業の方と接しないまま決定する。その為、実習中に通勤が困難という理由でリタイアしてしまう、また、実習先でトラブルを起こしてしまう、という例がでてきている。やはり、実習先は学生が自己開拓することが重要であると思う。

業界研究

業界研究を支援する講座や仕組みについては、「進路を考えるハンドブック」を通じて概要と年間スケジュールを告知している。業界研究を通じて仕事の実情・中身を知り、自分自身の適性を考えるきっかけになっている。各講座ともほぼ想定通りの学生参加があり満足度も高い。単なる就職活動対策だけでなく、就業意識の形成を促しミスマッチによる早期離職の防止に役立っている。各種の講座は、学生の希望に応じてそれぞれ自由に選択できるようになっている。自由であるが故に興味の薄い領域には目が行かず、新たな発見の機会を失うことがある。正課の授業が少ない時間に実施するため同時刻に複数の業界研究に関する講座を開催せざるを得ない事情もあり、結果として受講できない学生も出ている。

業界研究グループは、本年度は「航空」と「ホテル」の2グループが活動している。学生の自主的組織として定着している。就職応援団は、109名の協力者の登録がある。業界研究グループは、同じ志を持つ仲間が互いに刺激し合うため、就職には好影響を与えている。先輩とのつながりもできクラブ活動のように、先輩が後輩を支援する関係も築けている。就職応援団はEメールによってOB・OGが、業界や企業に関する質問に回答する仕組みである。時間や距離などの制約を受けず、相談や情報提供を受けられる利点がある。個人情報保護法の完全施行によって困難になったOB・OG情報の提供についても、本人からの登録制を取るため影響を受けていない。ホテルや旅行などの学生に人気がある業界の協力者が少なく全ての業界を十分に網羅できていないことが課題である。

(2) 就職支援係

「就職活動継続者ガイダンス」と「企業面接会」の実施

進路決定届未提出者に書面で案内している。例年、学生の参加状況は「就職活動継続者ガイダンス」、「企業面接会」それぞれ50~100名である。「企業面接会」では、1人の学生が5~10社の企業をまわっている。参加学生、参加企業のアンケート結果では、満足度は双方とも高く「就職先として考えることのできる新たな企業と出会えた」、「様々な業界の仕事内容を改めて知ることができた」、「今後の就職活動にやる気がおきた」(参加企業の丁寧な対応により)などが多くあがっている。この面接会を通じて、毎年20名前後の学生が内定を得ている。学生に対しても内定を得る場としてだけでなく、就職活動を支援する有効な機会となっている。

「企業・公務員セミナー」の実施

企業・団体の参加は毎年200以上(昨年は263)であった。延べ約6千人の学生が参加する大規模なセミナーである。各企業・団体の人事担当者が1教室で1時間話をする形式だが、表面的な理解だけでなく、そこで働いている人がどのようなことをするためにどのように考え、どのように仕事をしているのか、どのような喜びや、やりがいを感じているのか、仕事をしていく上で大変なことは、どんなことであるかなど聞くことにより、進路選択におけるミスマッチを防ぐことになっている。

「就職ガイドブック」の発行

学生の求める情報を調査し目的にあわせたデータをより多く公開していく必要がある。現在、本学における企業データベースは、情報が劣化している部分が多数あり正確な情

報を公開できているとはいえない。早急にデータベースの再構築を行う必要がある。個人情報保護法の施行により、卒業生の在社状況の把握が非常に困難になっている。

302

就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況については、以下の通り点検・評価している。

学生の卒業後の進路の多様化により、フリーターやニートの増加、離職率の増加などキャリアセンター職員がどんなに頑張っても解決できない問題が多い。本学では2006年6月からハローワークに勤務している現役のキャリアアドバイザー1名を採用した。学生相談のみならず職員からの相談にも対応している。一般的に相談業務は相談者とアドバイザーの相性に影響されるといわれるため、複数のキャリアアドバイザーを置く予定である。2006年10月から1名が加わるようになった。

303

学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性については、毎回伝えたい事柄が多く時間配分が大変である。学生の参加人数の予想が難しく教室の確保にも苦慮している。

304

就職活動の早期化に対する対応について、就職活動の早期化に対応するためには、入学時から色々な機会に案内しているつもりであるが、就職活動を迎え履歴書やエントリーシートへの書き方、文章力の未熟さ、挨拶、立ち振る舞いなど自然に身につけていない学生が多い。

305

就職統計データの整備と活用の状況について、「現状の説明」で述べた「4年生の進路決定状況」の統計データでは、学科・男女別に、就職決定者数とその他の進路（進学、留学、専門学校、就職活動中など）に就いた数を確認することができる。また、就職先については企業・公務員・教員別に分類し、企業は上場・未上場、従業員規模、業種別に、公務員は、国家・地方（県・市町村）・警察等に分け細かく示し、その時々進路先状況の把握に役立てている。

「業種別求人件数」については、本学へ届いている求人社数を業種別に確認することができ、業界ごとの雇用状況の把握にも活用している。

以上で述べた統計データの他に、学生の就職活動の内容を把握するための統計データが必要であると思われる。現在、最終的な進路先確認はおこなっているが、就職活動中の状況把握は不十分である。今後、学生の就職活動の支援をしていく上で、内定取得状況などの就職活動の経緯を確認できる統計データを整えることが課題である。

将来の改善・改革に向けた方策

300

学生の進路選択に関わる指導の適切性については、以下のような改善・改革への方策を考えている。

(1) キャリアカウンセリング

2007年4月、キャリアセンターは本学キャンパス内の天野貞祐記念館(図書館や教室棟の複合施設)1階に移転することになっており、ゆとりある空間で学生がじっくりと資料を調べ、相談できる環境が整う。キャリアカウンセリングの相談室も3室確保している。この天野貞祐記念館には、カウンセリング・センターと保健センターが配置される。メンタル面からのアドバイスも受けられるよう連携をとることができる。

(2) キャリア教育

1年生から全員が正課のキャリア関係科目を受講できるよう働きかけるとともに、「動機づけ」の対応を強化する。2007年度新入生から入学手続資料に自分の将来の進路のヒントとなる設問表を入れる。2年生には科目履修登録資料に入れる。3年生には進路希望登録を拡張した形で、設問に対し考えた結果をPCに入力させる。早い時期より進路に対する動機づけのシステムを構築する。(PC上の記憶域の確保と確認のためのシステムは2006年度末に完成予定)

(3) 就職支援

進路希望登録の登録率を上げるには、ガイダンスなどを通し、これまで以上に周知を徹底することが必要である。(2)キャリア教育で述べているように、入学時より学生生活の目的や自分の生き方について考え、作文させる仕組みを現在検討中である。このような機会を学年ごとに設け必ず書き込みをさせることで、習慣化し3学年時の進路希望登録率が上がるものと期待している。

(4) 情報収集・情報提供

現在企業情報はインターネット送受信が主流で、学生は就職活動時期によって使い分けられているようだ。就職活動早期ではインターネット上から情報を収集し、エントリーし受験している。5月の連休明け頃からは、大学のシステムからも情報を収集し受験している。学生は早期の活動で満足し就職活動を早めに終了させる学生もいれば、夢を追い求め就職活動を継続する学生もいる。こういった学生には大学のシステムが有用であり、企業からの求人は大変大切だといえる。

求人情報の収集時期はタイムリーでより正確な情報を得ることが出来る最適な時期にすべきであり、常にアンテナを張り企業の動向を把握する必要がある。前年と同じという考えでは価値のある情報を提供できない。

就職担当部署の活動上の有効性については、以下のような改善・改革への方策を考えている。

(1) キャリア支援係

キャリア支援行事

学生にとって有用な企画をタイムリーに計画・実施していく必要がある。受講者が少ないために計画倒れとなっていた企画を近隣の大学と共同で行なうことにより実施していきたい。この計画について数校より協力依頼がきている。

「進路を考えるハンドブック」の発行

将来的な課題としては、キャリアに関する正課授業・正課外講座を有機的に組み合わせた例などを掲載し、学生の進路、目的にあわせ体系的に学べるよう提案、指導したい。将来の目的を明確に持っている学生、まだ見つかっていない学生、その発達段階に応じて受講すべき授業や講座の組み合わせを提案できるようにしたい。また、講座を受講した学生の成長度合いを明確にできる具体的なデータを用意すること(例：就職先の調査等)により、受講の効果と就職先等の関連性を明らかにし講座の有効性を高めていきたい。

就職ゼミ

就職ゼミも5年目にはいり、人気企業からの内定取得や重複内定取得という目的に対して多くの

実績を持つようになった。さらに学年、卒業年別に縦のつながりを強化し、内定獲得者の4年生や実際に働いているOB・OGと連携し就職や就職活動の活性化をはかりたい。今は個人情報の取り扱いが厳しく、OB・OG情報を会社から得にくい。また、学科によって正課のゼミも必修でなくなり、課外活動もしない、先輩がいないという学生が増えてきている。「就職ゼミ」が縦のつながりを作る最良の場となっている。

就職ゼミ生での自己PRには、語学力だけを売りにしたい、または語学力が売りになると思っている学生がまだ多い。語学力を「ツール」として使って「何を」するのか、したいのか、の意識がまだ希薄で、何をするためにその語学力をいかすのか、その「何か」を見つけるために職種研究を深めるなどして方策を打つ必要がある。

サービス業(特にホテル、航空、旅行、百貨店)にかたよりがちで視野が狭い。特に華やかさに憧れているだけの学生には理解を深めさせることが必要で、メーカーなども興味を持って欲しい。さらに業界研究を深め、広い視野を持つための方策が必要である。やりたい仕事以外はやりたくない、やりたいことが見つかるまで仕事をしないという風潮をなくすための方策が必要。新卒採用の間口の広さをアピールするなどしていきたい。学生側の企業選びの基準や企業に期待していることは、「やりたい仕事(企画・広告・広報)をやれること」であるが、企業側が学生に期待していることは「責任のある仕事をまかせたい」ということだ。このずれはなかなか縮まらない。特に総合職はどんな部署のどんな仕事か、あるいはどこで働くかということが、配属が決まるまではわからない。その現実を講師に話してもらうことを強化し、もっと直視する必要がある。ミスマッチ

を減らすための方策も必要である。数社落ちるだけで落ち込む。上位校の学生と戦えないと思っ込んでいるので学生に自信をもたせたい。

OB・OG がたくさんいることなどを PR し、上場企業をもっと受験させるための方策を検討する。今後は父母に向けた就職ゼミのようなもの（またはガイダンス）が必要である。家庭教育と学校教育のあわせ技で就職対策をしていく必要がある。有料であるゼミや講座、ガイダンスに参加してこない学生をどのように興味をもたせるかが課題である。正課授業のゼミが必修でなくなった学科もある現在、父母・教職員が一体となり就職支援に関して、学生一人ひとりに担任をつけるような制度が必要かもしれない。

インターンシップ

希望者全員がインターンシップ授業を受講できる環境を整え、十分な事前指導を受けさせてから実習に送り出す必要がある。実習先は学生が自己開拓することを基本とし、今以上に学生に責任と自覚を持って参加させる。その為には学生に実習先を探す力を身につけさせる必要があり、事前指導を更に工夫しなくてはならない。学生の受け入れをしている大学も少数ではあるができた。本学がインターンシップを受け入れることを期待したい。

業界研究

講座については、必要に応じて正課のカリキュラムとするか、全員が受講可能な日程に設定し必ず受講できる環境を整備する。就職応援団は、協力者を増やすために卒業生に対してキャリアセンターから積極的に情報発信を行う。同窓会との関係を密にし、適宜就職関連情報の提供を検討したい。

(2) 就職支援係

「就職活動継続者ガイダンス」と「企業面接会」の実施

このガイダンスと面接会については、現在、進路決定の届け出のない4年生全員に手紙で案内をしている。「点検・評価、長所と問題点」のところで述べたが、参加した学生にはかなり有効であると思われるので、今後、就職活動中のより多くの学生に参加してもらえるようにその伝達手段を考えていきたい。

「企業・公務員セミナー」の実施

毎年、4日間に200社以上の企業・団体の参加があるが、運営上、同じ時間帯に20前後の企業・団体が同時に説明を行うため、学生は一つの時間帯に一つと限られ一部人気企業に学生の参加が偏ってしまう傾向がある。この点を改善するために、講義形式だけでなくブース形式も用い、時間割上の工夫をはかるなど、多くの企業・団体と接点を持つようにしたい。

「就職ガイドブック」の発行

現在、「就職ガイドブック」で提供しているデータをさらに就職支援という観点から見直し、学生に役立つデータを提供していきたい。

就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況については、以下のような改

善・改革の方策を考えている。

項目 300 の(1)でも述べているようにメンタルヘルスとの融合を検討している。学生は身体・健康に関する相談は保健センター、就職に関する相談はキャリアセンター、履修科目については教務課、学生生活については学生課、どこに行ったらよいか分からない、複数の問題を抱えているといった場合は、カウンセリング・センターに相談に行っている。キャリアセンターは低学年からのキャリア支援ということで相談内容も就職に関してのみという枠からかなり外れてきている。専門のキャリアアドバイザーの配置のみならず、カウンセラーの適正配置およびメンタルな部分との切り分けをきちんとさせる時期にきている。

303

学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性について、就職ガイダンスにおいて撮影したビデオの再生ブースは、現在1ヵ所しかないが2007年度からはデジタル変換し、学生用パソコンにおいても再生できるようにする。(2006年度よりデジタル変換と専用パソコンでの再生は行なっている)

304

就職活動の早期化に対する対応については、2007年度より1・2年生用のガイドブックの導入を検討している。大学生活を送る上での基本であるレポートの書き方やコミュニケーションのとり方等を考えている。基本を低学年のうちにしっかり身に付け、履歴書・エントリーシートを書くことや面接対策をすることは、将来の就職活動の準備として大切だといえる。

また、入学前からキャリアデザインをイメージさせる課題の提供・システムへの入力・振り返り等を2年生までに行なわせることにより、自己発見から自己確立・自己実現そして進路決定まで、学生が自ら考え行動する仕組みを構築中(学内ネットワーク環境において)である。

それ以外に、講習会・企業説明会・業界研究はタイムリーな時期に設定したいと思う。

305

就職統計データの整備と活用の状況について、「点検・評価、長所と問題点」で述べた通り、内定取得状況など、就職活動の経緯を把握することは、4年生の就職支援をしていく上でも有効であると思われる。そのためには就職活動中の学生からも、その経過状況を届け出てもらふ必要がある。ただし、活動中の学生には余裕のない学生もおり、学生に負担をかけない形でいかにそのデータを回収するかが課題となる。インフラの整備を含め検討するところから取り組みたい。

課外活動

大学

現状の説明

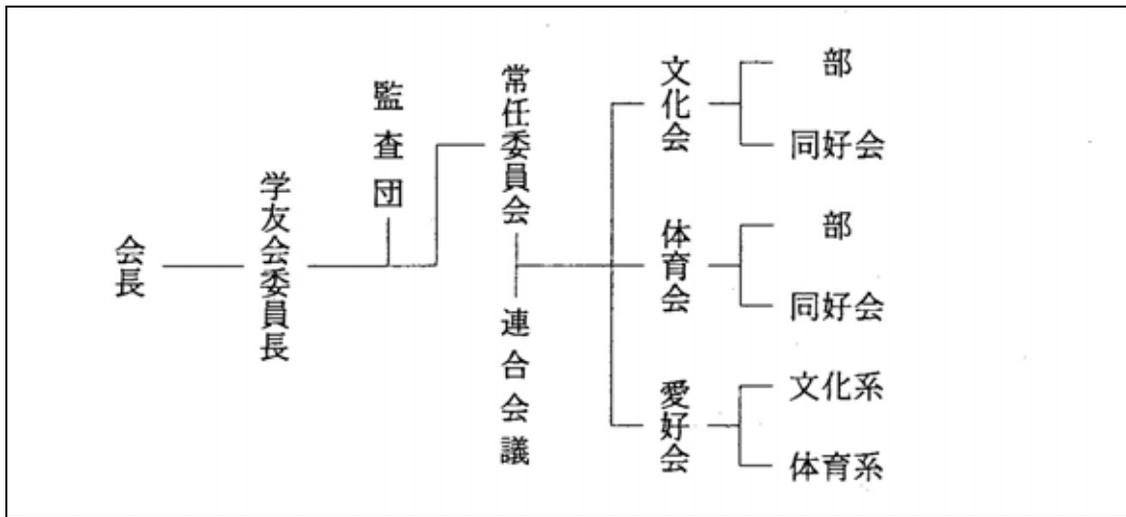
306

学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性について、本学では、課外活動を学友会活動と称し、教育機構の一環として学友会を位置付けている（学則 85 条）。この学友会の目的は、獨協大学学友会会則（以下、「会則」という）前文に「本学では正課教育では得がたいような知識、経験、技術、体力の発達を課外活動によって補足して、人間形成の完べきを期するために大学教育の一環として獨協大学学友会が設けられている」と記載されているように、人間形成に資することにある。

学友会の会員は全学生が正会員であり、本学教職員が特別会員となっている（会則 3 条）。組織的には、学長が学友会会長を兼ねる（会則 5 条）。学友会活動は学生の自主と自治が尊重されているが、日常的な学生への支援・助育のために学友会には、学友会総務部長、文化部長および体育部長をおき（学則 85 条）、学友会に関する事務は、学友会総務部長室事務課（以下、学友会事務課）が行なっている（獨協大学事務分掌規程 7 条の 2）。学友会総務部長、文化部長および体育部長（通称、学友会三部長）の教員は、事務課職員とともに、日常的に学生の指導・助言を行っている。なお、学友会総務部長は学長の諮問機関である部局長会の構成員である（学則 74 条）。

また、2005 年度からは、教職員による監査（特別会員監査）もおいている（会則 8 条）。

学生の組織には、選挙で選出され、学友会会長によって承認された全学生代表の学友会委員長を長とし、その下に、文化会、体育会、愛好会の他に監査団、雄飛祭実行委員会、卒業アルバム編集委員会等があり、また、学友会の運営のために学友会本部がおかれている。文化会、体育会、愛好会には、所属団体、サークルを統括し円滑な運営のためにそれぞれの本部があり、学友会本部と合せて学友会四本部と称している（下図参照）。



学友会の議決は常任委員会を経て最高決議機関である連合会議によってなされる。常任委員会は、学友会委員長、同副委員長、文化会・体育会・愛好会各委員長・同副委員長、文化会・体育会各部門から推薦されたもの各4名の正会員から構成される（会則9条）。連合会議は学友会、文化会、体育会、愛好会の正・副委員長、部・同好会の責任者、別途選挙で選ばれた一般学生代表15人（正会員選出議員）で構成され、学友会の活動方針、予算・決算等を承認している。

学友会本部から財政的援助として学友会会費が各本部に交付され、また、団体の活動のうち大学が特別に認めた活動には大学から補助金が交付されている。

学友会費（20,000円）は、入学時に大学に納付され（大学が代理徴収）4月に入学者分の金額が学友会本部に移管される。その学友会費の管理は、学友会本部が印鑑を管理し、通帳は事務局の金庫を利用して保管され、金銭の出し入れは常に慎重に行なわれている。

文化会、体育会に所属する団体は、校内施設を優先的に使用することができ、部室が与えられる等、活動の便宜が図られている。教育的指導および危機管理等の観点から学友会の団体には必ず教職員の顧問が就くことが制度化され、また、団体の申請に基づき公認コーチを置くことができる。

愛好会サークルにも文化会、体育会の団体と同様に顧問が就くことが条件となっているが、校内施設の優先使用はなく、空教室の利用、学内で黙認されているスペースおよび学外に活動の場を求めている。また、愛好会サークルには部室棟3階のロッカー室が用意されている。しかし、原則として部室が与えられていないので、35周年記念館多目的ホールや学生食堂を情報交換の場としている。

このような学友会活動への所属者の推移数を下表に示す。厳しい練習にもかかわらず多くの部員をかかえる団体もあるが、ここ数年、学生の意識の多様化、趣向の変化のため文化会、体育会への入部者の減少傾向がみられ、なかには、過去に活動成果を出していた伝統的な団体が、廃部もしくは廃部の危機にある。反面、文化会や体育会の団体に比較して自由に参加できる愛好会サークルへの加入者は文化会、体育会に所属する学生数を大幅に上回っている。

過去5年間の学友会数・愛好会数および所属者数の推移

年 度	文化会		体育会		愛 好 会				所属者 合計
	部・同好会		部・同好会		文化系サークル		体育系サークル		
	団体数	所属者数	団体数	所属者数	団体数	所属者数	団体数	所属者数	
2006	31	816	37	881	16	572	57	1,956	4,225
2005	32	873	37	831	18	615	60	1,871	4,190
2004	33	900	37	850	17	615	59	1,918	4,283
2003	32	887	37	831	18	677	59	1,916	4,311
2002	32	942	37	899	19	699	44	2,074	4,584

この他、他大学の団体と活動を共にしている団体数（学生数）は、把握されていないが、最近、大学間サークルへの参加を希望するなど個別の相談が増えている。

307

学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度について、本学ではそのような点について調査・分析を行った実績はなく、これについてコメントすることはできない。

308

資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性について、全学的な当該授業については、大学の項目 264（第9章）を参照されたい。また、経済学部にて開設されている当該授業については、経済学部の項目 037（第3章）を参照されたい。

309

学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況について、大学の基本方針などを全学生に説明することは、大学への帰属意識を涵養するために重要なことである。本学では、2004年度から学長、副学長、事務局長、学友会三部長、教職員監査団、学友会事務課職員と学友会四本部、雄飛祭実行委員会、卒業アルバム編集委員会の正・副委員長、各本部の財政担当者と年数回の学長懇談会を設けている。

この懇談会の中では、時間的な制約（昼休みに実施）のため、現在は表層的な意見交換に終わっている感は否めないが、学友会四本部、雄飛祭実行委員会、その他の団体・サークルの役員と、学友会三部長、学友会事務課職員とは日常的に意見交換を行い、良好な関係を築いていると認識している。

学長懇談会の他に、従来から実施されている制度的な交流の場としては次のようなものがある。

文化会関係

2月に举行される文化会リーダーキャンプ（2泊3日）には、文化部長および事務課職員が出席し、活動方針の承認、大学からの報告事項の確認、提案事項の検討に加えて、意見・要望を聴取するとともに参加者同士の親睦を深めている。

体育会関係

2月のリーダーズキャンプ（学内）、6月および12月の体育会総会、フレッシュマンキャンプ（1泊2日）、体育会の親睦会に体育部長、事務課職員は出席し、意見交換をするとともに交流を深め、学生の動向の把握に努めている。

学友会本部、文化会、体育会、愛好会の各本部の新旧役員交代式

本部ごとの新旧の役員交代式に学友会三部長および事務課職員が出席して、意見の交換を兼ねた親睦会を行っているが、この場では旧役員の慰労と新役員の紹介に留まっている。

学友会四本部の新役員は、全学教授会で紹介され、その後、任命式（続いて親睦会を開催）にて、学友会会長から委嘱状が交付されている。このようなセレモニーは学生との交流に役立っていると認識している。

雄飛祭実行委員会関係

4月に雄飛祭実行委員会の発足式があり、次いで6月に雄飛祭の予定、企画等に関して、関係部署の担当者と質疑応答を行う業務説明会がある。これを受けて10月に再度、業務説明会を行い、雄飛祭の開催にあたり万全を期している。このような業務説明会は、事務関係部署との協力関係に不可欠なものと考えている。

また、雄飛祭の終了後には、反省会を行い、問題点の指摘、改善事項の確認を行い次年度の雄飛祭に申し送っている。

その他

橋梁建設や新教室棟、グラウンドの人工芝化の学内工事にあたり、説明会を開催し意見・要望を聴取してきた。

点検・評価、長所と問題点

306

学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性について、以下の通り点検・評価している。

（1）学友会費の問題

学友会費は、学生の入学時に、大学が代理徴収をするため、安定した財源が確保されている。

その学友会費は、学友会本部の自主的な運営により、文化会、体育会、愛好会の各本部に交付され、この文化会、体育会の各本部から所属の各団体に配分されているが、愛好会サークルには交付されていない。2006年度予算4200万円の内訳は、学友会本部、雄飛祭実行委員会への特別交付金の配分額は2,103万円、文化会、体育会の各本部（各団体）、愛好会本部に交付される配分額2,097万円と予算総額の約50%ずつの内訳になり、なかでも文化会、体育会の各本部（団体）には、愛好会本部33万円の64倍の金額にあたる2,064万円が交付されている。全学生の納付金に基づく学友会活動のメリットは、本来、全学生が享受できなければならないが学友会費の配分にあたっては、文化会および体育会に偏って

配分がなされているといえる。

また、愛好会サークルには特別交付金の一部が補助（用具・機材の購入、修理等の補填）されているが、どの団体にも所属していない約半数のいわゆる一般学生には、学友会本部が毎年主催する七夕祭り、スキーツアー等を除けば、学友会費が直接的に還元されるような事例はほとんどないに等しい。学友会本部は、学友会費の配分にあたり、公平を図るために、予算配分を再検討し、愛好会サークルおよび一般学生に利益還元が可能な方策を検討すべきであり、全学生の納付金を扱っているという自覚を十分に持つ必要がある。

また、学友会四本部（団体）が行っている予算・決算の使途が適正かどうかを常に自らが厳正に検証することが必要と思われる。

（２）学内施設の使用問題

文化会、体育会の団体は、学内施設の優先的使用を認められており、その調整は文化会本部および体育会本部が行い、学生の自主的運営に任されている。しかし、練習（試合）・稽古する時間帯および時期によっては、同じ施設に集中するため、練習（試合）・稽古が制約されているのも事実である。

2007年度から本学グラウンドの人工芝化に伴い、使用可能な時間および日数の増加が見込まれる。関連して、従来、独占的に占有している体育会（団体）の利用時間のあり方を検討し、施設の有効利用のために、活動していない時間には、愛好会サークル、一般学生、教職員および市民の利用を容易にする必要がある（野球場、サッカー場、テニスコート等）。越谷グラウンドの天野貞祐記念球場、サッカー場は整備され、公式試合が行なわれるようになったが、大学からスクールバスで約45分の距離にあるため、平日は有効に活用されていないのが現状である。より有効な利用を図るためバス運行以外のアクセス方法の検討や付帯施設の増設が望まれる。

音楽系のクラブ・サークルの活動場所は、防音施設の利用が望ましいが、活動可能なスペースが限られるため、放課後に普通教室で活動をしている。しかし、授業、試験、各種講座、オープン・カレッジに加えて資格試験会場等の学外貸出しのために活動が制限される機会が多くなってきているので、防音設備のある施設を増やすことが望まれる。関連して、1棟、2棟、3棟の教室もまた、各種試験や学外貸出しに伴い、隣接する本学グラウンドの練習、試合等の制限が増えている。

愛好会体育系サークルの学内施設の使用について

愛好会体育系サークルからの学内施設の使用の申し出がある。体育会が独占的に利用している時間帯を検討するとともに、体育会に所属するすべての団体は、予算、施設利用等に優遇されている理由を十分に自覚して利用しなければならない。併せて、体育会本部は、体育会に所属する規準を早急に再確認するとともに、愛好会体育系サークルと共存する方策を検討する必要がある。

（３）顧問の役割について

文化会、体育会に所属する団体および愛好会サークルには、教職員の顧問が就くことになっているが、名目的な顧問となっている場合が少なくない。顧問の適切な助言・指導お

よび交流が団体（個人）、サークルの自治と自主性および人間形成のために有効と思われるので、実質的な関わりが必要と思われる。

（４）学友会本部の動向について

学友会本部は、文化会、体育会、愛好会の各本部（団体、サークル）を統括し、一般学生を含めて全学生を代表する責務を負っているが、全学生の学友会本部への関心度は低く、学友会本部役員を選出にすら困難をきたしている。この原因としては、文化会、体育会、愛好会の各本部（団体、サークル）内の個別的な交流は盛んでも、学友会全体の交流は少なく、また、問題点を共有する意識が低いことなどが考えられる。学友会本部（学友会委員長）が文化会、体育会、愛好会の本部（団体、サークル）に協力を求め、リーダーシップをとって学内の諸問題を検討し、それを全学生に訴え解決しようとする意識は乏しく、結果的には学友会離れという現状に至っている。

例えば、学友会委員長の選出は、最近是对立候補がなく信任投票になる場合が多い。これもまた、学生の代表者である学友会委員長を選ぶ選挙に対する関心の低さを示す事柄である。2006年度の選挙の投票者総数は224人で、全学生の2.6%と極めて低調であった。

309

学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況について、学長との懇談会、文化会、体育会の諸行事、雄飛祭実行委員会の説明会など、意見交換の場が設けられていて学生代表者と大学の友好関係は築かれていると考える。しかし、双方とも意見や要望を掘り下げ、それが実現されているかと言えば、大学側も学友会側も必ずしも十分ではなく、一方的な意見の表明に終わっていることもある。

その理由は、学友会側では、責任のある学友会四本部の役員が1年もしくは2年程度で交代し、問題の継続性が困難であり、大学側では学生の要望の実現には、学内事情や財政的（物理的な条件も含む）要素が関係し、学友会の要望を全面的に受け入れることが出来ない場合があるからである。

また、学友会本部（学友会委員長）は文化会、体育会、愛好会の各本部、所属団体、サークルおよび一般学生の意見を十分集約していないため、大学側に対して学生側の統一した意見としての申し立てができ難いのが現状である。また、大学から提起された諸問題は学友会本部（学友会委員長）をとおして各本部（団体、サークル）、一般学生に周知され、その意見を集約し要望として提示されるのが望ましいのであるが、そのように学友会の機能は果たされていないのが実態である（これは例えば、大学主催の新教室棟、グラウンドの人工芝化の説明会等において実証されている）。

将来の改善・改革に向けた方策

306

学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性について、将来の改善・改革へ向けた方策を次の通り述べる。

(1) 学友会本部役員、部員減少および活性化について

学友会活動への参加は、学生の人間形成に有用であることは言うまでもない。2006 年度は、学友会の団体に所属する学生数は 4225 人で、全在籍者 8621 人の 49%を占めている。つまり、約半数の学生が学友会の団体に所属していないことを示している。

全学生に加入を呼びかけ、加入者を増やすためには以下の方策が実行されている。入学式時に学友会入会式および学友会主催の新入生歓迎会（ゲストの講演会および団体、サークルのパフォーマンス）の実施。学友会機関誌「雄飛」の配布（大学事務局の協力を得て入学式資料に同封）学友会の紹介、各本部や個別の団体への勧誘等の広報活動。

これらに加えて、学友会への参加が、キャンパスライフを豊かにし、いかに人間形成に寄与するか、また、将来を見据えたキャリアアップ（思考、知識、協調性の習得、人脈構築等）に有効かを、たとえばキャリアセンターとの協力を得るなどして、周知・浸透をはかり、学友会に対する関心を高めることが望まれる。

(2) 学友会費の予算・決算方法について

学友会の会計は、予算・決算を学生の監査団によって監査を受け、それを連合会議において承認されたうえで、全学生に周知される。2006 年度から予算・決算方法がより透明度を増し、客観的な基準でなされるように、会計を専門とする教職員二人（特別会員監査）から指導を受けるようになった。今後は、学友会四本部（各団体、各サークル）の財務担当者を中心に、会計基準に基づく予算・決算方法を習得することが期待されている。

(3) 団体の特別活動への大学からの財政援助について

学友会活動の活性化について

創立者天野貞祐学長の名を冠した大会や獨協学園間の交流を目的とした活動には、学友会本部からの補助とは別枠で、大学が財政援助を行う。（創立者天野貞祐学長の名を冠した大会：全日本大学生英語弁論大会〔含、文部科学大臣杯〕、ドイツ語弁論大会、学生競技ダンス対抗戦、獨協学園内の交流：学友会本部役員と姫路獨協大学学友会役員との交流、ラグビー部や硬式野球部主催の獨協高校、獨協埼玉高校および近県の高校との交流試合、弓道部の姫路獨協大学との定期戦等）

高校（高校生）の大会（招待試合）の補助金交付について

体育会の団体が主催する各種の高校生親善大会には、大学から財政援助がなされており、剣道部、柔道部、バスケット部、弓道部、硬式庭球部等がその補助金の対象になっている。このような大会を増やし、高校（高校生）に本学の学友会活動の認知度を高めていくことは、将来の部員確保にもまた有効と考えられる。また、受験生の減少期に入った現在、このような大会を積極的に推進し高校（高校生）に学友会活動を知らせることは、大学にとっても受験生（入学生）確保のための重要な施策と認識している。

関連して、入試課で実施しているオープンキャンパスに合せて、高校生を練習に招待（見学）すること、学友会各団体のさまざまな活動の入門講座を開設すること、積極的に公式戦会場校となること、練習試合・招待試合を行うこと、広範囲に招待者を募る演奏会・

発表会などを開催することなどは、学友会活動に関する関心度を高めていくことになると思われる。なお、こうした活動に伴う、例えばオープンキャンパスに協力してくれる団体、サークルには何らかの援助が必要である。

(4) 地域児童との交流について

文化会では、児童の成長に寄与する活動を行っている団体があるが、体育会の団体でも、学生と地域の児童との交流を目的としたイベントは、団体（個人）にとって有意義な活動である。そのようなイベントには大学からの予算を計上し、活動を積極的に支援するようにしたい。

(5) スポーツ推薦入学者の育成について

2007年度から一部の学科で課外活動（スポーツ）推薦制度の導入が実現する。その結果、スポーツ団体（個人）の活躍が予想される。それに合わせて必要な施設、器具等の整備と指導体制（コーチ等の増員）等の充実が望まれる。

また、スポーツ推薦に限らず、文化会（団体）への推薦制度の導入は、学友会全体の活性化には必要であり、入試課と連携して検討を始めることが必要である。

(6) 学友会OB会の役割について

OB会（体育会においては、縦柳会等）は、大学の支援団体として、各団体にとっては伝統（技能向上）等の継続者として重要な存在である。大学とOB・OGの交流を広く行いその建設的な提案を、学友会政策に反映させる必要がある。そのために、各団体、サークルのOB会組織の動向を同窓会と連携して把握し、学友会四本部（団体、サークル）とOB会の橋渡しの役割を大学が担う必要がある。

まずは、本学で実施している卒業生のホームカミングデーに各団体、サークルのOB会役員、学友会四本部の役員、各団体の正・副委員長（主将・副将）も招待し、卒業生と学生の交流の場を設けることが考えられる。

(7) 表彰制度について

従来の卒業式に表彰している学友会功労賞とは別に、学友会活動において、優秀な成績を修めた文化会、体育会の団体（個人）には、12月に学友会奨励賞を授与している。この奨励賞の授与式に、従来は春学期末（7月）に行われてきた、大学と顧問・コーチの懇談会を同日開催することが検討されている。これまでの意見交換という目的に加えて、秋学期末（1月）に大学、顧問、師範コーチとともに活躍が認められる学生を賞することはきわめて有意義である。

このような奨励賞は学友会活動の励みになり、また、その表彰式後の祝賀会をとおしては、大学、顧問および学生との活発な意見交換が期待される。

(8) 雄飛祭（大学祭）について

雄飛祭は、各団体、サークルおよびゼミナール活動の発表の場であり、地域住民との交

流の場であるが、ほとんどの参加団体は、模擬店などの販売活動に終始している。

大学が学問の場であることを今一度熟慮し、大学生の文化の祭典に相応しい企画の実行を考えない限り、身内団体だけのお祭り騒ぎになり、一般学生および住民からは遊離してしまうことになる。ゼミナールの教員、各団体、サークルの顧問等の協力を得て、雄飛祭参加団体に適切な指導・助言を行い、文化的・学術的な展示・発表・講演会の増加、充実を図る必要がある。

(9) 学友会の社会参加(ボランティア活動)について

学友会四本部が単に学内に関する諸問題だけに専念している時代ではない。それだけに大学が大衆化し、学生は社会の一員と看做されているとも言えよう。従来、福祉関係、教育等に携わる団体、サークルが継続的にボランティアを目的とした活動を実践しているが、その数と範囲はさしたるものとは言えない。過去には学友会本部が中心になり学友会が、交通遺児の奨学金の募金活動(通称:あしなが育英金)等、社会的に意義のある活動をしたことがあったが、近年はそうした事例をみない。このような活動を復活させ、学友会四本部を中心に社会に貢献する活動に取り組むことが、学友会の存在を示す機会ともなり得るであろう。社会活動を考え、社会性を養い、社会参加の意識の向上を図ることは、学友会に有益なひとつの活動と思われる。

まずは、環境問題、各種の災害の救援活動を始めとした地方自治体等の取組みおよびNPO法人の活動を紹介し、学友会四本部に社会活動(ボランティア活動)を提起するなどの方策が考えられる。

309

学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況について、学友会本部(学友会委員長)は、文化会、体育会および愛好会を含め、全学生の代表者との自覚を持つように指導を強化する必要がある。そのためには、日常から、文化会、体育会、愛好会の各本部は団体、サークルに限らず、一般学生からの意見が反映される機会をシステムとして構築しなければならない。このようなシステムによって集約された学友会全体の意見は、大学に対しても大きな影響を与えられ、このような意見に基づく学友会と学長および学友会三部長、事務課職員との意見交換会は有意義になり、合意された項目は実現可能なものになり易いと思われる。

この他、学生の意見、要望を聴取し政策面に反映させる方法の一つとしてアンケートがある。学友会本部を中心として、独自にアンケートを実施するのが望ましいが、大学が実施している授業評価アンケートとは別に、他部署と連携した学生実態調査アンケートの実施を検討することが考えられる。

その場合には、学友会に関する項目の選定、記入方法、分析等は学友会四本部に委ねる必要があるが、このような行為は学友会四本部(団体、サークル)および一般学生の意識の覚醒に繋がり、学友会への参加意識を高め、また、学友会の政策に反映させることが可能になると認識している。

大学院

ここでは、法務研究科を除く大学院全般について報告を記す。なお、法務研究科については、学生支援体制が多少異なるため、別途報告を記載する。

現状の説明

310

奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性については、獨協大学大学院奨学金（給付奨学金）が機能している。在学者の割合に応じて、法学研究科、外国語学研究科、経済研究科に給付者の人数が配分される。給付額は月額 44,000 円、22,000 円の 2 種類で、対象者の大半は、奨学金給付の基本的な支給額である 22,000 円が適用されるが、研究への意欲的取組み等によっては 44,000 円が支給される者もいる。奨学金の他に、授業サポートを行う教育支援室に TA として採用されることで収入を得るケースもある。

311、312、313

各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方途の適切性、学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性、学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性について、本大学院にはそのような配慮、方途は特段にない。

314

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性については、学部・大学院を問わず配慮している。詳細は同章にある項目 292 ならびに 294 を参照されたい。

315

ハラスメント防止のための措置の適切性について、1999 年 4 月 1 日、「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」、「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント防止に関するガイドライン」、「キャンパス人権委員会に関する細則」の施行により、キャンパス人権委員会が発足した。

本学でのセクシュアル・ハラスメントに対する規程は、被害者を女性だけに特定せず、発足当初から男性・女性とも相談に応じてきた。セクシュアル・ハラスメントについては、行為者、相談者のいずれか一方でも本学在籍教職員、在学生であれば相談を受け、問題の解決、相談者の救済をしている。

316

学生の進路選択に関わる指導の適切性について、大学院生のキャリア支援・就職支援は基本的にキャリアセンターが担当しているが、大学院課には外国語学研究科の英語教員を

中心に社会科教員も含めて、近隣の中学校・高等学校から臨時教員の募集がある。その場合、在学生で、教員に関心・意欲があり、時間的に余裕がある学生には情報を提供した上で斡旋をしている。

また、法科大学院学生について、2007年度は法科大学院1期生がはじめて卒業する年であり、司法試験へのモチベーションが下がるということから、積極的な就職支援はひかえている。全員が司法試験に合格することが望ましいが、進路を変更する者に対しては親身な支援も必要であろうと考えている。

点検・評価、長所と問題点

310

奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性については、昨今の奨学金給付総額は、全体的な予算削減の大学方針ならびに大学院生の在籍者数が定員割れに陥っている状況を反映して、収容定員の充足率に応じて支給される傾向にある。また、大学独自の奨学金、外部奨学金であるものの大学に選考が委ねられる奨学金については同一人物に集中するのを避けている。勿論、複数の奨学金給付を妨げるものではないが、その場合にも大学院の年間授業料を超過しない範囲内の額に配慮している。ただし、大学が直接選考に関わらない奨学金は適用外であるので、その種の奨学金を手にする可能性までを否定している訳ではない。外国人学生については大学院奨学金以外に授業料30%減免の措置が講じられているが、学部と同様に併給の見直しが求められている。

315

ハラスメント防止のための措置の適切性について、規程上、本学のキャンパス人権委員会はセクシュアル・ハラスメント解決のための調査、解決、救済等に限定されているため、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの問題の相談を受けた場合は、学長に報告の上、内容によって適切と判断された部署が解決を図っているが、救済の窓口が明確でない点は、改善が望まれる。

特に院生の場合は、学生数も少なく相談者が匿名を希望しても、行為者に事情聴取すると相談者が誰か、ということが行為者に判明しやすい。行為者が評価権をもつ教員で、相談者が院生である場合、学部生の場合に比べ問題解決と相談者の救済が極めて難しいと認識している。また大学院からの委員が選出されていない点は、問題として認識している。

316

学生の進路選択に関わる指導の適切性について、現状の説明でも述べているように法科大学院生についての進路選択に関わる指導は積極的には行っていない。ただし、2・3人の法科大学院生は進路変更をし、法職以外の就職を考えているようで、キャリアセンターに何度か来室している。学生本人がシステムに直接アクセスできないので職員が代わりに行っている。

また、履歴書・エントリーシートの作成、模擬面接にも個別に対応している。

将来の改善・改革に向けた方策

310

奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性については、大学生に対する奨学金支給に関して、公平な選考基準を見出すのは容易でないが、何を基準に選考したかは応募者に説明できる明確なものでなければならない。一般的に奨学金給付の対象は経済的困窮の程度や学業成績に応じて選考されるが、大学院生ともなれば、親の援助も期待できず学費を本人が工面しているケースも多く、保証人と本人の収入証明書を提出させても経済的な困窮度を直接的に把握しにくい面がある。これまで申請者に一律支給されていた奨学金も、昨今の学部・大学院生双方の学生数減に伴う収入減により、今後は厳格な運用が求められている。しかしながら、学部卒業後まで学費は援助できないとする保護者も多い社会情勢等を勘案すれば、経済的不安要因を解消し安心して研究活動に専念するために、給付奨学金を安定的に継続していく必要がある。

法科大学院

現状の説明

310、311

奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性、および各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方途の適切性について、本研究科では、経済的に困窮な学生が安心して勉学に励み、また成績優秀な学生を奨励するために、下記のような多種多様な奨学金を用意している。

新入学生特別奨学金

本法科大学院入学選抜試験の結果 優秀であると認められた者で、本学の理念に共鳴し、将来社会貢献的な職務に一定期間従事する者に対し給付する。(2006年度実績)

授業料(春学期)全額分	60万円	入学年次春学期のみ最大5名
授業料(春学期)半額分	30万円	入学年次春学期のみ最大5名

法科大学院奨学金

経済的事由により学資の支弁が困難であり、かつ成績が優秀であると認められた者で、本学の理念に共鳴し、将来社会貢献的な職務に一定期間従事することを誓約する者に対し給付する。(2006年度実績)

授業料全額分（各学期分）	60 万円	入学年度ごとに各 5 名程度 / 学年（1 年次は秋学期以降）
授業料半額分（各学期分）	30 万円	入学年度ごとに各 5 名程度 / 学年（1 年次は秋学期以降）

社会人奨学金

社会人（4 年制大学卒業から本学法科大学院入学までに 3 年以上（大学院に在籍する期間を除く）経過した者。ただし、その間、専ら資格試験・国家試験等の受験準備をした者を除く）として社会経験のある者で、人物・学業成績とも優秀であり、家庭の状況またはその他経済的事由等で学業に支障をきたしている者に対し給付する。（2006 年度実績）

月額 5 万円（半期分 30 万円）	15 名程度 / 1～3 年
--------------------	----------------

応急奨学金

修学の意思がありながら次の各号のいずれかに該当し、学業の継続が著しく困難と認められる者に対し給付する。

主たる家計支持者の死亡または重度の心身障害により学業継続に支障をきたす者 主たる家計支持者の病気または事故等で著しく収入が減少し学業継続に支障をきたす者 在学中に本人（独立の家計を営む場合に限り）が病気または事故等により著しく収入が減少した場合	給付額 30 万円
--	--------------

その他

このほか、日本学生支援機構の奨学金は半数以上の者が利用している。また、本学が金融機関と提携して実施する「提携教育・学士ローン」や「獨協大学法科大学院提携学資ローン」、および、これらの学資ローンのための「利子補給奨学金」の制度を用意している（現在、提携ローンと利子補給奨学金の利用者は 1 名である）。さらには、法科大学院終了後の支援として、「学習奨学金」などの支給も用意されており、積極的な学資面での支援を行っている。

上記の諸奨学金の内容や、申請等について、ホームページに掲載し、また掲示板に掲示をして、学生が奨学金情報にアクセスしやすくなるような方策を図っている。

312、313

学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性、学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性について、本研究科は、専門職大学院として、研究指導は基本的に行わないが、フィールドワークを行い、その成果を集成するものとして、3 年生に対し「特定課題の調査研究」（リサーチペーパー）とい

う2単位の科目を設けている。この科目においては、学生が関心のあるテーマを研究課題として選び、本学の専任教員の指導の下で一定の期間内に研究を行う。学生は、研究成果を研究報告書としてまとめ、最終試験の際に主査および副査という2名の教員による口頭試問を受けなければならない。そして、主査の教員は、口頭試問の結果を所定の様式により教授会に報告することを要する。

この科目を履修することによって、学生が幅広く学んだ法律の知識を土台にして、特定の課題について深い分析能力を身につけることが期待される。

314

学生の心身の健康保持・増進及びその安全・衛生への配慮について、本学では、保健センターが設置され、これらへの対応を行ってきた。また、学生および教職員の精神面での健康の維持・増進が重要な課題となっているため、カウンセリング・センターが設置され、カウンセリング業務のほか、広報活動、講演会開催等が実施されている。

法科大学院学生においては、睡眠不足、ストレスなどによって、精神面でのバランスを失う学生が少なくない。このような傾向は、今後、より一層強まることが予想される。そこで、本法科大学院では、精神的に異常が認められる場合、カウンセリング・センターと協力・連携しながら、クラス担任や学生委員を中心に、精神面での指導、相談等に当たることになっている。

315

ハラスメント防止のための措置の適切性について、本学では、キャンパス人権委員会規程に基づき、全学的にキャンパス人権委員会が設置され、ハラスメントに関する対応を行っている(同章の項目 293、299 等参照)。とくにセクシュアル・ハラスメントについては、「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」および「キャンパス人権委員会に関する細則」が設けられ、これを防止するための「ガイドライン」が示されている。これを受けて、法科大学院では、キャンパス人権委員会との協力・連携のもとに、学生委員会の所掌事項として、年度当初のガイダンス、パンフレットの配布、講演会の実施など、セクシュアル・ハラスメントに関する啓蒙や相談の活動を行っている。

316

学生の進路選択に関わる指導の適切性について、教授会(2006.7.13)では、「法科大学院修了生のキャリア支援について」というテーマを議題として、修了生に対する進路、就職の相談、斡旋のあり方のほか、各種ガイダンスの実施、各種情報提供などの方策についての検討を開始したところである。この点に関する本格的な検討は引き続き行われるが、以下では、従来から議論されてきた進路指導に関わる具体的な対応について列挙しておく。

学生の進路問題については、教務委員会のほか、クラス担任制を設け、クラスごとに2名の担当者を配置して、適宜、学生の進路選択に関する指導、助言を行っている。このなかで、進路指導に関する切実な問題は、教務に関わる事項として、法曹や司法試験に

要求される学力や意欲が欠けると思われる学生について、自主退学を含め、いかに指導するかという問題がある。

本大学院では、進路指導に関連して、「ホームロイヤー等の地域密着型」を典型として、6つのモデルを設定して、それぞれの「履修モデル」を示し、進路に応じた授業科目を選択するための参考に供している。

本大学院のカリキュラムとして、弁護実務実習を主な目的とするリーガルクリニック
・ のほか、視野の広い法曹を養成するとともに、進路選択に役立てるため、三年次の科目としてエクスターンシップを設け、弁護実務以外の組織(自治体、NPO 法人など)で実習する機会を与えている。

点検・評価、長所と問題点

310

奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性について、本研究科における奨学金の諸制度は、本研究科の学生にとってきわめて手厚い措置を講じているもので、他の法科大学院と比較しても、遜色はないと評価できる。

312、313

学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性、学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性について、現在は3年目を迎えて、4名が前述の科目に受講申告をしたところである。いまのところ、とりたてて問題は生じていない。

314

学生の心身の健康保持・増進及びその安全・衛生への配慮について、精神的に異常が認められ、そのおそれのある学生に対する適切な配慮がなければ、当該学生の病気の予防・回復を遅らせるばかりでなく、親しい関係にある学生についても精神的な負担となり、周囲の学生の勉学にも支障をきたす場合が少なくない。しかし、現状では、当該学生と関係が深い教師や学生が個人的に対応している場合が少なくなく、組織的な対応が不十分である。

315

ハラスメント防止のための措置の適切性について、セクシュアル・ハラスメントについては、法科大学院では、男女や年齢とも、多様な学生が学んでいるばかりでなく、限られたスペースのなかで、長時間、勉学生活をともにしているため、セクシュアル・ハラスメントの機会も増大しやすい環境にある。そのため、本法科大学院でも、従来、個々のケースについての対応はしてきたが、法科大学院としての独自の検討や対応はいまだ十分であるとはいえない。

316

学生の進路選択に関わる指導の適切性について、学生の進路指導に関して、法科大学院の法曹養成機関としての性格上、学生一般におけるような就職問題は存在しない。しかし、本法科大学院の性格上、新司法試験に合格するか否かを問わず、学生の進路選択に関する独自の課題があると思われる。また、本法科大学院が理念とする「ホームロイヤーの養成」という観点からは、進路選択に関しても固有の役割があるものと思われる。そこで、前述した教授会において、「法科大学院修了生のキャリア支援について」というテーマとして検討を行ったが、検討課題を整理したにとどまり、全般的に内容を検討する段階には至っていない。

将来の改善・改革に向けた方策

310

奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性について、本学関係の奨学金の給付基準については、成績優秀者あるいは困窮学生が受給を独占することになるのではないかと学生の意見を受けて、たとえば社会人奨学金について4学期以上は連続して給付しないとする「運用基準」を成文化して選考に当たるなどしてきた。しかし、なお、奨学金がない場合には勉学が困難になるなどの事情を斟酌せざるを得ない場合があり、運用基準についてもひきつづき見直していく必要がある。

312、313

学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性、学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性について、将来に向けた方策としては、研究成果の公表の機会を確保することが求められるが、本研究科には研究や教育の成果を発表する場として「獨協ロー・ジャーナル」という紀要がある。投稿資格を有する者は、本学の専任教員、兼任・兼担教員、およびティーチング・アシスタント、ならびに本学の研究科長がとくに認めた者としている。優れた研究報告をまとめた学生には本紀要に研究成果を公表する機会を与える方向で対処したい。

314

学生の心身の健康保持・増進及びその安全・衛生への配慮について、法科大学院では、年とともに学生の数が増え、司法試験のプレッシャーや勉学上の悩みが増大するにしたがって、精神に異常をきたし、また、そのおそれのある学生も増加するものと予想される。このような事態に対処するため、全学のカウンセリング・センターとの連携を含め、法科大学院としても、学生の精神面での健康管理と相談業務を充実するよう検討したい。

315

ハラスメント防止のための措置の適切性について、法科大学院として、全学の関係委員会と連携・協力しながら、セクシュアル・ハラスメントを防止し、これに該当する事案の

処理について、事前の措置を講じる必要性が大きい。このことを踏まえ、本大学院として、セクシュアル・ハラスメントに関する課題を明らかにし、全学の関係委員会と協力しながら、その防止と対応策について組織的な検討を行うこととする。

316

学生の進路選択に関わる指導の適切性について、新司法試験に合格した者については、裁判官・検察官・弁護士のいずれに進むか、また、弁護士志望の学生についても、弁護士事務所への就職斡旋などの課題がある。その一方で、司法試験の不合格者や中途退学者についても、法曹以外への就職相談の必要性があることは否定できない。そこで、進路指導に関して本格的な検討を開始したばかりであるが、今後も、これらの点について引き続き検討することにした。

【第11章】

管理運営

概要および目標

大学を取り巻く環境が大きく変化している中、本学は、その変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう、定期的に将来計画（中長期計画）を見直し、新たな展望のもと総合的な改革事業の推進体制を構築している。

本学的意思決定プロセスは、各学部、各部署の所管事項が事前に学部教授会や所管関連委員会にて十分審議し決定された後、部局長会に諮られ、最終意思決定機関である全学教授会に提出され、承認を得るという過程をとっており、適切な意思決定プロセスが確立されている。

また、上記の部局長会は、学長の諮問に応える機関として置かれ、学長補佐機関としての機能を果たしている。

本学は、将来を見据え新たな魅力ある大学創生を目指し、諸事業を展開しているが、その諸事業は多岐に及ぶとともに量的にも増大し、施策や所管が横断的な案件も増している。これらに対処するため、部局長会のもとに、特別検討委員会、専門部会、作業部会等を随時設置し諸問題の解決に向け迅速な対応をしている。

最終意思決定機関である全学教授会は、各学部内および全学的規模で生起しているさまざまな問題について、周知の場であると同時に意思決定の場でもあり、全専任教員の意見が集約される適切な意思決定機関としての機能を果たしている。また、各学部教授会との関わり方からも、大学執行部との相互チェックが効果的に機能しうる体制となっている。

大学院については、研究科毎に研究科委員会、法科大学院には法務研究科教授会が置かれ、研究科に関する諸規程、教員人事、学位、学生支援、大学との連絡調整および教育・研究に関する重要事項等が審議され、その案件が最終的に大学院委員会に提出され承認を得るという過程となっており、大学の全学教授会システムと同様に大学執行部との相互チェックが効果的に機能しうる体制となっている。

本学の管理運営体制は、明確な規程に基づき業務執行され適切に運用されていると評価できる。今後とも、さらに学部・研究科の自治を尊重しつつ、全学教授会と学部教授会、大学院委員会と研究科委員会をはじめとし、運営上欠かすことのできない諸機関の役割・機能を継続して点検・評価し、管理運営組織が適切に機能するよう努めていく必要がある。

本学は、これまでも夫々の時代にマッチした管理運営組織の統合、新設、改廃・改組を行い、大学運営にかかわる諸問題解決に対応してきている。迅速な意思決定は、大学運営に関わる重要な改革事業の推進に大きく影響することから、今後も継続的に現行組織の見直しを行い、固定的な組織編成に捉わられることなく運営体制の整備に務めるとともに、改

革事業を着実に推進していくために適切な方策を講じていきたいと考えている。

本章における自己点検・評価の目標

- ・ 学部教授会・法科大学院教授会と全学教授会、研究科委員会と大学院委員会それぞれの役割を点検・評価し、それぞれの管理運営組織の適切な運用を図る。
- ・ 学長補佐組織としての部局長会や各種委員会の機能を点検・評価し、迅速な意思決定プロセスに障害を発生させないように努める。

大学

現状の説明

317

教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性について、本学は、開学当初は全学一つの教授会を置き、そこには、専任の教授のみが出席するという形式で始まった。1968年頃の学生運動の影響を受け、大学運営の機構改革があり、1969年度から職位を問わず専任教員全員による全学教授会が開催されるようになった。

この後、大学設置基準大綱化により教養部を改組し、すべての専任教員が学部に所属することとなり、これまで各学部の連絡会であった学部会（外国語学部においては学科単位）を学部教授会、学科教授会と位置付け、全学教授会との役割分担、権限委譲が行われた。平成6年度から現在の全学教授会と学部教授会の仕組みが出来上がったが、本学においては伝統的に全学教授会による意思決定を尊重している。

大学院研究科は大学院委員会を置いて、大学院に関する事項を決定しているが、所属する教員は全員学部所属であり、学事日程も学部準拠していることから、基本的には全学教授会の下で意思決定がなされている。

現在は、2004年度に開設した法科大学院だけはその組織的性格と、新設としての機能性に鑑み、当面の間全学教授会から独立した教授会を形成している。しかしながら全学的な見地から、法科大学院教授会の審議結果を学長に報告することとなっている。

全学教授会は、法科大学院教員と長期研究休暇等の者を除く約180名の専任教員の内過半数の出席をもって成立する会議であるが、定足数に達せず成立しなかった例は無く、特に現行の全学教授会となって以降は必ず開催されている。

全学教授会の非効率を指摘するむきもあるが、全学教授会で一度決定したことは、全学的に推進できるという大きな長所がある。本学程度の規模ならば小回りもきくと考えられている。

318

学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性については、学部単位で扱われている。詳細は各学部の項を参照されたい。

319

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性について、学部長を含む複数の学部所属教員が構成員である学長諮問機関の部局長会が他大学の評議会、大学協議会に相当し、また学部に所属する全専任教員（特任教員を除く）が構成員でもある全学教授会が最高の全学的意思決定機関である。これらの審議機関と学部教授会との意思疎通、信頼関係は良好であり、連携及び役割分担は適切と考える。

学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性について、獨協大学の学長は、全学教授会にて選挙で学長予定者を選出し、これを法人の理事会および評議員会で承認を受けて決定している。任期は4年で、再任は可とされる。

全学教授会における選挙は、まず、3学部の各教授会と専任職員の4ブロックで、各1名の選挙管理委員を選出し、選挙管理委員会の下で執行される。同じく4ブロックから各3名の学長候補者推薦委員が選ばれ、この学長候補者推薦委員会にて3名の候補者を選出する。ここにおいて学長候補者としては学内者に限定されておらず、学外の有識者を選考する可能性も否定していない。

学長選挙は、すべての専任教員に投票権を与えているため、投票日に長期研修中の者、休業中の者も含み、郵送による投票を可能にしている。また職員については、事前に専任職員の中から全職員による投票で選ばれた30名の職員投票人を選び、全学教授会の投票日に専任教員とともに投票する。この制度は昭和61年に学長予定者選出規程の施行により、発足した。職員投票人を30名としたのは、制度制定時6学科に約180名の教員がおり1学科の平均数に相当したからである。なお、3名の候補者のいずれもが1回目の投票で過半数の得票を得られなかった場合、上位2名による決選投票となるが、決選投票は同日中に行うため、このときには、不在者は投票できない。

現行の制度は、現在、学長選挙制度の見直しを検討する委員会を設置し協議されている。特に検討されている点は二点である。まず、候補とされた者の意思表示ができないことである。以前、辞退を申し出た教員が結果的には本学を退職することとなったことから、現在は、候補者として公表する前に、選考委員会から事前に通告がなされるようになっていく。しかしながら、投票する側には候補者の意向は示されておらず、投票は候補者の経歴、過去の実績、人柄で判断することになる。次に、職員の投票者制度である。現行は、先述のように間接選挙となっている。これを専任職員の直接投票とし、その投票数を一定比率で割り当てるようにすべしとの意見が出されている。

本学の学長選出手続きは見直しを進めてはいるものの、極めて民主的な手段で選ばれているといえる。そこでは、理事会などから独立して予定者を選考しており、大学としての独立性を確保している。理事会では、大学の投票結果を尊重し、承認を与えている。

また、学部長については各学部の「学部長予定者選出規程」に基づき、学部に所属する特別任用教員を除く全専任教員による投票で、過半数を集めた学部所属教授(過半数の票が集められなかった場合は上位2名による再投票で決する)が選出されており、適切かつ妥当と考える。

学長権限の内容とその行使の適切性について、学校法人獨協学園は、一法人内に組織、立地、設立過程の異なる3つの大学と2つの中学・高校がある。これらは、それぞれが学校長を責任者として独立し、学園は全体の調整にあたるという形態をとっている。このため、本学の学長に課せられた権限は、一般の学校法人の理事長の職務を兼ねているといえる。学内的には、経費面を含めて、学事、人事、渉外を総攬している。さらに、学校法人

内においては、本学を代表し学園内調整にあたっている。

学内においては、大学運営に関して総攬者ではあるが、学長の諮問機関の部局長会の承認を得てその行為が行われている。さらに重要な事項については、全学教授会の審議、議決を得て理事会に提案されることになり、独断専行はできないようになっている。

さらに、いったん承認、決定を受けた事項であっても、それを行わせる場合はそれぞれの所管部署の責任において執行するが、重要な案件や相当額以上の経費を要する案件については、起案稟議を行い、学長承認を必要としている。

322

学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性について、学長と部局長会や全学教授会との間の連携協力関係は良好、適切であり、規程にもとづいた機能分担、権限委譲、協議にもとづいた機能分担、権限委譲が適切に行われている。

323

学部長権限の内容とその行使の適切性については、学部単位で扱われている。詳細は各学部の項を参照されたい。

324

学長補佐体制の構成と活動の適切性について、獨協大学学則上の学長補佐は、副学長（置かれない場合もある）各学部長、図書館長、教務部長、学生部長、総合企画部長、事務局長となっている。常設の学長補佐会議と言った組織は無いが、事案によって随時学長が一部または全員を招集し、補佐会議を開催することがある。特に決定権は無く、学長からの諮問に応えたり、対応を事前協議して意見調整を行っている。

先述した、部局長会は各部局間の連絡調整と学内運営に関する重要事項について学長の諮問に応える機関であるが、事実上一般的な事項に関して学長の補佐機関としての役割を担っている。

これとは別に、大学の事務上の運営を補佐し、学長からの指示を受けるため、学長、副学長、総合企画部長、事務局長、総務部長、経理部長、施設事業部長からなる連絡会を原則として、毎週1回開催している。これには総合企画課、総務課、人事課、会計課、施設企画課、施設管理課の職員が同席し、必要事項について綿密な打ち合わせを行うことになっている。

325

個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件の整備状況について、学長予定者選出規程の改正を全学の専門部会で検討中である。ただし、現規程でも学外者を選任できる規程となっている。

大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性について、本学の最終意思決定機関は、専任教員で構成される全学教授会である。その全学教授会に諮られる審議事項については、事前に各部署からの案件および報告事項の審議・連絡調整を行うため、学則および部局長会運営規程に基づき部局長会が置かれている。この部局長会は、各部署の連絡調整および学内運営に関する重要事項について、学長の諮問に応える機関で、民主的に選任された、学長、副学長、各学部長、図書館長、教務部長、学生部長、総合企画部長、キャリアセンター所長、入試部長、外国語教育研究所所長、情報センター所長、国際交流センター所長、学友会総務部長、事務局長、総務部長、経理部長をもって構成され、毎月第1週火曜日に開催（必要に応じ臨時開催）している。

評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性については、本学には評議会、「大学協議会」は置いていない。しかし、すでに記述したように、本学は、全学的審議機関である全専任教員を構成員とする全学教授会における採決を最高意思決定として機能させている。また、部局長会を学内の調整機関としており、その機能は適切に行使している。

教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性については、学校法人獨協学園(以下「法人」という)はすでに記述したように、設置する各大学、中学高校の独立した管理運営を行っており、本学においてもその意思決定は学内で帰結している。

法人理事会および評議員会に諮るべき事項(基本計画、予算、決算、重要な役職者の人事、学生納付金の変更、重要な施設の設置・改修など)は、学校教育法などの法律および、法人寄附行為、法人業務処理規則などの学内規程に準拠して、適正に処理されている。なお、法人理事会、評議員会に諮る事案については、事前に理事長が招集する学園運営会議で協議し、学園内の調整をはかっている。

国立大学における運営諮問会議の開設状況とその運用の適切性、公・私立大学の管理運営に対する学外有識者の関与の状況について、現状において本学に該当する事項はなく、問題等は生じていない。

点検・評価、長所と問題点

大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性について、本学の意思決定プロセスは、各部署の所管事項が事前に教員および職員からなる所管関連委員会にて十分審議

し決定された後、部局長会に諮られ、最高意思決定機関である全学教授会にいたっており、適切な意思決定プロセスが確立されている。しかし、大学環境の激変期の中、本学は新たな魅力ある大学創生を目指しており、その諸案件が多岐におよんでいるとともに量的にも増大している。このような状況から、部局長会の過重負荷が見られる。そのため、新たな施策や所管が横断的な問題処理については、部局長会のもとに、特別検討委員会、専門部会、作業部会等を随時設置し諸問題の解決に向け迅速に対応している。その一方で、諸委員会が増え、これらの任にあたるスタッフの兼任が多くなり、スタッフの過重負荷が生じていることも確かである。大学改革期にあっては、やむをえない部分もあるが、スタッフ「力」の強化を含め従前の組織対応のあり方を再考すべき時期にきていると思われる。また、大学全体の管理・運営に関する意思決定は、システムの的に確立されているといえるが、部局長会構成員となっている個として見た場合、一部ではあるが、各部署の主体的な意思決定を担う部署長が部局長会構成員になっておらず、その部署の意思決定のプロセスが他部署と差異があることも確かである。大学の意思決定にあたっては、各部署との結びつきについて、さらに機能強化していく必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

326

大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性について、厳しい大学環境の中、本学は、これまでの中長期計画を見直し新たな展望のもと総合的な改革事業を推進している。その改革事業を着実に推進していくためには、迅速な意思決定がなされるよう、さらなる推進体制の構築が必要であると考えられる。

本学は、これまでもその時々時代にマッチングした管理・運営組織の改廃・改組、統合、新設を行い、大学運営にかかわる諸問題解決に対応してきた。今般も2006年4月に、自己点検・認証評価の専属的所管部署として自己点検・評価室を設置するとともに、キャンパス刷新の企画・立案、実施、学内環境整備および財政基盤の強化を図るため施設事業部を新設し、既存の経理部管財課を廃止した。迅速な意思決定は、大学運営にかかわる諸問題解決および改革事業の推進に大きく影響する。今後も継続的に現行組織の見直しを行い、固定的な組織編成に捉われることなく改善および方策を講じていく。

外国語学部

現状の説明

317

教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性について、外国語学部には、学部教授会とそれぞれの学科に学科教授会が置かれている。学部教授会の権限・役割等については、本学学則第69条と、「外国語学部教授会規程」第4条に「教授会の審議事項」として次のように明文化されている。

教育および研究に関する事項
教育課程の編成に関する事項
学生の入学・退学・卒業その他身分に関する事項
学部教員の身分に関する事項
各種委員の選出に関する事項
全学教授会から委任された事項
その他外国語学部の運営に関する事項

学科教授会は上記審議事項に関し、当該学科に係る事項を審議することとされている。教授会規程に特別な問題点は見当たらない。また、その運用も適切になされていると判断される。

318

学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性について、外国語学部では学科教授会が当該学科に係わる事項を審議し、学部教授会でその審議結果を承認するやり方をとる。これ以外に学部教授会は、学部長、教務主任と各学科長で構成される学科長連絡会で各学科教授会との連携協力関係を調整し、機能分担を協議しつつ、複数の学科にまたがる懸案事項に対処する。手間のかかるやり方ではあるが、このような学科の独立性を尊重する伝統が、慎重な審議を可能にし、学部長と学部教授会及び各学科教授会との連携協力関係及び機能分担を適切なものに行っていると考える。

319

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性について、現状の説明は大学の項を参照されたい。なお、学部内で認識している問題等については本項の「点検・評価、長所と問題点」にて後述する。

320

学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性について、学部長は「学部長予定者選出規程」に基づき、学部に所属する特任を除く全専任教員による投票で過半数を集めた学部所属教授(過半数の票が集められなかった場合は上位2名による再投票で決する)が選出されており、適切かつ妥当と考える。

321、322

学長権限の内容とその行使の適切性、学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性については、大学の項を参照されたい。

323

学部長権限の内容とその行使の適切性について、学部長は学則第66条第2項にもとづき、学部教授会を招集し審議事項を提案する権限を持ち、また教員人事委員会規程第6条にも

とづき全学の教員人事委員会での当該学部教員の人事に関する発議権を持つ。これらの権限行使は慣例として前述した学科長連絡会で協議の上でなされるのが原則であり、適切に行使されていると考える。また必要に応じて学部長の諮問委員会、専門委員会などの答申にもとづき、学科長連絡会で協議の上、権限を行使する場合もある。

324、325、326、327、328、329、330

学長補佐体制の構成と活動の適切性、個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件の整備状況、大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性、評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性、教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性、国立大学における運営諮問会議の開設状況とその運用の適切性、公・私立大学の管理運営に対する学外有識者の関与の状況については、大学の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

317

教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性について、外国語学部には、学部教授会とそれぞれの学科に学科教授会が置かれている関係で、多くの案件が2回審議されるため慎重な審議を可能としていることは長所である。反面、二重手間との批判もある。しかし、各学科の独立性を尊重する伝統が、各学科間の競争意識を生み学部活性化の原動力となっており、学科教授会の存続は外国語学部にとり必須と考える。

318

学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性について、前述したように外国語学部では学科教授会が重要な機能を持つため、学部長と各学科教授会や学部教授会との間の連携協力関係及び機能分担が複雑である点を問題視することができる。しかし、学科長連絡会が有効に機能することにより、各学科教授会や学部教授会と学部長の連携協力関係、機能分担は、国際教養学部新設が実現したことや現在新学科設置準備が進行中であることから判断するならば、適切になされていると考える。

319

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性について、部局長会や全学教授会と学部教授会の意思疎通、信頼関係は現在良好であり、連携及び役割分担に問題は特にないと考える。

将来の改善・改革に向けた方策

現在までの本学部における管理運営は概ね適切であり、改善・改革の方策を講じる必要

はない。

経済学部

現状の説明

317

【教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性】

経済学部教授会は、経済学部の最高意思決定機関であり、全専任教員によって構成され、その過半数以上の出席によって成立する。教授会は、教員採用、昇任、学生の身分に関する事項、および学則、入試、カリキュラムなど教育課程に関する事項、および学部予算を審議し決定する。詳細は「経済学部教授会規程」を参照されたい。

318

【学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性】

学部教授会は通例毎月1回開催される他、入試判定、卒業・進級判定のために適宜開かれる。学部長は教授会に審議事項を提案し、意見を求め、採択あるいは承認を受ける。また教授会は付表にある諸委員会をもち、関連する事項の検討を付託し、学部長は必要に応じてそれらに委員もしくは学部長として出席する。

(付表) 学部関連委員会

	名称	人数	備考
1	学部人事委員会	11	
2	カリキュラム委員会	14	
3	自己点検小委員会	8	
4	入試制度検討委員会	12	新設
5	就職進路対策委員会	11	新設
6	将来計画検討委員会	10	新設
7	学部図書選定委員	2	
8	研究会事務局	7	名称変更
9	経済学会委員会	5	
10	事業計画運営委員会	5	新設
11	総合講座委員会	8	
12	ネットワーク経済編集委員会	6	
13	紀要委員会	6	
14	親睦会委員	2	

319

【学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性】

上記についての現状は、大学の項を参照されたい。なお、学部内で認識している問題等については本項の「点検・評価、長所と問題点」にて後述する。

320

【学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性】

学部長は「学部長予定者選出規程」に基づき、2年に一度、教授会構成メンバーの無記名投票によって選出される。現在の学部長の選任手続きは概ね適切であり、学部長の選任手続きについては現状を維持することが妥当であろう。

321、322

【学長権限の内容とその行使の適切性】、【学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性】

上記については、大学の項を参照されたい。

323

【学部長権限の内容とその行使の適切性】

学部長は学部教授会を招請し、議長を務める。必要な検討事項を学部内各種委員会に付託し、学部教授会に審議事項、承認事項を提案する。

324、325、326、327、328、329、330

【学長補佐体制の構成と活動の適切性】、【個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件の整備状況】、【大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性】、【評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性】、【教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性】、【国立大学における運営諮問会議の開設状況とその運用の適切性】、【公・私立大学の管理運営に対する学外有識者の関与の状況】

上記については、大学の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

317

【教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性】

学部教授会は、規程に基づき定期的に関催され、必要な事項の審議を行ってきた。この間のカリキュラム改訂、学則改正、教員採用などにおいても、学部教員の意見とアイデアをできる限り反映させるべく努力を払ってきたところであり、概ね円滑に議論が進行して

いるが、現在 50 名を超える学部教員を抱えている現状において、定期的な学部教授会のみで全体の意思をまとめることはかなり難しくなりつつあり、それを補うための各種委員会や学科会の開催、各種アンケート活動などを行っている。過密な会議日程からすると、それらをより合理的にすすめ、時間的にも無理のない意思形成に取り組む必要がある。

318

【学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性】

学部教授会の運営については、第 1 に、この間のカリキュラム改革、入試制度改革、FD 活動、将来計画などについて学部教員アンケートを行うなど、学部教員の意見が反映しやすい環境を作ることにつとめた。第 2 に、各種委員会をできるだけ多く開催し、その活動の活性化を図った。第 3 に、自己点検小委員会、入試制度検討委員会、就職進路対策委員会などを新たに発足させ、学部の喫緊の課題に有効かつ迅速に対応できるようにした。これらの取り組みによって従来にもましてより学部の総意を集めた意思形成ができつつあるものとする。

この間、経済学部は、教員アンケートや各種委員会での議論をつうじて、学部教員の様々な問題に関する意見の分布状況を把握することにつとめ、若手教員の考えなどもかなりの程度うかがい知ることができた。今後とも、こうした取り組みをさらに続けるとともに、学部教員の積極的な関与を引き出すよう努力したい。学部運営がより広範な合意に基づき行われれば、教授会の意思決定はより権威ありかつ迅速なものとなるであろう。

319

【学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性】

経済学部教授会の審議や決定は現在のところ円滑に全学教授会および関連委員会、学長、副学長に伝達され、フィードバックされていると考えられる。

ただし、教員人事面では機能的な採用を求める意見があり、それらは十分に考慮されるべきであり、そのための適切な全学人事委員会の運営のあり方が模索されて良い。また教育課程面では、とりわけ教養教育において学部の意思がスムーズに伝達されるルートが整備されるべきであろう。今後のカリキュラム改革とあわせて議論をすすめたい。

323

【学部長権限の内容とその行使の適切性】

経済学部はこの間、教授会審議の原案作成のために、各種委員会をできるだけ頻繁に開催し、アンケートなども利用して、広く意見を求め意思形成を図る工夫をしてきた。そのことによって学部教員が学部運営に関心を深め、学部の意思決定に積極的に関与しつつある。それは学部長権限の分散化を意味するものではなく、むしろ意思決定を安定的かつ迅速に行うことにつながっており、有効に機能していると思われる。

今後とも学部全体の意見に幅広く耳を傾けるとともに、各教員の積極的な学部運営への参加を求める。それによって当面のカリキュラム改革、入試制度改革をはじめ一連の改革

を内容あるものにしたい。

将来の改善・改革に向けた方策

現在までの本学部における管理運営は概ね適切であり、改善・改革の方策を講じる必要はない。

法学部

現状の説明

317

教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性について、現状は以下のとおりである。

法学部教授会は、法学部に所属する全専任教員（客員教授を除く）により構成されている（本学法学部教授会規程第1条）。客員教授は、教授会に出席して意見を述べるができるが、議決権を有しない（本学法学部教授会規程第8条）。法学部には、法律学科および国際関係法学科の2学科が存在し、学部教授会のもとに学科教授会を置くことができるが（本学学則第64条第3項）現在のところ、各学科教授会は、置かれていない。学科単位での対応・意思決定を必要とする課題が生じた際には、随時、学科長の呼びかけにより、学科会が開催される。なお、法学部では、現在、新学科を設立して3学科体制に移行する準備が開始している。

法学部教授会は、法学部長がこれを招集し、かつその議長を務める（本学法学部教授会規程第3条第2項）。8月を除き毎月1回、定例教授会が開催されるほか、必要に応じて随時、臨時教授会が開かれる（本学法学部教授会規程第3条第1項）。

法学部教授会の審議事項は、教育および研究に関する事項、教育課程の編成に関する事項、学生の入学・退学・卒業その他身分に関する事項、学部教員の身分に関する事項、各種委員の選出に関する事項、全学教授会から委任された事項、その他学部の運営に関する事項である（本学学則第69条、法学部教授会規程第2条）。

教育課程については、教務主任1名が置かれている。教務主任は、法学部長および両学科長と連携をとりながら、教育および教育課程編成に関する事務を掌握し、学部教授会に諮り承認を得たうえで、これを執行している。

教員人事については、新任人事と昇任人事とに分かれる。新任人事については、法学部教授会構成員の3分の2以上の出席があり、かつ無記名投票の方法による3分の2以上の賛成があることが必要とされている（本学法学部教授会規程第6条）。昇任人事については、投票権を有する者の3分の2以上の出席があり、かつ無記名投票の方法による3分の2以上の賛成があることが必要とされている。昇任人事に関する投票権は、教授昇任については、教授が、助教授昇任については、教授および助教授が、専任講師昇任については、教授、助教授および専任講師が、それぞれこれを有する（本学法学部教授会規程第7

条)。なお、教員人事については、最終的に、全学教授会における審議・承認を経て、決定される(本学学則第68条第3項)。

318

学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性について、現状は以下のとおりである。

法学部長は、法学部を代表し、法学部の運営をつかさどる(本学学則第60条第2項)。法学部教授会においては、法学部長、法律学科長、国際関係法学科長、教務主任によって構成される学部執行部に一定の権限を委ねつつ、執行部から学部教授会に提出される審議事項について、学部教授会において十分に審議したうえで、法学部としての意思決定が行われている。学部執行部は、学部教授会において決定された事項の推進・実現に向けて、誠実に職務を遂行し、教授会がこれを支援する体制が整備されている。

また、全学的な教務に関する事項、学生に関する事項、諸機関の管理・運営に関する事項などについては、学部教授会によって選出された各種委員会委員が、それらの事項の審議・決定に関与している。各種委員会委員は、その経緯・結論を学部執行部および学部教授会に報告し、学部長が学部選出の各種委員会委員の活動を統括する。

他方、学長が必要に応じて随時設置する委員会の委員については、学長が指名ないし推薦する委員に各学部長、各学科長が含まれることが多く、法学部長、法律学科長、国際関係法学科長は、きわめて多数の委員会に委員として名を連ねている。さらに、法学部長は、大学院法学研究科委員長を兼務するのが原則である(本学大学院学則第37条第2項)。

319

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性について、現状の説明は大学の項を参照されたい。なお、学部内で認識している問題等については本項の「点検・評価、長所と問題点」にて後述する。

320

学部長の選任手続の適切性、妥当性について、現状は以下のとおりである。

法学部長は、法学部教授会によって選出され学長に報告された法学部長予定者について、全学教授会における承認を得て、学長がこれを任命する(学部長予定者選出規程第8条および第9条)。法学部長予定者は、法学部教授会における単記無記名投票の方法による選挙を経て選出される(学部長予定者選出規程第5条)。選挙権は法学部の全専任教員が有し、被選挙権者は法学部所属の教授に限られている(学部長予定者選出規程第3条および第4条)。選挙権者の3分の2以上が投票し、投票総数の過半数を得た者が、法学部長予定者となる(学部長予定者選出規程第5条)。法学部長の任期は、1期2年で、再任を妨げない(学部長予定者選出規程第6条)。

法学部長予定者選挙を実施する学部教授会を欠席する専任教員は皆無に等しく、法学部長予定者は、法学部教授会構成員全員の意向に沿って選出される。また、法学部においては、慣例として、ほとんどの学部長が、2期4年にわたって学部長を務めてきている。

全学教授会では、学部自治が尊重され、学部教授会によって選出された学部長予定者が学部長に任命されることに異論が唱えられた例はない。

321、322

学長権限の内容とその行使の適切性、学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性については、大学の項を参照されたい。

323

学部長権限の内容とその行使の適切性について、現状は以下のとおりである。

法学部長は、法学部を代表し、法学部の運営をつかさどるほか、本学の運営に関して、学長を補佐する（本学学則第60条第2項）。

法学部長は、法学部の運営に関しては、法学部教授会を招集し、その議長となって（本学法学部教授会規程第3条第2項）、法学部を統括する。法学部長は、法学部長のもとに置かれる法律学科長、国際関係法学科長、教務主任とともに、法学部執行部を構成し、学部教授会に審議事項を提出し、学部教授会における十分な審議・承認を経たうえで、決定された事項の推進・実現に向けて、誠実に職務を遂行している。また、法学部長は、学部教授会によって選出された各種委員会委員と密接な連携をとり、その活動を統括する。

法学部長は、本学の運営に関しては、部局長会の構成員となって、諸部局の連絡調整に当たるとともに、学内運営に関する重要事項について、学長の諮問に応える（本学学則第73条および第74条）。また、学長が必要に応じて随時設置する委員会の委員については、学長が指名ないし推薦する委員に各学部長が含まれることが多く、法学部長は、きわめて多数の委員会に委員として名を連ねている。

また、法学部長は、大学院法学研究科委員長を兼務するのが原則である（本学大学院学則第37条第2項）。

324、325、326、327、328、329、330

学長補佐体制の構成と活動の適切性、個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件の整備状況、大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性、評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性、教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性、国立大学における運営諮問会議の開設状況とその運用の適切性、公・私立大学の管理運営に対する学外有識者の関与の状況については、大学の項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

317

教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性について、法学部教授会は、構成員の出席率は良好であり、審議の際には十分

に議論を尽くしたうえで審議事項の承認・否認が決められており、少数意見を数の論理で封殺するような事態は認められない。議論の過程で意見の対立が見られた場合も、決定事項には従い遵守するという伝統も（前回報告書 264 頁参照）、依然として失われていない。

新学科設立構想は、法科大学院が設置され、法学部のみに実務法曹輩出の責務が課せられるわけではなくなった現状において、今後の法学部に求められるであろう多様な法学教育を的確に提供しようとする姿勢を示すものである。これに伴い、カリキュラム改編、各学科の特色・特長の明確化、および専任教員の学科配置見直しなど、法学部の将来構想に関するさらなる議論が必要となっている。

このように、教授会での審議事項および報告事項が多岐にわたり、新学科設立構想など喫緊かつ重要な事案に的確に対処するには、教授会の限られた時間内では実りある議論を十分に尽くしたうえで意思決定をすることが困難な場合もないではない。そこで、教授会における迅速な意思決定を可能とするため、2004 年度より、法学部将来構想検討委員会を教授会のサブ・ゼミと位置づけるという試みが始動している。すなわち、委員以外の専任教員にも同委員会への参加を奨励し、同委員会において、あらかじめ議論を重ね、問題点を整理し、さまざまな意見を集約したうえで、教授会において審議するというものである。将来構想検討委員会への出席率も良好で、積極的な議論が展開されており、この試みは効果的に機能していると評価することができる。

法学部が学科教授会を置かずに学科会を随時開催しているのは、学科教授会の設置は各学科構成員の人数が多く独立性が高い 4 学科を有する本学外国語学部を念頭に置いたものであること、法学部としてではなく学科ごとに定例会を開催して審議すべき事項は少なく、とくに学科教授会を置く必要性がないことに主たる理由がある。

他方、2004 年度に、本学が法科大学院を設置し、従前の法学部専任教員が多く法科大学院に移籍したことに伴い、その補充人事によって、法学部に新任教員が増加した。そのため、本学の現行制度の基礎となっている理念に関する共通理解が不十分となり、従来の議論との連続性を確保することが容易ではなかった時期があったことも否定できない。この点は、新旧の専任教員が質疑応答を繰り返す努力を惜しまなかったことにより、解消されつつある。むしろ、そのような過程を経て、上述した法学部教授会の従前からの長所が維持されていることに、法学部専任教員の法科大学院移籍に伴う新任教員採用人事が成功を収めていることの一端が現れているといえよう。

318

学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性について、法学部における学部長と学部教授会の連携協力関係及び機能分担については、前述の現状説明のとおり適正かつ良好である。各種委員会委員の選出も、公正かつ民主的に行われており、学部長の権限行使も、学部教授会構成員の意向をふまえて誠実に行われており、適正である。

他方、機能が分担されていること、および分担の手續自体は適正であるが、本学に存在する委員会数に比して法学部専任教員数は明らかに不足しているため、複数の委員を兼務している者も少なくなく、各個人の負担が過剰であることは否定しがたい。とくに、きわめて多数の委員会に出席しなければならない学部長の過剰負担は深刻であり、学部長のも

とに置かれる両学科長、さらに学部で1名しか置かれていない教務主任の負担も過剰であり、この問題は深刻である。

これら学部執行部の過剰負担については、委員会の負担過剰に加え、授業負担の問題も存在する。学部執行部の授業負担については、学部の授業については負担軽減措置を講じることが可能であるが、学部執行部構成員は、法学研究科および法科大学院の授業も同時に負担していることが通常であり、これらの機関との連携を強化し、調整機能の確立を促していかなければならない。

319

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性について、全学教授会は、所属学部の垣根を越えて全専任教員から構成される意思決定機関であり、各学部内および全学的規模で生起しているさまざまな問題を全専任教員に周知し、さまざまな視点からの多様な意見をふまえて審議し、全学的な意見集約および意思決定を行うことを可能としている。同時に、全学教授会で報告・審議・承認された事項は、ただちに全専任教員の知るところとなり、全学的に速やかに実行に移されることとなる。各学部教授会で審議・承認された事項も、新任・昇任人事のように全学に関する重要事項は全学教授会で最終的に承認を受けることになり、また、各学部横断的に関係しうる全学的に重要な事項が、学長およびその補佐機関の少数の構成員の密室会議で全専任教員に知らされないまま決定されていくこともなく、各学部教授会と大学執行部との相互チェックが効果的に機能しうる体制となっている。

他方、全専任教員が出席する大規模な会議体であるため、出席者のモチベーションはさまざまで、質問および意見陳述にあたり、特定少数の者しか発言がなく、活発な議論が展開されているとはいいがたい。審議事項に関しても、儀式的に粛々と承認されていき、否認されることは稀有である。また、全学に関する重要事項を取り扱うため、審議事項に先立って行われる学長報告は、項目がきわめて多数に及ぶとともに長時間を要し、審議事項も多岐にわたり、出席者をいたずらに長時間にわたって拘束する事態を招いている。

320

学部長の選任手続の適切性、妥当性について、法学部長予定者は、法学部教授会において、構成員の総意に沿うかたちで、民主的かつ適正な手続を経て選任されている。他方、法学部長は、法学部を代表し、法学部の運営をつかさどるほか、本学の運営に関して学長を補佐するという全学的規模の責務をも担うのであるから（本学学則第60条第2項）、全学教授会の承認手続を経て選任される点も、妥当である。

他方、法学部長に過剰な負担が集中する現状は、看過することのできない問題点である。法学部長職にある教員の教育・研究面への影響も重大である。この点につき、法律学科長および国際関係法学科長の権限と責任を強化し、学部長のそれとの機能分担を推し進めるべきとの議論もあったが、両学科長の負担も過剰であり、加えて3学科体制に移行した場合には3名の学科長を置き各種委員会委員を選任することは困難ではないかとの予測がなされている現状においては、現実的な議論とはいいがたいであろう。

学部長権限の内容とその行使の適切性について、法学部長は、民主的で公正な手続を経て選任され（項目 320 参照）、法律学科長、国際関係法学科長および教務主任との機能分担のうえに（項目 318 参照）、学部教授会およびその構成員と良好な信頼関係を築き、適正に権限を行使しているものと認められる。他方、法学部長は、部局長会構成員として、学内運営に関する重要事項の審議に関与しているため、法学部の代表者としての権限との齟齬が生じるおそれなしとしないが、現在のところ、法学部教授会との良好な信頼関係を基礎に、法学部代表者として全学場で主張すべきところは主張し、全学的な利益の前に譲歩すべきところは譲歩し、適正なバランス感覚をもって、相矛盾しうる権限を、その均衡をとりつつ行使している。こうした点からも、法学部長の負担はきわめて過剰な状況にあり、早急な改善が望まれる。

将来の改善・改革に向けた方策

教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性について、3 学科体制への移行に向けて、可及的速やかに新学科の特色・特長を明確化しなければならない。そのためには、教授会のサブ・ゼミとしての機能が確立してきた将来構想検討委員会を従前以上に有効活用し、不断の議論を続け、教授会における意思決定につなげていかなければならない。

また、新学科設立に伴って新任教員人事が必要となるのは当然のことであるが、大量の増員を確保することは困難であると見込まれる。そのような状況で3 学科体制に移行すると、学科単位の専任教員数が減少することは避けられないので、学部組織の改編の必要性が生じよう。

大学院

現状の説明

331

大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性について、本学では大学院委員会の下、各研究科委員会（外国語学研究科においては、その下に専攻委員会）を組織し、大学院の管理運営にあたっている。

大学院委員会は学長を議長とし、副学長、各研究科委員長、法務研究科長、各学部長、図書館長、教務部長、学生部長、総合企画部長、各研究科主事、法務研究科主任教授、各研究科委員会で選出された委員各2名（専攻が3以上の場合は、各専攻から1名）、事務局長、総務部長および経理部長をもって組織する。

大学院委員会では、大学院学則、学位規程その他重要な規則の制定・改廃に関すること。教員の人事に関すること。学位の授与に関すること。学生の奨学および賞罰に関すること。大学との連絡調整に関すること。その他大学院の教育・研究の運営に関すること、を審議している。その他、詳細については本学大学院学則を参照されたい。また、各研究科・専攻に関しては、それぞれの項を参照されたい。

332

大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性については、各研究科・専攻にて扱われている。詳細は、それぞれの項を参照されたい。

333

大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性について、大学院学則第41条によれば、「学長は、大学院委員会を招集し、その議長となる」と定められており、長の選任手続について特段に問題はない。なお、各研究科・専攻に関しては、それぞれの項を参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

331

大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性について、大学院委員会は月1度の頻度で開催されており、その活動状況は概ね適切であるといえる。活動内容については、主に各研究科委員会にて承認された事項を確認・追認するという、実質的には連絡・調整機関としての性格が強いといえる。

将来の改善・改革に向けた方策

現在までの本大学院における管理運営は概ね適切であり、改善・改革の方策を講じる必要はない。

法学研究科

現状の説明

331

大学院法学研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性について、現状は以下のとおりである。

法学研究科委員会は、法学研究科の授業または研究指導を担当する本大学の専任教員により構成されている（本学大学院学則第 37 条第 1 項）。法学研究科委員会は、法学研究科委員長がこれを招集し、かつその議長を務める（本学大学院学則第 38 条第 1 項）。

法学研究科委員会の審議事項は、法学研究科に関する事項のうち、研究および指導に関すること、研究科教員の人事に関すること、学生の入学・退学・修了その他学生の身分に関すること、授業科目・研究指導科目の編成および担当に関すること、試験（入学試験を含む）に関すること、学位論文の審査および合否判定に関すること、学生の賞罰に関すること、その他研究科の教育・運営に関することである（本学大学院学則第 39 条）。

法学研究科委員会は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。とくに、学位論文の審査および合否判定に関する議決を行うためには、構成員の 3 分の 2 以上の出席を要し、学位を授与すべきものとする議決を行うためには、無記名投票の方法による出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする（本学大学院学則第 39 条第 3 項および第 4 項）。

法学研究科には、研究科委員長 1 名のほか、研究科主事 1 名および大学院委員会委員 2 名が置かれている（本学大学院学則第 36 条第 2 項および第 40 条）。

332

大学院の審議機関（大学院法学研究科委員会など）と法学部教授会との間の相互関係の適切性について、現状は以下のとおりである。

法学研究科は、事実上、法学部教授会と一体化している。両者は、形式的にはもちろん別個の会議体であるが、法学研究科委員長は法学部長が兼務するのが原則であり（本学大学院学則第 37 条第 2 項）、法学研究科委員会は法学部教授会と同一期日・同一会場において、前後して開催されるのが通例となっている。大学院の授業および研究指導は、本大学の専任の教授または助教授がこれを担当するのが原則であるが、授業については、必要に応じて専任または兼任の講師に担当させることができる（本学大学院学則第 34 条）。法学研究科においては、支障がないかぎり助教授 4 年目から研究科博士前期（修士）課程の授業および研究指導を担当させる慣行があるが、専任講師および大学院担当でない助教授にも、研究科委員会への陪席を認めている。ただし、これらの専任講師および助教授は、法

学研究科に固有の人事および学位審査等の審議には加わらない。

333

大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性について、現状は以下のとおりである。

法学研究科委員長は、法学部長がこれを兼任するのが原則であるが、場合により研究科委員会の議に基づき、所属教授のうちから選任されることができる（本学大学院学則第 37 条第 2 項）。法学研究科委員長の任期は、法学部長のそれと同様に、1 期 2 年であり、再任を妨げない。法学研究科においては、これまで、法学部長が法学研究科委員長を兼任してきている。したがって、法学研究科委員長の選任手続は、事実上、法学部長の選任手続（上掲 3 2 0）が、これを兼ねている。そこで、法学部教授会において法学部長予定者を選出する選挙の際には、学部長としての資質のみならず、法学研究科委員長としての資質も併せ考慮されたうえ、投票が行われている。

点検・評価、長所と問題点

331

大学院法学研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性について、法学研究科の教学上の管理運営組織の活動については、現在のところ、とくに問題は生じていない。

今後の課題としては、法科大学院設置後の法学研究科のあり方を明確に設定することであろう。法科大学院を修了して博士後期課程に進学するという選択が可能となった現状において、博士後期課程への進学を希望する研究者志望の学生とそうでない学生双方のニーズに対応可能な博士前期（修士）課程を用意する必要に迫られる可能性がある。

博士後期課程においては、今後予想される法科大学院修了者による博士後期課程進学について、その受入体制をいかに整備するか、検討が必要となろう。

332

大学院の審議機関（大学院法学研究科委員会など）と法学部教授会との間の相互関係の適切性について、法学研究科と法学部教授会との相互関係については、現在のところ、とくに問題は生じていない。法学部の専門科目担当教員の大部分が大学院法学研究科の開設科目を兼担しているという現実からすれば、法学研究科委員会を法学部教授会から分離し、独立性を確保することに、さしたる実益はない。法学研究科委員会が法学部教授会と事実上一体化している以上、法学部長による法学研究科委員長の兼務も、むしろ研究科委員会の効率的な運営を可能としている。

法学研究科における授業等を担当していない教員による研究科委員会の陪席も、数年後には研究科の授業等を担当することになる者として、研究科の現状と問題点の認識、将来に向けての構想と課題の認識を共有することにつながる。これにより、研究科の今後の方針・展開に関する議論に連続性・一貫性を確保することが可能となるのであって、むしろ長所を多とする運用である。

大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性について、法学研究科委員会と法学部教授会とが事実上一体化している現状においては、法学部長による法学研究科委員長の兼務も、むしろ研究科委員会の効率的な運営を可能としているのであり（上掲項目 332 参照）とくに問題は生じていない。ただし、今後、仮に、法学研究科委員長が、研究科委員会の議に基づき、所属教授のうちから選任される場合があるとしたら（本学大学院学則第 37 条第 2 項但書）、研究科委員会における通常の議決手続による選任で可とするか否かは、検討しておく必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

現在までの本研究科における管理運営は概ね適切であり、改善・改革の方策を講じる必要はない。

外国語学研究科

現状の説明

331

大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性について、「獨協大学大学院学則」に基づき、本研究科はその審議機関として、外国語学研究科委員会および各専攻委員会を組織し、活動にあたっている。本研究科では委員長をはじめ、主事、および各専攻から選出された大学院委員が運営を主導している。研究科委員会および専攻委員会は月に 1 度の割合で開催しており、審議についても民主的かつ適切に行われている。

332

大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性について、本研究科の構成員は、すべてが外国語学部に所属しているため研究科委員会と学部教授会に出席を義務づけられているため、適切な相互関係を保つことができている。

333

大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性について、委員長の選出は研究科担当教員の中から選任される（本学大学院学則第 37 条第 2 項）。選任に際しては、無記名投票の選挙を実施している。これについては適切な手続であると判断している。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

現在までの本研究科における管理運営は概ね適切であり、改善・改革の方策を講じる必要はない。

経済学研究科

現状の説明

331

大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性について、経済学研究科の教学上の管理運営組織として、獨協大学大学院学則第 36 条により、経済学研究科委員会を置いている。同委員会は、大学院学則第 37 条に基づき、研究科の授業または研究指導を担当する専任教員全員をもって組織・運営されており、その構成員は、2006 年 9 月現在、前期課程 38 名、後期課程 10 名である。

経済・経営情報専攻コースの管理運営も、経済学研究科委員会（前期課程）で行われるが、個別具体的な問題については、同コース担当教員による委員会で対応している。経済学研究科には、大学院学則第 36 条に基づき研究科委員長及び同主事が置かれている。研究科委員会の運営を円滑に行うために、研究科委員長を代表とする執行機関が設けられ、研究科委員長・主事・大学院委員（学則第 40 条に基づき各研究科で選出される）2 名の 4 名をもって構成されている。

経済学研究科委員会の審議事項は、以下の通りである（大学院学則第 39 条に基づく）。
(1) 研究および指導に関すること、(2) 研究科教員の人事に関すること、(3) 学生の入学・退学・修了その他学生の身分に関すること、(4) 授業科目・研究指導科目の編成および担当に関すること、(5) 試験（入学試験を含む）に関すること、(6) 学位論文の審査および合否判定に関すること、(7) 学生の賞罰に関すること、(8) その他研究科の教育・運営に関すること。

経済学研究科委員会（前期課程）は、毎月 1 回の定例会（8 月を除く）のほか、必要に応じて随時開催される。経済学研究科委員会（後期課程）は、必要に応じて随時開催される。

332

大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性について、上記の通り、研究科の管理運営組織である経済学研究科委員会は、経済学研究科の授業を担当する専任教員全員をもって組織されている。他方、経済学部の管理運営組織である経済学部教授会は経済学部の授業を担当する専任教員全員で組織されている。大学院担当教員は全員学部の授業も担当しているので、両管理運営組織に属している。学部の上に載っている大学院（いわゆる「二階建て」）の管理運営組織としては、多くの場合、こうした組織方法をとっているものと思われる。

大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性について、大学院学則上の研究科委員長を選任規程はつぎのようなものである。「研究科委員長は、研究科に関連する学部の学部長をもってこれにあてる。ただし、場合により研究科委員会の議に基づき、所属教授のうちからこれを選任することができる」（第37条第2項）。

経済学研究科では、1990年4月の開設以来、2006年3月まで経済学部長が研究科委員長を兼任してきた。発足時は大学院も小規模であったので問題はなかったが、近年兼任のメリットとともに様々なデメリットが指摘されてきた。

すなわち、メリットは、大学院の組織が中小規模のもので、かつ学部の上に大学院が存在する二階建て組織になっている場合、人事、カリキュラムにおいて学部と一体的に相互関係の中で決定される利点がある。デメリットとしては、特に経済学部の場合、すべての事項が学部教授会で審議・決定されるという現状においては、学部長の職務は激務であるので（職務の過重な負担により研究科の適切な管理運営に支障をきたすおそれ）、研究科委員長を兼任する形はとらないほうが良いとの見解であった。

実際ここ数年、学部長を兼務する研究科委員長は、経済学研究科独自の課題に十分時間も思考も充てる余裕が無く、研究科主事に運営を任せがちであった。そして既に数年前から経済学部長と経済学研究科委員長との兼務は避けることが望ましいとの認識に達していた。2005年には種々の改革議論の中で学部長・研究科委員長分離は急務との判断を持つに至り、2006年2月の研究科委員会の議を経て学部長・研究科委員長分離を決定し、その上で、研究科委員長を委員会構成メンバー（選挙権者：経済学研究科専任教授及び助教授）の選挙により選出した（被選挙権者：経済学研究科専任教授〔ただし学部長に選任された者を除く〕）。現在その委員長の下に運営されている。

なお、研究科委員長の任期は、大学院学則第37条第3項により、「前項ただし書によって選任された委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない」とされている。

点検・評価、長所と問題点

大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性について、上記の経済学研究科の管理運営組織の活動は適切と思われる。研究科委員会・執行部（委員長・主事・大学院委員）という体制もさしあたり現行でよいと思われる。

大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性について、上記の通り、研究科委員会構成員は全員学部教授会構成員でもあって多忙であるため、研究科委員会独自の行政（各種委員会の設置・運営等）に関して時間的制約があるのが難点と思われる。これについては、大学院研究科構成員（とくに執行部）の学部教授会役職・各種委員免除ないし軽減措置を講ずる必要があると思われる。

大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性について、前述のごとく、学部長・研究科委員長分離を今年度の実施に移したばかりであるので、その評価は今後待たねばならないが、研究科委員長が研究科独自の問題を検討する余裕が出てきたことは確かであり、また、かつては学部教授会終了後に付随して研究科委員会が開催される感を免れなかったが、学部長・研究科委員長分離後は、研究科委員会の自主性が増していることも確かであり、研究科委員会内の改革委員会設置もそうした動きの中で生まれている。今後は研究科・学部双方に関連する事項（とくにカリキュラム改革、人事等）について、どのように連携・協議するかが課題となろう。

将来の改善・改革に向けた方策

現在までの本研究科における管理運営は概ね適切であり、改善・改革の方策を講じる必要はない。

法科大学院

現状の説明

大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性について、本研究科の教学上の管理運営組織として、獨協大学法科大学院学則 45 条により、本研究科の審議機関として「法務研究科教授会（法科大学院教授会）」を置いている。この法務研究科教授会が、本研究科の教学上の諸事項についての管理運営機関である。その構成員は、本研究科の全教員（専任教員 10 名、実務家特任教員 2 名、みなし専任教員 1 名、客員教員 3 名）である。

その運営の手続については「獨協大学法科大学院教授会運営規程」があり、それによっている。審議管轄事項は、法科大学院学則、その他重要な規則の制定・改廃に関すること、教育・指導に関すること、所属教員の人事に関すること、学生の入学・休学・退学・修了その他学生の身分に関すること、教育課程並びに授業科目の編成および担当に関すること、自己点検評価および第三者評価に関すること、試験、成績評価に関すること、入学試験に関すること、学位の授与に関すること、学生の奨励および賞罰に関すること、その他法科大学院の運営に関すること、である。

教授会は原則として 8 月を除く毎月 1 回の定例会のほか、必要に応じて随時開催される。研究科長が議長を務め、過半数を定足数とし、出席者の過半数の賛成多数により議決をする。ただし、教員の人事案件については、特任教員、客員教員には議決権がなく、有権者の 3 分の 2 以上の出席により、3 分の 2 以上の多数により議決をすることになっている。また、議事要録を作成し、保管するとともに、学長に対しては教授会での審議結果を報告するものとなっている。これまで、定期的に学長に対して報告の機会を持ってきている。

332

大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性について、本研究科は、学部に足をもたない独立研究科として設置されており、したがって、法学部とは別の教員組織をもち、法務研究科教授会（法科大学院教授会）が独立して本研究科の管理運営に当たっている。また、獨協大学学則 65 条によれば、本学の全専任教員をもって「全学教授会」が構成されることとされており、本研究科の専任教員も全学教授会の構成員となる。

本研究科にかかわるすべての事項についての意思決定は、法科大学院教授会において審議・議決し、全学的な組織である大学院委員会に上げて承認を得たうえで、学長の決裁を求めるという形でなされている。人事その他大学全体の運営に関わりのある事項については、全学の人事委員会を経て全学教授会に上げて承認を得るということになる。

333

大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性について、本研究科の審議機関の長の選任手続の適切性については、「法務研究科長選出規程」の定める手続に従い、研究科長予定者選挙について任期満了の 2 ヶ月前までに選挙を実施することとされており、法務研究科教授会構成員のうち特任および客員教員を除く、専任教員による単記無記名投票の方法によって、選挙権者の 3 分の 2 以上が投票し、投票総数の過半数を得た者を研究科長予定者とし、投票総数の過半数を得た者がいないときは、上位 2 名につき再投票を行い、最多得票数を得た者を研究科長予定者とする方法で選出している。

点検・評価、長所と問題点

331

大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性について、法科大学院発足以来、法科大学院教授会運営規程は厳格に遵守されてきており、現在までのところ特段の支障・問題点はないと評価している。

332

大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性について、本学の管理運営の仕組み上、本研究科に関わる事項についても、最終的には全学的な組織である大学院委員会および全学教授会の承認を得るという形になっており、本研究科の独立した運営という点では、一定の制約がある。しかしながら、全学的な関わりがある財政上等の事がらを除き、教学上の事項については、完全に独立した管理運営が確保されているので、現在までのところ特に問題は生じていない。

もっとも、本研究科の設置が優先されたため、本研究科に関係する学内の諸規程が十分に整序されていない部分もあり、現在、部局長会の専門部会として設置された「法科大学院の設置に伴う諸規程の整備に関する専門部会」において、規程整備に向けた取り組みがなされており、本年度中にはその作業が終わる予定になっている。

大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性について、現行の「法務研究科長選出規程」は、法務研究科長予定者の選出の仕組みとして妥当かつ適切であると評価しており、特に問題点はないと考えている。

将来の改善・改革に向けた方策

現在までの本研究科における管理運営は概ね適切であり、改善・改革の方策を講じる必要はない。

【第12章】

財務

概要および目標

本学はこれまで財政基盤の確立にあたり、目標とする学生数を確保し、中・長期計画に沿った形で内部資金を留保し、事業展開（教育・設備投資等）することにより財政の均衡を図ってきた。

本学が目指している少人数教育推進のため、在籍学生数の適正化を図りながら現在の財政規模を堅持し、健全な財政基盤の確立を図るには、大学経営に大きな影響を与える学生数と学納金、教職員数と人件費、教育研究経費と管理経費のバランスに留意し、資金計画に沿った適正な事業計画の推進および執行管理に徹しなければならない。財政基盤の根幹である在籍学生数については、現状の8800人から将来8400人（平成24年度目標）に削減し、定員超過率を120%以内とすることを目標としている。

本学の財務比率をみると他私立大学平均と比較して人件費比率が高く、改善を講じなければならない。また、帰属収入の約8割を学納金収入が占める本学の収入構造上、学生納付金比率が必然的に高くなっている。従って、学納金収入以外の収入の拡大・強化、多様化を図り、財務比率を適正水準に近づけるための改善に努めなければならない。

本学では、将来計画を見据え、それを実行に移すための裏付けとなる財政計画（中・長期計画）を立てている。各事業の財政計画は、帰属収入の範囲内で経常的経費および減価償却引当金、奨学基金等の内部留保資金も含めた収支の均衡を図ることを目標とし、また、大きな資金を要する施設・設備投資の際には、借入金に依存することなく内部留保資金を取崩して充当することを基本原則としている。

財政計画に基づく将来事業計画を展開して行くためには、財政基盤の中核を成す目標学生数の確保が大前提となる。そのためにも本学は、大学改革を推進し、教育研究の質的向上に努め、学生、父母をはじめ社会から高い評価を得る魅力ある大学の創造を目指している。

会計概要

獨協大学の母体である学校法人獨協学園は、3大学（文科系2、医科系1）および2中学・高等学校で構成する学校法人である。獨協学園の経営方針は、その歴史的経緯に鑑み各学校の自主性、独自性を尊重しつつ、しかも一つの法人としての整合性をもったの経営となっている。

従って、各学校の財務は、学園内会計単位を法人本部も含めて6単位に区分され、法人本部は各学校の中・長期の財政計画を集約し、経営方針に則って学園基本計画（平成16年

度策定、平成 18 年度見直し)を策定し学園の財政基盤を確立している。なお、学園内各校における適正な財務処理、業務処理を確保するため、2006 年度より獨協学園内部監査制度が導入され、学園内各校に対するより充実した財務監査、業務監査制度が確立された。

なお、各学校の財務は「学校法人会計基準」、「学校法人獨協学園寄附行為」および「学校法人獨協学園会計規則」等に基づいて行なわれている。

本章における自己点検・評価の目標

- ・さらなる教育の質的向上を目指し、在籍学生数の適正化を図り少人数教育を推進させることから、学納金収入の減少に見合った収支構造への転換と同時に外部資金の積極的な導入を図り、収支の安定的均衡を堅持する。
- ・中・長期計画(平成 10 年 6 月策定、平成 19 年第 4 次見直し)に則り教育研究環境の整備・拡充等を図るうえでの財政基盤充実のため、学納金収入以外の収入の多様化策として、寄付金募集活動および各種補助金獲得の強化を図る。また、収支を圧迫する人件費の改善等経費を見直すことにより、他私立大学平均水準(除く医歯系)を目標に本学の財務諸比率の改善に努める。

大学

現状の説明

334

教育研究の目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤の充実度について、本学の財政基盤を概観すれば平成 17(2005)年度決算では、帰属収入は 99 億 8417 万円である。このうち学納金収入が 82 億 9176 万円と帰属収入の 83.0%を占め、財政基盤上最大の収入源となっている。次いで補助金収入 7 億 7674 万円(7.8%)、手数料収入 4 億 6442 万円(4.7%)、雑収入 1 億 9379 万円(1.9%)、資産運用収入 1 億 3629 万円(1.4%)、事業収入 1 億 314 万円(1.0%)、寄付金収入 1801 万円(0.2%)である。補助金が一般補助から特別補助へと重点シフトするなか、本学の一般補助金は、教育研究経費の増額や教員数の増加と学生数の適正化により対前年度比較にて増加に転じた。また、特別補助金は、主に情報インフラの整備、建物のバリアフリー化推進等を国の政策に沿ってタイムリーに実行できたことによる。

消費支出は人件費が 55 億 3521 万円(55.4%)と最大となっている。教育研究経費は 29 億 1754 万円(29.2%)、管理経費は 5 億 1806 万円(5.2%)である。なお、教育研究経費は、平成 13(2001)年度の 22 億 3311 万円から 5 年間で 130.6%に増加している。これは大学改革の一環として全学共通カリキュラムの実施、法科大学院の開設、教育設備のハイテク・IT化等によるものである。加えて、他私立大学(除く医歯系)平均と比較し劣っていた奨学資金の充実を図り、第 3 号基本金は、平成 18(2006)年度に 18 億 5 千万円を達成する見込みである。

このような状況の下、財政基盤の充実度であるが、本学では、現預金のほか特定資産(預金)として、学部増設等引当特定資産、減価償却引当特定資産、学術研究引当特定資産、退職給与引当特定資産、第 3 号基本金引当特定資産等総額 118 億 5000 万円を計画的に積み立て、将来の事業展開に備えている。その結果、現在外部からの借入金は無く、教育研究の目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤は確立されている。

消費収支計算書関連

(単位:千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
帰属収入	9,848,466	10,083,555	10,011,789	10,033,133	9,984,178
学納金収入	7,854,928	8,169,772	8,183,101	8,143,679	8,291,761
手数料収入	571,032	549,995	539,505	539,449	464,421
寄付金収入	29,117	8,239	13,922	25,697	18,017
補助金収入	647,543	646,131	616,690	699,187	776,741
資産運用収入	162,190	153,426	153,544	146,535	136,294
事業収入	86,647	84,242	91,367	96,695	103,149

雑収入	496,683	471,750	413,660	381,891	193,796
消費支出	8,578,344	8,710,716	8,937,620	9,406,996	9,362,791
人件費	5,957,487	5,837,511	5,798,381	5,803,671	5,535,213
教育研究経費	2,233,110	2,377,386	2,704,030	3,123,528	2,917,548
管理経費	387,307	494,628	432,475	478,892	518,065

引当特定資産

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
学部増設等引当特定資産	600,000	600,000	200,000	200,000	300,000
減価償却引当特定資産	6,500,000	6,900,000	7,300,000	7,700,000	5,600,000
学術研究引当特定資産	700,000	800,000	900,000	1,000,000	1,000,000
退職給与引当特定資産	2,400,000	2,600,000	2,800,000	3,000,000	3,200,000
第2号基本金引当特定資産	0	1,000,000	2,000,000	2,000,000	0
第3号基本金引当特定資産	1,350,000	1,450,000	1,550,000	1,650,000	1,750,000
合計	11,550,000	13,350,000	14,750,000	15,550,000	11,850,000

335

中・長期的な財政計画と総合将来計画との関連性、適切性について、本学では、将来計画を見据え、それを実行に移すための裏付けとなる財政計画を立てている。

本学の中・長期計画策定は、平成10(1998)年度より取り組んでおり、以後2年ごとに大学の収支構造に影響を与える新たな要因を精査し、学生数、学納金、教職員数、人件費、施設・設備計画等について見直しを重ねている。その策定にあたっては、中・長期的な財政計画を機軸とした全学的な将来計画および各部署から要求される事業計画を学長主導の下、部局長会(諸部局の連絡調整や、学内運営に関する重要事項についての審議機関)でその適切性・重要性・優先度を鑑みながら審議し決定する。

平成10(1998)年度から現在まで本学が中・長期計画に基づき実施してきた主な事業は、外国語学部言語文化学科および法学部国際関係法学科の開設、大学入試センター試験の導入、大学院外国語学研究科および経済学研究科各1年制コースの開設、エクステンションセンターの設置、全学共通カリキュラムの実施、 Semester制度の導入、法科大学院の開設、35周年記念館(体育館や学生食堂等を含む複合施設)の建設、越谷グラウンドの整備(天野記念球場他)、キャンパス再編事業の一環としての校地の取得、通学路整備による新橋梁の建設、施設のバリアフリー化等である。

現在、第3次中・長期計画として、前述のとおり教育研究の充実、学生数と学納金、教職員数と人件費、施設・設備計画、資金計画等の各観点から主に次の事業計画を中心に展開している。

志願者の増加策と学部教育・研究事業活性化計画

少人数教育の実施計画

教職員数の計画

キャンパス再編計画

336

教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための仕組みの導入状況について、本学では、中・長期計画に基づく財政計画による予算編成およびその適切なる執行、事業展開を行なうことで教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図っている。

337

文部科学省科学研究費、外部資金（寄付金、受託研究費、共同研究費など）の受け入れ状況と件数・金額の適切性について、科研費、受託研究費については第6章の項目203「科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況」に、共同研究費については第6章の項目202「共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性」を参照されたい。

なお、上記以外の外部資金としては、平成16（2004）年度に法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「子どもの救済と支援のためのリーガルセンター」が採択を受け、3年間で総額6千万円強の助成を受けている。

加えて、現在建設中の天野貞祐記念館では、（財）新エネルギー財団より、新エネルギー対応型施設として「太陽光発電新技術等フィールドテスト事業」の共同研究事業先としての採択を受け、助成を受けることとなった。

寄付金であるが、平成17（2005）年度帰属収入の0.2%となっている。新入生を対象に毎年1億円（1口10万円）の「奨学基金」を募集している。（但し、現在は記念事業寄付金募集のため休止中。）この寄付金は用途目的を明確にし、第3号基本金に組入れて永続的に基金を維持する制度になっている。第3号基本金は13億5千万円から18億5千万円と5億円の積み増しを行なう。

平成18（2006）年度からは、創立40周年事業として図書館と外国語教育研究所、情報センター、教育支援室およびマルチメディア機器を備えた講堂・教室などの機能を融合した総合学術情報センターである天野貞祐記念館の建設（竣工：平成19年3月）のため、目標額を5億円とした寄付金活動を本学OB、一般企業、教職員等に対して展開している。

資産運用益等の状況については、「学校法人獨協学園有価証券取扱規則」により、運用対象をいわゆるハイリスク・ハイリターン型の株式投資ではなく、国債・地方債・政保債・金融債・社債・投資信託に限定し、そのなかで安全有利な運用に努めている。

338

予算編成過程における執行機関と審議機関の役割の明確化について、本学では学長の予算編成基本方針に則り、経理部・総務部を中心に各執行機関と予算編成における全体調整および個別調整を行ない、最終的に部局長会にて審議決定している。

339

予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性について、本学では予算配分にあ

たって各部署からの事業計画に基づく予算申請書を集約し、大学全体の収支バランスや予算配分財源等を勘案しながら事前の予算ヒアリング、査定折衝を行ない、予算編成の基本方針との適合性や事業計画の重要度ならびに全学的な優先順位を考慮し適切な予算配分をしている。また、予算確定後には、各部署に対し予算配分の結果報告を行ない執行管理の徹底を図っている。

(1) 予算編成および配分のプロセスは、概ね次のとおり行なわれる。

5月から6月に中・長期計画に沿った次年度の学生数・教職員数や施設・設備等、重要項目を学長主導の下、検討し基本数値を決定する。

基本数値に基づいて収支概要を作成し、収支バランスや予算配分財源等を検討して、各部署が予算申請する際の目安を決定し、予算編成の基本方針を各部署に通知する。

各部署は10月中旬までに「予算申請書」(新規・通常業務計画、予算申請科目別集計表、新規・通常予算明細表)を経理部に提出する。経理部は、これを集計・集約し「予算概要表」を作成する。

10月下旬に理事長が法人全体の「予算編成要綱」を法人各構成校に通知する。予算編成要綱は、(イ)基本計画、(ロ)各構成校の予算編成上の留意点、(ハ)財政計画、(ニ)事業計画書の作成から成る。

10月下旬に「予算編成要綱」に基づいて予算折衝方針を固め、各部署と予算ヒアリングおよび折衝を行なう。その結果を受けて12月に大学の「予算(案)」を確定する。

1月に「予算(案)」の内容等について学長および理事長との事前協議を経て、大学「予算」の方針、収支、施設設備等の内容を確認する。

3月開催の理事会・評議員会で各会計単位(法人各構成校)の予算を含む法人全体の「予算(案)」を審議決定後、大学は各部署に予算を配分する。

(2) 執行のプロセスであるが、各部署に配分された予算の執行・管理については「獨協学園会計規則」、「獨協学園固定資産及び物品調達規程」に則り、次のとおり手続・承認等が必要である。

各部署が予算執行する場合は、「予算実行申請書」に(イ)使用目的、(ロ)内容、(ハ)科目、(ニ)金額等基本項目を入力し「予算実行申請書」を出力する。

予算実行は、関係各部署長の承認を得て執行する。執行については「獨協学園業務処理規則」および学内運用による権限委譲制を設け、適正かつ円滑に執行できる体制を敷いている。また、業者・金額等の決定に際しては原則として複数(3社以上)の相見積りを取り、適正価格の実行に努めている。なお、予算超過による科目流用は、原則認めていない。ただし、事業計画内容の変更に伴う増額や予算外支出を必要とする場合、また、環境の変化等により新たに緊急性を要するものについては、稟議決裁後に内容の変更や予算の追加配分を承認している。

340

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況について、現状において本学で

はそのような仕組みは整備されていない。しかしながら、予算編成の際に「事業の結果のみならず成果を評価し、改めてその必要性を問い直す。」ことを各部署に対して課すことで、予算執行に伴う効果を分析・検証することに繋げる努力をしている。

341、342

アカウントビリティの履行状況を検証するシステムの導入状況、および監査システムとその運用の適切性について、現状本学では、以下のとおりとなっている。

内部監査

本学が属する学校法人獨協学園では、寄付行為に則り1人以上3人以内にて監事を置いている。そのうち1～2人を常任監事とし（現状1人）、財務状況、業務執行状況等を監査している。監事は、監査の結果不正行為、法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実があることを発見した場合には、直ちに文部科学大臣、理事会・評議員会に報告する職務を負っている。

監査は、年度決算の他に月次監査として月1回対象となる月の会計処理ならびに会計帳票類一式の監査を通して行われている。なお、監査終了の際には、監事による監査所見（講評）があり、指摘等があった場合には、その場での対応の他、次回の監査時までには指摘事項に対する調査・回答書を提出している。改善・変更を要す場合には、会計課より関連する部署への周知徹底や、また、組織的な調整が必要な場合には、変更に向けて組織的な検討に入るなど速やかに対処している。決算では、監事により監査報告書が理事会・評議員会に対し提出され、監査の結果報告を行なっている。加えて、平成18年度より、学園・法人各構成校の管理運営において、その公正性および効率性を確保することを目的に学園内に新たに「内部監査室」を設け、組織的な監査体制を整備した。内部監査室では、業務監査、財務監査を通し監査調書・報告書を作成し、改善への提言等を行なっている。

外部監査

監査法人（公認会計士）による外部監査を期中監査として10月、3月、決算監査として4月にそれぞれ実施している。また、定例監査以外でも適宜会計処理等に関して確認、指示を仰ぐなど適正な会計処理に努めている。大学の資産である図書および備品についても厳正なる管理運営上、それぞれ年1回の監査法人による監査を実施している。監事による内部監査と同様に監査法人から指摘を受けた場合にも会計処理の適正化に向けた学内周知の徹底を図っている。

以上、本学では学内関係者、学生、父母、その他学外者に対し公正かつ適切な業務執行、大学運営について財務状況および業務計画等を公開することで、大学の説明責任の履行に努めている。しかしながら、現状それらを検証するシステム化までには至っていない。

343

消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

について、本学の最近5ヵ年の消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率については、表[財務比率等比較表(大学部門)]のとおりとなっている。

(*以下各項目の本学比率と他私立大学(除く医歯系)平均比率(日本私立学校振興・共済事業団調査)との比較は、平成16(2004)年度における比較である。)

(1) 消費収支計算書関係比率

人件費比率

過去5年間の推移をみると、平成13(2001)年度60.5%をピークに毎年その比率は低下している。平成13(2001)年度は主に退職者の増加が要因で60%を超えたが、以降は57%台から前年度55.4%まで低下した。これは教職員数の抑制策および平成16(2004)年度の学納金改定に伴う増収効果による。しかしながら、人件費比率が他私立大学平均(52.2%)と比較して高い状況にある中、今後3~4年間は新学部(国際教養学部)設置等により教員数が一時的に増加するため人件費比率は再び上昇することとなる。

人件費依存率

本学の財政構造が学納金収入に大きく依存し(帰属収入の83.0%)、その収入構造に変化がないことからここ数年は70%台の水準で推移していたが、平成17(2005)年度は人件費が対前年度比95.4%となったことを受け減少に転じた(66.8%)。しかしながら、今後は人件費比率が一時的に増加することから人件費依存率も再び上昇することとなる。

教育研究経費比率

他私立大学平均と比較し低いことから教育研究経費への重点施策を行ってきた結果、平成16(2004)年度には31.1%と他私立大学平均(28.3%)以上の水準となっている。なお、教育研究経費比率については、今後も教育研究条件の拡充に努め消費収支の均衡を大前提とした中でバランスよく適正な水準に高める必要がある。

管理経費比率

予算管理の徹底、経費削減の努力により他私立大学平均(8.5%)と比較し低く良好な水準(5年間の平均4.62%)を維持している。しかしながら、今後は教育研究施設等の整備・充実により、教育研究経費と同様に業務委託費・支払手数料、リース、保守点検費等の管理経費も増加が予測され、従来にも増して業務内容の点検・見直しを行ない、適正な管理経費のコントロールに努めなければならない。

消費支出比率

他私立大学平均(90.9%)と比較し高い水準(93.8%)である。平成13(2001)年度から平成15(2003)年度は、80%台を維持してきたが、平成16(2004)年度より教育環境の整備・改善等の諸策によって90%台に上昇している。消費支出比率は、支出以上に帰属収入を増やすことによりその比率はある程度下がることから、学納金依存度が高い本学としては、今後寄付金、補助金等如何に外部資金を安定的に獲得できるかが消費支出比率改善に向けた重要なポイントになる。

消費収支比率

平成15(2003)年度は法科大学院開設のための設備投資、新橋梁建設による通学路の整

備、キャンパス再編としての校地取得が重なり 121.3%と大幅に上昇したが、翌年度は 97.4%と他私立大学平均(107.2%)と比較し低い水準となった。消費収支比率は、その消費収入が基本金組入額の大きさによって左右されることから、現在建設中の天野貞祐記念館の大規模固定資産の取得に伴う基本金組入や、また、今後予定されているキャンパス再編事業により大きく上昇することとなる。

学生納付金比率

人件費比率の改善と合わせ、本学が第一優先として取り組まなければならない課題である。他私立大学平均(74.4%)と比較し、本学の学生納付金比率(81.2%)は、約7%と高く、当比率改善のためにも早急に学納金以外の収入獲得に向けた取り組み強化、体制の整備に努めなければならない。

寄付金比率

本学の寄付金比率(0.3%)は、他私立大学平均(1.9%)と比較して低く、安定した収入源の一つとして、また消費収支計算書関係比率を改善する意味でも外部資金獲得の手段としてその強化が課題である。「寄付金は、私立大学にとって重要な収入源であり、一定水準の寄付金収入が継続して確保されることは私学経営のためにも好ましい。」と周知されていることではあるが、本学はその取り組み方が十分とはいえない。現在創立40周年記念事業の一環として寄付金募集を開始したが、これを機会に今後は一過性ではなく、継続的な寄付金募集の強化が大きな課題である。

補助金比率

寄付金比率と同様に他私立大学平均(12.7%)と比較して低く、この5年間は6~7%台の水準で推移している。補助金は、国の財政事情にも左右されるが、本学の消費収支計算書関係比率を改善するためにも積極的な外部資金獲得策として、寄付金募集と合わせ補助金の獲得に向けた強化が課題である。

基本金組入率

この2年間本学の基本金組入率は、平成16(2004)年度3.7%、平成17(2005)年度2.1%と他私立大学平均(15.2%)と比べて低いが、第3号基本金の積立は計画的に毎年継続している。また、現在建設中の天野貞祐記念館の完成やその後のキャンパス再編事業等により、中・長期計画に沿って基本金の組み入れを予定しており基本金組入率は上昇することとなる。

(2) 貸借対照表関係比率

自己資金構成比率

他私立大学平均(85.9%)と比較し約3%低いものの安定した財政状況を呈している。しかしながら、現在大学創立以来40年が経過し、創立当初建設した建物を順次建替える時期がきており、そのためには莫大な資金を要し、今後の施設・設備計画いかんによっては借入金も含めた資金計画が必要となる。

消費収支差額構成比率

平成13(2001)、14(2002)年度は平均6.2%を維持してきたが、平成15(2003)年度からの在籍学生数の抑制策と教育研究経費への重点配分による消費収入超過額の減少によ

り1～2%台の水準になっている。今後の財政安定を図るためにも消費収支差額構成比率を引き上げる努力をして行かなければならない。

流動比率

本学の流動比率（233.5%）は、他私立大学平均（257.7%）と比較し低い比率であったが、平成17（2005）年度は、天野貞祐記念館建設に伴う引当特定資産（預金）からの振替等により、対前年度比約160%増加の376.3%となっている。また、この5年間は200%以上の水準を維持しており、支出を固定資産の取崩しすることなく、流動資産で賄うことが十分可能な財政状況である。

総負債比率

収支の均衡を重視した事業を遂行しているため、本学の資金状況は借入金への依存もなく、安定した財政を維持している。本学の総負債比率の水準（17.0%）は、他私立大学平均（14.1%）と比較し約3%高い比率であるが、特段問題ではない。

退職給与引当預金率

平成13（2001）年度の49.2%から年度を追うごとに高くなり、平成16（2004）年度には64.3%と他私立大学平均（65.3%）水準に近づいている。これは退職給与引当特定資産（預金）を始めとする各種引当特定資産を中・長期計画に基づき、安定的な財政基盤の充実のため計画的に積み増しを実施してきた結果である。

基本金比率

本学の事業遂行の全てが自己資金にて賄っていることから、基本金組入対象資産のうち未組入額はなく、本学の基本金比率（100.1%）は、他私立大学平均（96.3%）以上の比率となっている。

点検・評価、長所と問題点

334

教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤の充実度について、本学は、財政基盤の多くを学納金収入に依存している（帰属収入の83.0%）。これまでは財政基盤を確立するうえで、目標とする学生数を確保することができたこと、中・長期計画に沿った形で内部資金を留保し、事業展開（教育・設備投資等）することにより財政の均衡が図られてきた。しかし、今後は、さらなる教育内容の充実、学生の付加価値を高める少人数教育等教育研究条件の向上を推し進めることから、財政基盤の根幹である在籍学生数を現状の8800人から将来8400人に削減し、定員超過率を120%以内とすることを目標としている。このことにより現状の財政規模（基盤）の維持を図るには、一層の経費削減のほか学納金を改定する必要性が生じてくる。

また、セメスター制度の施行に伴い平成17（2005）年度より、新たに春学期卒業生（9月卒業）が出ており、今後その対象となる者が年次進行に伴って増加することから予算および決算における学納金収入に与える影響（減収）が懸念される。

支出の面では、人件費比率が他私立大学平均と比較し高いことから、これまで中・長期計画に則り、任期制教員の採用、有期雇用職員制の導入、専任から非専任への切り替え等

により、専任教職員数の抑制に努めてきた。この結果、収支構造が一定の均衡に保たれ財政の安定を図ることができている。しかしながら、社会の多様な要請に応える魅力ある大学の創造を目指した施策の一つとして、平成 19（2007）年 4 月に新学部（国際教養学部）を設置すること等により、今後一時的に教員数の増加となることから将来的に適正人数への是正が課題である。さらに新たなる学生サービスの拡充等業務の拡大に伴うアウトソーシングが増大し、人件費に相当する支出が増加に転じており、財政への影響が大きな問題である。

335

中・長期的な財政計画と総合将来計画（中・長期の教育研究計画）との関連性、適切性について、本学の財政計画は、単年度予算の指針にもなっており、また、外部環境の変化に即応するため 2 年ごとにフレキシブルに見直しを実施していることから財政計画と将来計画が相まって収支の均衡・維持が図られている。これにより「現状の説明」にて触れたとおり、今まで順調に事業展開をすることができている。しかしながら、大学改革関連の諸事業の推進に伴い今後の収支構造に影響を与える新たな要因として、新学部・新学科設置のための教員人件費、情報機器関連のリース・保守料、現在建設中の天野貞祐記念館完成に伴う諸経費、グラウンド改修費、環境共生研究所、地域政策研究所および「獨協大学地域と子どもリーガルセンター」設立経費等の支出増加が見込まれ、現行の中・長期計画の内容では、収支の均衡が極めて困難な状況になると予測せざるを得ない。このことから、財政の安定的基盤を維持する施策を財政計画と将来計画の両面から再検討することが必要である。

337

文部科学省科学研究費、外部資金（寄付金、受託研究費、共同研究費など）の受け入れ状況と件数・額の適切性については、本学の補助金比率は他の文科系大学より低いことから財政基盤の充実には、さらに申請体制の強化を図る必要がある。

こうしたなか、平成 17（2005）年度一般補助金は、教育研究費、教員数の増加と学生数削減により増加に転じた。

一方、特別補助金としては、情報化整備計画をタイムリーに実行できたことにより、情報関連教育機器や国際交流関係等において増加している。

その他の外部資金の獲得としては、積極的な資産運用収入の確保、施設の適切なコスト管理を主業務とする「施設事業部」を平成 18（2006）年度新たに開設し、当部署が中心となり、財）新エネルギー財団から共同研究事業先としての採択を受け、助成を受けることになったことは大いに評価に値する。

339

予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性について、本学では、予算配分にあたって、その所管となる経理部・総務部が付置機関部長、学部長、学科長、研究科委員長、研究科長および担当課長等できるだけ幅広い関係者と予算ヒアリングおよび折衝を行

ない、予算編成の基本方針に沿い、各部署への予算配分について共通理解に努めている。また、執行にあたって権限委譲制を設け、部長決済、課長決済の権限を明確にし、より責任と権限を持たせ円滑に処理できるようにしている。同時に執行の適正を図るため「獨協大学起案書取扱規程」により、50万円以上の事業計画の場合には、配分された予算であっても執行の際、事業計画の詳細について起案書（実行起案）の作成を課している。これにより一層のチェック機能が働き、より適正な執行・管理が徹底されている。

補正（修正）予算制度については、現在のところ実施には至っていない。従って、より現実に即した予算、実績値に近づける予算編成の工夫をして行かなければならない。

341、342

アカウントビリティの履行状況を検証するシステムの導入状況、および監査システムとその運用の適切性について、内部監査に関しては、監査法人による監査を補完する上でも月1回の割合で監事による定例監査を受けていることから指摘事項等に対する対応が比較的速やかに行なわれている。また、監査法人からの指摘についても、適正なる大学運営を遂行するため是正・対処している。加えて内部監査室の設置によって、より厳正な監査体制となっている。今後も引き続き、監事、監査法人と密接に連携し、監事、監査法人による監査の補完を行ない、監査の効率的な実施につなげて行く。

343

消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性については以下の通りである。

消費収支計算書関係比率

本学の消費収支計算書関係比率のうち、他私立大学平均と比較して特に改善・対処すべき項目は、人件費比率ならびに人件費依存率、また帰属収入の約8割を学納金収入が占める本学の収入構造上必然的に高くなっている学生納付金比率である。大学の教育・研究充実度の指標となる教育研究経費比率については、最近5年間の重点化政策により教育研究経費が増額となり、他私立大学平均以上の水準となっている。一方、管理経費比率は、他私立大学平均と比較して、平成13（2001）年度から平成17（2005）年度の5年間で平均4.62%と低い水準で推移しており、業務の見直し、経費削減が徹底された結果でもある。

消費収支計算書関係比率に関して、他私立大学平均と比較し良好な管理経費比率や水準を上回る教育研究経費比率もあるが、全般的に改善の必要がある。特に人件費比率等著しい差が生じている項目については、他私立大学平均水準を目標に重点的な改善を図りながら全体の比率改善に努める。

貸借対照表関係比率

貸借対照表関係比率について、流動負債構成比率、消費収支差額構成比率、基本金比率は他私立大学平均と比較し良好であるが、概して消費収支計算書関係比率と同様に改善を要す。流動比率に関しては、低い比率であったが、平成17（2005）年度には現在建設

中の天野貞祐記念館建設資金の支払いによる引当特定預金からの振替等を考慮しても高い水準（376.3%）となっている。退職給与引当預金率は、中・長期計画に基づく退職給与引当特定資産（預金）等の計画的な積み増しを行なっていることから、ほぼ他私立大学平均水準となっている。

貸借対照表関係比率に関しても他私立大学平均あるいはそれ以上の水準を維持・達成することを目標により一層の比率改善の努力を続けて行く。

将来の改善・改革に向けた方策

334

教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤の充実度について、本学が経営目標としている少人数教育推進のため在籍学生数の適正化を図りながら現在の財政規模を堅持し、健全な財政基盤の確立を図るには、大学経営に大きな影響を与える学生数と学納金、教職員数と人件費、教育研究経費と管理経費のバランスに注意し、従来にも増して資金計画に沿った適正な事業計画および執行管理に徹しなければならない。

将来の改善・改革に向けた方策としては、現在課題となっている人件費の抑制や業務委託費・支払手数料、リース料・保守料等の精査・見直しにより支出の削減を図ることである。他方、増収策として、資産の有効運用や寄付金、補助金等外部資金の積極的獲得に取り組まなければならない。現在、本学創立40周年記念事業として、図書館、教室、インターコミュニケーション等の各ゾーンからなる複合教育施設（天野貞祐記念館）を建設しており、これに伴い寄付金募集事業のプロジェクトチームを編成し、募金活動に取り組んでいる。これを機会に卒業生や父母とのネットワークを作り、恒常的な寄付金募集活動を行なう組織の設置を検討中である。また、本学では中・長期計画に基づき財政安定化のために学納金の改定を4年ごとに行なっており、現在、次期学納金の改定期となる平成20(2008)年度に向けて検討準備に入っている。

335

中・長期的な財政計画と総合将来計画（中・長期の教育研究計画）との関連性、適切性について、本学では創立50周年（平成26(2014)年）に向けて「大学改革」と「キャンパス再編」を同時に遂行することを全学共通の課題として、その取り組みを開始した。財政計画に基づく将来事業計画を展開して行くためには、財政基盤の中核を成す目標学生数の確保が大前提となる。そのためにも本学は、大学改革を推進し、教育研究の質的向上に努め、学生、父母をはじめ社会から高い評価を得る魅力ある大学の創造を目指す。

337

文部科学省科学研究費、外部資金（寄付金、受託研究費、共同研究費など）の受け入れ状況と件数・額の適切性について、本学では、その強化策として平成19年度に地域貢献型・実行型シンクタンクとして「地域政策研究所」、「環境共生研究所」、公的リーガルサービスの提供機関としての「獨協大学地域と子どもリーガルセンター」をそれぞれ開設

する予定である。

また、文部科学省科学研究費等への応募率を上げ、研究の活性化を図ることを目的に平成19年度より、科学研究費等外部資金を獲得した場合には、個人研究費の増額（5万円）また、採択に至らなかった場合にも審査評価によっては、研究奨励費（50万円）を支給することとした。

寄付金については、天野記念館建設事業が終了した後も継続的に寄付金収入が確保できるよう新たな組織化も視野に入れながら検討を行なっている。

339

予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性について、現在、本学では在籍学生数の適正化による学納金収入の減少およびキャンパス再編に伴う大規模投資による管理費、減価償却費等の増加が見込まれ、従来型の予算配分ならびに執行の転換期にある。新規事業への予算配分のためには継続事業も今一度見直すことが必要となることから、前年度より予算配分について、学長から全学教授会（全学部専任教員出席、事務局各部課長陪席）にて財務状況等に関する資料を配布し、全教職員に向けて予算配分および執行に対する理解と協力を求めている。さらに事務担当者に対する予算説明会等の実施により、予算編成の基本方針を明確にし、予算配分に対する十分な理解を浸透させることで、より一層の予算執行の透明性、適切性に努めている。

343

消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性について、本学の財務比率の改善にあたり、第一に強化しなければならない項目は、他私立大学平均と比較して高い人件費比率の改善である。従って、人件費比率を下げるため中・長期計画に基づく人員計画に則り、人件費を抑制する諸策をより一層講じなければならない。同時に収入関連項目の比率を改善させる施策として、少子化による厳しさを増す外部環境の下、学納金収入以外に恒常的な寄付金募集の強化や補助金、各種助成金の獲得、資産の積極的運用、事業収入の拡大等収入の多様化を図り、財務比率を適正水準（他私立大学平均水準）に近づけるための改善に努める。

[財務比率等比較表(大学部門)]

		項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	全国医歯以外平均
消費 収支 計算 書 関係 比率	1	人件費比率	人件費					
			帰属収入	60.5%	57.9%	57.9%	57.8%	55.4%
	2	人件費依存率	人件費					
			学生等納付金	75.8%	71.5%	70.9%	71.3%	66.8%
	3	教育研究経費比率	教育研究経費					
			帰属収入	22.7%	23.6%	27.0%	31.1%	29.2%
	4	管理経費比率	管理経費					
			帰属収入	3.9%	4.9%	4.3%	4.8%	5.2%
	5	借入金等利息比率	借入金等利息					
			帰属収入	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	6	消費支出比率	消費支出					
			帰属収入	87.1%	86.4%	89.3%	93.8%	93.8%
7	消費収支比率	消費支出						
		消費収入	89.3%	100.9%	121.3%	97.4%	95.8%	
8	学生納付金比率	学生等納付金						
		帰属収入	79.8%	81.0%	81.7%	81.2%	83.0%	
9	寄付金比率	寄付金						
		帰属収入	0.3%	0.1%	0.1%	0.3%	0.2%	
10	補助金比率	補助金						
		帰属収入	6.6%	6.4%	6.2%	7.0%	7.8%	
11	基本金組入率	基本金組入額						
		帰属収入	2.5%	14.4%	26.4%	3.7%	2.1%	
12	減価償却費比率	減価償却額						
		消費支出	7.1%	6.4%	6.3%	6.5%	6.3%	
貸借 対照 表 関係 比率	1	固定資産構成比率	固定資産					
			総資産	81.3%	83.1%	87.6%	87.7%	80.4%
	2	流動資産構成比率	流動資産					
			総資産	18.7%	16.9%	12.5%	12.3%	19.6%
	3	固定負債構成比率	固定負債					
			総資金	13.0%	12.5%	12.2%	11.7%	11.3%
	4	流動負債構成比率	流動負債					
			総資金	6.6%	6.0%	5.2%	5.3%	5.2%
	5	自己資金構成比率	自己資金					
			総資金	80.4%	81.4%	82.6%	83.0%	83.5%
	6	消費収支差額構成比率	消費収支差額					
			総資金	6.5%	5.9%	1.7%	2.0%	2.8%
	7	固定比率	固定資産					
			自己資金	101.1%	102.0%	106.0%	105.6%	96.2%
	8	固定長期適合率	固定資産					
		自己資金+固定負債	87.1%	88.4%	92.4%	92.6%	84.8%	
9	流動比率	流動資産						
		流動負債	281.7%	281.2%	237.5%	233.5%	376.3%	
10	総負債比率	総負債						
		総資産	19.6%	18.6%	17.4%	17.0%	16.5%	
11	負債比率	総負債						
		自己資金	24.4%	22.8%	21.1%	20.4%	19.7%	
12	前受金保有率	現金預金						
		前受金	331.7%	353.8%	272.8%	269.3%	455.5%	
13	退職給与引当預金率	退職給与引当特定資産						
		退職給与引当金	49.2%	53.5%	58.3%	64.3%	70.6%	
14	基本金比率	基本金						
		基本金要組入額	100.1%	100.1%	100.1%	100.1%	120.7%	
15	減価償却比率	減価償却累計額						
		減価償却資産取得額	40.9%	43.0%	43.3%	45.7%	43.5%	

本学の数値には、法人間の内部勘定を除いている。

「全国医歯以外平均」調査資料：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」(平成17年12月発行)

【第13章】

事務組織

概要および目標

本学の事務局体制は、学部事務室制をとっておらず、全学部・全研究科を一括した事務組織として対応している。このことから、教務部門、学生支援部門、管理運営部門などの事務組織が全学教授会の審議決定事項に間接的かつ直接的に関わっている。事務局各部署は、それぞれの分掌を単に担うだけでなく、多様化かつ高度化している諸種の案件に対応するため、それに関わる情報提供および検証・施策等の面で支援活動を行っており、教学組織との連携関係は整っていると言える。

本学は、今までにない大きな改革期を迎えており、創立50周年に向けた新たな構想のもと、新学部・新学科の増設、大学院改革、新研究所の設立、地域社会との文化交流事業、キャンパス再編事業等の多岐にわたる大学基盤の整備を図っている。これらの諸事業を着実に成し遂げていくためには、諸施策に関わる企画・立案、情報提供、政策提言、助言が適確になされる機能を持った組織であることが重要で、その機能を実践していくためには、構成員たる職員が学内外の情報に精通し、高い専門性と常に経営感覚を持って教員と協働しうる能力を有し、効率的に業務を進めていく推進者でなければならない。そのため本学は、研修や人事異動を絡め、法令や財務等の業務に必要な知識の習得と政策提言能力の養成やキャリア形成を通し、より専門性を持った職員集団としての事務組織を形成すべく、その整備に努めている。

本学では、近年の大学業務全般に即応しうる職員の育成を目指し、職員研修を行っている。具体的には、課長級研修、係長級研修、一般総合研修（基礎、中堅、総合）新任役職者研修および新任職員研修を毎年階層別を実施している。2006（平成18）年度は、「大学改革実践に向けて」を共通のテーマに研修を行なった。課長級研修では、新規事業推進に伴う組織の統廃合、外部資金獲得体制の整備、学内外の施設・設備の適正管理等の課題をとりあげ、その具現化策の検討と答申作成といった業務上直結する研修を行なっている。係長級研修では、財務諸表の読み方、コスト削減の方策等、業務の効率化や専門性を高めるための知識習得としての研修を行っている。一般職については、勤続年数に応じた諸種のモチベーションアップに繋がる研修を行なっている。

今後は、教学および管理部門の事務組織を見直し、組織を越えた連携協力体制および大学運営に関わる補佐機能の強化に努めていきたいと考えている。

予算編成に関しては、教育の質の保証は、財政基盤をしっかりとさせ財政の健全化を図ってこそ確立されるとの認識のもと、大学の中長期計画の定期的に点検・見直しに基づき、財務状況にかなった適切な事業計画を立てていくとともに、その事業に基づいた予算管理

を行う必要がある。そのためには、予算編成の段階で、各部門が予算と業務の連動による目標達成度を数値化するなど、業務成果がわかるような工夫をこらし、成果に基づいた予算編成の体制整備を目指す。また予算編成の核となっている経理部会計課の予算管理体制を強化するとともに、各部門の予算担当者および構成員一人一人のコストパフォーマンスを考えた執務体制を整備し、適切な予算編成を行いうる財務知識を有した職員育成に努めたい。

本章における自己点検・評価の目標

- ・ 教学組織と事務組織との連携を強化し、教学面における改善・改革を積極的に支援できる専門性を持った職員集団としての事務組織を構築する。
- ・ 近年の大学業務全般に即応しうる職員の育成を目指し、職員研修制度を充実させる。
- ・ 中長期計画の定期的な点検・見直しに基づき、財務状況にかなった適切な事業計画とそれに基づいた予算管理・予算編成及び監査、検証の体制整備を行う。

大学

現状の説明

344

事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況について、本学には、3学部8学科、4研究科を核として、専任教員で構成される「全学教授会」、「学部教授会」、「学科教授会」、「大学院委員会」および「法務研究科教授会」「研究科委員会」がある。また、全学部（学科）および全学共通授業科目の教務事項を処理するため、各学部学科選出教員・全学共通授業科目担当教員・日本語課程担当教員・免許課程担当教員で構成される全学的位置づけの「教務委員会」、さらに「日本語課程委員会」、「免許課程委員会」、「全学共通カリキュラム委員会」が教学組織としてある。教学部門としての事務組織には、教務部教務課、教務部大学院課、図書館事務課、外国語教育研究所事務課、国際交流センター事務課、情報センター事務課等があり、教学組織と直結した連携協力関係にある。本学は、オールインキャンパスという特性から学部事務室制をとっておらず、全学部・全研究科を一括した事務組織にて対応している。このことから、教務部門以外の学生支援部門、管理・運営部門であっても全学教授会の審議決定事項に間接的かつ直接的に関わっている。各部署は、それぞれの分掌を単に担うだけでなく、多様化した教学事項の問題解決のため、的確な情報提供、教務事項の検証・教学政策に関わる分野での企画・立案・実施といった原案作成や支援活動および政策に伴う提言・助言なども行っており、教学組織との連携関係は整っていると見える。

345

大学運営における、事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性について、大学運営に関わる意思最終決定機関は、全学教授会であり、全学に関わる規程等の制定・改廃、教員人事、教務上の事項、学生の身分、教育研究に関する事項、大学の将来計画・財政に関わる事項および全学に関する重要事項等の審議決定を行っている。その構成員は、全学部の専任教員で意思決定は十分反映されている。

事務組織は、全部署が夫々の分掌を通し、直接的あるいは間接的に関与しており、その意思は反映されている。また、大学の事務処理を円滑に遂行するため事務局全部課長による事務局全部課長会を月2回定期的に開催している。この部課長会では、学園全体の動向および関連処理事項、事務局の各部署より諸業務に係わる報告、意見交換、協議、調整を行っている。その内容は、全職員へ周知されるとともに、必要に応じ部局長会に報告されるなど事務局全体の包括的な意思決定機関として機能を有し、教学組織との相対的独自性と有機的一体性が確保されている。

346

教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性について、教学部門に

おける事務組織体制は、全体的に整っており、日常業務の補佐機能および教学支援サービスを含め対応している。教学に関わる各部門の企画・立案については、各部門長に任命された教員部長の指示に基づき各部門の所管課が対応、また、各部門に教員を中心とした委員会が設置されており、当該委員長の指示に基づき当該委員会所管課が対応している。教員主導に基づいた職員の補佐機能体制は定着しており、教育面、研究面、学生生活面、施設面、産官学連携等、多分野にわたり、情報収集、情報提供、渉外業務といった業務処理をはじめ企画・立案を事務組織から直接または間接的に行っている。

347

学内の予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性について、本学では、中・長期計画に沿った単年度予算の指針となる予算編成の基本方針が学長主導の下、策定される。

その基本方針には 予算編成方針の背景、当該年度の重点項目、予算設定の考え方と申請の目安について等が具体的に明示され、各部署はその方針に沿って予算案を編成する。

各部署は、そうして自らが編成した予算案を基に経理部会計課に予算申請を行い、経理部会計課は、申請のあった各部課室と予算ヒアリング（各課からの申請説明）を行う。その後予算申請を精査したうえで予算折衝（調整後の予算配布説明・報告・再調整）を行い、予算原案を作成する。この原案を基に、学長、事務局、経理部長が最終的に収支の調整を行ったうえで予算案をまとめ理事会の審議決定を経たのち大学予算が決定し、各部課室に予算配布を行っている。

その予算編成作業では、教育研究部門に配分される予算骨子の策定も事務組織が実質的な取りまとめを行なっている。また、事務組織では「学生による授業評価アンケート」及び「学生による教育環境改善のためのアンケート」等の結果や日常業務等を通じて、学生からの意見・要望等を集約し、学生窓口サービスや教育施設・設備の改善に結びつける事業計画の策定も行なっている。このように本学では、予算（案）編成及び折衝を通しての調整から予算確定までの一連の作業を事務組織が重要な任務として執り行なっている。

348

学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性については、本学の全学的な意思決定は、おおむね 各種委員会 部局長会 学部教授会 全学教授会（事案によっては の順序が逆の場合もある）という流れで行われている。事務組織（職員）は、各種委員会・会議の資料作成、情報提供、会議運営の庶務を行っている。また、職員は各種委員会に委員または陪席として出席し、意見の具申、報告等を行わない意思決定に参画するほか、書記を担当する職員は議事録を作成するとともに委員会での意思決定の状況を把握できる位置づけにある。

部局長会には、事務組織から事務局長・総務部長・経理部長が正式なメンバーとして出席し、全学教授会には課長以上の職員が陪席する。

課長以上の職員で構成する「部課長会」が隔週で開催され、各部署の業務報告のほか、

事務組織全体に関わる問題の検討、理事会・評議員会の報告等が行われ、事務組織全体での情報の共有が図られている。(理事会・評議員会については、大学とは別組織の法人本部が担当している)

各種委員会・会議に出席した職員は、所属部署のミーティング等で課員に対して委員会等の内容を報告している。

学長、副学長、総合企画部長、事務局長(以下、職員)、総合企画次長・課長、総務部長・次長・課長、経理部長・次長、施設企画課長、学長事務室職員で構成する「連絡会」が週1回定例で開かれ、全学的検討事項の方向性や進捗状況の確認、部局長会・全学教授会に向けての議題整理、理事会・評議員会に向けての提案事項の検討・整理等が行われている。本学の意味決定・伝達の方法としては、委員会・会議のほかに「起案書(稟議書)」「事務連絡」「供閲」等の書類によるものがある。

「起案書」は学外との契約や一定金額以上の物品等を取得する場合等に所管部署が作成し、関連部署の責任者の承認を経て、最終的に事務局長・学長の決裁を受ける(内容・金額によって理事長決裁の場合もある)。「事務連絡」は比較的重要な事項の連絡・報告に、「供閲」は資料の回覧等に用いられる。

349

国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況について、現状は以下の通りである。なお、以下のような専門業務について、本学の事務組織が果たす役割、関与の状況は非常に大きく、またその活動状況は適切であると判断している。

国際交流

本学では「国際交流センター事務課」を設け、国際交流に関する業務の事務体制を整備している。ここにおいては、国際交流センター所長および審議機関である「国際交流委員会」にて示された方針やプランを具現化・実行できるスタッフ、留学や国際交流事情に詳しく、外国語に対応可能なスタッフを配置し、本学の国際交流事業の推進を図っている。

入試

本学では「入試課」が事務を担当しており、スタッフは入学試験の実施をはじめ、入学志願者への広報・イベント、併設校・推薦指定校をはじめとする全国の高等学校との連絡・調整の役割を担っている。また、それだけにとどまらず、入試結果や入試動向に関して調査・分析を行い、それを入試部長および審議機関である「入試委員会」に報告している。なお、入試に伴う経営プランについては、大学執行部(学長、副学長、事務局長、総合企画部長など)の方針に従い、「総合企画課」がその事務を担当している。

就職

本学では「キャリアセンター事務課」を設け、学生の就職やキャリア支援を行っている。かつては「就職課」という名称を用いていたが、近年、就職斡旋以外にもキャリアデザインに関する事項が求められているという認識から、2003年4月より現在の名称に改めた。キャリアセンターについての詳細は、第10章「学生生活」の項目300~305を参照

されたい。

350

大学運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況について、経営に関する方針・プランは大学執行部にて策定され、それは主に「総合企画課」において本学の「中長期計画」として具現化されている。

「中長期計画」には、将来の経営方針およびその具体的内容（事業予定、収支予測など）が記されており、本学はそれに沿って大学運営を行っていく。本学では1998年に当該年度から2009年度までの中長期計画を策定したが、これについては2年毎に見直しが行われることとなっており、2006年度中には第4次の見直しが行われる見込みである。

このように、本学の総合企画課は、大学運営を経営面から支えうる機能をもつ事務局として確立しており、これについては現在まで特に問題等は生じていない。

351

事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性について、本学の事務組織は、時代に対応した新たな組織の新設、既存組織の統廃合を通じ、大学を取り巻く環境の変化や本学の諸事業の展開状況に応じ柔軟な組織体制をとってきた。現在の組織は、大きく分け、経営管理全体部門として、総合企画部（総合企画課）、自己点検・評価室、総務部（総務課・人事課）、経理部（会計課）、施設事業部（施設企画課・施設管理課）、入試部の6部署、教育研究支援部門として、教務部（教務課、大学院課）、図書館、情報センター（研究室、業務課、教育支援室）、外国語教育研究所、国際交流センター、エクステンションセンターの6部署、学生生活支援部門として、学生部、保健センター、カウンセリングセンター、就職支援のキャリアセンター、学友会、5部署、計17部署の体制で大学業務全般を支えている。

352

教学上のアドミニストレータ養成への配慮の状況について、教学を支える事務機能を十分に発揮させるためには、教育研究支援部門、学生生活支援部門、経営管理部門の事務組織の整備およびその構成員の適正な人材育成と配置により果たされるものである。本学は、大学環境の変化に即応した部門の組織整備をその時々を背景に、組織の新設、統廃合、業務移管といったかたちで人事を含め柔軟に対応してきた。その整備にあたっては、新たな経営管理の課題、教育研究サービス・学生サービスに付随する業務の膨張、情報化時代に対応した大学事務のOA化など業務範囲は拡大し専門化してきていることから、それらに対応すべく人材の育成・登用と絡め大学事務全般にわたり行っている。

353

事務組織と学校法人理事会との関係の適切性について、法人運営業務は、学園本部が分掌し、本学に関わる法人関連業務は主に総務部総務課が大学の窓口となり、各部署の理事会審議決定事項に係わる案件を取り纏め学園本部に上程している。その他個別事項として

は、大学財政については学園本部と経理部会計課、理事長発令に伴う人事は総務部人事課といったように、直接あるいは間接的に各部署が関わりをもっている。大学行政全般（事務局所管業務）では、事務局長が事務局を統括し教育研究や経営管理に関する環境整備機能を果たしている。また、本学からは、「学校法人獨協学園寄附行為」に基づき、理事に事務局組織から事務局長、評議員に事務組織から総務部長、経理部長、総合企画部次長が選任されており、定例的に開催される理事会（年8回）および評議員会（年7回）に参画し事務局組織の意思反映が適切に確保されている。

点検・評価、長所と問題点

344

事務局と教学組織との間の連携協力関係の確立状況について、本学の各部署における職員構成比率は、教育研究支援部門（教務部、図書館、外国語教育研究、情報センター）が構成比49%、学生生活支援部門（学生部、キャリアセンター、エクステンションセンター（正課外教育支援）学友会）が構成比22%、管理・運営支援部門（総合企画課、自己点検・評価室、総務部、経理部、施設事業部、入試部）が構成比29%となっており、構成比率からみても教学組織に重きを置いた職員配置を行っており、大学の教育目標達成にあたり十分に連携協力が図られるよう配慮している。また、全学教授会には、事務局より事務局長をはじめ全部課室の部課長が陪席し補佐機能を持たせている。教務上の運営に関わる各種委員会においては、事務職員も委員として参画し教員と良きパートナーとして協働しており、教学組織と事務組織間での意思反映が相互になされていると判断している。問題と思われる点は、自治面では学部と大学院はそれぞれの自治が保たれ意思が尊重されていると言えるが、教学組織面では学部と研究科の教学運営が独立しており、教学組織間の相関性・有機性という面では希薄であると思われる。教学を支えるメインの事務組織（教務部）では、業務の重要性に鑑みて人員配置を多くしているが、全学的な包括部分と縦割りの分掌が混在していることから業務が多様かつ多忙となっている。そのことから、教学組織全体のスリム化と、それに向けた教職員間の相互理解を図る必要がある。

345

大学運営における、事務局と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性について、相対的独自性は、各教授会、大学院委員会、各研究科委員会、部局長会、各種委員会、各検討部会等に関わり事務局（各分掌の所管課）が参画し、夫々の部署の意思は尊重されているが、第11章の項目326（大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性）で述べたとおり、部局長会での審議決定の多負荷軽減および意思決定の民主的かつ迅速な対応を期するため恒常的、臨時的に委員会等を設置している。それらの委員会等が多数設置されることにより、教員・職員とも複数委員会への参画重複、特定者への委員選任集中、教員の出講日の関係から各種の会議が特定曜日・特定時間に開催が集中し会議室を含めた会議開催調整がおきている。このような状況から、教員は教育研究、職員は諸業務の遂行にあたり時間的制約を受けていることも事実で、委員会のあり方

を含め改善すべき事項である。

346

教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性について、教学部門の年間業務は、各部門の所管課が把握しスムーズに処理されている。新たな企画については、教員部長および関連委員会の委員長の指示に基づき所管課が取りまとめ、教学事項決定機関の審議を経て決定されている。教員部長、委員会委員長、各委員および職員の役割・分担も明確で、スタッフの異動があっても支障なく継続している。問題点としては、複数部門にわたる横断的な案件については調整に時間を要するという問題、各委員会間および各所管課間との連携協力の問題、近年の大学改革に伴う多種多様な委員会設置に対応するための職員スタッフの不足という問題があり、改善が必要であると考えられる。

347

学内の予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性について、本学では、事務組織が教育研究部門の予算編成及び予算折衝に携わることで、予算のバランス、適切性の確保に繋げている。また、学生からの意見・要望等を大学運営に生かして行くための予算化も事務組織の大きな役割となっている。

一方、予算編成及び予算執行に伴う事業結果の評価、効果測定が十分に行なわれていないことから、本来再考・見直しをしなければならない事業に対しても結果として一部継続的な予算配分に繋がってしまうことが問題である。

348

学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性については、本学の意思決定・伝達は、各種の委員会・会議を通じて段階的かつ民主的に行われ、事務組織が大学の意思決定に参画する機会も確保されていると言える。

また、定期的に学長等の大学トップと事務組織、あるいは事務組織内の連絡会が開かれるので、大学の方針や動きが事務組織全体に伝わりやすいと言える。

しかし一方で、複数の段階を踏むため、意思決定までに時間がかかる傾向は否めない。また、学内には事案・目的によって各種委員会・プロジェクトが多数設置・編制され、一人の教職員がいくつもの委員・メンバーを兼務しており、本来の担当業務が圧迫されないよう配慮が必要である。

351

事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性について、近年の大学は、市場原理を前提とした競争だけでなく、社会的公器としての存在意義と責任を果たすべく自らの量的拡大と質的向上が求められている。この環境下において、本学は、今までにない大きな改革期にあり、創立 50 周年に向けた新たな構想のもと、新学部・新学科の増設、大学院改革、新研究所の設立、自己点検・評価事業、地域社会との文化交流事業、キャンパス再編事業等の多岐にわたる大学基盤の整備を図っている。これらの諸事業を着

実に成し遂げていくためには、従前の従属的業務を処理するだけでなく、諸施策に対し企画・立案、情報提供、政策提言、助言が適確になされる機能を持った組織であることが重要である。その組織の構成員たる者には、日常業務と学内外の情報に精通し、高い専門性と常に経営感覚を持って効率的に業務を進めていくことができるといった、教員と協働しうる能力が求められている。そのような機能について、組織から見た場合は、職員スタッフが個々に補完しあいその機能を発揮し、日々のルーチンから最終意思決定機関である全学教授会に諮る案件を適切に処理しているといえる。しかし、構成員個々から見た場合は、過年度の採用形態、従属的執務形態、年齢、スキル、責務、モチベーションなどの面から、必ずしもその機能が十分果たされているとはいえない状況もあり、改善を要する点であると考えらる。

352

教学上のアドミニストレータ養成への配慮の状況について、現在、大学職員に求められている能力は、単に従属的業務を処理するだけでなく、行政能力、調整能力、折衝能力、企画・提言、専門知識や専門性を有する技能を持ち経営感覚の優れた大学行政管理能力のある職員である。この人材養成にあっては、採用、研修（新任、中堅、係長級、課長級、総合研修、職場研修、派遣研修、自己啓発研修、OJT等）、人事異動（配置、異動、昇格・昇任）といった一連の人事制度を通じた職務キャリアによりなされるものである。本学は、採用時にその資質を持った人材の選考を行っている。採用後は、新任研修にて知識・技能の習熟を図り、その後は適宜勤務年数に応じた異動により職務キャリアを積み、プロフェッショナルとなるべく人材の育成に努めている。職員像のあり方については、各階層別職員研修を通して周知し、個々のモチベーションアップに繋がるよう努めているが、従属的勤務風土の残るなかにあっては調査・企画・提言といったレベルまで到達していないこと、また、アドミニストレーター登用の場が限られていることも事実であり、今後も継続し改善が必要であると考えている。

353

事務組織と学校法人理事会との関係の適切性について、理事会の議案等は、「理事会会議規則」に基づき「学園運営会議等に関する規則」で定められている。理事会・評議員会の案件は、学園運営会議が設けられており、あらかじめ協議し整理調整が行われている。本学からは、その構成員として、学長、副学長および事務局長が参画している。当然、教学組織側および事務組織側からの提案事項も協議・整理され、決定された事項は本学の部局長会、全学教授会、事務局部課長会および直接関連部署に報告され執行される。本学事務組織と学園業務を所管する法人本部との関わりから見れば、本学の教学問題や経営問題に関する理事会議案等については、いろいろな局面で各事務部門が適宜必要な資料作成等の業務を行い間接的に学園運営に参画しており、適切な判断のもと執行されている。一方で、学園全体から見ると、学園の法人本部が学園構成校を統括し運営するといったものではなく、学園構成校が自主的・独自性を前提とし各校の主体的な運営による独立機関としての機能を有している。平常時では、恒常的な各校の独自性による特色ある運営を行っている

といえるが、経営危機に陥ったときには一構成校のリスクが他の構成校に及ぶという可能性はある。また、学園の理事会構成員に占める本学事務職の構成比は 1/23（寄附行為 15 人以上 28 人以内）、評議員会構成員に占める本学事務職の構成比は 3/58（寄附行為 33 人以上 70 人以内）となっており、学園運営に直結した本学事務組織からの意思反映は希薄な面があるとも言えることでもでき、改善すべき点であると考えている。

将来の改善・改革に向けた方策

344

事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況について、教学部門の多様化および多忙化の回避を含め、組織としての専門性向上、組織の細分化、部門間連携・介入および教学組織全体の過剰サービスの見直しを行いつつ、教学組織と事務組織のさらなる協力関係の構築を進めていきたい。

345

大学運営における、事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性について、本学は、新たな魅力ある大学創りのため、新学部「国際教養学部」の設置、地域と密接な関わりのある新たな研究所として「環境共生研究所」および「地域総合研究所」の設置、学術情報設備と教室が融和した「天野貞祐記念館」の建設、新教室棟の建設、地域の方々の利用可能なグラウンド整備等、ソフトおよびハードの両面における整備計画に着手している。当然、この諸事業推進にあっては業務の拡大が伴うが、今まで以上に教職員間のさらなる相互連携協力体制を整える必要がある。その方策として、2006 年度に設置した 2 つの新組織「自己点検・評価室」・「施設事業部」をはじめとし、既存組織の再編統合による事務組織の強化、業務の見直しによる専任職員の適正な員数と配置、多種多様な各種委員会に対応できる所管部課を超えた人材の登用を行い、職員個々の資質向上に裏打ちされた事務組織の強化を図り、教学組織との関わり方について相対的独自性と有機的一体性を確保していく。現在、事務局課長級職員に対し共通の立場にたった「各部署のスリム化を図るための業務見直し」および「新規事業推進に向けた業務組織の整備」について諮問し、検討願っている。

346

教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性について、厳しい大学を取り巻く環境の中、大学間競争に勝ち抜き存続していくため大学の刷新を図っているが、解決すべき事項はこれまでになく多種多様化し、かつ高度化し、ますます難題化してきている。今般、これら難題に対応すべく、管理部門強化のため新部門を設置（自己点検・評価室、施設事業部）し、経理部管財課を廃止した。今後は、教学の補佐機能をより強化すべく、三機関（図書館・情報センター・外国語教育研究所）の機能統合、総合企画部と教務部が担当している秘書機能の統合、精神衛生面での学生生活をサポートしている保健センターとカウンセリングセンターの事務機能の統合など、教学事務部門の組織見直しをし

ていく。これにより、職員スタッフの再配置を行いうるようになるとともに組織を越えた連携協力体制の整備に努めていきたい。

347

学内の予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性について、教育の質の保証は、財政基盤をしっかりとさせ財政の健全化を図ってこそ確立される。予算編成にあたっては、各部署において前年度予算執行の結果と事業毎にその目的達成度を視点とした点検・評価を相互に精査し、業務の成果を重視していきたい。従って、予算執行の成果が曖昧な施策は、休・廃止し、予算編成の基本方針に基づく教育研究条件及び学生サービスの向上となる事業を最優先した実効性ある予算編成に努める。

加えて、予算編成の核となっている経理部会計課の予算管理体制のさらなる強化、各部門の予算担当者および構成員一人一人がコストパフォーマンスを考えた執務体制の整備および適切な予算編成を行えうる財務知識を有した職員育成に努める。さらに、学園全体の財務健全化を目指して2006年6月には財務改革小委員会が設置され、財務の改革、財務の充実・基盤再構築に向けた検討を開始した。

348

学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性については、本学の意思決定システムについては、現状では大きな支障はないと思われるが、意思決定の迅速性を図るためには権限委譲を進める必要もある。

また、事務組織が大学の意思決定に参画する上では、職員の専門性、資質の向上は不可欠であり、各種の研修等を通じて、情報収集、分析、立案、提案の能力をさらに高めていく必要がある。

351

事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性について、本学は、1996年度に外部経営コンサルタントの助言のもと業務見直しを事務局全体で一斉に行い、無駄を省き、コスト節減に繋げ、業務の合理化を図った。その後10年が経った現在では、当時とは比較できないほど大学環境は激変した。事務環境は大きく変わり、事務部門がこなす業務は多様化し、より高い専門性と効果的な業務の推進が求められている。これらを踏まえ、過年度の業務見直しの経験を活かして、今般、業務整備調査(2次見直し)を各部課長に対し諮問した。その回答を基に、さらなる業務の効率化、職員配置(専任と専任以外)の定数化、コスト節減などに繋げていく予定である。合わせ個々の職員についても、研修や人事異動を絡め、法令や財務等の業務に必要な知識の習得と政策提言能力向上に努め、より専門性を持った職員集団としての事務組織体制の整備に努めていく。

352

教学上のアドミニストレータ養成への配慮の状況について、専門性と業務効率を高めていくためには、組織は勿論のこと、業務を見直し無駄を省き省力化に努め、臨時職員・派

遣職員・外部委託・有期雇用による業務の非専任化を図る。また、学内の職務キャリアだけでは養成されえない専門性のある業務については、広く社会から経験者採用を行い即戦力となる人材を登用し、職員の能力向上に繋がる職場環境の整備を図る。そのためには、採用の多様化、研修の充実、人事異動、勤務体制の整備といった人事諸制度を充実させ、アドミニストレーター養成に努めていく。さらに、今般、新設した施設事業部に職員部長を起用し、経営管理に関わる重要な役割を持ったアドミニストレーター登用の機会を広げた。こうしたアドミニストレーター養成に応えることは、事務組織の機能強化、活性化、自立性、教学への意思反映に大きく貢献する。

353

事務組織と学校法人理事会との関係の適切性について、社会の要請に応える大学創りには、学園の法人本部の経営基盤を強化し、各構成校が自主的・独自性を前提とした主体的な学校運営が行えるよう、法人本部を含む学園構成校の連携強化による組織機能の充実、理事・監事・評議員の機能強化をしていく必要がある。

その方策として、現在、学園本部が核となり学園の諸規則整備検討委員会をはじめ内部監査室、財務改革小委員会を設置し、適切な学園経営および構成校の学校経営が可能となるべく諸種の観点から検討に入っており、本学事務組織からもそれぞれの委員会に参画し改善・改革に取り組んでいる。

大学院

ここでは、法科大学院を除く大学院について報告を記載する。なお、法科大学院については、独立性が高いため、別途報告を記載する。

現状の説明

354

大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性について、本学大学院にはその事務局として教務部大学院課が設置されている。

大学院課の構成員は兼務職の課長1名の他、専任職員2名で実質業務は専任2名が担っている。大学院課は、教務、学生、入試など大学院全般の業務に関わる。大学院課は、法学研究科、外国語学研究科、経済学研究科の3研究科の意思決定機関である各研究科委員会と個別に連携を図り、各研究科単位に対応している。企画・立案についても、各研究科委員長、各研究科主事との調整を図りながら、それに関わっている。

355

大学院に関わる予算(案)編成・折衝課程における事務組織の役割とその適切性について、大学院課が通常業務の予算の申請、折衝に当たっている。

ただし、大学院に関する予算構造は複雑であり、教学に関わる予算は各研究科所管、教学以外の予算は大学院課所管、その中の広告・宣伝費は総合企画課の予算という構造となっている。また、奨学金の給付は、奨学金運営委員会の議を経て大学院課で執行し、人材派遣についても人事課の了承のもと執行している。そのため、大学院課の予算規模は比較的小さく、予算額が占める割合の筆頭は奨学金で、続いて図書資料費、印刷費が占める構成となっている。

356

大学院運営を経営から支えるような事務局機能の確立状況について、大学院課は独立性がある事務局ではないため、独自での経営支援は困難である。例えば、事務局の人事・予算編成等は大学の管理部門の総務課・人事課、財務部門の会計課との折衝を通して間接的に発揮しているのが現状である。

357

大学院の教育研究を支える独立の事務局体制の整備状況について、本大学院には大学院として独立した事務局はない。現状では大学院課を中心としつつ、複数の事務局によって大学院の教育研究を支えている。

点検・評価、長所と問題点

354、355、356、357

大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性、大学院に関わる予算（案）編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性、大学院運営を運営から支えるような事務局機能の確立状況、大学院の教育研究を支える独立の事務局体制の整備状況について、大学院課は独立性がないことから、直接に運営を支える立場になっていない。また、大学院での予算配分は複雑な構造であり、予算が分散された状態が運営を遠いものになっている。

また、意思決定について、学長をトップとする部局長以上、各研究科委員長・主事・大学院委員等で構成される大学院委員会は、大学院における最高意思決定機関であるが、入試・教学面の審議に留まる。大学運営、大学経営に関する諮問機関としては部局長会が組織されているが、研究科委員長（学部長と兼務するものは別）は構成員ではないので、それらに直接参画していない。

一方、事務局は大学院課という専門部署があるものの、各研究科の教員は、法学研究科、外国語学研究科、経済学研究科の3研究科は独立大学院でないため、学部にも所属している。よって、各研究科の視点からは大学院経営は把握しにくい状況になっている。

大学院の将来発展のためには進むべき方向性の一致が不可欠であるが、大学院の在籍者数一つを取っても、大学院教育における質の保証から少人数止むなしとする見解もあれば、定員並みの在籍数を維持すべきとする判断もあり、それにより大学院の将来構想は異なってくる。

これまで、各研究科と事務局の繋がりは維持されているが、各研究科同士が横断的に連携して大学院全体を論じる時間が持てていない。教育研究面は、各研究科の専門に基づき独自性が発揮されれば良いが、大学経営面は各研究科が異なるベクトルにあっては威力を発揮できない。大学院の充実と将来発展にとっては、各研究科と事務局が一堂に会する機会を確保し、絶えず現状を見直していく姿勢が必要である。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

法科大学院

現状の説明

354

法科大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性については、教員と事務局の一体感が重要な要素となるが、その意味では事務局からの提案も比較的しやすい環境が維持されている。

法科大学院の事務局は専任職員3名、派遣職員1名の計4名で構成されている。学部等とは別の独立組織であることから、入試、広報、教務、学生、自己点検・評価、会計処理等多岐に渡る業務を少人数で担当している。事務局は専用施設内に常駐し教員と密接な連携が保たれ、重要事項を審議する次の会議体にも常時事務局員2名（人事は1名）は陪席することで、情報・問題点等も共有できる立場にある。

法科大学院教授会：法科大学院の最高議決機関で構成員は全教員。

入試委員会：入学試験全般に関わり、構成員は5名程度。

教務委員会：教育課程、履修・成績等教務全般に関わり、構成員は5名程度。

学生委員会：奨学金、学生の身分等学生生活全般に関わり、構成員は5名程度。

FD委員会：授業改善に関わり、構成員は全教員。

人事委員会：人事全般に関わり、公法・民事・刑事の各分野含め6名程度で構成。

一方、学生は収容定員150名と全員の顔が覚えられる規模であること、また、自己点検・評価の一環として、授業改善アンケート（年4回）、意見投稿アンケート（HP年5回）、学生との意見交換会（年2回）を実施することにより、常時学生からの要望を把握できる体制を確保している。

355

法科大学院に関わる予算の編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性について、入試・広報、教務、学生業務といった広範囲の業務を担当する関係もあり、事務組織は必然的に大きな役割を担っている。例を挙げれば、他の研究科の広報は、他のセクションの広報と一本化されて予算計上されている状況と異なり、法科大学院は独自に広報の予算を計上し、効率的運用を行っている。勿論、大学全体の中長期計画の枠組の中で、次年度の予算の素案を作成し、所管部署の会計課と2度にわたるヒアリングを行い、最終的に収入との調整後に正式決定するスケジュールは他の部署と同様である。

356

大学院運営を経営から支えるような事務局機能の確立状況について、法科大学院事務室は直接に経営を支える立場にないが、他の研究科のように予算配分が複雑な状態ではなく、法科大学院の授業の特性に応じた予算立てが可能である。リーガルクリニック、エクスターンシップ等の法科大学院特有の実務教育に伴う支出から、入試形態の変更に伴う収入面といった経営に関わる提案等に至るまで、事務局で原案を作成しており、間接的には経営面を支える体制が確立していると言える。

357

大学院の教育研究を支える独立の事務局体制の整備状況については、項目354（法科大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性）に包括して記載した。詳細はそちらを参照されたい。

点検・評価、長所と問題点

354

法科大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性については、専任教員 16 名、事務局 4 名という少人数組織の利点を生かし、意思の疎通は緊密に図れる体制にある。各委員会等における情報の共有のみならず、メーリングリストの有効活用により情報伝達もスムーズに行える。ただし、専用施設が義務付けられる独立組織であるがために、教学面では学部と異なる時制（学部 90 分授業、法科大学院 50 分 × 2 = 100 分授業）も可能とし、学部との連携が取りにくい状況もある。

入試・広報に関する原案は事務局等で作成し委員会に諮るという手続からも企画・立案機能を発揮できる体制にある。また、学生に対する授業改善アンケート、意見投稿アンケート等の要望は事務局で集約された後に、専任教員全員で構成される FD 委員会に提示され、絶えず授業に反映していくシステムが確立されており、側面から教育を支える体制が確保されている。

355

法科大学院に関わる予算の編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性について、法科大学院専用施設がある建物は一部を学部学生が利用しているとはいえ、一棟に集中しているために管理経費等を把握しやすく、法科大学院単体の収支も算出できている。法科大学院は既存の研究科大学院に比して収容定員は多いが、専任教員 1 人あたりの学生数が 15 名を基準とする設立要件の性格上、収入の大幅増は見込めず、現在は支出超過に陥らざるを得ない状況にあるが、大学の中長期計画の基本方針に基づき、予算は適切に編成されている。

356

大学院運営を経営から支えるような事務局機能の確立状況について、法科大学院では、法曹養成教育に特化した「プロセス」を重視した教育を展開するといった明確な方向性があるが、これは本学のみならず、他大学でも法科大学院を設置する大学において共通の目的でもある。然るに、経営に直結する施設・設備等のハード面では比較検討の対象とされるので、できるだけ学習環境の満足度が高まるよう充実に努めたいと考えるが、コストとの兼ね合いで簡単に実現できない部分も多い。事務局としては大学全体の将来計画を念頭におき、実現可能な道を探ることを提案していきたい。

357

大学院の教育研究を支える独立の事務局体制の整備状況については、項目 354（法科大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性）に包括して記してあるので、そちらを参照されたい。

将来の改善・改革に向けた方策

354

法科大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性については、2004年度に開設された法科大学院は完成年度を迎える時期となり、第三者評価の予備評価における指摘や学生の要望等を集約した結果、施設を中心に一定の改善が求められている。これに関しては法科大学院単独で処理できる内容ではなく、大学全体の中での財政的な裏付けが必要であり、平成19年度の予算編成方針において、学生が満足するような整備の早期実現を明確に打ち出している。この方針に基づき、事務局では建物・施設の所管部署と緊密な連携のもと、早期の改善に向けて動き出している。

355

法科大学院に関わる予算の編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性は、近年の予算編成方針は経費節減を大前提とする基本方針により、新規事業以外の既存の通常業務への配分は節減を迫られている。法科大学院としても例外を免れない状況ではあるが、完成年度を迎えた本年は、次年度以降のカリキュラム改正等も本格的に視野に入れつつ、場合によっては新たな取り組みが必要となる。

357

大学院の教育研究を支える独立の事務局体制の整備状況については、項目354（法科大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性）に包括して記載した。詳細はそちらを参照されたい。

【第14章】

自己点検・評価

概要および目標

本学の自己点検・評価活動が目標とするところは、学則第1条の2、大学院学則第1条の2、および法科大学院学則第3条に定められているとおり、教育・研究活動等の状況を点検・評価することにより教育研究水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成することにある。

この目的達成のために、本学では1992年より自己点検運営委員会を設置し、全学的な自己点検・評価活動を行ってきた。2006年4月には「獨協大学自己点検および評価に関する規程」を改正し、自己点検および評価活動を統括する組織（自己点検運営委員会）と実施組織（点検・評価企画委員会、FD推進委員会）とに役割を分けて運営することとした。

これにより、自己点検運営委員会は基本方針を示す委員会として位置づけられ、この基本方針の下に点検評価企画委員会、FD推進委員会が実施案を企画・実行、その結果を自己点検運営委員会に報告、報告を受けた自己点検運営委員会は必要に応じて両委員会に対し改善の指摘および勧告を行うというシステムが確立された。

本学としての当面の目標は、これら各委員会の役割を明確化し、基本方針策定 実施報告 改善指摘・勧告という一連の自己点検および評価の流れを定着させることである。これにより、自己点検・評価を恒常的に行うシステムをさらに有効に機能させることを目指したい。

自己点検運営委員会は学長、副学長、学部長、研究科委員長、教務部長、学生部長、総合企画部長、事務局長らで構成され、毎年度自己点検・評価活動の基本方針を定める。その基本方針を受け、点検評価企画委員会、FD推進委員会が毎年度の具体的改善・改革方を定めている。この点検評価企画委員会、FD推進委員会は各学科長、研究科主事らから構成されているため、自己点検・評価活動の方針を各学部、学科、研究科での実行に結びつけることができる。このように自己点検・評価結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うシステムは確立されていると言える。

一方、2004年に開設された法科大学院は、「獨協大学法科大学院自己点検および評価に関する規程」を定め、法科大学院独自の自己点検・評価活動を行っている。その活動としては、教員相互の授業参観や授業評価アンケート結果を受けての授業報告書の作成、学生との意見交換会など、FD活動を積極的に取り入れ、将来の発展に向けた改善・改革に結び付けるための話し合いが行われている。

今後は、大学全体の自己点検・評価活動という面から、法科大学院の自己点検・評価活動も自己点検運営委員会の下に統括し、学部、大学院、法科大学院が意見交換し、それぞ

れの良い点を取り入れていくことにより、将来の改革により有効に生かしていくことを目標としたい。

問題点としては、これまでの自己点検運営委員会で検討されてきたことは教学面の事項に偏っていた面があり、管理運営面、施設設備面等についての点検・評価活動は手薄であったことである。自己点検運営委員会が大学運営全般にわたる改善提言機関の役割を担うことを目標としたい。

なお、自己点検・評価活動の一環として、本学では早くから「学生による授業評価アンケート」を実施している。このアンケートは全学生、全授業を対象に年2回実施しており、アンケート結果は授業改善に資している。各教員が学生の授業評価に対するコメントを公表する制度も設けている。

2005年度からは「学生による教育環境改善のためのアンケート」を実施し、窓口、施設設備等に対する学生の満足度や意見を調査し、窓口、施設設備の改善に学生の意見を反映させるよう取り組んでいる。教育、研究、管理の現場において学生、関係者の声を反映させるこうした評価制度を実施することは、自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するために重要であると認識しており、今後さらにアンケート内容の充実等を図り取り組んでいきたい。

本章における自己点検・評価の目標

- ・自己点検運営委員会、点検評価企画委員会、FD推進委員会の役割を明確化し、自己点検・評価を恒常的に行うシステムを確立する。
- ・自己点検・評価の結果を改善・改革に結びつけるシステムを確立する。
- ・自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するために、授業評価アンケートをはじめとする評価制度を充実させる。

大学

現状の説明

358

自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性について、現状は以下の通りである。

「自己点検・評価」について、本学の自己点検・評価の目的は学則第1条の2により、「教育研究水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行い、その結果を公表すること」と定めている。

本学は1991年の大学設置基準改正により点検・評価が大学の努力義務とされたことを受け、同年10月に「自己評価検討委員会」を発足させ、自己評価のあり方および具体的方策に関する検討を開始した。この委員会を発展させ、翌1992年12月に全学的な「自己点検運営委員会」を設置し、教育水準の向上および活性化に寄与するために、本学における自己点検・自己評価を企画・立案し、運営することとした。次いで同委員会のもとに点検実施委員会（作業部会）を置き、1993年4月より各学部（学科）および事務局においてそれぞれ点検活動を開始した。翌1994年4月には学則を改正し、自己点検・評価に関する基本的な規程（学則第1条の2）を整備した。

1997年には『自己点検・評価報告書1997 獨協大学の現状と課題 - 新たな自己改革のために』を作成し大学基準協会に相互評価を申請し、1998年4月同協会より相互評価「大学基準に適合している」旨の認定を得ている。

1999年9月、大学（大学院）設置基準の改正を受けて、自己点検および評価を「努力義務」から「実施義務」へ学則を改正すると共に、「獨協大学自己点検および評価に関する規程」を制定し充実をはかり、全学を対象とする自己点検・評価を5年毎に実施することを定めた。この規程に基づき、2002年に『自己点検・評価報告書2002 獨協大学の現状と課題 - 新たな自己改革のために』を作成し公表した。

2006年4月には、今後の点検評価活動における多様な任務の遂行と高い専門性に対応すべく、自己点検運営委員会が自己点検および評価の企画・立案・実施のすべてを任務とすることを定めた「獨協大学自己点検および評価に関する規程」を改正し、自己点検および評価活動を統括する組織（自己点検運営委員会）と実施組織（点検・評価企画委員会、FD推進委員会）とに役割を分けて運営することとした。同時に、機関別認証評価の準備・実施・報告に関する事項を行うための認証評価委員会が臨時委員会として新たに設置された。これに伴い、これらを所管する専門事務組織としての「自己点検・評価室」を設置し、本学における点検評価活動の実質的基盤が形成された。

本学の自己点検・評価活動は「獨協大学自己点検および評価に関する規程」第7条により次のように定められている。

（1）自己点検運営委員会の下に行われる全学を対象とする自己点検および評価

- (2) 自己点検運営委員会の下に行われる各学部・研究科・研究所および事務局を対象とする自己点検および評価
- (3) 自己点検運営委員会の下に教職員を対象として行われるファカルティ・ディベロップメント活動

点検評価企画委員会はほぼ毎月開催され、毎年度、前年度の総括と次年度の活動方針を定めて自己点検・評価活動を行っており、自己点検・評価を恒常的に行うシステムは十分に機能していると言える。なお、2006年4月の規程改正により、(1)および(2)については、自己点検運営委員会が策定した実施計画に基づき、定められた期間に点検評価企画委員会が実施することになり、(3)については、FD推進委員会が実施することとなった。自己点検運営委員会は基本方針を示す委員会として位置づけられ、この基本方針の下に点検評価企画委員会、FD推進委員会は実施案を企画・実行し、その結果を自己点検運営委員会に報告、報告を受けた自己点検運営委員会は必要に応じて両委員会に対し改善の指摘および勧告を行うというシステムが確立されたことにより、自己点検・評価を恒常的に行うシステムはさらに有効に機能することとなった。

なお本学は、教員のFD活動の一環として、学生による授業評価にいち早く取り組み、1997年10月、本学学生を対象に「学生の教育・学習環境調査」を実施、1998年度から「学生による授業改善アンケート」、2004年度からは「学生による授業評価アンケート」を実施している。このアンケートは全学生、全授業を対象に春学期と秋学期の年2回実施しており、アンケート結果は各教員、各学部・学科にフィードバックされ授業改善に資されている。また数値結果等については大学ニュースやホームページを通じ学生にも報告している。2006年度からは教員が学生の授業評価に対するコメントを公表する制度を設けた。これは学生と教員の双方向対話による、さらなる授業改善効果を目的とした制度である。これらのアンケートは全学生・全科目を対象に行われているため、膨大な量になるが、全てコンピュータ処理されており、点検・評価を恒常的に行うシステムとして確立されている。

この授業評価アンケートのほか、2005年度からは「学生による教育環境改善のためのアンケート」を実施している。このアンケートも全学生を対象に実施され、窓口改善、施設設備改善、カリキュラム・時間割・履修登録等の改善に対する学生の満足度や意見を調査している。アンケートの結果を受け、事務局では窓口、施設設備の改善のためのプロジェクトチームを結成し改善に取り組んでいる。カリキュラム関連の改善については教務委員会を通じ、各学部・学科で改善方策の検討を行っている。

359

自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況については、上述の学生による授業評価アンケートや学生による教育環境改善のためのアンケートの実施を通じて学生の意見を反映させるシステムは十分機能を果していると言えよう。また、自己点検・評価プロセスに間接的に関わるものではあるが、卒業生の意見を反映させるシステムとしては、本学では同窓会との良好な協力関係を築き、学内書店等店舗運営をはじめとする学生向け福利・厚生サービスや奨学金運営など

に同窓会が積極的に関与していることなどから、大学運営に卒業生の声を反映させるシステムは積極的に導入していると言えよう。また、本学園では卒業生組織である同窓会の会長、その他役員が学園の理事・評議員に就任していることも挙げることができる。地域社会の意見を反映させるシステムとしては、地元草加市との定期的な懇談会や、近隣町会から役員を招き意見を聞く懇談会を開催していることなどを挙げることができる。

360

自己点検・評価結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性について、現状は以下の通りである。

本学では学長、副学長、学部長、研究科委員長、教務部長、学生部長、総合企画部長、事務局長らで構成される自己点検運営委員会が毎年度自己点検・評価活動の基本方針を定め、それを受け、点検評価企画委員会、FD 推進委員会が毎年度の具体的改善・改革方を定めている。この点検評価企画委員会は各学科長、研究科主事らから構成されているため、自己点検・評価活動の方針を各学部、学科、研究科での実行に結びつけるシステムは確立されていると言える。

自己点検運営委員会は毎年度、点検評価企画委員会、FD 推進委員会より年度の活動報告を受け、改善・改革を指示する。このように、制度的には自己点検・評価結果を基礎に将来の発展に向けた改善・改革を行うシステムは有効に活用していると言える。

次に、これまで5年毎に作成されてきた「自己点検・評価報告書」に関しては、必ずしも報告書が具体的改善策の提案という性格を明確に持たせて作成されたものではなかった面もあるが、具体的改善策の提案については、本学では各学部の将来計画委員会や同時期に組織された「21世紀委員会」がこの役割を担ってきたと言えよう。「21世紀委員会」は、本学がその建学理念からいかなる大学像を志向すべきか、に関して答申することを目的に2000年6月に設置され、大学の基本理念、学部・学科、カリキュラム、国際化への対応、生涯学習、大学院のあり方、キャンパス再編、卒業生、社会とのかかわりなど、多方面にわたり現状分析を行い、2001年3月に具体的改善策の提言を行った。この委員会の活動も自己点検・評価活動と位置づけることができる。この答申を受け、本学ではその後、全学共通カリキュラムの導入をはじめ、全学的な Semester 制の実施、各学部における導入教育（入門科目）の充実や外国語科目の充実等のカリキュラム改正、大学院一年制専修課程の設置、総合企画部やエクステンションセンター設置などの組織改革、天野貞祐記念館（総合学術情報センター）の建設など、この5年間の間に大改革が実施されてきた。こうしたことから、自己点検の結果は有効に将来の発展に向けた改善・改革に結びついてきたと言えよう。

361、362、363、364

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性については、現在大学基準協会に提出する自己点検・評価報告書の作成がその中心となっている。この報告書は他大学（主に私大連関係）や関係機関にも送っているほか、ホームページでも一般公開しているなど外部公開しているため、内容の客観性・妥当性は保たれている。現在のと

ころ、これ以外に自己点検・評価の過程において学外者の声を反映する制度はない。ゆえに、外部評価を行う際の、外部評価者の選任手続の適切性、外部評価者による外部評価の適切性、外部評価と自己点検・評価との関係に関しては、本学の点検評価項目としては該当しない。

365、366

大学・学部の社会的評価の検証状況、他大学にはない特色や「活力」の検証状況について、本学では特に具体的な検証は実施していないが、強いて言えば、国際教養学部設置計画に当たり、外国語学部で2005年に外国語学部に対するイメージ調査を外部委託で実施し、国際教養学部設置に当たり調査結果を反映させたことを上げることができよう。

367

文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応」について、現状は以下の通りである。

本学では1998年度に大学基準協会に対し相互評価申請を行い、「相互評価の認定を行うことが適当である」旨の評価結果を得た。その際、本学に対する提言として、長所の指摘に関わる助言10項目の他、問題点に関する助言として外国語教育を中心とした教養教育の個性化を鮮明にする取り組みが必要であること、また共通科目担当体制の性格を明確にすること、留年生の多い学部の改善、経済学部で教員1人当たりの学生数が多いことの改善、大学院修士課程の魅力を高めることと博士課程の学生在籍率の向上、博士号取得率の向上、学部により偏りが見られる教員年齢構成の改善、研究活動活性化のための検証システムの整備、学生1人当たりの講義室等の面積の改善、教育研究費比率の改善、という8点の指摘があった。また、勧告事項としては以下の1点が指摘された。

「1. 外国語学部フランス語学科および経済学部における在籍学生数の定員超過率がやや高いので改善されたい。」

これを受け、本学は改善に向けた対応策を協議し、助言および勧告に対する改善経過を2001年7月に改善報告書として大学基準協会に提出した。勧告事項については定員超過率が1997年度でフランス語学科が133.86%、経済学部で130.76%であったものを2001年度には120.14%、123.46%にまで改善している。

また、外国語学部言語文化学科、法学部国際関係法学科増設の際に文部科学省から以下の3点の留意事項が付されている。

「1. 社会人、留学生及び帰国生徒の受入れについては、計画どおり実施すること。」

「2. 編入学生の受入れについては、定員の遵守、学科の設置の趣旨に沿った既修得単位の認定及び履修上の配慮に努めること。」

「3. 経済学部経済学科の定員超過の是正に努めること。」

これを受け、言語文化学科、国際関係法学科では社会人、留学生及び帰国生徒の受け入れを積極的に行うなど、改善策に努めている。

このように本学は、文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対しては、改善に向けて迅速に取り組んでいる。

点検・評価、長所と問題点

358

自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性については「現状の説明」で述べたとおり、点検評価企画委員会がほぼ毎月開催され、前年度の総括と次年度の活動方針を定めて自己点検・評価活動を行ってきた点、自己点検運営委員会が定めた基本方針に対し点検評価企画委員会、FD推進委員会が実施案を企画・実行し、結果を自己点検運営委員会に報告、自己点検運営委員会がその報告に対し両委員会に改善の指摘および勧告を行うというシステムを確立した点は有効な自己点検・評価活動システムとして評価することができよう。しかしながら、2005年度までの自己点検運営委員会の審議事項は授業評価アンケートや受講者過多科目、過少科目の対策等、教学関連事項が中心であり、施設・設備面や管理・運営面等の自己点検・評価活動は各部署における自己点検・評価活動に委ねられていた点は指摘されなければならない。

授業評価アンケートについては、全学生を対象として実施しているため、授業中に全学生にアンケートを配布・回収することが作業的に困難であることから郵送方式に行っていることにより、回収率がやや低い面もあるが、全ての学生にアンケート用紙を行き渡らせ、非常勤講師担当科目もふくめた全科目について実施している点は、自己点検・評価を恒常的に行うシステムとして高く評価できる。

359

自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況については、「学生による授業評価アンケート」や学生による教育環境改善のためのアンケートの実施により、学生からの意見を反映させるシステムが取られていることや、地域社会から意見を聴く機会を設定したり、卒業生の意見を大学運営に反映させるシステムが取られていることは、間接的ではあるが自己点検・評価に関わるものであり、長所と言えよう。

360

自己点検・評価結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性について、自己点検・評価と改善・改革システムの連結については制度的には確立されているものの、これまでの自己点検運営委員会で検討されてきたことは「過少、過多科目の改善」「学生による授業評価アンケート」「学生による教育環境改善アンケート」といった教学面に偏っていた面もある。また、毎年度の自己点検・評価活動の総括は自己点検運営委員会としてのみ行われ、各学部・学科・部局等の自己点検・評価拠点においては、年度ごとの自己点検・評価の具体的目標設定、達成状況の報告といったことは実施されてこなかった。一方、事務局においては、各部署において毎年度の目標設定と達成状況報告が実施されてきたが、事務局のこうした活動について、自己点検運営委員会はかかわってこなかった。

また、現状の説明で述べたとおり、教学面以外の具体的改善策の提案という点において

は、自己点検運営委員会とは別の組織が担い、大学の管理運営面、施設設備面等、多方面にわたる自己点検活動についての自己点検運営委員会での検討は手薄であった。

21世紀委員会のような臨時の委員会ではなく、恒常的な自己点検運営委員会が大学運営全般にわたる改善提言機関の役割を担うことが必要とされる。

なお、これまで5年毎に発行されてきた「自己点検・評価報告書」については、今回からは明確な改善策の提示を行うことが確認されており、そのために各学部教授会や委員会で事前に報告書内容について機関承認を得るシステムをとることとしたことは評価できる。

361

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性について、大学基準協会という第三者機関による自己点検・評価を受けることで客観性・妥当性は確保されている。一方7年に1回というサイクルでの外部評価だけではなく、各点検・評価拠点での毎年度の自己点検・評価結果を年次報告としてまとめ一般公開し、これに対し何らかの形で外部評価を仰ぐといったシステムの必要性も検討したい。こうした活動が、日常的な自己点検・評価活動に客観性・妥当性を確保するためには必要であると思われるからである。

365、366

大学・学部の社会的評価の検証状況、他大学にはない特色や「活力」の検証状況について、大学、学部を社会がどう評価しているかという点については、大学全体、あるいは個々の教職員が社会との関わりの中で、知りうることであり、現状では大学が主催する父母懇談会の折に父母から、高校訪問の折に高校の教師から、企業訪問の折に企業から、さらには受験生向け雑誌などからある程度知ることができる。さらに教員が自治体等の外部団体で審議会の委員、講演会の講師等をするなかで、社会的評価を受けることがあるが、こうした社会的評価は、教員もしくは職員個人が抱えているのが現状で、大学・学部の改善に反映させて行く制度が出来ていない。長所や問題がFD委員会等に反映される制度化が問題点として残されている。

367

文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応について本学では、前述のとおり、大学に対する指摘事項や勧告に対し、それを真摯に受け止め、全学を挙げて改善に取り組んでいる点は評価できる。今後は、外部からの指摘を一過性のものとはせず、本学の発展のための貴重な助言として位置づけ、将来の改善・改革に生かしていくべきである。

将来の改善・改革に向けた方策

358、359

自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性、なら

びに自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況について、前述のとおり、これまで自己点検運営委員会が扱ってきた全学的な自己点検・評価活動は教学面の事項が中心であったが、今後は大学基準協会の点検・評価項目に沿った形で、施設・設備面や管理・運営面等についての自己点検・評価も、自己点検運営委員会、点検評価企画委員会、FD 推進委員会で審議していかなければならない。それとともに、これら 2006 年 4 月規程改正により設置された各委員会の役割を明確化し、基本方針策定 実施 報告 改善指摘・勧告という一連の自己点検および評価の流れを定着させることを目標としたい。大学運営全般にわたる自己点検・評価活動を推進するためには、2005 年度から開始された「学生による教育環境改善のためのアンケート」の内容を充実させ、継続して実施し、大学運営に対する学生の意見を調査していくことも重要である。

360

自己点検・評価結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性について、自己点検・評価と改善・改革システムの連結を有効なものにするためには、年度ごとの自己点検・評価結果の報告・達成状況の検証と、次年度に向けての具体的目標の設定ということが重要である。このことは各学部、学科、研究科、部局といった、それぞれの自己点検・評価拠点において実施されなければならない。そのためには、自己点検運営委員会がさらなるリーダーシップをとり、他大学での改善・改革構想の調査、改善・改革に関する講演会等の情報を収集し各学部、部署に提供することや、各学部、学科の将来計画委員会や各部局の委員会に対し自己点検活動の目標設定、達成状況の報告を行うよう求めていき、教学面だけでなく大学全般の自己点検・評価活動を推進し、大学運営全般の改善策提案機関として位置づけていくことが必要である。また、現在事務局で行われている年度毎の目標設定と達成状況報告についても自己点検・評価活動の一環として位置づけ、自己点検運営委員会に報告するシステムをとっていくべきである。そのためには、点検評価企画委員会に事務局を代表するものが委員として加わるべきである。そのことと同時に、点検評価企画委員会、FD 推進委員会からの年度報告、同委員会への改善指示という関係も確立させることが必要である。

また、今回の「自己点検・評価報告書」において提案された具体的改善策については必ず部局長会等で審議することを前提とし、その達成状況については毎年度、各点検評価拠点において検証し、改善報告を求めていくシステムを確立することが必要である。

361

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性について、7 年に一度大学基準協会へ提出する報告書の外部公開だけでなく、毎年度の自己点検・評価結果をホームページ等で外部に公表し、客観性、妥当性を確保していくことが重要である。また、必要に応じて、公表した自己点検・評価結果に対し、何らかの形で学外者から意見を聴取するシステムを構築することが、自己点検・評価の客観性・妥当性を確保するために必要であると思われるため、今後検討していきたい。

一方、授業評価アンケートや教育環境改善アンケートに代表されるように、教育、研究、管理の現場において学生、関係者の声を反映させる評価制度を実施していくことが大切である。授業評価以外にも、現場における評価制度の導入として、2006年度より獨協学園内部監査制度が導入され、学園の内部監査室が設置された。内部監査室は学園内各校の業務監査、財務監査を行い、年度の定期監査計画に基づき行う定期監査と臨時監査を実施する。監査報告では必要に応じて被監査部署に対して助言、勧告を行い、被監査部署は改善報告が義務付けられる。この制度によっても、点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性は図られるものと思われる。

365、366

大学・学部の社会的評価の検証状況、他大学にはない特色や「活力」の検証状況については、本学は地元草加市のみならず、埼玉県はじめ、八潮市や足立区などとの交流も推進しており、埼玉県とは教員20年経験者の研修受け入れや第三回東部地域救急フェスタ開催に伴う会場提供、八潮市とは「やしお市民大学」への講師派遣、足立区とは共催で獨協大学公開講座を開設、草加「まちづくり」に関する経済学部の教員、学生による実地調査、政策提言、空き店舗活用事業等の「そうか産学行連携事業」等を実施することにより一定の社会的評価を得ている。また、大学として学生のインターンシップを積極的にバックアップしており、各学部において、インターンシップを単位として認定する制度を導入している。学生を社会に送り出すことが、結果的に社会的効果の検証につながると考えている。こうした社会的評価を、大学・学部の改善に反映させて行く検証制度を確立していきたい。

また、本学卒業生の主な就職先である企業に対し、本学卒業生に対する評価をアンケート調査するなどして、本学の社会的評価を検証していくことも検討していかなければならない。また企業に対し本学に対するイメージ調査を行い、他大学にはない特色や活力を社会がどのように評価しているかを検証し、調査結果を教育プログラムに反映させていくべきであろう。また、卒業後何年かたった卒業生に対して大学への満足度調査を行い、卒業生による大学評価も検証していくことが必要であろう。

大学院

法科大学院

はじめに「自己点検・評価」について獨協大学大学院の自己点検・評価活動については、大学院学則第1条の2に、法科大学院の自己点検・評価活動については、法科大学院学則第3条に、それぞれ「教育研究水準の維持・向上を図り、社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する」とことと定めている。

大学院については、「獨協大学自己点検および評価に関する規程」に基づき、学部の項で述べた自己点検運営委員会に各研究科委員長が委員として参加しており、また点検評価企画委員会には各研究科主事が委員になっているため、基本的には学部と歩調をあわせた自己点検・評価活動を行っている。

一方、法科大学院は独自に「獨協大学法科大学院自己点検および評価に関する規程」を定め、法務研究科長を責任者として、特任教授と客員教員を含む教授会構成員全員によって構成される「自己点検委員会」の下に自己点検・評価活動を行っている。

現状の説明

368

自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性については、大学院については学部の項で述べたとおり、点検評価企画委員会はほぼ毎月開催されており、毎年度、前年度の総括と次年度の活動方針を定めて自己点検・評価活動を行っていることから、自己点検・評価を恒常的に行うシステムは十分に機能していると言える。自己点検運営委員会は基本方針を示す委員会として位置づけられ、この基本方針の下に点検評価企画委員会は実施案を企画・実行し、その結果を自己点検運営委員会に報告、報告を受けた自己点検運営委員会は必要に応じて両委員会に改善の指摘および勧告を行うというシステムが確立されたことにより、自己点検・評価を恒常的に行うシステムはさらに有効に機能することとなった。

一方、学部で教員のFD活動の一環として実施されている授業評価アンケートは、大学院は一授業当たりの受講者数が少ないため、同じ形式でのアンケートはなじまないとして実施していない。大学院の授業については、教員と学生が直接話し合うことにより改善できるものと判断している。

法科大学院の自己点検・評価活動は、教員相互の授業参観と評価、学生による授業評価、FD活動、外部機関との協力、各教員により每学期終了後に提出される授業報告書および年度ごとに提出される教育・研究活動等の報告書などに基づいて行われている。

法科大学院のFD活動については、全専任教員を構成員とするFD委員会が設置され、授業内容の調整・改善、授業方法の改善、成績評価のあり方や方法の改善、学生にかかわる負

荷の適正化などを目的とし、学生による授業評価アンケートの結果を参考にしつつ、改善策や調整方法などについて意見交換し具体的改善策を提案している。また、每学期定期的に全般的な授業内容・方法の改善や学習環境の改善を目的として、学生との意見交換会を開催している。

また、「法科大学院自己点検および評価に関する規程」第4条に基づき、法科大学院専任教員は、相互に授業を参観し、評価しあうものとしている。各教員は他の教員の担当する授業を最低2回参観して、授業参観報告書を作成・提出し、これをもとにFD委員会において授業内容や方法等について意見交換を行っている。

授業評価アンケートについては、法科大学院では每学期2回(中間と期末)実施しており、その結果は各担当教員に通知すると同時に、全専任教員にも開示され、アンケート集計後に行われるFD委員会において検討の素材として取り上げられる。アンケート結果を受け取った各教員は、学期終了後すみやかに、アンケートに対する回答・コメントを含む「授業報告書」を作成して提出することにしており、アンケートに対する回答・コメントは学生にも開示されている。

369

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性については、これも学部の項で述べたことと重複するが、本学では学長、副学長、学部長、研究科委員長、教務部長、学生部長、総合企画部長、事務局長らで構成される自己点検運営委員会が毎年度自己点検・評価活動の基本方針を定め、それを受け、点検評価企画委員会、FD推進委員会が毎年度の具体的改善・改革方策を定めている。この点検評価企画委員会は学科長、研究科主事らから構成されているため、自己点検・評価活動の方針を各研究科における実行と結びつけるシステムは確立されていると言える。自己点検運営委員会は毎年度、点検評価企画委員会より報告を受け、改善・改革を指示する。このように、制度的には自己点検・評価結果を基礎に将来の発展に向けた改善・改革を行うシステムは有効に活用していると言える。

また、法科大学院で実施されている授業評価アンケート、教員相互による授業参観、学生との意見交換会等の取り組みについては、その結果報告書等を作成しFD委員会で取り上げ、将来の発展に向けた改善・改革に結び付けるための話し合いが行われている。

370

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性については、学部の項で述べたとおり、大学院についてもこれまでは大学基準協会に提出する自己点検・評価報告書の作成が中心となっている。この報告書は他大学(主に私大連関係)や関係機関にも送っているほか、ホームページでも一般公開しているなど外部公開しているため、内容の客観性・妥当性は保たれている。

法科大学院は2004年4月に開学したばかりであるが、翌2005年7月には日弁連法務研究財団による「トライアル評価」を受けている。この「トライアル評価」とは、法科大学院の認証評価機関である日弁連法務研究財団が2006年から実施する本評価を前に、評価の

具体的手法と評価基準を確立するために行ったものである。その評価報告書は 2005 年 12 月に受け取り、学内において公表した。このように学外者による評価を積極的に受けることにより、自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するよう努めている。

371

学外の専門的研究者等による評価の適切性については、大学基準協会および日弁連法務研究財団以外には外部評価を受けたことがないため、本学の点検評価項目として該当しない。

点検・評価、長所と問題点

368

自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性については「現状の説明」で述べたとおり、点検評価企画委員会がほぼ毎月開催され、毎年度、前年度の総括と次年度の活動方針を定めて自己点検・評価活動を行ってきた点、自己点検運営委員会が定めた基本方針に対し点検評価企画委員会が実施案を企画・実行し、結果を自己点検運営委員会に報告、自己点検運営委員会が報告に対し改善の指摘および勧告を行うというシステムを確立した点は有効な自己点検・評価活動システムとして評価することができよう。しかしながら、自己点検運営委員会、点検評価企画委員会の審議事項がどうしても学部中心となってしまうため、大学院の自己点検・評価の審議が手薄になってしまう面があることも否定できない。

一方、法科大学院の自己点検・評価活動は法科大学院独自に進められており、教員相互の授業参観や授業評価アンケート結果を受けての授業報告書の作成など、学部で実施されていない FD 活動を積極的に取り入れている点は高く評価できる。

369

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性については、前述の法科大学院における FD 活動は有効に将来の改革に生かされるシステムをとっていると言えよう。大学院研究科については、学部の項で述べた内容と重複するので、そちら（項目 360）を参照されたい。

370

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性について、大学基準協会という第三者機関による自己点検・評価を受けることで客観性・妥当性は確保されている。一方 7 年に 1 回というサイクルでの外部評価だけでなく、各点検・評価拠点での毎年度の自己点検・評価結果を年次報告としてまとめ一般公開し、これに対し何らかの形で外部評価を仰ぐといったシステムの必要性も検討したい。こうした活動が、日常的な自己点検・評価活動に客観性・妥当性を確保するためには必要であると思われるからである。なお、法科大学院については、開学 2 年目にして外部評価を受けている点は、自己点

検・評価結果の客観性・妥当性を確保しようと努力していることとして評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

368、369

自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性、自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性について、今後は、大学全体の自己点検・評価活動という面から、法科大学院の自己点検・評価活動も自己点検運営委員会の下に統括し、学部、大学院、法科大学院が意見交換し、それぞれの良い点を取り入れていくことにより、将来の改革により有効に生かされていくものと思われる。そのためには、現在、法科大学院の法務研究科長が自己点検運営委員会の委員になっていない点は改正されるべきである。授業評価アンケートについては、大学院についても独自の形式を構築して実施することを検討すべきである。

【第15章】

情報公開・説明責任

概要および目標

本学の収入は学生生徒納付金と、国・地方公共団体等からの補助金で全体の約9割を占めていることから、大学の財政内容を広く公開することは、大学の社会的責任を果たす上で当然の義務であると認識している。適切な情報公開により社会に対する大学の社会的責任が果たされているかを検証することが本項目の自己点検・評価の目的である。

本学では、ホームページはもとより、学生向け広報「獨協大学ニュース」、新入生・保証人向け広報「Campus Guide」、受験生向け広報「ヴィッセンシャフト」、教職員向け広報「獨協大学広報」などを通じて、本学の理念をはじめ「教育・研究」「入試、施設」「社会貢献」「学生生活」「財政」などに関する情報を可能な限り公開している。他方、個人に関わる情報については、「個人情報の保護に関する規程」に基づき開示請求制度を定め、厳格な手続に従い、その公開の際には細心の注意を払っている。

「教育・研究」については授業評価結果に対するフィードバックの実施や研究業績の公開、「入試」については各入試形態における配点および最低合格点等の公開、「施設」については施設整備計画および投資金額の公開、「社会貢献」については活動発表や報告、「財政」については財政状況の公開を通じて、説明責任を果たしている。

学外からの大学に対する情報公開請求は、まず、総合企画部が担当することになっているが、学生の成績・学籍等は、教務課が内規に基づいて、それ以外で個人情報に関わる請求は、個人情報保護委員会が、個人情報に関わらない請求は、学長補佐委員会が、学内規定に従って判断することになっている。

財政公開に関しては、本学では学校法人としての自主性と公共性に伴う社会的責任を踏まえ、広く学園の財務状況の理解を得ることを趣旨として、昭和62年より決算書の基本3表（資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表）を公開、平成4(1992)年度からは予算書（資金収支予算書・消費収支予算書）も開示、平成17(2005)年度からは事業計画書、事業報告書を開示している。開示方法は大学ニュースおよびホームページに開示しており、社会的説明責任は十分果たしていると認識している。今後は、情報を受ける側がより関心を持つようなわかりやすい開示方法をめざし、特に事業報告書については説明責任が果たせる開示内容を検討していきたい。

一方、自己点検・評価結果の公表という点についても、本学では過去の自己点検・評価報告書は他大学・関係機関へ送付しており、2002年の自己点検・評価報告書はホームページでも公開しており、誰でも閲覧することができる。自己点検・評価結果を広く公開することは、評価内容の客観性・妥当性を確保するために重要なことと認識している。

本章における自己点検・評価の目標

- ・大学の財政内容を広く公開し、適切な情報公開により社会に対する大学の責任を果たす。
- ・財政内容の公開にあたり、情報を受ける側がより関心を持つようなわかりやすい開示方法をめざし、特に事業報告書については説明責任が果たせる開示内容とする。
- ・自己点検・評価内容の客観性・妥当性を確保するために、自己点検・評価結果をホームページ等を通じて広く社会に公開する。

大学

現状の説明

372

財政公開の状況とその内容・方法の適切性について、学校法人獨協学園は財政の基本3表と次年度資金・消費収支予算書ならびに各種報告書等を、大学は消費収支内訳書の決算と予算書を公開している。

(1) 法人としての財政開示については、次のとおりである。

財務資料として、消費収支計算書・資金収支計算書・貸借対照表の基本3表と、消費収支予算書・資金収支予算書、財産目録、事業報告書、監事監査報告書、事業計画書を開示している。

補足説明資料として、消費収支計算書では、帰属収入と消費支出の主な項目の特徴と、予算との比較で増減理由及び基本金の組入れの内容と消費収支差額を説明している。

資金収支計算書では、借入金等の借入れと返済、施設設備関係、繰越支払資金を説明している。

貸借対照表では、資産の部で固定資産と流動資産の増減の理由、負債の部では長期負債と短期負債の主な科目毎の増減理由、基本金については1号基本金から4号基本金の増減の理由をそれぞれ説明している。

(2) 大学としての財政開示については、次のとおりである。

消費収支内訳書の決算書は、大科目で予算額・決算額・帰属収入比・予算実績差異額を、予算書は前年度予算額と当該年度予算及び帰属収入と差異額を勘定表の形式で開示し、中科目ごとに内訳明細の金額と前年度比増減及びその理由を開示し、基本金組入れや施設・設備整備の内容についても同時に開示している。

開示方法としては、法人と大学の財政を学内広報(大学ニュース)及びホームページにて開示している。また、父母(保証人)に対しては学内広報を直接郵送し、教職員に対しては、開示資料について学内LANを活用した大学掲示板にて開示している。

373

自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性について、本学は「獨協大学自己点検および評価に関する規程」第8条で「自己点検および評価の結果は、公表するものとする。」と定め、同第9条で「本学は、自己点検および評価の結果を受けて、教育研究の水準の向上並びにそれぞれの活動の改善に努めるものとする。」と定めている。本学では、1997年および2002年の自己点検・評価報告書を他大学および関係機関に広く配布し、2002年の報告書はPDF化してホームページ上でも公表し誰でも閲覧できるようにしている。

外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性について、本学は1998年に大学基準協会から認証評価を受けた際の助言・勧告事項、およびそれに対する改善報告をホームページで公開し、評価結果を受けての改善経緯を外部公表している。

点検・評価、長所と問題点

財政公開の状況とその内容・方法の適切性について、本学では学校法人としての自主性と公共性に伴う社会的責任を踏まえ、広く学園の財務状況の理解を得ることを趣旨として、昭和62年度より決算書の基本3表（資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表）を公開している。さらに平成4（1992）年度からは予算書（資金収支予算書・消費収支予算書）も合わせて開示し、平成17（2005）年度には事業計画書、事業報告書についても開示している。このように財政開示が一般的ではない頃からすでに本学は積極的に財政開示を実施してきたが、今後は情報を受ける側にとって、より分かり易い開示内容にすることが課題である。

自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性、および外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性について、自己点検・評価報告書および大学基準協会からの評価結果（助言、勧告）評価結果に対する改善報告をホームページ上で誰でも閲覧できるようにしている点は、自己点検・評価報告の内容の客観性、妥当性を確保するための方策として評価できる。ただし、公開にあたっては個人情報保護の点は考慮されなければならない。一方、今後7年に一度の自己点検・評価報告書を公開するだけでは、期間的に間が開きすぎるといった問題点もある。

将来の改善・改革に向けた方策

財政公開の状況とその内容・方法の適切性について、本学では、積極的な財政開示を行ってきたが、今後は、情報を受ける側がより関心を持つような分かり易い開示内容、方法を現在模索中である。特に事業報告書について説明責任が果たせる開示内容を検討していきたい。

自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性、外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性について、自己点検・評価結果を外部公開することは、評価内容の客観性、妥当性を確保するために極めて重要であり、また評価結果に対しどのような改善策をとり、その達成状況はどうであったかについて外部の批判を仰ぐことは、大学の社会的

使命でもあるため、今後とも積極的にホームページ等を通じて公表していきたい。7年に一度の自己点検・評価報告書の公開だけでなく、例えば、自己点検・評価の年次報告といったものを作成し外部公開することを今後検討していきたい。一方、外部公開した報告書に対し、学生や学外者からのフィードバックをどう受信するか、といった点も今後検討していかなければならない。

大学院 法科大学院

現状の説明

375

自己点検・評価、長所と問題点結果や外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性については、内容的に学部と共通である。詳細は学部の項目 373 を参照のこと。

点検・評価、長所と問題点

上記に照らして、特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

上記に照らして、特になし。

結章

本報告書は、2001年以降現在に至る本学の現状と課題の総括文書である。本学がこの間取り組んできた主要な課題は、教育研究の「国際化、多様化、専門化、地域化」であったと言えよう。

国際化された社会に有為な人材を送り出す人材育成は、本学の目的である「外国語教育を重視して国際情勢に対処できる実践的な独立の人格を育成」する点からも重要な課題である。本学は、すでに海外16の大学と交換協定を締結し、学生の留学を中心に相互交流に努めてきた。さらに外国人専任教員も全専任教員の8.4%に及んでいる。

また、2005 - 2006年が「日本におけるドイツ年」であったこともあり、「獨協の『ド』はドイツの『ド』」を合い言葉に、駐日ドイツ大使館の後援を得てシンポジウム「カントと現代の平和論」、「シラー没後200年記念講演会・コンサート」を開催するなど、例年以上に国際化された大学にふさわしい活動を展開することができたと言っている。

しかしながら、学生の留学は、本学学生を送り出すことが中心で、海外からの留学生の受け入れは、人数・体制ともに充分であるとは言えない。受け入れ人数の増加のための具体的施策、日本語とともに各学部学科での教育内容の検討が求められている。

教員の国外研修は、長期・短期の制度が設けられており、6名から8名程度の教員が毎年制度を利用しているが、教員の希望を十分に叶えているとはいえない。とはいえ、財政上・授業運営上から見ると増員は困難な現状にある。また、相互交流の協定もあるが、教員レベルの、研究上の交流はさらに困難な現状にある。受け入れた外国人教員が送り出した教員と同一の授業数を受け持つことは、ほぼ不可能であり、授業運営上は教員の補充をしなければならないからである。

今後一層進むであろう国際化にどのようにして対応し、教育と研究を活性化させてゆくか、従来の方法のみによる「国際交流」ではなく、IT化時代の媒体の活用も含めた新たな対応が求められている。

本学は、学生の関心と社会の要請の多様化に応えた教育組織の再編に努めてきた。欧米中心の言語・文化のみならず、アジア・太平洋地域の言語・文化への関心と要請が高まる中で、2007年度から国際教養学部言語文化学科を設置する。また、地域および政策形成に関わる科目を総合的に学ぶ総合政策学科を法学部のなかに新設するため、2008年度設置に向けて準備を進めている。さらに、外国語学部も実用語学・実務家養成に主眼をおいた学科の新設を構想中である。

学問の多様化の時代である。しかし、それはまた同時に学問の総合化、新たな教養が求められる時代でもある。本学は、教養課程の大綱化以降、本学の建学の理念でもある「学問を通じての人間形成」のための基礎教育を重視し、組織再編も含めて様々な試行錯誤を繰り返してきた結果、現在の「全学共通カリキュラム」を生み出すに至った。現在全学共通カリキュラムは「検討部会」で新たな検討を加えているが、これによって一層の基礎教

育の充実が図られることになろう。

多様化の一方で専門化の要請にも応えなければならない。本学は、2004年4月に専門職大学院である法科大学院を設置した。以来学生募集も順調に進み、施設・設備の一層の拡充が進行中である。2006年度は完成年度であり、その成果が期待される。

従来の大学院は、この数年、ほとんどの専攻で在籍学生数が定員を満たしていないという深刻な問題を抱えている。その原因を考えてみるに、ひとつには大規模大学院が定員を増加している傾向にあり、そのため本学への受験生が減少したと考えられる。しかし、原因はそればかりでなく、大学院に対する社会の要請の変化も考えなければならない。かつて文系大学院の主眼は研究者養成にあった。しかし、今日では、従来より広くかつ異なった目的で大学院進学が求められている。こうした状況の中で本学でも、高校以下の教員の再教育を主眼にして一年制コースを設けたり、社会人も学べるように土曜日に開講したり、学部内の推薦制の導入等の改革を進めてきた。しかし、事態を好転させるまでには至っていない。各研究科・専攻において、大学院教育になにが求められ、いかなるカリキュラム編成が必要であるのかを早急に議論し、大学院進学希望者に、本学大学院修了後にどのような進路（就職）が可能であるのかを明確に説明できる方針を打ち出す必要がある。

学問の高度化・専門化が進む中で、本学は「環境共生研究所」と「地域総合研究所」の二つの研究所を早ければ2007年4月に設立するために準備を進めている。両研究所は、従来の個人研究を基礎とした運営とは異なり、研究所長が中心になって研究テーマを掲げ、学内外はもとより自治体、NGOに研究者を募り、その成果を地域に発信し、学内教育に還元する方式をとり、地域貢献・問題解決型をめざすものである。大学に求められている専門化と地域化に対応したいと考えている。

本学は、埼玉県南東部に位置し、近隣に本学と同規模の大学が存在していないことを念頭において地域に開かれた大学を目指してきた。「オープンカレッジ（公開講座）」を毎年開講し、「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」の設立（2007年度予定）を準備し、草加市立図書館と協定を締結して草加市民等が本学図書館での閲覧を可能にしてきた。また、地元の草加市とは「産学行連絡会」を設けて様々な事業を推進してきた。2006年にはドイツ年行事の一環としてベルリン・フィルハーモニーのコンサートも開催した。研究教育内容の地域化とともに、地域の住民に開かれた大学創りを進めていくことも重要である。

しかし、本学が進めてきた地域化は、地元自治体を中心であり、今後はさらに広域化を進める必要がある。地元自治体の外側にある自治体、さらには埼玉県との協力関係を構築して行く必要がある。

以上述べたごとく、研究教育の国際化、多様化、専門化、地域化を進めていくためには、その基礎をなす施設の整備が必要であることを認識し、設備の充実にも努めてきた。1999年にアリーナ（体育館）、学生食堂、売店、講堂、多目的スペースなどを備えた「35周年記念館」を建設し、さらに、野球場、サッカー場を備えた越谷グラウンドを整備するな

ど、学生の生活の場を確保してきたが、引き続き図書館、情報・外国語教育施設、教室等を収容する「天野貞祐記念館」を建設し、隣接するグラウンドを整備して、地域に開かれたグラウンドをつくりつつある。これらは、創立50周年（2014年）にむけた中長期計画に基づくキャンパス整備計画の一環であり、近隣地区（松原団地）の再開発計画を念頭に置きつつ、一層の整備を進めていくこととなる。

こうした、施設の整備計画は、単なる「物」をつくる計画ではなく、大学をめぐる今後の変化に対応しようとするものである。社会的には少子化がすすみ、教育研究においては国際化、多様化とともに専門化がすすむと考えられるが、こうした中であって、本学は、「優れた教育と高い付加価値」を提供できる大学を目指して改革・改善を進めていきたいと考えている。施設整備の拡充計画はその基礎をなすものである。

最後に、本学の教育研究のさらなる推進とその評価方法に関わる問題である。教育の評価に関しては、「学生による授業評価アンケート」に取り組み、年々改善に努めてきた。全学生にアンケート用紙を郵送して、学生の評価を受取る方法をとってきた。当初は、教員が集計された評価を受けただけであったが、その評価に対して教員が任意で回答する方法に改めた。学生からの回収率は25%前後が続いている。回答率が必ずしも高くない原因は多々あるものと推測されるが、学生の評価が授業の具体的改善につながることを学内的に訴え、学生の関心を高める努力が必要である。

また、教員の教育研究全般の評価に関しては、FD推進委員会が中心的役割を果たす必要がある。画一的な評価方法ではなく、各学部学科さらには研究分野の事情を踏まえた、自主的・相互的な評価方法を案出する必要がある。

本学は、この5年間、様々な改革改善に取り組んできたが、これに甘んずることなく「学問を通じての人間形成の場」の提供に向けて努力を重ねなければならない。

国際化、多様化、専門化、地域化。本学が進めているこれらの改革に向けてさらなる前進をしてゆきたい。